

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1128E1	新規基準に合格した原発は速やかに再稼働すべきである。
1128E4	地震大国の日本で、原発は危険です。これから、さらに地震が増える可能性もあります。動かさないでください
1128E5	女川原発は震災被災原発です。報道によりますと、1130ヶ所もひび割れたところが見つかり、個々のひび割れを手当てするだけでは、安全性の確保はできないのではないかと考えます。また、テロや飛行物体から原発を守る方策はほとんど取られていないように見受けられます。先日米軍機から模擬弾が演習場以外の場所に落とされましたが、米軍に限らず、何らかの飛行物体が落下しても爆発しないだけの措置がとられていると原子力規制委員会は断言できるのででしょうか。以上から再稼働を許可すべきでないと考えます。
1128E6	今現在原子力発電所の稼働に伴う放射性廃棄物の適正な処理方法や利用方法は確立されておりません。さらに保存するためのスペースも限界に近づいています。女川原発の稼働の可否も単にその安全性だけでなく、その稼働がもたらす結果を踏まえたトータルな視点から判断されるべきです。規制委員会の仕事は、個々の原発が新しい規制基準に適合するかどうかの判断をするのみ、というのは無責任です。その「合格」の判断は将来世代に負の遺産を残す後押しをすることになります。放射性廃棄物の処理ができない以上原発の再稼働はあり得ません。
1128E7	女川原発は東日本大震災でも設備に被害を受けており、さらなる地震があれば、福島原発の事故の二の舞になることが重々考えられます。再稼働してはなりません。さらに近年巨大化する台風や、災害が想定されますので、再稼働には断固反対です。
1128E9	再稼働は絶対反対です。やめてください。それだけでなく福島で危険な目に遭っている私たちなんです。
1128E10	原発の再稼働に反対します。子供達の未来に原発はいらないです。原発は全て無くすべきです。人間が扱えるものではないと思います。
1128E12	毎日、どこかで必ず地震がある地震大国の日本。今後 30 年以内に M8 以上の発生する地震も多いのに、原発はいりません。どんな頑丈な建物も耐用年数があるし、東日本大震災のときの福島原発も、こんと一ロールできあに状態です。原発を全てとめても、電力は充分とのこと。再稼働は必要ありません。
1128E13	福島第一原発の事故処理が未だ収束していない中、いくら安全対策をしても事故が起きればとてつもない被害が出る事は経験から想定出来ます。またいつ地震や津波があるか予測出来ない状況で再稼働には反対致します。
1129E1	福島原発事故による被災者がいまだ通常生活ができていない中、再稼働とはどういうつもりなのでしょう。原発に被害を与えるほどの地震は、津波は100%来ないといえるのでしょうか？気が知れませんか。廃炉してください。
1129E2	再稼働しないで下さい。日本は毎年災害があります。原子力発電所の事故をこれ以上起こさないでください。被害者をこれ以上増やす可能性を作らないでください。本当に宜しく願い致します！
1129E3	審査書案に対する科学的・技術的意見と先日の女川原発の審査合格基準を元とする審査基準に問題はないと思われます。現状の日本における反原発思想はほぼ全て誤りでありこのまま毎年巨額の貿易赤字が発生する状況で 2030 年を迎えると国富流失による経済的苦境とあまりにも過激な環境保護思想に傾倒する欧州連合による火力発電廃止を求める外圧を跳ね除けられなくなり現在残存する旧型原発を無理やりにでも再稼働させざるを得ない状況に陥ると思われます。1980 年代に考案された 1200kV (120 万ボルト) 超々高圧送電線によるロシア領内原発から関東への計画が存在しました。国内原発の再稼働を馬鹿げた非科学的思想で忌避する場合に起こり得る結果は、原発 1 基の建設コストで東京～ロシア領、約半分釜山～対馬～唐津、唐津で玄海原発～関西の既設高圧送電線に接続と現実的な範囲との近年の建設コスト試算が出ている海外原発からの電力輸入が現実化する。同等の高圧直流送電（中国・ブラジル共和国）での実現、試算値に近い建設コストとなっており、原子力発電所が 1000km 超の遠距離なら気にならないという現実的な選択の世論なら、樺太、中国の支配下となった大韓民国に第 3 世代又は第 4 世代（ロシア製ナトリウム高速炉・中国製高温ガス炉）原子炉が大量に半島及び樺太に建設されそこから電力輸入が現実的となる。ただ、一度根付いてしまった非科学的反原発思想（大半が左派思想家による悪意ある捏造が元凶）は数十年続くと思われる。この影響により、原発事故の際に危険地帯となる北海道及び福岡・山口・佐賀県への在住を忌避する傾向が生まれた

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	り、低レベルの放射性物質漏れ事故が樺太・又は大韓民国で発生した際に同国民及び国境地域住民への現在福島県民に行われている差別が行われると思われる。
1129E4	2011年に3メルトダウンという人類史上初、最悪の原発事故が福島で起こりましたが、科学的、技術的に事故の収束の目処がたつどころか、2019年の現在もなお事故の原因、全容すら解明できていないありさまです。福島ではメルトダウンのような過酷事故が起こる確率は百万分の一と言われていましたが、結果は3基のメルトダウン。百万分の一×百万分の一×百万分の一の事故が実際に起こったわけです。防潮堤が何メートルだろうがどんな安全対策をしようが、事故が起こるときは起こります。日本で原発を稼働することは、安全保障上からも自殺行為です。再稼働などとんでもないことです。女川原発全基の早急な廃炉を求めます。
1129E5	再稼働に賛成です。きちんと災害時に安全に停止して過酷事故も起こしていない。被災地であり、問題がなかったからこそ信頼出来るもの。再稼働することで電気代が下げられるならば、そう急に稼働させて、被災された方々や復興のために役に立てていただきたい。お金も資源も有限ですから！
1129E6	稼働可能な原子力発電設備を根拠なく一時の感情で発電させないのは国益を著しく毀損する。安全性が確認された原子炉は再稼働すべし。
1129E7	再稼働反対します。特に今後の地球の変化による災害などを考えると、もう想定外でしたではすまされません。原発は事故が起こったときのリスクがあまりにも大きすぎます。原発依存は終わりにし、自然エネルギーでやっていけるように進むことです。
1129E8	東日本大震災による原発事故で、福島から自主避難している者です。女川原発が再稼働することに反対と考えます。今後、当地で原発災害が起こった場合は周辺地域は当然のこと、東北一の都市である仙台市にも、人が住めなくなってしまうと思います。人的被害や経済や産業への影響は当然ながら、根強く続く風評被害も懸念されます。
1129E9	検査に通って問題なしであれば、速やかに稼働させ、電気の安定供給を図るべきです。ホルムズ海峡の不安定化もあり、いつまでも止めておくのは経済的にもエネルギー安全保障的にも得策ではありません。
1129E10	福島では原発事故により、いまだに住民の分断が起きており、原発を続ける事は国民にとって何一つ良いことはありません。中止すべきです。
1129E11	<p>女川原発再稼働について意見します。東日本大震災による福島第一原発事故以降、原発エネルギーへの慎重論が高まっています。それは、今日福島県内に広く居住する方々の苦悩に、放射性物質の『目に見えない物体の恐怖』があるからです。その影響が明らかになる10年～100年後の恐怖はまだ誰にもわかりません。『安全』、『安全』と謳われた原発安全神話は東日本大震災の一夜で崩壊しました。政府が国民に原発が絶対に安全だと信じた信頼を、現時点で回復しているとは言えない状況にあります。また、今日世界規模での異常気象の発端は、地球温暖化による海水温上昇であると明らかになっています。その原因が、化石燃料をエネルギーの主とする人間社会であり、火力発電そのものだという見方があります。地球温暖化を食い止める先進国の取り組みは待ったなしです。しかし、そのような情勢の中であれば、太陽光発電や風力発電、地熱発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及に向けてもっと日本政府が行うべき投資や対策があるのではないのでしょうか。例えば、太陽光発電買い取り制度を廃止するのではなく、維持・拡大に向けてさらに予算化するほか、蓄電池購入補助など各家庭で行うべき節電対策。商業施設のLED照明促進補助の維持・拡大、生産工場などでは働き方改革とリンクさせた体制の見直しなど、全体的な発電需要を下げることで、原子力エネルギーを不要とする仕組みを政府主導で行わなければなりません。また、原子力発電によって発生する使用済み核燃料の最終処理についても、課題が解決していません。私たち</p> <p>が所在する宮城県美里町は原子力発電に依存しない社会実現について多くの提言を行い、脱原発の姿勢を明らかにしています。その考え方について、私たちは宮城県美里町を強く支持します。自然災害は、だれにも予測しがたい災害であり、今年一度重なる台風被害にもみられるように、容赦なく人間が作ったものを破壊します。人間の苦い経験から生まれた類まれなる英知を結集してつくられたものであっても、時間経過の影響予測と自然災害を完全に防御する力など存在しません。経済優先による嘘やまやかしのない真実の情報と、人間生活を長年に渡り脅かすことのない工作物を、正しく後世に引き継ぐためにも、女川原子力発電所の再稼働については強く反対する立場での意見といたします。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1129E12	<p><女川原発資料のTRO I 実験の実験温度は偽装されていると思われる> 4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用 3. 審査過程における主な論点 (1) 水蒸気爆発が実機において発生する可能性、について審査書(案)では、「申請者は、原子炉圧力容器外のFCIのうち、水蒸気爆発は、実機において発生する可能性は極めて低いとしている。・・・実機において想定される溶融物(二酸化ウランとジルコニウムの混合溶融物)を用いた大規模実験として、COTELS、FARO、KROTOS及びTRO Iを挙げ、これらのうち、水蒸気爆発が発生したKROTOS、TRO Iの一部実験の特徴としては、外乱を与えて液-液直接接触を生じさせていること、又は溶融物の初期の温度を高く設定することで、溶融物表面の蒸気膜が安定化する反面、溶融物表面が冷却材中で固化しにくくさせていることが要因であることを示した。」と説明されています。東北電力は、平成30年(2018年)7月26日の第606回適合性審査会において、資料2-1-3、「女川原子力発電所2号炉、重大事故対策等の有効性評価について」を提出しています。この資料において、TRO I 実験の説明が行われています。そして、この資料の16、17、18ページにTRO I 実験の実験条件及び実験結果の表が示されています。この資料は、参考文献[8][9][18][19]により作成されたと説明されています。特にこの資料は、[8]及び[18]を中心に作成されていると推定されます。[8] JV. Tyrpekl, Materialeffectinthefuel-coolantinteraction:structuralcharacterizationandsolidificationmechanism, 2012. [18] J. H. Song, FuelCoolantInteractionExperimentsinTROUsingaUO₂/ZrO₂mixture, Nucl. Eng. Des., 222, 1-15, 2003. [8]の文献は、ストラズブル大学の学生による学位(博士)論文であります。[18]は、TRO I 実験グループの著者等が「NuclearEngineeringandDesign」の専門雑誌に発表した論文です。9ページにFig. 8. MeltpointforTRO I-14byCHINOandIRCONpyrometer.の資料が表示されており、説明文の中に、CHINOの温度計の外挿値とIRCON温度計の実測値の800Kを超える大きな測定温度誤差が説明されています。融点の高い、ジルコニア(ZrO₂)の予備溶融試験時に、CHINOの温度計の測定温度以上の高温に成り測定不能に成ったので、温度計の黒度の設定を1.2と設定し、表示されている補正式を使用して外挿を行ったが、それが異常に高い温度を示す原因に成ったようです。それから、5ページのTableInitialconditionsandresultsofcoriumexperimentsで、溶融温度が表示されています。TRO I 実験の2002年論文では、溶融温度はCHINOの温度計が測定範囲を超えた為に行った外挿値だったので、実験溶融温度は3373K以上と表示されていました。しかし、TRO I 実験2003年mixture論文[18]では、外挿値のピーク温度を不用意にTRO I-10、TRO I-12の実験溶融温度3800K、TRO I-11の実験溶融温度3800K以上と表示しています。ところが、この表示が後から誤りで有ったことは、CHINOの温度計の外挿値とIRCON温度計の実測値の比較からすぐに分かります。電力会社のやり方は、あまり知られていないTRO I 実験の論文の中から、都合の良い表やグラフなどを引用しています。しかし、TRO I 実験の一連の論文を読めば、明らかな間違いで有る事が分かるのに、論文の本文の説明を無視し、大きな偽装を行っている事が、TRO I 実験2003年mixture論文を調べてみて、より明らかに成ります。女川原発資料のTRO I 実験の実験温度は、ストラズブル大学の学生による学位(博士)論文を利用し、またTRO I 実験の補正温度を使用せず、測定温度を使用し、実験温度が実炉のデブリの溶解温度よりも異常に高温だったとの偽装が行われていると思われる。しかし、審査書はTRO I 実験グループの著者等が専門誌に発表した一連のTRO I 実験の報告書の内容を検討せず、偽装された資料をそのまま使用し、審査を了承したことは問題と思われる。</p>
1129E13	<p>稼働に賛成します。東日本大震災でも無事だった施設を再稼働させない意味が分からない。万が一の不安に備えていたら何も進まない。</p>
1129E14	<p>十分な検証の下の再稼働のことと思います。今後は、運用状況はもちろんのこと、事故の大小にかかわらず、嘘偽りのない情報公開をお願いします。今後、縮小するにしても、原子力エネルギーの利用は、日本にとって重要な技術だと思っていますので、再稼働後も、関連技術の蓄積はもとより、技術者の育成にも力を入れていただきたいと思います。</p>
1129E15	<p>どうか再稼働を撤回してください先般の台風で被災体験しています年々自然災害の頻度悲惨さが増してきていますその原因は私たちにあると思います原発の安全神話は東日本地震で崩され、教訓となったはずですその後の処理がいかに大変か、先が見えず、正解もわかりません電力が足りないのですか？私はそうは思いませんが、節電しますのように思う国民は沢山いま</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	す私たちの生きている間は大丈夫、その先は知らん！ではあまりにも無責任すぎます一旦稼働すると、停止するのが簡単ではないと聞きますこれ以上未来の地球に人間に、危険因子を残してほしくありませんどうか本当に本当に必要か時間かけて国民と対話してくださいお願いいたします
1130E1	2011年3月13日2時頃、宮城県の中で女川だけが桁違い高い(福島中通りよりも高い)毎時21マイクロシーベルトという線量になった。福島由来の放射能が原因なら、女川原発敷地境界の各所の計器は、ほぼ同じ値を示すはずであるが、極端にバラツキがあった。ということは、女川原発自身が放射能を漏らしたと疑うのが科学的に当たり前である。なのに、この検証が、全然なされていない。今年になって何故か突然廃炉が決まった炉が、2011年3月13日2時頃に放射能漏洩をおこしたのではないか。というのも、その炉の近く(風下)の計器だけが、著しい高線量になったからである。
1130E2	まず、文書が長すぎること、また、意見を求めたいポイントが不明瞭であることを指摘します。大学で何を学んできたのか疑問です。さて、女川原子力発電所は、3.11の津波に耐え、むしろ一時的には避難所として機能したと報道を通じて理解しています。3.11の津波に耐えたという点において、安全性は担保されていると判断します。以上
1130E4	国も保障しきれないほどの重大事故を起こして、東京電力も国も誰一人として責任を取らないのはおかしい。広大な土地や森、食べ物を汚染しているのに、病気の因果関係が証明されないというだけで、他の電力会社まで何ごとにもなかったように再稼働を進めるのには反対。すべての電力会社が再稼働したいのであれば、まずは福島原発を収束させて、10万年、100万年保管しなければならない核のゴミをどこにどうするのかを決めてから再稼働するのが当たり前。水蒸気爆発の専門家が、プルトニウムで人が死ぬこともなければ水蒸気爆発なんて起こらないと言っていたことがあった。口先だけでは信用できない。トリチウム水が安全なら、〇〇ベクレル以下が安全なら、それを電力会社や推進する人達とその家族で摂取するなり家に置いて、10年以上実験してから安全だとして欲しい。そうやって進めていくことが今できる社会への責任の取り方だと思う。口先だけの安全で進めるのはやめてほしい。国民にこれ以上嘘をつかずにすべて公表して、エネルギー問題について考えさせて欲しい。
1130E5	隣の県で原発事故が起きたことはもう忘れたんですか？8年経ち、風化しつつありますがチェルノブイリに匹敵する事故です。科学的、技術的に合格したとして、科学と技術で事故は防げません。たださえ自然災害ばかり、人工的に災害が引き起こされている現状で稼働とは、日本人のこれからを考える思考ではありません。宮城県を第二の福島にしたいのなら廃炉にすべきでしょう。なぜ当時の方達は処分もできない危険なものを日本に何機も作ったのでしょうかね、後先考えずに目の前の便利さと金儲けしか考えてなかったのでしょうか。それを今、後先考える決断するならば稼働しないという選択になります。原発がなくても困りません。困るのは利権関係、電力会社だけでしょう。海沿いには強い風が吹くので風力発電をすべきでしょう。それでもなぜ危険なプルトニウムにこだわるのか、私欲に塗れているからです。上からの命令であっても、守るべきものがあるならそれに従わず正しい決断をするのが本来の日本人です。原発は日本に設置された時限爆弾です。必ず爆発します。これ以上日本を破壊しないで。
1130E6	どのような結論を出すにしても、純粋に科学的見地からの検討結果から出されるべきだと思います。「不安であるから」などの風評を考慮に入れるべきでは無い。
1130E7	いつもお疲れ様でございます。昨今の災害激甚化を思うと、太陽光発電や風力発電などは決して安全であるとはどうしても思えません。むしろ原子力発電に注力することの方が、日本のためにはより良い方向に行くのではないかと考えています。科学的な意見ではなくて申し訳ありませんが、個人として一日も早い原発再稼働を希望いたします。
1130E8	一刻も早く再稼働すべき。CO2削減への近道でもあります。同時に新規原子炉設置への道筋も示すべき。日本人と日本国の未来がかかっています。最早オカルトレベルの狂信的原発論者は意思決定プロセスから排除されなければならない。
1130E9	安全基準を満たしているのに再稼働する理由がありません。CO2排出量削減のためには原子力を含めたエネルギーミックスが不可欠です。
1130E10	安全基準を満たしているなら何も問題なし。安定的な電力を供給できるよう、しっかり運用してもらいたい。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1130E11	安全基準を満たした原発再稼働賛成です新潟県の柏崎刈羽原発も6号機と7号機の安全基準を満たす結果が出ましたが全然再稼働しないので他県からどんどん稼働していく風潮を作っていくことが反対派の意見を小さくできると思います一日も早い再稼働お願いします
1130E12	安全審査にパスした原発は直ちに稼働すべきだと思います。これ以上根拠のない不安に付き合う必要はない。
1130E13	旧式の火力発電所に電力供給を頼り、通常よりも発電費用が高くなっている状況は好ましくありません。規定された安全基準をクリアした原子力発電所は稼働させて電力の安定供給を図るべきと考えています。
1130E14	安全対策を行なって原子力規制委の法定基準・安全基準を満たした原子力発電所は、順次速やかに再稼働して二酸化炭素排出量を下げ、安定した電気料金、安定した電気供給を開始した方が今後起き得るかもしれない自然災害に備え再稼働したほうが良いと思います。東北電力女川原発2号機再稼働に賛成します。
1130E15	1000年に一度の東日本大震災にも耐え、それどころか一時は避難所になっていた施設ですから、サッサと稼働させて下さい。特に問題も無い様ですし、日本の発展の為に早期稼働をお願いします。
1130E16	電力は様々な種類で稼働させないといけないので、安全が担保された原発は再稼働した方が良いと思います。
1130E17	法的に問題がなく、科学的に安全性が認められる施設については、速やかに再稼働すべきと考えます。原子力発電に限らず、政府には法に則った毅然とした対応を求めます。
1130E18	疑問だらけの女川原発再稼働と県民軽視の宮城県知事女川原発2号機の再稼働の是非を問う住民投票条例案を巡り、2019年、宮城県議会2月定例会は反対で否決した。条例制定を請求した市民団体「県民投票を実現する会」の〃は「署名した11万人の願いを受け入れず県民が意思表示する機会を奪った。議会と知事の責任は非常に重い」と述べた。当時、村井知事は再稼働の地元同意の範囲について「県と立地市町の判断で十分」と発言。東北電と安全協定を結んだばかりの周辺5市町の反発を招いていた。県と立地市町で構成する県有識者検討会は専門家10人が顔をそろえる。宮城県の委員東北大今村教授は静岡県の委員も務める。「静岡は原発の安全ではなく地域の安全を大前提に原発を考える。宮城は規制委のダブルチェックどまりで、県内に立地しているという観点が抜けている」と自戒を込めて語る。有識者検討会が最終的に目指す「ゴール」の在り方にも疑問符が付く。県は検討会を答申を出す諮問機関ではなく懇話会的な位置付けにとどめた。「答申だと委員の責任が重くなりすぎる」と県は釈明するが、議論が深まらない最大要因だ。2018年9月、市民団体「女川原発の避難計画を考える会」の住民が仙台市など避難先へのルートに車を走らせた。まず向かった先は東松島市の鷹来の森運動公園。県が原発30キロ圏との境13カ所に想定する「スクリーニング検査所」の一つだ。県は計画で原発事故時の「段階的避難」を掲げている。避難車両による渋滞を緩和するための方策だが、検証に参加した石巻市の住民たちは「放射能は目に見えない。事故が起きたら、指示を前にみんな避難してしまう」と戸惑う。5～30キロ圏内で自主避難が相次ぐことになれば、大渋滞は避けられない。仮にスクリーニングを車1台当たり5分とした場合、鷹来の森運動公園に1万台が殺到すると1カ月以上かかる計算になる。移動手段の確保も見通せていない。県は事故時、自力避難が困難な高齢者らにバスを仕立てる。協定を結んだ県バス協会は84事業者が計約2600台を所有し、「必要台数を確保できる」（県）と見込む。被ばくの危険性は輸送に当たる運転手にも伴う。協定では、バスの派遣は年1ミリシーベルトを下回る場合に限ると定めている。協会の〃は「現場でそれ以上被ばくする恐れもある。実効性は担保できない」と苦悩を明かす。署名活動を展開した「県民投票を実現する会」が、2019年1月10日、県内各市区町村選管に署名簿を本提出した。集まった11万4303人の署名は、条例制定の直接請求に必要な数の約3倍に上る。河北新報社が2017年8月、県内有権者を対象に実施した世論調査では、女川原発再稼働に反対が68.6%で、賛成は28.7%。これとは対照的に県議58人へのアンケートは30人が再稼働に賛成と表明し、反対22人、無回答6人だった。原発再稼働に関する民意がその縮図であるはずの議会構成とは必ずしも一致しない。住民投票条例を否決すれば署名で集まった民意も熟議の機会も宙に浮く。県民一人一人が意思を表示する県民投票がその試金石になると考えている。審査に合格したとはいえ、原発への県民の不安、不信感が拭えたわけではない東北電は県民に丁寧に説明する必要がある。再稼働には立地自治体の事前了解が必要な一方で、原発30キロ圏内の

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	緊急防護措置区域に入る周辺5市町の中からは、事前了解権を求める要望が出ている。実際、原電東海第2原発の再稼働を巡っては立地する東海村に加え周辺5市の了解も必要となった。事前了解について、東北電や宮城県知事は「女川町と石巻市、県で十分だ」という立場を崩さない。だが、福島第1原発事故では11市町村に国の避難指示が出た事実を忘れてはならない。石巻市の住民は市の避難計画に関し「渋滞で30キロ圏を脱出できない」などと問題点を指摘。避難計画は机上のプランで実効性がないとしている。被災原発として固有の課題が多く、再稼働のための安全対策費が当初の想定を上回る3400億円に膨らんだ。専門家は「再稼働しても発電コストが高く、経済性を失っている」と指摘。大島龍谷大教授は独自に発電コストを計算した結果、女川2号機の停止期間を10年とした場合、1キロワット時あたりのコストは18・6円になり、石炭火力（12・3円）やLNG火力（13・7円）を上回った。女川2号機は評価対象にした全国29基のうちコストが最も高かった。「投資額があまりに高く、経済性を失っている」と指摘。「廃炉や放射性廃棄物処分の問題もあり経営の重荷になる」とみる。再稼働に必要な認可を得てから5年以内にテロ対策施設の設置も必要とされ、さらに数百億円以上かかるとみられる。規制委が了承したからといって安全だとは決して言えない。
1130E19	安全基準を満たしているなら東北電力女川原発2号機再稼働賛成です。
1130E20	安全性が認められた原発については再稼働すべきです。
1130E21	女川原発は津波対策は十分とっていて、東日本大震災時には避難所になったと聞いています。十分な対策がとれている原発を動かすことは、大賛成です。
1130E22	安全基準を満たした原発は再稼働して、復興や技術開発に使用した方が良いと思います。
1130E23	女川原発には見学に行きました。震災の発災時に地域住民を守った原発との認識です。安全について基準をクリアしているのであれば、再稼働するのいいと思います。地球温暖化でCO2を排出する火力発電の稼働を減らすためにも、原子力発電の再稼働は、現時点では不可欠だと思います。また地域のエネルギー供給で、産業振興、雇用の促進等々が期待されます。津波にも打ち勝つことができた女川原発に、またいい仕事をさせてやってください。よろしく願いいたします。
1130E24	安全基準を満たした原子力発電は一刻も早く再稼働すべき。次世代エネルギーの開発にもコストがかかる。
1130E25	被曝労働者を生み出す、死の灰を生み出す、通常の地震に耐えられないなどの理由で、原発の再稼働に反対します。
1130E26	安全基準を満たした原発は再稼働して、復興や技術開発に使用した方が良いと思います。
1130E27	女川原発（宮城県女川町）は、東日本大震災の震源地に最も近いところに位置します。311の津波は敷地の80センチ下まで迫り、外部電源を供給する5つの送電線のうち4つが被災。福島第一原発と同じ運命を辿っていてもおかしくなかったと思います。いくら安全対策工事が来年度中に終わるとはいえ、動かしちゃいけない危険な原発であることに違いないはず。電力は足りているし、足りなきゃ節電・省エネすればいいんです。絶対に動かさないでください。
1201E1	<「水蒸気爆発によるソースタームに関する影響」の検討が審議されていない> 4-1. 2. 2. 3原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用全体について [意見] 平成25年7月8日新規基準が策定され、加圧水型原発を所有する電力会社は新規基準に係わる設置変更許可申請書を一齐に提出しました。この設置変更許可申請書において、加圧水型原発グループはMCCI（コアコンクリート反応）対策に格納容器下部キャビティに大量貯水を行い、2300℃にも成る100トンもの溶融核燃料を冷却するという奇策を提出しました。このMCCI対策については、原子力規制委員会は、大水蒸気爆発の危険性を指摘し、加圧水型原発グループに大水蒸気爆発が発生しない事を示す資料の提出を指導しています。そこで、加圧水型原発グループは、平成25年12月17日の第58回適合性審査会に「溶融炉心と冷却水の相互作用について」の資料を提出しています。ところが、原子力規制委員会は、この資料ではまだ不十分と考え、森山論文の検討の追加を指示し、第102回適合性審査会資料「溶融炉心と冷却水の相互作用について」で、「JAEA-Research2007-072：軽水炉シビアアクシデント時の炉外水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価：2007年8月」（森山論文）の項目が追加されています。そして、これらの経緯が有って、川内原発適合性審査における水蒸気爆発対策の承認が行われています。森山論文は、プルトニウムダスト飛散の警鐘を与えています。森山論文は、メルトダウン発生時の格納容器内の貯水における水蒸気爆発の問題を詳しく報告していますが、プル

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	トニウムダスト飛散の警鐘を行っています。メルトダウン発生時に、水蒸気爆発が発生すると、プルトニウムダストの飛散の危険性が有る事は、チェルノブイリ原発事故以後から世界では非常に恐れられてきました。森村論文では、48 ページから 51 ページに「4. 水蒸気爆発によるソースタームに関する影響」の報告が行われています。この報告では、水蒸気爆発により発生する細粒の物性と、細粒が浮遊する物性が報告されています。森村論文では、原子炉ペDESTAL に貯水された大量の貯水の中で、水蒸気爆発が発生すると、溶融したウラン燃料やプルトニウムが2 ミクロンから 10 ミクロンほどの微細粒になり、格納容器、原子炉建屋から大気中に大量に浮遊する危険性が大きいことを警告しています。この森村論文を参考にする事は、沸騰水型原発についても行われており、沸騰水型原発グループが提出した、平成 27 年 6 月 9 日の第 236 回適合性審査会にて出された「溶融炉心と冷却水の相互作用について」の資料にも記載されています。また、平成 30 年（2018 年）7 月 26 日の第 606 回適合性審査会において、資料 2-1-3、「女川原子力発電所 2 号炉、重大事故対策等の有効性評価について」にも森村論文の引用があります。しかし、原発のメルトダウン事故の発生時もっとも検討が重要な「水蒸気爆発によるソースタームに関する影響」については、審査書案には全く記述がありません。審査書案には、「水蒸気爆発によるソースタームに関する影響」の審査不備があると思われま
1201E2	女川原発 2 合炉の再稼働は大賛成です。経済発展効果をより高める為にも各企業へのエネルギー源の中でも安く運用出来る原発再稼働は絶対必要な事なのです。再稼働希望します。よろしくお祈りします。
1201E3	女川原発はあの震災の津波にも耐えられて素晴らしいと思いました。早く再稼働して、電気をいっぱい作って欲しいです。
1201E4	原子力規制委員会が「合格」と言っても、それは「安全」を担保したものではない。委員長自らすでに述べている。危険であることが分かっており、福1の事故原因が未解明なのに女川を動かすことはおかしい。子どもでも分かる理屈である。
1201E5	化学的に安全性が確認されたのであれば、再稼働すべきです。
1201E6	女川原発に何の問題もない。動かしてほしい。宮城県民の私はそう思います。
1201E7	東日本大震災が起こり女川原発をせつかく全号機が安定した状態で安全に停止しているのに、どうして高額な費用を払い直しもう一度稼働させようとしているのかが分からない。どんな事象によって止めたかは限らず、最近「再生可能エネルギー」の開発が進んでいるのにどうして安全に止めるのが難しく多大な害を持つ核をもう一度使おうとするのか。核エネルギーは既に時代遅れである。考えが全然足りない。核を使わずに行う為の違う手段としては、 【 https://www.nef.or.jp/pamphlet/ 】（一般財団法人新エネルギー財団）のページを参照して頂きたい。ここでは中小水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料発電が紹介されているが春夏秋冬とある日本では便利に発電が可能である。危険を犯して核燃料を改めて使う意義は全くない。原発は再稼働させるのでは無く、世界中全ての原子炉を廃炉にしていくべきだと私は考える。その先駆けとして大々的に女川原発の名を使ったら宮城県、また日本の財政も格段に回復する。日本が原発を手放さない理由として簡単に分かる事は「日本は核兵器は持たないが、潜在的可能性を高めることによって、軍縮や核実験禁止問題などについて、国際の場における発言力を強めることができる」という事である。外国の政界と関わる人達は、「日本人の生活をより良くする為に」と嘯き盾として使う為の原発を手放そうとしない。しかし大多数を占める一般国民に於いて国際的な問題は関係がない。要は日本政府が災害も考えずに無計画に原発を広め、誤って壊して人を殺し環境を破壊し地球を汚しているだけなのである。保証も考えられない方々に日本を任せておいて良いのか、という問題点にも繋がる。「災害だから仕方が無い」というわけではなく、災害は必ず起こるわけなのだから原発事故においてその保証は誰がするかという事である。災害が原因でも、今回の様な事故が起こった場合は被害額を全て原子力規制庁が支払っても問題はないのである。そして責任も全て負って貰って然るべきである。それが出来ないとしたら責任転嫁だという事である。こうやって集団生活の悪い面ばかり見せつけられていると日本への感謝も無くなり、日本を家族だと捉えると「一家離散」となることが分かる。政府にはある面から見ると「人々を苦しめる為の施設」を作るのではなく、大きく見て「皆が喜びを持ち受け入れることが出来る施設」を作ってくれることを望みたいと

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	思う。最後に「女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更には異を唱える」と結論を唱えて終わりたい。
1202E1	女川原発の再稼働に反対。事故が起こった時の避難計画などが不十分で、地域住民が安心できるレベルにはない。事故が覆った時の重大さ、費用の問題を考えると原子力発電所は廃止すべき。
1202E2	反対します。被災原発は運転は反対です。
1202E3	<p><水蒸気爆発対策問題の偽装は、実験溶融物を二酸化ウラン・ジルコニアに限定したことから始まっている>「4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用3. 審査過程における主な論点（1）水蒸気爆発が実機において発生する可能性」、について [意見] 加圧水型原発グループは、平成 25 年 12 月 17 日の第 58 回適合性審査会に「溶融炉心と冷却水の相互作用について」の資料を提出しています。この資料において、加圧水型原発グループは国際的に行われてきた水蒸気爆発実験として「FARO実験、KROTOS実験、ALPHA実験、COTELS実験」を示しました。FARO実験、KROTOS実験は欧州 JRC のイスブラ研究所における実験です。ALPHA実験は旧原子力研究所 JAERI で行われた実験です。COTELS実験は、原子力発電技術機構（NUPEC）がカザフスタン国立原子力センターの施設を借りて行った実験です。これらの実験でも、試験資料に Al₂O₃（アルミナ）を使用した実験では、トリガーを使用しない自発的な水蒸気爆発はたくさん発生しています。また、世界中では、水蒸気爆発のメカニズムの解明を行い、水蒸気爆発のシミュレーションプログラムを開発するために、低融点金属のビスマスや鉛、また鉄やステンレスなどの金属、Al₂O₃（アルミナ）などを使用した水蒸気爆発実験が多数行われ、報告されています。そして、たくさんのトリガーを使用しない自発的な水蒸気爆発が観測されています。そして、昔から鉄や銅、アルミニウム等を溶解する金属精錬所で、トリガーを使用しない自発的な水蒸気爆発が多数発生しており、精錬業界において水蒸気爆発は大変に恐れられてきました。ところが、第 58 回適合性審査会に「溶融炉心と冷却水の相互作用について」の資料では、自発的な水蒸気爆発するのは、二酸化ウラン・ジルコニア以外の溶融物で起きることであり、二酸化ウラン・ジルコニアに限定した実験で有れば、自発的な水蒸気爆発は起こらない。また原発は金属精錬炉などとは違い、メルトダウンが発生したときに原子炉圧力容器から落下するデブリは二酸化ウラン・ジルコニアの混合物で有り、水蒸気爆発は絶対に起こらないと主張しました。そして、川内原発の適合性審査案は、この主張を認めパブリックコメントが公募されました。しかし、川内原発のパブリックコメントにおいて、TRO I 実験の隠蔽が指摘され、TRO I 実験は実験温度が異常に高かったので、自発的な水蒸気爆発が発生したが、実炉の温度は非常に低いので水蒸気爆発は絶対に起こらないとして、川内原発の適合性審査は合格とされました。しかし、二酸化ウラン・ジルコニアの水蒸気爆発実験は、試験物の溶融が極めて難しく、世界には試験設備がほとんどありません。日本にも、設備が無いので、日本が行った試験はカザフスタン国立原子力センターの施設を借りて行っています。そして、世界的によく知られている 4 つの実験の中で、FARO実験は高圧下で行っています。COTELS実験は低サブクールド下で行っています。それらの実験は自発的な水蒸気爆発の起こりにくい条件で行われています。二酸化ウラン・ジルコニアに限定した実験が極めて少ないのに、TRO I 実験の大きな偽装を行い、これらの実験を根拠として、女川原発には水蒸気爆発は起こらないとの決定は、大きな問題と思われれます。</p>
1202E4	女川原発は東電福島第 1 原発と異なり、最初から津波リスクを想定して高台に建設された。2011 年の大震災に伴う津波にも耐え冷温停止に成功した。近隣の、津波被災住民の避難所としても機能している安全が既に大震災時点で立証されている日本における安定した電源供給のため原発を再稼働させるべきと考える
1202E5	<p>関西電力しかり、東京電力しかり、電力会社の運営姿勢は資金面でもコンプライアンス面でもあまりに自由すぎます。</p> <p>東日本大震災を契機に原発の管理のずさんさや、その莫大な利益の不適切管理が明らかになったわけですから、原発の再稼働にあたっては利権に関わらない市民の声を入れるべきです。それは単にこうしたパブコメだけではなく、正社員にやらせるのか、過度な下請けバイトのような人に作業をやらせるのかといった人選や、安全対策の審査においても適用されるべきで、持続的な国民の目による監視が必要です。</p> <p>ただし、米軍基地反対派のようなただの業務妨害は逮捕されてしかるべきで、あくまで意思決</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>定の中に、裁判員のような形で異なる国民に参加させるべきだということです。</p> <p>そうでもしないと、再稼働をしても安全性がおろそかにされ、一部の人たちが潤うだけだと確信しています。環境のためには原発は有意義ではありますが、その廃棄についても明確になっておらず、問題が多いことは事実です。</p> <p>こういったものを扱う以上、単なる営利企業として潤うことはハッキリ言ってしまえば、あってはなりません。</p>
1203E1	<p>今の審査基準は科学的経済的合理性をはるかに超えて過剰に厳しく、日本のエネルギー安全保障を大きく阻害している。化石燃料の輸入がなんらかの理由で止まった時、大勢の人が死ぬということは容易に想像でき、そのリスクは原発事故のリスクより遥かに大きいのに、マスコミや野党のヒステリーで全く覆い隠されている。私はそんな非科学的なヒステリーに殺されたくない。女川原発の再稼働に強く賛成します。</p>
1203E3	<p>原子力発電所の地震当時の現状を聞きました。主電源 5 つのうち 4 つがだめになり、あと一つだめになっていたら、福島と同じ状況になっていたと聞きました。</p> <p>今もまだ福島の事故は収束していない状況のなか、生み出した副産物の安全な処理方法もない中、再稼働することに恐ろしさを感じます。</p> <p>大きなエネルギーでお湯を沸かし、その熱で発電しているだけのこと。他のエネルギーで代替できるのではないのでしょうか。日本の技術があれば、駅のラッシュ時に歩く人の振動をつかった発電や、太陽熱や地熱、ふんだんな水源をつかった水力発電等選択肢はたくさんあるのではないかと思います。</p> <p>安全で安心な電気の供給を願います。</p>
1203E4	<p>東北電力女川原発 2 号機の再稼働には絶対反対です。</p> <p>理由その一 女川原発は巨大地震の震源域に近く、すでに東日本大震災で大被災した東京電力福島原発で大被害実績を示していて、再びの大災害が女川で起これば、宮城県民として死活にかかわる重大事態になる。地震による被害が発生しない保証はどこにもない。再稼働はおろか廃炉にするのが正しい道。</p> <p>理由その二 事故発生時の避難計画には全く実効性がない。つい先日行った避難訓練において、参加した住民の誰からも、長時間かかる、車渋滞は想像を絶する等々、計画の非現実性を指摘する意見が多数出た。事故が発生したから避難するのであり、その計画に実効性が著しく乏しいものであることはこの先どんな計画を作っても、希望を夢想するだけのものである。よって、原発そのものを再稼働させることなく廃炉にするのが正しい道。</p>
1203E5	<p><適合性審査案は TRO I 実験の水蒸気爆発発生時のデブリサイズ資料を無視している> 「4-1. 2. 3 原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用 3. 審査過程における主な論点 (1) 水蒸気爆発が実機において発生する可能性」、について [意見] 「2017 年 6 月 6 日、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター燃料研究棟にて、プルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の点検中に汚染事故が発生、当時作業していた 5 人全員から放射性物質が検出された。当初発表によれば、内 1 名からは肺モニタによりプルトニウム 239 で 22,000Bq、アメリカシウム 241 で 220Bq の汚染が確認された。ただ、その後、再測定したところプルトニウム 239 は検出されなかったと発表された。鼻スミアで 3 名から放射性物質が検出されていることから予断を許さないが、大量吸引がなかったとすれば、それ自体は喜ばしい。」と報道されています。原発にメルトダウンが発生時、プルトニウムを大量に含むウラン核燃料が大量の水と接触し、水蒸気爆発を起こすと、熔融デブリがミクロン単位程度の微細粒に分解し、大気中に大量に浮遊すると考えられてきました。そして広範囲な地域の住民に、大洗研究開発センター燃料研究棟のプルトニウム吸引事故と同じ事故が起きることが予測されてきました。加圧水型原発を所有する電力会社は、新規基準に係る設置変更許可申請において、水蒸気爆発対策資料には、TRO I 実験報告資料の隠蔽を行いました。しかし、川内原発の適合性審査書案のパブリックコメントにおいて、TRO I 実験報告資料の隠蔽が発覚しました。そして、一般市民にも TRO I 実験を行った研究者が原発関係の専門誌に発表した一連の論文の内容が知られるようになりました。その後、沸騰水型原発を所有する電力会社が適合性審査会に TRO I 実験を紹介した資料の提出を行いました。しかし、この資料の引用は、[8] の、ストラスブール大学の学生による学位（博士）論文や[18]の、TRO I 実験グループの著者等が「Nuclear Engineering and Design」の専門雑誌に発表した有料論文です。そして、実験温度の偽</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>装が行われており、一連のTRO I 実験の報告書の内容には触れられていません。しかし、TRO I 実験の報告書には、水蒸気爆発実験で、水蒸気爆発が発生したとき、水蒸気爆発で発生するデブリサイズの資料がたくさん掲載されています。インターネットに公開されている [J. H. Songetal, :FuelcoolantinteractionexperimentsinTRO IusingaUO₂/ZrO₂mixture, NuclearEngineeringandDesign, 222(1), 1-15(2003)] の 792 ページに自発的な水蒸気爆発の発生により生成された酸化ウラン・ジルコニアのデブリサイズ分布が示されています。0.425mm以下の微細粒が19%含まれていたと示されています。水蒸気爆発実験の報告書では、水蒸気爆発発生時のデブリサイズの報告が多く行われていますが、デブリに水蒸気爆発が発生するとミクロン単位の微細粒が大量に発生すると報告されています。そして、森山論文で報告されているように、メルトダウン発生時には、プルトニウムを含むウラン燃料の微細粒が大気中に大量に飛散する可能性がかなりあります。しかし、東北電力の提出資料には、その検討が全くありません。また、審査書案にもその検討は全くありません。メルトダウン事故の発生時、住民の安全にとって、極めて重要な危険性について、まったく検討報告がないことは、審査書の大きな不備と思われる。</p>
1203E6	<p>災害やその他の影響で、今回のような事が起こってしまったら、大量の放射線物質が放出され深刻な被害が出るだけではなく、将来にわたり影響してしまう可能性がある中で再稼働するよりは、しっかりとしたエビデンスに基づいて慎重に行うべきだと思う。</p>
1203E7	<ol style="list-style-type: none"> 1. フィルタの性能で、除染係数 1000 (78 ページ他) と除去効率 99.9% (40 ページ) は、どちらかに統一すべきでは 2. [dif] (62 ページ他) は「差圧」と書くべき 3. 審査会合 688 回で設置することになったコリウムシールドが記載されていない。 4. 審査会合 688 回で設置することになった代替循環冷却系が記載されていない。 5. 審査会合 796 回で設置することになったコリウムバッファが記載されていない。
1204E1	<p><該当箇所>33 頁</p> <p><内容>女川原発 2 号では 1,130 ヶ所ものひび割れが見つかった。剛性の低下は 25%~70%と驚くべきものである。</p> <p>申請者の東北電力は「初期剛性低下に加え、さらに基準地震動相当の地震を経験した場合の剛性低下を考慮する方針」だそうだが、ひび割れの影響を過小評価していないだろうか。ひび割れは伝播します。伝播して拡大していきます。そういった伝播の特性を考慮することは可能なのだろうか。</p> <p>とても不安でならない。</p>
1204E2	<p>日本は火山・地震国です。原発に絶対安全ということはありません。電気も充分足りています。原発から出た汚染水の行方も定まらないのに再稼働なんてありません。これ以上危険なモノを増やさないと下さい。絶対反対です。</p>
1204E3	<p><適合性審査案は水蒸気爆発発生時のペダスタル強度検討を無視している></p> <p>「4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請内容 <ol style="list-style-type: none"> (2) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価 2. 解析結果について <p>[意見] 加圧水型原発を所有する電力会社グループは、実炉には絶対に水蒸気爆発は発生しないと強固に主張を続けており、新規基準に係る設置変更許可申請書の添付資料には、熔融燃料-冷却材相互作用の検討には、水蒸気爆発の発生時におけるキャビティ強度の検討は不要と主張し、圧カスパイクの発生時の格納容器の最高圧力、最高温度の安全性についてのみ、詳細な報告を行っています。</p> <p>そして、加圧水型原発を所有する電力会社グループの原発の適合性審査では、水蒸気爆発の発生時におけるキャビティ強度の審査は全く行わず、圧カスパイクの発生時の格納容器の最高圧力、最高温度の安全性についてのみ審査により、適合性審査を合格としてきました。</p> <p>しかし、沸騰水型原発については、先行して審査が行われた、東京電力柏崎刈羽原発 6、7 号炉、日本原子力発電東海第二原発については、電力会社より可能性は低くても、水蒸気爆発の可能性が全く無いわけでは無いので、万一の場合を考えて、水蒸気爆発が発生した場合の、ペダスタルに貯水された冷却水の各水深による MCC I の発生程度と水蒸気爆発発生時のペダ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>タルの強度の検討書が提出され、適切な水深が報告されています。</p> <p>女川原発2号炉も、第606回適合性審査会において、初めて水蒸気爆発問題の詳しい審議が行われています。</p> <p>加圧水型原発グループは、自発的な水蒸気爆発は起こらないと強行に主張してきましたが、沸騰水型原発グループは、それでも万一水蒸気爆発が起きる事も考慮して、水蒸気爆発が起きた場合の、原子炉圧力容器支持台の強度計算を行っています。</p> <p>女川原発2号炉の強度計算の検討資料が、資料2-1-4で説明されています。</p> <p>また、資料2-1-1の19ページに、強度計算結果が表示されています。</p> <p>東北電力の強度計算は、熔融炉心の落下位置を原子炉圧力容器の制御棒駆動装置の最外周とし、ペDESTAL近傍で水蒸気爆発が発生した場合で計算しているそうです。</p> <p>応力はミーゼス相当応力（垂直応力とせん断応力から計算されるスカラー量の応力）で表示されています。</p> <p>内部鋼板では、降伏応力490MPaに対して、最大363MPa、また外部鋼板では最大130MPaと成ったと説明されています。</p> <p>また全体の説明では、万一内部鋼板の強度が無く成っても、外部鋼板だけでも、原子炉圧力容器の荷重は十分に支えられると説明されています。</p> <p>そして、水蒸気爆発の危険性と、MCCIの危険性のバランスからペDESTALに貯水する冷却水の水深は3.4mが最適と説明されています。</p> <p>東北電力は、冷却水の水深を3.4mにしても、水蒸気爆発発生時ペDESTALが倒壊するまでに、まだ余裕があるので、MCCIによる損傷防止のため、3.4mの比較的には深い水深を採用したと説明しています。</p> <p>ところが、適合性審査書案には、この審議結果は何も記載されていません。メルトダウン事故の発生時、大気中への大量のプルトニウムダスト飛散により、チェルノブイリ原発事故や福島第一原発事故をはるかに超える大事故になる可能性のある危険問題の検討報告が欠如していることは大きな問題と思われます。</p>
1204E4	<p>1. (P. 499) 事故時に、道路が壊れ、救援のバスが来ない、人が来ない、放射能が強いなど様々な問題が発生し、避難できないのではないかと。2. (P. 449) ヒューマンエラーが頻発し、現在の東北電力社員の技術力の劣化が激しい様で問題だ。非常事態に対応できるのか。3. (P395) 炉心損傷により、水蒸気爆発が起り、大量の放射能が、ばら撒かれるのではないかと。4. (P48から59, 70) 津波に対して、防潮堤（本当は、防波堤というべき）を作った方がいいが、29mを超えた海水が溜まったのを「短期間」で、どう排水するのか。ポンプでは間に合わないのではないかと。5. (P11~14~16, 18, 24, 29) 検討用地震波の作成について女川原発近郊のF-6からF-9断層は、本当に原発敷地にもっと近づいていないのか。長町、利府断層との関係は、ないのか。6. (P28~29) 「震源を特定せず策定する地震動」の選定は、妥当なのか。新知見で改良すれば安全というわけではない。7. (P318~特にP328, 329,) 非常用車両の通路が遮断されることはないのか。（断層が無数にある。）8. (P93~98) 火山灰の問題・・・十和田6cm、肘折10cm、鳴子カルデラ鳴子は12.5cm厚さとなった。白頭山は大丈夫か。火山灰の影響による電気設備等の故障は、フィルターで防御できるのか。フィルターが詰まった場合に、交換時間内に様々な問題に対処できるのか。その他自動車のエンジン故障が様々な問題を引き起こすのではないかと。</p>
1204E5	<p>再稼働に賛成です。安全性を信用します。エネルギーミックスを推進し、上手く活用して欲しいです。</p>
1204E6	<p>女川原発再稼働絶対反対です。</p> <p>福島第一原発で大変な思いをしたのを忘れたのでしょうか？</p> <p>原発はいりません。</p> <p>村井知事はもっと宮城県民の事を真剣に考えてほしいです。</p> <p>水道事業化問題も宮城県民の事を考えてほしいです。</p>
1204E7	<p>3-1. 1基準地震動</p> <p>4. 基準地震動の策定</p> <p>(2)震源を特定せず策定する地震動、(29p)</p> <p>>「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10-4~10-7程度</p> <p>↑</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>正しい年超過確率、10⁻² 程度☆☆。100倍超の差異あり。</p> <p>防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/</p> <p>約 700 箇所の地震動、観測地点において、僅か 20 年の期間で、約 7% (50 箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300 年/1 回)</p> <p>全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf</p> <p>15p、コントロールポイント超過の地震動が記載。</p> <p>(備考) 基準地震動、シミュレーション+ http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1204E8	<p>1000 年に一度と言われる規模の東日本大震災をも耐えきった女川原発を、運転させずに放置しておくのはもったいない</p>
1205E1	<p>絶対反対です。但し、原子力規制委員会の審査は、科学的・外形的な審査であり、これに異を唱えるものではありません。福島第一原発の事故の結果、東北の玄関である福島の惨状とそのブランドの失墜は悲し過ぎます。一方、女川原発はどうでしょう。運良く地震・津波の影響は外形的には見られません。しかし、目に見えない内部はどうでしょうか？痛んではないですか。また、想定されている以上の地震・津波に耐えられますか。ミサイル・航空機、テロ等の対策はどうですか。私たちは知っています。一度暴走した核物質は誰にも止められないことを。そして、その影響はどこまでも続くことを。女川・石巻だけではなく、仙台、そして宮城、近隣する東北各県を巻き込み、駄目にははいけません。あなたは責任とれますか。</p>
1205E2	<p>化石燃料やウラン核燃料は有限な資源であるので、将来的には水力発電、風力発電、地熱発電、太陽光発電などのクリーンエネルギーの利用に移行すべきであるが、当面は、火力発電や原子力発電の利用は避けることができない。原発は二酸化炭素排出量を低減させ地球温暖化の抑制策として効果的であるとともに化石燃料の価格高騰抑制策としても効果的であるので、化石燃料の輸入が必要な我国では、十分な安全対策を施した上で推進することが望ましい。</p>
1205E3	<p><適合性審査案の実炉トリガーなし水蒸気爆発不可能論は問題である></p> <p>4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用</p> <p>3. 審査過程における主な論点</p> <p>(1) 水蒸気爆発が実機において発生する可能性、について</p> <p>[意見] 審査書(案)では「これらのうち、水蒸気爆発が発生した KROTOS、TRO1 の一部実験の特徴としては、外乱を与えて液-液直接接触を生じさせていること、又は溶融物の初期の温度を高く設定することで、溶融物表面の蒸気膜が安定化する反面、溶融物表面が冷却材中で固化しにくくさせていることが要因であることを示した。さらに、大規模実験の条件と実機条件とを比較した上で、実機においては、液-液直接接触が生じるような外乱となり得る要素は考えにくいこと・・・」と説明し、実炉トリガーなし水蒸気爆発不可能論を示しています。</p> <p>しかし、TRO1 実験では、自発的な水蒸気爆発が発生したことが報告されています。</p> <p>「J. H. Song et al., Spontaneous Steam Explosions Observed In The Fuel Coolant Interaction Experiments Using Reactor Materials Journal of the Korean Nuclear Society, 33(4), 344-357 (2002)」の TRO1 2002 年論文では、TRO1-13 試験で、試験デブリの落下時間と自発的水蒸気爆発の発生時間より、水中に落下した試験デブリが粒状化し、その最初の粒状試験デブリが試験水槽の底部に接触した直後に自発的水蒸気爆発が発生したと推定されると報告されています。</p> <p>「J. H. Song et al., Insights from the Recent Steam Explosion experiments in TRO1, Journal of NUCLEAR SCIENCE and TECHNOLOGY, 40(10), p. 784 (2003)」TRO1 2003 年論文では、TRO1-15 試験で、試験デブリの落下時間と自発的水蒸気爆発の発生時間より、水中に落下した試験デブリが粒状化し、その最初の粒状試験デブリが試験水槽の底部に接触した直後に自発的水蒸気爆発が発生したと推定されると報告されています。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>TROI-13試験はUO2-ZrO2の試験デブリで行われており、TROI-15試験はUO2-ZrO2の試験デブリで行われています。</p> <p>実験にA1203を使用した水蒸気爆発実験では、サンデアで行われた溶融デブリによる水蒸気爆発実験でも、同じ現象が高速カメラで何度も撮影されています。</p> <p>また、KROTOS、TROIの一部実験では、トリガーが使用されて、水蒸気爆発実験が行われ、水蒸気爆発が発生しています。しかし、このことはトリガーが無ければ水蒸気爆発は起こらないことを証明しているのではありません。</p> <p>OECD（経済協力開発機構）は大規模なメルトダウン事故が発生すると、世界経済に大打撃を与える可能性があると考え、所属の原子力エネルギー機関（NEA）内に原子力施設安全委員会（CSNI）を設立しています。原子力施設安全委員会（CSNI）は、メルトダウン事故の発生時、大水蒸気爆発が発生すると、原発事故の最大の被害が発生する可能性が大きいと考え、2002年に世界の各国の原子力機関が参加するSERENAプロジェクトを発足しました。</p> <p>SERENAプロジェクトは原発のメルトダウン事故発生時における水蒸気爆発のメカニズムの解明と、信頼性のある水蒸気爆発シミュレーションプログラムの開発を目的としています。</p> <p>そして主に、2004年、2007年、2014年にSERENAプロジェクトの報告を行っています。</p> <p>これらの報告では、水蒸気爆発は、同じような実験条件で自発的な水蒸気爆発実験を行うと、自発的な水蒸気爆発は起こったり、起こらなかったりする不安定な現象であると説明されています。</p> <p>そこで、SERENAプロジェクトは実験の効率を最大にするため、各国で開発されている水蒸気爆発シミュレーションプログラムであらかじめ、トリガーを与えて、最大の水蒸気爆発が起きる条件を予測し、予測された条件下で、KROTOS、TROIの実験を指示したと説明されています。</p> <p>そして、SERENAプロジェクトは実炉における自発的な水蒸気爆発の可能性を認めています。適合性審査案の実炉トリガーなし水蒸気爆発不可能論は問題であると思われる。</p>
1205E4	<p>福島第一の経験から基本的には原子力発電所の稼働には反対です。一つにはテロ対策が不十分。敵国からすれば原子力発電所をミサイル攻撃すれば、日本は降伏せざるを得ないでしょう。二つ目は、いまだに使用済み核燃料や汚染水、核のゴミの廃棄方法や廃棄場所が確定していない中で、再稼働を許可することは許されない。これは技術的な問題でしょう。三つ目は万が一の時の避難経路や避難方法が明確ではない。これら重要な課題が解決されない中で再稼働が許されるのは不合理と思います。原子力規制委員会は自分達の担当範囲外と言うのかもしれませんが、貴方たちの子孫にも重要な影響がある問題です。再生可能エネルギーをもっと増やし、大容量蓄電池の開発を進めるべきです。その全体像の計画の中で原子力を一時的な稼働とするなど決めるべきです。一民間である電力会社が決めることはできないと思います。もし原子力発電所が稼働した場合、電力が余ることが多くなります。原子力は出力制御が困難なため、他の発電所を停止することになると思われますが、二酸化炭素排出を抑えるためにもまずは化石燃料の火力を優先して停止すべきです。</p>
1206E1	<p>女川原発の再稼働は、許さない。人類と核の共存は、不可能。直ちに、再稼働計画を撤回せよ。</p>
1206E2	<p>再稼働反対被災した原発は動かすな茨城は地震が多い30年間で90%確率で地震が起こる危ない防潮堤23mを立ててもそれ以上の津波がきたら防げない事故を起こっても責任を取れない動かすな福一事故でも誰も責任をとってない首都圏に近く、原発付近の住人が多い茨城県96万人を避難させるのは難しい東電に金を借りてまで動かすな被災原発を動かすな老朽原発を動かすなそばに原子力施設が多いので事故の影響を与えるので動かすな</p>
1206E3	<p>女川原発の再稼働に反対します。また大きな地震がきた時に福島第一原発と同じような事故が起こらないという保証は誰にも出来ないし、事故が起こってから責任を取る事は全く手遅れで無意味だという事が東日本大震災の教訓としなければ我々は未来の人々にとっての責任だと考えます。</p>
1206E4	<p>3-1. 1基準地震動4. 基準地震動の策定(2)震源を特定せず策定する地震動、(29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷程度↑正しい年超過確率、10⁻²程度。100倍超☆★の差異あり。■全国共通地震・報告書（震源を特定せず策定する地震動）http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf15p、コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
1206E5	<p>3-1. 1 基準地震動 4. 基準地震動の策定(2)震源を特定せず策定する地震動、(29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。■全国共通地震・報告書(震源を特定せず策定する地震動) ※http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf15p、コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。※原子力規制委員会(規制庁)公文書</p>
1206E6	<p><東北電力のMCCI対策の検討におけるMAAPのDECOMPの使用は大問題がある> 「4-1. 2. 2. 5 溶融炉心・コンクリート相互作用 1. 申請内容(2)解析手法及び結果、不確かさの影響評価 1. 解析手法 b. 解析コード: 炉心損傷後の原子炉圧力容器内の溶融炉心のリロケーション、原子炉圧力容器破損、溶融炉心によるコンクリート分解等を取り扱うことができるMAAPを用いる。」について。[意見] 東北電力は、第606回適合性審査会において、資料2-1-1「女川原子力発電所2号炉運転中の原子炉における格納容器破損防止対策の有効性評価について」を提出しています。この資料の23ページで、女川原発2号炉にメルトダウンが発生したとき、ペDESTALに貯水された状態で、MCCI(コアコンクリート反応)により侵食されるコンクリートの侵食量は、下部床面約1cm、下部壁面約1cmと説明しています。そして、MCCI対策は十分であると説明しています。しかし、東北電力は、MCCIのシミュレーションをMAAPのDECOMPを使用して行っています。東北電力は、沸騰水型原発を所有するほかの3社の電力会社と共同で、第236回適合性審査会に、[資料1-5、(第5部MAAP)添付3溶融炉心とコンクリートの相互作用について]を提出しています。この資料の5-3-8ページに、「図4-1MAAPコードのMCCI伝熱モデル概略」が掲載されています。MAAPコードは、メルトダウン発生時のシミュレーションコードですが、MCCIの解析にはDECOMPコードが使用されています。そして、DECOMPコードの「伝熱モデル概略」は明らかに偽装モデルと思われる。2300℃にもなったデブリ(溶融核燃料)が原子炉圧力容器からコンクリート製のペDESTAL床に落下すると、デブリは融点が約1200℃のポルトランドセメントコンクリートと反応を起こし、クラストが大量に発生します。この現象は、水中でも起こります。ここで示されているMAAPのMCCIモデルでは、デブリで構成される溶融プールの周りを下部クラスト、側面クラスト、上部クラストが取り囲んでいる構造とされています。デブリの密度はカペンスキーの論文の図-6に詳しいデータが掲載されていますが、約7.0~7.2g/cm³程度と推定されます。一方クラストはコンクリートがMCCI反応で溶解してできるので、その密度は約2.0~3.0g/cm³程度と推定されます。</p> <p>(SEVEREACCIDENTMANAGEMENTCONCEPTOFTHEVVER-1000ANDTHEJUSTIFICATIONOFCORIUMRETENTIONINACRUCIBLE-TYPECORECATCHERVLADIMIRBENZIANOVICHKHABENSKY)したがって、鉄の製錬用取鍋内では、溶融鉄が下に沈み、その上部にスラグが浮いて層をなすように、デブリが下に沈み、クラストがその上に浮いて層をなすのが自然の姿と思われる。デブリが下に沈み、クラストがその上に浮いて層をなすモデルではクラストの厚みももっと厚くなり、床と側壁のクラストによる断熱がなくなります。そして、大量水でのデブリの冷却熱量は、東北電力のシミュレーション結果よりもはるかに少なく成り、コンクリートの表面温度は非常に高く成り、コンクリートの侵食量はもっと増えると推測されます。そして、実炉におけるMCCIの侵食量は、膨大なものになると推定されます。したがって、東北電力の、MCCI対策の検討には、大きな偽装が行われていると推定されます。</p>
1207E1	<p>3-1. 1 基準地震動 基準地震動の年超過確率(29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。■防災科学技術研究所(kik-net)地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7%(約50箇所)で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回)(主な、超過地震リスト~vs-2200m/s基準)2016.0414 熊本 Mw6.1 益城 5000gal 上下動→超過倍率 7.5 2018.0906 北海道 Mw6.6 追分 6000gal 水平動→超過倍率 5.5 2001.0324 芸予 Mw6.7 御調 3500gal 水平動→超過倍率 3.3 etc 僅か20年余りで、超過倍率3倍超の地震動が、多数発生。よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書(震源を特定せず策定する地震動) ※http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf15p、コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会(規制庁)公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
1207E2	<p>3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100 倍超☆☆の差異あり。</p> <p>■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約 700 箇所地震動、観測地点において、僅か 20 年の期間で、約 7% (約 50 箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300 年/1 回) 基準地震動が、過小に計算された理由は、防災科学技術研究所・藤原氏がコメントしている。「データセットの確認の中でも、マグニチュード 5 と 5.5 と 6 と、下限を変える事によって、非超過確率の値が変わるという事、当然ですけれど、その確認をする中で、それぞれの下限値をいくつに選ぶかによって、その平均的なスペクトルの形状を見た時に、一番大きな下限を 6 とした時に、形状がやはり他の沢山のデータを使ったものとは性質が違う・・・」原子力規制委員会、議事録</p> <p>20p http://www.nsr.go.jp/data/000271942.pdf 原子力規制委員会、標準応答スペクトル (案) (32p) http://www.nsr.go.jp/data/000269574.pdf 地震データ下限レベル、Mw5.0→6.0、変更の場合短周期、0.02-0.6s→約 3 倍差☆☆よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf 15p、コントロールポイント超過の地震動、数 10 箇所明示。(期間 20 年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1208E1	<p>3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100 倍超☆☆の差異あり。</p> <p>■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数 10 箇所明示。(期間 20 年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書</p>
1208E2	<p>女川原発の再稼働に完全に賛成します。この原発はあの東日本大震災を何の問題もなく乗り越えた優秀な原発であり、止めて根拠はありません。テロ対策等も含め、足りなければ日々改善していけば良いことであり、それが必要なことです。何事も一足飛びに完璧にすることはできません。福島原発は、その日々改善することが出来なかったことが、津波で炉心溶融までつながる重大な事態をもたらした最大の原因です。稼働させた収益から将来の安全への投資を絶え間なく行っていくことこそ、最大の安全対策となります。</p>
1209E1	<p>福島第一原発事故の原因究明が行われていない現在の状況にあって、同じ沸騰水型である女川原子力発電所の審査、特に重大事故対策が十分にできるとは考えられません。(150p)</p>
1209E2	<p>女川原発の立地は巨大地震の震源地に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波充分だと言いきれません。再稼働しないでください。廃炉を求めます。</p>
1209E3	<p>女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。</p>
1209E4	<p>3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100 倍超☆☆の差異あり。</p> <p>■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数 10 箇所明示。(期間 20 年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書</p>
1210E1	<p>女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか、検証せずに審査は終わらない。福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型 (BWR) である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を招く大きなリスクがある。</p>
1210E2	<p>福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型 (BWR) である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。</p>
1210E3	<p>○「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できない新規制基準では、原発の敷地境界で最高被曝を「甲状腺に対して 3Sv、全身に対して 0.25Sv」と定めた「原子炉立地審</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。
1210E4	避難計画に疑問を感じる、なぜ被災した原発を再稼働するのかということの2点から、再稼働を見直すべきだと思う。
1210E5	福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型（BWR）である女川原発の審査が十分でできるはずがない。
1211E1	私は女川原発の再稼働に「反対」の意思を示すとともに論拠を言いたいと思います。今後30年以内に今度は30m近い津波が到達した場合、原発は本当に大丈夫なのか？放射能汚染した場合国は福島県のように見殺しにするのではないかと。また復興した場合未だに宮城の海産物は、東アジア圏内に輸出ができない状況下です。風評被害を無視してまで女川原発を再稼働すべきでしょうか。福島でクローズアップされているのが、甲状腺がん、白血病の急激な患者増加です。これは検診を受けていなかった人だけのデータではないはずで、福島事故前にも毎年健康診断や人間ドックを受けていた人でさえ事故後急にガンを患っています。実際それを国は報道も隠し、事実関係を崩壊にしています。実際の医療データを開示し、宮城県民に賛否を問うべきです。私は言うておきます。原発政策は昔から崩壊しています。太陽光や風力、水力を活かしたエネルギー政策に舵を切るべきです。エネルギーミックスなんて言うてる場合ではありません。女川原発再稼働に厳しく非難します。
1211E2	関西のもので、女川原発を再稼働するのは何故でしょうか。福島原発の事故があってから、大手電力会社の電力を使うのが怖くて電気会社のプランに乗り換えようと考えています。今回女川原発を再稼働するメリットとデメリットを理解できるようもう少し詳しく教えて欲しいです。
1212E1	2011年の原発事故を経験し、一たび日本で原発事故が起これば、どんなに被害が拡大し住む場所のない方、苦しむ方がでるのかわかったはずで、再稼働させるには原発はリスクが大きすぎます。ゴミの問題も解決されていない中、子ども達に胸を張って未来を手渡すことができません。特に今回の女川原発の再稼働は以下の理由で反対します。・被災した原発であること・安全基準が世界レベルではないこと・周辺住民の避難計画が示されていないこと。どうか再検討をお願いします。
1212E2	○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1212E3	原子力発電所はいったん事故が起きれば、人々の生活と自然環境を破壊し、取り返しがつかなくなります。フクシマ核発電所の事故を防ぐことができず、また、安倍首相をはじめ電力会社幹部など事故を起こした人たちの責任が一切問われないまま、また新たに原子力発電所を再開するには倫理上大きな問題があります。よって、女川核発電所の再開は許されるべきでないと考えます。
1212E4	原発はいらない。女川2号機の再稼働の理由として、経済性、CO2無排出をあげるが、共に正しくない。経済性は国の試算で10.1～円/kwhとしているが、これは120万kwの原発を40年間70%の稼働率で運転した場合で、女川2号機は82.5万kw、しかも震災で9年も停止している。これに新規制に対応するための3400億円、またテロ対策費は含まれていない。既に太陽光発電は最近の入札で10円台をつけていて、一番安い電力となった。温暖化対策とそもそも原発は有効ではない。発電効率が30%と低く、残り70%の熱は海水に捨てて、海水温度の上昇を引き起こしている。即刻廃炉にすべし。
1212E5	意見該当箇所：499ページに対して内容：女川原発は東日本大震災ははじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」である。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型（BWR）である女川原発の審査が十分に出来たのか疑問である。住民の「避難計画」を審査の対象としないのはなぜか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、実効性のない机上のプランとなっている。
1212E6	○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだとして説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上
1212E7	○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておら

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1212E8	<p>○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1213E1	<p>女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準地振動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130ヶ所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられるのかも疑問である。</p>
1213E2	<p>女川原発2号機は、老朽化が進み東日本大震災で1000カ所のヒビが入り強度にも問題大有りです。それにいまだに放射性廃棄物の処分場が見つからないのに何故再稼働するのか気が知れません。太陽光や風力など自然エネルギーを活用する研究を拡大すべきです。</p>
1213E3	<p>女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しているが、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1214E1	<p>福島県で、もお2度と故郷に帰れない人々。その故郷に次々と置かれる原発ゴミ。どんな気持ちでいる事か。原発が動いていなくても日本は今動いています。廃炉にする事こそ世界の流れです。誰が求めている事ですか？自治体ですか？国ですか？日本という国は国民のものであり、宮城県は県民のもの。県民の意見をもっと聞いて下さい。原発は県民だけの問題ではないです。国民の声を聞いて下さい。ただでさえ災害の多い日本。ゴミの処分だけでもいくらの税金が使われている事か。そんな事にお金を使っている場合ではありません。原発はお金が掛かり過ぎる割に、リスクが高い。メリットがない。メリットがあるのは誰ですか？その1部のメリットがある人達の為に、多くの県民・国民が犠牲になるのは間違っています。原発に断固として反対します。</p>
1214E2	<p>いつ起こるか分からない災害。再稼働、断固反対！</p>
1215E1	<p>東日本大震災において日本の原子力発電は未曾有の大惨事になったのに、その反省がないのは、理解できない。どのように準備しても、現在の技術では、福島第一の惨事が繰り返される事は否定できない。日本は他国に先んじて原子力発電から脱すべきである。再生可能エネルギーの開発にこそ専心すべきである。</p>
1215E2	<p>原子力規制委員会が、11月27日、女川原発2号機の適合審査に「合格」を出しましたが、女川原発は、震災時、外部電源5系統のうち4系統が遮断(実質はすべての電源が停止、1機の電源が辛うじて再起したに過ぎなかった)し、原子炉建屋が浸水するなど重大事故に「紙一重」の事態となっていて、1130か所のひび割れが見つかった被災原発であり、再稼働できる代物ではありません。再稼働は「洪水よわが亡き後に来たれ!」の誹りを免れない暴挙であり、子々孫々の命と暮らしを壊し、事故処理のすべてを押し付ける無責任な暴挙です。そもそも福島原発事故の例を見れば明らかなように「原発は事故を起こさない」とする原発神話はもはや崩壊している。東北電力は規制委員会からの改善勧告を何度も繰り返し受けている会社です。しかもこれまでも事故責任は誰も取らない。政府や電力会社をはじめ、立地自治体の長は「規制委員会が責任をもって安全をチェックしている」と責任逃れに終始し、規制委員会も「基準に適合しても安全だとは申し上げない」と強調して、原発再稼働に重大な関わりを持つ関係者全てが一切の責任を持たない無責任体制の下で稼働を決定してきた。今回も同じ轍を踏み、国民の「いのち」より「儲け第一」とばかりに暴挙を繰り返そうとしていることは許されない。特に「住民の避難計画」が原発再稼働の審査対象から除外されていることに納得できません。福島原発事故の反省に立った審査基準になっていないことに大きな不信がある。すでに、地元紙の世論調査でも約7割が再稼働に反対している。9割が不安を感じている。また、今年2月の県議会には118,796筆の「県民投票を求める署名」が宮城県に提出されていることで示されているように、宮城県民は女川原発の再稼働を望んでいません。県民が望まない原発の再稼働を強行することは東北電力は『反社会的企業』の烙印を受けることでしょう。すでにヨーロッパ各国では福島第一原発事故から学んで脱原発へ方向転換しています。事故を起こし、今も毎日放射性汚染水</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	で海を汚し続けている当事者が無反省でいることは国際的立場からも許されることではありません。女川原発再稼働に反対します。
1215E3	福島第一原発の事故から7年以上が経過したが、未だ原因究明には至っていない。にも関わらず、福島第一と同じ沸騰水型である女川原発の審査がなぜ通るのか？全く理解できない。海に面し、津波の影響から逃れられないだけでなく、日本は火山の国である。冷静な判断を望む。
1215E4	原子力規制委員会が、11月27日、女川原発2号機の適合審査に「合格」を出しましたが、女川原発は、震災時、外部電源5系統のうち4系統が遮断(実質はすべての電源が停止、1機の電源が辛うじて再起したに過ぎなかった)し、原子炉建屋が浸水するなど重大事故に「紙一重」の事態となっていて、1130か所のひび割れが見つかった被災原発であり、再稼働できる代物ではありません。再稼働は「洪水よわが亡き後に来たれ!」の誹りを免れない暴挙であり、子々孫々の命と暮らしを壊し、事故処理のすべてを押し付ける無責任な暴挙です。そもそも福島原発事故の例を見れば明らかなように「原発は事故を起こさない」とする原発神話はもはや崩壊している。東北電力は規制委員会からの改善勧告を何度も繰り返し受けている会社です。しかもこれまでも事故責任は誰も取らない。政府や電力会社をはじめ、立地自治体の長は「規制委員会が責任をもって安全をチェックしている」と責任逃れに終始し、規制委員会も「基準に適合しても安全だとは申し上げない」と強調して、原発再稼働に重大な関わりを持つ関係者全てが一切の責任を持たない無責任体制の下で稼働を決定してきた。今回も同じ轍を踏み、国民の「いのち」より「儲け第一」とばかりに暴挙を繰り返そうとしていることは許されない。特に「住民の避難計画」が原発再稼働の審査対象から除外されていることに納得できません。福島原発事故の反省に立った審査基準になっていないことに大きな不信がある。すでに、地元紙の世論調査でも約7割が再稼働に反対している。9割が不安を感じている。また、今年2月の県議会には118,796筆の「県民投票を求める署名」が宮城県に提出されていることで示されているように、宮城県民は女川原発の再稼働を望んでいません。県民が望まない原発の再稼働を強行することは東北電力は『反社会的企業』の烙印を受けることでしょう。すでにヨーロッパ各国では福島第一原発事故から学んで脱原発へ方向転換しています。事故を起こし、今も毎日放射性汚染水で海を汚し続けている当事者が無反省でいることは国際的立場からも許されることではありません。女川原発再稼働に反対します。
1215E5	新規制基準は、生活圏への放射能の放出を前提としていることからすると、住民の避難が安全かつ確実にできることも適合の要件にすべきである。今日明らかになっている石巻市や宮城県の避難計画には実効性がなく、重大事故が発生すれば住民の多くは長時間被曝にさらされることになる。女川原発は2度に渡り過去の基準値振動を超える地震に見舞われている。津波対策や補強工事をしたにしても時間が経過すれば劣化が進むことになる。原発は廃炉作業なども含めれば数十年先もを見越した審査が必要と思うが、それまで持つのかどうか甚だ疑問だ。また、女川原発はニュースなど見ている限りヒューマンエラーが多い原発だ。職員への対応などについて問い質したのか技術ではないが東北電力の体質について求めていくべきだ。
1215E6	福島第一原発事故の原因究明ができていないのに、同じ沸騰水型である女川原発の審査ができる訳がない。ましてや、福島の事故後、放射能汚染水の増加も止められないし、建屋内の取り出しも未だなのに。出来もしない、かつ危険なことはするな。
1215E7	3-1. 1基準地震動基準地震動の年超過確率(29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10 ⁻⁴ ~10 ⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10 ⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■ 防災科学技術研究所(kik-net)地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7%(約50箇所)で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回)基準地震動が、過小に計算された理由は、防災科学技術研究所・藤原氏がコメントしている。「データセットの確認の中でも、マグニチュード5と5.5と6と、下限を変える事によって、非超過確率の値が変わるという事、当然ですけれど、その確認をする中で、それぞれの下限値をいくつに選ぶかによって、その平均的なスペクトルの形状を見た時に、一番大きな下限を6とした時に、形状がやはり他の沢山のデータを使ったものとは性質が違う・・・」原子力規制委員会、議事録 20p http://www.nsr.go.jp/data/000271942.pdf 原子力規制委員会、標準応答スペクトル(案)(32p) http://www.nsr.go.jp/data/000269574.pdf 地震データ下限レベル、Mw5.0→6.0、変更の場合短周期、0.02-0.6s→約3倍差☆☆よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。 ■ 全国共通地震・報告書(震源を特定せず策定する地震動)※

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会(規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1215E8	<p>3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■防災科学技術研究所(kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7%(約50箇所)で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回)(主な、超過地震リスト~vs-2200m/s 基準) 2016.0414 熊本 Mw6.1 益城 5000gal 上下動→超過倍率 7.52018.0906 北海道 Mw6.6 追分 6000gal 水平動→超過倍率 5.52001.0324 芸予 Mw6.7 御調 3500gal 水平動→超過倍率 3.3etc 僅か20年余りで、超過倍率3倍超の地震動が、多数発生。よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。 ■全国共通地震・報告書(震源を特定せず策定する地震動) ※http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会(規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1216E1	<p>「審査結果第499ページに対して」島崎邦彦元規制委員長代理が、3.11の胸腔は「自然はごまかさないと。何の駆け引きもしないし、1厘たりともまけてくれない。そういう自然があるという事を学ばなければならない」とのべられていますが、審査書案にはこの、この地震や津波などの自然現象の評価が生かされていないのではないかと不安に思う。</p>
1216E2	<p>今回の原子力規制委員会が認めた、東北電力女川原発2号機の新規制基準については、以下の問題点が解決していない、不十分な確認であることから認めることはできません。東北電力女川原発は、「審査書案」を撤回し、廃炉とするよう強く求めます。1. 「放射能を生活圏に放出」を前提としており、新規制基準は容認できない2. 東京電力福島第一原発事故の事故調査が終了しておらず、今後の廃炉に向けての見通しも立っていない3. 新規制基準には、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である4. 女川原発は地震による負荷を受けた被災原発であり、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題であり、巨大地震に耐えられるか疑問である</p>
1216E3	<p>※東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない！女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉(BWR)であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。</p>
1216E4	<p>※新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である！新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にははげ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることはいうまでもない。</p>
1216E5	<p>※放射能を生活圏に放出を前提とした新規制基準は容認できない！新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3Sv、全身に対して0.25Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」(1964年制定)の適用を除外し、フィルター設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。</p>
1216E6	<p>499頁6審査結果：女川原発2号機が規制法に適合している、というが、とてもそうは思えません。この原発は、大震災で被災して、たくさんの傷を負っており、再稼働に耐えられるかどうか繰り返し議論されてきました。審査では、機械・計器類の設備や経路、原子炉建屋の</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>剛性、地盤など、人のくらし生業とはかけ離れた部分での検討審査が行われてきました。これらについて、「審査適合」が出ても、それは安全性を保障するものではない、と以前から規制委員会の委員長が発言しています。人のくらしに安全に役立つものであってこそ、多くの国民が求めています。福島事故の検証も終わらず、問題点がまだ明らかになっていない中で、審査に適合と言われても、同じ沸騰水型の女川原発再稼働は、誰も安心して受け入れられないことは明らかです。処理できない「核のゴミ」を増やし続け、いったん事故があったときの避難計画は自治体に丸投げでは、住民に対する安全審査はあまりにも不十分です。自力で避難できない高齢者や病人は見殺し状態となるのではないのでしょうか？実効性に欠ける計画は、大川小学校の裁判でも、厳しく責任を問われています。女川原発を再稼働することは、無理です。女川原発再稼働には、過半数の県民が反対しています。審査書案には不十分なことが多々あり、再稼働について再考することを求めます。</p>
1216E7	<p>「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について」（パブリックコメント）への意見提出文 1 団体名 われわれは、いのちと健康を守る医師の団体として、下記の点から、本審査書で認められた女川原子力発電所 2号炉の安全性に対し、科学的・技術的に懸念があり、再稼働に反対する。1. そもそも原稼働により産出される放射性廃棄物の処理方法が確立していない。2. 原発内に保存される使用済み核燃料の保管状態は福島第一原発事故以来、非常に危険性の高いものであることが判明しているが、何ら対策がなされていない。3. 福島第一原発事故の事故原因は未だ究明されておらず、原発を再稼働させるのはそもそも危険である。特に女川原発は事故を起こした福島第1原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）である。震災時には、外部電源5系統のうち4系統が遮断されたほか、原子炉建屋が浸水するなど、重大事故に「紙一重」という深刻事態に陥った原発であることから同原発は、非常に危険であることは明白である。4. 原子力発電所の再稼働のためには、1原子炉あたり100万年に1回以下の、安全目標審査で承認される必要がある。しかしながら、安全目標審査は今まで行われていないことから女川原発は極めて危険であり、規制基準審査のやり直しが必要である。5. 本審査の基準となる新規制基準そのものが、欧州加圧水型原子炉の安全設備と比較して、（1）安全上重要な系統設備の多重性として、欧州では独立した4系統が求められているのに対して2系統しかない、（2）原子炉圧力容器外に流出した熔融炉心を格納容器内に貯留するコアキャッチャーの設置が求められていない、（3）大型商用航空機の衝突に耐え、設計圧力を高めた二重構造の格納容器の設置が必要とされていない、（4）サイバーテロへの防御の検討が不十分である、（5）原子力規制委員会による審査そのものが提出書類を中心とした審査であり、現物確認を行っておらず、他の原発では実際に不正が発覚しているなど、不十分である。審査に合格したからといって安全性が保障されたとはとうてい言いがたい。</p>
1216E8	<p>「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について」（パブリックコメント）への意見提出文 2 団体名 6. 現在の原子力規制委員会には、地質学の専門家は居ても、地震学の専門家は選出されておらず、原子力発電所再稼働における安全性を審査するに十分な能力が備わっているとは言えない状況にある。女川原発の基準地震動は、東日本大震災を踏まえて1000ガルまで引き上げられたが、2007年の中越沖地震では1699ガル、昨年4月の熊本地震でも1580ガルを経験していることから、女川原発の現基準地震動はかなり低いと考えられ、問題である。また、熊本地震では震度7の揺れが2回も起こり、震度4以上の余震は100回を超えている。現在の審査は1回の強い揺れに耐えられればよいというもので、このような複数回の揺れに対する耐震安全性の評価はなされていない。さらに女川原発は繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い、非常に危険な場所に立地する原発である。新たな審査基準を策定した上で審査をやり直すべきである。7. P108、「3-4. 2. 4その他自然現象に対する設計方針」で、女川原発では、巨大・太陽フレアからの強力な電子等に対する防御対策が策定されていない。8. 万が一事故が起きたときのため、具体的な避難計画の策定が安全性の確保のためには必須である。チェルノブイリ事故後、IAEAが定めた規制対策には「過酷事故時発生対応」として周辺地域に対する緊急避難などの対策が加えられたが、日本ではこれを地元自治体の責任として、原子力規制委員会の審査の対象外としており、問題である。原子力規制委員会の設立主旨は、原発推進側</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の論理に影響されることなく、第一に国民の安全を確保することにある。そして、原子力災害対策指針では住民の視点に立った防災計画を策定することと定められ、原子力事業者を指導する立場とされている。加えて、地方自治体の長に勧告・報告を求めることができる立場でもある。その原子力規制委員会が避難計画について指針だけ定めれば良いというのはあまりに無責任である。AEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に規制委は稼働を認めない措置をとるべきである。9. 女川原発の再稼働にあたり、地元同意の範囲を立地自治体である宮城県、女川町、石巻市としているが、事故が起こった場合、影響を受けるのは宮城県だけではなく、東北全域に及ぶこととなる。避難計画作成を義務付けられている30キロ圏内にある周辺自治体に住む方の生活や人格権を明らかに脅かすリスクが判明している以上、住民の健康と安全を第一に考えるのであれば30キロメートル圏内の自治体の同意は必須であり、この地域内の同意なしの再稼働は認められない。</p>
1216E9	<p>1. 新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。2. 女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。3. 新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることはいうまでもない。4. 女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1,130カ所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられるのかも疑問である。</p>
1216E10	<p>1) 「放射能を生活圏に放出」を前提として新規制基準は容認できない新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。2) 東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。3) 新規規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である新規規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより非難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることはいうまでもない。4) 女川原発は地震による負荷を受けた被災原発である女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられるのかも疑問である。</p>
1216E11	<p>○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1217E1	<p>相手は予知不可能な大自然だ。科学技術など及びもつかない事象をもたらすことは福島第一原発の事故が物語っている。まずその原因究明が先ではないのか？同じBWR沸騰水型原子炉の女川原発2号機の再稼働の是非は福島第一原発の事故が解明されない限りあり得ない。原子力委員会は新規規制基準を定めて適合を了承したが、責任の所在を明確にするために地域住民に対して委員の存在を分かり易い形で告知し責任を担うべきではないのか。住民避難計画も審査対象にすべきである。各家庭が自家用車で避難する前提の避難計画など机上の空論だ。3.11の大震</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>災により道路は寸断され交通網は壊滅して陸の孤島となった。巨大な自然の猛威に対応できる道路などない。リアス式海岸特有の複雑な地形に沿った交通網は機能しなくなる。メディアも入ってこれず情報は錯綜し右往左往した現実。結局空からしか避難する術はない交通弱者地域であり自治体が責任を負えないことは明白だ。政府はこのリスクから逃げているとしか思えない。</p>
1217E2	<p>なぜ近隣住民の避難や安全確保のための計画が審査の対象に入っていないのかわからない。説明責任を果たさず、避難計画の責任を自治体へ押し付け、再稼働に踏み切るのには勝手ではないか。</p>
1217E3	<p><該当箇所>格納容器圧力逃がし系、いわゆるベント系に関する一連の記述。特に 206 頁の「安定状態に向けた対策：逃がし安全弁（自動減圧機能）の開維持及び高圧炉心スプレイ系により、炉心の冷却を継続するとともに、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却を実施する。その後、原子炉格納容器からの除熱を実施する。この場合、残留熱除去系が機能喪失していることから、原子炉格納容器フィルタベント系又は耐圧強化ベント系のいずれかを用いる。このため、大容量送水ポンプ（タイプ1）、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系を重大事故等対処設備として新たに整備する。なお、原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系には、サプレッションチェンバ側及びドライウエル側の 2 経路がある。」などの記述。<内容>BWR における崩壊熱除去喪失時においては、ベント系の使用がシビアアクシデント対策の中心手法となっている。しかし、周辺住民の被ばくを前提としたベントをシビアアクシデント対策の中心手法にすることは反対である。特に規制委員会は、Cs-137 の総放出量を 100TBq 以下にすることを求めながら、上記引用箇所にあるように、ドライウエルからの耐圧強化ベント系の設置を認めている。東北電力の計算によれば、ドライウエルからの耐圧強化ベントを実施した場合、7 日間で約 320TBq と上記制限を超え、福島事故の環境への放出量の数分の 1 程度の大量の Cs-137 を環境に放出することが分かっている。（『自主対策設備に関する補足説明』東北電力、令和 1 年 10 月 4 日）このため同文書の中で東北電力は「耐圧強化ベントは規制基準の 100TBq を上回るので実施しません。」と述べている。それならば、規制委員会は使用した多くの場合、規制基準違反となる耐圧強化ベント設備の撤去を命じるべきである。炉工学的安全性の観点から言えば、事故が急進展した場合、あるいはフィルターベントが故障した場合、耐圧強化ベント装置を設置した方が、格納容器破損の拡大防止、水素爆発防止の観点から、いわば保険を掛ける形で、より「安全性」が増しているともいえる。しかしながら、100TBq の基準を設けながら、これを破るための手段を認めることは、100TBq 制限を有名無実化することであり、ダブルスタンダードといえる。あるいは事業者の「自主」責任で、対策をとらせることにもなり、規制の枠組みそのものの有名無実化にもつながる。このような矛盾が生じるのも、ベントという手法そのものが、格納容器の閉じ込め機能を失わせることにより、原子力発電所の安全体系を否定する手法だからである。このような手法に頼らざるを得ない軽水炉、特に BWR については、稼働を容認すべきではないと考える。</p>
1217E4	<p>P5932～33 行耐津波設計方針。審査書案は「津波防護対策として女川湾に面した 13.8m の敷地前面に 29m を天端とする鋼管式鉛直壁と盛り土堤防で構成される防潮堤を設置する」とあるが、全長 800m の防潮堤のうち 10m おきに 1 本だけが硬い岩盤に達しており、他の鋼管は達していない構造と聞くと、このような構造で本当に津波による浸水を防げるのか、3.11 大震災で釜石湾の高さ 60m の巨大な防潮堤が壊れた様子から、不安であるし、疑問である。</p>
1217E5	<p>そもそも原子力発電に使用する核燃料の原料の採掘や製造、使用済み核燃料に至るまで、汚染の問題の解決策の無いまま事業を行うこと自体が地球生態系全体にとって罪深い行為です。即刻廃炉の決断を願います。</p>
1217E6	<p>13 ページから女川原発は、3・11 東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003 年の三陸南地震、2005 年の 8・16 宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所：源栄正人教授）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が直面する宮城県沖は、2011 年までの 80 年余にマグニチュード 7 クラスの地震が 6 から 7 回起きている。今後 30 年以内の発生確率は 90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。先の新採時には、外部電源 5 系列のうち 4 系列が失われ、原子</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	力建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられるのかも疑問である。
1217E7	○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である。女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い。新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである。規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。
1217E8	1. 原発周辺住民の確実な「避難計画」が無い状況では、再稼働すべきではない。2. 「将来起こる自信は、自然が決める」人知では予知しがたい。3. 福島原発事故が発生しても原子力安全委員会は責任を取らなかった。原子力規制委員会は原発事故の責任を取って被害者に賠償できるのか。4. 原子力発電は、CO ₂ は少ないかもしれないが、人体に悪影響を及ぼす放射性廃棄物を生成する。5. 女川原発の半径30km付近に自衛隊松島基地がある。ブルーインパルスも墜落したことがある。飛行物の意図的落下物に配慮が必要。
1217E9	東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改でありことから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により自己の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。
1217E10	○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上（967文字）</p>
1217E11	<p>現在、この国では、福島第一原子力発電所事故とその廃炉・収束作業が継続中で、完了・終了する目途は全く立っていません。原子力発電所に限らず、絶対に安全なものは存在せず、原発の安全性についても、常に継続的改善・向上が必要であることは、規制委員会や事業者も認めているところです。絶対的な安全は無いのですから、女川原発が想定外の事故に襲われる可能性は否定できません。可能性が僅かであっても、万一、女川原発がシビアアクシデントを起こせば、この国は「核災害二正面作戦」を強いられます。福島第一原発事故に加えて、もう一つの核災害に対応しなければならなくなるのです。それだけのリソース（予算・人材・資機材等）が用意できるのですか？誰が、それを確約できるのですか？用意できなければ、この国はどうなりますか。核技術に頼らずとも、東日本は2012年5月以来、「原発ゼロ」が続いています。原発が無くても電気は足りているのです。例え僅かな可能性であったとしても、不可逆的なリスクを背負ってまで、原発を稼働させる必要性は認められません。以上の観点から、本審査書案の確定に反対し、設置変更許可を出さないよう求めます。尚、この意見は私個人のものであり、若の如何なる組織・個人とも関係のないことをお断りしておきます。</p>
1217E12	<p>3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■全国共通地震・報告書（震源を特定せず策定する地震動）※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。（期間20年弱）※原子力規制委員会（規制庁）公文書</p>
1217E13	<p>下記の項目は、審査書に触れていないが、原発の安全を考えるうえで、基礎的で不可欠な条件であるので、意見を申し上げます。1. 避難計画避難計画が審査対象になっていないが、女川原発においてはとりわけ避難計画が懸念される。地元住民は山間の狭い山道を長時間移動することが必要であり、長時間の交通渋滞が予想される。過酷事故の際には住民の避難の実施は必要になることであるが、それについての明快で安心できる計画が出来上がっているとは言えない。また、現実の避難行動について、すべてを予定して住民がその通りに実施するということが不可能である（日々の行動はそれぞれに違うから）。したがって、火事の際には消防車が出動し、急病人に対しては救急車が、犯罪に対してはパトカーが出動して最後まで面倒を見てくれるのと同じように、すべての住民がもれなく避難するように最後尾に立ってエスコートする、いわば「殿軍」を務める責任主体を定義しておかなければ、避難計画は有効ではない（福島事故の際は、警察も自衛隊も、避難中の患者を置き去りにして放射線を避けて自らが退避する事態があった）。そのような組織上の「殿軍体制」を確立しなければ、避難計画が存在するとは認められない。2. 事故の賠償責任保険この安全審査は、原発プラントのハードウェアの基本設計方針の審査にとどまっている。事故の原因は、外力による損壊に限るものではなく、たとえば施工や運転に伴う人為ミスに起因するものもある。したがって、現在の審査で安全を保障されるものではない。田中前規制委員長が「審査を通過しても安全とは言わない」という主旨の発言をされたが、その通りである。この世に実装されている工業プラントは、基本的に事故に備えて第三者損害賠償保険を付保している（自動車さえ対人・対物保険が義務付けられている）。原発も基本的に事故規模に見合った賠償責任保険を付保することが必要である。現在原発事故の賠償責任保険は1200億円のまま据え置かれている。この金額は、福島第一原発事故の、すでに必要が明らかになった金額22兆円に対してさえ、0.5%台である。現在東電は政府の資金を注入されて破綻を免れている。この構造は企業経営者が適切な安全対策を十分に配慮する誘因をも殺いでいる。経済上も、健全な安全性を確保する誘因と、適切な経済倫理上のバランスを確保するために十分な金額を賄う保険を付保した上でなければ、安全確保のため</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の企業責任が果たされない。3. 立地審査指針福島事故において過酷事故を起こした結果、「立地審査指針」を守れないことが明らかになった。そのことは、原発立地の大原則を守り得ないことを示している。周辺自治体との間に、改めて地元合意を求めなければならない。4. 福島第一原発事故の解明と水位計東京電力の「福島第一原子力発電所 1～3号機の炉心・格納容器の状態の推定と未解明問題に関する検討」は、第5回報告書（2017年12月25日）において、52項目の未解明問題が記載され、「検討する」「確認する」という状態で終わっている。BWR型原子炉のメルトダウン事故を未解明のまま放置して置いて、同型機の再稼働を許可することは、規制当局として手順を尽くしていない。また、同事故において、水位計が原理的に誤作動を招きやすいものであったことが、冷却水の有無を誤判断させる致命的な欠陥になっていた。したがって、水位計を改善することが必要条件であった。柏崎刈羽原発6・7号機のパブリック・コメントでこの問題を提起したところ、代替手段として注水量を確認して水位を推定するという回答であった。注水量は動作過程を示し、水位計は結果の静的な実体量を示すもので信頼性がまったく異なる。この点の改善されていないとすると、重大な欠陥である。</p>
1217E14	<p>2-2 技術者の確保労働契約（5ページ）重大事故時や武力攻撃、意図的な航空機の墜落などの時には、多数の作業員が放射線量の高い環境の中で、過酷な作業に従事しなければならない。そのような作業は、警察・消防・自衛隊など生命の危険を伴う作業と同等である。そういう職業に従事する人々に対しては特別の労働契約が必要である。そのような労働契約を行わない状態では、審査内容に実効性はない。（理由）福島第一原発事故の際に、多くの作業員が吉田所長の意図に反して第二原発へ避難するという出来事があって混乱が見られた。それは、雇用主と従業員との間の労働契約が、重大事故発生時の被ばく労働を想定しない作業条件であったからである。現在の審査書は重大事故対処を全面的に電力会社従業員に要求している。労働安全衛生法第25条には、「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない」と規定している。また、それを補完する通達（昭47.9.18基発第602号）には、「本条は事業者の義務として、災害発生の緊急時において、労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業場から退避できることは、法の規定を待つまでもないこと」と記載されている。原発の重大事故対処作業として審査書の中で想定されている労働条件はまさしくこのような環境であり、通常のプラント運転に係る労働条件とは格段に異なる。当然現場の労働契約を改めなければ審査書が予定している重大事故対処作業は実現不可能である。3-1 地震による損傷の防止（10ページ）大地震に被災した原発であり、その影響による剛性低下などを検証した記述がない。その点をやり直す必要がある。4-4. 12 発電所外への放射能拡散を抑制放水砲 425 ページ第 55 条の要求（格納容器破損時の被曝防止）に対して、放水砲を設けるとしている。この種の放水砲は、通常大規模な石油液面の火災に対する設備として使用されるものであり、大気中を飛散するプルームの中の粉塵を補足することには有効ではない。ましてや希ガスには無効である。また、汚染水対策として、シルトフェンスを設置するとしているが、これは一時的な溢水対策相当の対策である。量が多い場合には、有効性が期待できない。5 大規模な自然災害又は故意による大型航空機その他のテロリズムへの対応 494 ページ「申請者において…手順書が適切に整備されること又は整備される方針であること」をもって「規制委員会は適合していると判断した」と述べている。つまり、まだ対策が現実化していない。現実的に「テロ対策」が、発電所の従業員ではできないと考えられる。テロ攻撃とは武器をもって襲撃してくるという意味であり、民間人は武器の携帯や武闘を許されていない。警察が出動するといっても時間的に間に合わない。これらは単なる作文に過ぎず、誰が見ても実効性はない。また、仮に武装警備員を配置したとしても、必ずしも制圧できるとは言えない。ごく最近の例では、アフガニスタンでは と武装警備員がともに射殺された。つまり、テロ攻撃が予想される社会に原発は立地できないということが実態である。</p>
1218E1	<p>P499 審査結果審査書案は、震源を特定した場合の基準地震動を最大加速度 1000 ガル（水平方向）、震源を特定しない場合を 620 ガル（同）としているが、女川原発は 2005 年 8 月 6 日宮城県沖地震と 2011 年 3 月 11 日東北太平洋沖地震（本震）、同年 4 月 7 日東北太平洋沖地震（余震）の三度も測定値で最大加速度の 1000 ガルを超えているが、本当に安全なのか、疑問である。</p>
1218E2	<p>東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1218E3	<p>福島で起きた事故はいまだ収束を見ず、多くの人びとの生命と暮らし、人生を奪ったことを忘れてはなりません。女川原発も福島原発と同じ危険をはらんでおり、東日本大震災後の破損修理箇所が多さも指摘されていたと思います。安全審査を通ったといいますが、そもそも原発の安全性はなきに等しい。最近も頻発する地震への不安、誰が安全を担保できるでしょう。さらに、事故が起きた際の避難計画は自治体まかせです。高齢者や障害をもった方々の避難、車の渋滞回避も全く考慮されず、住民の犠牲を前提にした再稼働だと言わざるを得ません。原発がなくても、自然エネルギーを駆使して生活する未来を知恵と力を合わせて切り開く時代に私たちは生きていくと考えます。企業の利益を優先するのではなく、そこに生きる人々のいのちを最優先に、再稼働をストップしてください。</p>
1218E4	<p>○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければ意味を成さない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界の安全基準レベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、防護レベルの設定をその第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合においては、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1218E5	<p>○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用さ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>れている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1218E6	<p>以下4点の観点から、審査書案の撤回を強く求めます。1. 「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準であること新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働は危険です。2. 東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していないこと女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要があります。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられます。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきではないでしょうか。3. 新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分であること新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきです。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にははげ崩れにより避難が困難となった住民も多数いました。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されます。また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されています。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要です。4. 女川原発は地震による負荷を受けた被災原発であること女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」です。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではありません。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きています。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題です。先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となりました。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題です。次の巨大地震などで、同じように耐えられのかも疑問に思います。</p>
1218E7	<p>○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査す</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	べきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。
1218E8	女川原発の立地は、直近の東日本大震災はじめ過去に何度も巨大地震と津波に襲われた地域で、今後も予想される巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり策定された基準値振動・基準津波で十分だとは言いきれない。住民の「避難計画」が審査の対象とならなければ、およそ実効性のない机上のプランに終わってしまい、事故発災の際に本当に住民の命を守れるのか、大いなる不安と不信を抱く。
1218E9	そもそも現代科学では処理不可能な放射能をそのままにして原子力発電を行うということに反対です。ユーラシアプレート・太平洋プレートなど大きなプレートがせめぎあう日本が、どこでも巨大地震が起きる可能性があり、それに加えその他の諸災害が頻発する現状にかんがみ、安全が保障されるということ自体信じられない。震災後の電力事情を考えると、日本国民の電力使用のあり方を検討することで、この原発を稼働しなくとも十分に電力を賄えると考えます。
1218E10	この案件に反対します。なぜならば日本の国土は狭いのです。安全に暮らせる地域が減る可能性があることは避けるべきです。また食料自給率がとても低くなっています。国力も衰えつつあり少子化で回復の見通しも難しいことからいままでのような輸入依存は改めていかなければなりません。食糧の増産は急務です。汚染により生産地が減少する可能性のあることは避けなければなりません。安全対策に絶対はないことは東日本大震災ですでに証明されています。福島原発の後始末は難しく費用も期間も増加していくと思われまます。このようなことが繰り返されてはなりません。今こそ成長幻想を捨てて現実を見つめ再生可能エネルギーに総力を上げて切り替えるべきだからです。
1218E11	3-1. 1基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10 ⁻⁴ ~10 ⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10 ⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7% (約50箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回) (主な、超過地震リスト~vs-2200m/s 基準) 2016.0414 熊本 Mw6.1 益城 5000gal 上下動→超過倍率 7.5 2018.0906 北海道 Mw6.6 追分 6000gal 水平動→超過倍率 5.5 2001.0324 芸予 Mw6.7 御調 3500gal 水平動→超過倍率 3.3 etc 僅か20年余りで、超過倍率3倍超の地震動が、多数発生。よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+ http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm
1218E12	3-1. 1基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10 ⁻⁴ ~10 ⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10 ⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7% (約50箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回) 基準地震動が、過小に計算された理由は、防災科学技術研究所・藤原氏がコメントしている。「データセットの確認の中でも、マグニチュード5と5.5と6と、下限を変える事によって、非超過確率の値が変わるという事、当然ですけれど、その確認をする中で、それぞれの下限値をいくつに選ぶかによって、その平均的なスペクトルの形状を見た時に、一番大きな下限を6とした時に、形状がやはり他の沢山のデータを使ったものとは性質が違う・・・」原子力規制委員会、議事録 20p http://www.nsr.go.jp/data/000271942.pdf 原子力規制委員会、標準応答スペクトル (案) (32p) http://www.nsr.go.jp/data/000269574.pdf 地震データ下限レベル、Mw5.0→6.0、変更の場合短周期、0.02-0.6s→約3倍差☆☆よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。（期間20年弱）※原子力規制委員会（規制庁）公文書（備考）基準地震動、シミュレーション+ http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm
1218E13	東日本大震災における東京電力福島第一原発事故で、人の考える「想定」がいかに現実性の無いものか私たちは経験しました。また最近の自然災害でも「想定」を超える規模や被害が起きています。これらのことを考えてみると私たちが「想定」すべきなのは最悪の事態、すなわち「原発は壊れるもの」「テロは起きるもの」ということであると思います。つまり原発の審査においても原発が壊れても、テロが起こっても国民や周辺住民の人名や生活が守れるのか？という前提で考えられるべきです。これらの点から残念ながら今回の審査は不十分であると言わざるを得ません。また、原発を稼働させた時に発生する使用済み燃料の処理についての問題はいまだに解決策が無く、保管場所にも事欠いている状態であり、処理方法が決まっていない以上、使用済み燃料棒が増えることはあっても減ることはありません。その処理費用が国民の生活にのしかかってくることから経済的にも女川原発（他の原発でも同じですが）を再び稼働させることには反対いたします。
1218E14	152ページに関して避難計画の実効性を対象にしていない「審査」はありません。車での避難者が数万人に及ぶ可能性があります。現在の車両の除染対策では全く機能しないと考えられます。渋滞によって指定された避難所に到達出来ないことも明らかです。規制委員会は限られた「規準」だけ審査の対象で、現実的な住民の命と健康に何の責任も持たないのでしょうか。現実的な避難計画を含めた再審査を求めます。
1219E1	格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発する可能性がある。（392P）
1219E2	P91 火山の影響に対する設計方針火山について、藤井敏嗣・元火山噴火予知連絡会会長は、「地震の場合は、13万年までに活断層が動いたという事であれば、その上に原発施設建設できない」ことを指摘し、火山の場合でも、1万年前に起こっていても「可能性は十分に小さい」として巨大噴火を考慮の対象外にした「火山影響評価ガイド」批判している。このことから、女川原発2号機の審査書案には、不安で疑問である。
1219E3	審査結果について東京電力福島第一原発事故の現地調査が初期から遅れ進展していない中で、重大事故対策を同種の重大事故の現地確認もせず検討し、原発の再稼働を認めるのは、福島事故を軽視しているのではないのか。核のゴミの最終処分について方針を先送りして再稼働を認めるのは、核のゴミを増やすだけではないのか。
1219E4	審査書（案）に触れていない項目（1）保管している放射性廃棄物が、2号機の運転中に万が一事故が起きたときに、どのような影響が起きるのか検討されたのでしょうか？検討されているのであれば安全性に影響はないのでしょうか。（2）1号機の廃炉が計画されていますが、2号機の運転中での廃炉作業は2号機の安全に全く影響はないのでしょうか？影響がないという技術的な根拠について明示してください。（3）放射性廃棄物や使用済核燃料の保管とその後の最終処理について明確な見通しがあるのでしょうか？明確な見通しもなく。放射性廃棄物や使用済核燃料を新に作り出し続けるというのは、道徳的に許されるのでしょうか。
1219E5	審査書（案）の中で、11ページには「基準値震動」と書かれ、48ページは「基準津波」と書かれており、それを元に審査がなされています。しかし、人間は万能ではなく、地震や津波がどの程度の大きさになるのかを予測することは不可能です。したがって、自然現象に「基準」を設けるのは不適切であり、それを元に審査がなされているのであれば、それもまた不十分・不適切との謗りを免れません。東日本大震災の際、「専門家」までもが口を揃えて「想定外の事態が起きた」と言っていたのを忘れたのでしょうか？「想定外」のことが起きるのが自然現象の常であり、それを「基準」の枠に無理に押し込めようとするのは傲慢とも言える行為であり、容認できません。「合格」の結論を出すために、このような無理をしているのではないかとさえ、思えてしまいます。どれだけ大きな地震が起きるか、どれだけ大きな津波が起きるかかわからないということを前提に、審査をし直すべきであると私は考えます。
1219E6	1. シビア・アクシデント防止のための「特定重大事故対処施設」の必要性を義務付けながら、何故に5年間の猶予を与えて認可したのですか。この猶予期間に重大事故が起きない保証はないのでしょうか。2. 重大事故に対処すると称しながら、コアキャッチャーや格納容器の二重化も義務付けていないことに納得できません。3. 毎日のように日本のどこかで地震が発生しているといっても大げさではないと思います。地震や津波の予測には限界があります。な

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	らば、規制委員会は、再稼働のための審査ではなく原発からのエネルギー政策の転換を求め廃炉のための委員会としてその能力を発揮してください。
1219E7	<p>（様式2）原子力規制委員会宛て「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙</p> <p style="text-align: right;">意見の対</p> <p>象となる案件東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案意見／理由<該当箇所>頁行目重大事故等の拡大防止等、（第37条関係）152頁<内容>「深層防護」の第5層＝避難計画はまったく審査されていない規制委は、「原子力災害対策指針」を策定しながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していません。その理由を災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているとしており全くの無責任なものです。IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされます。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり重大事故時に住民の深刻な被曝を回避する事ができない場合に規制委は稼働を認めない措置をとるべきです。福島第一原発事故時、避難時の混乱と、それに伴う多数の被ばく、高齢者や養護・介護施設等の「避難弱者」の関連死等も検証されてない現避難計画は現実性に乏しく、宮城県内での避難訓練では、バス移動、交通渋滞、受付ステーション問題等、実効性が疑問視され、女川では原発付近を通る避難経路等、深刻な問題も解消されないし、私が住む、名取市の関上でも交通渋滞で避難所へ移動中の多くの住民が津波で犠牲になりました。原発被害は、より過酷であり深刻です。</p>
1219E8	女川原子力発電所再稼働に反対します。当該施設は2011年3月東日本大震災の際に物理的・機能的劣化が既に発生していた事も有り、福島原発で生じた大惨事を辛くも逃れたものもし押し寄せる津波が実際より大きかったならば激甚な深刻事態を招来するところであったと認識している。電力需給にひっ迫した状況が起こるとは（省電力の進捗、再生可能エネルギーの普及、人口減による電力需要の必然的減少等により）考えにくい以上人類が制御不可能な原子量発電所の再稼働を進めようという意図が到底理解できない。
1220E1	395p 格納容器の下にコアキャッチャーを設置しないで水を張って原発を運転するのは炉心損傷により、超高音の熔融核燃料が落下すると水蒸気爆発が起きないと言っているがその根拠をあげてほしい。国民の生命や財産を守り、環境の汚染を防がなければ行く行くは地球は人の住めない星になってしまう。避難計画を国が作成と実効性の検証をしっかりとらないうちは原発の稼働はさせるべきでない。第一人の手に負えない原子力によってお湯を沸かして発電しなくても新しい技術で安く地球温暖化もしないで、たくさんの新しい技術で発電が出来る時代になってしまった。国民の圧倒的反対があるにもかかわらず、何十万人の人々の出来もしない避難を前提に発電するのは非科学的。非倫理的である。火山や地震、テロの対策も取れないのに原発を何が何でも稼働させるのはなぜですか？
1220E2	395p、炉心損傷により水蒸気爆発が起きないという根拠は何ですか？90p、火山の噴火はいつどこにどんな規模になるか、予知できない。原発は1日も早く安全な方へ撤退するべきです。150p、福一のメルトダウンに至った原因は津波の前に地震によって配管が破断したという根拠ある説明を信じています。津波のために29mの防潮堤を作っても役に立たないし、地震や津波に防潮堤は絶対安全と言い切れるのですか？テロや避難の対策ができないまま、国民の圧倒的な反対を無視してエネルギー改革をしないで危険でコストも最も高つく原発にしがみ付くのは日本が無能だからですか？449p、ヒューマンエラーも遅かれ早かれ起きる。3.11で被災してどこかがきつとうまくいってないはず、再稼働と同時に破局的な事故になるのではないかと長い期間止まっていた被災原発の再稼働によって起きる過酷事故に対処するマニュアルはありますか？
1220E3	19日も東北地方で地震がありました。原発は地震に耐えられません。女川原発の再稼働は止めて下さい。日本は亡びます。
1220E4	「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できません。新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して35シーベルト、全身に対して0.25シーベルト」定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回ってい

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	ること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然です。
1220E5	P499 審査結果規制委員会は、「広域避難計画」については、法律上、国の「原子力防災会議」や地方公共団体が入る「地方原子力防災会議」に係ることで、規制の対象としない。としているが IAEA の深層防護の第 5 の防護に「避難計画」が位置付けられている。われわれ UPZ に住む住民にとっては「避難計画」の有効性こそ最重要なことである。しかも、市町村が「広域避難計画」を策定する際に下敷きとなった、国や県の「ガイドライン」の作成に規制庁が大きく関わっているのに、「広域避難計画」の有効性を全く審査しないのを疑問に思うし、不安である。
1220E6	あの福島第一原発爆発から 9 年。私たちはいまだに原子力緊急事態宣言下にあります。放射性物質が含まれるものについて爆発以前には食べてはいけない、飲んではいけない、とされていたものがあれから、食べて良い、飲んで良い、とされました。3.11. を機に私たちの身体は放射能を栄養分にするように改造されたとも言うのでしょうか。日本の原発は絶対安全だ、として原発推進されてきた結果がこれ。どこにも「絶対」などありません。貴庁も原発再稼働に当たっての「合格」も「安全」とは言っていない訳ですし、どのように地震対策や津波対策、テロ防止策を弄しようと、「絶対安心」はありません。原発やめよう、となるのが当然なのにまだ原発推進とは。再びの福一事故は絶対に発生します。この列島に人々は澄めなくなります。そうでなくとも溜まり続ける核ゴミ、汚染水、被曝労働・・・どれをとってもリスクばかり。直ちに原発廃炉に、舵を切って下さい。
1220E7	p45~59, 70 について何千億円もかけて H29m の防潮堤を作っても、大自然のエネルギーに勝てるとは限りません。まあこれなら大丈夫だろう、自己が起きる確率は低いというのは原発では許されません。3.11 では福一の外部電源の鉄塔があっけなく倒壊したのは、なぜですか？堅固に作られたはずの防潮堤や鉄筋コンクリート製の建物が何百何千と崩壊したではありませんか？人間が安全と思っても全く外れたではありませんか？防潮堤の内側には山側からの雨水や地下水を放出するための排水管を設置しますか？した場合、高波や津波が入り込まないようにするためにどんな工事をしますか？又、女川原発は 3.11 では外部電源鉄塔倒壊、浸水、火災数百カ所の損傷、壁はヒビが約 1000 か所発生、福島第一原発過酷事故に紙一重の被災をし、被災後約 10 年、金属を始め、部材が疲労、すっかりもろくなっているはずですが。検査では分からないような重大な損傷があるに違いない、試運転ができないのが原発です。メルトダウンが遅かれ早かれ起きた場合、防潮堤のせいで福一のように汚染水問題が起きないのですか？起きないと言うのであれば、その理由を聞かせてください。あるいはメルトダウンは起きないことにして安全神話をまたもや信じて？あるいは覚悟して？再稼働させるのですか？規制委員会が安全とは言っていないという言い方をしないのは危険でもないと言いたいのですか？原発推進側に有利なような表現をするのは規制でなくて、寄生です。始めから夜も眠れないです。これ以上東北の否、日本の国民の命や健康、安心して生きる権利を奪わないでください。大切な資源、豊かな海産物や農産物、そして自然景観を放射能汚染で破壊するのを止めてください。国会も県議会も何を考えているのかです。女川再稼働を止められるのは今や規制委員会の一言です。女川原発は特別に絶対再稼働させてはならないと断言して欲しいです。もし、女川に万が一が起きれば、それは規制委員会の人的ミスです。
1220E8	福一の事故から 8 年以上過ぎても福島の浜通りはあの通りです。原発での発電は電気料金が安くなるためにも必要という意見も明確に否定されました。そのうえ、核の廃棄物も遠い未来へ託すなんて考えられません。電気も足りないなんてことは数えるほどしかなく何とかなっています。我々は戦争で二度も核の被害を受け、また三度も経験したのにまた核に依存するなんて考えられません。
1220E9	原子力規制委員会は 11/27 の定例会で女川原発 2 号機が新規規制基準に適合しているとする審査書案を了承した。事実上の合格を出したことになる。しかしこの新規規制基準は「原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものであり、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではない」と原子力規制委員会が明確に示している。更に前原子力規制委員長の田中氏は「規制委員会は再稼働するかどうかについては判断しない」「規制基準の適合性審査であって安全だとは言わない」「絶対安全、ゼロリスクではない」と繰り返し発言していた。これは原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、概ね 30 km 圏避難計画の求めており、過酷事故に備え安定ヨウ素剤の配布備蓄をするよう指示していることから明らかであ

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る。避難計画は住民の放射能被曝を防ぐ為に必要不可欠であるが、この計画自体机上の空論であり実効性が無いことは当協会が3度行った調査結果からも明らかである。もし仮に避難がなんとかできたとしても、その放射能が降り注いだ土地は東京電力福島第一原発時事故でおこった悲劇を見ればそのあまりにも大きすぎるリスクは明らかであろう。そもそも、絶対安全であるならば事故はないのだから避難計画や避難訓練、安定ヨウ素剤配布・備蓄などいらないはずである。万が一に備えてと返答があるであろうが、万が一でも原発の過酷事故はあってはいけないのである。私達世代だけにとどまらず次世代、未来永劫事故はあってはいけない生命と健康を脅かし生業を奪う大きすぎるリスクを持ったものなのである。規制委員会は実効性のある避難計画に対しても安全基準の判断基準に取り入れるべきである。何故ならば原子力発電の安全性というものは規制委員会が自ら示しているとおりに絶対ではないのだから。であれば国民の人権、生命、財産を守る判断基準の基礎となる安全基準は判断基準に必要な不可欠な要素であるのは当然である。女川原発はその地理的問題から原発過酷事故が起きた場合、牡鹿半島の住民は海洋にしか避難するすべがない。もし風向きが海に向かっていた場合住民は被曝を回避する事は出来ないのである。このような原発に対し新規性基準のみの合格だけでは自治体判断に任せるとするのは原子力を規制する機関としてあまりにも無責任であり、今後もし事故があった場合はその責任は重く、歴史的に大きな謗りを受ける事となる。地震多発地帯である事やアウターライズ地震による巨大津波の可能性がある地域性は、他の原発とは異なる基準を加えての判断をお願いしたい未来に責任もつての判断を切望します</p>
1220E10	<p>審査書案 487 ページでは、「この手順では、電源車の準備及び起動操作を重大事故等対応要員 3 名により、120 分以内に実施する。」と記載がありますが、女川 2 号炉の審査資料では 125 分以内と記載しているため、記載の見直しが適切と考えられます。</p>
1220E11	<p>審査書案 161 ページでは、「地震及び津波については階層イベントツリーと炉心損傷イベントツリーを構築して行う」と記載がありますが、津波は階層イベントツリーを構築せず炉心損傷イベントツリーのみを構築し評価しているため、記載の見直しが適切と考えられます。</p>
1220E12	<p>・審査書案 352 ページから 353 ページにおいて、常設直流電源系統喪失により中央制御室から逃がし安全弁（自動減圧機能）を遠隔操作できない場合に対し、可搬型代替直流電源設備による逃がし安全弁（自動減圧機能）の開放の手順着手の条件が記されているが、審査書案 353 ページに逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動用の窒素ガスが確保されている場合と記載されているが、女川 2 号炉ではアキュムレータに期待していることから、記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案 366 ページでは、「マル 3 原子炉停止中においては、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉の除熱ができない場合であって、・・・（以下略）」と記載がありますが、女川 2 号炉の設置変更許可申請書では「残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）」としているため、記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案 371 ページでは、「b. 炉心損傷前において、・・・着手する。この手順では、系統の構成等を計 3 名により、中央制御室から操作可能な場合 15 分以内、中央制御室から操作できず現場で操作を行う場合 75 分以内に実施する。」及び「c. 炉心損傷前において、・・・着手する。この手順では、系統の構成等を計 3 名により、中央制御室から操作可能な場合 20 分以内、中央制御室から操作できず現場で操作を行う場合 80 分以内に実施する。」と記載がありますが、これらの時間は系統構成完了までの時間であり、出口隔離弁の操作時間を含んでいないため、これらを含む時間とすることが適切と考えられます。・審査書案 389 ページでは、酸素濃度の単位を「%」で記載されているが、女川 2 号炉の設置変更許可申請書では「vol%」と記載しているため、記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案 409 ページでは、「これらの対策は（1）マル 1a.、c. 及び d. と同じであるため」と記載がありますが、d の項目がないため、記載の見直しが適切と考えられます。</p>
1220E13	<p>審査書案 315 ページのマル 2 「c. 火災発生時に消火活動を実施する自衛消防隊」と記載がありますが、女川 2 号炉の設置変更許可申請書では、火災対応を実施する要員は保修班に属する初期消火要員としているため、記載の見直しが適切と考えられます。審査書案 423 ページの(2)3 行目「代替燃料プール冷却系」との記載がありますが、女川 2 号炉の設置変更許可申請書では「燃料プール冷却浄化系」と記載しているため、記載の見直しが適切と考えられます。審査書案 436 ページの i. 3 行目「復水貯蔵タンクへの補給を淡水から海水に切り替える手順は、d. の手順と同様である」と記載がありますが、復水貯蔵タンクへの補給手順は、f. に記載されているため、記載の見直しが適切と考えられます。審査書案 460 ページの 2 行目「この手順で</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	は、電路の構成、電源からの給電操作、給電の確認等を計8名により、225分以内に実施する。」と記載がありますが、女川2号炉の設置変更許可申請書では7名と記載しているため、記載の見直しが適切と考えられます。
1220E14	・審査書案423ページの「第37条等の規制要求に対する設備及び手順等」において、「申請者は、・・・、代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールからの除熱、・・・」と記載がありますが、「代替燃料プール冷却系」ではなく「燃料プール冷却浄化系」が適切と考えられます。・女川2号炉では設計基準事故対処設備として燃料プールへのスプレイ機能を有していないため、審査書案の423ページから424ページにおける「代替スプレイ」の記載は「スプレイ」が適切と考えられます。・審査書案434ページのc.では淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）又は海を水源とした注水設備として大容量送水ポンプ（タイプ1）のみを記載しているが、2段落目のc)の記載では大容量送水ポンプ（タイプ2）も記載しているため記載の見直しが適切と考えられます。
1220E15	・審査書案93ページの「当初、申請者は、設計上考慮する降下火砕物の層厚を検討するための数値シミュレーションについては、建設時の敷地における地質調査結果で確認された十和田及び肘折カルデラを対象に実施した上で、」の記載について、当初（第189回審査会合/2015.1.30）は、2号建設時に行った敷地内の地質調査で確認された十和田及び肘折カルデラを噴出源とする降下火砕物のうち、層厚が大きく、敷地からの距離が近い肘折カルデラのみを対象にシミュレーションを実施したことから、記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案94ページの「当初の肘折カルデラ及び十和田に加え、鳴子カルデラ及び蔵王山を評価対象として抽出し、」の記載について、第189回審査会合（2015.1.30）でのコメントNo.S66「降下火砕物のシミュレーションの対象について、火山タイプ・活動履歴等を考慮し、地理的領域外の火山も含めて検討すること」を踏まえ、第238回審査会合（2015.6.12）以降、肘折カルデラに加えて「鳴子カルデラ」、「蔵王山」及び「十和田」をシミュレーション対象に追加したことから、記載の見直しが適切と考えられます。
1220E16	審査書案257ページの「マル1本格納容器破損モードの特徴：ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等によって水素が発生し、発生した酸素と原子炉格納容器内の酸素が反応することにより激しい燃焼が生じ、原子炉格納容器の破損に至る。」の記載について、263ページと同じ内容の記載である、「コンクリート侵食等によって水素が発生し、発生した水素と原子炉格納容器内の酸素が反応することにより」と記載されているため、適切と思われる263ページの記載と整合させる必要があると考えられます。
1220E17	・審査書案50ページの（2）マル1のうち数値計算に適用した潮位条件に関する記載につきまして、朔望平均干潮位も適用していることから、「朔望平均干潮位」の追記が適切と考えられます。・審査書案51ページの（3）マル1のうち東北地方太平洋沖型の津波波源による「特性化波源モデル」の記載につきまして、この特性化波源モデルは後段に記載されております「基準断層モデル」や「特性化モデル」と同義であることから、記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案55ページのマル3のうち宮城県沖の「地域特性」を考慮した特性化モデルの記載につきまして、同モデルは、審査書（案）52ページのうちb.アに記載の宮城県沖の大すべり域の「破壊特性」を考慮した特性化モデルと同じモデルであるとの理解でよろしいでしょうか。・審査書案55ページのマル3のうち未知なる「活断層」の記載につきまして、同活断層は、審査書（案）53ページのうち1行目に記載の未知なる「分岐断層」のことであると判断されることから、記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案56ページの（4）のうち海底地形判読方法に関する記載につきまして、敷地前面の「音波探査記録」を用いた旨の記載がございですが、具体的には第778回審査会合資料1-5-1から「日本水路協会（2006）による地形データ」を用いていることから、記載の見直しが適切と考えられます。
1220E18	・压力容器内での水蒸気爆発は考えなくてよいのか？設置許可基準規則37条2項によれば、「発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない」とされており、同規則の解釈2-1（a）で必ず想定する格納容器破損モード6つのうちのひとつとして、「原子炉压力容器外の熔融燃料冷却材相互作用」があげられており、この対策をすることで審査を受けている。東北電力は資料1-1-5「女川原子力発電所2号炉重大事故等対策の有効性評価について2018年6月」の「別紙9」のpp.223-234.の記述を根拠に压力容器内水蒸気爆発（ α -モード破損と呼ばれる現象）は考慮しなくてよいとしている。審査基

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>準もこれに沿ったものである。しかし、福島第一原発2号機では、2011年3月14日から15日にかけて、溶融ジルカロイと外部から注水した海水との水蒸気爆発のほか、溶融燃料（主成分はUO₂と思われる）と海水との水蒸気爆発の可能性も考えられる。压力容器内といえども、運転時の圧力が大きく低下した場合や、外部から温度の低い水が注入されたようなときには水蒸気爆発が起こっても不思議ではないからである。H. M. Higgins のASTUDY OF THE REACTION OF METALS AND WATER (Interim Report AECD3664/1955, p. 25) によれば、溶融ジルコニウムやジルカロイ合金の爆発性はアルミニウムなどよりはるかに大きいことが1955年時点で分かっていた。東京電力も溶融物と冷却水の接触があったことは認めているが、「圧力スパイク」だったとしている。しかし、SRVが開いたという記録がないにもかかわらず圧力が急減するなど、「圧力スパイク」では説明は困難である。爆発現象による破損の可能性が否定できないと思われる。以上の事実から、女川原発2号機の審査においては压力容器内の水蒸気爆発の危険性についても審査を行うべきと考える。</p>
1220E19	<p>あんな事故があったというのに何を考えているのでしょうか。これ以上日本を汚すのはやめてください。</p>
1220E20	<p>「IV-1. 2. 2. 3 原子炉压力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用」に関して1. 「外乱が加わる要素は考えにくい」ことを理由に「実機において水蒸気爆発に至る可能性は極めて小さい」と断定している東北電力の文書（女川原子力発電所2号炉重大事故等対策の有効性評価について2019年2月, p. 65）は事実と反する過去に起きた金属工場などでの水蒸気爆発事故はまさに「外乱が加わる要素」が考えにくい時にも発生しているのである。たとえば、2018年7月6日に岡山県総社市の朝日アルミ産業岡山工場で溶融アルミニウムの水蒸気爆発事故が発生している（okaimono.main.jp/pdf/bcp/asahi_alumi_kenkei_sanyo20180719.pdf）が、この爆発の発生のトリガーがどのようなものであったかなどというものはわかりようがないのが現状である。このような実際の事故の多くは実験室で発生するはずがないとされていた金属や実験条件で発生しているのが実際である。原発事故時に生じる炉心溶融物でも、自発的には発生しないという実験結果が報告されている一方、TR01実験のように自発的な爆発が起こることが確認されているものもある。またジルコニウムといくつかの物性値が近い、溶融シリコンなども極めて激しい爆発がトリガーなしで起こることが確認されている（森山ほか2名、溶融シリコンの水蒸気爆発に関する研究、JAERI-Research2000-021(2002)）。ことほど左様にトリガーについてはわかっていないことが多い。安易にトリガーが考えられないから爆発は起こらないなどと結論付けることはできない。2. 水蒸気爆発シミュレーションは条件によって結果が異なる森山らが設定したBWR型軽水炉の炉外水蒸気爆発による格納容器破損モードのうち、(a)圧力抑制プールで爆発が発生した場合は、ペDESTAL壁の破損を想定している。(b)ペDESTALで爆発が発生した場合は、ペDESTAL側壁と压力容器の突き上げを想定している（森山ほか4名、軽水炉シビアアクシデント時の炉外水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価、JAERI-Research2007-072(2007), p. 12.）。女川原発2号機のようなMARK-I改型格納容器では、(b)の压力容器の突き上げの発生の可能性が最も高いと思われる。この時の破壊確率は、95%の確率で破損する現象が起こる確率を0.65%としている。(a)の場合は27%、PWRの場合は33%となっているのに対していちじるしく低い値となっている。これは水深を2mと浅く設定したことによると思われる。一方、東北電力の解析の条件では、溶融炉心の量などの記述がない。当然、粗混合する量によって結果は大きく異なる。たとえば、同じJASMINEを使った森山らの計算では、ケース名No.5のように条件によっては粗混合量が6.47トンとなりこの時の流体の運動エネルギーは197MJとなるとしている。東北電力の計算（東北電力株式会社、女川原子力発電所2号炉重大事故等対策の有効性評価について、2019年2月, p. 82.）の37MJの5倍以上である。すなわち、条件次第で結果は大きく変わる。仮に、運動エネルギーが2倍になるだけで、格納容器下部構造物の降伏応力を容易に上回る応力が加わることが推定できる。計算条件の設定が不十分と言わざるを得ない。</p>
1220E21	<p>女川原発の「適合」住民の不安にこたえていない原子力規制委員会が先週、東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）について、再稼働に必要な新規制基準に「適合」との審査書案を了承しました。審査書案に対する国民からの意見公募（27日まで）を経て、来年初めにも正式決定する方針です。女川原発は、2011年3月の東日本大震災の際、被災した原発です。避難計画の実効性をはじめ、多くの不安や疑念は全く解消されていません。住民の声に逆らい再稼働をおしすすめることは許されません。重大事故と紙一重に東日本大震災の被災</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>原発で審査書案が「適合」とされたのは、日本原子力発電の東海第2原発（茨城県）に続き2基目です。女川原発は、当時の耐震設計の目安の基準地震動を上回る激震とともに、高さ約13メートルの津波に襲われました。震災時、外部電源5系統のうち4系統が失われたほか、原子炉建屋に海水が流れ込むなど、重大事故と紙一重の深刻な事態となりました。火災も発生し、2号機の原子炉建屋は1130カ所のひび割れが見つかりました。女川原発は東日本大震災の震源地に近いところに立地し、もともと地震や津波のリスクの高さが指摘されています。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きています。今後30年以内の発生確率は90%とされます。規制委の審査に時間がかかったのも、それらの危険を無視できなかったためです。規制委は、海からの高さ29メートルの防潮堤を設置するなどの東北電力の「対策」を了承しましたが、これで安全という保証はありません。見過ごせないのは女川原発2号機の原子炉が甚大な事故を起こした東京電力福島第1原発と同じ沸騰水型だという問題です。福島第1原発事故後に再稼働した原発はいずれも加圧水型です。沸騰水型の再稼働を促進させたい狙いがあると指摘されています。原発事故発生時の住民の避難計画の実効性も疑問だらけです。女川原発は牡鹿半島のつけねに位置しており、半島の多数の住民が安全に避難できるのは困難という声相次いでいます。原発から半径30キロ圏に住む石巻市民が11月、同市と宮城県を相手に、再稼働の事実上の前提となる地元自治体の同意の差し止めを求める仮処分を、仙台地裁に申し立てました。県のガイドラインをもとに市が作成した避難計画では避難ルートで渋滞が起きる、高齢者の負担が重すぎるなどの問題点をあげています。また女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例制定を求めた署名は、11万人にのぼりました。同条例案は県議会で自民・公明が否決しましたが、住民の声を真剣に受けとめるべきです。再稼働の推進をやめよ女川原発の安全対策には、テロ対策施設の工事費を除いても約3400億円もかかるように、「原発のコストは安い」という主張は成り立ちません。世界でも、高コストの原発が見放され、撤退の動きが目立っています。原発再稼働に固執する安倍晋三政権の政策が根本から問われています。すでに廃炉が決まった女川原発1号機に続き、同2号機と3号機も廃炉にすることが必要です。</p>
1220E22	<p>原発の使用済み廃棄物の処理の仕方がまだ決まっています。トイレのないマンションと揶揄されます。しかも、放射性廃棄物は人体に有害であり、今以上に使用済み核廃棄物を増やすことは、人間としてもやってはいけないことだと思います。本当かは分かりませんが、ネットで見かけたのは、米国が、日本で核兵器を作らせようとしているというとてもない話でした。フェイクニュースでありますように。日本が、原発を諦めない理由は、原子カムのせいなのか、米国の差し金なのか両方でしょうか。どちらにしる、国民にとっては迷惑の極みです。一刻も早く、原発を卒業して、各原発の廃炉にむけた計画と行動をお願い致します。</p>
1220E23	<p>3-1. 1基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10-4~10-7程度 ↑正しい年超過確率、10-2程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7% (約50箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回) (主な、超過地震リスト~vs-2200m/s基準) 2016.0414 熊本 Mw6.1 益城 5000gal 上下動→超過倍率 7.52018.0906 北海道 Mw6.6 追分 6000gal 水平動→超過倍率 5.52001.0324 芸予 Mw6.7 御調 3500gal 水平動→超過倍率 3.3etc 僅か20年余りで、超過倍率3倍超の地震動が、多数発生。よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。 ■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+http://www.002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1220E24	<p>女川原発再稼働は絶対にやめてください</p>
1220E25	<p>3-1. 1基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10-4~10-7程度 ↑正しい年超過確率、10-2程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7% (約50箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回) 基準地震動が、過小に計算された理由は、防災科学技術研究所・藤原氏がコメントしている。「データセットの確認の中でも、マ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>グニチュード5と5.5と6と、下限を変える事によって、非超過確率の値が変わるという事、当然ですけれど、その確認をする中で、それぞれの下限値をいくつに選ぶかによって、その平均的なスペクトルの形状を見た時に、一番大きな下限を6とした時に、形状がやはり他の沢山のデータを使ったものとは性質が違う・・・」原子力規制委員会、議事録 20phttp://www.nsr.go.jp/data/000271942.pdf 原子力規制委員会、標準応答スペクトル（案）（32p） http://www.nsr.go.jp/data/000269574.pdf 地震データ下限レベル、Mw5.0→6.0、変更の場合短周期、0.02-0.6s→約3倍差☆☆よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書（震源を特定せず策定する地震動）※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。（期間20年弱）※原子力規制委員会（規制庁）公文書（備考）基準地震動、シミュレーション+ http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1220E26	<p>いつまた大きな地震があるかわからない国なのに原発はあまりに危険過ぎます原子力発電に絶対に反対します。安心安全な国作りが必要です</p>
1220E27	<p>地震で原発は安全ではない事がはっきりしたはずです。女川原発再稼働断固反対します。</p>
1221E1	<p>東日本大震災の際、世界中が科学も技術もなすべがなく原発が壊れてゆくのを目の当たりにした。そしてこの日本と日本人には、そもそも原発は扱えないことが証明された。科学的にも技術的にも無理なことをしてはいけません。福島その後の処理が未だに終わっていないのは、原発に対する全ての技術的な事柄が未熟であり、原発とは科学的には核分裂のみしかできなかった、ということである。その後の処理ができないものを、なぜ稼働させようとするのか。大いに疑問でだ。</p>
1221E2	<p>止まらない、まともに止められない、処理できない放射能汚染の原発は、この世に存在してはいけぬ健康被害から殺人に相当しているあてははいけぬ実害です。大気、海水、土壌汚染など、チェルノブイリ事故をみての通り、白血病などの健康被害が急増したのは、事故発生から30年後です。現在、日本国内でも、福島と宮城で甲状腺癌などの発生率が他県よりダントツで毎年増加しています。外資に持ち株をしり配されているテレビやアベ政権により規制されているメディアは実害を国民へ周知するどころか、一切何も報道しません。これらも全て犯罪に相当します。詐欺罪、生存権の侵害、環境破壊など見ての通りです。軍産複合体のためにだけ必要な原発・核兵器産業は全宇宙に間違っても存在してはいけぬ不要悪です。今のまま汚染を放置状態・隠蔽状態で、20年後、50年後、100年後の海、山、川、私たちの子供や孫の世代は汚染まみで最悪の状態、存在すらできるかわかりません。全ての原発は全面廃止を断固訴えます。絶対に不可欠です。許されぬ暴挙・殺人罪に相当します。</p>
1221E3	<p>e-gov 上にありました文書を読む限りにおいては、特に LOCA 事象を起こさないよう万全の体制を敷いていると確認できました。原子力規制委員会が委員会の責任で認めている以上、機械的に再起動を認めるべきだと思います。改修コストに耐えない炉については既に廃炉を表明されている以上、技術維持の観点からも炉を動かすことが望ましく、再エネコストの低減、系統維持のベースロード電源としての役割、政治的には CO2 排出低減のためにも、現有の原子炉は可能なかぎり動かすことが必要です。系統維持が出来れば、住宅からの買取の原資にもなります。確実に冷温停止が出来る対策が取られている以上、動かさない理由はないと思考します。しかしながら念のため、RCIC 系の動作確認・動作手順確認を行ったほうがよいでしょう。これについては営業運転の前、試運転時に実際に動作させたほうがよいかと思えます。温度センサーについても従来のものに加えサーミスタ式の配管表面温度が参考になるかと思えます。</p>
1221E4	<p>P395 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備及び手順審査書案では、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーの代わりに熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅に事態を引き起こす懸念があるし、不安である。</p>
1221E5	<p>廃炉技術の開発途上にある中、更なる原子力発電の稼働は日本国のみならず地球の未来を否定する物である。</p>
1221E6	<p>女川原発再稼働に断固として反対します。まだ他の原発も含め原発に対しての問題は山積みなのに稼働させる必要はないです。</p>
1221E7	<p>東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請についてですが、原発再稼働の即時廃案を訴えます。地震大国である日本国には、原子力発電は危険が多すぎま</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	す。平成 23 年(2011)3 月 11 日の東日本大地震において、福島第一原子力発電所が爆発してしま ったことで、危険性が証明されています。なので、原子力発電は稼働すべきではありません。
1221E8	再稼働大反対。
1221E9	福島第一原発の事故原因の究明が十分になされているのだろうか。事故原因が究明されたとは 報道されていない。したがって、同じ沸騰水型の女川原発の審査が十分に出来たとは考えるこ とはできない。そもそも、国が主張して来た原発の安全神話は福島事故によって崩れたので はないか。それならば、原子力発電によるエネルギー利用は国策たり得ない。本質的に国民の 利益にならず、国民の利益どころか、福島現状を見れば福島県の人達の利益さえも守ること ができていないからである。原子力発電によらないエネルギー政策に転換すべきである。
1221E11	原発の再稼働に反対です。地震大国の日本に原発は危険ですし、311 のようなことがまた起こら ないとも限りません。
1221E12	再稼働反対!
1221E13	原発廃棄物処理法も解決できない。福島垂れ流しも解決できない。国民は悪い事しか考えら れません。稼働断固反対です。
1222E1	意見／理由<該当箇所> 3 3 頁 2 1 行目 3. 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定 方針<内容> 女川原発は、東日本大震災で被災した原発であり、原子炉建屋のコンクリート壁 には、1 1 3 7 箇所のヒビ割れが確認されていた。宮城県の「女川原子力発電所 2 号機の安全 性に関する検討会」でも、稼働に耐えられるか議論になってきた。審査では、十分に設備や機 械、計器類の検証が行われたとはいいたい。
1222E2	以下の点で懸念ばかりあり、再稼働には反対。原子力規制委員会は「原子力規制緩和委員会」 ではないのか? ◆女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があ り、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。(11p, 48p) ◆女川原発は東日 本大震災ははじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低 下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。(32p) ◆巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事 を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか、検証せずに審査は終 わらない。(42p) ◆火山噴火の予測はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不 合理であり、審査は無効だ。(90p) ◆福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸 騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。(150p) ◆何故、住民の「避難 計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性 のない机上のプランとなっている。(152p) ◆格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める 対策は、水蒸気爆発を招く大きなリスクがある。(392p) ◆水蒸気爆発に関する実験データを改ざ んした資料を使った審査は無効。やり直すべきだ。(392p) ◆テロ対策施設に 5 年の猶予を 与える合理的理由はない。5 年間テロにあわない保証はどこにあるのか。(494p)
1222E3	P499 審査結果女川原発が重大事故を起こさずに運転終了を迎えたとしても、処理する方法の 目途が立たない「核のゴミ」を増やすだけである。地震・災害列島の日本に処理できる場所が ないことは明白であるのに再稼働を認めるのは何故なのか、疑問である。
1222E4	4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用 6. FARO 実験の L-33 は外部ト リガーによって水蒸気爆発が発生している FARO 実験については、12 回の実験中、8 回はサブク ール度が 0 から 2K という極めて低サブクール度で行われている。水蒸気爆発発生に関するこれ までの知見では、水温が飽和温度もしくは飽和温度に近い低サブクール度の条件では、起こら ない、ということが多くの研究で明らかにされている(例えば、庄司・高木(水中落下溶解す ずに生ずる小規模水蒸気爆発に関する実験的研究, 日本機械学会論文集 B 編 48(433)1982-09, p. 1771)によれば、大気圧下で行われたサブクール度 20K 以下の条件では水蒸気爆発は全く発 生しておらず、サブクール度が大きいほど爆発発生確率も発生圧力も大きくなる傾向があ る)。その理由は、低サブクール度の条件では高温溶融物を覆う膜沸騰蒸気膜内の水蒸気が凝 縮しにくくなるためである。このことは、これまでの研究で十分確認されていることであり、 わざわざ 8 回も実験を行う理由が分からない。水蒸気爆発が起こらないことを印象付けるた めに行われたと言わざるを得ない。残りの他の 4 回の実験のうち、2001 年に報告された FARO 実験 に関する論文(D. Magallon et al., FCI Phenomena Uncertainties Impacting Predictability of Dynamic Loading of Reac tor Structures (SERENA programme), Workshop on Evaluation of Uncertainties in Relation to Severe A ccidents and Level 2 Probabilistic Safety Analysis, Aix-en-Provence, France, November 7-

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>9, 2005, p. 8) によると, L-33 の結果は, 論文中の図からは, 発生圧力が 10MPa を超えていることや, 圧力波が下方 (水槽底部) から上方に向かって, 成長しながら 370m/s の速度で伝播していることが確認できる. これらの点から, L-33 の結果は, 水蒸気爆発が発生したとみなすべきであろう. ところが, 東北電力などは「水蒸気爆発」は「なし」として, FARO 実験では, 一切「爆発しない」としている. しかし, 本実験結果に関する原著論文では, タイトルで「ENERGETICEVENT 激しい現象」, 本文中では「mildexplosions 弱い爆発」と, 弱いながらも「爆発」としている. さらに, 2002 年から開始された, 過酷事故時の水蒸気爆発を対象とした SERENA 計画では, TROI 実験の TROI-13 (核燃料溶融物使用) や, KTROTOS 実験の 44 (アルミナ使用) の結果とともに, FARO 実験の番号 L-33 の結果を, 「爆発した場合」の例として, 解析コードによって解析し実験結果との比較を行っている. これらのことから, FARO 実験の L-33 では水蒸気爆発が発生しているとする方が自然である. 7. 炉心溶融物質は自発的な水蒸気爆発が発生している TROI 実験ではトリガーがある場合はもちろん, 自発的水蒸気爆発も複数回確認されている. TROI-10, 12, 13, 14 は酸化ウランとジルコニアの混合物, TROI-15 ではジルコニアについても自発的な水蒸気爆発を確認している. これに対して, 規制委員会は, 「TROI 装置による実験のうち, 自発的な水蒸気爆発が生じた実験においては, 溶融物に対して融点を大きく上回る加熱を実施するなどの条件で実施しており, この条件は実機の条件とは異なっています. 国際協力の下で実施された OECD SERENA 計画では, TROI 装置を用いて溶融物の温度を現実的な条件とした実験も行われ, その結果, 本実験においては自発的な水蒸気爆発は生じていないことを確認しています (引用終わり)」と, その後 SERENA 計画で TROI 装置によって自発的水蒸気爆発の発生の有無に関する実験を行ったとしている. しかし, そのことを示す報告書や文献を示していない. SERENA では TROI 装置を使用した実験は 6 回行われた旨が報告されているが, いずれも外部トリガーを加えた実験であり, 自発的に爆発が起こるか否かを明らかにした実験ではない. 規制委員会が言うような実験が行われているのであれば, そのエビデンスを示すべきである. 各電力会社も「規制委員会が TROI 実験で自発的水蒸気爆発が起こらないことを確認していると述べている」というふうに釈明するようになった. 規制委員会の早急な対応と電力会社への周知を行うべきであると考え.</p>
1222E5	<p>女川原発の再稼働につながる決定などに反対します。東京電力福島第一原発のように事故が発生した場合、放射能という危険物ゆえに取り返しのつかない被害をもたらします。1. 基準値地震動を 1000 ガルに引き上げたそうですが、2011. 3. 11 の東日本大震災の最大の揺れは 2933 ガル、2008. 6. 14 の岩手宮城内陸沖地震では 4022 ガルの記録があります。これに比べて女川原発の基準値はあまりに低すぎます。2. 石巻市民をはじめ宮城県内の住民が、仙台地裁に申立てをしたり県民投票条例案をだすなど、多くの地元住民が再稼働に反対の意志表示をしています。3. 津波、地震、人的ミスなど、想定できないトラブルはいつ起こるかわかりません。4. 原発がなくても電気は足りることが実証されています。再生可能エネルギーに切り替える決断をしてください。</p>
1222E6	<p>IV-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用 3. シミュレーション結果は使用する解析コードによって異なる計算結果は計算時の初期条件と境界条件によって異なるが, 解析に用いる計算コードによっても全く違った結果となる. たとえば, M. Leskovear (M. Leskovear, Simulation of Ex-Vessel Steam Explosion, in P. Tsvetkovedi. Nuclear Power Operation, Safety and Environment, INTEC H (2011), pp. 207-234. www.intechopen.com/books/nuclearpoweroperationsafetyandenvironment/simulationofex-vesselsteamexplosion) の解析では, ペDESTAL 内側で約 300MPa の圧力値 (圧縮応力に相当) が生じている. 実際の爆発時には, 圧力波は構造物の外側面で反射が繰り返されたり, 圧力波の重なりが生じたりするなど, 時間的, 空間的に複雑な応力分布となり, 降伏応力を上回ることも予想できる. ご案内のように, 衝撃圧力波が反射波となる壁面では, 圧縮応力が反転した形の引張応力が生じる. とりわけ外側外壁や亀裂部分は, 大きなダメージを受ける. このような破壊は「スポール破壊」と呼ばれる. コンクリート構造物は, 圧縮荷重には大きい強度を示すが, 引張荷重に対しては, 圧縮荷重に対する強度の 8 から 10% 程度しかなく極めて弱い. コンクリート自体は 10MPa 以下の強度しかない. これを補うため鉄筋を入れ, 内側外側に鋼板を張り付けるものと思われる. しかし, 内部でコンクリートに亀裂が入るなどすることで, 原子炉圧力容器を支えることが出来なくなれば, 圧力容器が倒壊または脱落する危険がある. さ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>らに、格納容器の破損などに至り、原発の健全性を脅かすことになる。東北電力ではスプール破壊の検討は行ったのであろうか？ 4. COTELS 実験の結果は水蒸気爆発が起こらないという根拠にならない従来の実験のうち日本の研究者が行ったものには COTELS 実験（旧原子力発電機構 NUPEC がカザフスタンの原子力センターで行った実験）がある。この実験では、8 回の実験の結果が報告されているが、ほとんどがサブクール度が小さい実験である。1 点のみサブクール度 86℃の実験が行われているが、この時は大気をアルゴンガスにしている。つまり熔融物が水に突入する際、巻き込む気体が非凝縮気体となる。従来から、非凝縮気体を巻き込んだ場合は水蒸気爆発が発生しにくくなることが知られている。すなわち、COTELS 実験は敢えて水蒸気爆発が起こりにくい条件を設定して行われたといわれても仕方がない。さらに、実験者はもともと原発製造メーカーの社員であり、実施時はたまたま原子力発電機構に出向していたものにすぎない。所属企業にとって不都合な実験事実が公開されるかどうか疑わしい。利害関係者によるこのような実験結果に客観性があるか疑問だと言わざるを得ない</p>
1222E7	<p>4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用 5. KROTOS 実験は実機へ適用するのは難しい水槽の直径が 95mm（SERENA 計画で 200mm に変更か？）で、水深が約 1000mm の水槽を使用している。このような実験装置の形状は、およそ実機の条件（水深が数メートル、直径が 10 メートル以上）とはかけ離れている。本実験装置は、1 次元系（細長いパイプ形状）の細長い水槽を用いて長さ方向に多くの圧力計を配置して、下方から高圧ガスの解放という方法で外部トリガーを加え水蒸気爆発がどのように伝播・拡大していくかを調べることを目的としたものである。熔融物の質量も 2 から 5kg 程度であり、とても実機へ適用するのは難しい。KROTOS 実験は、熱的デトネーションが起こるか否かを調べるのが主たる目的で、必ずしも核燃料熔融物の水蒸気爆発の発生の有無を明らかにすることを目的とするものではない。さらに、自発的な水蒸気爆発が起こらなかった理由は、水槽の容量が非常に小さいことにも理由の一つがあると推定され、水槽の水量は 9 リットルに満たない量である。このような水槽に、温度が 2800K から 3000K 程度の物質を 2kg から 5kg 投入するという事は、熔融物の熱エネルギーの 4, 5 パーセントが、水に伝わるだけで、水温が飽和温度付近まで上昇する計算になる。さらに、円管壁の存在によって水の流動も著しく妨げられ水槽の温度むらの発生も予想される。つまり、KROTOS 実験では、初期状態を常温程度（高サブクール度）の水としても、膜沸騰で沈降中に水温が上昇し、沈降中に低サブクール度となり、水蒸気爆発が起こりにくい条件を作り出していると考えられる。結局、水量が少ないため、投入後水温が上昇して低サブクール度水となり、水蒸気爆発が起こりにくい条件を作り出していると考えられる。水温が上昇して、自発的な水蒸気爆発が抑制され、水蒸気爆発が起こらなくなっている可能性がある。このためもあってか、その後水槽の直径を 200mm にしている。しかしながら、実験データの番号は連続している。いつの時点での時点で 200mm になったのか不明だ。実験装置を変更したのであるから、そのことを反映した RUNNo. とすべきであろう。少なくとも SERENA プロジェクトでは、200mm の装置で実験が行われているようだ。電力会社資料（東北電力株式会社ほか、重大事故対策の有効性評価に関わるシビアアクシデント解析コード（第 5 部 MAAP）添付 2 熔融炉心と冷却材の相互作用について、2015 年 6 月 p.5-2-17.）によれば、1999 年の文献でも 200mm となっている。95mm の水槽に比べて水量は、4 倍以上となり、水の流動状態も変わってくる。両者の実験は区別して考えるべきである。しかるに、東北電力の文書の引用は、どちらの水槽の結果のものか定かではない。少なくとも、95mm の水槽による実験は、水温の上昇、管壁の影響を受けた流動状態になることから、実機の現象の参考にするには無理がある。KROTOS 実験の結果を引用するのであれば、どちらの水槽を用いた結果であるかを明記すべきである。一連の実験として扱うことは不適切である。以上いくつかの理由から KROTOS 実験の結果を実機に適用するには無理がある。</p>
1222E8	<p>82 ページ、(5) 「また、港湾内に停泊する燃料等輸送船、作業船、貨物船等については、津波警報等が発表された場合において、荷役作業等を中断し、必要に応じ固縛等の措置を講じた上で、…緊急離岸を的確に実施することにより漂流物としないとしている。」とあるが、確実に離岸できるという保証はない。燃料輸送船を漂流物とした場合の評価を実施するべきではないか。97 ページ、丸数字 4 : 「また、電気系及び計装制御系のうち、空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源設備）及び非常用所内電源設備（所内低圧系）は、絶縁低下しないように外気取入口にフィルタを設置する等の空調管理された場所に設置している。」とあるが、「外気取入口にフィルタを設置」することが、なぜ「空調管理」（温</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>度・湿度の管理) することになるのか? 「絶縁低下」への対策になっていないのではないのか? 115 ページ、丸数字 1: 「火災区域に、発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する場合、以下を考慮した設計とする。」の「発火性又は引火性物質」は「発火性又は引火性【の】物質」とすべき。〔「発火性物質」又は「引火性物質」の意味であるので。〕115 ページ、丸数字 1、a. : 「発火性又は引火性物質の漏えいやその拡大の防止」の「発火性又は引火性物質」は「発火性又は引火性【の】物質」とすべき。〔「発火性物質」又は「引火性物質」の意味であるので。〕115 ページ、丸数字 1、b. : 「発火性又は引火性物質を内包する設備との離隔距離等の確保」の「発火性又は引火性物質」は「発火性又は引火性【の】物質」とすべき。〔「発火性物質」又は「引火性物質」の意味であるので。〕115 ページ、丸数字 1、e. : 「発火性又は引火性物質の貯蔵量の制限」の「発火性又は引火性物質」は「発火性又は引火性【の】物質」とすべき。〔「発火性物質」又は「引火性物質」の意味であるので。〕118 ページ、(2)、丸数字 1、第 1 段落: 「……自動消火設備又は中央制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置する。」の「中央制御室【からの手動操作による】固定式消火設備」は、表現不適切。「中央制御室【での遠隔手動操作が可能な】固定式消火設備」とすべき。118 ページ、(2)、丸数字 1、第 2 段落: 「また、……自動起動の消火設備又は中央制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置する。」の「中央制御室【からの手動操作による】固定式消火設備」は表現不適切。「中央制御室【での遠隔手動操作により作動する】固定式消火設備」とすべき。119 ページ、丸数字 6、f. 「管理区域内での消火活動による放射性物質を含むおそれがある水の管理区域外への流出防止」は「管理区域内での消火活動により発生する放射性物質を含むおそれがある水の管理区域外への流出防止」120 ページ、(4)、1 行目: 「申請者は、消火設備の放水による溢水に対して、安全機能を有する機器等の安全機能が損なわれないよう設計するとしている。」の「消火設備の放水」は「消火設備【から】の放水」とすべき。123 ページ、丸数字 5: 「原子炉起動時において原子炉格納容器内に窒素が満たされるまでの間は、アナログ式である熱感知器及び煙感知器を設置する。」となっているが、熱感知器及び煙感知器が「設置」されるのは「窒素が満たされるまでの間」ではないので、表現不適切。「原子炉起動時において原子炉格納容器内に窒素が満たされるまでの間【の監視のために】、アナログ式である熱感知器及び煙感知器を設置する。」とするべき。</p>
1222E9	<p>5 ページ、「2. 技術者の確保」の(1): 「さらに、発電所では、自然災害及び重大事故等の対応に必要な大型重機等を運転する資格を有する技術者を確保する。」の「自然災害及び重大事故等【の】対応」は、「自然災害及び重大事故等【への】対応」の方が適切では? 8 ページ、1~2 行: 「業務を主管する組織の長は、不適合を除去し、原因を特定した上で是正処置を実施する。」の「是正処置」は「是正措置」の方がよい。37 ページ、「丸数字 2 許容限界」: 「Sクラスの機器・配管系について、……塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、【その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。】」の【】部分の表現は日本語になっておらず、不適切。「応力、荷重等を制限する値」の「値」とは何の値か? 「荷重」は評価の条件であって、許容限界ではないのでは? 【】部分は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない最大の応力、ひずみ等を許容限界とする。」又は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない応力、ひずみ等の制限値を許容限界とする。」といった文言にすべきでは? 53 ページ「d. 考慮する不確かさ」: 「…評価に当たり考慮する不確かさについては、破壊開始点、破壊伝播速度及び立ち上がり時間について検証した上で、評価への影響が大きい破壊開始点及び破壊伝播速度とした。」は日本語として成立していない。「評価に当たり、破壊開始点、破壊伝播速度及び立ち上がり時間について検証した上で、評価への影響が大きい破壊開始点及び破壊伝播速度について不確かさを考慮するものとした。」とすべき。70 ページ、丸数字 2: 「解釈別記 3 は、…影響がないことを確認することを要求している。／申請者は、…影響がないことを確認するとしている。／規制委員会は、…影響がないことを確認するとしており、これらの方針が解釈別記 3 の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。」とあるが、解釈別記 3 が「確認することを要求」→申請者は「確認するとしている」→規制委員会は「確認するとしており、これらの方針が解釈別記 3 の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。」という流れになっており、「確認」の結果がなんら記載されておらず、審査になっていない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>「確認」の結果を確認することなく、なぜ「適合」していると言えるのか？ 70 ページ、丸数字 3：「申請者は、…長期間の浸水が想定される場合は、…排水設備を設置する方針としている。」とあるが、「長期間の浸水が想定される」かどうかの確認はしたのか？ 確認していないのなら審査になっていない。74 ページ、1～3 行目：「さらに、上記の貫通部止水処置等を実施したとしても、地震時における原子炉建屋地下外壁の【貫通部等から地下水の流入】を考慮し、浸水防護重点化範囲が受ける影響を評価する。」の【】部は「貫通部等からの地下水の流入」とすべき。〔から→からの〕76 ページ、エ.：「なお、上記以外に本発電所敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船等が挙げられるが、津波警報等発表時に緊急退避するため漂流物とならない。」とあるが、確実に退避できるという保証はない。燃料輸送船を漂流物とした場合の評価を実施するべきではないか。</p>
1222E10	<p>155 ページ、d.：「上記の 8 の事故シーケンスを…」は「上記の 8【つ】の事故シーケンスを…」とすべき。156 ページ、e.「国内外の先進的な対策と同等のものが講じられた上で、…」の「国内外の先進的な対策」とは具体的には何か？ 157 ページ、b.、1 行目：「内部事象以外の事象については、現時点では、内部事象レベル 1.5PRA（※13）の手法と工学的な判断により検討を実施した。」の「現時点では」は「現時点での知見に基づき」といった表現にすべきでは？ 158 ページ、1～4 行目：「地震による原子炉格納容器本体の損傷については構造的な損傷による直接的な閉じ込め機能喪失であり国内外の先進的な対策と同等のものを講じても、原子炉格納容器損傷防止が困難であることから、……」の「国内外の先進的な対策」とは具体的には何か？ 183 ページ、c.：「原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系（低圧注水モード）による炉心の冷却と、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）による原子炉格納容器からの除熱を交互に切り替えることにより原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができる。」とあるが、切替えの判断は？ 191 ページ、c.：「原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系（低圧注水モード）による炉心の冷却と、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）による原子炉格納容器からの除熱を交互に切り替えることにより原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができる。」とあるが、切替えの判断は？ 196 ページ、c.：「原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系（低圧注水モード）による炉心の冷却と、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）による原子炉格納容器からの除熱を交互に切り替えることにより原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができる。」とあるが、切替えの判断は？ 220 ページ、c.、第 1／2 段落：「破断面積は、1.4cm²とする。…／破断位置は、原子炉圧力容器に接続された配管の中で接続位置が低く最大口径である再循環系配管（出口ノズル）（最大破断面積：約 2,100cm²）とする。」の「（最大破断面積：約 2,100cm²）」は「（最大配管内断面積：約 2,100cm²）」とすべき。〔破断面積は、1.4cm²であるのだから。〕226 ページ、1 行目～：「具体的には、事故条件において原子炉圧力容器に接続された配管の中で接続位置が低く最大口径である配管における破断 1.4cm²を解析における事故条件として選定し、…」の「配管における破断 1.4cm²」は「配管における破断（破断面積 1.4cm²）」とすべき。226 ページ、（※32）：「…気相部配管（主蒸気系配管）における破断約 318cm²に相当する。」の「破断約 318cm²」は「破断（破断面積約 318cm²）」とすべき。272 ページ、1.（1）、丸数字 1：「……使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失……」は「……使用済燃料プールの冷却機能又は【同プールへの】注水機能の喪失……」とすべき。</p>
1222E11	<p>334 ページ、脚注（※62）：「以降、“…”を、“…”という。」の「以降」は「以下」とすべき。〔「以降」は時間について「ある時より後」の意味であるので。〕335 ページ、e.の下、第 2 段落：「以上の確認などから、規制委員会は、申請者が丸数字 1 に掲げる設備を用いた手順等について、重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項（手順等に関する共通的な要求事項）等に適合する手順等を整備する方針であることを確認した。」の「重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項（手順等に関する共通的な要求事項）【等】」の「等」は何を意味するのか？ この最後の「等」は不要であり、「重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項（手順等に関する共通的な要求事項）」とすべきではないか。もし「等」をつけるのであれば、「重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項」以外の要求事項を明示すべき。なお、この「重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項（手順等に関する共通的な要求事項）等」という表現は、以下の記述に頻出するので、同様に訂正すべき。337 ページ、表 IV-4. 1-1、「スクラム・ソ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>レノイドヒューズ」の欄：「当該ヒューズを引抜く」の「引抜く」は「引き抜く」とすべき。〔公用文表記に準拠。〕352ページ、脚注（※73）：「……することをいう。（以降、本節において同じ）」の「以降」は「以下」とすべき。〔「以降」は時間について「ある時より後」の意味であるので。〕352ページ、脚注（※74）：「……することをいう。（以降、本節において同じ）」の「以降」は「以下」とすべき。〔「以降」は時間について「ある時より後」の意味であるので。〕419ページ、c.：「……使用済燃料プールの冷却設備又は注水設備が機能喪失……」は「……使用済燃料プールの冷却設備又は【同プールへの】注水設備が機能喪失……」とすべき。420ページ、丸数字3-1）、a.：「……使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し……」は「……使用済燃料プールの冷却機能又は【同プールへの】注水機能が喪失し……」とすべき。423ページ、（1）、丸数字1：「……使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し……」は「……使用済燃料プールの冷却機能又は【同プールへの】注水機能が喪失し……」とすべき。426ページ、丸数字2、a.：「大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲は、海を水源とし、車両により運搬、移動でき、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できるとともに、原子炉建屋の最高点である屋上に放水できる容量を有する設計とする。」とあるが、「原子炉建屋の最高点である屋上に放水できる容量」は、ポンプの揚程を決める根拠となるだけであり、本来の「容量」すなわちポンプ・放水砲の流量はどのように決めているのかが不明である。結局「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」とは、ただ建屋の屋上に「放水」できればよい。それがどのような「放射性物質の拡散を抑制」する効果を持つかは問わないという極めてずさんな要求であり、申請者の「設計方針」もそれに安易に乗ったものでしかない。もし、「放水」により放射性物質の放出を「抑制」できるというなら、定量的に、その評価結果を示すべきである。もしそれができないのであれば、本件に関する審査結果は無効であると言わざるを得ない。451ページ、表IV-4. 15-1、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄〔8箇所〕：「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位がm3/hであるので。〕</p>
1222E12	<p>123ページ、下から2行目：「規制委員会は、申請者による原子炉格納容器における火災の影響軽減対策が、……」の「原子炉格納容器における火災」は「原子炉格納容器【内】における火災」とすべき。126ページ、1.、第2段落、5行目：「……使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために……」となっているが、プールに「給水機能」があるわけではないので、「……使用済み燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】給水機能を維持するために……」とすべき。127ページ、1～2行目：「……使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために……」は「……使用済み燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】給水機能を維持するために……」とすべき。127ページ、（2）の上：「規制委員会は、……単一の破損を設定する方針としていることを確認した。」の「単一の破損を設定する」という表現は分かりにくい。「隔離範囲内で単一の破損箇所を設定する」とすべきではないか。134ページ、（6）、第1段落：「……使用済み燃料プールの冷却及び給水機能……」は「……使用済み燃料プールの冷却【機能】及び【同プールへの】給水機能……」とすべき。134ページ、（6）、第2段落：「……使用済み燃料プールの冷却及び給水機能……」は「……使用済み燃料プールの冷却【機能】及び【同プールへの】給水機能……」とすべき。144ページ、4.〔上側〕：「新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる機器及び配管については、クラス1機器における要求を満足していることを確認する。」とあるが、「新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる機器及び配管」とは具体的に何か？150ページ、1.の上：「また、V章においては、重大事故等防止技術的能力基準2.1項に適合しているか否かを審査した。審査の概要は、以下のとおりである。」とあるが、「また、V章においては、重大事故等防止技術的能力基準2.1項に適合しているか否かを審査した。」はV章に記述すべき文章であり、ここでは不要。ここでは「審査の概要は、以下のとおりである。」のみを記述すればよい。152ページ：「3. 大規模損壊対策（重大事故等防止技術的能力基準2.1）」は、ここでは不要であり、V章（494ページ）に移すべきでは？152ページ、注記（※9）：「停止中評価ガイドには、「原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動過程における主発電機の並列まで」を原子炉の運転停止中の期間と示している。」は「停止中評価ガイド【で】は、「原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動過程における主発電機の並列まで」を原子炉の運転停止中の期間と【定義】している。」とすべき。〔「停止中評価ガイドには、……と示している。」→「停止中評価ガイドでは、……と</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>定義している。】 154 ページ、丸数字 3、a. : 「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能の喪失」は「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は【同貯蔵槽への】注水機能の喪失」とすべき。155 ページ、b.、1 行目: 「内部事象、地震及び津波以外の事象について、現時点では、内部事象レベル 1PRA の手法と工学的判断により事故シーケンスを検討した。」の「現時点では」は「現時点での知見に基づき」といった表現にすべきでは？</p>
1222E13	<p>272 ページ、1. (1)、丸数字 1 : 「……使用済燃料プール内の水温が徐々に上昇し、沸騰して蒸発することによって使用済燃料プール水位が低下し、燃料が露出して損傷に至る。」とあるが、BWR の使用済み燃料プールの最高使用温度は 66℃である。使用済み燃料プール内の水が沸騰して 100℃になるということは、使用済み燃料プールの最高使用温度 66℃を逸脱することを意味する。これが、なぜ許容されるのか、理由を明らかにされたい。また、コンクリートの耐熱温度は 66℃（長時間について）であるが、使用済み燃料プール内の水温が 100℃になれば、コンクリート温度は 66℃を超え、コンクリートの健全性は維持できない。こうした点を踏まえない審査は極めて甘いと言わざるを得ない。なお、これまで、使用済み燃料プールの冷却機能が喪失した場合には注水すればよいということが極めて安易に語られてきた。しかし、使用済み燃料プールに注水することによって水位は維持できても、水温を下げることはできない。したがって、使用済み燃料プールが冷却機能を喪失した場合、一刻も早くその冷却機能を復旧し、プール水を循環冷却することによってプール水温を下げるからこそが決定的に重要である（このことは、福島事故でも明らかになった）。また、地震によって使用済み燃料プールの冷却機能が喪失しないよう、使用済み燃料プールの冷却系の耐震クラスは S クラスにするべきである。同時に、使用済み燃料プールの冷却系を多重性を有する安全系として扱うよう安全重要度分類及び設計を見直すべきである。274 ページ、丸数字 2 : 「……使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失により、……」は「……使用済燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】注水機能の喪失により、……」とすべき。277 ページ、丸数字 2 の上、b. : 「……使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失……」は「……使用済燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】注水機能の喪失……」とすべき。308 ページ、(※52) :</p> <p>「R. Gaunttet. al, ""MELCORComputerCodeManualsVol. 2:ReferenceManualsVer1. 8. 5. , ""NUREG/CR-6119, Vol. 2, Rev. 2/SAND2000-2417/2, (May2000) 」の「et. al,」は「etal.,」が正。「Ver1. 8. 5.」は「Ver. 1. 8. 5.」とすべき。308 ページ、(※53) :</p> <p>「R. Gaunttet. al, ""MELCORComputerCodeManualsVol. 3: DemonstrationProblems, ""NUREG/CR-6119, vol. 3, NRC. (2001) 」の「et. al,」は「etal.,」が正。「vol. 3」は「Vol. 3」とすべき。324 ページ、1~4 行目 : 「……塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、【その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。】」の【】部分の表現は日本語になっておらず、不適切。「応力、荷重等を制限する値」の「値」とは何の値か？「荷重」は評価の条件であって、許容限界ではないのでは？【】部分は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない最大の応力、ひずみ等を許容限界とする。」又は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない応力、ひずみ等の制限値を許容限界とする。」といった文言にすべきでは？332 ページ、1~4 行目 : 「規制委員会は、これらの確認に当たって、申請者が、第 43 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項（重大事故等対処設備及び手順等に関する共通的な要求事項。以下「第 43 条等」という。）【等】に従って重大事故等対処設備及び手順等を適切に整備する方針であることを確認した。」の【】内の「等」は不要。〔「（第 43 条等）等」となり、「等」が重複するため。〕なお、「等」については、以下の第 44 条以下の記述に頻出するので、同様に訂正すべき。</p>
1222E14	<p>452 ページ、表 IV-4. 15-1、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄〔6 箇所〕 : 「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m³/h であるので。〕453 ページ、表 IV-4. 15-1、重要計器欄「代替循環冷却系原子炉注水流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄 : 「重大事故等時の代替循環冷却系による原子炉圧力容器注水時における最大注水量（100m³/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m³/h であるので。〕454 ページ、表 IV-4. 15-1、重要計器欄「低圧代替注水系の系統流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄〔2 箇所〕 : 「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m³/h であるので。〕455 ページ、表 IV-4. 1</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>5-1、最下欄「残留熱除去系システム水流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m³/h であるので。〕486 ページ、（1）：「申請者は、発電所内外の通信連絡を行うための設備（IV-4. 19-1 参照）を用いた主な手順等として、以下のとおりとしている。」の「IV-4. 19-1 参照」は「【表】IV-4. 【18】-1 参照」では？494 ページ、V：「III 章及び IV 章において、設計基準対象施設に関して変更申請がなされた内容について審査し、結果を示した。また、IV 章において、重大事故等に対処するために必要な設備及び手順等に関して適切に整備する方針であるか審査し、結果を示した。」は表現不適切。「III 章において設計基準対象施設に関して、また、IV 章において重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力等に関して、変更申請がなされた内容について審査し、結果を示した。」とすべき。494 ページ、V、第 2 段落：「加えて、大規模損壊に対する対応を要求している。本章において、申請者の方針が要求事項を踏まえた適切なものであるか審査した。」となっているが、日本語になっていない。152 ページの「3. 大規模損壊対策（重大事故等防止技術的能力基準 2. 1）」の記載をここに移し、「申請者は、原子炉施設が大規模な損壊に至った場合に対しても、事故の影響を緩和する対策を整備しておく必要がある。重大事故等防止技術的能力基準 2. 1 項は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に対する対応を要求している。本章において、申請者の方針が要求事項を踏まえた適切なものであるかを審査した。審査の概要は、以下のとおりである。」とすべき。</p>
1222E15	<p>まず一番に主張したいのは、2011 年の東京電力福島第一原発事故の原因究明が十分行われていないのに、同じ沸騰水型（BWR）である女川原発の完全審査が十分にできたとは考えられません。東電福島原発事故の徹底的な原因究明を行った上で、それに見合った対策をとって女川原発を動かすことにしても遅くはないと思います。</p>
1222E16	<p>1、「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規規制基準は容認できない新規規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して 3シーベルト、全身に対して 0. 25シーベルト」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964 年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム 137 で 1000 兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。2、東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない女川原発 2 号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク 1 改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。3、新規規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である新規規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の 30 キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風 19 号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の 4 市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることはいうまでもない。4、女川原発は地震による負荷を受けた被災原発である女川原発は、3・11 東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003 年の三陸南地震、2005 年の 8・16 宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011 年までの 80 年余にマグニチュード 7 クラスの地震が 6～7 回起きている。今後 30 年以内の発生確率は 90% とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。先の震災時には、外部電源 5 系統のうち 4 系</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられののかも疑問である。5、福島原発事故の廃炉計画も進まないなかで、再び原発の再稼働を認めることはできません。核の平和利用はありえないことははっきりしています。これ以上ヒバクシャを出さないためにも原発は停止し、安全に廃炉ができる取り組みを進めてください。</p>
1223E1	<p>再稼働は反対です第二の福島を作ってははいけません</p>
1223E2	<p>・審査書案19ページでは、久田（1977）と記載されておりますが、第778回審査会合資料1-4-1のとおり、久田（1997）への記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案21ページでは、「福島県沖及び茨城県沖で発生した地震の平均的な応力降下量の1.4倍」と記載されておりますが、諸井ほか（2013）のとおり福島県沖及び茨城県沖のほか宮城県沖の地震も含まれることから、「宮城県沖」の追記見直しが適切と考えられます。・審査書案28ページの基準地震動$S_s - F1$の記載では最大加速度の数値（水平方向717cm/s²、鉛直方向393cm/s²）が示されていません。基準地震動$S_s - F1$と$S_s - F2$のうち大きい数値を記載したとの理解でよろしいでしょうか。</p>
1223E3	<p>・審査書案59ページでは、牡鹿半島に「おじかはんとう」と読み仮名が振ってありますが、「おしかはんとう」が正式名称であるため、記載の見直しが適切と考えられます。・審査書案74ページでは、「取水口前面」に貯留堰を設置すると記載されていますが、女川2号炉の設置変更許可申請書では「取水口底盤」に設置するとしているため、記載の見直しが適切と考えられます。</p>
1223E4	<p>当初申請におけるF-6断層～F-9断層の北西端部に関する記載について、審査書案15ページでは「1測線でのみ認められる断層があることを根拠に断層端部とし」とありますが、第778回審査会合資料1-3-1では「1測線でのみ認められる断層の延長方向にある測線で断層が認められない」ことを根拠とした記載となっております。この記載の違いは、細かい端部の記述を意図している訳ではなく、大局的には「F-6断層（単体）」の北西端ではなく「1測線でのみ認められる断層まで含めて」北西端を規定しているという趣旨の記述との理解でよろしいでしょうか。</p>
1223E5	<p>○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1223E6	<p>東北地方太平洋沖地震により損傷を受けた建物・構築物と設備・機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がない。もし検証したのであれば、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>その内容を審査書に明記するとともに、関連資料の公開を求める。もし検証していないのであれば、再稼働の前提条件の一つである設置変更許可を審査する規制機関として重大な不作為であり、審査のやり直しを求める。その理由として、東北地方太平洋沖地震の際に、女川2号機では原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ（1130箇所）が確認され、東北電力は技術的評価にもとづき、同建屋の剛性が顕著に（最大70%）低下していることを規制委員会に報告した。同報告後、建屋の剛性低下対策がどのように行われ、その実施効果がどのように確認されたのかを含めて、東北地方太平洋沖地震による影響とそれへの対策の有効性を規制委員会はチェックすべきである。再稼働には反対です。こんな欠陥原発と老朽化が進む原発に利用者の電気料と国の税金を今後つぎ込むことはあってはなりません。</p>
1223E7	<p>P499、審査結果石巻地域は8年前の東日本大震災で最も被災が大きかった地域であり、9年近くかけてやっと復興してきた。規制委田中元委員長が「規制委の審査を通過したからと言っても原発の安全を保証するものではない」と述べているように、福島第1原発事故のような過酷事故が起きないという保証はないのだからいつか起きるといふ事であり、もし起これば、石巻の復興など吹っ飛んでしまう。従って石巻地域の復興の大前提に「女川原発の再稼働を許可しないで、廃炉にする」といふ事が来るのではないかと考える。これが多くの石巻市民の希望であると思う。</p>
1223E8	<p>再稼働には反対です。原子力発電所に絶対の「安全」はありません。もしもの場合の周辺への影響が大きすぎます。少なくとも、女川原発の再稼働は現在も汚染された水や空気を垂れ流し続けている福島原発の後処理がすべて終わってからにするべきではないでしょうか。福島も福島周辺の海もすべて元通りにし、人も第一次産業も元通りにしてからではないでしょうか。起こってしまった事故の処理方法すら見つからないのですから、「科学的・技術的意見」以前の問題です。そもそも現在、電力が不足しているわけではないのに、再稼働の理由がわかりません。私たちの、持続可能を望む生活スタイルのなかに、原発はありません。原発に頼った経済に持続可能な未来はありません。</p>
1223E9	<p>4-1. 2. 2. 3原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用8. 東北電力による TROI 実験データの不正確な引用は撤回し審査をやり直すべき東北電力が不正確に引用（あるいは誤った引用。意図的だとすれば書き換え、あるいは改竄）した部分は、TROI 実験の実験番号 34 から 37 の熔融物の温度を、実験実施者の原著論文 (H. KIMetal., ResultsofthetriggeredsteamexplosionsfromtheTROIexperiment, NUCLEARTECHNOLOGYVOL. 158-17JUNE2007, pp. 378-395.) からではなく、ストラスブール大学の学生の学位（博士）論文 (VaclavTyrpekl (2012), Materialeffectinthefuel-coolantinteraction: structuralcharacterizationofthesteamexplosiondebrisandsolidificationmechanism, Ph. D. Thesis, Univ. DESTRASBOURG) の文献調査の表から引用したもので、原著論文と博士論文の書式と数値が異なっていることである。原著論文では、熔融物温度を「Measuredmelttemperature 熔融物測定温度 (K)」と「Correctedmelttemperature 補正熔融物温度 (K)」について、それぞれ「有効数字 4 桁」で示しているのに対し、東北電力の文書（東北電力株式会社ほか、重大事故対策の有効性評価に関わるシビアアクシデント解析コード（第5部 MAAP）添付2 熔融炉心と冷却材の相互作用について、2015年6月. p.5-2-1-3.）では「熔融物温度 (K)」「~3000」と記している。この点について、電力会社は「引用文献を明記しているから問題ない」とか「新しい文献を引用したため」などと述べ不正確な引用を正当化している。しかし、不正確な引用には以下のような問題点があると思われる。（1）水蒸気爆発によって高温熔融物の温度は最も重要な基本データの一つ水蒸気爆発において熔融物温度は、水温や系の圧力、熔融物の質量などとともに、結果を理解・評価するための非常に重要なデータである。したがって、このデータの取り扱いには十分注意を払う必要がある。ましてや実験を実施して報告している論文があるのに、その論文のデータと異なる値を書き込むなどということはやってはいけないことである。偽造、改竄と言われても仕方がない。今回は、東北電力が誤って書いたのではなく、原著とは異なる文献、しかも学位論文の従来の研究の調査一結果の表を使ったという点で、ある意味悪質のような気がする。（2）TROI 実験では実験実施者は熔融物温度の測定にかなりの労力を注いできた熔融炉心物質を使った実験のうち COTELS 実験のように高温熔融物温度の測定値が掲載されていない実験もあるのに対し、TROI 実験では熔融物温度の測定にかなりの労力を注いできたと思われる。高温熔融物の温度測定方法については、原著論文にも記述がある。（3）東北電力の引用はあたかも大きな誤差を含む不正確な温度である</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>という印象を与えるデータの不正確な引用が意図的かどうかはわからないが、測定された温度が、あたかも大きな誤差を含む不正確な温度であるような印象を与えている。このことは TROI 実験の従事者の仕事・努力を貶めるものである。（４）審査をやり直すべきデータの不正確な引用（あるいは誤った引用。意図的だとすれば書き換え、あるいは改竄）は、規制委員会でも気づかなかつた。当初、電力各社は申請書（例えば、「九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の審査書案」（2014 年）など）の審査に当たって、自発的な水蒸気爆発が発生していた TROI 実験の結果をいっさい出さず隠蔽した点は問題だった。それでも規制委員会は、隠蔽をとがめるわけでもなく、提出を要求するでもなく認可を出してしまった。その後パブコメ等で TROI 実験の存在を指摘されてから、電力会社も出すようになったが、規制委員会の判断はいささかも変わっていない。今回新たに不正確な引用が明らかになった以上審査をやり直すべきである。</p>
1223E10	<p>4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用 9. 論文の孫引き問題の他に、さらなる東北電力の TROI 実験の解釈の問題点 TROI 実験に関する 2003 年 10 月発行の文献（J. H. SONGetal., InsightsfromtheRecentSteamExplosionExperimentsinTROI, JournalofNUCLEAR SCIENCEandTECHNOLOGY, Vol. 40, No. 10, pp. 783-795(October2003)）を無視している点である。東北電力文書では 2003 年 5 月に発表された同じ著者らによる文献（J. H. Songetal., FuelcoolantinteractionexperimentsinTROIusingaUO₂/ZrO₂mixtureNuclearEngineeringandDesign222(2003)pp. 1-15)を引用している。しかし、無視した文献はこの文献の後に発行されている。したがって、東北電力は新しい方の文献を引用したというのであれば、10 月の文献を引用すべきである。新しい文献を無視して古い方の文献を引用した理由は、自発的に水蒸気爆発が発生した TROI-13 と TROI-14 の溶融物の温度に関する記述が、東北電力にとって好都合なためであると推定される。すなわち東北電力の文書（東北電力株式会社ほか、重大事故対策の有効性評価に関わるシビアアクシデント解析コード（第 5 部 MAAP）添付 2 溶融炉心と冷却材の相互作用について、2015 年 6 月、p. 5-2-1-3.）では、（注 1）として「3500K 程度以上」とあるが、無視した新しい文献では「3500K 近くであろう」とあり、「以上」とは書いていない。また、（注 2）として、「最高温度（4000K, 3200K）を示しており、計測の不確かさが大きい」とあるが、やはり無視した文献には、最高温度がチノ（注：温度計のメーカー）の温度計では 3800K、IRCON（注：やはり温度計のメーカー）の温度計では 3200K となったとあり、「以降の実験では IRCON の放射温度計を使うことにした」と明確に記述してある。すなわち TROI-14 の溶融物温度には、正しいということを確認している。東北電力は、自発的な水蒸気爆発が確認された TROI 実験の結果を、あたかも誤差の大きい信頼性に欠けるかのように導いている。正しい結果を基に再審査を行うべきである。10. 水張りは世界基準に反する水張りは日本とスウェーデンのみ：2017 年の OECD SERENA Report, SERENAREPORT (2017) 15 Status Report on Ex Vessel Steam Explosion)によると、概要のところで、 「(2) in most countries, if not all, the consideration of ex vessel steam explosion remains an open issue, mainly due to unresolved uncertainties; 機械訳：(2) すべての国ではないが、ほとんどの国では、主に未解決の不確か性により、炉外蒸気爆発の考慮が未解決の問題のままである」とある。水蒸気爆発対策は、それぞれの国の規制基準と原子炉の型式によって異なるがあらかじめ貯めてある水プールに溶融炉心を落とすことを日本とスウェーデン（要確認が認めたのに対し、そのほかのほとんどの国では、認めていないという意味だと思われるこれが SERENA プロジェクトを経たうえでの世界の認識である。水張りは認めるべきではない。</p>
1223E11	<p>4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用 11. 水張りに溶融炉心の冷却はやめるべき水蒸気爆発対策に対する IAEA（国際原子力機関）の技術出版物（IAEA TECDOC 1791, Considerations on the Application of the IAEA Safety Requirements for the Design of Nuclear Power Plants, INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY VIENNA, 2016）の「原子力発電所の設計のための IAEA 安全要の適用に関する考慮事項」の「APPENDIX 4. LARGESTEAM EXPLOSION」において、「格納容器バリアに損傷を与える可能性のある蒸気爆発をなくすために、考えられる事故シナリオで溶融炉心が水に落ちないようにすることが好ましい方法である、とある。（原文：Foreliminatingsteamexplosionsthatcoulddamagethecontainmentbarrier, thepreferrednatingsteamexplosionsthatmethodistoavoiddroppingofmoltencoretewaterinanyconceivableaccidents</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>cenarios.) 水に落とすことを避けるべきであるとしている。権威ある国際機関の報告は傾聴すべきであろう。日本の対応は大きく逸脱している。さらに、TRO1 実験を行った韓国の水蒸気爆発対策の基本は IVR である。韓国の APR-1400 という加圧水型原子炉では、過酷事故対策は IVR (In-vessel Retention: 炉内保持) を採用している (SeongDaePark et al., HEATREMOVAL CHARACTERISTICS OF IVR-ERVC COOLING SYSTEM USING GALLIUM LIQUID METAL, NURETH-16, Chicago, IL, August 30-September 4, 2015)。ARP-1400 の水蒸気爆発対策として、液体金属で圧力容器の外側を冷却する IVR-ERVC (External External Reactor Vessel Cooling) という方法を提案している。基本的には IVR で対応して、失敗時には水張りに対応すると理解される。女川原発 2 号機のような BWR では圧力容器下部に制御棒用の装置があるため IVR は難しいと考えられている。そのため東芝は欧州向けの輸出用の EU-ABWR では東芝型コアキャッチャー (炉心溶融物保持装置) を設置するとしている (畠澤守ほか, ABWR の国内外への展開, 東芝レビュー, Vol. 65, No. 12 (2010), P. 16.)。国内の原子炉についてはこのようなことは報告していない。ずいぶん失礼な話である。ダブルスタンダードも甚だしい。かつての公害規制の緩い国へは有害物質を排出する装置を輸出していたことを彷彿させる。驚きである。少なくとも「溶融炉心は水プールに落として冷却すべき」と積極的に支持する機関、国、研究論文は見当たらない。女川原発についても水張りは認めるべきではない。12. 水張り水位 3.88m の科学的根拠を示してほしい BWR 型原発の審査では、柏崎刈羽 6, 7 号機については、水深 2m, 東海第二については 1m という深さで審査を通過させている。一方、女川 2 号機については 3.88m にするとしている (東北電力株式会社, 女川原子力発電所 2 号炉重大事故等対策の有効性評価について, 2019 年 2 月, p. 83.)。そもそも、この深さにする科学的根拠はあるのだろうか? あるなら提示してほしい。4m でもない、3.9m でもない 3.88m としたことにはどのような意味があるのか? ピットの深さ、水位計の取り付けの都合で決めたものではないのか? 先行する PWR では、圧力容器直下のキャビティと呼ばれる部分に水を張るなどの対策が採られている。その水位は関西電力大飯 3, 4 号機では初期の時点で 1.1m としている。最終的には 2.9m にするようだ (関西電力, 大飯発電所 3, 4 号炉原子炉下部キャビティ側面ライナプレートへの溶融炉心の接触防止対策について, 2015 年 7 月 14 日, p. 5.)。水深に関する規制がバラバラである。このことは規制委員会自身が水蒸気爆発を防ぐための学理を保持していないことを吐露しているものである。こんな審査は納得ができない。</p>
1223E12	<p>女川原発は東日本大震災で被災した。5 系統ある電源の 1 系統だけ生き残り、かろうじて冷温停止できたのは幸運としかいいようがない。強い力で揺れ、建屋にはひび割れ 1130 か所も発見された。東日本では 2011 年以来、原発は一基も動いていない。電気は足りている。再稼働の必要はない。</p>
1223E13	<p>女川原発 2 号機の再稼働に反対するパブリックコメント原子力規制委員会宛て「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙</p> <p>(1) 意見提出箇所 (29 ページ) 女川原発は巨大地震の震源域に近いリスクの高い原発です。規制委員会では、最新の科学・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとあります。しかし、日本海溝と千島海溝の接続部分で M8 規模の巨大地震発生の懸念や、30 年以内に宮城県沖で M7 級の大地震発生確立 30% といわれている現状では、女川原発は巨大地震と大津波のリスクを抱える原発であると思われます。東日本大震災は想定外の規模で発生しており、今後も想定外の災害は起こり得るため、追加の安全策を行ったとしても、安全であるとは言えません。(2) 意見提出箇所 (全体) 炉心溶融対策はコアキャッチャーの装備を義務付けるべきです。新規制基準が制定された際、規制委員会はこれまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴であると強調しましたが、福島原発事故を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならないことは明白です。女川原発では溶融炉心対策として、格納容器 (株) に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとれることになっていますが、これは水蒸気爆発を招いて福島第一原発事故を超える大事態を招く恐れがあります。欧州において最新鋭の原発に装備されているコアキャッチャーの装備を義務付けるべきです。(3) 意見提出箇所 (全体) 避難計画を含めて審査すべきです。規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していません。それは地方自治体</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明していません。しかし石巻市の市民団体は原子力規制委員会が避難計画について審議していないことは遺憾で残念だ！と言っています。そのうえで「原子力災害時の最後のよりどころが避難計画であり、それに直接責任を持つのが自治体のトップです。その認識を持ち知事や市長は同意を求められた時には『ノー』と言って貰いたい」と言い、立地自治体として再稼働に同意すべきではないと言っています。放射能への迅速な対応や広域的な避難行動は国が統括すべきであり、重大事故時に住民の被曝を回避できない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1223E14	<p>4-1. 2. 2. 3原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用 13. 水張りは設計思想に反する女川原発2号機は沸騰水型（BWR）で格納容器は「マーク改良型」である。マークI型は、水蒸気爆発を避けるために圧力容器下部に水を置かないようにわざわざサプレッションチェンバーをドーナツ状として、周囲に配置したと理解している。そのおかげで、福島では圧力容器内外で大規模の水蒸気爆発は起こらなかったとされている。ところが、東北電力の文書（東北電力株式会社、女川原子力発電所2号炉重大事故等対策の有効性評価について2019年2月、p.65.）によるとは女川原発2号機では、そのような事故経験に学ぶことなく、そしてそもそもの設計理念を裏切って「格納容器下部注水系（常設）によって溶融炉心を冷却する」という。このような考え方は、当初の設計思想と矛盾するものである。必ずや、システムの運転に齟齬をきたすであろう。中止すべきである。14. コリウムバッファという緩衝材の効果は疑問 2019年11月の東北電力の文書（東北電力株式会社、女川原子力発電所2号炉重大事故等対策の有効性評価について補足説明資料、2019年11月、p.補足433.3.）によると、水張りした水面直下にコリウムバッファという緩衝材を設ける予定のようである。材料等の詳細は不明だが、金属製の金網状のものと推定される。落下する溶融炉心の水面での衝撃を避けようという意図のようであるが、細粒化を促進する可能性や、爆発の発生を遅らせてより多くの炉心溶融物の爆発を引き起こす危険がある。さらに、バッファ自体が溶融することで、溶融物全体の質量を増加させるだけという恐れもある。実は、このような方法は、旧原子力研究所で「溶融物分散板」の効果として、実験的に調べられている。それによると「水温が飽和温度に近いとき、あるいは雰囲気圧力が1MPa以上の高圧のときは水蒸気爆発は起こりにくい」と効果があるようにされているが、「起こった場合には通常より激しい水蒸気爆発となった」（森山ら、蒸気爆発に関する実験的研究の概要、JAERI-Review94-010、p.7(1994)）とあり、その効果を一概に判断することは難しそうだ。果たして東北電力は、実験的に有効だという裏付けを持っているのであろうか？単に、規制委員会から「柏崎刈羽6、7号機で検討したから女川2号機でも検討せよ」と言われ、盲目的に採用を検討しているだけではないかという疑念がぬぐえない。このような子どもだましのような小手先だけの方法で「やっている感」を表すのは止めるべきだ。またコリウムシールドを使用するかどうか定かではないが、仮に使用するのであれば、水蒸気爆発対策になるかは疑問である。規制委員会は、BWR型の東海第二などでは、ペDESTALキャビティ部の水深1m程度の水プールに落下冷却させることを認めている。MCCIを避けるためにコリウムシールドを設置することも認めている。コリウムシールドとは、厚さ150mmの酸化ジルコニウム製セラミックス板のことである。材質はコアキャッチャーの内張りとして使用されるものと同じ。コアキャッチャーについて更田氏は、2012年の新安全基準に関する検討チームの会議では「コアキャッチャー自身も、技術として十分に確立された技術か」というと、私は、それほどのもんでもないと思っています」と発言している。技術的に信頼性が確認できていないことを述べているものと思われる。にもかかわらず同種の技術であるコリウムシールドを対策として認めるのは矛盾している。小生の計算では、崩壊熱が出力の1%程度でも、コリウムの厚さが100mm以上になると、コリウムシールドの使用条件(2400℃)を超える温度になる。とても使える技術ではない。</p>
1223E15	<p>○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1223E16	<p>東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない。女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。</p>
1223E17	<p>避難計画について。そもそも住民の避難計画が審査の対象となっていないのは何故か、納得できない。原発事故が起り、放射性物資が環境に放出される怖れが生じた場合、および実際に放出された場合には、周辺住民は一定期間か又か場合によっては永久に、その場を離れ避難する必要が生じます。だから再稼働の審査には真に実効性のある避難計画の作成を必須条件にすべきである。それなのにそもその避難計画の作成と審査が前提されないとはいったいいかなる理由によるものか。住民無視も甚だしく到底容認できない。米国では完成した原発が、実効性のある避難計画が立案できないことで廃炉になったケースがある。避難計画のない再稼働など許されるはずがない。</p>
1224E1	<p>女川原発2号機の新規制基準に適合すると審査書案を了承したということですが、国、県、立地自治体では、世界で一番厳しい基準に合格したのだといいます。新規制基準に適合したからと言って、原発の案税制を保証するものなののでしょうか。原子力規制委員会では、その安全性を保障し、責任を持てるのでしょうか。この辺で手を打って、原発を再稼働させるためのものでしかないのではないのでしょうか。私は、安全性が保障されない限り、女川原発2号機の再稼働には反対です。</p>
1224E2	<p>女川原発は、少なくとも福島事故の地震影響評価が確定する前に、再稼働に係る評価を確定すべきではない。女川原発は福島原発の近くに存在し、同じ地震の影響をまともに被り、建屋に多くのひび割れが生じている。女川原発の耐震性評価は福島第一原発の耐震性評価と不可分な関係にあると見なすべきである。このことは、女川原発周辺に生存する人々にとっては、感覚的にうなづける観点だと思われる。福島第一原発事故の原因は津波によるものとされているが、それにはたとえば国会事故調査委員会からも強い疑問が出されている。沖合で津波を感知してから陸地に到達するまでの時間を考慮すれば、津波原因説が成り立たないのは明らかである。他方、地震が原因ではないかという説については、現場調査が放射能の危険のためにできないので、確定的なことは言えないとこれまでは説明されてきた。ところがこの点、除染が進んだ結果等により現場調査が可能になってきた。そのため、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」は、今年9月11日の第7回会合から、地震による影響等の再検討を開始している。実際、たとえば第一原発1号機の非常用復水器の蒸気管が地震で破損した可能性が非常に高いことが指摘できる。このことは復水器タンク内の冷却水の温度挙動から明らかに推察できることである。それよりも何よりも、現場で保温材をはがして蒸気管を丁寧に調査すれば、ひび割れが入っているかどうかを確認できる。そのような調査がまさにこれからなされようとしているのである。もし、事故原因が地震であるとすれば、約40年経過した配管の劣化が耐震性を弱めたためだということになり、そのような劣化無視の耐震評価が</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>破綻することになる。いま動いている原発も含めて耐震性が全面的に見直されるべきだということになる。そのような問題が明らかにされようとしている矢先に、特に福島原発とほぼ同条件にあった女川原発の審査を確定しようとするのは、到底許されることではない。すくなくとも、上記「検討会」の結論が出るまでは、結論をだすべきではない。</p>
1224E3	<p>火山の影響に対する設計方針申請者が完新世に活動していない火山の内20火山を原発に影響を与える火山でないとの評価を、規制委員会は火山ガイドを踏まえたものであるから妥当とした。しかし、元噴火予知連会長の藤井敏嗣氏は「地震の場合は、13万年までに活断層が動いたということであれば、その上に原発施設は建設できない」ことを指摘し、1万年前に起こっていても「可能性は十分に小さい」として巨大噴火を考慮外とした『火山影響評価ガイド』を批判している。ダブルスタンダードであり恣意的判断である。原子力発電所の「運用期間」における火山活動として評価している点について。発電をしている高々数十年の期間だけでなく、その場所に使用済核燃料が存在し続ける全期間を対象とすべきであり、処分法が全く見通しないままだ溜まり続ける使用済み核燃料の処分法の見通しのない現状を見れば、おそらく放射性物資が無害化する迄の数十万年に渡って、発電所敷地内にそのまま保存し続けることも想定すべきであると思う。これは火山活動の周期と比べて十分に重なり、決して無視できない期間であり長期的視点が欠落していると言わざるを得ない。日本全国にあまねく存在し膨大な放射性物資の存在する原発（無論稼働終了後でも）に、直下型地震が襲い、巨大火山噴火の火砕流が襲う、膨大な火山灰が降り積もる・・・これらの破滅的未来を招聘しないためにこそ、その原因を作った世代が見通すべきではないか。</p>
1224E4	<p>シビアアクシデント対策、水蒸気爆発「世界で最も厳しい規制基準」というが全く違う。欧州で最新鋭原発に標準装備されているコアキャッチャーを装備していない。その代替として事故時の溶融燃料の冷却対策として格納用容器下部に水を張るとしているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招き文字通り最悪の格納容器爆発、放射性物資の全量放出という壊滅的事故に至る可能性がある。評価書では「実機において水蒸気爆発に至る可能性は極めて小さい」と断定しているが、過去の金属工場の爆発例を見るまでもなく根拠が薄弱で到底容認できない。ひとたび事故が起これば一地域あるいは一国家が滅亡する程の被害を引き起こすリスクを冒してまで、たかが電気を作る一手段に過ぎない原発＝核発電を稼働させることは理に反することは自明である。福島事故の教訓を経たというなら世界最新鋭の対策を講ずべきなのに、既存原発の稼働を前提としたとしか思えぬ「規制基準」でよしとするのは全く理解できない。</p>
1224E5	<p>1. 「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規規制基準は容認できない新規規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。2. 東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。3. 新規規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である新規規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることはいうまでもない。4. 女川原発は地震による負荷を受けた被災原発である女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大学災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられののかも疑問である。</p>
1224E6	<p>1. 地震や津波の予測は、不可能に近い。想定外のそれらに対応する事は、十分なのか。2. 福島第一原発事故の原因や責任の所在が明確になっていない。同じ型の女川原発がなぜ安全と言えるのか。あなた方は、安全性に責任を負えるのか。</p>
1224E7	<p>女川2号の稼働を容認してはならない。その理由を述べる。（理由1）事故を二度と繰り返してはいけない広島、長崎、福島の被ばくを経験した日本で同じ過ちを繰り返してはいけない。特に東電福島第一原発事故により、多くの被害者からふるさとと生活と仕事を奪ったばかりか被災者の救済は不十分なまま放射能によるとみられる疾病も増加し、未だこの事故は収束もせずに放射能汚染水を太平洋に流し続け、廃炉への道も全く見えていない。おまけに、イチエフ事故の検証も不十分なままであり、再稼働は、同じ過ちを繰り返すことになる。（理由2）「核のゴミ」をこれ以上増やしてはいけない使用済み核燃料が18000トンも貯まりその保管・管理の仕方も場所も決まっていない。これらは10万年以上も放射能を持ち続け、未来の人たちに取り返しのつかない巨大な負債を与える。おまけに、原発再稼働によりさらに使用済み核燃料が増えている。プルトニウムも日本は既に47トン（世界第4位）も保有し、他に使用済み核燃料内にプルトニウムを164トンも保有している。また、高レベル廃液が東海に338立法メートル、六ヶ所に223立法メートルあり、中・低レベル放射性廃棄物のドラム缶が200万本以上ある。また、もんじゅ廃炉のみならずASTRIDも中止、もともと無理であった核燃料サイクルの破綻も誰の目にも明らかになってきている。（理由3）原発が放射能をまき散らす電力会社の思惑通りに原発が稼働できたとしても、原発は、被ばく労働を強要し、大地も空も川も海も放射能汚染し、核分裂で発生したエネルギーの2/3を温排水として排出する「海温め装置」だ。海水よりも7度以上高温の温排水の量が多大であることは、例えば女川2号機の排水量が毎秒約60立法メートルで、阿武隈川の平均流量（毎秒117立法メートル）の半分近くであることで分かる。おまけに、原発による発電は、ウラン採掘から製錬・濃縮・加工・原子炉・廃物処分と原子炉の建設の為に膨大な化石燃料が使われ二酸化炭素を排出している。（理由4）国が嘘をつきながら誤った原発推進政策を続けている経産省・資源エネルギー庁原発が安全・安い・無いと電気が足りない・ゼロエミッションでクリーンなどなどの嘘をつき続けてきた。東電福島原発事故で、これらの嘘が明らかになったにも拘らず、パリ協定・CO2削減を口実に未だに「原発がクリーン」と言っているがこれが大嘘であることは先述の通り原発が死の灰を排出することから明らかです。以前からの方針を踏襲して第5次「エネルギー基本計画」を立てたが、原発を維持・推進する矛盾だらけの計画で私たちはこの案を厳しく批判している。（理由5）原子力規制委員会が全く信用できない国も自治体も事業者も原子力規制委員会が安全を担保するから稼働と言い訳しているが、原子力規制委員会の「新規基準」もその審査も全く信用できない。既存の原発を稼働させる為の「緩やかに過ぎ合理性を欠く」世界最低水準の「新規基準」を作り、甘い甘い審査をしている。「新規基準」と審査の甘さの典型は、例えば基準地震動にあり、柏崎刈羽原発敷地で2000ガルを超える地震動を観測し一閃で4000ガルを超える地震を経験しているにも拘らず、稼働原発の基準地震動は1000ガルとあまりに過小だ。原子力災害対策も審査対象外としてIAEAでさえ推奨している深層防護も満たしていない。それ故、原子力規制委員会の規制委員長自らが「安全は保障しない」とずっと言い続けている。本年11月にも、茨城県東海村の山田修村長の「規制庁が、十分に安全性は高まっている、と言うべきだ」との発言に対して、更田委員長は「絶対に申し上げるつもりはない」と否定した。以上の理由で、未来のため地球のため総ての命のため、女川2号炉を稼働させてはならない。さらに、女川原発2号炉は、被災した原発であり建屋の剛性低下ほか多くの損傷が危惧される。780回も原子力規制庁との審査会合を要したのだから。また、毎日の様に起こる地震が女川周辺で起こることも危惧される。地震動予測地図</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>2019等を見れば、東日本大地震の2011年以前の発生確率よりも今後の地震の発生確率が高く「日本列島では地震はいつどこで起きても不思議ではない」。また東北沖アウターライズ地震の発生と巨大津波の再襲来も心配だ。さらに、東北の大都市仙台市に約50kmと近く住民投票条例制定の11万人以上の署名など、地元・周辺住民の理解は得られない。何よりも、東北電力はこの9年間原発稼働無しで住民に電力を潤沢に提供してきた。女川や東通を稼働させる必要は全くない。関電と同様に原子力マネーの還流が女川や東通でも起こっているのではないかと女川2号機は廃炉にするべきだ。以上</p>
1224E8	<p><該当箇所>11頁以下「III-1. 1 基準地震動」<内容>東北電力女川電子力発電所（以下、女川原発）は、東日本大震災を引き起こした海溝型巨大地震震源域に近接している。また、内陸直下型地震の場合には従来存在が知られていなかった未知の断層が震源となったものも数多い。女川原発敷地に近い鳴瀬町、矢本町、河南町周辺で発生した2003年宮城県北部連続地震も、未知の断層が震源になったと言われている。従って、想定した震源断層に即して計算した地震動が基準地震動を下回ったとしても、その結果が女川原発敷地において基準地震動を超える揺れをもたらす地震の発生可能性を否定する論拠とはならない。<該当箇所>392頁以下「IV-4. 8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備及び手順等」<内容>規制基準はシビアアクシデント時に落下した熔融炉心を受け止めるコアキャッチャーの設置を求めず、格納容器下部に築水することで対応することとしている。東日本大震災においては、福島第1原発1号機、3号機において炉心溶融後に水素爆発が発生し、水素その他のガス発生の原因として熔融炉心とコンクリートの相互作用が疑われている。その経験を踏まえても、熔融炉心とコンクリート等の接触を防ぐコアキャッチャーの設置は必須であり、既にヨーロッパでは新設原発の標準仕様となっているコアキャッチャー設置を義務付けないことは容認し得ない。また、それに代えて築水で対応しようとするのは素蒸気爆発のリスクを負わせることになり、二重の誤りである。設置事業者は水蒸気爆発のリスクを検証した実験の存在を隠蔽し、その存在が明らかになったのちには、実験結果を誤って引用した論文を孫引きする形で、事実上実験データを改ざんした資料を提出している。故意にせよ過誤にせよ、設置事業者の信頼を著しく損ねるものである。<該当箇所>495頁以下「V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」及び499頁「VI 審査結果」<内容>大規模な自然災害やテロへの対応として規制基準が求めているものは、いずれも、原発敷地内における対応に関する手順書、体制、設備及び資機材の整備であり、また、審査書案を見る限り、事前の整備完了ではなく計画の存在を条件としているように読める。自然災害やテロは準備状況を忖度せずに発生しうるものであるから、事前の整備完了が再稼働の条件とならなければならない。一方、現実に大規模な自然災害やテロによりシビアアクシデントが発生してしまった場合において、最も重要なのは原発周辺住民の身体・生命の安全を確保することであり、それは原発敷地内における対応で担保し得ないことは明らかである。それゆえ、大規模な自然災害やテロへの対応において、原発周辺地域における実効性ある避難計画の存在を問わないことは規制基準の重大な瑕疵である。福島第一原発の経験から、女川原発においてシビアアクシデントが発生した場合には、20万人を超える住民の避難に発展することは明らかである。大規模な自然災害やテロにおいて原発のシビアアクシデントが生じているという異常な環境下において、20万人を超える住民を安全かつ迅速に避難させることが可能であることの証明が審査合格に不可欠の条件とされるべきである。規制委員会は、原子力事業者及び国にその証明を求めるべきであり、その証明がない限り審査に合格させてはならない。</p>
1224E9	<p>1ページ)Iの1. 本審査書の位置付けに係わり意見：使用済燃料の具体的な処理法や処分地の提示を事業者に求めるべき。理由：原子炉等規制法第43条の三の五第二項八「使用済燃料の処分の方法」について、国は具体的な処分法や処分地を求めないまま審査を行っているが、福島原発事故を踏まえたとき、10万年以上も安全に管理しなければいけない廃棄物の処分責任を曖昧なまま審査を済ませてはいけぬ。事業者に求めないのなら国が具体的な処分方法と処分地を選定してからでなければ審査をしてはいけぬ。1ページ)Iの1. 本審査書の位置付けに係わり意見：重大事故が発生した場合、被災者へ十分な補償ができる経理的責任を求めるべき。理由：原子炉等規制法第43条の三の六第二項「経理的基礎」、第三項「重大事故、技術的能力」にかかわり、福島原発事故の被災者補償を国が肩代わりをし、東京電力の責任が問われていない。福島原発事故の復旧は未だ全く解決の見通しが立っていない、国土は汚染広く汚染し被災者は故郷を追われ困窮しておられる。巨額な国費が復旧や補償に使用されている。最</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>悪の事故時に誠意ある対応ができる経理的基盤こそ求められる。そこを曖昧にして申請許可を与えてはいけぬ。審査書全体として意見：福島原発事故並の事故を起こしたとき、誰が責任を取るのか、原子力規制委員会か東北電力なのか、責任の所在を明らかにさせて審査すべきではないか。理由：福島原発事故では誰も責任をとらず、人々がただ被害者になり泣き寝入りしている。人々を守ることができず、誰も責任をとらない、こんな不正と無責任が許される国で再び危険な原発を動かすことは許されない。</p>
1224E10	<p>意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだとして説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1224E11	<p>東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない。女川原発2号機は、自己を起こしたbフクシマ第一原発と同じ沸騰水型原子炉であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば新規規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり、福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。</p>
1224E12	<p>東日本の原発が停止して何年にもなります。既に電力が不足している、コストが高くなる等の妄言は意味をなさなくなりました。女川原子力発電所の稼働は無意味です。福島第一発電所の事故処理と他の原発の廃炉に集中してください。</p>
1224E13	<p>地震と津波の予測には限界がある。また、策定された基準地震動、基準津波で十分なのか。これまで基準地を超える地震に見舞われているが、万が一にも事故を起こさないとと言えるほどの十分に対処した基準になっているのか。単なる実行可能なレベルを基準としているのではないのか、不安である。</p>
1224E14	<p>テロ対策（重大事故等防止技術的能力基準）テロ攻撃に原発は守れない。テロ攻撃が予想される社会で原発が安全であるとは到底言えない。事前に十分な準備をし、訓練を積み武器を持って集団で襲撃してくるテロ攻撃に対して、発電所の民間人である従業員が防戦対応できるとはとても思えない。民間人は武器の携帯や武闘は許されていないし、警察の出動を要請してもは時間的に間に合わない。それともいつ来るかわからない襲撃に備えて武装警備員を置くことを想定するのか？現実的にはこれらの攻撃に対し防御は不可能である。膨大な弱点をもつ巨大で複雑な装置である原発、しかもすべてが役割通り動くことを前提にして稼働される。原発の破綻の起こるシナリオは無数にありともすべてに備えることはできない。再稼働開始後5年以内に「特定重大事故等対処施設」の建設義務化というが、なぜ再稼働後前ではなく再稼働後5年以内なのか、テロ攻撃はいつ起こるかかわからないのだからそもそも猶予期間を設けることは不</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>合理である。女川原発 2 号機は既に「安全対策費」に 3400 億円も投入しており全国で最も発電コストの高価な原発となっている。この上にさらに「特定重大事故等対処等施設」を作るなどどう考えても経済性は失われている。今更既定方針に沿って突き進むなど正気の沙汰ではない。</p>
1224E15	<p>女川原発は、東日本大震災をはじめ頻りに巨大地震に見舞われた被災原発である。経年変化に加え、地震により、建屋や設備、機器類の剛性が低下しているのではないかと。無数の配管にひびが入っているのではないかと。</p>
1224E16	<p>日常生活においては、たとえば車が事故にあった場合は、廃車が修理工場で修理後実際に動かし安全走行が可能か確認されます。被災した女川原発 2 号機の審査は計算上の安全性であり、実際の試運転での確認は省かれています。このまま稼働した場合には予期せぬトラブルや事故が起きることは否定できず、また隠蔽される懸念も払拭できません。宮城県が設置した、「女川原発 2 号機の安全性に関する検討会」において、委員から「今後、事故時に 2 秒以内に制御棒が作動するか確認できたのか」という質問が出されています。実際に試運転し作動確認をせぬまま、審査に適合しているという結論を出すのは原子力規制委員会として無責任だと思いません。（p32）また海外の溶融炉心を受け止める対策のコアキャッチャー方式ではなく女川原発 2 号機の炉心下に水を張る方法は、水蒸気爆発を招く大きなリスクになると指摘されています。より時間をかけて慎重な審議を求めます。（392p）</p>
1224E17	<p>意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだとして説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第 5 層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1224E18	<p>新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して 3Sv、全身に対して 0.25Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964 年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム 137 で 100 兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。</p>
1224E19	<p>P499 審査結果女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、宮城県の「女川原発 2 号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に耐えられるかどうか繰り返し議論になってきた。しかし審査では、議論が原子炉建屋の剛性の問題が中心になり、例えば、直径 1m の主蒸気管が破断し溶接で補修した等、他の設備・機械類・計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分なままである。女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、宮城県民は「次の原発事故」に不安を抱かざるを得ない。</p>
1224E20	<p>全般的な意見を述べます。・福島第一原発事故は収束しておらず、それ故に詳細かつ厳格で精緻な検証をしたくてもできない状況にあることは周知のことです。そんな状況にありながら、福島第一原発と同型で老朽炉である女川原発 2 号機を動かしても構わないとできる理由が分かりません。他の原発でさえ同様であると思っているのに、・重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。そんな状況で原発を再稼働させるなら、いざという時のためにそっくり住民と土地がセットとなって避難可能なように十分な代替地を用意してから再稼働すべきではありませんか。当然、そんな土地が用意できるのであればという不可避の条件が付きますが、・原子力エネルギーとは、そもそも普通の物質の百万倍のエネルギーを発生できるという。それならばそのエネルギーを安全に閉じ込められる普通の物質の百</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>万倍のエネルギーでも溶けたり壊れたりしない物質を見つけてから利用すべきではありませんか。そういう意味でも未完成な発電システムであり、稼働させてはいけないではありませんか。・使用済み核燃料の処理の具体的で現実味があり、安全かつ安心に実行できる方針すら固まっていないという。結果として発電コストも、その上限すら見積もることが無理な発電システムということになる。その意味でも未完成なシステムであり、稼働させてはいけないことは火を見るより明らかである。</p>
1224E21	<p>○（２）体制の整備に対して（４９６ページ）重大事故発生には放射性物質が放出されたUPZ圏では、毎時５００マイクロシーベルト値の検知後に避難となる（被ばくの中）。これまで数回の原子力防災訓練では、避難の自家用車・バス、避難者等の放射線検査・除染等あり、その後避難所受付けステーション、避難所への移動があり参加住民は僅か数十名・数台のみだ。これが事故時だったら、避難者・車等は数千・数万となり避難退域時検査場所は混雑・混乱は確実だ。そして道路は渋滞で避難所受付けステーション、その先の避難所に到着できるか分からない。しかも長時間の被ばくも避けられなくなる。また、自然災害発生等の複合災害時にはいっそうの障害から避難できるか疑問である。避難退域時検査場所での検査・除染等は東北電力関係者が行っていた。事故時には避難退域時検査場所も１８数カ所（予備場所含む）となり派遣される電力関係人員規模も相当数となるはず、派遣体制の整備は十分なのか。審査は発電所基地の施設、プラントのハード面、運転・維持・管理等のソフト面である。福島第一原発事故時の避難者は日本国全土に散らばった、今なお約５万人近い避難者がいる。事故発生時の女川周辺、UPZ圏、５０キロ、１００キロ圏の住民の安全・安心を確保する避難はどうあるべきか・どうするべきか（避難計画）を含めた審査こそ避けられないと思うが？。</p>
1224E22	<p>女川２号機には、東日本大震災により損傷を受けた施設や機器が多く、原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ（１１３０箇所）が確認されています。東北電力は建屋の剛性が最大７０％低下していることを規制委員会に報告しています。ところが、被災した施設や機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がありません。再稼働するのであるなら、検証を行った上で再度審査を行うべきです。</p>
1224E23	<p>全員ただちに安全な場所に避難できる具体的な避難計画がない再稼働は、殺人です。</p>
1224E24	<p>○意見提出箇所（２９ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第５層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1224E25	<p>○意見提出箇所（２９ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。し</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>かしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだとして説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1225E1	<p>審査書案 P38950 条における負圧破損防止「b. 残留熱除去系による除熱機能が喪失した場合には、可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器の負圧破損を防止するための手順に着手する。」とされているが「b. 残留熱除去系による除熱機能が喪失した場合には、可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器の窒素過圧するための手順に着手し、代替循環冷却系運転を行う。」とすべき。＜理由＞原子炉格納容器の負圧破損が起きるのは、原子炉格納容器が隔離されており外部からの気体流入が起きない。○内部の冷却が進み原子炉格納容器内部の蒸気の凝縮が進む。の2つが重なることにより発生します。現状記載の「残留熱除去系による除熱機能が喪失」だけでは格納容器の負圧破損は発生せず、むしろ格納容器の加圧方向の作用をもたらします。窒素による加圧が必要なのは、非凝縮性気体である水素の相対濃度を下げるとともに、代替循環冷却系の系統内圧力を高めてポンプキャビテーションや系統配管高所での気泡発生を防止し代替循環冷却系の運転を可能ならしめるためです。つまり可搬型窒素ガス供給装置による加圧の準備に着手するのは残留熱除去系の機能喪失を起点として窒素過圧を開始し代替循環冷却系の運転準備を行うとの意味です。</p>
1225E2	<p>審査書案 P367「4-4. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び手順等（第48条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 5 関係）」代替循環冷却系は全交流電源喪失下や RHR ポンプ故障時でも、原子炉補機代替冷却とあいまって「第48条等要求事項イ）及び同ハ）」に対応する系統であるので代替循環冷却系を48条機能を果たすための一連の設備群の一部として重大事故対処設備として扱うべきです。（理由）重大事故対処設備として設置許可基準規則第48条で求めている機能は、「崩壊熱が蓄積する原子炉圧力容器内の炉水やサブプレッションプール水」から「最終ヒートシンク」に至る独立性の高い一連のシステムが本来必要です。残留熱除去系が運転できることを前提とした「原子炉補機代替冷却」システム（二次系システム）だけでは不完全です。代替循環冷却系は設計基準対象危機の一部を利用するものの「全交流電源喪失」「残留熱除去系ポンプ故障」状態でも炉心損傷防止機能の一部を担うことのできる信頼性の高いものです。事業者自身が自主設備として扱っていることもそうした扱いの一因ですが、規制側の今までの解釈運用の観点では、○第48条等要求事項ロ）に対応していない原子炉補機代替冷却を重大事故対処設備として扱って来ていること○代替循環冷却系は、設置許可基準規則第50条（格納容器破損防止）として扱っている程信頼性の高い系統であることですので代替循環冷却系を48条要求の機能を果たす設備群の一部として取り扱うべきです。第48条等要求事項ロ）に対応していない原子炉補機代替冷却を重大事故対処設備として今まで扱って来ていることは、代替循環冷却系が第48条等要求事項ロ）に対応していないことを理由として、代替循環冷却系を48条から排除してきた今までの運用と明らかに矛盾しています。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1225E3	33 ページ 器機・配管系の耐震 S クラスの損傷について福島事故について少なくとも、一部の配管が破壊し「生蒸気」が漏れていたことは民間企業事故調による現場作業証言でも記述されており、また、配管の小さな破壊が後の事故対策過程でのベントや注水を困難にした可能性があることがNHKの独自調査でも指摘されているとおりである。無数の配管で連なっている原発が地震による損傷を受ける可能性は極めて大きく危険性がある。このことだけでも再稼働は絶対に認められない。
1225E4	女川原発は地震による負荷を受けた被災原発である女川原発は、3・11 東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003 年の三陸南地震、2005 年の 8・16 宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011 年までの 80 年余にマグニチュード 7 クラスの地震が 6～7 回起きている。今後 30 年以内の発生確率は 90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。先の震災時には、外部電源 5 系統のうち 4 系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の 2 号機では、原子炉建屋で 1130 力所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられののかも疑問である。東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない女川原発 2 号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク 1 改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。
1225E5	東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について 12 月 4 日に 8 項目を提出しておりますが、1 項目追加します。◎P29～30、P142～143 2012 年 6 月に、女川原発 1 号機の天井クレーンの軸受けが損傷した。軸受けは、基準地震動 S_s の地震力に対する機能要求はなく B クラスである。これは、非常事態でクレーンを動かそうとした時に、燃料が取り出せないという事態が発生するのではないかと。クレーンを動かすのに必要な軸受け等の機能要求は、 S_s クラスにすべきではないか？宮城県の「第 20 回女川原子力発電所 2 号機の安全性に関する検討会」（2019. 10. 11. 実施）において、岩崎委員からも天井クレーンの軸受けが、B クラスであるのは、心配であると言われていた。（上記「安全性に関する検討会」の議事録 P47～48 参照）
1225E6	494 頁の記述についてテロ対策施設の整備に 5 年の猶予を与えていますが、これについての合理的理由はありません。5 年間のうちに、テロに遭わない保証はどこにあるのでしょうか。女川原発の再稼働はしてはなりません。
1225E7	11 頁、48 頁の記述について女川原発が立地しているところは、巨大地震の震源域に近いです。現代の科学において、地震・津波の予測には限界があります。策定された基準地震動・基準津波で十分だとは、とても言い切れません。女川原発の再稼働には反対です。
1225E8	女川原子力発電所は、2011 年の東日本大震災の際に巨大地震に襲われた「被災原発」です。5 つある電気系統の中で、かろうじて 1 つが無事で冷温停止ができましたが、それが作動しなければ事故になった恐れがありました。地震によって、原子炉建屋には 1100 か所以上のヒビも入っており、耐性が低下しているとも考えられます。このような不備な原発を再稼働させることは危険極まりないものです。決して、再稼働させてはなりません。
1225E9	150 ページの部分について。事故を起こした福島第 1 原発は、女川原発と同じ沸騰水型の原発です。その福島第 1 原発事故の原因究明が現在までなされていないにもかかわらず、女川原発の審査を十分に行えるのでしょうか？事故原因を明らかにして、問題点がわからないかぎり、対策の立てようがありません。女川原発の再稼働とは、再稼働ありきの「見切り発車」でないのでしょうか。こんな無責任なことは許されません。女川原発の再稼働には反対です。
1225E10	P499 審査結果女川原発 2 号機の安全対策費だけで 3400 億円かかり、全国の原発で最もコストが高いという計算も出ている（大島堅一龍谷大学教授の試算）。果たしてそれで収まるかどうか不確定の上、今後再稼働から 5 年以内に、「特定重大事故等対応施設（いわゆるテロ対策施設）」の建設も義務化されていると同時に、処分方法も決まっていない「核のゴミ」などの経

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>費を考えると、女川原発は、もはや完全にビジネスとしてのコストパフォーマンスを失っている。そんな施設に電気代として国民から収奪することは許されないのではないか。</p>
1225E11	<p>東日本大震災ではどうにか事故を起こさなかったものの、見えない箇所が傷んでいる可能性は否定できません。次の巨大地震に持ち堪えられる確証はありません。検証が充分になされていないというのに、あえて稼働させる必要性などありません。テロ対策施設に5年の猶予、というのも悠長すぎます。なぜその猶予を与えたのか、根拠が見えません。</p>
1225E12	<p>東日本大震災以来、東北管内で原子力発電所は稼働しておりません。しかし、8年以上にわたって、原発の電力がなくても電気不足は起こっておらず、市民生活や企業活動に支障は来していません。原発は、既に不要な存在になっているといえます。原発は、地震などの災害がひとたび起これば、福島第一原発事故に見るように、取り返しのつかない大惨事を招きます。女川原発を再稼働する必要性はどこにもありません。再稼働に反対致します。</p>
1225E13	<p>審査結果福島第一原発の原因究明がされていない状態で、同型の沸騰水型である女川原発の十分な審査ができるとは考えられない。想定事故をいくつかの事故シーケンスを選定して、対策が有効であるか、適切に行われるかを審査するとあるが、そもそも福島第一原発の事故について、真の事故原因、事故シーケンスは突き止められていない状態であり、新規制基準そのものが、究明原因に基づく対策ではなく、多分これが原因だろうという予断に基づく想定に過ぎない。ひとたび事故になれば現場での実地検証することが絶対にできない核事故は常に真の原因を確定することができない。この点が他の核以外の一般の事故との本質的な違いであり、繰り返しテストで技術を成熟させることが決してできない技術（技術とは呼べない代物）である。原子核の壊変を扱う技術は、分子レベルの化学反応を扱う従来のすべての技術とはエネルギー的に10万～100万倍も隔絶しており、従来技術で能く扱える技術ではない。発電方法として核を使うのは百害あって一利なしで、速やかに取りやめるべきである。</p>
1225E14	<p>原子力規制委員会が11月27日の会合で、東北電力女川原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査を終了し、審査書案をまとめて公表した。私たちは、原子力規制委員会が、今回の適合審査の終了で事実上、再稼働に向けて、GOサインを出したことに抗議し、女川原発の再稼働に反対し、廃炉を求めるものである。女川原発は、2011年の東日本大震災で被災し、5系統ある電源の1系統だけ生き残り、かろうじて冷温停止できた。巨大地震による強い力で揺れ、建屋にはひび割れが1,130か所も発見されており、見えない箇所でも多くのダメージを受けていると考えられている。規制委員会は、新規制基準で、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求していない。「世界で最も厳しい水準」（安倍首相）どころか、世界のレベルには程遠いものとなっている。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招く危険があり、東日本壊滅の事態を引き起こしかねない。女川原発の立地は、東日本大震災の震源地に近いところにあり、過去にもマグニチュード7クラスの地震を数回受け、今後、30年以内の巨大地震発生確率も90%とされている。女川原発の基準地震動は、東日本大震災を踏まえて1000ガルまで引き上げられたが、島崎邦彦・元原子力規制委員長代理（地震学）が、「将来起こる地震は、自然が決める」と地震・津波の予測の限界を指摘しているとおり、想像を超える地震が発生する確率も否定できない。女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、宮城県民はもちろん、多くの国民は、「次の原発事故」に不安を抱きながら生活しなければならない。女川原発2号機の原子炉は、甚大な事故を起こした東京電力福島第1原発と同じ沸騰水型である。福島第1原発事故後に再稼働した原発はいずれも加圧水型であることを考えれば、今後、多数存在する沸騰水型原発の再稼働を促進させたい狙いがあるとも指摘されていることも大きな問題である。原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しているが、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。女川原発は、牡鹿半島のつけねに位置しており、半島の多数の住民が安全に避難できるのは困難といわれている。他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に規制委は稼働を認めない措置をとるべきである。上記の点などを踏まえて、私たちは、国民の命と健康を守る医師・歯科医師の立場から、今回の原子力規制委員会による東北電力女川原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査を終</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>了にとまなう事実上の再稼働の容認に抗議し、再稼働を許さず、これまで廃炉を決定している女川原発1号機と同様に、2号機、3号機の廃炉を求めるものである。</p>
1225E15	<p>以下の各理由により、当審査書案の審査の不備を指摘し、審査のやり直しを要請します。審査書案 P. 11、P27、P48・1000ガルという基準地震動は小さ過ぎます。岩手・宮城内陸地震の最大加速度は4022ガルであり、新潟県中越地震の最大加速度は2515ガルであり、東日本大震災地震の最大加速度は2933ガルでした。2000ガル以上の地震は何度も到来しています。住宅メーカーでも、個人住宅で4000ガル以上の耐震性を確保しているのに、原子炉建屋だけ1000ガルで安全とみなしているのは大きな間違いであり、この基準地震動は低すぎます。これで、安全だとは口が裂けても言えません。同 P. 32～33・女川原発は、東日本大震災ははじめとする、東北太平洋岸の巨大地震に何度も見舞われた「被災原発」です。原子炉建屋の壁に無数のひび割れが入った問題は、記憶に新しいことです。このような被災原発を、通常原発と同じように見ることはできません。建屋の剛性や、配管系統の傷みや傷等を詳細に調べるべきです。この調査がなくて、何が審査に合格なのでしょう。同 P. 90～91・どの火山学者に聞いても、「現在の科学技術では、火山噴火予知はできない」と言われています。このできない噴火予知を前提にした「火山ガイド」は誠に不合理であり、このガイドを基準にした審査は科学的合理性がありません。全く無効です。同 P. 150・福島第一原発事故の原子炉は、津波が到達する前に、大地震で壊れた疑惑が持たれています。福島第一原発事故の原因究明が何もなされていないのに、同じ沸騰水型原子炉（BWR）の女川原発の安全性審査をしているのは、おかしいです。福島第一原発事故の原因究明を怠り、BWR事故の危険性を把握せず、BWRの安全性をうんぬんで済ませるはずがありません。同 P. 395～396・シビアアクシデントの審査で、電力会社は、水蒸気爆発が発生した実験を隠蔽し、発覚すると、今度は実験温度のデータを改ざんした資料を提出しました。そんないい加減な資料を使った審査は無効です。このように何度も不正を行う電力会社の隠蔽やデータ改ざんを見抜けず、規制庁は何をやっているのでしょうか。なぜこんなデタラメがまかり通るのでしょうか。ありえません。また、原子炉格納容器の下部に水を張って、熔融炉心を受け止める対策は、水が沸騰し、水蒸気爆発を招く大きなリスクがあるため、こんなやり方を採用すべきではありません。電力会社の不正の件といい、規制庁はいい加減すぎます。すべて一から審査をやり直して下さい。同 P. 494・女川原発では、重大事故等対処施設ができていません。電力会社に、5年間もの猶予を与える合理的理由もありません。当然、審査ではねるべきものをねないで、なぜそんなに“原発再稼働ありき”なのでしょう。規制官庁として、この現況で、合格させるなどありえません。同 P. 152・「避難計画」が審査の対象に入っておりません。一度、原発事故が起これば、多数の住民の命が危険にさらされるのに、「避難計画」を審査の対象にしないのは、絶対におかしいです。国民の命を守る気がありません。「避難は自治体で勝手にやって下さい」というのは、無責任過ぎます。このような無責任さで、国は、原発を動かす資格はありません。国民の命を何だと思ってるのでしょうか。怒りで一杯です。以上の各理由により、審査書案には、多数の不備があります。安全性が確保されていないのに、これで審査を通すことなどおかしいです。即刻、審査をすべてやり直して下さい。原発のコストは、数千億円の安全対策費に加え、使用済み核燃料の処理費用、処分地建設費用、維持費用などの膨大なバックエンド費用を含めれば、超高コストです。原発に、経済合理性はありません。経済合理性のない原発を無理やり動かそうとすることは、もうやめて下さい。高い電気料金を取り、この地震大国で無理やり原発を維持しようとしていることは、もう持たなくなっています。早く再生可能エネルギーを増やし、世界の先進的な国のエネルギー事情のように、日本が置いて行かれないようにして下さい。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
1225E16	<p>女川原発は、歴史的に巨大地震が頻発する地域にあります。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分とはとても言えません。（11ページ、48ページ）女川原発は、東日本大震災だけでなく何度も巨大地震に見舞われていて、建屋に多数のひびが入っており、設備・機器類の被災状況の確認も不十分です。（32ページ）巨大な防潮堤の真下の地盤改良という難しい工事を本当にちゃんとできるのでしょうか？それで地盤の強度が十分になったという検証ができていないのに、審査を終わらせるのは納得できません。（42ページ）火山噴火の予測は現在の科学ではできません。噴火予測を前提にして作られた火山ガイドは、信憑性に欠けています。それに基づいて審査合格と言うのは無責任過ぎます。（90ページ）福島第一原発事故の原因が究明されていないのに、同じ沸騰水型の女川原発の審査が十分にできるはずがありません。（150ページ）</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1225E17	<p>新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全かつ確実にできる」ことも適合の要件にすべきである。女川原発は牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。また、11月12、13日に予定されていた原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、桶谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害を想定した避難計画が必要であることは言うまでもない。</p>
1225E18	<p>○「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できない。新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3シーベルト、全身に対して0.25シーベルト」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はありえず、廃炉が必然である。○新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である。新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30km圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されており、避難の確実性が担保されていない。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることは言うまでもない。○東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない。女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島第一原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。○女川原発は地震による負荷を受けた被災原発である。女川原発は、東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏みこむべきではない。国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余りにマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きていると想定されている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題である。先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れこみ甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130か所ものひび割れが見つかったことも問題である。次の巨大地震などで、同じように耐えられるのかも疑問である。</p>
1225E19	<p>女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっている</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>が、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1225E20	<p>「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書に関する審査書案」に対する意見意見/理由 <該当箇所>90頁～98頁 <内容>規制委員会は、火山ガイドに基づいて申請者による本発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出は妥当であると判断しているが、そもそも原子力発電所から160キロメートル以内に限定して抽出する火山ガイドの基準が妥当ではない。本年11月23日に守口市内で開催された巽好幸・神戸大学大学院理学研究科教授の講演内容および同教授の著書「富士山大噴火と阿蘇山大爆発」（幻冬舎新書）によれば、過去12万年に10回発生し、今後100年間に1%の発生確率が見込まれる巨大カルデラ噴火は、九州で発生した場合その火山灰は北海道にまで及び、青森でも10センチの火山灰が積もり、交通網をはじめ全国のライフラインは完全に停止すると予想されており、救援活動がほとんど不可能になる中で本発電所のみが安全機能を維持できるとは到底考えられない。98頁に規制委員会は、降下火砕物の間接的影響として外部電源喪失及び交通の途絶を想定し、非常用ディーゼル発電機及び軽油タンクを備え、非常用ディーゼル発電機の7日間の連続運転を可能とするもので、火山ガイドを踏まえたものであることを確認したとしているが、外部電源の復旧の見込みがない中で、わずか7日間非常用電源が機能したとしてもその後は崩壊熱によるメルtdownを引き起こすことになる。このような甘い規準に適合したとして再稼働した本発電所が破局的重大事故を引き起こした場合の第一の責任は規制委員会にあると考えられる。福島事故を経験したのに再び重大事故を誘発するかのような「新規準」がそもそも妥当ではないから、今回の審査書案の内容は撤回すべきと考える。</p>
1225E21	<p>女川原発は東日本大震災に見舞われ被災しています。地震が多い宮城県で、福島第一原発の原因究明がされていないのに、同じ型の原発が使用できるとは思えません。格納容器の下に水を張って、熔融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を招く危険があり、人の手に負えない原発を再稼働するくらいなら、原子力規制委員会は、住民の避難計画も審査の対象として、責任を負うべきだと思います。</p>
1225E22	<p>まず、規制基準が合格だから再稼働の意味が分からない。震災以降女川原発なしでも不自由なく生活している今、再稼働の必要性を感じない。東日本大震災が実際に起き、また巨大地震が来ないとも限らず、予測も難しい、地震動、津波の予測がどのようになされての「合格」なのか理解に苦しむ。また、女川原発も東日本大震災で被災した。建物の耐久性にも不安を感じる。今だに収拾のつかない福島第一原子力発電所の状況を考えると、何を持ってしても合格などありえない。再稼働などありえない。宮城県民として、再稼働は断固反対する。</p>
1225E23	<p>[2]（承前）〈前提〉で述べた通り、それと社会的便益を天秤にかけることが許される技術体系ならその危険性込みで実施することに合理性があるが、商用核発電はそのような余地は一切ない。〈結論〉p.499の審査結果は不適切であり、破棄すべきである。許される唯一の合理的な結論は「いかなる対策を実施しようとも、商用核発電を現在の人類の科学技術水準で安全に運用することは不可能であるため、稼働は許可できない」のみとなる。</p>
1225E24	<p>[1]〈前提〉論を始める前に、関係者の間で共有しなければならない前提を挙げておく。他の科学技術体系と異なり、原子力発電（商用核発電）は、ひとたび大規模な事故が起きれば、何十万という人々の生活を根底から破壊し、国土を数十年以上の期間に渡って広い範囲で汚染する。一度の事故がこれほどまでに時間的・空間的に広範囲で重大な災厄をもたらすという点で原発は特異であり、他の分野とは異端の取り扱いを要する。人類がどれほど知恵を絞ろうと、「対策」を考える過程のモデル化で必ず切り捨てられる要素が出てきて、そこから思わぬ影響が出ることを防ぐ手段はない。そして現実の過酷事故は、常にこのように想定から漏れた穴を</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>食い破って発生するのであり、それは新造当時に考慮しなかった大規模津波で破綻した福島第一の事例が何よりも強力に物語っている。これは科学・技術の方法論そのものに根ざす限界であって、「うっかりミスは努力と工夫で減らせる」といった類の話とは次元が異なる。このような矛盾に際して、科学・技術が成しうることは「トライ＆エラーの膨大な積み重ねによって、起こりうることの知見やその対策を徐々に積み上げていく」というアプローチしかない。しかし、上述の通り商用核発電ではその方法論は無効である。他の分野なら「一度の事故」の社会全体に対する影響は限定的であり、従って「失敗に学ぶ」ことの利益が社会全体としては上回ることがあるので、起こり得る事故の被害と天秤にかけてさらなる発展を目指し継続することに合理性がある。ところが原子力はそうではなく、一度の事故が社会そのものを破滅の危機に晒す。科学・技術の発展の本質である「トライ＆エラー」に学ぶことが不可能な原子力は、体系そのものに解決不能な矛盾が巣食っており、技術体系の名に値しない欠陥品である。健全な発展が望めないため、そこに近い将来予見可能な未来はない。以上のように、「この基準をみたせば安全」という区切りを作ることは、特に原子力技術の場合は不可能であり、「基準をみたした原発に再稼働を認める」という考え方そのものが根底から誤りである。まずその誤った考えを白紙撤回し、一から出直して「日本から商業原子力を消し去るための道筋を作り上げる」ことに全力を傾けるのが委員会の使命である。それ以外の道筋は最初から議論に値せず、主権者である国民の負託に対する重大な裏切りになっている。（審査書案に対する意見）</p> <p>様々なケースに対する想定・検討が 500 ページに渡って繰り広げられているが、これらはすべて上で述べた通りモデル化に際して様々な要素が切り捨てられた机上の空論でしかなく、商用核発電に対する方法論としては全面的に不適切である。ましてや、女川原発は東日本大震災で大きな揺れに見舞われ、わかっているだけでも 1000 個以上のひび割れが見つかった被災施設だ。審査に当たって仮定した性能・強度が実際には損なわれている危険性は無視できない高さがある。妥当と言えるのは僅かに p. 108 で地滑りと洪水を検討対象外とした点くらいだ。このようなモデル化と分析が、いかに尤もらしく見えても結局は無意味であるのは、考慮すべきガイドラインが年月の経過と共にアップデートされていることそのものが物語っている。アップデートが行われるのは従来のガイドラインに不備や不十分な点があるからであり、過去の設備は日々「最新の知見が反映されていない、不備のある施設」へと時代遅れ化が進んでいく。この審査書案に“最新の科学的・技術的知見を踏まえ”が繰り返し現れていることが、裏返せば過去の基準は常に不十分なものとなり続けていく不可避な現実の現れである。実際、審査書案 p. 16 “過去の地震及び知見から敷地の震度が 5 弱（1996 年以前は震度 V）程度以上であったと推定される地震を抽出した” p. 21 “過去に発生した M7～8 の地震の震源域を考慮して” p. 64 “過去 41 年の潮位観測記録に基づき高潮の発生状況の調査及び高潮のハザードの評価を行い、基準津波の超過確率を踏まえ、再現期間 100 年の高潮を算定し、これと基準津波との重畳を考慮する”等々、常に過去の記録を参照することしかできず、これは記録に（ほとんど）残らない有史以来（ほぼ）初めての事象に対する事象に対し脆弱であることを免れないことを意味する。その結果として、建設当時には存在した規制基準に従って作られたはずの福島第一が無残な姿を晒したことを忘れてはならない。今度の審査書案の元になった規制基準も、未来の我々の視点からすれば必ず不十分な点を含んでいることは既定事実に過ぎず、現実の過酷事故がそこに目を瞑ってくれる保証などどこにもない。（続く）</p>
1225E25	<p>32 ページについて、女川原発は東日本大震災で被災し、原子炉建屋や制御系統に大きなダメージを受けていることが指摘されています。その検証もなく再稼働審査に合格する事はありません。再稼働可否判断に際しては震災影響の評価も取り込むべきだ。494 ページについて、テロが 5 年間発生しない保証はない。よってテロ対策施設に猶予期間を与えるのであれば、合理的な理由を示すべきだ。</p>
1225E26	<p>福島原発が爆発し、原発は絶対安全ではないことが証明されました。女川原発が爆発したときの避難計画も地元任せで自力で逃げられない者は死ぬと言っているのと同じです。地震活動期に入った日本で原発はいつどんなことが起こっても不思議ではありません。使用済みの核燃料をこれ以上増やさないためにも、女川原発の再稼働をやめてください。</p>
1225E27	<p>女川原発のある場所はこれまでも大きな地震があり、施設の耐久性低下が考えられるが検査が不十分である。稼働後に『想定外』の地震や津波、その他の自然災害、テロ、人為的なミスによる問題が発生した場合の避難対策も全く足りていない。福島第 1 原発事故の原因究明や事故後の汚染水汚染土の処理もままならない中、新たな再稼働を行うべきではない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1225E28	再稼働に賛成です。
1225E29	女川原発が重大事故を起こさずに運転期間終了したとしても、処分方法のない核ゴミを増やすだけである。すでに経済合理性のなくなった原発をこれ以上稼働させるのは意味がない。原発に固執する政治を改めるべきで、10万年に渡る将来世代への核ゴミの押し付けは犯罪と知るべきである。考えてみて欲しい。メリットが全くなくデメリットのみ核ゴミを将来世代はどんな気持ちで受け止めるのかを！
1226E1	女川原発の再稼働は反対です。廃棄物の行き先はきまっていません。日本は災害国家でいつも何かあれば原発は大丈夫かと心配する日々です。311で原発がどれだけ脆弱かしりました。原発は本当に不安定で危なっかしい、ただお湯をわかしてるだけでしょ。絶対に再稼働をしないでください。
1226E2	原発は要らない。危険なだけ。米国の要請などに従うな。これ以上、日本の国民を危険にさらす、原子力発電は止めて頂きたい。むしろ、今稼働している原子力発電所も稼働を停止させて、壊して下さい。日本の技術を駆使して、他の安全な電力発電に切り替えて下さい。
1226E3	福島の大きな事故により、原発は危険なものだということがはっきりしました。全て止めて廃炉にするべきと考えます。止まっているところの再稼働はありえません。断固として反対します。繰り返しお願いします。原発は廃炉にしてください。
1226E4	○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である。女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは全く言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとるべきである。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これでは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討されていない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避し安全に避難させることができない場合には、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。
1226E5	女川原発は東日本大震災の際、地盤が1メートル沈下し、原発設備の千カ所以上にヒビが発生している。原発は無数の配管・配線等からなり、大地震によりヒビ、破断、断線等が発生しやすいプラントであり、東日本大震災の時は偶然にも大事故に至らなかっただけです。また、女川原発は東日本大震災時13メートルもの津波による浸水被害が発生する共に外部電源五か所中、4回線が遮断され、1回線で冷温停止した。以上の東日本大震災時の女川原発の被害状況を考慮すると、再稼働は無謀としか思えません。また、東日本大震災の最大の揺れは2,933ガルであったが、女川原発の耐震性は1,000ガルである。地震大国の日本は、いつでも、どこでも東日本大震災級の地震が発生する可能性があり、1,000ガルでは絶対的に耐震性不足です。更に大地震が発生した場合、14万5千人が自動車、バス等で避難する計画はバスの手配が不可能であるうえ、大渋滞が発生するため、絶対無理である。以上のように東日本大震災時の女川原発の被害状況、現状の耐震性不足及び周辺住民の避難計画が不可能な点等から、私は女川原発の再稼働に絶対反対です。再稼働を中止し、速やかに廃炉にしてください。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1226E6	<p>○審査書案 P371 最下段～P372L3「f」残留熱除去系又は代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除熱機能が1系統回復し、・・・並びに可搬型窒素ガス供給装置を用いた原子炉格納容器内への窒素封入が可能な場合には、S/C ベント用出口隔離弁又は D/W ベント用出口隔離弁を全閉し、原子炉格納容器ベントを停止する」としているが、サプレッションプール水温が高い状態でベントを開けたままのような原理で残留熱除去系又は代替循環冷却系の機能が回復できるのかを確認する必要がある。特にポンプのサクシオンラインとサプレッションプール水面との高低関係を含めた正味水頭を確認し、サクシオンラインの水張り方法も含めて確認する必要がある。（理由）格納容器ベントを開けている限りは格納容器の内圧が低くプール水はほぼ気液平衡に近い状態にある。このようにサプレッションプール水温が高く、格納容器内圧が低い場合にはポンプの有効 NPSH（正味吸い込み水頭）が不足するので残留熱除去系ポンプ、代替循環冷却系ポンプいずれも運転ができないはずである。またポンプのサクシオンラインの中にプール水面よりも高い箇所があると水張りには特別な手順・設備が必要である。○審査書案 P372L3 および注釈（85）「S/C ベント用出口隔離弁又は D/W ベント用出口隔離弁を全閉し」→「S/C ベント用出口隔離弁および D/W ベント用出口隔離弁を全閉し」（理由）ベントの際にどちらか一方しか開けないと決めているところが無いので2つのラインが空いている可能性もある。一方のラインを占めるという表現だけでは意味に不足がある。</p>
1226E7	<p>こんにちは。ご意見書かせていただきますので目を通して下さいませ。現在問題となっている地球温暖化をご存知でしょうか。原子力発電所では冷却に水を使うため結果大量の温水を作り出し、それを川や海に放出しますよね。その熱は地球を暖め、地球温暖化をより進めることとなります。そして地震の多さです。震度5レベルの地震が頻発するような国で原発稼働してる国は日本だけです。福島原発がコントロールを失い、未だ緊急事態が発令されたままなのはご存じであるはず。あれから8年ですが現状はどうでしょうか？いまだにコントロールできず汚染水は垂れ流し汚染土壌を全国にばら撒くなど狂気の沙汰であります。原発がなければ電力が不足するのも誤りです。事実稼働していない時期でも電力は足りておりました。よって日本のような地震大国で原発再稼働などする必要はないのです。即刻廃炉の道が正しいかと思われまます。まだまだ反対意見を述べたいところですが、再稼働は断固反対という意味を込めつつ締めさせていただきます。</p>
1226E8	<p>東北電力株式会社女川原子力発電所の再稼働に反対です。地震大国である日本に原子力発電所は危険です。また、気候変動により今以上に危険な台風が発生する可能性が指摘されており、原発事故を引き起こす可能性を否定できません。さらに核燃料廃棄物の安全で人体に影響のない処理法がない現状での再稼働は日本の将来の世代に負債を負わせることであり、大変危険なので、再稼働に反対です。</p>
1226E9	<p>再稼働反対です。地震大国の日本には原発は大変危険でリスクの高いものであると思います。また核廃棄物の、処理方法がないことから、もしも何かあった場合、それらをどうするのか、どこに処理していくのか、国民の健康を脅かす可能性があるものは即刻なしにさせていただきたいです。</p>
1226E10	<p>東京電力福島第一原発の事故の収束や事故調査が終了していない。女川原発は、事故を起こした福島第一原発と同じ原子炉であり、大変危険性が高い。福島第一原発の調査結果を踏まえる必要があると思う。地震が多発する中、同一の原発を再稼働するのは、最低でも福島第一原発の事故調査結果を踏まえるべきである。</p>
1226E11	<p>p328IV-3.5 重大事故等対処設備（第43条関係）1. 審査確認事項(3)可搬型重大事故等対処設備（第43条第3項関係）（マル2）確実な接続「可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続にはケーブルはボルト・ネジ接続等を用いる」とある事から、常設設備を経由して各所のパラメータを取得するものと読み取れますが、可搬型重大事故等対処設備が必要なケースは常設設備が使えない前提であり、計装設備のみ使えるとの前提だとすると無理が有ると考えます。または、各所からの計器の配線を配線接続箱等からつなぎ換えて可搬型重大事故等対処設備につなぐのだとすると下記の点について検討の上、問題無い事を示す必要が有ると考えます。・可搬型重大事故等対処設備から各計器への電源供給ができる機能を持っている事・配線接続箱等が放射線の影響が無く、作業可能な場所に設置されている事・配線接続箱等が非危険場所（いわゆる非防爆場所）に設置されている事（危険場所で接続箱等のフタを解放して、つなぎ換えの作業をするには電源を切る必要が有りますが、常設設備の状態によってはその操作ができない可能性が有るため。）p450～451IV-4.15 計装設備及びその手順等（第58条及び重大事故等防止技術的能</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>力基準 1.15 関係) 2. 規制要求に対する設備及び手順等(1) 第 58 条等の規制要求に対する設備及び手順等(マル 1) 対策と設備表 IV-4.15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ原子炉圧力容器内の水位計測に差圧式水位検出器を使用していますが、基準面器を使うウェットレグ方式と推測します。ウェットレグ方式は福島第一原発事故の際も基準面器の液面の変動や密度変化により実際の液面と異なる値を示した実績があります。同じ基準面器を用いる「他チャンネル」の計測器や「原子炉水位 (SA 広帯域)」の計測器、「原子炉水位 (SA 燃料域)」の計測器では、基準面器の液面変動や密度変化に対しどの計測器も同様の傾向を示し、多重化の意味をなしません。(むしろ同様に誤差を示す事で確からしさの裏付けとされる危険性を含んでいます。)また、「原子炉圧力 (SA)」についても基準面器を使用しており、同様の現象を起こすため多様性が有るとは言えません。唯一、高圧代替注水系ポンプ出口流量は多様性を持つと捉える事ができそうですが、注水量だけでは、原子炉圧力容器内の温度、圧力の状態によって変わる液面を正確に把握する事はできず、正確性に欠けると考えます。(流量、温度、圧力で推測する事も考えられますが、上記の通り圧力は誤指示の可能性が有ります。)また、基準面器への注水や基準面器への温度計設置は、一定の効果を示す可能性が有るものの多様性の欠如と言う意味では、対策になりません。既に検討されている超音波式、キャピラリ式、ヒーター感熱式等の他の方式も完全とは言えないまでも補完する計測器として多様性を持たせる事は十分に可能であり、いずれかを設置すべきと考えます。福島第一の過ちを決して繰り返さないためには、既に有る設備でやりくりするのではなく、過酷事故発生時に真に必要な設備を整える事を徹底して下さい。p453IV-4.15 計装設備及びその手順等(第 58 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1.15 関係) 2. 規制要求に対する設備及び手順等(1) 第 58 条等の規制要求に対する設備及び手順等(マル 1) 対策と設備表 IV-4.15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ(※136)「基準点 (0m) は通常運転水位 (O.P. -3, 850mm)」とありますが、O.P. の説明を記載すべきと考えます。p454IV-4.15 計装設備及びその手順等(第 58 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1.15 関係) 2. 規制要求に対する設備及び手順等(1) 第 58 条等の規制要求に対する設備及び手順等(マル 1) 対策と設備表 IV-4.15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ「起動領域モニタ」、「平均出力領域モニタ」の表現はより分かりやすくするため、「～領域中性子束モニタ」としてはどうでしょうか? p453IV-4.15 計装設備及びその手順等(第 58 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1.15 関係) 2. 規制要求に対する設備及び手順等(1) 第 58 条等の規制要求に対する設備及び手順等(マル 1) 対策と設備表 IV-4.15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ「格納容器内酸素濃度」は多重化されていますが、多様性が無くジルコニア式、電極式等、他の方式も併用すべきと考えます。</p>
1226E12	<p>記載の無い項目高経年設備についての審査基準規制委員会の従前の説明では「運転延長認可の申請については、設置変更許可で審査した基本設計を前提に、審査基準に基づき、高経年評価等の事実確認を行うものである事から、科学的・技術的意見の募集は行わない。」としていますが、40 年を超える高経年設備についての審査基準が新設の設備と同じではなく、高経年設備についての審査基準が明確にされていない状態です。運転延長認可の申請についての科学的・技術的意見の募集を行わないのであれば、本審査書の中で高経年設備についての審査基準を明確にして下さい。p3I はじめに 2. 判断基準及び審査方針「本審査は、1 号炉及び 3 号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しないことを前提としている。」とありますが、2 号炉運転前に、1 号炉、3 号炉の燃料が全て搬出されている事を規制委員会が責任を持って確認をお願いします。P68III-3.2 耐津波設計方針 3. 津波防護の方針(2) 敷地への浸水防止(外郭防護 1)(マル 2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 b. 津波の流入防止対策津波の流入防止対策に逆止弁を採用されていますが、バイパスラインがない事を確認して下さい。福島第一原発事故の際も運用を優先して、安全装置が働かない措置がされていたと疑われる事例も有りますので、オペレーションで安全装置が機能しなくなる設計であることを確認して下さい。その他の安全に関わる逆止弁についても同様の設計をお願いします。P68III-3.2 耐津波設計方針 3. 津波防護の方針(2) 敷地への浸水防止(外郭防護 1)(マル 2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 b. 津波の流入防止対策津波の流入防止対策として浸水防止蓋を採用されていますが、開口部の本来の目的である点検時には一時開放するものと推測します。全ての浸水防止蓋について、点検で開放中に津波が来た際、作業員の避難と浸水防止蓋の再閉止が、予想される津波の最短到達時間までに間に合うか検討して下さい。P76III-3.2 耐津波設計方針 3. 津波防護の方針(5) 水</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止(マル2)津波の二次的な影響に対する原子炉補機冷却海水系の機能維持確認 c. 取水口付近の漂流物工。「燃料等輸送船等は、津波警報等発表時に緊急退避するため漂流物とならない。」とありますが、地震時の護岸への衝突による損傷等を考慮すると、いかなる場合も津波襲来までに緊急退避が完了するとは言いきれないのではないのでしょうか？P112III-5 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止(第7条関係)第7条に則り、不法な侵入の防止について確認する事も必要ですが、悪意有る人が正規の手続きで中に入り破壊活動を行う等の不法行為を行う可能性も十分に有るため、第7条の適合のみならず、作業員雇用段階での審査や内部での破壊活動対策等は、必要な追加審査対象として審査して下さい。P112III-5 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止(第7条関係)2. 「発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みを防止するため、持込み点検が可能な設計とする。」とありますが、昨今のドローン技術の普及により、ドローンによる爆発物の持込み、毒ガスの散布(特に制御室吸気口付近での散布)を防止する方法を検討、明記すべきと考えます。また水中ドローンによる爆発物持込みは、活動場所が水中である、現状では有線タイプが殆どである等、制限も有るものの空中用に比べ積載重量が格段に大きく、大型の爆発物が持込まれる可能性が有り、これも確実に防止できる方法を検討、明記下さい。P112III-5 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止(第7条関係)3. 情報システムの外部からのアクセス遮断だけでは、悪意有る人の現場での不正アクセスが防げるとは言えません。現場での不正アクセス対策の追加が必要と考えます。p117III-6 火災による損傷の防止(第8条関係)4. 火災の感知及び消火に係る設計方針(1)火災感知設備(マル2)複数の火災感知器を組合わせて設置するとしていますが、いずれかが感知すれば感知と判断する or 条件と、全てが感知したら感知と判断する and 条件が有りますが、どちらを使うのでしょうか？安全性を考えると or 条件の方が安全側であるため or 条件とすべきと考えます。</p>
1226E13	<p>p453、455IV-4. 15 計装設備及びその手順等(第58条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 15 関係) 2. 規制要求に対する設備及び手順等(1)第58条等の規制要求に対する設備及び手順等(マル1)対策と設備表 IV-4. 15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ「格納容器雰囲気放射線モニタ」、「フィルタ装置出口放射線モニタ」、「耐圧強化ベント系放射線モニタ」は多重化されていますが、多様性が無く他の方式も併用すべきと考えます。 p454IV-4. 15 計装設備及びその手順等(第58条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 15 関係) 2. 規制要求に対する設備及び手順等(1)第58条等の規制要求に対する設備及び手順等(マル1)対策と設備表 IV-4. 15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ「フィルタ装置水位」は多重化されていますが、多様性が無く電波式、ガイドパルス式等、他の方式も併用すべきと考えます。 p459IV-4. 15 計装設備及びその手順等(第58条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 15 関係) 2. 規制要求に対する設備及び手順等(1)第58条等の規制要求に対する設備及び手順等(マル3)手順等の方針 c. 「1 測定点当たり可搬型計測器の接続、計測等を計2名により、55分以内に実施する。」としており、実際はどれだけの計器不良が同時に起こるか分からないものの、最大で言えば項目だけで60項目有り、1項目1測定すると55時間かかります。人員配置の計画には保守的に見て最大値を反映すべきと考えますが、1測定点当たりでなく、最大で何人何時間かかるかを人員配置の計画に反映すべきと考えます。</p>
1226E14	<p>日本は地震が多く、原発を維持するのは無理です。また核廃棄物の処理方法がないのも大変な問題です。即廃炉にするべきです。よろしく願います。</p>
1226E15	<p>地震大国の日本には原発危険である。核廃棄物の、処理方法がないため、今ですら放射能が垂れ流しなのになんの対策もないまま稼働するのはやめてください</p>
1226E16	<p>再稼働反対します</p>
1226E17	<p>P118III-6 火災による損傷の防止(第8条関係)4. 火災の感知及び消火に係る設計方針(1)火災感知設備線量の高いエリアではアナログ式は放射線による故障に伴う誤作動が生じる可能性があるのではないのでしょうか？その対策として吸引式感知器を設置する場合、計測後の排ガスの処理方法、吸引配管の破断の検知方法を明確にする必要が有ると考えます。また、吸引式の場合、サンプリングによる時間遅れが発生しますので、時間遅れに対する許容値とその根拠を示して下さい。p126III-7 溢水による損傷の防止等(第9条関係)1. 溢水に対し防護すべき設備を抽出するための方針「原子炉冷却材喪失事故のための機器については、溢水の影響評価対象としない」としてありますが、冷却材喪失と溢水が同時に起きない根拠を示して下さい。冷却材が流れ出て溢水となる事は無いのでしょうか？p139III-10 安全施設(第12条関係)1. 静的機器の多重</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>性(2)単一故障を仮定しても代替手段等により安全機能を確保できる場合「格納容器スプレイ冷却系のスプレイ管は、全周破断を仮定したとしても、冷却機能、安全機能を維持でき、多重性は必要ない」としていますが、この状態で他が故障すれば単一故障ではなくなるため、早急に運転を停止して復旧する必要があり、本事象発生が適切に検知できる事を明確にすべきと考えます。p141III-13 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(第16条関係)「使用済燃料貯蔵施設(乾式キャスクを除く。)における重量物の落下時にも貯蔵施設機能が損なわれない設計」とありますが、乾式キャスクを除いて良い理由は为什么呢？p144III-15 安全保護回路(第24条関係)1. 「安全保護系のデジタル計算機は、盤の施錠等により物理的に分離する」とありますが、鍵が管理されていなかったり、盤の鍵が汎用的なもの(T社#200や#350等)であったりしては意味が無いので、実効性まで含めて確認すべきと考えます。p162IV-1.1 事故の想定 2. 審査結果(2) 運転中の原子炉において格納容器破損に至るおそれがある事故「格納容器破損モードごとに最も厳しいプラント損傷状態を選定し、さらにそのプラント損傷状態に至る最も厳しい事故シーケンスを評価事故シーケンスとし、有効性評価ガイドを踏まえていることを確認した。」とありますが、最も厳しいプラント損傷状態となる条件が最も早く事態が深刻な状況に陥る条件と一致するとは限らないのではないのでしょうか？有効性評価ガイドの見直しを含めて再検討すべきと考えます。p257IV-1.2.2.4 水素燃焼 1. 申請内容(1)本格納容器破損モードの特徴及びその対策(マル4)「原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う。」とありますが、水素発生、酸素発生箇所では局所的に濃度が高いはずで、水素濃度計、酸素濃度計は、局所的な濃度上昇も検知可能である事、または、それができなくとも、局所的な濃度上昇があっても問題無い根拠を示して下さい。その際、吸引式の場合は、時間遅れも考慮下さい。p328IV-3.5 重大事故等対処設備(第43条関係)1. 審査確認事項(3)可搬型重大事故等対処設備(第43条第3項関係)(マル2)確実な接続「可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続にはケーブルはボルト・ネジ接続等を用いる」とあり、原則有線により信号のやり取りが行われるものと読み取れますが、無線によるやり取りは無いのでしょうか？もし有る場合は、ノイズジャミングの様な故意による妨害、傍受についての対策を検討し、問題無い事を示して下さい。</p>
1226E18	<p>再稼働に反対です。日本という国は地震が多く、只でさえ被害が計り知れないのにもし原発に地震が直撃した場合、通常地震とは比べ物にならないほどの被害が出るのは明白です。放射能等による健康被害など懸念材料をあげればキリがありません。再稼働してしまえば更なる被害の拡大と、新たに発生する汚染物質の保存場所に困ることになり、保存場所に選ばれた場所では更に多くの命が失われることになることは容易く想像できます。より多くの命を守るためにも再稼働を永遠に停止し、廃止の方向に動くべきであると考えます。設置変更など行ってしまえば、上記させていただいた懸念の全てが起こる事は目に見えています。直ちに再稼働を撤回してください。国民の命を守るための行動をしてくださるようよろしくお願いします。</p>
1226E19	<p><該当箇所> 33頁 2行目 3. 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針<内容> 女川原発は、東日本大震災で被災した原発で、原子炉建屋のコンクリート壁には、1137箇所ものヒビ割れが確認されています。宮城県の「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」でも、稼働に耐えられるか議論になっています。審査では、十分に設備や機械、計器類の検証が行われたとはいいたくない。女川原発は、東日本大震災の震源域に最も近い原発であり、「次の地震」による津波と原発事故に100%安全だと保障していません。その限りでは再稼働してはなりません。</p>
1226E20	<p>地震大国の日本には原発は危険です。核廃棄物の、処理方法がない。福島第一原発の事故を見ても再稼働しようと思うんですか？何があっても再稼働は許されません。</p>
1226E21	<p><該当箇所> 499頁 2行目 6 審査結果<内容> 関西電力高浜原発に関わるヤミ献金事件は、原発マネー、原子カムラの実態が明らかになったが、中立公正な原子力行政は期待できない。女川原発は安全対策費に僅か3400億円しか掛けていない。今後のテロ対策費、核のゴミの処分等々を考えると、コストが最も高い原発になるのは明らかで、経済的にも成り立たないお荷物を稼働されるべきではない。福島第一原子力発電所事故でも、規制委員会の刑事責任が問われていません。重大事故を起した場合には、今回許可した安全委員全員の責任問題を明記する必要があります。それも、刑事罰を儲けるべきです。子のことを明記できないのであれば、再稼働させるべきではありません。(福一原発では、現地に出向いたのが1ヵ月後になっていました。)</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1226E22	<p><該当箇所> 152頁14行目4-1重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）<内容>規制委員会は「原子力災害対策指針」に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性を全く検討していません。IAEA（国際原子力機関）での「深層防護」の考えによれば、「原子力規制機関」による緊急時計画等の整備が必要だとされていて、短時間で拡散する放射能への対応、広域的で実効性のある避難計画の検討は国の責務であり、女川原発原子力防災避難計画に基づく避難ルートで、交通渋滞で30km圏外に避難できるのか、退域時検査所や受付ステーション、避難所までたどり着くことができるのかなどを検証すべきである。女川原発は、フィルターベントとともに、直接ベント管も温存されており、重大事故時の原発外への放出がありえるわけで、十分な避難対策が求められています。福島第一原子力発電所で学んだことは、風向きによっては100km先まで被ばくすることがはつきりしました。最低限100km圏内までの避難計画を作製し住民の安全・安心をとることが必要です。このような避難計画を作製できないのであれば、稼働を認めない措置をとるべきです。</p>
1226E23	<p>女川原発再稼働に断固反対だ。●女川原発の立地は世界有数の地震・津波地帯。八年前の原発被災が重大事故を逃れたとしても、必ず来る次回の天災に無事である保証なし。予測に限界があるばかりではなく、策定された基準地震動・規準津波は何も安全を保障しない。八年前の被災の傷跡・地盤の沈下・断層のゆがみなど、何ら安全を確認したものでない。●福島原発事故は、いまだに論争がある。重大事故は単に津波によるものではなく、その前の大地震により、電源喪失・非常電源機能不能に陥ったとの線も下の指摘がある。再稼働の前に、最低限この原発事故の原因を解明すべきである。原子力規制委員会の、第一の義務である。それを無視しての再稼働などあり得ない。●過酷事故の際の避難が、全く確率されておらず、パニックと放射能被ばくの可能性があると思われるのに、「避難計画」を検討もせずに「合格」は、住民として許しがたいものである。●追加安全対策、とされる炉心下の水槽が、メルトダウンの際、最大想定三割もの可能性で水蒸気爆発を引き起こすとの実験もある。捏造された資料での結論は撤回して、再検討すべきである。また、なぜコアキャッチャーではないのか？地震・津波基準や対策が世界レベルから低く最大限のものではない。●また、使用済み核燃料の処分先はめどが立たない。再稼働すれば限りなく増えるし、地震津波の多発地帯での敷地内での保管という危うい事態が続いてゆくことになる。子供や家族をどう守れるのだろうか？●さらにトリチウムの継続的流出・放出は、染色体に直接的に悪影響を及ぼすと専門家から指摘されている。永続的な国民の健康破壊の原因を蓄積することでありゆえに、再稼働など不可である。●ベルギー原発は、イスラムテロ団の標的になったことは記憶に鮮明だ。さらに北朝鮮がさかんに、ミサイル実験を繰り返し威嚇しているが、それへの対策は立ったのだろうか。あるべきことではないが、日朝の国家対立が先鋭化したとき、北朝鮮軍が狙うのは、東京中枢ばかりではない。原発も標的とされるのは常識であるが、ミサイル攻撃の際の対応や被弾にふさわしい耐久性は確保できたのか？これが確保できるまで再稼働は、危険すぎる。●オフサイトセンターが、旧女川高校敷地にあるが、不適切である。過酷事故の際に近すぎて機能が果たせない。なぜ、福島原発の教訓を無視するのか。●原発マネーに寄生して、住民の未来を奪うのは止めるべきだ。原発マネーは、関電ばかりではなく、東北電力にも還流している。さらには原子力規制委員会にも、たくさんの電力系技術者が出向して業務を「支え」「協力」してはいないか。原発は、単なる発電技術ではない、経済や社会を害する毒素でもある。無くすほかない。</p>
1226E24	<p>○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策が本当に安全かも分からないのに再稼働させても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは全く言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策だというのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全に対策をとるべきだ。ところが新規基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーの要求もしておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これでは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念があることも考えているのか。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきことがらであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避し安全に避難させることができない場合には、絶対に規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきだ。以上</p>
1226E25	<p>4-1.2.2.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用(252 頁) 4-1.2.2.5 溶融炉心・コンクリート相互作用(262 頁) 原子炉圧力容器破損部から流出する溶融炉心を冷却するために、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水操作は、意図的に溶融高熱物を水に接触させるものである。このような冷却方式は、「水蒸気爆発を防止するために溶融高熱物は水と接触させてはならない」とする一般産業分野における常識、常道に逆行したものであるとともに、労働安全衛生規則の水蒸気爆発防止規定に違反するので、設置変更許可の取り消しを求める。その理由は次のとおりである。労働安全衛生規則では溶融した高熱の多量の鉍物を取り扱う設備での水蒸気爆発を防止するため、第249条で溶融高熱物を取り扱うピット（高熱の鉍さいを水で処理するものを除く。）については地下水、作業用又は雨水が浸入することを防止すること、第250条で該当設備を有する構築物については床面は水が滞留しない構造とすること、などを定めている。いずれも溶融高熱物を取り扱う際には、水蒸気爆発防止のために溶融高熱物と水との接触を厳しく禁じるものである。女川2号機での過酷事故時に生じる溶融炉心は、「溶融した著しく高熱の多量の鉍物」であり、それを水と接触させる原子炉圧力容器下部への注水方式は、本規則に違反していることが明白である。○特記事項：柏崎刈羽原発6、7号機の審査書案及び東海第2号機の審査書案へのパブリックコメントにおける上記と同主旨の意見に対して、規制委員会は以下の考え方を示した（規制委員会資料：柏崎刈羽6、7号機－平成29年12月27日、東海第2号機－平成30年9月26日）。<引用開始>労働安全衛生規則第249条の適用対象となるピットについては、「高熱の鉍さいを水で処理するものを除く。」と規定され、解釈通達に「高熱の鉍滓に注水して冷却処理するもの」が例示されていることから、原子炉格納容器下部注水設備のように、水の注入による冷却処理を前提とした設備に適用されるものではないと承知しています。また、第250条の適用対象は、「溶融高熱物を取り扱う設備」ではなく、当該設備を内部に有する「建築物」であることから、同条は、原子炉格納容器下部の注水設備には適用されないと承知しています。<引用終わり>このうち、249条に関する規制委員会の考え方は、溶融炉心を除外対象の鉍さいと同一視している点で科学的妥当性を欠いている。何故ならば、鉍さいは電気炉または高炉等を用いた製錬工程で溶融金属の表面に浮上する不純物「スラグ」や鑄造製品の鑄型として使われた「鑄物砂」などを指し、その物理的性質は溶融炉心とは著しく相違するとともに、溶けている温度は溶融炉心よりも大幅に低い。具体例として、鉍さいの主成分の二酸化珪素の融点は1650℃、溶融炉心の主成分の二酸化ウランの融点は約2800℃である。従って、鉍さいが水と接触する際の水蒸気爆発の可能性は溶融炉心や溶融金属に比べて顕著に低く、一般産業分野における長年の実績も踏まえて水による処理が認められているのである。溶融炉心の水蒸気爆発の可能性を鉍さいと同一視する規制委員会の考え方は、理が通っていない。第250条については、原発で溶融炉心が水と接触する場所は格納容器下部のスペースであり、構築物の一区画なのであるから、同上適用対象になり、そこに水を貯めることは同条違反である。規制委員会の考え方『適用対象は、「溶融高熱物を取り扱う設備」ではなく、当該設備を内部に有する「建築物」であることから、同条は、原子炉格納容器下部の注水設備には適用されないと承知しています。』は、論点を外した不適切な記述である。第249条、第250条ともに、「適用されるものではないと承知しています。」との表現がなされているが、何にもとづいて承知しているのか、その出処あるいは照合先を明確に示すべきである。また、新規制基準適合性審査では規制委員会は、「大規模実験で水蒸気爆発の発生の可能性が極めて低いことを確認した」としているが、参照されている実験は実機条件に関する大規模実験（事例として、過去に原研で実施されたROSA-V計画</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	での大型非定常熱水力試験装置 LSTF。そこでは 1100MWe 級 PWR と同じ高さでの機器配置、1/48 の体積）からかけ離れた実験室での小規模実験であり、妥当性のある確認にはなっていない。規制委員会は、電力会社が審査会合説明資料に記載した「大規模実験」の表記を鵜呑みしているに過ぎない。真に大規模実験と言える確証試験は国内外を通じてなされておらず、水蒸気爆発の可能性が極めて低いことを確認する大規模確証試験を行うべきである。
1226E26	4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用 (252 頁) 溶融炉心・コンクリート相互作用の緩和効果に期待できる水位として、柏崎刈羽 6、7 号機では 2m、東海第 2 号機では 1m、女川 2 号機では 3.67m から 3.88m（原子炉格納容器下部水位）と有意に相違している。それぞれの科学的根拠を審査したのであれば、水位がこのように原発によって相違している説明を求める。
1226E27	P499 審査結果関電高浜原発に係る間献金事件で、原発マネーが原子力行政を歪めていることがあらためて明白になった。原子力規制庁の職員は約 1000 人だが、そのうち 150 人以上が電力会社や原発関連企業からの出向社員で占められており、中立・公正な原子力行政は期待できない。どんな世論調査でも多数の国民が原発再稼働に反対しているのは、国民がこのような原子力行政に不信を抱いているからである。東北電力女川原発 2 号機の規制委の審査に不安があり、疑問に思っている
1226E28	4-1. 2. 5 有効性評価に用いた解析コード（5）MAAP(307 頁)「申請内容」の C.-7 項に「炉心損傷後の原子炉格納容器における重要現象（溶融炉心とコンクリートの伝熱、コンクリート分解及び非凝縮性ガス発生）については、ACE 試験、SURC 試験、DEFOR 試験、OECD-MCCI 実験等の解析により妥当性を確認している。」とあるが、女川 2 号機で問題となる水中条件での MCCI についての解析の妥当性は何ら確認されていないのが事実である。規制委員会には誤りの申請内容を見逃ごすことなく、正させることを求める。その理由は次のとおりである。東北電力、東京電力、中部電力、中国電力の 4 社連名で規制委員会に提出された解析コード MAAP についての資料「溶融炉心とコンクリートの相互作用について」（平成 27 年 6 月、第 236 回新規規制基準適合性審査会合資料 1-2 の添付 3）にコンクリート侵食深さについての実験データ (OECD/MCCI 実験、米国 ANL で実施) と MAAP 解析の比較が付図 2-21~25 に示されているが、おおむね侵食量が合うことが確認されているのは、注水前のドライ条件に関するものであり、水中条件に関するものではない。すなわち、水中条件での実験検証により MAAP 解析の妥当性は確認されていないのである。もし、それが確認されていると主張するのであれば、それを立証する資料を提示されたい。
1226E29	地震や台風など災害の多い日本に原発は危険。核廃棄物の処理方法もなく、福島汚染された廃棄物を海や大気に放出するなど、今直面している環境破壊に対して一番危険。自然を保護し環境を守るために反対します。
1226E30	4-1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用 (252 頁) 4-1. 2. 2. 5 溶融炉心・コンクリート相互作用 (262 頁) 東海第 2 号機審査書案を決定した規制委員会（2018 年 7 月 4 日）の席上、更田豊志規制委員長は次の発言をした（会議議事録から転記）。「FCI(注 1) と MCCI(注 2)、これらはこちらを立てればこちらが立たずというように一見見えるのですけれども、頻度の観点からいえば、溶融炉心が圧力容器の下部を貫通してペDESTAL に到達した際に、MCCI はほぼ確実に、何もしなければ確実に起きる。一方、FCI の方というのは、これは極めて実験でも起こさせるのに苦労するような現象であるので、その脅威を完全に無視することはできないかもしれないけれども、MCCI との比較でいえば、まずコアコンクリート反応を避けようとするのが主眼であって、その上で、なお FCI の脅威をなるべく取り除いておこうと。これは優先順位の問題であろうかと思えます。それから、水位の 2m とか 3m とかというのは、これは FCI を考える上ではごく浅い水位と捉えるべきであって、もちろん浅ければ浅いほど発生頻度は小さくはなるわけだけれども、ここでまず 1m で MCCI に備えるというのは、アクシデントマネジメントとして妥当な方策であると私も考えております。」審査書案にはこのようなことは明記されていないものの規制委員会の考え方であると受け止め、以下の意見を述べる。（1）「FCI の方というのは、これは極めて実験でも起こさせるのに苦労するような現象である」と述べているが、現実に TROI 実験では自発的水蒸気爆発が何度も生じているので、「極めて起こさせるのに苦労する」という表現は事実と反しているもので、訂正すべきである。（2）「MCCI との比較でいえば、まずコアコンクリート反応を避けようとするのが主眼であって、その上で、なお FCI の脅威をなるべく取り除いておこうと。これは優先順位の問題であろうかと思えます。」とあるこ

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>とについて、FCI の脅威は「なるべく取り除いておく」ことですまされるものではない。何故ならば、衝撃圧を伴う水蒸気爆発が生じると、格納容器破壊という破滅的結果を招くおそれがあるからである。MCCI と FCI は優先付けして対処する問題ではなく、どちらも同等にその発生を防止すべきものである。（3）MCCI と FCI の脅威排除を両立できる対処法が、熔融炉心と水の接触を避けたドライな「コアキャッチャー」方式である。現実に欧州加圧水型炉、ロシア加圧水型炉では取り入れられており、日本の既設の原発でも技術的に設置不可能なものではない。ただ工事費と工事期間が熔融炉心の水冷却方式よりもより多くかかるだけである。規制委員会が福島第一原発事故の反省と教訓にもとづき原発の安全性を経済性よりも優先する理念に立つのであれば、蒸気爆発のリスクが避けられない熔融炉心の水冷却方式を排除して、「コアキャッチャー」方式を規制要件にするべきである。＜筆者注＞（注1）FCI：熔融炉心と冷却水の相互作用による水蒸気爆発を指す。（注2）MCCI：熔融炉心・コンクリート相互作用によるコンクリート侵食を指す。</p>
1226E31	<p>○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1226E32	<p>4-1.2.2 格納容器破損防止対策(232 頁)「格納容器破損防止対策の評価項目」として、「周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと。そのめやす線量を敷地境界での全身に対して 100mSv とする。」を追加すべきである。その理由は、次のとおりである。福島原発事故以前の設置(変更)許可審査においては、「重大事故に関して、周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと。そのめやす線量は全身に対して 250mSv とする。」(立地審査指針)をもとに、その後の国際動向を反映してめやす線量を 100mSv とより厳しくして運用されていた。新規制基準での重大事故に関しても「周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと」は守られるべきことであり、そのめやすとして敷地境界で全身 100mSv が適用されるべきである。新規制基準では、「格納容器破損防止対策の評価項目」として、(c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめること。」とし、その判断基準を「想定する格納容器破損モードに対して、Cs-137 の放出量が 100TBq を下回っていること」(有効性評価ガイド)としているが、これは Cs-137 の放出量のみを制限しているだけであり、事故後初期の公衆被ばくで問題となる放射性的希ガスとよう素も含めて、放出されるすべての放射性物質による周辺の公衆の被ばく線量の制限には何ら結びつくものではない。Cs-137 の放出量制限に付け加えて、放出されるすべての放射性物質による公衆被ばく線量の制限をす</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>べきである。設置(変更)許可審査で重大事故に関する周辺の公衆への放射線被ばくの影響をまったく無視していることは、住民の安全を守る上から容認できない規制改悪である。なお、柏崎刈羽6、7号機の審査書案及び東海第2号機の審査書案に関するパブリックコメントで提出された同趣旨の意見に対して、「規制委員会の考え方」では、「新規制基準における放射性物質の放出量の制限値は、シビアアクシデントが発生した場合の格納容器内への放射性物質の放出を具体的に想定した上で、格納容器の破損による放射性物質の大量放出を防止するための対策の有効性を評価するためのものです。東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故により避難を余儀なくされた住民の方々の帰還が困難となる区域を発生させない観点から、諸外国の安全目標も参考にしつつ、放出量が多く半減期が比較的長い核種である Cs-137 を対象に、100TBq という制限値を設定したものです。希ガスについては、地表面に沈着することなく拡散するものであることから、評価対象とはなりません。」とする意見提出者の論点を外した不誠実な回答がなされた。末尾にある「希ガスについては、地表面に沈着することなく拡散するものであることから、評価対象とはなりません。」は、希ガスも大量に放出されるおそれのある放射性物質であることから「新規制基準における放射性物質の放出量の制限値は、格納容器の破損による放射性物質の大量放出を防止するための対策の有効性を評価するためのものです。」に自ら反する表現であるとともに、「事故により周辺公衆に対して放射線障害を与えないこと」を規制の対象外としていることを示していることにほかならず、不当極まりない。</p>
1226E33	<p>4 大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力本章全体を通して、諸計算コードを用いた申請者の事故解析に関して、規制委員会がクロスチェック解析をまったく行うことなく、申請者の解析結果を妥当なものとして判断していることは、審査の科学的厳正さを欠いている。クロスチェック解析用として原子力規制庁が整備してきた過酷事故総合解析コード MELCOR を用いて、対象ケースは抜き取りでよいからクロスチェック解析を実施することを求める。その理由は次のとおりである。福島原発事故以前の設置(変更)許可審査においては、設計基準事故に関する申請者の解析結果の妥当性を定量的に判断する科学的に厳密な方法として、規制機関が申請者とは別の解析コードを用いて同じ事故ケースを解析し、結果を綿密に照合するクロスチェック解析を導入していた(解析対象ケースは抜き取り)。しかし、過酷事故を評価対象に加えることになった規制委員会による新規制基準適合性審査(設置変更許可審査)になってからは、クロスチェック解析がまったく実施されておらず、今般の審査書案にも申請者の解析結果を妥当と判定する客観的で定量的な裏付けは何ら示されていない。過酷事故の物理化学現象は、設計基準事故よりも複雑、多岐にわたるので、過酷事故解析コードの精度は未だ確立されたものではない。過酷事故に関するクロスチェック解析の重要性は設計基準事故に関する以上に大きい。(旧)原子力安全基盤機構は米国 NRC が開発した過酷事故総合解析コード MELCOR を導入して過酷事故のクロスチェック解析用に整備していた。原子力規制庁はその MELCOR を用いて PWR と BWR の過酷事故に関わる重要事象の分析研究(*)を行っている。過酷事故のクロスチェック解析用に国の予算を使って解析コードを整備、運用しておきながら、実際の審査においてクロスチェック解析をしないことはまったく理が通らない。(*)BWR については、NTEC-2016-2001 原子力規制委員会 NRA 技術報告「格納容器破損防止対策の有効性評価に係る重要事象の分析(BWR)」(平成 28 年 3 月)付言すると、この技術報告の内容は、事業者が使用する過酷事故総合解析コード MAAP による解析結果との照合は何もなされていないので、クロスチェック解析に相当するものではない。なお、先んじて実施された柏崎刈羽6、7の審査書案に関するパブリックコメントで提出された同趣旨の意見に対する「規制委員会の考え方」は、それ以前の PWR 審査書案に関するパブコメ意見への回答を踏襲したものであり、クロスチェック解析の実施要求にまともに答えることのない不誠実なものであった。その「考え方」には、「「NRA の解析」が申請者の解析コードによる解析結果と同様の傾向であることを確認した」とあるが、「同様の傾向の確認」は、意見で実施を求めているクロスチェック解析ではない。クロスチェック解析は、「傾向」ではなくて、「定量的値」を比較して検証することであり、規制委員会はこの点の基本的認識を欠いている。さらに、東海第2の審査書案に関するパブリックコメントで提出された同趣旨の意見に対する「規制委員会の考え方」も上述と同様である。また、それに続いて「申請者の解析については、以下の点を審査で確認し、解析結果の解釈が現在の技術レベルに照らして妥当と判断しています。」との記載があるが、これは現在の技術レベル(ここで問題にしているのは解析コードの計算精度)が低くても審査では妥当と判断する考え方であり、科学的に厳正な審査からほど遠いものである。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1226E34	<p>4-1. 1事故の想定(153頁)、4-1. 2有効性評価の結果(165頁)運転中の事故シーケンスグループに「地震動による反応度投入」を追加し、その安全性を評価することを求める。その理由は次のとおりである。出力運転中の炉心内では、沸騰により生じる気液二相流が流れている。この状態において、強い上下動の地震力を受けた場合に、上向きの加振により瞬間的に水塊が上方に押し上げられて炉心ボイド率が低下、それに伴って反応度が投入されて原子炉出力が過大上昇し、炉心損傷に至るおそれがある。検討に際しては地震動として、設計基準地震動及びそれを超過する地震動を考慮する。このような炉心内部の冷却材が地震動から受ける影響についての知見は不十分とされ、基礎的な研究段階に留まっている(参考文献)。これはBWRに共通する問題である。○参考文献：水野皓介他「地震加速度付加時の気液二相流の詳細予測技術高度化に関する研究(3)構造物加振実験装置の製作と気泡挙動に関する予備実験結果」日本原子力学会 2011年秋の大会予稿集</p>
1226E35	<p>3-1.3耐震設計方針1.耐震重要度分類の方針(29頁)設置変更許可申請書添付書類八に記載されている耐震重要度分類には明らかな誤りが1点ある。規制委員会がこれを容認していることは審査の瑕疵である。これらが修正されない限り、設置変更許可は無効である。具体的箇所は次のとおりである。非常用取水設備(設計基準対象施設設計)を構成する設備のうちのスクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽のいずれもがC(Ss)クラスとされていることは誤りであり、本来はCクラスでなく最上位のSクラスでなければならない。なぜならば、これらは原子炉から崩壊熱を最終ヒートシンク(海)まで輸送する上で必須の設備であり、「原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設はSクラスとすること(設置許可基準規則の解釈(別記2)第4条2の一)」に該当するからである。Cクラスとされていることは不合理である。なお、先んじて実施された柏崎刈羽6、7の審査書案に関するパブリックコメントにおいて提出された同趣旨の意見に対する「規制委員会の考え方」では、「非常用取水設備のうち補機冷却用海水取水槽は、原子炉補機冷却海水系の海水ポンプ(以下、単に「海水ポンプ」という。)を支持し、また、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は、海水を取水し海水ポンプへ導水するための流路となる構造物です。これらの設備は、地震によるひび割れ等の損傷があっても通水性が損なわれず、Sクラス設備である海水ポンプの機能を損なわないよう適切な許容限界を設定する方針とした上で、耐震クラスはCクラスとすることを確認しています。加えて、基準地震動に対して海水ポンプの支持機能を損なわないこと及び機器の冷却に必要な流量を確保できる設計とすることを確認しています。」との回答がなされた。しかし、この「規制委員会の考え方」は論点を外した不合理な回答である。なぜならば意見の理由では、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽のいずれも原子炉から崩壊熱を最終ヒートシンク(海)まで輸送する上で必須の設備であるから、Sクラスに該当すると述べているのに対して、これらの機能を「海水ポンプの機能を損なわないよう適切な許容限界を設定する方針とした上で、耐震クラスはCクラスとすることを確認しています。」とする回答には、SクラスでなくてCクラスでよいとする根拠は何も述べられていない。また、回答に「これらの設備は、地震によるひび割れ等の損傷があっても通水性が損なわれず、」とあることは、ひび割れを上回る規模の大きい損傷により通水性が損なわれるおそれを無視した妥当性を欠く例示表現である。さらに、東海第2の審査書案に関するパブリックコメントにおいて提出された同趣旨の意見に対する「規制委員会の考え方」には、「取水構造物は、基準地震動によりコンクリートにひび割れ程度が生じても流路の通水性が損なわれず、Sクラス設備である海水ポンプの機能を損なわないことで足りると判断しています。」と記載されている。もしそうであるのならば、耐震Cクラスの取水構造物について、以下の点を明らかにされたい。(1)基準地震動によりコンクリートの損傷がひび割れ程度にとどまるとは、どの法規条文によって規定(担保)されているのか。(2)女川第2の設置変更許可申請書と関連書類のどこにその設計方針と評価結果が記載されているのか。</p>
1226E36	<p>原発再稼働反対です。日本は地震大国であり、今後大型の地震が起きた時にあまりにも危険なためです。核廃棄物の処理方法もないのに利益のために稼働するのはあまりにも無責任だと思います。今がよければ良いという考えはやめていただきたい。</p>
1226E37	<p>3-1.1基準地震動4.基準地震動の策定(1)敷地ごとに震源を特定して策定する地震動(27頁)2004年北海道留萌支庁南部地震を考慮した地震動をもとに、基準地震動Ss-N1(最大加速度:水平方向620ガル、鉛直方向320ガル)を設定しているが、現時点までの最新の知見にもとづいた規制委員会の「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の報告書(2019年8</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>月 7 日)にもとづいて東北電力は設定見直しを行い、規制委員会はその妥当性を審査すべきである。上記報告書は、「震源を特定せず策定する地震動」のうち「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」「モーメントマグニチュード(Mw)6.5 程度未満の地震」について、これまでの「審査ガイド」を見直す必要性を述べたものである。この報告書は 2019 年 8 月 28 日の規制委員会において承認された。この承認以降の審査においては、この報告書の内容を反映すべきである。○引用資料：震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム『全国共通に考慮すべき「震源を特定せず策定する地震動」に関する検討報告書』(令和元年 8 月 7 日)</p>
1226E38	<p>3-1 地震による損傷の防止(10 頁)設置許可基準規則における耐震基準に、熊本地震(2016 年 4 月 14 日、16 日)で発生した短期間における激しい地震の繰り返し(繰り返し地震)を新たな知見と経験として取り入れて、審査をやり直すことを求める。その理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 熊本地震では、活断層が動いて震度 7 の激震が短期間に 2 回(4 月 14 日と 16 日、時間間隔は約 28 時間)続き、気象庁はこのような激震の繰り返しは「過去の経験則にはない」と公表した。すなわち、「激震の繰り返し」という重要な新たな知見と経験が得られたことになる。このような短期間内での地震の繰り返しに対しては、最初の地震の影響に関する施設の点検、保守、補修では対応できず、施設の頑健性で耐えぬくしかなく、従って繰り返し地震に対する耐震健全性の要求が不可欠である。(2) 設置許可基準規則の第 5 条の別記 3(津波による損傷の防止)の 3・六には、「地震(本震及び余震)による影響を考慮すること」が明記されている。しかし、同第 4 条の別記 2(地震による損傷の防止)には、「本震及び余震による影響を考慮すること」は要求されていない(本震、余震の用語すら出てこない)。第 5 条(津波による損傷の防止)に明記されている「本震及び余震の影響の考慮」について、第 4 条(地震による損傷の防止)に明記されていないことは、条文間での不整合を示すものである。福島原発事故以前の原発の安全設計審査指針には、「本指針については、今後の新たな知見と経験により、適宜見直しを行うものとする」ことが謳われていた。同審査指針に置き換えて福島原発事故の教訓を反映して策定された設置許可基準規則に関しても、「新たな知見と経験により、適宜見直しを行うものとする」ことは、受け継がれて当然のことである。しかしながら、熊本地震後 3 年余を経過した現時点に至っても、原発の設置許可基準規則の中の「地震による損傷の防止」の条項に関して、本震と余震の影響の考慮、すなわち熊本地震の知見を反映しての、激震の繰り返しの影響を考慮する見直しは何らなされておらず、従って女川 2 号機はその耐震設計方針として激震の繰り返しに対して安全性が担保されていないことになる。女川 2 号機では、東北地方太平洋沖地震の際に原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ(1130 箇所)が確認され、同建屋の剛性が顕著に(最大 70%)低下した。このような状態において、繰り返しの激震を受けた場合に、原子炉建屋及び内部に設置されている機器・構築物がどのように応答するのか、果たして健全性が保たれるのかどうか、非常に懸念される。なお、末尾の参考文献で指摘したように、設置変更許可と工事計画認可がすでに出された PWR に関して、設計基準動地震レベルの繰り返し地震に見舞われると、蒸気発生器伝熱管及び原子炉格納容器の伸縮式配管貫通部について安全機能が損なわれるおそれがある原発が存在する。PWR と BWR とともに繰り返し地震に対して安全性を担保する規制要求が必要である。また、○参考文献：滝谷紘一「繰り返し地震を想定する耐震基準改正を求める」『科学』Vol. 86、No. 12(2016 年 12 月号)、1205～1210 頁</p>
1226E39	<p>3-1.1 基準地震動 4. 基準地震動の策定(1)敷地ごとに震源を特定して策定する地震動(27 頁)基準地震動が過小評価になっているおそれがあり、最大水平加速度を少なくとも国内原発での既往最大記録値である 1700 ガルにすることを求める。その理由は次のとおりである。地震学者の石橋克彦・神戸大学名誉教授は、「現在の地震科学では将来が正確に予測できると思うほうが余程「非科学的」なのである。」「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に関して、「本質的に不可知であることを考えれば、日本全国の原発において、基準地震動の最大加速度は少なくとも既往最大の 1700 ガルにすべきである。私たちの地震現象の理解がまだ不十分であることを謙虚に受け止め、原発に求められる最大限の安全性を追求すべきである。」と指摘している。なお、この 1700 ガルの値は、中越沖地震(2007 年)の際に柏崎刈羽原発 1 号機地下の岩盤での揺れ(基準地震動と比較可能なもの)の最大加速度が 1699Gal だったことが、原子炉建屋最下層の地震観測記録から東京電力によって推計されたことに基づいている。今般、東北電力が女川 2 号機用に策定して規制委員会が容認した基準地震動の最大水平加速度は Ss-D2 での 1000 ガルであり、1700 ガルより過小になっている。深刻な事態を招く「原発震災」について福島第一原発事故の発生以前から警鐘を鳴らしてこられた石橋克彦氏の提言を真摯に受け止める</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	べきである。○参考文献：石橋克彦「原発規制基準は「世界で最も厳しい水準」の虚構——大飯原発運転差し判決が迫る根本的見直し」『科学』Vol. 84、No. 8(2014年4月号)869～877頁
1226E40	3. 設計基準対象施設 3-1 地震による損傷の防止（10頁）東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）により損傷を受けた建物・構築物と設備・機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がない。もし検証したのであれば、その内容を審査書に明記するとともに、関連資料の公開を求める。もし検証していないのであれば、再稼働の前提条件の一つである設置変更許可を審査する規制機関として重大な不作為であり、審査のやり直しを求める。その理由として、東北地方太平洋沖地震の際に、女川2号機では原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ(1130箇所)が確認され、東北電力は技術的評価にもとづき、同建屋の剛性が顕著に(最大70%)低下していることを規制委員会に報告した。(参考資料：第430回適合性審査会合資料1-3 東北電力「女川原子力発電所2号炉東北地方太平洋沖地震等に対する応答性状を踏まえた原子炉建屋の地震応答解析モデルの策定概要について」2017年1月17日)同報告後、建屋の剛性低下対策がどのように行われ、その実施効果がどのように確認されたのかを含めて、東北地方太平洋沖地震による影響とそれへの対策の有効性を規制委員会はチェックすべきである。
1226E41	再稼働に反対いたします。いつ大きな地震が来るかわからないと言われているのに、再稼働をするのは危険です。
1226E42	再稼働をすることで増える核廃棄物の処理法が確率していないこと、事故や稼働にあたり放出される放射性物質の扱いが曖昧で安全とはとても思えない。広域に甚大な被害を与える原子力災害についての防災措置が不十分安全のために工事や設備投資を総括原価方式で際限なく行える事業体系に疑問を感じます。発電事業の大幅な改革を。廃炉に向けて、事業を展開して頂きたいです。
1226E43	原発再稼働反対。電気は今止めていてもまわっているのに、なぜ稼働させるのか理解できない。稼働しなければならない理由を国民に説明すべき。
1226E44	今、原発のあとの核廃棄物の処理すらできていないのに、原発を動かすことは間違っています。止めたままにすべきです。ありません。
1226E45	○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」です。女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとあります。しかし、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、全く安全とは言いきれないのではないのでしょうか。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠いと思います新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調しています。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとるべきです。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを求めておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠いものです。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これでは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念があります。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきです規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していません。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明しています。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされています。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避し安全に避難させることができない場合には、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきと考えます。以上
1226E46	4-1.2.1.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA） p.226 格納容器バイパス事故の評価対象として、「過渡事象（原子炉自動停止）+主蒸気隔離弁の閉止不能+ECGS注水機能

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>喪失＋全交流動力電源喪失」事故を取り上げをを求める。その理由は次の通りである。設置変更許可申請書では「原子炉冷却材バウンダリと接続された系統の納容器隔離弁の故障等により、開閉試験中に高圧炉心スプレイ系の吸込配管からの冷却材漏えい」事故が選ばれているが、この事故よりも周辺住民の放射線被ばくと環境汚染が厳しくなるおそれのある別の事故がある。具体的には、佐藤暁氏（原子力情報コンサルタント）が参考文献（1）で指摘している「原子炉自動停止＋主蒸気隔離弁の閉止不能＋ECCS注水機能喪失＋全交流動力電源喪失」の事故である。炉心が冷却できず空焚きになって損傷し、ジルコニウム・水反応により発生する水素ガスが主蒸気管、蒸気タービンを経て復水器に溜まって空気と混合すると復水器内で爆発を生じたり、タービン軸受部から漏洩するとタービン建屋で爆発を生じる可能性がある。水素爆発が生じると、大量の放射性物質が大気中に直接に放出されることになる。この事故の場合には損傷した炉心から放出される放射性物質は格納容器を貫通する主蒸気管を通過して外部に出ていくので、格納容器の気密性もフィルター付きベント装置も放射性物質の放出低減には何ら役に立たない。このような住民への放射線影響及び環境汚染の上で極めて厳しい結果を生じるおそれのある格納容器バイパス事故を想定していないことは不合理であり、この事故想定に関する重大事故防止対策の有効性評価を求める。なお、先んじて柏崎刈羽原発6、7号機の審査書案及び東海第2号機の審査書案に対するパブリックコメントにおいて上記と同趣旨の意見が出され、それに対する規制委員会の考え方として、意見に記された事故シーケンスについて、「地震PRAにもとづいて頻度及び影響度の観点から総合的に判断して排除することを妥当とした」旨述べている。しかし、地震PRAにもとづく頻度は何ら検証されたものではなく、定量的に信頼できるものではない。「頻度の観点からは、全炉心損傷頻度に占める割合が極めて小さいことを確認しています。」とあるが、リスクは頻度×影響度であり、頻度が小さくても、「過渡事象（原子炉自動停止）＋主蒸気隔離弁の閉止不能＋ECCS注水機能喪失＋全交流動力電源喪失」事故の影響度は計りしえないほど極めて大きいので、リスクの観点から排除してはならない。また、規制委員会の考え方には、影響度に関して「必要に応じて放水砲等を用いた大規模損壊対策による影響緩和が図られることを確認しています。」と記述されているが、放水砲による原子炉建屋から放出される放射性物質の低減特性については実証試験結果が何ら示されておらず、その効果に期待すること自体科学的妥当性を欠いている。放水砲による放射性物質低減の実証データがあるのか。あれば資料名を提示されたい。＜参考文献＞(1)佐藤暁「安全文化：試される良心と勇気」『科学』Vol. 85、No. 8、746～757（2015年8月号）</p>
1226E47	<p>東北沖アウターライズ地震への対策が不十分津波解析シミュレーションで津波高さを確認すべきアウターライズ地震による津波は巨大である。例えば、明治三陸沖地震の37年後に発生した1933年の昭和三陸沖地震では大船渡で約29mの津波が観測されている。・1933年昭和三陸沖（1896年明治三陸沖M8.2の37年後）M8.1震度：岩手・宮城・福島・茨木で震度5津波：岩手大船渡で28.7mところが審査書では、アウターライズ地震について「観測記録を用いた検討による評価を実施した」（審査書P.17）とあるのみ。津波解析シミュレーションを実施すべき2011年の太平洋東北沖地震に続くアウターライズ地震の発生が危惧されるのだから、津波解析シミュレーションにより、東北沖の各地点でアウターライズ地震を発生させて女川原発敷地への来襲津波の最大高さを確認するべきだ。基準津波23.1mでは小さすぎるのが分かるのではないかと？検討願います。</p>
1226E48	<p>女川原子力発電所の再稼働をしないで下さい。福島原発事故で、「絶対に安全」は間違いだとわかりました。自然は、人間の予想を超えることがあります。「想定外」ではありません。車が壊れるのとは、訳が違います。取り返しが付かないのです。再稼働をやめてください。一刻も早く、廃炉にしてください。</p>
1226E49	<p>再稼働には断固反対します。</p>
1226E50	<p>3.11の地震で受けた大打撃から見ても、日本には原子力発電は向かないと考えます。科学的・技術的に、想定外のことが起きた場合に対処できなければ、影響が大きすぎます。日本のみならず、海や空を通じて影響は海外にまで及ぶでしょう。日本だけの問題ではありません。3.11で落ちてしまった日本の信頼をこれ以上失う訳にはいきません。稼働中の原子力発電から発生する放射性物質や、核廃棄物からの放射能汚染の危険性にはどう対処するのでしょうか。北海道電力泊原発による、放射性物質の放出量の過少報告のニュースに驚いております。科学的・技術的に大丈夫であるといくら言われても、間違いはあるわけです。完全な信頼はおけません。3.11の時点で、被害に上限のない自然災害、地震大国日本には原子力発電は無理であると</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	突きつけられたのと同じです。女川だけでなく、どんなに技術があろうとも、日本では無理です。
1226E51	52pi に対して、女川原発の基準地震動を 1000 ガルに引き上げたとしているが、栗駒で起きた地震では 1000 ガルを超えていたという。なぜ女川では 1000 ガル以下しか起きないと判断しているのか理解できない。152p に対し、住民の「避難計画」が審査対象になっていない。発災時の風向きや環境で避難方向が変わると推定される。自治体で「避難計画」を作っているが、なぜ自治体の職員とお金を使って「絵に描いた餅」を作らせているのか、その予算と人員をほかの事業に回したほうがよほど住民のためになるのではないか。アメリカでさえ審査対象にしている。ここは見習うべきではないのか。
1226E52	東日本大震災で、1130箇所ものひび割れ、最大70パーセントの建屋の剛性低下が、東北電力から規制委員会へ報告されていると聞いています。これらの施設や機器について、次の事故での健全性は保たれていると言えるのでしょうか？また熊本地震のように強い余震が間髪を入れずに起きたり、1ヶ月のうちに震度6強、6弱といった地震が続くような場合にも安全が確保できるのでしょうか？福島第一と同じ老朽原発と聞いているだけに、尚更心配です。
1226E53	女川原発の再稼働に反対です。そもそも、被災した原発の再稼働審査なのだから慎重に審査すべきです。東日本大震災の震源地にも近いし、何度も津波に襲われている土地なのに、コンクリート強度試験は、モルタルなど補修状態からの試験ではないし、強度の防潮堤のため地下水の影響で沈下する可能性さえある。そんな状況で、次の地震に耐えられるか疑問である。仙台の町並みもこうこうと電気が灯っている。交付金をもらっている女川のために、また東北を全滅の危機にするのはおかしい。
1226E54	ページ 152 事故時の住民の避難計画を審査対象にすべきです。住人の避難計画は自治体任せとなっており、審査の対象となっていません。女川原発2号機の事故に対して石巻市などが作成した避難計画には実効性がないとして、11月に石巻市民17人が石巻市と宮城県を相手に、地元同意の差し止めを求める仮処分を仙台地裁に申し立てています。「交通渋滞で30キロ圏を脱出できない、避難所にもたどりつけない」などの問題点があり、避難計画は「避難者の視点を欠き、住民の被ばくを最小限に抑える実効性がない」としています。東日本大震災では、女川原発のある牡鹿半島は道路が寸断され、車での避難は困難となりました。また、船舶やヘリコプターによる避難は、津波や高潮、強風などの荒天時は不可能です。住人の避難計画についても原子力規制委員会として審査し、避難計画の実効性を担保すべきです。
1226E55	原発はCO2を余り出さないし環境にいいと言うけど、核廃棄物を数万年管理する施設やその関係者が使うエネルギーや必要な資材でCO2を沢山生むと思いますあと原発動かすのに石油使ってますしそして地震大国日本に原発は不向きですよ一事故あったのに国や東電はロクに責任とらないよねもう原発はやめてください
1226E56	原発の再稼働に反対します。
1226E57	女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広が

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1226E58	<p>「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できない。新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3シーベルト、全身に対して0.25シーベルト」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。</p>
1226E59	<p>首の皮一枚で、やっとうにかメルトダウンを免れたというのに、なんと無謀な再稼働など許されるわけありません。しかも、従来からある耐震基準を大幅に、二倍にも下げての再稼働の許可など、絶対にしてはならないことです。今、現在も大震災の影響でどうなるか分からない状況下での耐震基準までを緩和しての再稼働。また大地震が来たらどうするつもりなんですか。余りにも儲け優先。住民の安全などどうでもいいということなんですか。原発自体が、メルトダウンも核廃棄物の処理も出来ない、コントロールしようもない大変危険なものです。絶対に、再稼働はするべきではありません。どうかよろしく、お願いします。</p>
1226E60	<p>○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1226E61	<p>原発が動けば100万年に渡って管理が必要になる核物質を生み出してしまいます。これは超危険物を未来世代に押し付けることであり、自分たちが今だけ良ければ良いとする刹那主義の最たるものです。女川2号機の再稼働に道を開く審査結果を出された委員の皆様には、当該原発が動いた結果生じるそのような影響、加害について責任をとるすべはありません。このことは現在を生きる委員以外の私たちすべての大人についても同様です。お互い無責任な行為はやめるべきです。女川2号機を動かすことに反対いたします。</p>
1226E62	<p>○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは全く言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビア</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>クシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとるべき。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これでは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避し安全に避難させることができない場合には、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1226E63	<p>私は石巻市内に住んでいます。女川原子力発電所稼働反対です。何故ならこれから温暖化に成り自然災害、例えば台風、竜巻等有事が起こった時、福島原発で起こった事も女川原発稼働にて同じ事に成る可能性有ります。使用済、トリチウム廃棄場所に困っている。又風評被害、子供達は「いじめ」に会っている。先日、日本に訪問したフランスコ教皇も原発は人類悪影響を及ぼす破滅に向かうと伝えて行きました。宮城県は東北電力の私物にするつもりですか？政治家も金の為忖度し、私達日本人の財産を奪って成り立ちますか？ロシアでもチェリノブイリ原発で誰も住んでいない。日本は領土狭いのでそれも出来ない。対策として各家庭に太陽光パネル設置し電力を送る等。検討して欲しい。</p>
1226E64	<p><該当箇所> P 2の有効性評価ガイドについて<内容>新規制基準では、有効性評価ガイドで、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであるが、そもそも、「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できない。<該当箇所> P 166の29行目から20行目、及び、P 241の20行目から27行目までの原子炉格納容器のフィルタベントについて<内容>有効性評価ガイドにてらし「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を確認するだけで、放射能を生活圏へ放出することは許されない。放射能汚染がもたらしたのは、「健康影響リスク」のみならず、暮らしそのものを奪う甚大な「人権侵害」がもたらされた。農地への放射能の飛散は、稲ワラの汚染、広大な牧草地の汚染、農畜産物の出荷制限など、先の見えない被害をもたらした。世界的にも前例がない海への大量の放射能の漏洩は、津波被害からの復旧・復興で苦勞している漁業者に、底魚（一部）の出荷制限や「宮城県産」というだけでの「風評被害」を招くなど、理不尽な苦痛を強いている。森林の放射能汚染も深刻で、山菜やキノコなどの林産物やイノシシやクマなどの自家消費を含む流通自粛（実質採捕制限）ばかりか、中には管理のための立ち入りさえ躊躇せざるを得ない森林もある。保水やCO2の削減といった森林本来の機能が失われることへの懸念も高まっている。科学的知見では、放射能が生活圏に漏洩した後の想定でも、「経済活動（大勢の利益）を優先にする」という立ち位置にあるが、人権の観点では「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準、及び、新規制基準に基づく「放射能を生活圏に放出」を前提とした安全対策は容認できない。<該当箇所> P 3 224行目の地震の評価について<内容>女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であり、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。3・11東日本大震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられのかも疑問である。＜該当箇所＞P1502行目の福島原発事故評価について＜内容＞女川原発2号機は、福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規規制基準の見直しも考えられる。＜該当箇所＞P1523行目の大規模損壊対策について＜内容＞新規規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である。新規規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であり、避難計画を適合要件に入れるべきである。</p>
1226E65	<p>東日本大震災から約1ヶ月半後の2011年4月末、女川に行きました。津波被害によるその光景は言葉をなくすものでした。福島第一原発と同じ型の女川原発があればだけの被害を一帯にもたらした津波でも無事だったのは幸運でしかありません。もしもあの津波で女川原発が事故を起こしていたら、福島と宮城で同時にあのレベルの事故が起きていたら、いまの日本はないでしょう。その奇跡が二度と続くとは限りません。もとより震災後、8年以上、女川原発が稼働を止めていても不都合はありませんでした。女川原発を再稼働させてもその電力は地元のライフラインとはなりません。しかし震災時のリスクは増えます。放射能ゴミの処理問題も何も解決の糸口は見えていません。女川原発の再稼働に反対し、他の原発も停止、廃炉にしていくことを希望します。</p>
1226E66	<p>地震動は、少なくとも1700ガルにしてください。強い余震による影響を考慮してください。東日本大震災の損傷修理の検証をしてください。避難計画の実効性を検証してください。以上</p>
1226E67	<p>福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていません。福島第一原発と同型で老朽炉である女川原発2号機を動かすべきではありません。</p>
1226E68	<p>新規、原発建設反対、山口県周南市に原発いらぬ。原発は全て廃炉。核のゴミを全国にばらまくな。反緊縮、財政出動し、直ちにクリーンエネルギーの開発と、核廃棄物の廃棄方法の正しい処理の仕方、開発し、処理しろ、日本のテクノロジーを駆使すればできないこともないだろう、全ての人々が被爆しないこと、徹底してほしい</p>
1226E69	<p>女川原発は被災した原発です。福島原発事故の原因究明もまだ不明です。被災した原発の影響が想定できるとは思えません。</p>
1226E70	<p>再稼働に反対です。地震大国の日本では原子力発電所の建設・稼働は非常に危険性が高いと思います。万全の対策を施したとしても、福島原発事故のように想定外の事故は起きます。その際に日本国民を守れると言い切れますか？それよりも電力削減技術の開発に財政・知力・人力を向けるべきだと思います。</p>
1226E71	<p>女川原発の再稼働に反対です。福島原発事故の収束もされていないのに、もう原発事故の恐ろしさを忘れていませんか。女川原発は、東日本大震災でも被災した原発で多くの問題があります。核のゴミさえ処理できない、何万年もかかるのに、どうして原発を動かそうとするのか、原発マネーがこうなるのでしょうか。もっと理性的に社会の発展を考えてほしいです。原発を再稼働するのではなく、持続可能エネルギーへの転換を求めます。原発なくても電気は足りています。</p>
1226E72	<p>地震大国の日本では、放射能災害の危険性がある。もし仮に大事故は防げたとしても、原発を動かしている限り、さまざまな放射能のゴミが大量に発生し続けます。また核拡散の危険性もあり、そして事故がなくても、労働者の被ばくをとまなう。関連施設にも、大きな危険や問題がある。原子力発電では、ウラン鉱石を掘り出し燃料を製造する施設や、放射性廃棄物のあと始末をする施設など、いわゆる核燃料サイクルの関連施設が数多く必要となります。更に地域の自立や平和をそこなう。常に情報の隠ぺいやねつ造などが、つきまとう。そして省エネルギーに逆行する。実は、温暖化をすすめる。そして大停電を起こしやすい。絶対やめて下さい。</p>
1226E73	<p>女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。原発に反対です。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1226E74	<p>330 ページ緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備及び手順等意見緊急停止失敗時に必須となる作業員の被曝対策を行なうこと。理由緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするために計画する設備および手順について、予め整備し用意した手順を遅滞なく遂行するためには、高線量下での作業、いかにすれば被曝下での作業を余儀なくされることを想定する必要がある、したがって被曝した作業員の手当て、すなわち緊急時の被曝医療体制の整備計画が不可欠となるが、それが完全に欠如している。</p>
1226E75	<p>女川原発2号機の再稼働に反対するパブリックコメント原子力規制委員会宛て「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙</p> <p style="text-align: right;">○意見提出</p> <p>箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、福島第一原発と同じ「沸騰水型」原発である。規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。安全対策費は当初の想定を超える3,400億円を超える予測である。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。以上</p>
1226E76	<p>原子力規制委員会は、住民の避難計画の妥当性について、なぜ審査の対象にしないのですか。石巻市などが策定した避難計画によれば、女川原発が事故を起こした際にはおよそ14万5000人が乗用車などで仙台市へ避難するということになっています。しかし、「車の渋滞が起きれば、とても避難できない。避難計画には実行性がない」と石巻の市民の皆さんが危惧されています。避難計画の責任を地元の自治体に押しつけたまま、再稼働に前のめりになることは無責任極まりません。そして、危険です。女川原発の再稼働に反対いたします。</p>
1226E77	<p>福島原発事故のきちんとした検証ができていないのに、同じBWR型の再稼働には反対です。避難計画も実効性のない非現実的なままでは、また福島原発事故の悲劇が繰り返されるとしか思えません。どうか安全第一に考えてほしいです。</p>
1227E1	<p>「3. 経験」の「規制委員会は、緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用の実績があること、また、今後ともこれらを適切に継続する方針であることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した。」（6P）について。どのような根拠があつてこうした記載がされているのか、疑問だ。女川原発では東日本大震災時に1号機タービン建屋においてHEAF火災事故を起こしているが、その際にも直ちに消火活動に入ることは出来なかった。トラブル対応としては、最も足下の対策が出来ていない。また、これまでの経験の蓄積などは通常行われることであり、これだけでは経験の蓄積が出来ていると判断は出来ない。技術者の派遣や方針の確認では経験の蓄積が適切であると判断は出来ないのであり、具体的にいかなる成果を蓄積してきたかを明記すべきである。</p>
1227E2	<p>「1はじめに」の「なお、本審査は、1号炉及び3号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しないことを前提としている。（3P）」について。原子炉を運転していないとしても、使用済燃料プールには大量の燃料が入ったままではないか。これらが乾式貯蔵等強制冷却を必要としない安定的な保管方法に移行しているのであればともかく、そうでないなら審査を行う際にこれら燃料プールの健全性や地震、津波、その他過酷事故に遭遇するシーンの検証や、それらが特定重</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	大事故に至った場合の2号機への波及を防止するための対策等を審査すべきである。これらをしていないで1、3号機を審査から除外するのは誤りである。
1227E3	「II 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」の「自然災害及び重大事故等の非常事態に際しては、本発電所に設置する原子力防災組織により、運転及び保守の業務を実施する。また、これらの組織は、本店に設置する原子力防災組織とも連携する。（5P）」について。福島第一原発事故の教訓は、過酷事故環境下において長期間にわたり同一のメンバーが事故対応に当たったため、疲労、被曝、さらには生命の危機に直面し重大な判断を誤る等の事態が生じたが、このようなことが再度発生しかねないことについて、どのような対策を想定しているのか、審査書等を見ても読み取ることが出来ない。少なくとも数日以内に十分なスキルを有するメンバーに交代するべきであり、そのような対処を規制委は求めるべきである。特に問題なのは、過酷事故の様態によっては、被曝線量が大きくなり、作業困難な事態に陥ることだ。緊急で被曝線量限度を250ミリシーベルトにまで引き上げようとした東日本大震災に伴う福島第一原発事故の例は、過酷事故環境下で人権も踏みにじられる実態を露呈したことである。再発させないためには十分な交代要員の待機と事前の体制準備を規制要求としておこなうことである。
1227E4	テロ対策施設になぜ5年もの猶予が要するのか。その間5年間の間にテロがあればどうするのか。（494P）
1227E5	審査結果P499について1貞観津波と東日本大震災の例を考えただけでも、当該地域は本来、原発を稼働させるに不適切な場所であったことがわかる。施設設備に主眼を置いて判断することは、生活圏を破壊されるリスクを、再び東日本に課すことである。2民間版スピーディによって、事故の際は宮城県全体が汚染される可能性が明らかになっている。隣接市町のみが関係自治体のように扱われているが、原子力規制委員会においては、全ての自治体が避難時のマニュアルを作成定着させる方向での働きかけを優先して欲しい。3現状、放射性廃棄物の処分について明らかにされないまま、再稼働を許すように見えることは問題である。国と電力が具体的な行動をとらない限り、再稼働について再検討を望む。
1227E6	法的安全が確認されました。速やかに再稼働すべきと考えます。今の段階では、原子力は非常に重要なエネルギーだと思えます。稼働できない場合、CO2と経済の停滞がますます悪化し、東北や日本の痛手となることと思えます。再稼働するべきです。東北電力は、原子力設置の際、津波を想定し高所に設置したと聞いています。電力会社として、地域のことを大切に考え実行してきている信用できる会社です。
1227E7	何故住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、実行性のない計画になっている。（152P）
1227E8	福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型（BWR）である女川原発の審査が十分にできるはずがない（150P）
1227E9	水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料を使った審査は無効。やり直すべきだ。（392P）
1227E10	格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める対策は水蒸気爆発を招く大きなリスクがある（392P）
1227E11	技術的な事、専門的な事は分かりませんが立地県に住むものとして意見を言わせていただきます。女川原発は事故を起こした福島原発と同じ型ですが、福島原発の事故原因が解明されていないのに同じ型の原発に合格を出すのはいかがなものか。女川原発は3.11の地震でも大丈夫だったと言っているが実際電源喪失はおきていたし、たった一つ電源が繋がっていたおかげで何とか福島への二の舞を踏まずに済んだだけ、かなり危険な状態になっていたことは確かです、その時の検分をしっかりと行っただけで審査するべきなのではないか。地盤沈下もあり津波はあと80センチまで来ていたと聞いています。慌てて防潮堤を高くしているようですが、近年想定外と言われる自然災害が起きている中で原発を再稼働させようとするのは住民の命を軽視していると思えない。また女川原発で事故が起こった場合の避難計画は自治体に丸投げ状態、何度も女川に行ったことがあるが道幅も狭くどう考えても町民全員の避難は難しい、それどころか災害が起きた場合孤立する可能性もある。避難計画は審査の対象になっていないらしいが、それもおかしい。規制委員会は決定機関では無いかも知れないが、合格を出すと言う事は稼働しても良いと受け止められている。パブリックコメントで専門的な指摘もなされていると思うが、もう一度慎重に検討をすべきです。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E12	火山噴火の予知はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理であり、審査は無効です（90P）
1227E13	女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い地震津波の予測には限界があり、策定された基準値振動、基準津波では十分だとは言い切れない（11P, 48P）
1227E14	巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか。検証せずに審査は終わらない（42P）
1227E15	女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた被災原発。地震でひびが多く入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証は不十分（32P）
1227E16	福島でも予想しきれなかった事が起こったのに、また地震や津波が起こったときに「被災原発」で耐え切れるのでしょうか？とても不安です。（32p）
1227E17	<p>原子力規制委員会宛て「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見</p> <p style="text-align: center;">○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1227E18	絶対再稼働しないで！（涙）地震国日本、福島第一の重大事故を教訓にして下さい
1227E19	<p>IV-3. 2地震による損傷の防止（第39条関係）……………322ページ</p> <p>（1）重大事故等対処施設の施設区分に応じた耐震設計1. 文藝春秋2019年9月号170ページの告発記事によれば、東京電力福島第一発電所の東日本大震災時のプラントデータを解析し、炉心の中を流れる水の流量が地震の約1分30秒後からゼロになっていることを確認しています。BWRにおいては自然循環が起きていれば電源喪失でポンプが止まっても炉心の熱を約50%出力まで除去できるが、自然循環が止まるとドライアウトにより燃料が壊れてしまう、と指摘しています。は压力容器につながる細い配管である「ジェットポンプ計測配管」の破損が原因ではないかと推定しています。2. 東北電力女川発電所2号炉は基本的には東京電力福島第一発電所1号炉と類似の構造であると推定されます。人類の文明は失敗の連続でしたが、過去の失敗に学び、すこしづつ改善してやってきました。たいていの失敗は何度も繰り返したのちに徐々に改められてきましたが、原発事故はこれから何回も事故を経験するまで待つことができるものではありません。あまりにも被害が大きいからです。一度の事故を真剣に掘り下げて、同じ過ちを絶対繰り返さないという姿勢でなければなりません。3. 原子力規制委員会および東北電力は、この の指摘を真</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>剣に検討したでしょうか。（ア）東京電力のデータを調べ、の解析による炉心水量の計算結果が正しいかどうか確認したでしょうか。（イ）もし正しくないとしたら同じデータから解釈できるほかの状況を示してください。（ウ）もしの計算が正しいとしたら、ドライアウトが起きるかどうか判断したでしょうか。（エ）ドライアウトが起きないと判断されたとしたら、そのメカニズムを示してください。（オ）ドライアウトが起きる可能性を認めるとしたら、さらにSBOが起きた場合、及び起きなかった場合、それぞれ冷温停止に持って行くことができるのか否か検討してください。（カ）炉心流量の低下を引き起こした原因を特定し、地震動によってそのようなことが起きないように対策をとってください。少なくともの推定に基づき「ジェットポンプ計測配管」の地震による破損が起きないように対策をとってください。4.</p> <p>の指摘はBWRのすくなくともMark I（含む改良型）原子炉を再稼働する場合、絶対避けて通れない課題だと思っておりますので、真剣に、真剣に検討し設備的対策をとるとともに、運転手順書を改定し、「自然循環」の継続と「炉心流量」の確認を行うようにしてください。福島第一の事故を津波に起因するものと決めつけては絶対にいけません。</p>
1227E20	<p>・基準地震動について(審査書案10P)女川原発の基準地震動は、震源を特定する場合は1,000ガル、震源を特定しない場合は620ガルである。地震は、確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能であるといわれております。これらの数値を超えた地震が来ないという保証はありません。そこでどの位にすべきかということですが、過去に柏崎刈羽原発を襲った中越沖地震の1699ガルよりして最低でも1700ガルにすべきです。また熊本地震では、震度7の地震が48時間で2度きましたが(初めての事)、耐震評価では繰り返しの強い揺れを想定していませんが考慮すべきです。・震災の影響について検証がなされていない。女川原発2号機は、東日本大震災により損傷を受けた施設や機器が多くあるとの事例例えば原子炉建屋の耐震壁に1130カ所のひび割れが確認され、東北電力は建屋の剛性が最大70%低下していることを原子力規制委員会に報告したとの事。このことについて審査書案には何ら記載がありません。少なくともこのような被災箇所については、検証を行った上で、再度審査を行うべきである。・避難計画を審査の対象にすべきである。新規制基準では、過酷事故の発生確率は非常に小さいにしても、起こることを前提にしています。このような状況下では、避難計画を審査の対象にすべきである。避難計画の実効性を確認しないで住民の命と健康を守ることは出来ません・水蒸気爆発への対策がなされていない。(審査書案395P)格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を起こす危険性がある。審査書案は「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断していますが、起きないという事ではありません。このことへの対策をしないで、どうして住民の命と健康を守れるのか理解できない。</p>
1227E21	<p>女川原発2号機は福島第一原発と同型です。しかし、福島第一原発の検証は未だ不十分ですし、原因もわかっていません。耐震性についても不安があります。現在の耐震審査では、熊本地震のようなくり返し強く揺れる地震が想定されていません。地震動の基準値も620ガルと少なすぎます。柏崎刈羽原発では1699ガルだったことを考えると、最低でも1700ガルは必要だと思います。また、東北電力はメルトダウン事故で溶けた燃料が冷却水に落ちた時に、水蒸気爆発が起こることを想定していません。しかし、過去に金属工場などで起きた水蒸気爆発事故を見ると、起こる可能性をゼロと言い切れるのは楽観的すぎるのではないのでしょうか。福島第一原発では、地震によって破損した格納容器から冷却水と共に、大量の放射能が拡散しました。このような前例があるにも関わらず、同様の事態が起こった場合に東北電力がとっている対策は「気体となった放射能を放水砲でたたき落とす」だけです。さらに、海への放射能拡散を防ぐ対策としてシルトフェンスを使うとしていますが、これで防げるのは放水砲だけです。汚染水は防げません。</p>
1227E22	<p>溶融炉心の策が万全でない点、問題ではないのでしょうか？コアキャッチャー装備は必須と思います。また深層防護によれば緊急時計画等の整備が必要とされていますが、規制委員では具体的にどういった対応の予定なのですか？現状のままの稼働は危険なため反対致します。地域住民の反対の声が多いと聞きますが、そもそも稼働を待ち望んでいる一般市民の方はいるのでしょうか？疑問です。</p>
1227E23	<p>○意見提出箇所（29ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1227E24	<p>◎女川原発においては、これまで数々のトラブルを引き起こし、その都度対策を講じてきたとされるが、決して解消されることはなかった。2019年に限っても、2号機燃料プールのポンプ停止、モニタリングポストの伝送異常、果ては3号機における放射線モニタの数量が満たしていないとして保安規定違反を受けるなど、技術や知見の不足によるトラブルが相次いでいる。これで果たして女川原発を安全に運転できる技術があるといえるのか、はなはだ疑問であり、万が一運転員の技術では対処できない事態が起き大事故につながった場合、規制委員会の責任が問われる。（6p）◎女川原発が稼働してから35年といっても、宮城県沖地震やトラブルなどで、実際に動いている期間は短く、なにより2011年の東日本大震災以降止まったままであり、運転の経験者は激減しているのが現実である。仮に再稼働が2020年後半としても、ほぼ10年止まった原発を動かすことを経験した人は、東北電力に誰ひとりとしていない。また、脱原発の動きのなかで、今後原発を適切に動かし管理できる人材の確保は困難と言わざるをえない。（6P）◎地震は一度限りではなく、東日本大震災などのように何度も余震がある。熊本地震では2度目の方が大きかった。規制委員会での審査では1回の地震しか考慮していないのではないかと余震も考慮しているならば、そこはどこに反映されているのか（29p）◎Bクラス、Cクラスに分類したものについても、実際の地震・津波の際に壊れては重大な事故につながるおそれのあり、本来は全てSクラスにすべきではないか。そうしないのは、仮に全てSクラスにすると原発の稼働ができないという「経済的合理性」に基づいているのではないかと（29p）◎コンクリートのひび割れは、分かっているだけでも1000か所以上に上り、また剛性の低下は7割以上になったと報告されているが、ひび割れの調査は2号機全ての建物のすべての階で行ったのかどうか明記されていない。さらに、「東北地方太平洋沖地震等の地震及び乾燥収縮の影響により発生したひび割れに伴う影響を適切に考慮する方針であることを確認した」というのは、どう確認したのかが不明であり、より詳しく明記すべきである（33p）◎防潮堤の一部のくいが岩盤に達せず、地盤改良し、さらに置換コンクリートを設置するとのことだが、果たしてそれで防潮堤は安全なのか？また、防潮堤地盤改良工事による地下水の影響をどのように考慮したのかが不明。そこに福島事故の汚染水の知見はどのように生かされているのか？（79p）◎津波も何波にもわたって襲来し、東日本大震災では、岩手県宮古市田老の防潮堤が粉みじんになるなど想定外の事態が起こったが、それらの知見はいかされているのか？また、あらゆる可能性を排除しないことを考えれば、停泊する燃料等輸送船も漂流物として考えるべきではないのか（82p）◎最近のサイバー攻撃についてはより巧妙化しているのが現実である。単に「電磁波侵入防止対策」を講じただけでは不十分ではないか（110p）◎女川原発の半径30km付近に自衛隊松島基地があり、以前にはブルーインパルスが牡鹿半島に墜落したこともある。また、最悪のテロとして、飛行物の意図的落下も考えられ、これを「設計上考慮する必要はない」とはいえない。（110p）◎ケーブルについては全て例外なく難燃性にするのが</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>大原則であり、交換が難しいからといって、それ以外のケーブルを使うべきではない。実際、これまで女川原発では何度も火災が起きており、ケーブルの材質はレベルを落とすべきではない（116p）◎蓄電池（非常用電源）が8時間しかもたないのでは、全く不十分ではないか。基準そのものが緩いと言わざるをえない。（140p）◎原子炉が大規模な損壊に至った場合、作業員の被ばく線量に上限があると思うが、その上限をこえてしまった場合、どのように対処するのか。（152p）</p>
1227E25	<p>再び宮城県沖での地震が起きたときに想定を上回らないとはいえ、福島原子力発電所で起きたことが再び起きないとは言えない。（11p、48p）住民の避難対策が十分でないうえに責任をとれる体制になってないのは問題だ（152p）</p>
1227E26	<p>福島原発から一度事故が起きると、どんなに頑張ってもアンダーコントロールできない、被害状況すら正確に確認できないまま、廃炉作業を進めています。事故が起きない可能性が0ではない限り、再稼働すべきではありません。女川原発が、あの地震で受けたダメージ、経年劣化により、次の同じ規模で耐えられるかどうか判断した基準は妥当ではありません。再稼働に反対します。</p>
1227E27	<p>反対します。東北で最近また大きな地震がありました。あの震災のような大規模な災害がまた起こった時、安全に逃げれる保障は一つもなく、誰もその大きすぎる被害や損害の責任を取れないのなら、起こらないかもしれない、ではなく、起こるかもしれない視点で、国民の安全について考えてほしいです。</p>
1227E28	<p>11P～女川原子力発電所のある場所は断層や過去に起こった巨大地震の震源域に近く、また福島第一原子力発電所の事故が当時の想定を上回る規模の地震を原因として起こったことに鑑み、当該審査書に記載されている基準地震動では不十分であり、審査をやり直すべきです。</p>
1227E29	<p>III-1. 2耐震設計方針1. 耐震重要度分類の方針/29 ページ設置変更許可申請書（2019.9.19 補正版）の添付書類八の一部補正の730/1705 ページ第1.1.7-1 表主要な重大事故等対処設備の設備分類等（40/40）では非常用取水設備を構成する設備のうちの取水口、取水路、海水ポンプ室はいずれもC（Ss）クラスとされています。しかし、設置許可基準規則の解釈（別記2）第4条2の一によれば、「原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設はSクラスとすることとなっております。上記の設備はいずれも原子炉からの崩壊熱を最終ヒートシンクである海まで輸送する上で必須の設備でありますので、Cクラスでなく最上位のSクラスでなければならぬと考えます。耐震重要度の見直しすべきです。</p>
1227E30	<p>1. 最大地震動 1000 ガルを想定とのこと。それ以上では耐震性には何らの保証もない。否、弾性許容応力を超えているのだからその場所で確実に破損することを意味している。一か所ではなく、複数個所で起こることも予見できる。特に配管で起きた場合、過酷事故につながる恐れもある。これは、構造設計の常識である。つまり今回の規制委員会は、最大 1000 ガルを認めたことで、女川 2 号機の過酷事故も容認したことになる。1000 ガル以上に規制値をあげて、耐震化をうながす、という指導を行わなかった。なぜか？既存の女川 2 号機の耐震化を劇的に向上させることはゼロから作り直さない限り不可能だからである。こう考えれば規制委員会は耐震の観点で女川 2 号機の審査を通すことをすべきではなかった。パブコメにはっきり書きます。規制委員会は東北電力に対して最大地震動を 2000 ガルに指導すべきである。私は 20 年前、阪神淡路地震後のパブコメで、当時 300 ガル程度の各原子力発電所の許容応力値を 900 ガルに引き上げるべき、と書いた。しかし福島事故に到るまで、引き上げはなされなかった。今回 2000 ガルと書きます。2. 本報告書では過酷事故のシーケンスとその対応に重点が置かれている。運転員に依存して対応する以上、過酷事故など、一度起これば大事故になる確率が高いのだから私はもちろん再稼働に反対だが、3. 11 の地震時、女川ではこれらの対応のうちどこまでを実際に行ったのか、どこがうまくいわずに、どこがうまくいったかをオープンして欲しい。明らかにすることで事業者がどれだけ自信を持って再稼働しようとしているのかが、判明します。3. 福島と同型の女川原発は過酷事故で同様の経緯をたどることは間違いないが、過酷事故を収束できたとして、放射能の放出量はどの程度押さえられるのか、社会的に許容できるものなのか明らかにするべきだ。それでも許容できない量が放出されるのであれば、再稼働はそもそもあり得ない。4. 福島事故で作業員が頑張ったのは、免震重要棟があったからと考えられる。今回、女川 2 号機で、なぜ、そのような施設を作らないのか？過酷事故時に頼りになる拠点を自ら放棄するように思えてならない。女川原発の立地は、大地震時には、道路は寸断、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	船も来れない（津波のため）、空か空輸しか人的・物的供給ができなくなる。このときに、長期間、頑張れる拠点を確保するのは当然の話だ。代替の耐震施設では小さくて話にならない。
1227E31	女川2号機の再稼働に反対します。以下のような理由から、再稼働による安全性が担保できないと考えるからです。・住民の避難計画が審査の対象になっていないから。・福島第1の事故原因はまだ明確になっていないのに、同じ形式の原発の安全性は担保できないから。・テロ対策実施の猶予期間が5年とあるが、その5年間の間にテロなどが起きないという保証はない。対策氏が実施されるまでは再稼働は延期すべき。
1227E32	P499 審査結果原発はいったん過酷事故が起きると、その被害は空間的にも時間的にも無限の被害を我々に与え続ける。田中元規制委員長がよく言っていたように「規制委の許可が出たからと言って安全が保障されたわけではない」ということは何時かは過酷事故が起こると言っているのと同じである。ずっと過去に植物プランクトンなどの独立栄養生物が、その頃地球の大気中に沢山あった二酸化炭素と水を原料に太陽の光エネルギーで光合成を盛んに行い酸素を多く作り出し大気中に放出し、それらの一部が成層圏まで達してオゾン層を作り、宇宙線を防ぐバリアとなり、生物は陸上に上がり現在の繁栄がある。科学研究で核を使うことは許されるかもしれないが、企業が核を使うことは許されない。なぜなら、企業資本は利潤を得ることを最大の目的とし、利潤が上がらなければすぐに撤退し「後は野となれ山となれ」という無責任なものだからである。そういう理由で再稼働には反対である。
1227E33	原子力発電を動かす時に発生する使用済み核燃料棒の処分方法が確定していない現在原子力発電を稼働することに反対です。女川原発2号機を再稼働させる貴委員会の方針に反対します。最近東北・北海道地域の地震が頻繁に発生しております。福島第一原子力発電所の事故により、多くの人々が家や土地を失い、甲状腺がん等の癌に罹病した子供たちが大勢います。女川原発は廃炉の方針に切り替えていただきたい。
1227E34	基本的に再稼働に反対である。絶対的な安全性を要求することもできないし、使用済み核燃料の受け入れ先も実際には確保されているとは思えない。このような状況で再稼働にこだわるなら、何よりも、事故が起こった際の補償がどうなるのか、明確にする必要がある。福島原発事故より大きな、広範な事故が起こる場合を想定しなければならない。東北電力だけでなく、自治体の責任も大きい。事故の補償に税金を投入することは絶対許されない。補償は、東北電力と短期的な経済的観点で再稼働に賛成した自治体が責任を持つべきである。実効性のある補償計画を事前に提示し、補償は再稼働に反対した自治体から優先されるべきである。そのかわり、平時には、再稼働に反対した自治体に直接の“迷惑料”以外、補助金的なものを出す必要は無い。
1227E35	○意見提出箇所（29 ページ）女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行なっても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所（全体）新規規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規規制基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所（全体）避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと言っている。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県に

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	またがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。以上
1227E36	これだけ地震が頻発しているなか、老朽原発の再稼働などもってのほかです。東日本大震災により受けたダメージの完全修復と、我が国の原発を襲った既往最大ガル数（柏崎刈羽原発の1699ガル）レベルへの耐震対策をし、そのことがきちんと報告、検証、公開されるまで、審査に合格させるべきではありません。また、西日本で再稼働されているすべての原発にもいえることですが、1. 水蒸気爆発対策がされていない2. シビアアクシデント時の放射性物質の拡散抑制方法のお粗末さ（放水銃のみ）3. 住民の被ばく前提の避難計画しか作れない状況を許しているなど、「事業者と関連企業の経済的メリット」のみを優先し、「住民や地域の環境、原子力によりメリットを受けない産業の受ける取り返しのつかないデメリット」を無視している点で、非常に不公平で不道徳であり、容認できません。
1227E37	東日本大震災で人類史上最悪の原発事故を起こしながら、しかも福島と同式の沸騰水型の原発を再稼働するなど言語道断。原発は全て廃止し、エネルギーのシフトを考えるべきである。
1227E38	女川原発2号炉再稼働変更許可申請に反対を表明します。反対理由は地震および津波の想定が原発付近で過去起きた最大規模、強さを想定していないためです。地震予知が学問上の成果を積み重ねても困難であることを踏まえると、再稼働させることで得られる便益と過酷事故が発生した場合に宮城県や東北に住む人間、太平洋などの海洋に及ぼす影響やコストを比べると後者が勝ると考えます。以上をもって今般申請に反対意見を提出します。
1227E39	まず、2011年3月11日の大震災でこの原発の被害状況を把握し、検証した上で、修復工事を行うのが科学的というものです。しかし、この審査書案にはそのことが記載されていません。開示してから審査すべきです。2. 2016年4月の熊本地震では震度7の揺れが2回ありました。女川2号機の審査に当たり、激震が短時間に原子炉を連続して襲うことの想定がなされているのでしょうか。2011年3月11日の揺れでこの原子炉の建屋が1170箇所もひび割れを生じたと報告があります。再度同程度以上の揺れがあった場合、このヒビが拡大し、建屋が崩壊する危険がありそうです。この点について審査をするべきです。3. 原子炉の事故のために近隣住民の避難が必要な場合に、住民が被ばくしない安全な避難方法が確保されていません。そんな段階で審査を進めるのは不適切です。以上の理由で、2号機の設置変更を新基準に適合していません。撤回すべきです。
1227E40	新規制基準は、国民のコンセンサスがないうままに策定され、適合性審査は全体として国民の安全よりも既存原発の再稼働に道を開くことが優先になっている。関西電力の高浜原発に関わる闇献金事件で、原発マネーが原子力行政を歪めていることがあらためて浮き彫りになった。原子力規制庁の職員は約1千人だが、うち150人以上が電力会社や原発関係企業からの出向社員で占められており、中立・公正な原子力行政は期待できない。どんな世論調査でも多数の国民が再稼働に反対しているのは、国民が原子力行政の正当性を疑問視しているからである。女川原発が重大事故を起こさずに運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。原発は、もうビジネスとしても成り立たなくなっている。正すべきは、原発に固執している政治である。「原発ゼロ」法を制定して、再生可能エネルギーの開発・普及による希望ある未来に踏み出すことが今こそ求められている。
1227E41	新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界のレベルにほど遠い新規制基準が制定された際に規制委は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の痛苦の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、「世界で最も厳しい水準」（安倍首相）どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。この問題の審査で、電力会社は水蒸気爆発が発生した実験の存在を隠ぺいした。それが発覚した後は、実験温度のデータを改ざんした資料を提出した。東北電力は、真実の実験データをいつから知っていたのかなどを説明しておらず、科学と県民に対する誠実さが問われている。規制委は、電力会社の隠ぺいもデータ改ざんも見抜くことができず、規制機関にふさわしい専門性を有しているのかどうかについて、疑問が投げかけられている。女川原発

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である福島第一原発事故は、地震・津波が引き金になったため、規制委は自然災害の想定を大幅に引き上げた。女川原発の基準地震動は、東日本大震災を踏まえて1000ガルまで引き上げられたが、島崎邦彦・元原子力規制委員長代理（地震学）は、「将来起こる地震は、自然が決める」と地震・津波の予測の限界を指摘している。火山について、藤井敏嗣・元火山噴火予知連絡会会長は、「地震の場合は、13万年前までに活断層が動いたということであれば、そのうえに原発施設は建設できない」ことを指摘し、1万年前に起こっていても「可能性は十分に小さい」として巨大噴火を考慮の対象外にした『火山影響評価ガイド』を批判している。地震・津波・火山などの自然災害に対する新規制基準の想定は、科学的研究の到達点を踏まえたものにはなっていないとはいえない。また女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、県の「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に耐えられるかどうかが続返し議論になってきた。しかし審査では、議論が原子炉建屋の剛性の問題が中心になり、設備・機械類・計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分なままである。女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、宮城県民は「次の原発事故」に不安を抱かざるをえない。以上の観点から、本審査書案の確定に反対し、設置変更許可を出さないよう求めます。</p>
1227E42	<p>新規制基準には住民被ばくの可能性を増やす「改悪」がある新規制基準に関して見過ごすことができないのは、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv」と決めてあった「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）を、今後は適用しないと決めたことである。福島第一原発事故で、立地審査指針の約1000倍の被ばくがあったため、適用を続ければほとんどすべての原発が立地を失うからである。立地審査指針に代わるものが制定されていないため、住民の被ばく限度がなくなっている。一方で、格納容器損傷事故を防ぐためにベントを多用する方針に転換したため、住民の被ばく機会が増えることになる。女川原発ではフィルターベントともに、直接ベント管も温存される。立地審査指針の事実上の廃止と、「止める、冷やす、閉じ込める」から「止める、冷やす、放出する」への転換は、制度の改悪であることを指摘しておく。「深層防護」の第5層＝避難計画はまったく審査されていない規制委は、「原子力災害対策指針」を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体に避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に規制委は稼働を認めない措置をとるべきである。以上の観点から、本審査書案の確定に反対し、設置変更許可を出さないよう求めます。</p>
1227E43	<p>東日本大震災で女川原発が間一髪で過酷事故を間逃れたのは幸運以外に無く、そのことを科学的に検証することもなく再稼働することに反対である。以下の状況についてどのように分析しているのはなほだ疑問で、再稼働は論外である。2011年3月11日、東北地方の太平洋沖でM9.0の巨大地震が発生した。女川原子力発電所は震源地に近く、地震の揺れ加速度は大きかった。地震に伴って、高さ13mの津波が女川を襲った。この津波は福島第1原子力発電所を襲った高さ14mとほぼ同じである。女川原子力発電所では起動中の2号機原子炉は地震直後に停止し、稼働中の1号機と3号機の原子炉は3月12日未明に冷温停止した。すなわち、女川と福島第1の間に非常に大きな明暗が生まれた。女川では津波の想定されていた高さは13mであった。主要施設の標高は14.8mとして設計されていた。そのままであれば、13mの津波が襲来しても14.8-13=1.8と1.8mの余裕があったはず。しかし、地震発生によって女川の地盤が1mも沈下した。その結果、実際の余裕高さは0.8mに減少していたが、津波を凌ぐことができた。女川では津波の引き波による海面の低下を考慮して原子炉冷却水の取水口が設計されていた。それにも関わらず、最大の津波の後に発生した強い引き波によって海面が下がったとき、短時間ではあるが海面が原子炉冷却用の取水口よりも低くなっていた可能性が指摘されている。女川原子力発電所では2系統あった外部交流電源の1系統が生き残った。これは大変幸運なことである。それでも、1号機では、地震直後にタービン建屋で火災が発生した。恐らくこの火災が原因で変圧器が故障し、電源復旧までの11時間は非常用ディーゼル発電機によって原子炉の冷却が</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>行われた。2号機と3号機には外部電力が供給されていたので、原子炉冷却が順調に行われ、運転制御室も正常に機能した。運転制御室が正常であることは原子炉の状態を把握するために非常に重要である。1号機の運転制御室に電力が供給され、正常な機能が確保されていたかどうかは明らかでないが、断片的な情報から想像するに、原子炉の状態を把握することが正常に行われた。</p>
1227E44	<p>現在、福島第一原子力発電所事故とその廃炉・収束作業が継続中で、いつ完了・終了する日途は全く立っていません。原子力発電所に限らず、絶対に安全なものは存在せず、原発の安全性についても、常に継続的改善・向上が必要であることは、規制委員会や事業者も認めているところです。女川原発が想定外の事故に襲われる可能性は否定できません。万一、女川原発がシビアアクシデントを起こせば、この国は「核災害二正面作戦」を強いられます。福島第一原発事故に加えて、もう一つの核災害に対応しなければならなくなるのです。それだけのリソース（予算・人材・資機材等）が用意できるのですか？誰が、それを確約できるのですか？用意できなければ、この国はどうなりますか。核技術に頼らずとも、東日本は2012年5月以来、「原発ゼロ」が続いています。原発が無くても電気は足りているのです。不可逆的なリスクを背負ってまで、原発を稼働させる必要性は認められません。以上の観点から、本審査書案の確定に反対し、設置変更許可を出さないよう求めます。</p>
1227E45	<p>審査書案 335 ページ IV-4. 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備及び手順等（第44条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 1 関係）2. (1) 3（丸数字）手順等の方針、e. 審査書では、「中央制御室でのほう酸水注入の準備を・・・5分以内に実施する」としているが、申請書（添付書類十追補 11.1.2.1(2)非常時操作手順書（徴候ベース）「反応度制御」）「c. 操作の成立性」では、「ほう酸水注入系の起動操作完了：5分以内で可能」となっており、整合していない（対応する「b. 操作手順5（丸数字）」も注入準備ではなく、ほう酸水注入系ポンプの起動操作を実施する（原子炉圧力容器へのほう酸水注入が開始される）旨が記載されている）。申請書と整合させるべきである。</p>
1227E46	<p>事故を想定した新規規制基準が、溶融炉心を受け止める「コアキャッチャー」を要求せず、水で受け止める対策で容認し、水蒸気爆発の危険を招いている。格納容器内の空気を放出するベントの多用で、放射能を「閉じ込める」方針が「放出する」に変わっていること、避難計画がまったく審査されていない。以上の観点から、本審査書案の確定に反対し、設置変更許可を出さないよう求めます。</p>
1227E47	<p>女川原発2号機の再稼働に反対するパブリックコメント原子力規制委員会御中「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見私たち は地産地消を旗印とし、東北・みやぎの食と農を大切に、より自然で安全な食品の宅配事業を行って参りました。2011年、東日本大震災で被災し、そして福島第一原発事故により放出された放射能により理念に基づいた事業の継続が危うくなる時期も経験しました。現在も食品の放射能検査を続け、放射能汚染と対峙し続けています。私たちは、東日本大震災発生以前から原子力発電の安全性の是非に注目し、特にプルサーマル計画には反対をしまいにしました。また2018年には、ここ宮城県で「東北電力女川原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例」の制定を求める署名活動が活発に行われ、実に11万筆を超える署名が県議会に提出され、女川原発再稼働についての宮城県民の関心の高さが明らかとなりました。残念ながら条例制定には及びませんでした。未だ宮城県民の多くが女川原子力発電所の稼働に疑問を抱いている実態を軽視してはならないと考えます。そのような民意を鑑みても、再稼働は許されるものではないと考えます。宮城県民の生活と生命を脅かす数々の不安要素が残る中で、今回の許可申請書は到底認められるものではありません。以下、特に重大な問題であると思われる点に対して意見を提出致します。意見/理由 1 VI 審査結果第499ページに対して女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」であることから、この申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと思われる。福島第一原発事故は、地震・津波が引き金になったため、規制委は自然災害の想定を大幅に引き上げた。一方女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、県の「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に耐えられるかが繰り返し議論になってきた。しかし審査では、議論が原子炉建屋の剛性の問題が中心になり、設備・機械類・計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分なままである。女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>源域に最も近い原発であり、宮城県民は「次の原発事故」に不安を抱かざるをえず、再稼働に耐えられる原子力発電所とは言えない。2VI 審査結果第 499 ページに対して新規制基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠いことから、この申請は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（技術的能力に係る部分に限る。）、第 3 号及び第 4 号に適合しているものと思われぬ。新規制基準が制定された際に規制委は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、溶融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の痛苦の教訓を踏まえて炉心溶融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、「世界で最も厳しい水準」（安倍首相）どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。3VI 審査結果第 499 ページに対して自治体の避難計画の実効性が検討されていないことから、この申請は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（技術的能力に係る部分に限る。）、第 3 号及び第 4 号に適合しているものと思われぬ。規制委は、「原子力災害対策指針」を策定しているが、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。国際原子力機関で採用されている「深層防護」の考え方によれば、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に規制委は稼働を認めない措置をとるべきである。以上</p>
1227E48	<p>女川原発再稼働に反対です。女川原発は東日本大震災で何とか大きな事故にはなりませんでした。建屋にひび割れがあると聞いています。そして事故の検証もされていません。8 年以上も止まっていた間にあちこち不具合が起きていると思います。今後大きな地震が来ることが予想されているのに何ら考慮されていません。福島原発事故の検証もされていないのに同型の原発を動かすなんてとんでもありません。もし事故が起こったら避難も困難です。そもそも高レベル放射性廃棄物の処理も出来ないまま原発を動かすべきではありません。原発を動かすことにより温排水で海水の温度を上げることは地球温暖化にもつながると思います。原発に寄らない安全な発電技術を推進してください。</p>
1227E49	<p>審査書案 87, 88 ページ III-4. 2. 1 竜巻に対する設計方針 3. 設計荷重の設定女川原子力発電所 2 号炉では、『実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 6 条』への適合性を示すにあたり、竜巻により安全施設の安全機能が喪失することを防止するために設計飛来物として最大水平速度 12m/s の鋼製材等を考慮することとしていた（平成 29 年 12 月 19 日第 534 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合）。これは、平成 29 年 12 月 27 日に『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』に規定する許可の基準への適合が確認された柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号炉において竜巻防護設計上考慮されている設計飛来物と同様の条件を適用して速度等の特性値を算出し、設定したものである。しかし、その後の審査の過程で、女川原子力発電所 2 号炉では設計飛来物の速度等の特性値を算出するにあたって適用する条件（竜巻風速場の流入層高さ、物体の初期高さ）を保守的に設定するように方針を変更し設計飛来物の特性値を以下の通り見直している。＜設計飛来物の特性値＞【変更前】（平成 29 年 12 月 19 日第 534 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料 1-2-4, 資料 1-2-5）・鋼製材：12m/s・砂利：17m/s・竜巻風速場の流入層高さ：Fujitaworkbook の提案式を基に設定・設計飛来物の初期高さ：ウォークダウン結果に基づき設定【変更後】（令和元年 9 月 19 日補正書）・鋼製材：46.6m/s・砂利：59.3m/s・竜巻風速場の流入層高さ：飛散評価結果が厳しくなるように Hi=17.5m と設定・設計飛来物の初期高さ：感度解析の結果を踏まえて、最大水平速度の算出条件を設定これは柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号炉の審査との相違点として重要と考えられることから、女川原子力発電所 2 号炉の審査過程における主な論点として、原子力規制委員会が確認を求めた内容、申請者が適合について説明した内容及び原子力規制委員会が適切であると判断した内容を審査書に明確に記載すべきである。</p>
1227E50	<p>審査書案 334, 335 ページ IV-4. 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備及び手順等（第 44 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 1 関係）2. (1) 3 (丸数字) 手順等の方針 c., d., e. 審査書では、「停止していない原子炉再循環ポンプの手動停止」,</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>「中央制御室での ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の手動操作」及び「中央制御室でのほう酸水注入の準備」の要員数及び所要時間について、申請者は、それぞれ「計3名により、1分以内」、「同1分以内」及び「同5分以内」に実施する手順等としている旨が記載されている。（例）c. ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）による原子炉再循環ポンプの自動停止機能が作動していない場合には、停止していない原子炉再循環ポンプを手動により停止する手順に着手する。この手順では、中央制御室での操作を計3名により、1分以内実施する。一方、申請書（添付書類十追加 11.1.2.1(2)非常時操作手順書（徴候ベース）「反応度制御」）では、「b. 操作手順 2, 3, 5（丸数字）」において、上記いずれの操作も「運転員（中央制御室）B」が実施する旨が記載されており、整合していない。審査書案記載の「計3名」は、同申請書「c. 操作の成立性」記載の「上記の操作は、運転員（中央制御室）3名にて作業を実施した場合…」を根拠としたものと推察するが、同記載は「b. 操作手順 1～10（丸数字）」の一連の操作を行う要員数を示したものであり、操作毎の要員数ではない。したがって、その旨がわかる記載とするか、「b. 操作手順 2, 3, 5（丸数字）」記載の操作毎の要員数と整合させるべきである。なお、柏崎刈羽 6,7 号炉及び東海第二の審査書では、当該箇所はいずれも「1名により」実施するとしており、申請書「b. 操作手順 2, 3, 5（丸数字）」記載の操作毎の要員数と整合している（申請書「c. 操作の成立性」記載の一連の操作を行う要員数「上記の操作は、…2名にて作業を実施した場合…」を用いていない）。</p>
1227E51	<p>原発再稼働には反対です。地震や台風もあります。100%の安全性なんて、統計不正当たり前の「日本製」にはありません。信用できません。海外からの旅行者も、日本なんか信用できないと、もう減りますよ。絶対に原発は止めてください。</p>
1227E52	<p>2019年12月27日原子力規制委員会委員長更田豊志殿「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見」に対する意見書 私たち</p> <p>は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切に『社会』をつくりまします」を理念に掲げ、約51万人の組合員を擁する生活協同組合です。2011年3月11日の東日本大震災、東京電力ホールディングス株式会社（以下、東京電力）福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故以前から、原子力発電所のもたらす「負の遺産」をこれ以上将来世代に引き継がせないために、組合員とともに脱原発運動と再生可能エネルギーへの転換を進めてきました。11月27日、原子力規制委員会は東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉（以下女川原発2号機）の審査書案を事実上承認し、28日から審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を開始しましたが、審査書案には以下の問題があり、 は女川原発2号機の再稼働に反対します。ページ11、48 基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれません。女川原発2号機は東日本大震災の震源に一番近く、地震や津波に対するリスクの高い原発で、地震・津波の予測には限界があります。女川原発2号機が面する宮城県沖は、マグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は90%とされます。東北電力は基準地震動を震災前の580ガルから震源を特定した場合の基準地震動を最大加速度1,000ガル、震源を特定しない場合を620ガルに引き上げましたが、2008年6月14日の岩手宮城内陸沖地震では4,022ガル、2011年3月11日の東日本大震災でも2,933ガルが記録されており、女川原発の基準値はあまりに低すぎます。ページ32 建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証が不十分です。女川原発2号機は、福島第一原発、東海第二原発同様、東日本大震災で被災した「被災原発」です。東日本大震災では、約13メートルの津波が押し寄せました。震災当時5系統あった外部電源は4系統停止し、火災による被害も受けています。原子炉建屋の耐震壁には、1,130か所でひび割れが生じ、初期剛性が最大7割も低下したといわれています。また、東北電力は安全対策のため29mの防潮堤を整備しましたが、杭が一部地盤まで届いておらず、追加の土壌改良工事が規制委員会から求められるという失態もさらしています。土壌改良工事は行なわれましたが、東日本大震災と同クラスの地震が起きた場合、地盤が沈下しないという保証はありません。ページ90 自然災害への認識が低すぎます。火山噴火の予知はできません。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理です。ページ150 重大事故等の拡大の防止の根拠が不十分です。福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型（BWR）の女川原発の審査が十分できたとはいえません。ページ152 事故時の住民の避難計画を審査対象にすべきです。住人の避難計画は自治体任せとなっており、審査の対象になっていません。女川原発2号機の事故に対して石巻市などが作成した避難計画には実効性がないとして、11月に石巻市民17人が石巻市と宮城県を</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>相手に、地元同意の差し止めを求める仮処分を仙台地裁に申し立てています。「交通渋滞で30キロ圏を脱出できない、避難所にもたどりつけない」などの問題点があり、避難計画は「避難者の視点を欠き、住民の被ばくを最小限に抑える実効性がない」としています。東日本大震災では、女川原発のある牡鹿半島は道路が寸断され、車での避難は困難となりました。また、船舶やヘリコプターによる避難は、津波や高潮、強風などの荒天時は不可能です。住人の避難計画についても原子力規制委員会として審査し、避難計画の実効性を担保すべきです。ページ494テロリズムに対し、安全を確保できる保証はありません。施設に5年の猶予を与える合理的理由はなく、5年間テロにあわない保証はどこにもありません。また、テロ対策施設の工事費を除いても約3,400億円もかかる安全対策は、費用面においても問題です。仮に対策を施しても、影響緩和、排出低減に留まり、安全を確保できる保証はありません。以上</p>
1227E53	<p>再稼働反対です。安全基準とは？相手は原子力です。100%の安全を保証できますか？誰が保証出来ますか？誰が責任を持って対処出来ますか？？万が一の事が例え無量大数にひとつ、Googol にひとつだとしても、何かが起きてしまったから対処出来る、人類及び地球上生命は決してありません。決して手を出してはいけない分野でしょう。福島の場合はどうですか？『全てコントロールされている』とは、何を根拠にした言葉か？避難規制解除された場所に、貴方は、マスク無し消毒無しで、即立ち入れるのか？安全基準値は、世界的安全基準値に達しているか？改ざんされてはいないか？半減期等全ての正しい情報のもとに信憑性あるものか？再稼働すべきではありません。決して地球人として行ってはならない事です。再稼働反対です。</p>
1227E54	<p>東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に反対の立場から意見を述べます。1. 審査書案で欠落しているあるいは記載が不明瞭な問題1. 1福島第1原発の事故の経験が反映されていない。福島第1原発のメルトダウンにまで至った事故の原因についての検証がされていないまだ十分に明らかにされておらず、従って重大事故に対する安全対策が不十分な段階で審査書案を作成することはそもそも科学技術的にあり得ない事態である。それにもかかわらず再稼働に向けて審査なるものを進めるためには、少なくとも本審査書にはこの現状からくる安全予測に限界があることを銘記すべきである。1. 2女川2号機は東日本大震災により、大きく被害を受けた施設であり廃炉しかない。女川2号機は東日本大震災により、もう少しのところで予備電源が使用でき過酷事故をかわろうじて逃れた老朽施設である。安全サイド、住民への安全サイドからは、稼働すべきでない施設である。ましてや東日本大震災で、事業者から1130ヶ所もの多くの損傷が報告され、それらの地震や津波による影響が予測できないので廃炉にすべきである。事業者は損傷の1ヶ所筒についてはもっともらしい安全宣言をしているが、複数の損傷による相乗作用については明らかになっていない。審査でも事業者のせつめいのままで追及していない。1. 3. 使用済み核燃料、核のゴミの行き場が特定されていない。あらゆる製造業プラントは稼働計画において産業廃棄物をどう処理するかが審査されるのが当たり前である。審査書は使用済み核燃料の処分について全く触れていない、欠陥審査、不作為による審査と言わねばならない。核燃サイクルが明らかに破綻し、青森県は受け入れを拒否する方向にあり、幌延の深地層研究センターも延長を繰り返し技術的完成の目途も経っていない。女川発電所の工場内に長期保存を許すのか、その場合に発電の安全管理への影響は検討されたのか規制委員会で十分審査されねばならない、そうでなければ、このような状態で核のゴミを増加させる再稼働は許されない。2. 審査書案の記載に記載されている内容2. 1地震による損傷の防止III-1地震による損傷の防止(第4条関係) / p.10 東日本大地震(2011年3月11日)により損傷を受けた建物・構築物と設備・機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がない。もし検証していないのであれば、再稼働の前提条件の一つである設置変更許2. 2. 基準地震動を見直すべきである。III-1. 1基準地震動4. 基準地震動の策定可を審査する規制機関として重大な不作為であり、審査はやり直すべきである。基準地震動が過小評価になっている可能性が高い。安全サイドに評価すれば少なくとも1700ガル以上にすべきである。中越沖地震(2007年)の際に柏崎刈羽原発1号機地下の岩盤での揺れ(基準地震動と比較可能なもの)の最大加速度が1699ガルだったことが、原子炉建屋最下層の地震観測記録から東京電力によって推計されたことを考慮すると、最大水平加速度を少なくとも国内原発での既往最大記録値である1700ガルをもって評価すべきである。3. 再び審査書案に記載されていないが最も重要なこと住民の避難計画についての審査に全く触れていない。安全な原発の稼働については周辺住民の安全を第一に評価すべき課題であり、これを回避しているのは明らかに規制委員会の意識的な</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>不作為である。先の東京地裁における東電福島第一刑事訴訟においても裁判長は「国（規制委員会）は住民の安全についてそこまでは要求していない」などを理由に挙げて東電3首脳が無罪を決定している。当然ながら現在控訴中であるが、司法からこのような不備の指摘を受けても、規制委員会が住民の安全避難計画についての審査を避けていることは国民には理解できない。以上</p>
1227E55	<p>原子力規制庁長官殿 1 生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然であり、新規制基準は容認できません。2 同型の原子炉である東京電力福島第一原発事故の収束や事故調査結果が出ていない状況で審査の成案作成はあり得ません。3 新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分です。住民の避難が安全、かつ、確実にできることが必須です。4 女川原発は地震による負荷を受けた被災原発であり、国民の生命への影響を鑑みても被災原発の再稼働はあり得ません。以上の観点から審査書案の撤回と女川原発の確実な廃炉を強く望みます。</p>
1227E56	<p>テロ対策施設に5年の猶予を与える合理的理由はない。5年間テロにあわない保証はどこにあるのか。太陽光発電などの自然エネルギーにシフトする仕組みに注力して。</p>
1227E57	<p>「III-5 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）（112P）について。特に近年は、イスラエルによると思われるイラン原子力施設へのサイバー攻撃やアルジェリアにおける日本企業への武装集団の攻撃が発生しており、日本の原発にそれらが及ばないとする根拠はない。侵入や武力行使について考慮されていない審査書は不備でありやり直すべきである。ただし、日本政府が対外武力行使に及ぶような事態にもなれば、事実上核地雷化しかねない原発に対して、例えば自衛隊など武装組織で防衛することは、武力攻撃をエスカレートさせるだけのものであり民主国家として容認できるものではない。</p>
1227E58	<p>「III-4. 2. 3 外部火災に対する設計方針（99P）について。「航空機落下については、最近20年間の航空機落下の実績を踏まえ、発電用原子炉施設への落下の確率を評価した結果、1千万年に1回の頻度を下回っているため、設計上考慮する必要がない。」としつつも「航空機落下による火災を想定しても、発電用原子炉施設は十分な耐火性能を有し、安全機能が損われない設計としている。」また、特定重大事故対処等施設においては故意の航空機墜落について対策をしているから、その審査で確認しているとされている。事実上航空機墜落の確率的評価は故意による航空機墜落に取って代わられたと言えるから、この項目については確率論での判断は既に意味を失っている。なお、故意による航空機墜落では軍用機を対象とはしていないように見受けられるが、これについては審査対象施設が秘密とされているため判断できない。また、軍事行動も対象とはなっていないようであるが、そもそも「テロ攻撃」とは軍事行動も含むものであるから、それへの対処がないことは想定に問題がある。これら飛来物による攻撃についても指摘をすべきである。</p>
1227E59	<p>「III-4. 2. 5 その他人為事象に対する設計方針（109P）について。一般にこれは安全保護系統以外（安全保護系はIII-15に記載）のサイバー攻撃ないしは外部からシステムへの侵入についてを含むと考えられるが、その観点からの対策は記載されていない。特定重大事故対処等施設は原子炉の冷却・放射性物質拡散防止等に関しての施設、設備についてのものと思われるから、それに至る前のシステムへの侵入行為等について対策が記載されていないのは不備である。安全保護系以外でも侵入されることで重大な機器を招く危険性はある。ウイルスの侵入例はシステムの外部接続に寄らずとも発生しているし、従業員によるデータの持ち出しなどは外部からの侵入にも大きな侵入口になっている。このような対策について記述がないのは不備である。</p>
1227E60	<p>2011年の東日本大震災の際で、女川原発は被災しました。5つある電源の系統のうち、1つが何とか保たれたために原子炉の冷却はでき、事故に及ばず、大事に至りませんでした。幸運だとは言えません。女川原発と同じ沸騰型の福島第一原発の事故原因も明確になっていない中、女川原発を再稼働する根拠は何でしょうか？福島原発事故の原因がわからない限り、対策の打ちようもありません。女川原発の再稼働は反対です。</p>
1227E61	<p>「III-4. 2. 2 火山の影響に対する設計方針」（90P）について。「降下火砕物については、降下火砕物の分布状況及び、降下火砕物シミュレーション結果から総合的に判断し、鳴子荷坂テフラ（鳴子カルデラ）を考慮し、敷地における最大層厚を申請時の10cmから15cmへ見直し。」とし、火砕流については「火砕物密度流については、敷地周辺までの到達が認められないことから、妥当であると判断した。」と、火砕流は到達しないとされている。これもま</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>た自然を甘く見ている。十和田火砕流等を想定するべきである。東北電力は当初 10cm の降下火砕物（火山灰など）の対策をずるとしてしたが、規制委からの指摘で「火山灰が 15cm 堆積しても、建屋や設備は耐えることが出来る設計とする。」と対策を強化しているが、一方で「鳴子カルデラ」による 15cm の最大層厚を設定している。つまり対策と想定が同じ層厚であるから、想定がギリギリである。これでは降下火砕物により原子炉の冷却が困難な事態を招いてしまう。少なくとも 15cm の層厚を想定するならば、その二倍の降下火砕物にも対策できるよう規制委は求めるべきである。</p>
1227E62	<p>原発の設置、再稼働、運用の全てに反対します。日本は地震が多いので、原発に代わる自然エネルギー開発に切り替えていくべきです。太陽光発電と風力発電と水力発電を進め、ゴミを埋め立てるのを辞め、火力発電すべきです。放射性廃棄物、汚染水、除染土のいずれも適切に処理されているとは言えません。福島県の被曝者の方々の健康被害、避難を余儀なくされた方々に対する補償も不十分です。事故の検証も終わっていません（少なくとも一般の国民に周知されてはいません。）。日本に住んでいて安心して口にできる食品はもうほとんどないと言っていいでしょう。日本から食品を輸入制限している国が多いのはなぜか、考えるまでもないでしょう。放射能の影響を受けており危険だからです。</p>
1227E63	<p>審査書案第 255、256 頁についての意見審査書（案）は第 255 ページで、「2. 審査結果規制委員会は、格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用」において、申請者が水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いとしていることは妥当と判断した」としていますが、この判断に疑問があります。審査書は、この判断に至った根拠として、第 256 ページで、申請者の説明を要約して示していますが、申請者の「実機で想定される溶融物の初期の温度は実験条件よりも低く、冷却材中を落下する過程で溶融物表面の固化が起こりやすい」という主張には虚偽が含まれており、原子力規制委員会は再度の検討をすべきです。東北電力は、2018 年（平成 30 年）7 月 26 日に開催された第 606 回適合性審査会において、「水蒸気爆発が発生した KROTOS と TROI の一部実験の特徴といたしましては、外乱を与えて液－液直接接触を生じやすくさせていること、もしくはですけれども、溶融物の初期温度を高く設定していることが挙げられるということでございます。大規模実験の条件と実機条件を比較すると、実機においては液－液の直接接触は生じるような外乱となる要素は考えにくいということ、また、実機で想定される溶融物の初期温度は実験条件よりも低いと考えられる」と主張していますが、その根拠として提出された「資料 2-1-3 女川原子力発電所 2 号炉重大事故対策等の有効性評価について」に虚偽があります。資料の第 16、17、18 ページに、TROI 実験の実験条件および実験結果の表が示されていますが、そもそもこの表は実験者が作成したものではなく、ストラスブール大学の大学院生の博士号取得論文から孫引きしたものです。とくに、大学院生が原論文の温度を不正確に引用していたにもかかわらず、東北電力がこれをそのまま引用したため、東北電力が TROI 実験のデータを別のデータに改ざんしたような結果になっています。審査会合の議事録によれば、原子力規制委員会と規制庁が温度データの誤りを指摘したことはありません。審査会合とは別にヒアリング等も行われていますが、原子力規制委員会は審査書案作成の時点で実験データの誤引用に気が付いていたのかどうか、ご説明ください。実験者の報告によれば、TROI 実験の第 35 番の実験の溶融物温度は、測定値で 2990 K、補正值で 2793 K です。これは「実機で想定される溶融物の初期温度」と同程度ではないでしょうか。「実機で想定される溶融物の初期温度は実験条件よりも低いと考えられる」という東北電力の主張は成り立たないように思われます。この疑問について回答していただくことを求めます。TROI 実験について、実験者が報告したデータにもとづいて再評価し、「水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低い」という判断を再検証していただくことを求めます。</p>
1227E64	<p>「III 設計基準対象施設」「III-1 地震による損傷の防止（第 4 条関係）」「III-1. 1 基準地震動」の「規制委員会は、申請者が行った地震動評価の内容について審査した結果、本申請における基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から適切に策定されていることから、解釈別記 2 の規定に適合していることを確認した。」（11P）について。地震の想定について最も厳しい評価をするのならば、1. プレート間地震の発生により基準地震動クラスの地震に遭遇、2. プレート間地震により誘発される内陸直下地震により基準地震動クラスの地震に遭遇、3. これらにより地震地体構造が変化し、震源特</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>定できない直下地震によりM7.3クラス以上の地震に遭遇し基準地震動を超える揺れに遭遇、4. アウターライズ地震による長周期揺れ及び基準津波を超える津波に遭遇。といったシナリオに基づき、これらがほとんど連続的に（補修をする間もなく数日間に集中的に発生する）発生した場合、そのどこでクリフエッジを超えるかを判断し、そのうえで特定重大事故対処等施設により収束可能であるかどうかの判定を行うこととすべきである。微に入り細を穿つ現行の基準地震動の想定が正しいかどうかをいくら審査していても、正しい結論は永久に見いだすことは出来ない。自然災害とはそのようなものであり、もっと謙虚に考えるべきだ。現状の基準地震動の策定並びにそれに基づく耐震設計の考え方そのものに大きな問題があり、今回の審査書は撤回すべきである。東北地方太平洋沖地震の際、女川原発で観測された地震動も当時の基準地震動を超えたことを如何に考えているのかを明らかにすべきだ。地震学者の入倉孝次郎氏は2014年3月29日の愛媛新聞インタビュー記事で現在の基準地震動の策定の仕方についても目安に過ぎない「平均像」だと認めている。女川原発において例えば応力降下量を大きく設定し「応力降下量を34.5MPaとして大きく設定するなど予め不確かさを考慮している」（プレート間地震について）、「敷地に対して厳しい位置に断層位置を設定するとともに、宮城県沖の地域性を考慮して、短周期レベルをレシピの1.5倍として予め大きく設定（SMGA 応力降下量119.6MPa）して適切に評価を実施していること」（2011年4月7日宮城県沖型地震について）と断層全体を敷地に近づけるケースを設定し、不確かさを十分に考慮した評価を実施していることなど、あたかも安全側に過大に評価しているかの記述があるが、これについても入倉氏の見解に寄れば「明確な根拠はない」ことになる。「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは地震の平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。基準地震動はできるだけ余裕を持って決めた方が安心」（愛媛新聞2014年3月29日）実際に女川原発の基準地震動は水平1000ガル、垂直600ガルであり、日本の原発の中でも低い部類に属する。「2008年岩手・宮城内陸地震及び2000年鳥取県西部地震については、敷地近傍及び敷地周辺との地域性の違いを十分に評価したうえで、地質学的背景等が異なることから、観測記録収集対象外としていること」との判断は、恣意的で有り認めがたい。これらを含めて対象として考慮し、少なくとも現行の耐震評価で最も大きい柏崎刈羽原発の基準地震動2300ガル程度を採用すべきである。</p>
1227E65	<p>「III-2 設計基準対象施設の地盤（第3条関係）」「III-3 津波による損傷の防止（第5条関係）」「III-3. 1 基準津波」（48P）について。「年超過確率の参照」では、10の-7乗までの超過確率のところでは、40メートルに達する高さになる。「女川原子力発電所2号機津波評価について（基準津波の年超過確率の参照）（コメント回答）」より「7. 1年調か確率の参照：フラクティルハザード曲線99p」から。さらに30メートル、すなわち防潮堤を越えてくる津波の発生確率（年超過確率）は10の-5乗付近になる。これは極めて高いと言わなければならない。女川原発が対策をしているO.P.+29.0メートルは不十分である。30メートルを大きく超えてくるリスクにも対応できなければならない。従って、東北電力によるO.P.+29.0メートルまでの防潮堤による津波対策は不十分な対策であり、認めてはならなかった。従って新規制基準にも適合していない。「III-3. 2 耐津波設計方針」（58P）について女川原発は「入力津波高さO.P.+24.4m」で対策されている。しかしながらこの地域では30mを越える津波は通常起こりえるものであると考えなければならない。この高さが不十分であることで、引き波の時の水面低下の対策も不十分なものとなっている。「女川原子力発電所2号機津波評価について（基準津波の年超過確率の参照）（コメント回答）」では、引き波による海面低下については10の-6乗で15mから22mまでも低下する。しかしながら最大水位下降量は10m程度しか想定していない。「発電用原子炉設置変更許可申請の補正書及び補足説明資料（2019年9月19日）」これもまた、設計基準を満たしていないから、新規制基準に適合していないので審査書は撤回すべきだ。</p>
1227E66	<p>「III-1. 2 耐震設計方針」「1. 耐震重要度分類の方針」（29P）について。耐震重要度分類は不合理である。例えばSクラスとされる冷却系統について、通常圧力バウンダリを構成する部分についてはsクラスと指定されているのに、これを最終的に逃がす場所である「最終ヒートシンク」の大半の部分はCクラスとされており、これでは冷却不能になる事態が想定されるからだ。具体的には非常用取水設備を構成する設備のスクリーン室等については、Cクラスで設計されており、これらがSクラスで設計されていないのは誤りである。これらは原子炉を冷却する際に、圧力容器内の熱を海まで輸送する上で必須の設備であり、「原子炉停止後、炉</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>心から崩壊熱を除去するための施設はSクラスとすること（設置許可基準規則の解釈）」に該当する。従って、冷却系統は一貫してSクラスとしなければならない。同様に、「建物・構築物の水平地震力」についても「水平地震力については、地震層せん断力係数に、施設の耐震重要度分類に応じた係数（Sクラスは3.0、Bクラスは1.5及びCクラスは1.0）を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。」としているところも不合理であり、建屋毎に強度が異なるため、それぞれの接続部において、大きな変異が発生することとなる。そのため建屋間を通っている配管、電路系統などが破損して冷却不能となる事態を招いたり火災を生じさせる原因となる。火災については2007年の中越沖地震において柏崎刈羽原発3号機で実際に経験したことである。これらの反省を踏まえるならば、Sクラスに接続する施設設備はSクラスの耐震重要度とするべきである。</p>
1227E67	<p>住民の避難計画が安全基準の対象になっていないようですが、技術（テクノロジー）は社会的諸関係によって成立して、社会関係的な意味を持ちます。また失敗しないテクノロジーは存在せず、過去の科学プロジェクトをみるように、失敗によって科学技術は精密化されていくわけです。つまり安全基準をいくら高めても可能性として過酷事故は想定されるのであり、その対策、社会的な対策、つまり住民の完全なる避難計画を審査基準の中に入れなくてはなりません。故に、今回の東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請の内容は不十分であると結論づけられることとなります。</p>
1227E68	<p>「III-4 外部からの衝撃による損傷の防止（第6条関係）」「III-4. 1 外部事象の抽出」「III-4. 2 外部事象に対する設計方針」「III-4. 2. 1 竜巻に対する設計方針」（85P）について。「発電所が立地する太平洋沿岸地域で観測された過去最大の竜巻のスケールの風速上限値 92m/s の竜巻を基準竜巻として設定。それに対して、100m/s の竜巻から防護できるよう設計。飛来物に対する防護ネット等の設置や飛来物の飛散防止を実施。」とされている。しかしながら昨今の気候変動を見れば、台風の規模も大きくなり、さらに東北地方においても勢力を落とさず接近するようになっており、近海水温の上昇により、今後更に大きな勢力の台風が発生しうると考えられる。そのことから、過去の経験則により上限値を定めることは、竜巻災害についても過小評価となる。日本では、100m/s の竜巻が最大級とされているが、米国では既に 100m/s クラスは毎年のように発生しており、日本だから発生しないとは言えない。少なくとも 120m/s 以上を想定すべきである。</p>
1227E69	<p>「5. 技術者に対する教育・訓練」の「事務系職員及び協力会社社員に対しても、自然災害対応等の役割に応じて、教育及び訓練を実施することなど、申請者の技術者等に対する教育及び訓練の方針は適切なものであることを確認した。」（8P）について。これもまた当然と言えば当然の対応であり、これらについて教育や訓練の方針、成果等について明記しなければ何も言っていないのと変わらない。どういう成果があったかを明らかにすべきである。福島第一原発事故において、事務系職員や協力企業の従業員が長期間にわたり高線量地域に留まって本来の業務以外にも多数の事故対処活動を行っており、これらは違法な労働であった。緊急事態であるからこそ法令淳書が求められ、また、人身の保護は最優先でなければならない。そのことが明記されていないため、これでは実際に何を何処まで要求されるのか極めて不透明であり、不当労働行為が横行するのではないかと恐れる。規制委としては、これら本来は原子炉の安全性に対して責任を有しない人々を、事故時にどうやって守るかこそ論じるべきであり、そのことを事業者に要求しなければならないので、これでは対策になっていないと考えるから、再度確認して対処すべきである。</p>
1227E70	<p>P499 に対する意見私は、女川原子力発電再稼働に向けた審査に適合しているという結果に対して異議を申し入れます。私は、小学校で教員をしています。原子力災害が発生した場合子どもたちを守ることができるか大いに危惧しております。私の勤務校は東松島市にありUPZ圏内です。現在も年に1度原子力災害を想定した避難訓練を実施していますが、避難できるのは校庭等から教室内への屋内退避のみです。そこから保護者に引き渡し、第2次避難を行うとすれば、どうしても被曝は避けられません。どこにどのように避難するのも明確ではありません。260名の児童が安全な場所まで移動できる保証はどこにもありません。また、放射線は目に見えず、危険性をリアルに判断することは困難です。放射能測定器がありますが、仮に高い放射線量が出た場合、何日も校舎内にとどまることとなります。それへの対策はどうなのでしょう？さらに、一旦避難した子どもたちが、学校に戻れるようになることができないのは福島の場合を見れば明らかです。原子力発電所はいったん事故が起きれば、住民の人生を壊し、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	子どもたちから未来を奪うものだと言えます。女川原発が安全だというものですが、現実的に避難可能な方法が示していただきたい。そのうえで安全かどうかの議論をすべきだと思います。安全性に対する危惧を完全に払しょくしてから再稼働は検討されるべきです。
1227E71	P32 女川原発は、被災原発です。建物の老朽化に被災が輪をかけ、ひびみれだったことは誰もが知っていること。それをちょいちょい、とメンテしたところでなぜ安全と言えるのですか。更にフクイチは津波に合った、でも女川原発は大丈夫だった、と得意げに語る方もいらっしゃいますが、それは自慢にはなり得ません。今後も女川原発が多くの地震に見舞われることは必至、そのためには今の不十分な被災検証で安全審査合格を出せるはずがありません。完全に被災検証ができたとしても、原子力発電所は軒並み即廃炉すべきと考えます。P152 自治体に投げられた避難計画。誰がどう考えても現実的な避難計画など立てられるはずもなく、でも原子力発電所がある限り、事故は想定され、避難計画も必要です。原子力発電所がある限り、避難計画はセットで考えるべきです。審査対象とされていないのはまったくもって理解ができません。他にもたくさんの疑問、意見がありますが、強く主張したいのは、『普通の感覚でものを考えてください』ということです。原子力発電がこの先立ち行かないと、委員会の皆さんは思っていられっしゃるはず。ただ、現政策では稼働前提。だから、再稼働に向けて審査基準を作らなければならないし、審査もしなければならない。原子力発電を続けるにあたり、数々の問題を熟知されている規制委員会の皆さまの方が、どれだけ「脱原子力発電」に注力したらいいかご存知のはずです。福島第一原発事故以来、世界中が原子力発電なんてナンセンス、と気づいたのに、情けなや、日本。普通の感覚でものを考えてください。宮城県民のいのち、日本国民のいのち、世界中のいのち、地球上全てのいのちが大切であること、守らなければならないことは子どもだってわかります。生きものとしての感覚で、物事を決めてください。女川原発が津波被災を免れたのは、ただ単純にたまたま、の話です。でもひびだらけになった原子力発電所が身近にあって、それがまた発電を始めるという恐怖。何も整っていない、何も検証しきれていない。規制委員会の皆さんがそういった原子力発電所の側に住むことができますか？
1227E72	女川原発 2号機の再稼働に断固反対です。（11p、48p）日本は地震大国です。小さな地震がほぼ毎日おきています。19日には青森県で最大震度5弱を観測する地震がありました。津波の心配はなく、女川原発にも被害はなかったようですが、地震、津波の予測には限界があります。またいつ東日本大震災のような大きな地震がおき、女川原発が被災するかわかりません。策定された基準では十分と言い切るのは危険でしょう。原子力発電で生じる使用済み核燃料の最終処分方法について、解決策が見つからず、各国が処分場の確保に四苦八苦する間にも、有害性がなくなるまで非常に長い年月を要する高レベル放射性廃棄物は世界各地で増え続けていると警告する報告書が出ています。核廃棄物の処理方法ないまま再稼働し増やし続けるのは住民を危険にさらすことになるのでは？原発ではなく他のエネルギー政策をもっと考えてください。
1227E73	女川原発の立地は巨大地震の震源域に近く、地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。女川原発は過去に何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」である。建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分と考える。福島第一原発事故の原因究明は行われていない。福島原発と同じ沸騰水型の女川原発の審査が十分に行われているとは思えない。地域住民の「避難計画」は机上の計画で、およそ実効性がない。テロ対策に5年の猶予を与える合理的理由がない。5年間はテロが起きないと考えているのか。以上のことから、女川原子力発電所の廃炉を求めます。
1227E74	地震、津波、噴火など、自然現象相手に完全な予測は不可能です。東日本大震災も、想定外の揺れと津波が福島第一原発の重大事故を引き起こしました。どんな規制基準に合格しようと、同様のことがどの原発にも起こり得ます。ひとたび事故が起きると被害が甚大で、大勢の地元住民が住居、故郷、生業などすべてを失い避難生活を強いられます。原発はなくても電気は足りるので、それだけのリスクをおしてまで動かす必要性はまったくありません。いい加減、原発はもうやめてください。
1227E75	女川原発 2号機は福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いため、東京電力福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。
1227E76	新規制基準は避難計画が適合の要件に入っていないことから再稼働に対し反対します。そもそも新規制基準では「生活圏への放射能の放出を前提」としている以上、事故が起きた際に周辺住民が安全に避難できることは必須だと思います。これが実現できない以上原発は住民の生存権を侵しているとも言えることから新規制基準そのものが憲法違反になる可能性も否定できな

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>いと思います。また諸外国における規制基準に対する避難計画の必要性はいかがでしょうか？原発事故を起こした過去の日本が他国の規制基準に劣るようなことがあってはならないと思います。</p>
1227E77	<p>女川原発の再稼働は急ぐべきでなく、広範な県民の意見を「住民投票」など含めて行ったから、その結果により判断すべきと考えますまた、すでにNHK含めマスコミでも指摘のある「原発事故」発生時の、住民の避難計画がまともに立案されておらず、さらにその予行演習もあやしい状態では次期早々と考えます私は、塩釜市内の総合病院に勤務しておりますが、仮に「原発事故」が発生した場合、30キロ圏内にある医療機関は石巻日赤病院しか対応できる医療機関はなく、その日赤も事故後には医療機能をそのまま継続できるのか？疑問ですし、石巻日赤が医療機能を停止した場合を想定した「避難計画」「医療活動」はどうなるのか？知りたいところです女川原発の再稼働は次期早々として、すべきではありません！</p>
1227E78	<p>福島原発の事故、その後の様子をローカルニュースなどからつぶさに見ている福島県民です。東京電力より東北電力は電線の管理にしても、よくやっているとっています。有難いことです。しかし、原発再稼働は容認できません。東北大震災の時も、女川原発が事故らなかったのは日頃のセキュリティ管理のおかげもあるでしょう。しかし現在の原子力発電設備の技術からは紙一重の奇跡でしかなく、日本が火山地震地帯に属し、首都圏や南海トラフでいつまた大きな地震が起きるかわかりません。津波被害、東北での地震がないとは言えません。また廃炉処理に責任は持てるのでしょうか？核燃料の最終処分場は決まったのですか？排水による海洋温度の上昇はダイジョウブですか？これらの問題が解決できない状況での再稼働は単なる問題先送りで次世代の負債になりますだから、どうか再稼働しないで下さい、お願いします。</p>
1227E79	<p>地震大国の日本には原発は非常に危険です核廃棄物の処理方法がないのに稼働するとはとても愚かな行為だと思います断固反対します</p>
1227E80	<p>再稼働反対します地震大国の日本には原発危険である。核廃棄物の、処理方法がないこと</p>
1227E81	<p>「重大事故等に対処するための手順に対する共通の要求事項」に対し、運用手順などを「保安規定等において規定する方針であること、また、その他の項目についても、「…する方針」であること、規制委員会は、「要求事項に適合する。」と、しています。（310～318ページ）しかし、「規定する方針」だけでは不十分です。2013年の、「新規規制基準において新たに要求する機能と適用時期」（130410-09.pdf）では、こうした手順や訓練などを「7月中旬予定の施行時点から、必要な機能を全て備えていることを求める」としていたのであり、「方針」だけで、「手順書」の現物が未完成であったり、これに基づいた「訓練」が実際に行われていないとすれば、それだけですでに、審査は不合格です。全体として、東京電力福島原子力発電所でおきたような苛酷事故を防げるものではなく、差戻しとすべきです。</p>
1227E82	<p>審査書案は、「申請者は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた対策や前記のように網羅的かつ体系的に想定した事故への対策に関する設備及び手順等を適切に整備する必要がある」（p151）と述べ、また「設置許可基準規則第三章『重大事故等対処施設』及び重大事故等防止技術的能力基準第1項は、主として福島第一原子力発電所事故の教訓から導かれた要求事項から構成されている」（同）と述べています。しかし、福島第一原発事故の検証は十分に進んでおらず、原因もわかっていません。同原発のどの部分がどのように壊れたのか、正確なことは、今でも不明です。デブリの正確な分布さえわかっていません。津波前の地震の影響についても検証が不十分です。福島原発事故を教訓にするのであれば原因の究明を先に行うべきです。福島第一原子力発電所事故の原因について、「国会事故調報告書」は、「未解明部分の事故原因の究明・・・について引き続き調査審議するための」独立調査機関を設置するよう提言しています（同報告書p21）。にもかかわらず、この提言も無視されています。このような状況下で、例えば、基準地震動の策定、適正な耐震設計方針を立てることなどがどうして可能でしょうか。女川原発は、2011年3月11日当時、福島第一原発が被ったような事故を回避することはできたものの、同様規模の地震と津波に見舞われています。福島第一原発事故の教訓を踏まえるというなら、この審査書案は、福島第一原発事故の原因が十分究明されるまで保留すべきです。</p>
1227E83	<p>まず福島第一原発は現在廃炉収束作業が継続中であり、その上事故原因および津波前の地震の影響についても検証が不十分です。そしてこの女川原発2号機は福島第1原発と同型であり、更に被災し多大な損傷を受けた上老朽化の進んだ原発を動かすべきではありません。そもそも原発は人の手に負えるものではないのは、福島第1原発の廃炉作業の進捗状況を見ても明らか</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>です。さらに、現在原発による発電がなくても十分電気は足りていることがはっきりしている以上、この危険で10万年にもわたる負の遺産を生み出し続ける単なる湯沸し器に地球の生命・自然を犠牲にするなど馬鹿げています。誰が責任を負えるというのですか。未来の世代に問題を先送りすることはあまりにも無責任と言わざるをえません。</p>
1227E84	<p>全般的な意見・福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていません。福島第一原発と同型で老朽炉である女川原発2号機を動かすべきではありません。・福島第一原発事故の検証は不十分であり、原因もわかっていません。津波前の地震の影響についても検証が不十分です。福島原発事故を教訓にするというのであれば原因の究明を先に行うべきです。・重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。・避難計画の実効性は確認されていません。病院や介護施設や自宅の要配慮者の避難や地震や台風などの複合災害については全く目途が立たない状況です。再稼働の手続きを進めるべきではありません。・東日本大震災では道路が寸断され交通がまひしました。緊急時に安定ヨウ素剤を備蓄場所まで取りに行くことなどできません。安定ヨウ素剤は5キロ以遠でも事前配布が必要ですが、そのような体制にはなっていません。震災の影響について検証がされていない・女川2号機には、東日本大震災により損傷を受けた施設や機器が多くあります。例えば原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ（1130箇所）が確認され、東北電力は建屋の剛性が最大70%低下していることを規制委員会に報告しました。ところが、被災した施設や機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がありません。検証を行った上で再度審査を行うべきです。強い余震による影響が考慮されていない・熊本地震では強い揺れがくり返し発生しましたが、耐震評価ではくり返しの強い揺れを想定していません。・熊本地震では、最大震度が7の地震が間を置かず2度発生しました。その後も1か月の間に最大震度が6強の地震が2回、6弱の地震が3回も発生しています。原発の耐震審査では、通常運転による影響に加えて、基準地震動による1回の揺れに耐える設計であればよいことになっており、熊本地震の教訓が反映されていません。水蒸気爆発が考慮されていない・女川原発では、炉心熔融事故が発生し、原子炉圧力容器から熔融燃料が流出した場合、コンクリートと反応して水素や有毒ガスが発生するのを防ぐことを優先し、熔融燃料を他の原発と比べても非常に深い水深約4メートルの水を張ったペDESTAL部に落とし、水冷することになっています。・この場合、熔融燃料と水が接触し、水蒸気爆発が生じるおそれがありますが、東北電力は、水蒸気爆発は発生しないことを前提にしています。・審査書案は、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。しかし過去に起きた金属工場などでの水蒸気爆発事故や実験事例からも、水蒸気爆発が起こらないとは言えません。汚染水事故に対応できない・適合性審査では、福島第一原発で現に起きている汚染水事故…格納容器下部が破損して冷却水が漏れ、汚染水となって外部に放射能が大量に拡散している…について検討しておらず、防止策もとられていません。これは、格納容器が破損した場合でも、放射能の大量の拡散を防止する策を講ずるよう要求する新規基準に違反します。・設置許可基準規則55条では、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」とされています。ところが、東北電力の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけです。・また、海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスですが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、熔融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできません。地震動は少なくとも既往最大1700ガルに・震源を特定せずに策定する地震動について、2008年岩手・宮城内陸地震及び2000年鳥取県西部地震を参照して620ガルとしています。・これは、中越沖地震で基準値を大きく超えた柏崎刈羽原発の1699ガルに比べるとあまりにも小さい値です。最大加速度は少なくとも既往最大の1700ガルにすべきです。</p>
1227E85	<p>安全が確認出来ない女川2号原発の再稼働に反対します。福島第一原発同様、被災した原発であり、東日本大震災を含む地震発生密集地帯の原発です。すでに先の大地震でコンクリートのひび割れが千箇所以上あり、補修したとしても、強度に問題があり、次来る地震に耐えられない可能性があります。たとえ、ネジ延ばし試験をしても、モルタルなどの応急処置では、とても保ちません。防潮堤にしても、強固なものにした結果、逆に地下水の流れを変えて、建屋側は水が溜まり液状化、海側は地盤沈下の恐れが出てきます。地下水管理システムなどで管理す</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ると言っても、それは自然の冒とくであり、それが出来ない現実が福島第一原発ではないでしょうか。前に臨時会議で、元女川原発の所長が、こう申しましたね。闇を見たと、当時働いていた作業員の友達も、同じ事を言っていました。二度とこのような事を起こさない事があなた達の仕事なのではないですか。そして、放射線から、国民の命を守る責任があることを忘れないでください。</p>
1227E86	<p>・東京電力福島原発事故は、収束していません。福島第一原発と同型で老朽炉の女川原発2号機を動かすことには賛成できません。・重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が実効性のあるものか、確認する法的な手続きがなく、審査でも検討対象になっていないのは、欠陥です。・病院や介護施設や自宅の要配慮者の避難や天災等の複合災害時の対応が完全に行われるか、疑問です。再稼働を進めるべきではありません。・緊急時の安定ヨウ素剤は、住民に配布されるか不透明です。5キロ以上でも事前配布が必要ですが、そのような体制にはなっていません。</p>
1227E87	<p>女川原発は東日本大震災で被災。5系統ある電源の1系統だけ生き残り、かろうじて冷温停止できたのは幸運でしかなかった。強い力で揺れ、建屋にはひび割れ1130か所も発見された。見えない箇所もあるだろう。東日本では2011年以来、原発は一基も動いていない。必要性もない。</p>
1227E88	<p>福島第一原発の原因究明もされていないのに、同じ沸騰水型である女川原発の審査が十分に出来る筈がない。(150P)水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料を使った審査は無効。やり直すべきです。(392P)テロ対策に5年の猶予を与える合理的理由はない。5年間テロに合わない保証は何処にありますか。(494P)</p>
1227E89	<p>女川原発の再稼働に反対です。安全に対する不安、実効性に不完全な避難計画、使用済み核燃料の処理の問題など、課題山積する中で、再稼働すべきではないと思います。</p>
1227E90	<p>3/11の地震加速度がわずか567gal(1号機)だったそうですが、この程度で施設に深刻な障害が起きた訳で、それほど耐震性が低いことに驚きます。ふつうの住宅でも数千galに耐えると言われるのに、悪い冗談のようです。直下型地震で、数千galの加速度を現実に何度も観測しています。このように耐震性の低い施設の再稼働は許容できません。何かの基準に合格なのかも知れませんが、その基準は安全ではありません。田中俊一前委員長が「安全とは申し上げられない」と言った通りです。施設の基本設計からやり直して建て直さない限り、大幅な耐震性向上は不可能なはずで、さらに「テロ対策施設に5年の猶予を与える」ことも理解できません。このリスクを真剣に考えていないという証左でしかありません。</p>
1227E91	<p>地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言い切れない。女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」であり、多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証は不十分。何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。そもそも福島第一原発事故の原因究明がなされていない。</p>
1227E92	<p>「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規性基準は容認できない新規基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3SV、全身に対して0.25SV」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」(1964年制定)の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。</p>
1227E93	<p>東日本大震災で九死に一生を得た女川原発。フクイチと同じ型で、同じように老朽炉、巨大地震に耐えうとは思えません。地震対策も汚染水対策も避難計画も未熟です。新規基準の適合審査では、合格を出すために話し合ったのではないのでしょうか。こんな恐ろしいものを動かさないでください。私は福島県民として再稼働に反対します。福島県の教訓を生かしてください。</p>
1227E94	<p>2ページの2行目「6月28日」の記載は不要と思います設置許可基準規則解釈第1条1での引用の例では記載がないので・11ページの注釈の半角「-」は全角「ー」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・12ページの22行目「牡鹿」の振り仮名は、12ページでは「おしか」、59ページでは「おじか」となっているが、147ページ(牡鹿幹線)での読みはどちらなのか?・12ページの22行目「半島」の振り仮名は不要と思います。・13ページの22行目「PS検層結果をもとに」は「PS検層結果をもとにした」などのほうがよいと思</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ます。原文では「結果をもとに」申請者が何をしたかが不明なので。・13ページの23行目の文末「できること」は「できることを確認していること」などのほうがよいと思います。申請者が何をしたかが明確となるので。・13ページの24行目「当該地下構造モデル」の「当該」が何を指すのかが曖昧であるので、ここは「モデル化した地下構造モデル」などとしたほうがよいと思います。・13ページの25行目「シミュレーション」は、同1行目、15行目の「検証」のことを指しているのか？・15ページの注釈の文末「確認した」の主語は申請者であると理解してよろしいか？同ページの11行目「考慮する。」の主語は申請者であるから。・33ページの1行目「耐震Sクラス」は「Sクラス」のほうがよいと思います。同一のものであれば。・42ページの10行目「弾性設計用」は「弾性設計用地震動」のほうがよいと思います。・44ページの14行目「熱水活動が終息以降に」は「熱水活動が終息して以降に」などのほうがよいと思います。同17行目等と同様に。・44ページの21行目「古い」：申請者はどの断層と比較して古いとしているのか？・45ページの8行目「終息した以降」は「終息して以降」のほうがよいと思います。44ページの17行目等と同様に。・62ページの注釈の「確認」の主語は申請者であると理解してよろしいか？同ページの1行目「考慮する。」の主語は申請者であるから。（妥当性の確認は規制庁がすべきものではないかと思われるが。）・76ページの19行目の市町名にも振り仮名を記載したほうが良いと思います。12ページと同様に。・91ページの12行目「または」は「又は」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・103ページの最下行から上に3行目「半径」の中心はどこか？（どこからの半径か）・120ページの7行目半角「-」は全角「ー」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・120ページの14行目「耐震クラス」は「耐震重要度分類」のほうがよいと思います。同一のものであれば。・120ページの15行目「耐震Bクラス」は「Bクラス」のほうがよいと思います。同一のものであれば。・148ページの最下行から上に2行目「非常用ディーゼル発電機等」の「等」は何を指しているのか？・158ページの1行目「a.」は「上記a.」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・158ページの17行目「女川2号炉」は「2号炉」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・164ページの表の「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」の選定理由欄の2行目「格納容器直接加熱」：格納容器雰囲気直接加熱（DCH）との違いは何か？・170ページの最下行から上に1行目「至るまでの時間は・・・事象発生から約51時間後であり」は「至る時間は・・・事象発生から約51時間後であり」などとしたほうがよいと思います。この「約51時間後」は（時の長さではなく）時刻を意味しているのであろうから。（178ページ等にも同様の箇所あり。）・176ページのd.の8行目「水位回復後」は「原子炉水位回復後」のほうがよいと思います。182ページの4行目と同様に。・180ページの9行目「原子炉隔離時冷却系」は「RCIC」のほうがよいと思います。502ページで略語の定義がなされているから。</p>
1227E95	<p>女川原発は、福島第一原発と同型機であり、福島第一原発事故の事故原因の検証が不十分で完全に究明されていない中、稼働させるべきではない。</p>
1227E96	<p>・226ページの2行目「破断」は「破断面積」のほうがよいと思います。・226ページの注釈32の2行目「破断」は「破断面積」のほうがよいと思います。注釈33と同様に。・228ページのe.の7行目「温度までに低下する」は「温度まで低下する」のほうがよいと思います。・246ページの注釈の「原子力発電技術機構」は「NUPEC」のほうがよいと思います。502ページで略語の定義がなされているから。（306ページの注釈についても同様。）・266ページのa.の6行目「コンクリートの侵食量」は「コンクリート侵食量」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・287ページd.の2行目「未臨界は維持されている」と、292ページのd.の「未臨界は維持される」との違いは、何を意味しているのか？・293ページの（3）の3行目「重要事故シーケンス」は「本重要事故シーケンス」の誤記ではないか？・299ページの11行目「見なし」は「みなし」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・299ページの16行目「原子炉格納容器破損モード」：500ページの略称等の「格納容器破損モード」との違いは何か？・300ページの（2）の3行目の「核分裂生成物」の略語の定義は、初出箇所の141ページで記載したほうがよいと思います。・301ページの6行目「FIST-ABWRの解析結果」と11行目「FIST-ABWR試験の解析結果」との違いは、何か？・302ページの最下行から上に2行目「c.」は「上記c.」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・308ページのb.の2行目「ひとつ」は「1つ」のほうがよいと思います。・308ページの最下行から上に7行目「上記のa.」は「上記a.」のほうがよいと思います。</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>す。他の箇所と同様に。・308ページの脚注の「et. al」は「etal.」の誤記ではないか？・321ページの2行目「または」は「又は」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。・331ページの11行目「代替制御棒挿入回路」は「ARI」としたほうがよいと思います。330ページで略語が定義されているから。・334ページの8行目「制御棒駆動機構」と339ページの20行目「制御棒駆動機構 (CRD)」とは、それぞれ「制御棒駆動機構 (CRD)」、「CRD」としたほうがよいと思います。・337ページの表の選択制御棒挿入機構の理由欄の1行目「機能であり」は「機能を有する機構であり」などのほうがよいと思います。・341ページのe.の冒頭「ほう酸水注入系」は「SLCS」のほうがよいと思います。339ページで略語が定義されているから。・384ページの2行目「SGTS」は、フルネームで「非常用ガス処理系」と記載したほうがよいと思います。ここだけ略語で記載する意味はないと思われるので。・440ページ(チ)の2行目「メタクラ(MC)」は、第44回原子力規制委員会の配布資料の資料1-2の90ページの「メタルクラッドスイッチギア(M/C)」と同じものか？・458ページの16行目「安全パラメータ表示システム (SPDS)」は「SPDS」のほうがよいと思います。449ページで略語が定義されているから。・476ページのg.の1行目、485ページの18行目の「(平成11年法律第156号)」の記載は不要では？469ページですでに記載されているから。・478ページの表の放射能測定車搭載機器の理由欄の「十分ではなく、・・・有効な手段となり得る」は論拠として適当ではないと思います。・478ページの表のモニタリングポストの理由欄の「機能喪失の可能性がある」：モニタリングポスト以外の設備ではこの記載がなされていないのは、それらでは機能喪失の可能性はないということの意味しているのか？・502ページの略語等に「FP」、「NFシート」、「PC」、「T.P.」の説明も追加したほうがよいと思います。・502ページの「非常用炉心冷却装置」：203ページ等の「非常用炉心冷却系」との違いは何か？・502ページの「冷却材喪失事故」：126ページ等の「原子炉冷却材喪失事故」との違いは何か？</p>
1227E97	<p>意見提出箇所(29ページ)女川原発は巨大地震の震源域に近い「被災原発」である女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、規制委員会では、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して適切に策定されていることを確認したとある。しかしながら、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、追加の安全対策を行っても大きなリスクが伴う可能性があり、安全とは言い切れない。○意見提出箇所(全体)新規基準は「世界で最も厳しい」どころか、世界レベルに程遠い新規基準が制定された際に規制委員会は、これまで規定されていなかったシビアアクシデント対策を規制の対象にしたことが特徴だと強調した。福島第一原発では、熔融炉心を取り出すことはほとんど不可能になっており、シビアアクシデント対策というのであれば、福島事故の教訓を踏まえて炉心熔融に万全の対策をとらなければならない。ところが新規基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。○意見提出箇所(全体)避難計画を含めて審査すべきである規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しているながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。その理由を規制委員会は、災害対策基本法が、原子力災害時の避難に関しては、地方自治体を中心とした地域防災会議に権限を委ねているからだと説明している。しかし、IAEA(国際原子力機関)で採用されている「深層防護」の考え方によれば、その第5層において、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に、規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。</p>
1227E98	<p>原子力発電は日本のエネルギー政策に必要不可欠という意見が多くありますが、そもそも使用済み核燃料の処理方法についても安全性が確保されていないのに、原発再稼働に進むことは、不安しかありません。女川原発は東日本大震災で巨大地震と津波に襲われた「被災した原発」です。多数のひび割れが入った建屋の剛性が低下しているにもかかわらず、設備・機器類の検証も不十分です。原発を日本から少しでも減らすように考えてください。日本を安全な国に導いてください。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E99	女川原発の再稼働に反対です。よく津波が来る地域に、あの防潮堤ではダメでしょう。そもそも地盤沈下しちゃ安全守れないですよ。最悪のシナリオですと、津波の第一波で傾き、二波で壊れ、三波で倒れる構造、これが3月11日の教訓です。これじゃ、枕を高くして眠れない。元女川原発の所長と会談したことを思い出し、国民の命を考えた審査をやり直してください。
1227E100	東日本大震災による損傷に対して、どのような補修が実施され、再稼働が可能であると判断されたのか、その検証について審査書案に記載がみあたらない。女川2号機では原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ（1130箇所）が確認されたことが発表されているにもかかわらず、検証と対策が明確になされないままでは、審査なしと同等であり、現在なお頻発している地震に対しての対策としても大きな不安を招くものである。
1227E101	女川原発は巨大地震の震源地に近い。地震・津波の予測には限界があり、どんなに安全基準を満たしたといっても十分に安心できない。また、テロなどの標的とされる可能性は否定できない。福島第一原発事故の原因究明がされていないのに、女川原発の再稼働はあり得ない。
1227E102	女川原発の再稼働に絶対に反対です。女川原発は、もともと老朽化しているうえに、2011年の東日本大震災における強度の地震によって多数のヒビ割れなどが生じており、いわば「超中古の事故車」です。このような原発を再稼働させるということは、きたるべき大地震の時の爆発や放射能拡散の危険が高い。何年後には大きな地震はやってくる。その時を考えると、女川原発の再稼働は全く信じられない。2011年4月、田中俊一氏ら、日本を代表する原子力関係学者16名が、安全神話を振りまいて事故を招いてしまったことについて、国民に対して痛切なる謝罪を行ったことを思い起こして欲しい。以下は、JCAST ニュースの報道である。「当面なすべきことは原子炉及び使用済み核燃料プール内の燃料の冷却を安定させ、大量の放射能を閉じ込めること。これを達成することは極めて困難であるが、これを達成できなければ事故の終息は覚束ない」と述べた点で、有効な解決策を見いだすのが難しいことを自ら認めているとも受け取れる発言だ。2011年4月1日、会見した田中俊一氏は「原子力の平和利用を進めて、まさかこういう事態、これほど国民に迷惑をかけるような事態は予測していなかった。結果的にこういうことになっていることについて、原子力を進めてきた人間として、国民に謝らなくてはならないという気持ちは、みんな持っていると思う」と心境を明かした。田中氏は提言をまとめた理由について「（我々は）余計なことを言わなくてもいい年齢だけれども、黙っていられないと。とにかく早くこの状況を抜け出して頂きたいという思いでまとめた。」と述べた。」
1227E103	女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。
1227E104	福島原発事故の原因もつかめておらず、収束がいつになるかわからない状態で隣の県の原発を再稼働させることに反対です。避難計画も確実なものとは思えず、多くの高齢者や障害者が取り残される可能性が高いです。先日青森県で震度5の地震があったばかりです。原発事故で膨大な放射線に汚染された廃棄物を抱えてこれから何百年も管理しなければいけないこの国で、これ以上使用済み核燃料などの核のゴミを出すべきではありません。再稼働をやめ、廃炉を決定すべきです。
1227E105	原発の制御システムに外部から侵入若しくは攻撃が加えられる可能性に対して、正直見通しが甘すぎるとしか考えられない。確かイランの原発にイスラエルのハッカー（若しくは国家機関）が外部からの侵入を企てた事例があったと記憶する。審査書案では通信監視で外部からの侵入を防ぐ旨の記述がされているが、この程度の防御などあってないようなものだと考える方がまともであろう。しかも、実施は東北電力という民間企業に委ねられることになる。これが果たして実効性がある対応手段だと言えようか。例えば外部と遮断されたイントラネットに外部へのバックドアを開けるため、業務に関わる人間の保有するコンピューターにウィルスを仕込んだり、協力者を潜り込ませるなどの方法も考えられる。審査書案作成について、悪意ある侵入の可能性について、専門家の意見聴取や討論などをどの程度行ったのか。日進月歩と言われるコンピューター犯罪の手口についての認識、また制御システムの独立性を確保するために東北電力がどの程度の備えを行い規制委員会がそれを安全だと認めたのか、認めたことについて規制委員会は責任を負うのか否か、伺いたい。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E106	原子力災害時の「5層防御」「多層防御」が珍しい言葉ではなくなって久しい。その「最後の層」第5層の防災対策、つまり住民避難対策について、今次審査書では全く言及がない。「事故が起きたら地元自治体、地域で対策を考えて、好きに逃げなさい」では、あまりにも無責任である。「多層防御」は国の責任ではないのか。ちなみに、合衆国ではそのように制度設計されていると聞く。そこまで責任を負えないというのであれば、再稼働ではなく「住民の安全が守れないものを動かしてはならない」と廃炉を勧告するのが安全を考えるものとして筋ではないかと思うが、いかがか。にもかかわらず国家が責任を持たずコミットもしないというのであれば、原子力発電所を保有する各企業は、現在のように立地自治体とその自治体が所属する都道府県との間で協定を結ぶのではなく、住民の安全に直接的に責任を持つ各基礎自治体との間で改めて運転に関する協定を結び直す必要があると考えるか、どうか。そのように制度改正を行わないのであれば国家の責任放棄であろう。そのような制度の改善を技術者の立場から強く主張するのも規制委員会の役目ではないかと強く思うのだが、ご見解をお伺いしたい。
1227E107	福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていません。福島第一原発と同型で老朽炉である女川原発2号機を動かしてはいけません。
1227E108	[対象]基準地震動（III-1. 1基準地震動4. 基準地震動の策定（1）敷地ごとに震源を特定して策定する地震動／p.27）[意見]委員会が容認した基準地震動の最大水平加速度はSs-D2での1000ガルであるが、「新潟県中越沖地震：M6.8」で柏崎刈羽原発は1699ガルを記録している。依って、少なくともより保守的な数値1700ガルを採用すべきである。[理由]「残余のリスク」に基づき常に保守的評価をしなければならない。（説明）2006年の改定耐震指針において、「策定された地震動を上回る地震動が生起することは否定できず、その影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、或はそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすこととのリスク」（「残余のリスク」と命名された）が明記され認められた（但し、規制基準への導入は見送られ、事業者の努力目標にとどまり、当然の事乍ら事業者は定量的な評価すらしていない、公表していない。）。しかも福島事故後の新規基準では「極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与える恐れがある地震動（基準地震動）」しか明記がなく、「残余のリスク」は削除されている。事業者は残余のリスクに一顧だにする必要が無くなった。これは全面後退・退却を意味する。これでは否定することの出来ないものと一度認識されたレベルの巨大地震は検討・審査対象外となり、「原発の安全性」は確保できない。依って、常に保守的評価をしなければならない。
1227E109	福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていません。最近また東北地方でも地震が頻発しています。今、電力は十分足りています。福島第一原発と同型で老朽炉である女川原発2号機を動かすべきではありません。
1227E110	福島第一原発事故の原因究明が十分に行われていないのに、同じ沸騰水型（BWR）である女川原発の審査が十分科学的・専門的に出来るはずがないと考えます。
1227E111	今年、阿蘇山や口永良部島など活火山の火山活動が相次いだ。火山噴火では、周辺に火砕流等の直接的被害をもたらす事象の他に、火山灰が周辺地域に広く降り被害をもたらす。ことに、粒子の細かい火山灰はありとあらゆる隙間から建物や機械の内部に入り込むことが知られている。原発の制御機器の内部に入り込む可能性も当然考えられ、貴会の停止や深刻な障害発生などをもたらすであろう。火山の噴火は、発生確率で論じることが難しいものである。たとえ確率が低くても、発生する時には発生しそれを予測することは現在の科学では困難である。火山活動のリスクに関して、審査書案では軽く触れられたのみである。ありとあらゆる隙間から入り込む火山灰をいかに防ぎ、制御機器の動作を保証するか（東北電力の言い分を鵜呑みにするのでは審査の意味がない）、今次審査をやり直して改めて検討考査する必要があると考える。
1227E112	女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉です。福島原発事故の原因究明がほとんどされていない現状での適合の判断は早計であると言わざるを得ず、到底受け入れることはできません。科学的・技術的意見の募集というのなら、福島事故に対する科学的・技術的な原因究明、結果の提示が先にあるべきではないか。
1227E113	これからの宮城、日本を守るため、今後の地震を考えると安全とは言えない。
1227E114	福島第1原発の問題が解決していない。汚染水を垂れ流しにしようとしている。対応できる専門家、技術者、現場で働く人の数は、次の事故に対応できるほどいない。万が一の時に対応できるマンパワーが足りない。その時にどうするのか、事故後の避難計画、医療計画など本当に回るのか疑問が残る。

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
1227E115	<p>[対象]避難計画(全般)[意見]「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「原発の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。[理由](主旨)自治体《県とUPZ(女川原発から30キロ圏)を含む関係7市町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)は、地域防災計画〔原子力災害対策編〕にて関係市町が避難計画を策定し、県は避難計画策定のための支援(広域調整等)を行う事になっている》作成の「避難計画」は委員会策定の「原子力災害対策指針」に定める「住民の視点に立った防災計画」として瑕疵があり実効性がない。(説明)1. 指示基準が大甘避難指示区域基準として年間被曝線量を、A:「帰還困難区域(立入禁止)」は50ミリシーベルト超、B:「居住制限区域(宿泊禁止)」は20超～50以下ミリシーベルト、C:「避難指示解除準備区域」は20ミリシーベルト以下としている。これは国際放射線防護委員会(ICRP)が一般の人の許容被曝線量を「原発事故等緊急時は年20～100ミリシーベルト」とし、「復旧期は年20ミリシーベルト以下」、「平常時は年1ミリシーベルト以下」としていることを根拠としている。福島原発事故経験から「年1ミリシーベルト」のレベル迄減染・除染するのに何年かかるか分からないのに、「年1～20ミリシーベルト」の状態下に避難不要のまま何時まで晒して置く積りなのか?こんな大甘な基準は全く認められない。福島原発事故後5年以上経過した現在、未だ「原子力緊急事態宣言」下にあり、復旧期段階と見做し20ミリシーベルト基準での避難解除が進められている、しかも今後何十年緊急事態基準が適用されるか分からず、解除の見通しもない。それでいて、あたかも平常時であるが如く避難解除が実施され、原発再稼働が拡がりつつあるのは言語道断である。2. SPEEDI使用につき委員会と政府の方針が違うSPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の使用については、委員会は「予測は不確実で弊害が多い」として原災指針から削除し、モニタリングポスト(放射線測定器)の実測値で避難対応を判断する方針に転換した。一方、政府は多くの自治体の要望に鑑み、自治体の責任でSPEEDIを避難に活用することを容認し、近々活用法を示す方針である。SPEEDIは予測に基づき放射性物質の到達前に早い段階で避難或いは避難準備が出来るのが最大の長所である。福島事故時に採用出来なかった為、放射性物質到達地域に避難してしまった苦い経験は周知の通りである。一方、モニタリングポストは測定要員が被曝危険を冒して放射性物質到達を待って実測値を確認するもので、所謂後の祭りとなるのは必定である。しかも、圏外へ避難する基準は毎時500マイクロシーベルトを超えた時と定めており、わずか2時間で一般住民の年間被曝線量の上限1ミリシーベルトに達してしまう。これでは、測定要員・住民の被曝を前提とした基準・計画であり、到底容認出来ない。委員会は原災指針を変更しSPEEDI使用を容認すべきである。尚、SPEEDIを使用すると不安を煽り多くの住民が一斉に避難し混乱するため、使用に反対との意見もあるが、これぞ本末転倒であり、避難など出来ない危険な原発事故であれば原発自体を廃炉とすれば解決することは自明である。3. 避難の基準を測定できないモニタリングポスト委員会はSPEEDI使用を否認し、モニタリングポストで実測値を確認し避難の判断をとしているが、肝心の設置されているモニタリングポストの多くが避難基準の毎時500マイクロシーベルトが高過ぎて測定出来ない状況である。こんな避難計画に実効性は全く期待出来ない。</p>
1227E116	<p>2011年3月に発生した東日本大震災地震に於いて、加速度、女川は567ガル、最大の津波高さは13mでも大事に至らなかった。今回対策に於いて加速度1000ガル津波の被害を避けるために海拔29m(高さ16m)の防潮壁を建設、その他にも発電機、防水工事など多重な安全対策が行われているとの事で、安全は確保されていると思われる。新たな原発を増やすことは必要無いと思うが、代替となる発電方法が確立するまで、原発を稼働させるべきと思う。</p>
1227E117	<p>福島第1原発事故が解決していない中、原発を再稼働させるのは不安。次の災害が想定内の程度に収まるかどうかは予測できない。</p>
1227E118	<p>[対象]避難計画(全般)[意見]「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「原発の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。[理由](主旨)自治体《県とUPZ(女川原発から30キロ圏)を含む関係7市町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)は、地域防災計画〔原子力災害対策編〕にて関係市町が避難計画を策定し、県は避難計画策定のための支援(広域調整等)を行う事になっている》作成の「避難計画」は委員会策定の「原子力災害対策指針」に定める「住民の視点に立った防災</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>計画」として瑕疵があり実効性がない。(説明) 1. 宮城県は「避難計画」を未策定であり、国の全面的な指導・支援が必要宮城県は、30km 圏内 7 市町各自治体の「避難計画」策定を待ち、その全体調整を行う予定である。一方各自治体は住民説明会開催・計画案作成は行っているが、その実効性には全く不安を抱えている状況で、県・国の指導・調整機能を待っているのが実状である。特に 30km 圏内住民 21 万人と観光客（県全体で年 64 百万人程なので一日当たり平均 18 万人）などで対象者が余りに膨大で、現実的な計画は覚束ない。国（委員会）の全面的な指導・支援が必須である。2. 避難計画圏の範囲が狭い現状の避難計画は 30km 圏内に限定しているが、福島原発事故で明らかな様に 30km 圏内は言うに及ばず、250km 圏内（首都圏は 300km）の避難も有り得ることを踏まえて計画すべきである。「原子力災害対策指針」には 30 キロ圏の外側でも放射線量の基準を超えた場合には避難が必要であると規定されている。「原子力災害対策指針」に定める「計画」としては瑕疵がある。3. 避難バス体制、避難道路体制構築の見通しが全くない宮城県内 30km 圏内には約 40 万人の住民と観光客（イベント時？）があり、住民避難で利用するバスは 1 万台、運転手 1 万人は要すると想定されるが、県も自衛隊も対応出来ないのは自明である。避難道路も冬は雪国（山形県への避難が多い）としては対応出来ない。牡鹿半島の道路は東日本大震災の際、各地で寸断されており、現在でも女川原発から北へ向かう県道女川牡鹿（おしか）線は「全面通行止め」の状況である。これでは避難計画の実効性は特に複合災害時は全くない。4. 避難計画サポート要員への被害保障体制がない避難バス運転手・安定ヨウ素剤配布者・要介護者支援者など避難計画をサポートする人への被爆等被害保障が定まっておらず、ボランティア的協力者以外の要員確保の見通しが全くない。これでは避難計画の実効性は全くない。5. 被爆前提の避難一般的に、過酷事故後 20 分で炉心溶融（メルトダウン）、90 分でメルトスルーの可能性がある。このような短時間の間に避難出来る人は殆どいない。一例では、30km 圏外に出るのに最短でも 15 時間、最長で 29 時間となっている。依って、避難は被爆を前提としてせざるを得ない。しかも、現状の避難計画は、5 キロ以遠では屋内退避を原則としており、毎時 500 マイクロシーベルトという高レベルの放射能が観測されてはじめて避難を開始するというものである。わずか 2 時間で一般人の年間許容被爆線量 1 ミリシーベルトに達してしまう。つまり、2 時間以内に安全な場所まで避難しなければならない。これは全く期待出来ない。毎時 500 マイクロシーベルトという数値は、単純に乗ずれば 1 年間では 4 シーベルトという（経過時の減衰勘案でも年 2 シーベルト位か）東海村 JCO 臨界事故が起きた時、生死を分けた数値であり、こんな空恐ろしい超高数値を住民避難の基準にすると、将に「人格権の侵害」である。ちなみに、福島原発が爆発した時、保安院の職員が慌てて郡山に逃げ出したのは、室内が毎時 12 マイクロシーベルトに上昇した時であった。国際放射線防護委員会（ICRP）の設定している一般人の許容被爆線量は年 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）であり、日本も適用しているのは周知の通りである。依って、「避難計画」は被爆を前提に作成されているものであり、又、熊本地震の経験でも屋内退避など非現実的なことは明らかである。このような実効性のない非人道的な避難計画（＝原発再稼働）は許されない。</p>
1227E119	<p>[対象] 避難計画（全般）[意見] 「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第 5 層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「原発の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。[理由-1] (主旨) 原子力規制委員会（以下、委員会）は防災計画（「避難計画」）作成を指導・助言し審査する責任がある。(説明) 1. 「原子力災害対策指針」委員会は「原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）」に基づき「原子力災害対策指針」を作成し、原子力事業者・市町村等が「住民の視点に立った防災計画を策定すること」と定めている当事者であり、事業者を指導する立場である自治体の長に、防災計画策定に関わる指導・助言・審査をし勧告・報告・改善を求める責任がある。2. 「原災法」第 32 条（立入検査）具体的には、「原災法」第 32 条（立入検査）にて「・・・委員会・・・は、・・・その職員に原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」と権限が付与されている。3. 「原災法」第 30 条（原子力防災専門官（以下原災専門官））かつ「原災法」第 30 条（原災専門官）にて「原災専門官は、・・・原子力事業所について、・・・原子力事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、・・・その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>うものとする。」と義務が負荷されている。この原発専門官は委員会の事務局である原子力規制庁(全国の各原発分庁)に30名程配属されていることは周知の通りである。4. 「原子力災害対策マニュアル」又、実際の原子力災害対策体制として内閣総理大臣のもと内閣府及び委員会が初動体制を作り、当該事業所及び自治体を含む関係部署との総合調整を図る本部となっていることは、「原子力災害対策マニュアル」にも明らかである。5. 委員会の責任しかるに委員会は、「避難計画は地方自治体の問題であり委員会の関知せざるもの」と表明しているのは無責任かつ当事者意識に欠けると言わざるを得ない。これでは「原発の安全性」は確保できない。[理由-2](主旨)「避難計画」を審査対象とするのは世界基準である。(説明)周知の通り米国の原子力規制委員会では避難計画も審査対象としており、それが世界的基準である。実際ニューヨーク州で建設された原発が、細長い半島に位置して避難が殆ど不可能として稼働不認可と成っている。</p>
1227E120	<p>東北電力女川原子力発電所は、東電福島第一原発のような大災害を発生させなかったとは言え、東日本大震災の揺れや津波の影響を少なからず受けて損傷しているはずですが、原子炉設置変更許可の審査に当たっては、一度大きな地震災害を経験した原子力発電施設として、受けた損傷とその修復の実効性の確認が不可欠だと思います。一度の大きな揺れに耐えた原子炉施設が、設計基準の耐震性を保持しているのか、特段に慎重な審査が求められます。審査のやり直しを求めます。本案件に限らず、原子力規制委員会・規制庁による発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集は、「科学的・技術的意見」との限定が付されるのが恒例となっているようですが、原発など高度に専門的技術的ことがらは専門家に任せておくのがよいとして、安全神話が日本を覆い、原子力発電所の安全性や、国土や国民生活にネガティブな影響を及ぼすリスクについて国民が無関心であった結果、福島第一原発事故の発生を許してしまったことを、多くの国民は忘れていません。国民の多くは、福島第一原発事故を教訓として、事故前の無関心でお任せの状況、つまり、電力会社の利益最優先の原子炉運転を、原発を推進する行政が追認する状況を許してはいけなさと肝に銘じ、日本で再び原子力事故を起こさせないために、国民としても果たすべき責任があると認識し、その責任を果たすべく多かれ少なかれ努力しています。原子力規制委員会・規制庁が募集する公衆意見に、募集側が予測や期待していない安全性への懸念や否定的意見が少なからず寄せられるとしたら、それは国民が、原子力発電所の運営について電力会社や規制側の安全意識にお任せしていない査証であり、原子力利用における安全性確保を目的とする原子力規制委員会は、積極的に傾聴して国民の不信をぬぐう努力につなげるべきではないでしょうか。国民の意見を無知・非科学的として耳を傾けない規制委員会の姿勢は、福島第一原発事故前に回帰してしまったごとく原発稼働ありき・安全性二の次と感じられます。必ずや改めてほしいです。</p>
1227E121	<p>(いわゆる)テロ対策施設の設置に5年の猶予を与えることに合理的理由はない。5年間はテロにあわない保証がどこにあるのか。電力会社への「忖度」だとしか言いようがない。テロ対策施設が設置されない限り、女川原発に「基準適合」を出すべきではない。</p>
1227E122	<p>格納容器の下部に水を張って熔融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を招く大きなリスクがある。水蒸気爆発によって格納容器が破壊されれば、東日本に居住できなくなる規模の巨大災害となる。このような炉心熔融対策は絶対に認められない。このような対策で「基準適合」とする審査はやり直すべきである。</p>
1227E123	<p>そもそも、国内でこれまで観測された最大の地震動は、まさにこの宮城県で2008年に起きた宮城内陸地震で観測された最大加速度4022ガルであるといわれる(かのギネスブックにも認定されたと聞く)。また、日本国内にはまだ把握されていない活断層が数多ある。かくの如き状況を考える時、現在想定されている地震動はあまりに小さすぎ、不慮の災害に備える想定としては心もとない。最低でも宮城内陸地震で記録された4022ガルに1より大きい安全係数を乗じた地震動を想定すべきである。過去に大きな地震が起きるたびに、まるでにわか作りの建物に柱を足すが如くちまちまと積み増しされて現在の想定になった女川原発は、仮に補強が行われたとしても、再稼働を認めるべきではない。</p>
1227E124	<p>女川原発2号機は、東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)により原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ(1130箇所)が確認され、東北電力は技術的評価にもとづき、同建屋の剛性が最大70%も低下していることを規制委員会に報告したとされる。にもかかわらず、傷を受けた建物・構築物と設備・機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には記載がない。もし検証したのであれば、その内容を審査書に明記するとともに、関連資料</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	の公開を求める。もし検証していないのであれば、再稼働の前提条件の一つである設置変更許可を審査する規制機関として重大な不作為であり、審査のやり直しを求める。
1227E125	福島第一原発事故の原因究明は完全には成されていない（事故の現場検証が出来ないから完全には成し得ない）。であるからには、福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉である女川原発2号機の審査が十分にできるはずがない。事故の原因究明が出来ていないのに、何故、事故の再発防止策が立てられるのか。規制委員会は答えるべきである。
1227E126	火山噴火の予知はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理である。日本の火山学の権威がそう述べている。不合理な「火山ガイド」による審査は無効である。
1227E127	審査書案を拝見しましたが、素人の私には十分に理解できないものでした。しかしながら、かなり慎重な研究がなされたことは推測できるものの、決して女川原子力発電所再稼働に賛成できませんでした。理由は、以下の通り。1. 原子力による被害は、無限大だから。飛行機事故が起きてても飛行機は有用とされている。事故は悲劇であり許されないが、その被害は限定的である。2. 日本の国土が地球上の極めて不安定な場所にあるから。フランスや北欧諸国、オーストラリア等々、有感地震が稀にしか無い地質ではない。3. 3.11では「想定外」と言われ続け、その結果の後始末にめども立っていない。例えば汚染水処理、汚染土壌、その他。農業や漁業者の事業再開なども道半ばなのに、中途半端な状態でも再稼働。さらに「想定外」が起きるのではないかと。4. 原子力発電のリスクが有用性より大きすぎる。経済的にも人間性の面でも。こんなすごい審査書案を作成する能力と時間とお金を原子力以外に向けたならば、と残念だ。以上女川原子力発電所再稼働に素人として反対します。
1227E128	住民の避難計画を審査項目に加えてください。原発の安全審査を行う上で、原子力安全の「深層防護」の第5層＝「放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和」（IAEA）、すなわち「住民の避難計画」を検討対象に含めることは当然のことであると考えます。第4層までを検討対象とし、第5層のみを外すことに説得的な理由はありません。
1227E129	審査案全体周辺住民の保護を目的としない規制基準は全く意味がない。住民避難計画を審査対象としない規制基準は無効である。この審査案を廃案とし、女川原子力は今後、運転してはいけない。P11～III-1. 1 基準地震動及びP48～III-3 津波による損傷の防止（第5条関係）2016年の熊本地震でも示されたように、基準地震動のようなものを策定しても、断層の動きや津波被害の予測には限界がある。さらに女川原発は2011年の東日本大震災で被災した原発である。亀裂が多数生じている建屋の剛性低下、設備や機器類の損傷は、多大な不安要素である。基準以上の地震動によって原子力発電所が過酷事故が起こした場合、「想定外」との言い訳は通用しない。また、地下水位の設定審査など、相変わらず存在しないものを「方針」を確認するだけの審査など、「審査」の名に値しない。合格することを前提とした規制基準や承認することを前提とした審査はそもそも無意味である。2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発の過酷事故の愚を二度と犯してはいけない。つまり、原子力発電所は、今後、廃炉以外に取るべき道がないプラントである。この審査案を廃案とし、女川原子力は今後、運転してはいけない。P90～III-4. 2. 2 火山の影響に対する設計方針火山噴火の予知はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理である。この審査案を廃案とし、女川原子力は今後、運転してはいけない。P150～IV 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力東京電力福島第一原子力発電所の被害状況は、未だ充分調査検証されたとはいえず、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準は無効である。この審査案を廃案とし、女川原子力は今後、運転してはいけない。P392～IV-4. 8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び手順等（第51条及び重大事故等防止技術的能力基準1. 8 関係）核燃料が著しく損傷し、炉心が原子炉格納容器下部に落下することが想定されるようなプラントを運転してはいけない。また、東北電力は、水蒸気爆発に関する資料に改竄されたデータを引用している（参照→ https://blog.canpan.info/renn/archive/792 https://blog.canpan.info/renn/archive/839 ）。そのような資料に基づく審査は無効であり、そのような行為を行う企業に原子力発電所を運転させてはいけない。この審査案を廃案とし、女川原子力は今後、運転してはいけない。P494～V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応（重大事故等防止技術的能力基準2. 1 関係）これらへの対応が「整備される方針」を持って「了」とされるのは、全く不合理である。対策は全て完了したうえで審査を受けるのでなければ、審査は意味をなさない。よって、この審査案を廃案とし、女川原子力は今後、運転してはいけない。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E130	<p>女川原発の立地は大陸プレートの縁にあり、巨大地震の震源域に近い。地震・津波の規模の予測には限界がある。策定された基準地震動・基準津波を超える地震・津波が来ることも十分にあり得る。これで新規基準に適合とすることには大きな問題がある。審査をやりなすべきである。</p>
1227E131	<p>ⅠⅠ発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力5頁「自然災害及び重大事故等の非常事態に対応するための組織として、原子力防災組織を設置し、対応するとしていることなど、申請者の組織の構築については適切なものであることを確認した。」（意見）過酷事故対策において、事故対応にあたる作業員は、過酷な作業を強いられることになり、労働安全衛生法違反状態に置かれ、憲法違反です。国としてこの問題が解決できるまで、原発の稼働を許可してはならないはず。理由）過酷事故が起こることを前提とした審査であるのに、肝心のそれを行う過酷事故対応者の権利が考慮されていません。福島第一原発事故の緊急作業に携わった作業員（協会社含む）のうち、被ばく線量250mSv超が6人、100mSv超が174人でした。過酷事故対応においては、原子力防災組織および協会社関係者等は、事故発生時から精神的、肉体的に命がけの過酷労働を強いられます。労働契約に基づき指揮命令を受ける労働者が、過酷事故時には「志願者」という名目で駆り出されます。事業者には、労働者の健康障害防止義務、危険から退避させる義務があり、労働安全衛生法22条、25条、27条に定められています。労働者が過酷事故対応のために、労働安全衛生法に違反した状態におかれるというのは、憲法違反であり法制度の欠陥です。国としてこの問題が解決できない限り、過酷事故を前提とする原発の再稼働を認めてはならないということを、原子力規制委員会は認識すべきです。ⅠⅤ重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力252頁ⅠⅤ1.2.2.3原子炉圧力容器外の熔融燃料—冷却材相互作用「原子炉圧力容器外のFCIには、衝撃を伴う水蒸気爆発と、熔融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇（以下「圧カスパイク」という。）があるが、水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いと考えられるため、圧カスパイクについて考慮する。」（意見）熔融炉心を冷却するために原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により格納容器下部に注水するという対策は、水蒸気爆発を起こす可能性のある無謀な対策であり、労働安全衛生規則にも違反するので、許可の取り消しを求めます。（理由）福島第一はマークⅠ型で熔融炉心と水との接触を避ける構造になっていたもので、格納容器外の水蒸気爆発は起こりませんでした。マークⅠ改良型の女川2号機は、その設計思想に反して、格納容器下部注水系により熔融炉心を冷却することにしたのは、世界の常識に逆らう選択です。不確実性が高いにもかかわらず、意図的に熔融高熱物を水と接触させる操作は、水蒸気爆発防止のために熔融高熱物と水との接触を厳しく禁じる労働安全衛生規則249条、250条に違反しています。256頁「申請者は、実機において想定される熔融物（二酸化ウランとジルコニウムの混合熔融物）を用いた大規模実験として、COTELS、FARO、KROTOS及びTROIを挙げ、・・・」、「大規模実験の条件と実機条件とを比較した上で、実機においては、液—液直接接触が生じるような外乱となり得る要素は考えにくいこと、実機で想定される熔融物の初期の温度は実験条件よりも低く、冷却材中を落下する過程で熔融物表面の固化が起こりやすいことを示した。」（意見）申請者が大規模実験としているものは、実際は実験室内規模の実験でしかありません。実機で想定される事象を検証できる規模の大規模実験でなければ、実機に適用することはできず、「水蒸気爆発は極めて起こりにくい」などと断定することはできません。規制委員会は申請者に、水蒸気爆発が起こらないことを示す大規模実験を行うように要請すべきです。起こらないという確証が得られない限り、FCI対策不相当として、許可を取り消すよう求めます。Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応（重大事故等防止技術的能力基準2.1関係）494頁ⅤⅠ審査結果499頁（意見）規制委員会は、本体施設等でのシビアアクシデント対策を優先するとして、本体とは別に要求している特定重大事故等対処施設（特重）が未完成のまま、本体のみで再稼働させてきました。特重設置に工事計画認可から5年の猶予を与える経過措置は、電力会社に便宜を図るものであり、規制委員会が申請者と一心同体であることの証拠と言えるでしょう。</p>
1227E132	<p>巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか。まったく保証はない。そもそも基準に合致しない防潮堤を作ったことが問題であり、そのような女川原発に「基準適合」という審査結果を出すべきではない。「基準</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	適合」との審査結果を出すのであれば、基準に適合した防潮堤をいちから作り直させるべきである。
1227E133	女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」である。多数のヒビが入った原子炉建屋の剛性低下の問題、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。審査をやり直すべきである。
1227E134	形式的に規制庁の審査をクリアしても実際的な安全確保にはならないので再稼働はやめてください。
1227E135	福島第一原発事故の原因究明が完全になされていないのに、同じ沸騰水型である女川原発の審査が十分に出来るのでしょうか。
1227E136	女川原発 2 号機の再稼働に反対します。項目 VI 審査結果ページ 499 審査書案東北電力株式会社が提出した「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号発電用原子炉施設の変更）」を審査した結果、当該申請は、原子炉等規正法号に適合していると認められる。意見 1 事故時に避難計画が必要なものは、再稼働することは許されないと考えます。2 電力の需給状況、再生可能エネルギーの普及の見通しから考えて、原子力発電を稼働させる理由は、まったく見当たらないと考えます。世界の流れにも逆行しており、今後ビジネスとしても成り立たなくなると考えます。3 使用済み核燃料の処理方法を考えることが、最優先の課題だと考えます。
1227E137	何故、住民の「避難計画」を審査の対象にしないのですか。避難は県民の重大な関心事です。避難計画の責任を自治体に押し付けるのは気の毒です。およそ実効性のない机上のプランになっています。2011 年 4 月に女川原発に向かった時、道路には亀裂や土砂崩れがあり通行不能でした。船も流されていました。
1227E138	女川原発は東日本大震災で被災し、かろうじて事故になりませんでした。1 系統だけ電源が生き残り、かろうじて冷温停止できただけです。建屋にはひびわれが 1130 か所も発見されました。そんな原発を動かす必要はありません。また地震があった時、今度は事故にならないとはとても言えません。
1227E139	256 頁～「(1) 水蒸気爆発が実機において発生する可能性」について圧カスパイクがトリガーとなって水蒸気爆発が発生する可能性が否定できない。規制委員会は「FCI（原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用）で生じる事象として、水蒸気爆発は除外し圧カスパイク※を考慮すべきであることを確認した。」とある。（※以下リンク等の審査資料に「FCI のうち衝撃波を伴うものを”水蒸気爆発”と呼び、水蒸気爆発に至らない圧力変化を”圧カスパイク”と呼ぶ。」との記載がある。よって、衝撃波の生じる水中での音速を超過する伝播速度の爆発現象を水蒸気爆発、それ以下の速度の爆発が圧カスパイクと呼ばれていると認識したが、もし間違いなら規制委員会の定量的な定義を本パブリックコメントへの回答で説明されたい。 http://www2.nsr.go.jp/data/000240515.pdf ）溶融燃料などの炉心溶融物は以下の研究からは、制御棒案内管等の原子炉圧力容器を貫通する部位が破損して、そこから溶け落ちる可能性が高い事が推定される。（原子力機構の研究開発成果 https://rdreview.jaea.go.jp/review_jp/2017/1_2.html ）制御棒案内管は女川原発 2 号機では 137 本の制御棒に付随してあり、炉心溶融物は数百トン規模の量が想定されているので、（一カ所からの漏洩を想定し短時間で終わる実験と違い）複数の部位が同時期に破損して長時間漏洩が続く可能性が否定出来ない。もし、複数箇所から溶融物が落下している状況で圧カスパイクが生じた場合、圧カスパイクがトリガー（外乱）となって、水蒸気爆発が生じる恐れがあると思われる（例えば、二カ所の部位で漏洩している状況で、どちらかの溶融物により発生した圧カスパイクが、もう片方の水中に落下中の溶融物のトリガーとなり水蒸気爆発を引き起こす可能性である）。また、溶融物が爆発せずにプールの底に層状に溜まった状況で、後続の漏洩で生じた圧カスパイクが、ベーストリガ蒸気爆発のトリガーとなる可能性も否定出来ない。前記形態の水蒸気爆発とベーストリガ蒸気爆発は同時に起きる可能性も否定出来ないが、ベーストリガ蒸気爆発（層状体系の蒸気爆発）を審査で検討した形跡が無い（見逃しただけなら回答で判断基準等を具体的に説明されたい）。例えば、以下の研究では「溶融物と水の間には蒸気膜が存在している可能性が示唆され、熱的デトネーションモデルに基づく蒸気爆発素過程における蒸気膜崩壊プロセスがベーストリガ蒸気爆発に対して適用できる可能性が示唆された。」とある。（ベーストリガ蒸気爆発のトリガ条件に関する研究 2005 年 https://www.jstage.jst.go.jp/article/kikaib1979/71/702/71_702_658/_article/-char/ja ）もし、層状の溶融物でも蒸気膜が存在するなら、圧カスパイクがその蒸気膜を消失ないし薄く

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>する事で、溶融物から水への伝熱が急激に進み蒸気爆発を引き起こすと考えられる。また、「申請者は、原子炉圧力容器外の FCI のうち、水蒸気爆発は、実機において発生する可能性は極めて低いとしている。」ことを規制委員会は追認しているが、審査資料等を見る限り「極めて低い」というのが、「具体的にどの程度か・何からの判断基準があるか・その判断基準はどの様に誰が定め、どの程度の信頼性があるか」が全く不明である。世界中で実施された FCI に関する実験は全部足しても（論文等に記録された数は）数百に満たないと思われ、自発的に爆発した事例も多いが様々な理由で実機には参考にならないと審査で無視された。実機での条件を忠実に模擬した FCI 実験は世界中に1つも無いのに、実機での水蒸気爆発を審査で除外する判断は妥当とは思われない。仮に、複数の種類の小型モデル機で実験した数百回程度の安全結果を根拠に、数百人が搭乗出来る新型の大型商業機の安全性を保証し、実機での多くの多様な条件での厳しいテスト飛行も無しに、運行許可が与えられた飛行機に規制委員会の皆様は搭乗するのだろうか？いろいろな実験を元に実機で起きえる可能性を推察・考慮する事まで否定しないが、想像力・思考力には限界があり、間違い・欠陥を正す能力・社会的システム等にも限界がある。（後半を別の意見として送ります）</p>
1227E140	<p>女川原発は福島原発と同じ沸騰水型である。福島原発事故の原因究明ができていないのに、なぜ女川原発の審査がきちんとできるといえるのか。</p>
1227E141	<p>1)タービン動翼の損傷について女川原発では東日本大震災時にタービン動翼に損傷が生じた動翼が破損配管への損傷が生じれば一次系の外部流出もありうる実際浜岡原発では腐食によるものとされているが炉心への海水流入が生じているこの審査書にはこの点が評価されておらず不十分である 2)避難計画について避難計画を審査対象にしておらずこれをもって稼働の条件が整ったとすべきではない 3)境界での限度線量について全身 0.25Sv つまり 250mSv としているが福島事故以前は実質的に 0.1Sv とされてきた一般公衆は通常でも 1mSv までとされておりそれを 250 倍まで許容することはあり得ない高くても 10mSv とすべきである甲状腺についても同様に引き下げるべきである</p>
1227E142	<p>飛来物について（110 頁）自衛隊機と航空機以外の落下物に関する審査が不適切・不十分（後半）例えば、最近の裁判資料「航空機落下確率に対する評価基準の不合理性」によると、規制委員会は「・・原子力施設への航空機の落下確率を評価するにあたり、・・パイロットによる回避操作が期待できることを理由に、海上への落下事故は・・一切カウントせず、・・原子力施設上空の飛行回避の指導がなされそれが周知徹底されていることを理由に、原子力施設への航空機落下の確率が他地域より低いとして、定期航空路や訓練空域、基地と訓練空域間の移動経路の直下ないしその近傍以外の場所への航空機落下確率の評価に際しては全国の陸地への墜落件数を国土面積・・で除した数値を基準としている。しかし・・戦闘機の飛行やトラブル時において回避操作は期待できないことは・・2019年11月6日にも三沢基地配備の戦闘機 F16 が模擬弾を小中学校から 1 km 程度の民有地に落下させた事故でもまた明らかにされた・・航空機落下確率に対する評価基準が、海上への落下事故をカウントしていないことの根拠は失われ、同評価基準は不合理である・・2016年4月1日以降の3年7か月余の間に原子力施設上空を航空機が飛行した・・件数が57件に上ることが明らかにされた。・・2012年9月19日以降の公表資料を調査したところ、7年2か月ほどの間に原子力施設上空を航空機が飛行したことを原子力事業者が確認・・した件数は少なくとも274件にも及ぶことが判明した。・・むしろ原子力施設上空は・・航空機の飛行頻度が高いのではないか・・つまり定期航空路や訓練空域、基地と訓練空域間の移動経路以外への墜落確率について全国土の平均値を用いている・・航空機落下確率に対する評価基準を基礎づける大前提が、そもそも存在しないのではないか・・（以下リンクより抜粋転載）」http://www.shomin-law.com/katudourokasyokoukukirakkahyokaki_jun.html そこで、規制委員会に「航空機以外の落下物」に関する審査の有無と内容を照会したところ、回答しないのでパブリックコメントで質問するよにとの返答で事実確認出来なかった。ちなみに、米国では米空軍機が7月1日に模擬爆弾3発を鳥の衝突が原因で落とした。（ギズモード・ジャパン https://news.livedoor.com/article/detail/16750265/）松島基地の照会は模擬弾を使用しているとの回答で、海鳥や渡り鳥等との遭遇もあろうし、戦闘機や模擬弾等が原発に衝突した場合を評価し審査すべきでないか？米国は実機を使った衝突実験をしたし、ドイツは戦闘機の衝突に耐えられない原発を閉鎖したと聞く。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E143	東日本大震災で被災し、原子炉建屋に1100か所以上のひび割れが見つかった女川原発を動かすのは危険すぎます。絶対に再稼働はしないでください。
1227E144	本件原発の基準地震動は、過去に中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原発で計測された1699ガルを踏まえて1700ガルとすべきである。
1227E145	東京電力福島第一原発の事故の原因究明が未だなされていない現状で、福一原発と同じ沸騰水型の原子炉である女川原発を稼働させるのは拙速に過ぎる。また、テロ対策施設への5年の猶予は、日本の安全保障に大きな穴を開けることとなり、リスクが大き過ぎる。
1227E146	「IV-4. 12発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び手順等（第55条及び重大事故等防止技術的能力基準1. 12関係）」（425P）について。原子炉建屋に放水し、大気への放射性物質の拡散の抑制、海洋への放射性物質の拡散の抑制を期待して使われる放水砲について、「大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲の放水設備により敷地外への放射性物質の拡散を抑える対策及び海洋への拡散防止対策が適切に実施される方針であることを確認」としているが、この装置を使用する状況が極めて不自然である。建屋が損傷して放射性物質を拡散させている時に大量の海水を掛けることは、放射性物質を海に流し出すことを意味すると共に、大気放出されるガス状の放射性物質にはほとんど効果がない。また、建屋が損傷している段階では、溶融燃料も露出している危険性が高く、むしろ大量の水の投入は水蒸気爆発を誘発させ、放射性物質の拡散を大規模にする危険性もある。放水砲で対処する状況と、使ってはならない状況についての明確な切り分けと説明がなければ、風下に位置する人々への重大な被曝を引き起こすことが懸念される。当然、海洋への汚染拡大も危惧されることである。
1227E147	女川原発再稼働反対です。福島原発のような事故が絶対に起きないと誰が言えるのでしょうか？原発は他の発電と違い事故が起きた時の被害が甚大過ぎます。多くの人の命に関わる問題です。そして原発は核燃料の始末ができません。トイレのないマンションと言われていますがまさにその通りです。核燃料をどこにどう処理するか、それを先送りにして再稼働することは未来の人々に負の遺産を残すこと。いまだけ良ければいいという考え方はやめてください。そして原発は作業員の被曝の問題があります。今までも杜撰な管理で多くの作業員が被曝しています。誰かが犠牲になるような発電はやめるべきです。今東日本の原発は一基も動いていません。電気が足りないという事態にはやっています。動かす必要があるのでしょうか？わたしはないと思います。東京電力が原発を動かさないとただ維持費がかかるだけの不良資産だから再稼働させたいというだけでしょ。国民の多くが原発反対です。今から原発を動かすような無駄なことに国費をつかたりせず、廃炉と再生可能エネルギーにその費用と技術を使うべきです。早くそうしないと他の国からも立ち遅れます。
1227E148	飛来物について（110頁）自衛隊機と航空機以外の落下物に関する審査が不適切・不十分（前半）規制委員会は「飛来物（航空機落下）に対しては、最新の航路、飛行実績等の情報を踏まえて航空機落下確率を評価し、防護設計の要否判断の基準である10-7回/炉・年を超えていないことから、設計上考慮する必要はないとしていることは合理性があること。」を確認したとある。又、申請者は「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」等に基づき航空機落下確率を評価し、詳細は以下リンクの「補足資料2」に記載されていた。 http://www2.nsr.go.jp/data/000291242.pdf この資料の第2図「航空自衛隊松島基地の移動経路」によると、原発の近傍に「曲芸飛行訓練空域」がある。原発と訓練空域の最短距離は（図中の距離表示からの概算で）約5km、曲芸飛行に使われるT-4の最大速度はマッハ約0.9である。（T-4 https://www.mod.go.jp/asdf/equipment/blueimpulse/T-4_Blueimpulse/ ）マッハ0.9は（気温15度で）時速約1,100km（秒速は約300m）なので、約17秒で5km移動出来る（速度は右記サイトで計算）。 https://tomari.org/main/java/onsoku.html 申請者が参照した規制委員会のまとめた「航空機落下事故に関するデータ https://www.nsr.go.jp/data/000172534.pdf 」等によると、女川原発は航空自衛隊松島基地の東約24kmにあり、2014年1月29日に自衛隊松島基地の南東45kmの宮城県金華山沖でT-4の接触事故、2000（平成12）年7月4日女川原発から約4.5kmの山中にT-4が2機墜落（3名死亡）、同年3月22日同原発から約9kmの山林にT-2が1機墜落（1名死亡）、1991年7月4日金華山東方約10kmの海上にT-2が2機墜落（2名死亡）した。なお、前記データ（報告）に「平成5年1月～平成24年12月の20年間についての航空機事故データ、運航実績データ及び訓練空域面積データを調査した結果をまとめ、原子炉施設への航空機落下確率の評価に係る審査の参考とすることを目的とする。」との記載があるが、前記平成12年の墜落等に関する簡単

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>な事故概要の記載しかなく、同事故等の事故報告書等を参照した原因分析等の情報や、規制委員会としての評価・分析等の記載はない。そこで、以下の質問主意書等を調べたが前記事故等の原因分析等の詳細は分からなかった。</p> <p>http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/150016.htm ネット情報で「空間失調症」等が原因らしいが公文書は見当たらず松島基地に照会したが、「同事故の報告書はネット上に非公開で後日回答予定」の返答のため詳細は不明のまま。原発近傍の墜落事故等は極めて重大な事象なので、規制委員会は事故の詳細・原因・対策等を可能な限り確認し、独自に調査・分析・評価し原発への落下確率等に反映すべきでないか。（後半を別の意見として送信します）</p>
1227E149	<p>本件原発は2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその余震がそれぞれ当時の基準地震動を超え、激しい揺れに見舞われた。2号機原子炉建屋の壁には1130ヶ所ものひび割れが確認されたといい、見えない部分にも大きなダメージを受けたものと考えられる。このような被災原発が次の大きな地震に耐えられるとした根拠を審査書上で明示すべきである。</p>
1227E150	<p>1. 原子力市民委員会、所属のプラント技術者 は、女川原発2号機的设计基準について、(III-1 地震による損傷の防止(第4条関係)/p.10)、以下の意見を公開されている。</p> <p>1) 東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)により損傷を受けた建物・構築物と設備・機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がない。もし検証したのであれば、その内容を審査書に明記するとともに、関連資料の公開を求める。もし検証していないのであれば、再稼働の前提条件の一つである設置変更許可を審査する規制機関として重大な不作為であり、審査のやり直しを求める。2) 設置許可基準規則における耐震基準に、熊本地震(2016年4月14日、16日)で発生した短期間における激しい地震の繰り返し(繰り返し地震)を新たな知見と経験として取り入れて、審査をやり直すことを求める。以上の意見は、日本列島の各地で地震が多発し、地震活動期である現在の日本において、当然の知見と思う。本意見提出者も 同様に、女川原発2号機において、厳正な施設検査を行い、地震に対する耐震性のチェックとともに、審査のやり直しを求める。2. また、◆ 福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。(150p)と思います。</p>
1227E151	<p>(質疑その1) 審査書案 p.74~76 「(5) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止」について。「エ. これらの結果、本発電所敷地内で漂流物となる可能性があるものとして、津波が遡上する護岸部にある鉄骨造建物、屋外中継盤、車両等を抽出した。これらの設置位置及び津波の流向を踏まえると、漂流物が取水口に到達する可能性があるが、取水口呑口が十分に大きいことから取水口が閉塞することはなく、通水性は確保できる。なお、上記以外に本発電所敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船等が挙げられるが、津波警報等発表時に緊急退避するため漂流物とならない。」と有りますが、「燃料輸送船等」が、津波警報発令から津波到達までに必ず緊急退避出来るとは限らないと思います。この輸送船等が運悪く取水口に衝突した場合であっても、取水口が閉塞されて過酷事故につながる恐れは無いのですか？(質問その2) 審査書案 p.494~498 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応(重大事故等防止技術的能力基準2.1関係)「1. 手順書の整備」「2. 体制の整備」について。「大型航空機の衝突その他のテロリズム」を想定した対策が為されているとの事ですが、その対策には、対処要員がテロリストに脅迫される、或いは万が一破壊作業者のものだったとして、過酷事故に繋がるような意図的な誤操作等を行っても、安全が確保出来るものと判断されているのでしょうか？関西電力において、外部の人間の脅迫めいた要求に屈して金品を受け取っていた事例が有ったばかりですが、現場の人員がたとえ聖人君子で無くても、安全が脅かされる恐れが無いような体制は築かれているのでしょうか。</p>
1227E152	<p>避難計画の内容は現実的ではない。住民を危険な目に合わせるかもしれないのに、避難について審査の対象としないのはおかしい。</p>
1227E153	<p>原発は稼働しないで廃炉して下さい。あんな悲惨な事故が今も継続しています。地震国の日本では余計に安全ではありません。廃棄物の処理も出来ないのにこれ以上未来にツケをまわさないで下さい。宜しく宜しくお願いします。</p>
1227E154	<p>女川原子力発電所再稼働に反対です。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E155	東日本大震災のような災害は滅多に起こらないとは思いますが、一度そういうことがあったのに、「将来活動する可能性のある断層には該当しない」と言う楽観的な観点なんだろうかと思えます。少なくとも、過去にあった災害を想定した上の検証をした方がいいと思えます。
1227E156	女川原発は東日本大震災の震源に一番近かった原発で、建物や機器類は大きなダメージを受け強度は大きく低下していると思われる。被災原発を、被害の検証が不十分なままで再稼働するのは危険でしかない。
1227E157	福島第1原発事故が起こってから、東北地方の管内において、原発は1機も動いていません。しかし、電力は不足することなく、企業活動や市民生活は賄えています。女川原発を再稼働させる理由は見当たりません。ひとたび地震や津波が起これば大惨事を招く危険な原発を動かす理由はありません。女川原発を再稼働させることには、大いに疑問ですし、心配でなりません。
1227E158	5年間テロに合わないという保証はないのに、テロ対策になぜ5年の猶予があるのか。
1227E159	女川原発は、東日本大震災以前からも度々大きな地震に見舞われている。地震の予測には限界があり、策定された基準で十分であるとの保証がない。
1227E160	すべての原発の再稼働に反対。事故による生活、仕事、健康への影響は計り知れず、新基準によって絶対事故が防止できるものでない。とりわけ、女川原発は経年劣化のうえに被災が重なり、建物や設備の強度に不安。物理的に「十分な検証」は不可能だと思う。また、事故における避難計画がおよそ現実的なものではなく、審査の対象でないことも納得できない。
1227E161	日本は1995年の阪神淡路大震災以来地震の活動期にあると、地震学者の石橋克彦氏に聞いています、地震が続いているのに、原発なんか動かせる訳が無い。どうやって避難させるのですか。間に合わないのではないですか？福島第一原発事故時には、要介護者の方々が、バスに乗せられて長距離移動させられ、多数の方がお亡くなりになりました。また、逃げ遅れて置き去りにされた人たち（ほぼ高齢者だったそうです）が、地震による停電で真っ暗な家の中で、食べ物もなくなり、水道は断水して、寒い中で、ありったけの服を着て、たった一人で衰弱死していた遺体がたくさん見つかって、数ヶ月経ってから医師たちによって検死されたと、相馬中央病院の医師に直に話を聴きました。耳が遠かったり、体調崩して寝ていたり、近所づきあいがなかったら、誰も探しに来てくれないから、逃げ遅れてしまうかもしれません。そんな死に方を自分や家族がしたら？と想像してみても、一人や二人じゃなかったそうです。家族が探しに行こうとしても、警戒区域には入れてもらえなかったケースや、在宅介護を受けていても、低体温症で亡くなっていたりしたそうです。寒い時の地震は怖いです。原発事故で緊急に避難しなくてはならない場合だと助けに行けません。雑誌「世界」にも2012年の5月号に載っているのをみた。そのおじいさんの家には、ほとんどからになった梅酒のびんが一つしか残っていなかったと書かれていました。地震で家が壊れたわけでも、津波にさらわれたわけでもないのに、家で一人で死なないとならない人が出てしまう。それが原発事故の現実でした。津波にさらわれた人達を捜索中に避難命令が出て、まだ助けを呼ぶ人の声がしているのに、避難しなくてはならなくなった地域もあります。避難しなければ助けられたのではないかと家族は一生後悔するでしょう。原発震災は怖い。津波と地震だけでも助けるのが難しいのに、放射能が放出されたら、避難するしかない。しかも道路や橋が壊れている中を。無理です。だから世界中で、地震が起きるところには原発を建てていない。でも日本にはそんな場所はありません。絶対に再稼働しないでください。被曝なしに避難させられません。こんなひどい死なせ方をしてまで、原子力を使う必要がどうしてあるのでしょうか？
1227E162	審査書案 p.128 の「(3)地震による溢水」において、地震により建屋が損壊、沈降等して、地下水が流入する場合の評価を記載するよう強く求める。本件原発では、防潮堤の地盤改良工事により地下水が遮断され地下水位の上昇が見込まれることから、事業者は地下水位低下設備を設置するとしているが、地震により建屋が損壊、沈降等した場合には、同じく地震によって地下水位低下設備も損壊、停止等する可能性が高く、同設備が機能しないことを前提に建屋損壊による地下水流入を評価すべきである。
1227E163	施設としての安全確保や技術者など人的資源の工面などが解決されたとしても、依然として事故が起こらないか不安である。女川原発の安全確保と並行して、原発に頼らないエネルギー供給のあり方を模索してほしい。
1227E164	福島原発事故の原因もまだ良く分かっていないうえ、被災原発を再稼働していいのか多いいに疑問が有ります。地盤沈下も有り、たくさんの被害が出たわけですから、10年も稼働してい

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	ない原発を動かして本当に大丈夫なのでしょうか。避難計画も地元住民の意向に沿ったものとはいえ、お年寄りや障がいを持っている方々が被ばくを避けて避難できるのか、また非難した後の生業や健康不安にどう対応してくれるのか、エネルギー政策が国策であるのならチェルノブイリ法のような法整備を整えた上で再稼働を検討すべきではないでしょうか。東電に比べて脆弱な東北電力が万が一事故が起きた際にどこまで賠償に応じてくれるのか、未知数です。このような中で再稼働の強行は、決して住民の納得は得られないと思います。
1227E165	福島原発事故の解明、収束がなされていないのに、同じBWR型の女川原発の再稼働はありえない。また、近年の自然災害の頻発する日本で、安全性に疑問のある原発はそもそも馴染まないのではないかと。（150p）
1227E166	「IV-1. 2. 2. 3原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用」（252P）について。熔融物の水面への落下に伴い水蒸気爆発が起こらないとは断定できない。過去の炉心熔融物質実験では水蒸気爆発の発生が確認されている。しかし規制委は「これらのうち、水蒸気爆発が発生したKROTOS、TRO1の一部実験の特徴としては、外乱を与えて液-液直接接触を生じさせていること、又は熔融物の初期の温度を高く設定することで、熔融物表面の蒸気膜が安定化する反面、熔融物表面が冷却材中で固化しにくくさせていることが要因であることを示した」としているが、地震に遭遇している環境などを考えれば、多角的な状況を考慮して水蒸気爆発を想定すべきである。
1227E167	福島原発事故処理の目処も他所の原発の抜本的な安全対策もできていない状況でこれ以上抱えることはするべきではない。日本という災害の多い国では別の発電方法を考えた方がいいです。
1227E168	女川原発は、2011年の東日本震災の時に被災した原発です。幸運にも、5つある電気系統のうち、1系統が作動して、冷却用電源が確保でき、大きな事故には至りませんでした。しかし、それは全くの幸運でしかありません。福島第一原発のような事態になった恐れも十分にあったのです。女川原発は再稼働させてはなりません。
1227E169	女川原子力発電所は、巨大地震の震源域の近くに立地しています。東日本大震災の際にも、震度6くらいの揺れに見舞われており、多数のヒビが入った建屋の剛性低下や、設備・機器類の被災状況の検証も不十分で、十分な安全性が担保されたとはいえないと考えます。慎重な安全対策を望みます。
1227E170	福島第一原発の事故原因の検証がまだ終わっていません。特に1号機的主要な事故原因が本当に津波なのか、それともその前に来た地震ですでに配管が壊れていたのかもまだ不明であり、避難計画もまったく不十分なまま、同様な地域での安易な原発再稼働には反対します。
1227E171	一般人の素人なので、審査書を見ても難しいです。ですが女川原発反対なので意見を提出します。地震に伴う津波について書かれていますが、過去のデータやシュミレーションなどで自然の脅威は計り知れません。（p49, p50）311の震災で、身をもって体験したではないですか。福島は大変なことになりました。たくさんの方が亡くなりました。みなさんの死を無駄にしないでください。
1227E172	私は、核燃料廃棄物や原発事故を後世におしつける原発政策に反対です。核兵器も原発も人類に不幸をもたらす不要のものです。すべての原発を廃炉にしてください。
1227E173	甚大な被害をもたらした福島第一原発の事故が依然として収束しない中、女川原発を動かすべきではない。
1227E174	原発の報告を偽造しないでください。
1227E175	意見の対象となる案件東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案意見/理由該当審査書案を一読し、関係者の方が真摯に原子力発電プラントの安全性について向き合ってまとめあげた許可申請書と感じました。また、東電福島第一原発事故の被害者の一人として、2011年の事故の教訓が活かされている事に安堵を感じております。私達が苦労し大事なものを失った事故ではあったが、教訓が活かされ次代の人々を救う手がかりになるやもしれぬ、と一筋の救いのように思っております。この上は一日も早く再稼働を達成されることを東北電力株式会社の電力を使用する者の一人として切望するものです。以上
1227E176	巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事が本当に完璧にでき十二分な地盤強度が得られるのか甚だ疑問被災原発でガタがきているのは确实難工事完工時の強度確認を待つて再審査すべきです女川原発の再稼働はあり得ません

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E177	東電福島第1原発原発の事故原因全て解明も出来ていないのに同じBWR炉の女川原発の再稼働審査が出来る訳もなしもともと平気で同型の柏崎刈羽と東海第1やっちゃてるので審査もどきはお手の物でしょうが科学技術からは最も遠い信仰呪い御宣託の世界の王者が原子力規制委員会規制庁です女川原発の再稼働はあり得ません
1227E178	「IV-1. 2. 1. 5 原子炉停止機能喪失 (211p)」及び「IV-4. 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備及び手順等（第44条及び重大事故等防止技術的能力基準1.1関係）」(330P)について。原子炉停止失敗(ATWS)の発生は、特に地震との関係では重大な問題を生じる。地震により制御棒駆動系統が全損し、選択制御棒挿入等の制御棒駆動系を使ったATWS緩和機能が使用できなくなる可能性が極めて大きくなると同時に、原子炉全体が大きく揺さぶられることによる気液二相流のランダム発生により炉心出力の振動から発振へとつながるリスクが高まるからである。この場合、原子炉を停止させる操作はほう酸注入系統を使うほう酸注入が最も確実な方法であるが、制御棒駆動機構を破壊させるほどの地震の打撃があった場合、同時にほう酸注入系統の配管も破損している恐れが大きくなる。こちらは一系統しか存在しないから、制御棒駆動機構が全損するよりも発生しやすいと思われ、なおさらリスクは高い。そのような状況下で原子炉出力振動から発振に至る場合、停止させることは極めて困難であり、人為的に減速材である炉水を抜くことが必要になるかも知れない。それは同時に冷却材の喪失にもなるので、原子炉の安全にとっては二律背反の状況になっている。これは極めて重大な事態だが、分析と対策が成されていない。少なくとも原子炉出力振動に関して、逆位相振動に関する安全解析を行い、LPRM/OPRMによる逆位相振動検知システムを設置し、運転開始前に試験結果と解析内容を公表する必要がある。「c. 感度解析による影響評価」の「PCT及び燃料被覆管の酸化量の評価においては、」「PCTは約961℃及び燃料被覆管の酸化量は酸化反応が著しくなる前の燃料被覆管厚さの1%以下となり、評価項目を満足することには変わりはない。」と「d. 不確かさの影響評価のまとめ」の「運転員等の操作時間の余裕について確認した結果、操作が遅れた場合でも一定の余裕がある。」の関係については、事態の進展速度がきわめて速いことから、余裕の範囲と逸脱時間による影響度合いの範囲を明確にすべきである。「(3)必要な要員及び燃料等」については「本事故シーケンスの対応及び復旧作業に必要な要員は、30名である。これに対して、中央制御室の運転員、発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員は30名であり対応が可能である。」これでは他の要素に対応できる要因がいなくなってしまう。又は他の要因に人を取られていたら対応できない。ギリギリの人数であるが「対応が可能」とする判断には大いに疑問だ。この点については、事態発生の予測が可能になった段階で専門要員を新たに配置すべきである。
1227E179	巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか、検証せずに審査は終わらない。
1227E180	火山噴火の予知はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理であり、審査は無効だ
1227E181	「III-6 火災による損傷の防止（第8条関係）(112P)について 日本では地震の影響により2例の重大な火災事故が発生している。一つ目は2007年7月の中越沖地震による柏崎刈羽原発3号機の起動変圧器火災で、「地震の影響により基礎面の沈下量に差が発生したため、ダクトがブッシング碍管に接触し、その衝撃等で碍管が破損して変圧器内部の絶縁油が噴出した。絶縁油の噴出の後、約1,000℃以上のアーク放電が発生したため、漏油した絶縁油に引火したことにより二次側接続母線部ダクト内で火災が発生した。」(高エネルギーアーク損傷火災の発生)2例目は2011年3月の東日本太平洋沖地震による女川原発1号機において「高圧電源盤(6-1A)内のしゃ断器(吊り下げ設置型)が、地震による振動で大きく揺れたため、当該しゃ断器の断路部が破損し、高圧電源盤内で周囲の構造物と接触して短絡等が生じ、これに伴い発生した火花により、高圧電源盤内のケーブルの絶縁被覆が溶け、発煙が発生」こちらもHEAF(高エネルギーアーク損傷火災)が発生している。特に2例目は女川原発で起きており、これが原因で非常用ディーゼル発電機が停止している。すなわちタービン建屋というCクラスの設備において発生した電源盤火災が原発の冷却システムに死活的な非常用ディーゼル発電機を損傷させている。これは典型的に「耐震評価分類上、下位に位置する設備の損傷が上位設備に影響を与えた」ケースである。火災事故により全非常用ディーゼル発電機を止めたり外部電源系統を全て遮断していたら、福島第一原発事故と同様の全交流電源喪失になるのだから、火災による損傷防止は全電源喪失につながる極めて重要なテーマである。しかしながら審査書では

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	地震による HEAF 発生を抑制する方策等については特に記述がない。地震による震動は最も HEAF を引き起こしやすい状況であることは、わずか5年足らずで二度にわたり原子炉冷却システムを含む冷却システムに電力を送る系統につながる場所で発生していることは深刻な問題を提起しているのに、重要視していないのは間違いである。
1227E182	「III-15 安全保護回路（第24条関係）（14P）について。「安全保護系のデジタル計算機は、盤の施錠等により、ハードウェアを直接接続させないことで物理的に分離する設計とする。」盤の施錠は破壊されれば突破されるので根本的解決にはならない。「2. 安全保護系のデジタル計算機は、通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断した上で、通信を送信のみに制限することで機能的に分離する設計とする。」判然としないが送信のみとするのはハードウェア上のことかソフトウェアでの設定か。後者ならばシステムエンジニアクラスにとっては簡単に解除できてしまうから解決にはならない。前者の婆は具体的にどうするのか理解できないのでその旨の説明を求める。「3. 安全保護系のデジタル計算機は、固有のプログラム言語を使用し、一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境となる設計とする。」とは、固有の言語体系を開発したということか。そんなことをすれば、固有の言語を理解しないとメンテナス一つ出来なくなり、システムを脆弱化させる危険性が高まる。バグフィックスも固有言語で行っていたのでは、開発した技術者がいなくなれば直ちに危険な状態に陥るであろう。これは対策ではない。どこかで使用実績のある言語ならば、「固有」ではありえず、記載誤りである。このあたりをはっきりさせて、どういう対策なのか明記すべきだ。また、「コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認した」と記載されているが、規制委はどうやってこのようなことを「確認」し「承認する」こととしたのか。規制委側にそのようなシステムスキルがあるのか。この点も明確にしなければ妥当性は判断できない。
1227E183	女川原発の再稼働に強く反対します。東日本大震災をはじめとした巨大地震に何度も見舞われ、被災の検証も不十分な状態で再稼働させるのは市民を危険にさらす事になります。
1227E184	メルトスルー対策でコアキャッチャー装備できないので水槽設置の誤魔化し水蒸気爆発が起こらないと信じる科学者技術者は世界中で再稼働推進の電力事業者と御用学者しかいないでしょう信仰呪い御宣託の世界です女川原発の再稼働はあり得ません
1227E185	原発による人災は、東日本大震災で、その深刻さが明らかになりました。地震や津波の可能性がない国でならともかく、日本で原発はありえない選択です。原発が利権に絡んでいたことも取り沙汰されています。原発のない国づくりこそが、国民のための施策です。原発稼働は大反対です。
1227E186	女川原発は3.11大震災の巨大地震と大津波を経験したBWR炉で欠陥多き施設設備だと容易に推認できるが被災の厳密な検証が行われていない中での大丈夫だろうとの御宣託など悪魔の所業女川原発の再稼働はあり得ません
1227E187	女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。
1227E188	審査書案 第255、256頁についての意見 審査書（案）は第255ページで、「規制委員会は、格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用において、申請者が水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いとしていることは妥当と判断した」としていますが、この判断に疑問があります。原子力規制委員会は2019年11月12日の第796回審査会合で、熔融炉心を分散する緩衝機構を追加設置することを求めました。東北電力は、緩衝機構をどうつくるか、その素材をどうするか、未定のまま、追加対策を自主的にとることを約束しました。追加対策を条件にして「合格」させようとしていると見受けられました。旧・原子力研究所の森山氏ら研究員が、「分散板によって熔融物を水面上で分散させた場合、自発的な蒸気爆発は起こりにくくなったが、起こった場合には通常よりも激しい水蒸気爆発となった」（1994年、JAERI-Review 94-010, p.7）と報告しています。追加対策が、逆に住民の危険をさらに増すことはないのか、疑問を覚えます。追加対策を要求したのは原子力規制委員会なので、追加対策が本当に住民の安全につながるのかどうか、ご説明を求めるものです。
1227E189	審査書案 p.97 下から4行目「また、降下火砕物がフィルタに付着した場合においても取替え又は清掃が可能とする設計としている。」とあるが、取り替え又は清掃がどのように可能なのか、具体的な根拠を明示すべきである。火山灰により外部電源を喪失した場合に、非常用ディ

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	一ゼル発電機が重要となり、動機が空冷式の場合に吸気口のフィルタの取り替え又は清掃がどのように可能かは焦点となるため。
1227E190	女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。
1227E191	電力用に転用、再稼働など許されません。近隣住民の避難経路の確保までさらなる安全策が必要です。
1227E192	東北電力女川原発2号機の再稼働に反対します。女川原発は、2011年の地震と津波で被害を受け、首の皮一枚で爆発を免れたものの無数のヒビが入った老朽原発です。それを動かすのは危険です。新規基準は事故が起きないように安全性を高めたものではなく事故が起きた時の対応を今までよりマシにするものでしかないこと、それすら完成していない状態での再稼働を認めていること、周辺住民の避難計画が再稼働審査の審査対象になっていないという人の命を軽視したものであること、原発を動かせば保管場所のない核のゴミを増やすことになること、温水の放出で海水温度を上昇させること、事故が起きなくても放射能を大気へ放出させ環境を汚染すること、そして原発を稼働させなくても電気は足りていることから再稼働に反対します。
1227E193	賄賂で原発動かさないでください。
1227E194	福島第一原発事故後の日本です。東日本大震災で揺れに揺れた土地の、無傷でない原発を再稼働させるのは、危険すぎます。人の命や健康を軽んじているとしか思えません。
1227E195	多くの老朽原発を含め順次再稼働のお墨付きを与えてきた貴委員会の規制基準自体が再稼働させる為だけの反科学的非技術的信仰に依拠した基準で噴飯もの世界標準の深層防護第五層住民避難を自治体に押し付け職責から逃げ放棄した呆れた欠陥規制基準であり似非科学にもなり得ない世界に恥べき代物で審査は端から無効である。過酷事故に至る地震も津波も噴火も廃炉までにはほぼ起きないという信仰テロや飛行機ミサイル直撃の甘々対策も5年間は絶対危険はないとの御宣託を天に任せて安心しよう安心出来るという呪い最近の火山ガイドの改悪など真つ当な火山学者は誰一人受け入れられない信仰や呪いや御宣託の証左である真つ当な科学的技術的検討など皆無い加減大人しく誠実に再稼働は無理と世界に宣言すべし当然女川原発の再稼働はあり得ません
1227E196	3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10-4~10-7 程度 ↑ 正しい年超過確率、10-2 程度。100倍超☆☆の差異あり。 ■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7% (約50箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20=300年/1回) 基準地震動が、過小に計算された理由は、防災科学技術研究所・藤原氏がコメントしている。「データセットの確認の中でも、マグニチュード5と5.5と6と、下限を変える事によって、非超過確率の値が変わるという事、当然ですけれど、その確認をする中で、それぞれの下限値をいくつに選ぶかによって、その平均的なスペクトルの形状を見た時に、一番大きな下限を6とした時に、形状がやはり他の沢山のデータを使ったものとは性質が違う・・・」原子力規制委員会、議事録 20p http://www.nsr.go.jp/data/000271942.pdf 原子力規制委員会、標準応答スペクトル (案) (32p) http://www.nsr.go.jp/data/000269574.pdf 地震データ下限レベル、Mw5.0→6.0、変更の場合短周期、0.02-0.6s→約3倍差☆☆よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+ http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm
1227E197	原発は即刻停止して速やかに廃炉すべきものと考えます。福島第一の事故を体験してそれでも脱原発に向かおうとしない日本はいったいどのような国家なのでしょう。原発の核廃物の処理もできない貧しい技術力しか持たない人類が原発を稼働させるのはあまりに能天気過ぎます。どうか、これからやってくる人々に核廃物処理を押し付けしないでください。もう一度、福島第一規模の事故が起こればこの国が滅びます。原発依存から抜け出すようご尽力ください。
1227E198	3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10-4~10-7 程度 ↑ 正しい年超過確率、10-2 程度。100倍超☆☆の差異あり。

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7% (約50箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回) 基準地震動が、過小に計算された理由は、防災科学技術研究所・藤原氏がコメントしている。「データセットの確認の中でも、マグニチュード5と5.5と6と、下限を変える事によって、非超過確率の値が変わるという事、当然ですけれど、その確認をする中で、それぞれの下限値をいくつに選ぶかによって、その平均的なスペクトルの形状を見た時に、一番大きな下限を6とした時に、形状がやはり他の沢山のデータを使ったものとは性質が違う・・・」原子力規制委員会、議事録</p> <p>20phttp://www.nsr.go.jp/data/000271942.pdf 原子力規制委員会、標準応答スペクトル (案) (32p) http://www.nsr.go.jp/data/000269574.pdf 地震データ下限レベル、Mw5.0→6.0、変更の場合短周期、0.02-0.6s→約3倍差☆☆よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1227E199	<p>3-1. 1 基準地震動基準地震動の年超過確率 (29p) > 「震源を特定せず策定する地震動」の年超過確率は、10⁻⁴~10⁻⁷ 程度 ↑ 正しい年超過確率、10⁻² 程度。100倍超☆☆の差異あり。</p> <p>■防災科学技術研究所 (kik-net) 地震動データ http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/ 約700箇所の地震動、観測地点において、僅か20年の期間で、約7% (約50箇所) で、コントロールポイントを超過している。(700/50*20≒300年/1回) (主な、超過地震リスト~vs-2200m/s 基準) 2016.0414 熊本 Mw6.1 益城 5000gal 上下動→超過倍率 7.52018.0906 北海道 Mw6.6 追分 6000gal 水平動→超過倍率 5.52001.0324 芸予 Mw6.7 御調 3500gal 水平動→超過倍率 3.3etc 僅か20年余りで、超過倍率3倍超の地震動が、多数発生。よって、基準地震動は、水平動→1800gal/0.02s 上下動→1200gal/0.02s 前後が適切。■全国共通地震・報告書 (震源を特定せず策定する地震動) ※ http://www.nsr.go.jp/data/000280238.pdf (15p) コントロールポイント超過の地震動、数10箇所明示。(期間20年弱) ※原子力規制委員会 (規制庁) 公文書(備考) 基準地震動、シミュレーション+http://www002.upp.so-net.ne.jp/bob-k/genpatu-note5i.htm</p>
1227E200	<p>●福島第一原発事故は収束していない。事故原因の検証もされてない。福島第一原発と同じ沸騰水型で老朽炉である女川原発2号機を動かすべきではない。●福島第一原発事故の津波前の地震の影響についても検証が不十分。地震だけで炉心溶融する可能性を捨てきれない。原因の究明を先に行うべき。●福島第一原発事故では、重大事故を想定した避難計画がなく、多くの住民がしなくても良い被曝をした。アメリカ並みに、実効性のある避難計画が作れないなら再稼働するべきではない。実効性のある原子力防災計画が、審査でも検討の対象となっていない。法整備が必要。避難させられないなら動かすしてはならない●高齢者が多い住民の病院や介護施設や自宅からの要配慮者の避難や地震や台風などの複合災害については全く目途が立たない。無責任すぎる●東日本大震災では道路が寸断され交通がまひした。緊急時に安定ヨウ素剤も配布されなかった。道路が寸断されたら、備蓄場所まで取りに行けない。安定ヨウ素剤は5キロ以上でも事前配布が必要。でも備蓄されていない。震災の影響について検証がされていない●女川2号機には、東日本大震災により損傷を受けた施設や機器が多い。例えば原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れ (1130箇所) が確認され、東北電力は建屋の剛性が最大70%低下していることが規制委員会に報告された。ところが、被災した施設や機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がない。検証を行った上で再度審査を行うべきだ。●強い余震による影響が考慮されていない●熊本地震では強い揺れがくり返し発生したが、耐震評価ではくり返しの強い揺れを想定されてない。●熊本地震では、最大震度が7の地震が間を置かずに2度発生した。その後も1ヶ月の間に最大震度が6強の地震が2回、6弱の地震が3回も発生した。原発の耐震審査では、通常運転による影響に加えて、基準地震動による1回の揺れに耐える設計であればよいことになっており、熊本地震の教訓が反映されていない。●水蒸気爆発が考慮されていない。もしも水蒸気爆発したら、どうやって避難させるのか、到底間に合わない女川原発では炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、コンクリートと反応し、水素や有毒ガスが発生するのを防ぐことを優先し、溶融燃料を他の原発と比べても非常に深い水深約4メートルの水を張ったペDESTAL部に落とし、水冷することになっている。この場合、溶融燃料と水が接触して水蒸気爆発が生</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>じるおそれがあるが、東北電力は、水蒸気爆発は発生しないことを前提にしている。●審査書案は、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断した。しかし過去に起きた金属工場などでの水蒸気爆発事故や実験事例からも、水蒸気爆発が起こらないとは言えない。●汚染水事故に対応できない●適合性審査では、福島第一原発で現に起きている汚染水の問題。格納容器下部が破損し、冷却水が漏れ、汚染水となって外部に放射能が大量に拡散しているが、有効な防止策が取られていない。格納容器が破損した場合でも、放射能の大量の拡散を防止する策を講ずるよう要求する新規制基準に違反する。●設置許可基準規則 55 条では、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」とされている。ところが、東北電力の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすといっている。そんなことが可能なのか？●海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスだけ、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。●地震動は少なくとも既往最大 1700 ガルにするべきだ。●震源を特定せずに策定する地震動について、2008 年岩手・宮城内陸地震及び 2000 年鳥取県西部地震を参照して 620 ガルとしている。これは、中越沖地震で基準値を大きく超えた柏崎刈羽原発の 1699 ガルに比べるとあまりに小さい値だ。最大加速度は少なくとも既往最大の 1700 ガルにすべきだ。</p>
1227E201	<p>審査書案第 255、256 頁についての意見審査書（案）は第 255 ページで、「規制委員会は、格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用において、申請者が水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いとしていることは妥当と判断した」としていますが、この判断に疑問があります。IAEA（国際原子力機関）は、水蒸気爆発対策に対して、「容器バリアに損傷を与える可能性のある蒸気爆発をなくすために、考えられる事故シナリオで溶融炉心が水に落ちないようにすることが好ましい方法である」という認識であると承知しています（IAEA-TECDOC-1791=2016 年=）原発の水蒸気爆発について、先進国が構成している OECD（経済協力開発機構）がプロジェクトをつくって研究しています。そのレポートは、「すべての国ではないが、ほとんどの国では、主に未解決の不確実性により、炉外蒸気爆発の考慮が未解決の問題のままである」と報告しています（OECD SERENAReport=2017 年=）。「すべての国ではないが」と述べているのは、日本とスウェーデンのことです。格納容器の下部に水を張って溶融炉心を受け止めることを「対策」として奨励している日本の原子力規制委員会の考え方は「世界の非常識」と見受けられます。OECD が「未解決の問題」としている問題ですから、根拠のある判断をしているのであれば、このパブリックコメントへの回答でその根拠を明示して下さい。また、格納容器の下部に水を張って溶融炉心を受け止めるという「対策」を採用するよう、OECD の加盟国にその根拠を示して働きかけるべきですが、お答えください。</p>
1227E202	<p>拝見しましたが、そもそもシステムとして検討している範囲が狭く、放射性廃棄物の処理という、エコシステム上必須の観点が出ています。現代の科学では放射性廃棄物の処理についての目処が立っていない以上、原発単体の再稼働審査をしても無意味どころか、放射性廃棄物についての審査が向けていることは犯罪行為かと思えます。</p>
1227E203	<p>10 ページの、「設計基準対象施設」だが、今回の対象のプラントは、東日本大震災で被災した女川原発が対象ということを考えれば、2 号機だけではなく、1 号機や 3 号機の被災状況を精査・分析することが必要ではないか？東日本大震災の被災の経験を今後の対策に生かすために、どの機でどのような被害があったのかをくまなく調査することは、日本の原発の安全を司る規制委員会の使命だと思うが、如何か？</p>
1227E204	<p>女川原発再稼働絶対反対、速やかに安全に廃炉へと舵を切ることを行うべきとの、立場で以下、問題提起します。1、原発事故があった場合、季節、天候、風向き、昼夜の別、道路の損壊の有無、避難先、避難先への移手段、乗り物の確保など、安全に避難実行する計画など、考慮すべきバリエーションが多岐にわたるので、計画など立てられようはずはなく、そもそも原発事故があった場合非難しなければならないようなものを稼働すること自体、人命軽視であり、再稼働は許されない。2、福島原発事故の原因が究明さえできていない状況で、十分な審査が行えようはずがないではないか。それでも安全だと言えるなら、その根拠を述べよ。3、防潮堤が、巨大な津波に耐えられるのか。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E205	科学的、技術的意見を募集しているので、そのことに関して意見を述べます。福島原発事故の後処理にてこずっている事がテレビ、新聞その他の情報で分かっている。しかし、なぜ、再稼働できる科学的にも、技術的にも、てこずっていることに目が覚めないのか、不可思議です。実際、福島の汚染された土地をどんな科学、技術を駆使しても、事故が起きる前の状態には戻せていない。それが科学的にも技術的にも、再稼働してはいけないという事です。原発の科学的、技術的の利用が福島原発事故を起こしてしまい、落ち度のない福島の人々を不幸な苦しい避難民生活をさせている。本来、科学的、技術的は、人間を幸せにするために長年、開発されてきた。女川原発は、直ちに廃炉処理してください。
1227E206	東日本大震災以降全ての配管を取り替えられないので有れば、再稼働すべきではありません。
1227E207	女川原発に潜む多くの問題に関しては、既に数多く意見が寄せられていると思うため、ここで再度整理することはしない。それより根本的な問題を申し上げたい： 1) 原発推進派の多くは「核抑止力」による日本の安全保障を原発の目的の一つとして宣伝している。それを知らないであれば、与党メンバーである石破氏をはじめとする方々の主張を調べたらよい。ただし、同時に、他の場面で日本は一日中「唯一の被爆国家」という被害者意識で核廃絶を主張し続けてきました。「悪の被害者」が「悪になろうとする」ことは、明らかなダブル・スタンダードです。日本は原子力発電所を安全保障目的で保持している以上、北朝鮮などの他の核保有国を批判する正当性を失う。日本は同義なき「ローグ・ネーション」として国際的に批判され続けられるだろう。2) 女川原発を含め、原子力発電所は海外の攻撃にとって、もっとも攻撃されやすいターゲットになりかねない。武力行使による攻撃があった場合、及びはハッキングが発生した場合の対策に関しても、申し上げてもらいたいです。（現実で申し上げますと、不可能に近いと私は考える）
1227E208	福島第一原発の事故において、原因究明がなされていない。其の事故と同じ沸騰水型の原発である女川原発の審査が適合？事故原因すら不明なのに、合否基準は、どこにあったのか？適合の信憑性が全くない
1227E209	東日本大震災による影響も多大に受けているだろうに、検証はちゃんと行われたんでしょうか。再稼働のための再稼働では。一部の人たちのためにどれだけ多くの犠牲を払うのか。他に発電の方法もたくさんあるので再稼働は必要ないと思うし、福島第一原発事故もまだ収拾されていないのに無茶です。やめていただきたいです。
1227E210	女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。
1227E211	日本にある全ての原発を廃止にすることこそが日本の国益。福島原発事故が未だに終息していないにも関わらず再稼働するとはもってのほか。福島原発事故の終息が最優先。全原発廃炉、そして核廃棄物の処理等の課題は多い。利権の亡者を栄えさせ大部分の人が苦しむ原発等要らない。勇気と良心こそ大事。
1227E212	239～245頁にある、格納容器圧力逃がし装置を使用する格納容器破損防止対策に関して、疑問があります。東北電力は、原子炉格納容器フィルターベント系による除熱を実施するとしています。もともと東北電力は、第133回審査会合（2014年8月28日）において、元からあった耐圧強化ベントも残しておくという考え方を示していました（会議録の73頁）。東北電力がフィルターベント系を設置した後も耐圧強化ベント系を温存しているのは、圧力の急激な上昇が起ったりしてフィルターベントを使用できない場合がありえることや、フィルターベントが目詰まりしたりすることがあるからです。第133回審査会合における、「我々としては、もちろんフィルタベントをつけたんで、これはもう最優先にしたいと考えています。ただ、やはりこれをつけたからといって、全て本当に開くのか、万能なのか、あらゆることろを考えると、やはり、最後のラストリゾートというか、そういう形で耐圧強化ベントのラインは残しておきたいと考えています」という東北電力の発言は、極めて率直です。重要なことは、この時に更田豊志委員も、「何らかの理由でフィルタベントが使えない」という認識にもとづいて発言していることです。ところが審査書案の公表を間近に控えた2019年10月4日、東北電力は事業者ヒアリングに「自主対策設備に関する補足説明」を提出し、この中で耐圧強化ベントの使用は「炉心損傷前」に限定し、「炉心損傷後は使用しない」としました。その理由として東北電力は、ドライウェルからの耐圧強化ベント系を使用した場合のCs-137の放出量が、7日間で約330TBq、30日間で約360TBqに達するという解析結果を示し、規定基準に定められている「100TBqを上回る」こ

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>とをあげて、炉心損傷後に耐圧強化ベント系は使用しないことにしている」と説明しています。この解析結果は、耐圧強化ベントの使用がいかに深刻な影響を住民と環境に及ぼすかを示しています。それならば、東北電力は耐圧強化ベント施設を撤去すべきです。原子力規制委員会は耐圧強化ベント設備の撤去を求めるべきです。しかし、それを要求していません。これは、不信を惹起します。表向きは放出されるCs-137を100TBq以下に抑えることにしていながら、内実はフィルターベント系が役に立たなくなったときや、事故が急激に進展して減圧が間に合わなくなったときのために、耐圧強化ベント系を残しておいた方がいいと考えているからではないでしょうか。水素爆発防止対策として導入されている静的触媒式水素再結合装置も、炉心損傷時に瞬時に発生する大量の水素には対応できず、ベントが頼りだからではないでしょうか。耐圧強化ベント系の撤去を求めないのは、放出されるCs-137を100TBq以下に抑えるという、自ら決めた規定を自ら否定するものではないでしょうか。ご説明いただくことを求めます。東北電力から表明された、耐圧強化ベントの使用は「炉心損傷前」に限定し、「炉心損傷後は使用しない」とする考え方についてですが、これにはベントのタイミングをどうやって判断するのか、早期のベントを運転員に強いることになるのではないかとという疑問がつきまといまいます。ベントの時期については、格納容器の圧力が最高使用圧力を超えて、その二倍以下の範囲にある時と定められています。新たに、炉心損傷前という条件も加わりました。しかし、事故が急激に進行する場合は、炉心損傷がすでに始まっても、運転員が「炉心損傷前」と誤って判断して耐圧強化ベント系を使用すれば、規定基準を上回る放射能の放出が現実になります。そうなることを避けようとするれば、早い時期にベントをしなければならぬという、以前にはなかったプレッシャーが運転員にかかります。格納容器の設計に携わった技術者の人たちは、放射能を「閉じ込める」ことを目的にした格納容器にベントシステムを持ち込むことは、「格納容器の自殺行為」と批判しています。放射能の直接放出である耐圧強化ベントの可能性を残しておくことは、住民の深刻な被ばくにつながるものであり、「合格」させるべきではないと考えますが、お答えください。そもそもシビアアクシデントが起るような技術、いったん事故が起れば巨大な被害を及ぼし、被害の全体を補償する道もないような技術は、利用しないで他の代替手段に切り替えることが当たり前です。既存の軽水炉原発に規制を加えたとしたら、シビアアクシデントの根絶を目標とし、シビアアクシデントの可能性を排除できない原発は「合格」させないようにすべきですが、お答えください。</p>
1227E213	<p>オリンピックを控えてのテロ対策が不十分です。再稼働反対します。</p>
1227E214	<p>この審査書案に、果たして、宮城県民の姿はあるのか。規制委員会の委員諸氏に宮城の住民の姿は見えているのか、いま改めて問いたい。女川原発とは何か。東北電力といういち私企業が、自社の利益のために、女川町に建設した発電所である。たかが一企業の財産に過ぎない。なのに、ひとたび不測の事態が起きれば、たとえ東北電力に関わりない人であっても、多くの県民が避難を強いられる。しかも、例えば合衆国では国が責任を負うとされるその避難について、審査書案には一言の言及もない。県民生活の根底を揺るがす可能性がある施設に運用再開のお墨付きを与えることを、規制委員会はどのように考えているのだろうか。また、それにより生じる事態にどのように責任を取るつもりなのだろうか。諸外国では国が策定するという避難計画を作るのに各自治体がどれだけの人的・時間的資源を啖かねばならないのか。たかだか一企業の発電所を動かし儲けさせるために。宮城県民は、隣県福島をずっと見てきた。規制委員会での議論を、原発ありきの電力会社や社会の在り方を変える機会にしてほしいと願いながら注視してきた。あらゆる学問と知識を総動員して、徹底的に調べ論じた上で、既成事実やしがらみにとらわれない結論が出されるものと信じて見てきた。この規制書案は、そんな宮城県民を失望させるに充分であった。今秋来日し、原発は再稼働させてはならないときっぱりと言い切ったローマ教皇フランシスコの方が、同じ日本人で構成された規制委員会より遥かに宮城県民の近くにいると言えよう。審査は東北電力のペースで進んだように見えた。まるで規制委員会の審議は東北電力の言い分を聞く会であるかのように。東北電力が「設備を改修した上で再稼働させる」方針に基づいて提案し、議論自体がそれに引きずられて進められた。例えば火山噴火の可能性やその影響など議論が深められないままに終わった議題や、水蒸気爆発の問題など実験データを不適切に引用したと疑われる議論もあった。このような審査書案に正当性はあるのだろうか。原発は20世紀の遺物である。ただ技術を信仰し依っていれば安心安全がもたらされるという「神話」は2011年3月11日を限りに崩壊した。21世紀の現実世界を女川原発に向き合って生きねばならない宮城県民は、この審査書を唯々諾々と受け入れることはできな</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	い。命と暮らしの安心安全にかかわることだから。規制委員会には、この審査書案を撤回して、東北電力ではなく宮城県民の方を向いて、再度審査をやり直すよう求めるものである。
1227E215	女川原発 2 号炉の即時廃炉を求めます。
1227E216	ひとたび事故を起こせば、取り返しのつかないような愚行をなぜするのか？福島第一発電所の事故は収束したのか？したのか？いかなる理屈も、原発を再稼働させる力になどはならない。女川原発の再稼働に強く反対するものである。
1227E217	現時点における日本という国では、福島第一原子力発電所事故とその廃炉・収束作業が継続中で、完了から終了への道筋はまったく立っていない。原発だけでなく、絶対に安全なものはこの世に存在などせず、原発の安全性についても、疑問だらけである。絶対的な安全などというものは存在せず、女川原発が想定外の事故に襲われる可能性がゼロなどとは言えない。万一、女川原発が大事故を起こせば、日本は終了ではないか。それを承知で再稼働させようなどとは狂気の沙汰である。日本を愛していると常々政権を担っている人間たちが考えることとは思えず、彼らを非国民と呼ぶことに躊躇はしない。再び事故を起こすようなことがあったら、日本は世界から相手にされることなく、滅びの道を歩むことになるだろう。それはまさに 100% 確実なことである。
1227E218	原発をこれ以上稼働させるなんてふざけないでほしい。どこかの企業や個人を儲けさせるために、国民の健康を犠牲にするのはありえない。国民の立場からすれば、世界大戦での悲劇を繰り返そうとしてるのではないかとしか思えない。政府の立場で、これ以上利益のために国民を犠牲にしないでください。他国では原発に頼らない電気の生み出し方を見つけようと努力してください。それがあなたたちがやるべきことだと考えます。
1227E219	宮城に住んでいます。海外では福島原発での事故の放射能漏れについてかなり報道されています。この国ではその危険について報道されていません。恐ろしいです。東日本大震災や今後起こりうるであろう関東地震で女川にも福島と同じようなことが起きてしまった場合何か万全の対策が取れるのでしょうか？誰が責任を取るのでしょうか？誰がどのように賠償するのでしょうか？わからないままの再稼働は危険です。甚だ理解できません。絶対に反対です。
1227E220	3 ページで、「なお、本審査は、1 号炉及び 3 号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しないことを前提としている」とあるので、3 号炉が仮に再稼働にむけて適合性審査の申請の対象となった場合は、この 2 号炉の「審査書案」は一からやり直しとなると理解するが、それで間違いはないか？
1227E221	被災した原発が安全に稼働できる保証はない。地震が再び起きないという保証はない。
1227E222	女川原発再稼働に反対です。理由は以下の通りです。東日本大震災で建物、設備、機器大きなダメージを受けているのに検証が不十分のまま。事故を起こした福島原発と同じ沸騰水型。立地は震源地に近く、地震、津波の危険が大きい格納容器下部に水をはる溶融炉心受け止めは、水素爆発起こす危険が大きい。住民の避難計画も不十分。日本の国土、住民等のことを考え、危険な手続きを拙速に行うべきでない。
1227E223	原発に縋り付くのはもう辞めたらどうか。原発にもはや経済性はない。目先の電気料金に釣られて将来のことを考えられない朝三暮四的発想では、日本のエネルギー産業の発展は望めない。遅くとも数十年後には、日本の原子力産業は終わる。40 年を超えた原子炉を使い続けたり、リプレースすることは、もはや叶わない。国民が、それを許さない。そんな泥舟に、乗らないでいただきたい。業界と共に沈没しないでいただきたい。
1227E224	賄賂によって原発を動かさないで下さい。安全性を確立できない限り稼働に反対です。
1227E225	・女川 2 号機は、東日本大震災により多数の損傷を受けた原発であり、それらを一一つ検証しなければ再稼働すべきではありません。検証を行った上で再度審査を行うべきです。・東北電力は、水蒸気爆発はおきないことを前提にしていますが、これは原発の安全神話と同じ、思考の停止であり、大変危険な考えです。水蒸気爆発は起こりうるという前提で、検証し直すべきです。起きてしまったからでは取り返しがつきません。・原発の再稼働は新たな放射性廃棄物を生みだします。今でさえ持って行き馬がなく処分方法も確立していない放射性廃棄物をこれ以上未来の人々に残すべきではありません。・原発は海水温を著しく上昇させ、生態系を破壊します。地球温暖化を促進する原発の再稼働は止めるべきです。・
1227E226	福島原発事故が終わっていないのに、許可できるはずがありません。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1227E227	原発施設の更新はやめてください。廃炉してください。世界で一番の地震国に原発は危険すぎますし福島はまだ危険な状態が続いています。原発推進の理由がわかりません。やめてください。お願いします。負の遺産を子供達に残さないようお願いします。
1227E228	第 55 条の要求（格納容器破損時の被曝防止）に対して、放水砲を設けるとしているが、宮城県の安全性検討会でも指摘されているように、これがどれだけの効果があるのか具体的な数値をあげての検証結果がない。ただ、形として設置しているに過ぎないのではないか。少なくとも、その効果についてのシュミレーションを東北電力に求めるべきではないか（425 ページ）
1227E229	福島第一原発事故の検証は不十分であり、原因もわかっていません。津波前の地震の影響についても検証が不十分です。福島原発事故を教訓にするというのであれば原因の究明を先に行うべきです。
1227E230	意見
	<p>の対象となる案件：東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案【意見/理由】原子力発電という一旦事故が起きれば「福島県のように取り返しのつかない事態を招く」性質に鑑み、審査には完璧を求められることに誰も意義はないはず。そして福島県に続き隣県宮城までもが高線量の放射能汚染に侵されるようなことがあってはならないことも同様のはず。しかしながら審査書案中には私が気づいただけでも何点かの不十分な箇所があります。私はこの内容では一地元住民として女川原発 2 号炉の再稼動を了承することはできません。以下様式に法り疑問箇所を記載いたしましたのでお目通しくださいますようお願いいたします。〈指摘箇所〉III-1 地震による損傷防止（第 4 条）P10〈内容〉・かの震災により女川原発は「建屋の剛性が最大 7 割低下している」との報道がありましたので非常に重要なパートだと思うのですが 2016 年に熊本県で起きたような短期間に強烈な地震に見舞われた際の損傷防止策の評価がありません。短期間に間髪入れずに本震並みの地震に襲われた際のケースも現実起こりうることで、そうした場合の設備の安全性がどの程度保たれているのかをきちんと評価確認がなければ、最新の知見に基づいた対策とは言えず不十分だと思います。〈指摘箇所〉III-1.1 基準地震動 4. 基準地震動の策定 P27〈内容〉・基準地震動の評価設定が小さい。最大水平加速度が SSD2 で 1000 ガルとありますが中越沖地震の際に柏崎刈羽原発では 1700 ガルを記録しているはず。どうして低く見積もるのでしょうか。むしろ 1700 ガルより大きく設定評価するぐらいの姿勢であって欲しいと一地元住民としては思わずにはいられません。少なくとも実際に起きた事実に基づき、最新の知見をもとに設定がなされ評価されるべきです。〈指摘箇所〉III-4. 2.2 火山の影響に対する設計方針 P91〈内容〉・火山の噴火予知は科学的に立証された手法がないはず。東北電力が原子力発電の運用期間中の火山活動を予測できる万能な存在であるかのような前提で書かれていること自体に非常に不安を覚えます。前提が間違っている以上評価判定になってないのではないのでしょうか。〈指摘箇所〉IV-1 重大事故等の拡大の防止等（第 37 条関係）P152〈内容〉・重大事故想定からその対策の有効性が本章では述べられていますが、そもそも事故想定するには過去の大事故の解析・解明が必要です。ところが肝心の福島第一原発の事故解明はとて進んでいるとは言えません。かかる状況の中で、重大事故想定を行い、対策を立て、更には問題がないと判定されてしまうのは控えめに書いても茶番のように感じられ非常に残念です。正直あまりにも東北に住む私たちのことを馬鹿にしているのではないかとさえ感じます。再稼動を急ぐあまり形だけ取り繕い安全かどうかは二の次という前提があるのではないのでしょうか。そもそも論とはなりますが福島第一原発の事故の解析・解明がよりクリアになって初めて実効ある事故想定と対策ができるのであって、原発の再稼動は拙速に過ぎます。・東北電力は圧力容器内水蒸気爆発を考慮しなくてよいとしていますが、福島第一原発 2 号機では 2011 年 3 月 14 日から 15 日にかけて溶融ジルカロイと外部から注水した海水との水蒸気爆発、溶融燃料と海水との水蒸気爆発が発生した可能性が高いと言われていました。福島の事故で起きたらしいと言われていたにも関わらず、同型炉の女川で起きないこととしてしまっているのは大問題ではないのでしょうか。圧力容器内水蒸気爆発についてもきちんと評価すべきで、時間をかけた実証実験を行いデータをすべて公開することが必要だと思います。〈指摘箇所〉IV-4. 8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び手順等 P392〈内容〉・前記と同様ですが、原子炉下部への注水水張りによる冷却策は水蒸気爆発の懸念があります。十分にそのリスクを検証すべきです。〈項外指摘〉・避難計画が審査対象となっていない。女川原発は牡鹿半島という海に山が迫った非常に避難しにくい立地です。道は海沿いと尾根近くを走るコバルトラインの二系統しかなく、その道は</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	極めて狭小でなおかつ先の震災時には路肩の崩壊が何箇所も起きたのもご存知の通りです。しかしながら避難計画について触れられてないこと自体非常に残念に思います。地元住民を無視している姿勢の現れにも感じられ大問題です。
1227E231	女川原発は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型であり、福島第一原発の事故原因を明らかにすることなしに審査に「合格」を与えることは無謀である。更に女川原発は東日本大震災で多数のひびが入った被災原発である。世界でも有数の地震多発地域に立地しており、「安全」といえる保障はあるのか。また、現在、策定した避難計画は複合災害に対応できていず、住民のいのちや健康を守れる保証はない。避難計画の実行性も審査の対象とするべきである。
1227E232	日本の規制基準そのものが「答え合わせ」ができていない。地震の予測と結果。被害の大きさの見積もり。曖昧さが大きすぎ、発電用大型原子炉の「安全」を現実的に見積れているか否かの判定の物差しそのものの信頼性が十分ではない。2011年3月、女川原発のオフサイトセンターの被害写真を初めて見たときの衝撃をいまだに忘れることができません。原子力発電所の稼働そのものを見直すべきです。
1227E233	256頁～「(1)水蒸気爆発が実機において発生する可能性」について圧力スパイクがトリガーとなって水蒸気爆発が発生する可能性が否定できない。(後半)例えば、自動運転の実験で2018年3月に米国で発生した死亡事故の報告書が、以下リンクの米国家運輸安全委員会(NTSB)のサイトにある。 https://dms.nts.gov/pubdms/search/document.cfm?docID=477717&docketID=62978&mkey=96894 この報告書の12頁に次の記載がある。「彼女は横断歩道のない場所でN.ミルアベニューを横断していたからです。システム設計には、ジェイウォーク歩行者向けの考慮事項が含まれていませんでした。原文： because shewas crossing the N. Mill Avenue at a location without a crosswalk; the system design did not include a consideration for jaywalking pedestrians.」この死亡事故は様々な問題が重なって起きた様だが、「横断歩道のない場所で道路を渡る人」は必ずいるのに想定されていなかった。それは多くの人(素人)が簡単にそれは「まずい」と分かる様な残念でシンプルな理由ですが、そんな程度の事が想定外になり、その欠陥を(多くの人に関与・注目していた実験なのに)事前に修正出来ないのが人間です。女川原発で水蒸気爆発が起きる可能性を審査で除外した判断は、申請者の軽挙妄動を促す間違いではないでしょうか？
1227E234	本件原発は2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその余震がそれぞれ当時の基準地震動を超え、激しい揺れに見舞われ、建屋が損傷した。このような原発の運転を認めるにあたっては、2016年発生 of 熊本地震のような強い揺れに繰り返し見舞われる事態も想定し、これに耐え得ることを確認すべきである。
1227E235	女川原発再稼働は絶対反対です。安全性は確保されていない。負の遺産を未来に残してはならない。原発は経済的にも高くて採算が取れない。テロ・火山の噴火に耐えられる保証はない。廃炉にすべきです。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	<p>審査=合格とのことだが、次の点は、検討されるのか</p> <p>① 福島原発事故では誰が責任をとらないのか、もし女川原発でも事故が起きたら誰が責任をとるのか明確にしてほしい</p> <p>② 地震は絶対に発生しないのか、その根拠はあるのか、地下断層は大丈夫という保障はあるのか</p> <p>③ もし事故が発生した際の避難方法は十分なのか (道路確保、水石確保、避難場所確保)</p>
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

03-5114-2179

(様式 2)

1203F1

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499

<該当箇所> | 頁 行目

<内容>

核ゴミを増やす女川原子力発電所はいるない
世界は自然再生エネルギーに向っているのに
核ゴミ処理を計算すると原発は赤字経営になるでしょう

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁^{V1}99行目

<内容> 女川原発が重大事故を起こす運転を終了してからも処理する方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p>＜該当箇所＞ 貴 行目 福島原発事故の死と治末もままだらぬい 現状 ＜内容＞ 再稼働で生じる「核のゴミ」はどくするの？ ベント用方針は住民の被ばく機会が増えること 核の安全神話には両方が死んだらいいはず 1.0</p>

＜記入方法について＞

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>住民の「避難計画」も含めて安全といえるのでしょうか？ 本当に住民の安全を確保することを再稼働の 前提条件とするのなら 周辺住民の「避難計画」 も審査対象にして下さい。 福島の手続きを再教訓にして下さい。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>厚 原発は安全と云ってもどんな物でも完璧に安全と云われたものはありません。何時事故をおこすか判りません。一度事故をおこせば手に負えません。又廃棄物も、すくるところもありません。原発は絶対反対です。今でも電気は足りています。自然エネルギーを使えばいいです。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 避難計画の策定が不十分であると見られる。半島の防災計画の策定が安全に避難することは困難であると見られる。半島の防災計画の策定が不十分であると見られる。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1207F1

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 FAX //
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 頁 行目

女川原発再稼働は反対です。
 福島原発事故で「安全神話」は見事に打ち砕かれたのが
 証明されたと。絶対安全はないのです。おに魔芋の
 球子に1号機に続き2号機3号機も魔芋に
 成ります。女川原発は地震と津波のリスクが高く、規制委員会の
 審査に時間がかかってもそれらの危険を回避でき
 なかったためです。事故発生時の住民の避難計画も
 現実性不足に不安だらけです。
 昨年女川原発再稼働の是非を問う県民投票判定を
 求めた署名で11万人を超す署名が集まりました。
 県民の声を真摯に受け止めてほしいです。

意見送付先 住所 〒108-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所:

氏 名:

連絡先: 電話番号:

FAX 同左

意見・理由

1. 仙台市は 11 月 13 日の河北新報で津波避難をフィンランドの情報通信企業の協力を得て、ドローンを使用して広報するという記事を見たが、折角ドローンを使用するのであれば女川原発が地震・津波で被災した時に女川原発からどういう経路で各地域からの大勢の避難者がいるのか地図に書き込み、大勢の人数が一度に我先に限られた道路を使用して避難する状況をプロットすれば、混雑状況等、避難車のスピードによりその避難計画が実際に可能かどうか検証できるのではないかと思いますので是非実行して検証願いたい。
そうすれば各地域から提出された避難計画が必ず不可能という答えが出ると思いますので、是非検討して下さい。
- 又、身体の不自由な方達及びお年を召した方達を誰がどのような形で避難させることが出来るのか配置人員及び補助も含めて疑問が残ります。福島原発が爆発した時の双葉町の住民の逃げ惑う被災状況を教訓にして下さい。又、身体の不自由な方達がどの位の人数がいるのかを把握してその方達の補助する人がどの程度必要か把握することも重要と考えます
2. 重大事故に備えて福島原発を教訓に事前に周辺住民全員の甲状腺ガン有無を実施すべきである。そうでなければ福島原発で被災し、甲状腺ガンを発症しても否定される非常識な事態にはならないと考えますが如何か、又、測定地点を決めてセシウム濃度の事前調査を実施して公表すべきである。
3. 再稼働ばかりに目が行ってるが廃炉時、1基当りの日数 30 年、費用が 3000 億円かかるといわれているが理解していますか。これはみな税金で賄われるようになる。どこから財源を出すのか。如何に原発は金がかかるか理解してほしい。
4. 各地域から提出された避難計画の検証を実施して避難計画の妥当性を調査して下さい。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
<p>< 該当箇所 > 152 頁</p> <p>< 内容 ></p> <p>なぜ / 主氏の「避難計画」と審査の対象としないのか。 示された避難計画は 机上の空論であり。逃げることはできない。 学校や保育所、幼稚園の子と母たちは どこに逃げるのか?! 「カーテンをしめ、室内で待機」しかできない。大川小の裁判結果 を考えると、責任はたれをとれるのか?!</p> <p>ヨウ素を飲むことはできない。</p>

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150頁

< 内容 >

福島第一原発事故の^{原因}究明がなされていないのに、
同じ型の女川原発の審査が十分に出来ると思え
ない。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p><該当箇所> 頁 行目</p> <p><内容> 処理方法が「核のコミ」を残すことには絶対反対!!</p>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島の実験から、30kmでも50kmでも、当地も被災
しており、その処理の方法も、科学的に安心できるものが
解明されておられません。

自然災害の規模は、誰も予測できません。

再稼働は、やめて、持続可能なエネルギー政策の切りかた
を電力でおいてほしいです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

- ① 女川原発の立地する土地は巨大地震の震源域に近い。地震-津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分とは到底いえない。(11頁、48頁)
- ② 女川原発は東日本大震災をはじめ、何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分。(32頁)
- ③ 対応策施設建設に5年の猶予を与える合理的理由はない。5年間ゼロに遭わない保証はとにもない。(494頁)
- ④ 住民の避難計画を審査の対象にしない理由がわからない。これを押し付けられた自治体の避難計画は机上のプランになっている。(152頁)

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

03-5114-2179 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門 御中

東北電力株式会社女川原子力発電所二号炉の発電用原子炉 設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見

住 所

指 名

連絡先 電話 fax

意見・理由

(1) .福島原発事故の原因究明も終わっていない中で、同じ沸騰水型原子炉の女川原発について、「合格」の判断を下すことは、深刻な被害をおよぼした「原発事故後」の対応としていかがなものか。何故、事故原因の究明が終わるまで待てないのでしょうか。

万が一、事故が起きてしまった場合、「合格」の判断を下した規制委員会はどのように責任を取るようになるのでしょうか。

(2) .万が一、事故が起きた場合、住民の被ばくを回避することを何よりも優先しなければならないと考えますが、住民の非難について、何故、審査の対象にしないのでしょうか。「各自治体を中心にした地域防災会議に権限を委ねているから」と説明しているようですが、本当にそれで良いのでしょうか。規制委員会はそのことに真剣に向き合うべきではないのでしょうか。

女川原発から私の住む泉区は直線距離で約 50km です。風向きによっては被ばくの危険性が非常に高いと考えます。私たちは一体どこに避難すれば良いのでしょうか。逃げ場がありません。

1209F6

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発再稼働はしないでください!

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450

東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 採用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 392 頁
< 内容 > 格納容器の下部に水と溶融炉心の接触 対策は、水蒸気爆発を招く大問題である。 審査を抜本的にやり直すべきだ。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1211F3

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 11頁 48頁
< 内容 > 女川の土地は巨大地震の震源域に近い。 地震・津波の予測には限界があり、策定された 基準地震動・基準津波の十分下とは言えないのではないか。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号：03-5114-2179

郵送先：〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

152

<該当箇所> 頁 行目

立地指針を事実上廃止することは許されない。

これまで、国の原子力安全・保安院も東北電力（株）も、公式には、女川町民には女川原発の敷地境界で250ミリシーベルト以上被曝しないよう、「安全」になっているから、原発の立地を認めてほしいとあって、地元同産 取り付け、女川原発2号機を建設したのではありませんか。今回、新規規制基準でこの約束を反故にし、立地審査指針を事実上廃止したことは絶対に納得がいきません。

少なくとも、福島第一原発事故では立地審査指針が守られたのかどうか、守られなかったとすれば何が問題だったのか。数々の解析コードが役に立たなかったのか。そもそも何を根拠に敷地境界で250ミリシーベルト以上の放射線被ばくはないとしていたのか。そこを明確にして、国民（地元住民）に対し約束を果たせなかった規制機関の責任を明確にし、謝罪すべきではありませんか。

本来であれば従来の立地審査指針をより厳しく目標を定め、それを達成するための抜本的対策を事業者に求め、規制委員会は実証試験を行ってその結果を住民に示すべきです。

従来の「止める、冷やす、閉じ込める」から今回は「止める、冷やす、放出する」と、安全性の考えが大転換しましたが、制度の改悪そのものです。根本的に見直しを求めます。

規制委員会は、「住民の被ばくを前提にしても、原発の再稼働を」と考えて審査しているのですか。確率論で、ごまかすべきではありません。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> ⁴⁹⁹ 頁 行目

<内容> 別紙(C)

FAXは03-5114-2179へ

別紙(1)

私は「技術大国幻想の終わり」畑村洋太郎著を読みました。

畑村先生は「私は2011年の東日本大震災による福島第一原発の事故後、政府の事故調査委員会の委員長を務めました。その活動の中で驚いたのは、原子炉の中の状況を示す数値が解析プログラムによってそれぞれ異なるので、事故当時なにが起きていたかをきちんと把握できなかったことです。ちなみにこうした解析プログラムはすべてアメリカが開発したもので、日本が自前で開発したものは一つもありませんでした」(P12) とのべ、「日本には自前の解析プログラムがなかったことです。それはつまり、日本の原発は、自分の頭の中に事故のモデルさえ持っていない人たちによって運営されていたことを意味します」(P12) と断言し、また、「日本の原発が、事故が起こったときにどのようにして炉心溶融が進展するか、そのメカニズムを把握していない人たちによって動かされていたことを示しています」(P15) と警告しています。

「じつは、日本が自分たちより下に見ている韓国は、自前で開発した解析プログラムを持っています。(中略) さらに韓国より遅れていると見られている中国の原発にも、やはり自前で開発した解析プログラムがあります。(中略) 少なくともそれぞれ自国の技術者が、パラメーターの中に入れる数値を自分たちで決められるくらいの努力はしているのです。」(P12~13) とも指摘しています。

畑村洋太郎先生のこの指摘が正しければ、この新規制基準の適合性審査もまた、「自分の頭の中に事故のモデルさえ持っていない人たち(規制委員会)によって審査をしている」と言えるのではないのでしょうか。

私は「日本の原発は実証済みの完成された技術だから、炉心溶融とか全電源喪失の対策などの研究は必要ない。更なる安全性を確保するために研究をしている」という、これまでの原発推進勢力の方々の主張を根本から改めるべきと考えます。

福島第一原発事故の検証を行い、実規模での実証試験に基づき、自前の解析プログラムを開発し、それを基礎にして、適合性審査をやり直すべきです。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	多し新入
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

①502ページにも及ぶ膨大な文書への意見提出期限が僅か30日というのは、あまりにも短すぎて本当に国民の意見を求めようという意図があるのか疑ってしまう。法に定められた30日以上という要件さえ満たせばよいとする形式的な対応に思えてしまう。

②下記のような記述は、飛行機事故や飛行機によるテロ攻撃に関しては、攻撃されても物理的な破壊は生じない構造であることを求めているが、確率論で対応を回避してしまったり、火災対応といった消極的なことしか求めている。これでは到底安全性が担保されているとは言えない。

III-4. 2. 5 その他人為事象に対する設計方針

110ページ 20行目

3. 飛来物（航空機落下）については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について（平成14・07・29 原院第4号）」等に基づき、航空機落下確率を評価した結果、約 5.0×10^{-8} 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である 10^{-7} 回/炉・年を超えないため、航空機落下による防護については、設計上考慮する必要はない。

V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応（重大事故等防止技術的能力基準2. 1関係）

495ページ 22行目

(2) ② 故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を整備する。また、事故対応を行うためのアクセスルート、操作場所に支障となる火災等の消火活動も想定して手順を整備する。

③原子力規制庁はこれまで、新規制基準に適合しているからと言って原発の絶対安全性を担保するものではない、と述べて来たが、それは自己矛盾ではないか。そもそも何のための仕事をしているのかを問いたい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

ECC

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 頁 行目

女川原発は東日本震災はじめ何度も巨大地震に見舞われて「被災原発」で、多数のビビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の検証も不十分です。

福島第一原発事故の原因究明がなされているのに、同じ沸騰水型である女川原発の審査が十分に出来るはずがないと思います。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1212F4

1 / 2

原子力規制委員会 御中 (FAX 03 5114 2179)

2019 12月12日 (木)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する
意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話 FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案

意見/理由

- ① 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれないと思います。(11p, 48p)
- ② 女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分です。(32p)
- ② 巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか、検証せずに審査は終わっていません。(42p)
- ④ 火山噴火の予知はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理であり、審査は無効です。(90p)
- ⑤ 福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来るはずがないです。(150p)
- ⑥ 何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっています。(152p)
- ⑦ 格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を招く大きなリスクがあります。(392p)
- ⑧ 水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料(東北電力はTROI実験のデータを資料に掲載しているそのデータがTROI実験報告書からの引用ではなく外国の研究者の論文から「孫引き」されており、測定温度が不正確な数値になっている。これは規制委の審査会合にも提出されている資料なので重要な問題です。
チェルノブイリ原発事故を経験して、炉心熔融に対してコアキャッチャーを設置して効果的に冷却することが世界の趨勢になっているが、新規制基準ではその設置を求めておらず、各電力会社は格納容器下部に水を張ったり炉心熔融の際に水を投入して冷却する対策を説明して、水蒸気爆発は起こらないと主張し、バブコメ等で専門家から自発的な水蒸気爆発が発生していたTROI実験報告があることを指摘されても、規制委もそれを了承し認可してきていました。)を使った審査は無効。やり直すべきです。(392p)
- ⑨ テロ対策施設に5年の猶予を与える合理的理由はないと思いますが5年間テロにあわない保証はどこにあるのですか?(494p)

最後に2011年3・11大震災ではあの福島原発事故ではいまだに危険な状況におかれ、安全な土地になるの

にあと何十年・何百年かかるのか全く見通しのない現在です。

地球を滅ぼし人類を滅ぼす「原発」は即、廃炉すべきです。

受け付けできない何かがありましたら 上記 の電話番号にご連絡ください。

以上です。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	_____
氏名	_____
連絡先	_____
	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原子力規制委員会が未だに（安全）を確認されていない原発を再稼働することになります。現在まで保管された1・2・3号機の使用済み核燃料及び核廃棄物を処理する事が出来るのか。福島原発事故以来、常磐物と三陸物の魚価が低迷を続けて回復の兆しが見えません。平和な暮らしと、健やかな命を守る為に原発は廃止を、と考えます。

1213F1

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 152 頁
< 内容 > 「ひ難計画」をなぜ審査の対象としないの しょうか。「どんなにこの審査に合格したからといって 安全を保障するものではない」と言われていますが、 安全のための審査ではないのでしょうか。 実効性のあるひ難計画になっているかどうかも 審査の対象としていただきたい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1213F2

<送付先>

原子力規制庁原子力規制部
審査グループ 実用部審査部門 御中
FAX 03-5114-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見書

■送付日：2019年12月13日

■住所：

■氏名：

■連絡先：電話

FAX

メール

■意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案

■意見／理由

意見： は、以下の点から「審査議案」の撤回と女川原発の
廃炉を求めます。

理由：女川原発は、3・11 東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」であり、「原子炉
など主要施設をつなぐ配管の接合部分が弱点」との指摘（東北大学災害科学国際
研究所・源栄正人教授）がある。よって、「被災原発」の再稼働はすべきでなく、
ただちに廃炉にすべきである。

以上

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p><該当箇所> 頁 行目</p> <p><内容> 福島ではまだ避難している人が4万人ほどいます。政府へ帰還を促すのはまだ早いです。校の汚染水まで多く出ています。</p>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会

御中
宛先

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> VI 審査結果について

- ① 事故が起きたときに甚大な被害が起き、しかも事故は通常の
人智を越えたところにおこりうることは福島で体験されたことである。
原子力発電所は建設すること自体がまちがっている。単なる工場
設置、単なる構造物の建設と同じ手法で安全性を審査しよう
という原子力規制のやりかたがまちがっている。項目四等が
地震や火山の影響を考えているが、人智を越えた現象が起
きたとき、想定外で着まてくることなのか。そういうことはない
規制委員会は言えるのか。権限を越えると思うなら「合格」は
出せないと考えるか、どうか。

② 廃棄物の処理をどうするか、についての検討がない。
 運転をすればそれだけ多種類の廃棄物が発生する。パソコンも
 あれば核生成物もあれば汚染水もあれば使用した衣服類もある。
 廃棄物の処理方法を確立してからこの種の発電所を建設・稼働
 すべきであり、運転しながら考えるという姿勢はまちがっている。
 この項目の検討がないのに合格させてはいけなない。

③ 防護ができなかったとき、つまり事故が起きてしまったとき、これを
 規制委員会は想定として、避難計画を立てることにさせているが、
 その妥当性と規制委員会は検討しないのか。避難計画が「きちんと」
 実効性がうたがわれているが、他に担当する機関がないので
 あくは、規制委員会がふみこみで審査すべきである。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するた
 め、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入し
 てください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたし
 ません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してく
 ださい。

原子力規制委員会 御中

1213F5

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
	Ⅳ-3	33頁	女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、次の原発事故に不安いっぱいです。 <u>地震の国に原発いらない!</u> <u>津波の国に原発いらない!</u>
	Ⅵ	499頁	女川原発が重大事故を起こさずに運転終了を迎えたとしても、処理不可能な「核のごみ」を増やすだけです。 <u>処理出来ぬ「核のごみ」出す原発いらない!</u>

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1213F6

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 392 頁

< 内容 >

ミルトダウンの事態が発生した時に格納容器の下に水を張って溶融炉心を受け止めるという対策では想定出来た水蒸気爆発が起きるリスクが大き過ぎる。そもそも水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料で審査すること自体がおかしい。
IAEAが指摘する通り、水の中に落下させた水蒸気爆発を起こさないという原理原則を無視した審査は無効であり、やり直しを求めます。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1214F1

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> // 頁 行目
48

<内容>

女川原発は、巨大地震の震源域に極めて近い。地震の予測は不可能といわれているし、津波の予測にも限界がある。策定された基準地震動・基準津波で十分だという根拠はない。

FAXは 03-5114-2179 へ

1/5

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 72 頁 行目

<内 容>

女川原発は、東日本大震災をはじめ大地震に何度も被災した原発。建屋には多くのヒビが入り剛性が低下しているのではないかと懸念されている。また、設備・機器類の被災状況の検証も不十分ではないかと懸念されている。

FAX は 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 150 頁 行目

<内容>
福島第一原発事故の原因が究明されていないのに、同じ沸騰水型(BWR)原子炉の女川原発の審査が十分にできるはずがない。

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 152頁 行目

<p><内容></p> <p>住民の「避難計画」をなぜ審査の対象にしないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、困惑した自治体の避難計画は机上の空論であり実効性がまるでない。</p>

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

<p><内容></p> <p>原発は、稼働すれば必ず「核のごみ」が発生する。しかし、その処理のメドは全くたっていない。</p> <p>また、いわゆるテロ対策施設である「特定重大事故等対処施設」を設置していないのに、再稼働を認めることはできない。</p> <p>事故時の避難について。道路の損壊、交通通信網の寸断などにより救援車両が来ない救援の人員が来ない、そもそも放射能が強くて近づけないなどの多くの問題で、避難などできるのか。</p> <p>原発の稼働はせいぜい40年程度。その後、千年以上にもわたって未来の世代に核の恐怖と処理を押しつけることになる。福島原発爆発事故を経験したこの国に必要なことは、「原発ゼロ」法を制定して既存原発をすべて廃炉にし、再生可能エネルギーの普及開発や省エネを徹底することだ。</p>

FAXは 03-5114-2179 へ

1214F2

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 150 頁 行目

<内容>

福島第一原発事故の原因が究明されていないのに、同じ沸騰水型(BWR)原子炉の女川原発の審査が十分にできるはずがない。

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 11,48 頁 行目

<内容>

女川原発は、巨大地震の震源域に極めて近い。地震の予測は不可能といわれているし、津波の予測にも限界がある。策定された基準地震動・基準津波で十分だという根拠はない。

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

<p><内容></p> <p>原発は、稼働すれば必ず「核のごみ」が発生する。しかし、その処理のメドは全くたっていない。</p> <p>また、いわゆるテロ対策施設である「特定重大事故等対処施設」を設置していないのに、再稼働を認めることはできない。</p> <p>事故時の避難について。道路の損壊、交通通信網の寸断などにより救援車両が来ない救援の人員が来ない、そもそも放射能が強くて近づけないなどの多くの問題で、避難などできるのか。</p> <p>原発の稼働はせいぜい40年程度。その後、千年以上にもわたって未来の世代に核の恐怖と処理を押しつけることになる。福島原発爆発事故を経験したこの国に必要なことは、「原発ゼロ」法を制定して既存原発をすべて廃炉にし、再生可能エネルギーの普及開発や省エネを徹底することだ。</p>

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 32 頁 行目

<内容>

女川原発は、東日本大震災をはじめ大地震に何度も被災した原発。建屋には多くのヒビが入り剛性が低下しているのではないかと。また、設備・機器類の被災状況の検証も不十分ではないかと。

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 152 頁 行目

<p><内容></p> <p>住民の「避難計画」をなぜ審査の対象にしないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、困惑した自治体の避難計画は机上の空論であり実効性がまるでない。</p>

FAXは 03-5114-2179 へ

1214F3

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 498ページ 3~5行目

<内容>

地震や津波やテロなどの大規模破壊が発生して、常時完全な安全な対策が必ずできるとは

とても考えられない。どのような根拠で適切と判断しているのか大いに疑問がある。

1214F4

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 480ページ 19~20 行目

<内容>

対策要員の装備(線量計及びマスク等)で十分な放射線管理ができると記載されているが、

重大事故等のときに、本当に今の技術で放射線管理が十分にできるとは考えられない。

1214F5

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 496ページ 16~19行目

<内容>

大規模破壊の発生により重大事故発生の手順書を整備する方針があると言っただけで適切なものと判断するのは、軽率と言わざるをえない。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 498ページ 29～30 行目

<内容>

高放射量の環境下において、事故対応を行うために高放射量対応防護服等の必要な資機材を配備するとあるが、職員の健康を守り、長時間の作業に、適応できる十分な資機材が現時点で実際に使用して確認されているとは考えにくい。

1214F7

FAX 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 481頁 3~4行目

<内容>

基準津波の影響を受けない位置に設置するとあるが、今回の基準より超える津波が来ないとは言い切れない。

FAX 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 498頁 26～28行目

<内 容>

大規模な燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために、消火薬剤等の資機材及び大容量送水ポンプ、放水砲等を配備するとあるが、限られた敷地内に十分な量を配備できるとは考えにくい。

1214F9

FAX 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

/ メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 498頁 15～16行目

<内容>

大規模損壊発生時に、同時の機能を有する設備の損傷の防止のために、外部事象の影響を受けにくい場所に保管するとあるが、現実に外部の影響を受けない場所があるのか疑問である。

1214F10

FAX 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 498頁 29～30行目

<内容>

高線量の環境下において、事故対応を行うために高線量対応防護服等の必要な資機材を配備するとあるが、大規模損壊発生となると長時間使用の作業になると予想されるが、職員の健康が守れるのか心配だ。

1214F11

FAX 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 498頁 35～36行目

<内容>

大規模損壊発生時の特徴を踏まえた設備及び資機材の整備を行う方針としていることから、適切なものと判断したとあるが、整備が整っていないのに適切と判断するのは、性急すぎると思わざるを得ない。

1214F12

FAX 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 475 頁 32～36 行目

<内容>

重大事故等発生した後、発電用原子炉施設から放射性物質が放出されるおそれがあると判断した場合には、空気中の放射性物質の濃度を測定する手順に着手し、測定、記録等を計2名により、最も時間を要する場合でも1箇所当たり100分以内を実施するとあるが、時間がかかりすぎるのではないかと考えられる。迅速にするには無理があり、危険性が増すと考えられる。

FAX 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 480頁 8～9行目

<内容>

基準地震動による地震力に対して、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとあるが、免震機能等だけでは防げない不測の事態も予測しなければならないと考える。防ぎきれぬのか。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 27頁以下 行目

女川原発の基準地震動は、東日本大震災を踏まえ、
1000ガル程度引き上げられたが、島崎邦彦・元原子力
規制委員長代理（地震学）は、「将来起る
地震は、自然が決める」と地震・津波の予測の限
界を指摘している。

意見送付先 住所 〒106-8460 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1214F15

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 494 頁 行目

宮城県沖地震は今後30年以内
 M7.2-7.9級のものが発生する確率は
 90%以上とわれています。
 このよう^な地域にある原発は絶対に再稼働
 してはならないと思う。
 あなたたちは人命をなんど考えているのか？
 福島事故から何を学んでいるのか？
 結局誰も責任をとりたくないことを私は
 心から怒っています。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1214F16

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 494 頁

< 内容 > テロは5年間、起きない理由はない。
5年間の猶予を与之る合理的
理由を示していただくたい。
合理的理由を示すことが出来
なければ、猶予は有り得ない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1215F1

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p>に賛成は出来ませんが、反対です。 反対は是非ありません。 水素爆発もありおなごしい原発は たくさんつくります。 福島は2枚を2枚に増設はしません!</p>
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

原子力規制委員会は福島第一原発事故が「津波が来る前の地震による影響と津波による影響がどのようにかかわっていたか等」の事故原因を明確に解明されたのでしょうか？ 福島第一原発事故の原因を解明せずと同じ沸騰水型 (BWR) の女川原発の安全性が確かめられることができるのでしょうか？ 航空機事故でも列車事故でも、事故の原因が究明されるまでは運行が停止されるはずですが、原発事故の場合は航空機事故や列車事故と比べはるかに甚大な被害を及ぼす可能性が大です。原子力規制委員会は福島原発事故の原因を徹底解明したうえで安全審査をすべきである。実際、新潟県は福島第一原発の事故原因が究明されるまでは柏崎刈羽原発の再稼働を認めない意向です。

そもそも一民間企業の利益のために、あらかじめ避難計画がなければ操業できない危険な発電所を周辺住民の意見を直接聞かず、このようなパブコメでお茶を濁そうとすることこそ女川原発再稼働が一部の人の利益のためのものであることを示している。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1215F3

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

◎ 人類未増有の大事故・福島第一原発から何を学んだのですか。
同じ沸騰水型(BWR)である女川原発を合格にするとは
考えられないことです。福島第一原発 事故の原因究明が先です。

※ 「福島は語る」の14人の証言ドキュメント(170分)を委員の皆さんは
見るべきです。言葉は力です。力は、制度を変えます。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所> 頁 行目 福島事故が何を学んだのかは非水はなまり系統が作りつに <内容> なったる収束したといえるのか。	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 頁
< 内容 > 原発は福島原発事故がいかに人間、人間のくらし、社会にとってもなく甚大な悲惨なできごとであったかを裏証しています。いまはふるさとを帰れない、かつ、手もつけずお金のない。絶対許せません。ことです。 今日日本では自然災害の、かつて経験したことのない……でという大災害が続いています。そんな原発をおこしたとなつたら……。考えただけでもおそろしいです。 再稼働は人間といふ絶対認められません。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1215F6

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁行目 499頁より

<内容>

女川原発は、1号機が運転終了にならなければならない
また、ゴミを処理する方法がなく、2号機を稼働
しようとしています。核のゴミ処理が出来ないのに
原発を動かすことは、「核のゴミ」をぶちやらかすだけ

ましてや、2号機の安全対策だけでも
3400億円もかかるというまったく上限のない
コストです。

ぜひやめようべきです。

無理して、稼働する意味がありません。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1216F2

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発は巨大地域の震源域に近く
をわめて危険な場所にあります。
いくら地域対策は充分だと言っても
何れも災害は予測不可能であり、女川原発の
再稼働を中止する事がもっとも大事な
選択であります。子孫や地球全体の
為にも女川原発の再稼働は絶対に
認めをわけにはいきません。

意見送付の宛先

住 所:〒106-8430
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所 〒

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 頁 行目

女川原発2号機の新稼働絶対反対です。理由は数々有りますが、国の原子力行政は殆んどが事実とは真逆の報道に終始している。国が世界一厳しいと言う若峰は実は全くの嘘で安全には程遠い！世界が有事の際にコアキャッチャーが設置されているが日本には一若も無く物島の二の舞が防げない。代替として、原子炉下に水タンクを設置したとあるが、メルトダウン時に水蒸気爆発が著しい保証もなく単なる安全神話である。

それと原発の代替電源が有るにも拘らず買い取り制限している。

又、3.11級の震源は数々近く津波以前はパイプ破断が隠されている。3.11被災地住民は大きな経済負担で再建したが、原発事故が起これば全戦者の放棄が強制される、しかも有事の際の処理、補償も責任の片一方の電力のみ、国民が負わされるは云々不条理が当たり前の！、何故PL法が電力に適用されないのか？ 政治と戦争の関係が、余りにも不潤であり、総て全う麻痺が過ぎる。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

1216F4

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499p

<内容>

女川原発が重大事故を
起こさずには運転終了を
迎えたとしても、処理する手段がない
(核のゴミ)を増やすだけである。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

(様式2)

1216F5

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499P

<内容>

事故時に道路が壊れ、救急のバスが来ない、人が来ない、放射能が強いのど様な問題だ、非営業態に対処できない、子供と孫達の将来が非常に心配である、原発はいい。太陽光発電を推進するべきである。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

(様式2)

1216F6

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499p

<内容>

女川原発が重大事故を起こす前に
運転終了を迎えたとしても、処理する
方法がない(後の工)を塩水だけである

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>152 頁 行目

<内容>

どうして、住民の「避難計画」を審査の対象としないのですか??
避難計画の責任は自治体に押し付けられ、自治体のプランは困り果て、有効性のない机上のものとなっています。

FAXは 03-5114-2179 へ

1217F1

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じふっくろ水型(BWR)である女川原発の審査が十分にできるはずがある。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

- ① 福島原発事故の処理も之れていないのに、
原発再稼働は、許されません。
- ② 気象変動が指標で
北風温暖化対策が求められていることに対して
石灰火力のみならず、原発も問われている。
- ③ 原発(核)と人類の共存出来ぬ事は
明らかになっていく。
- ④ 女川原発再稼働の困難計画は、実行可能と
さるべきでない。福島県民の生活と命を守る上でも再稼働は絶対許されず。

⑤ 女川原発3号機再稼働は、
絶対反対です。

⑥ 使用済核燃料、汚染水
の処理等々、大問題です。
これらの廃棄物は永久的
問題に問われる課題となる。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 - 5114 - 2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 〆〆頁 行目

<内容>

女川原発は、繰り返して巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、宮城県は「次の原発事故」に不安を抱かざるをえない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>

頁

行目

P 152, 6行目 ~

499 5 ~

P 23 2行目 ~

<内容>

原発の事故に相対外かあてはるはいいと思ひます。福島原発事故の汚染水、ゴミ処理等、何も解決しない様、宮城県沖地震の可能性もあり、多くの命、人生を失う事原発に反対です。この先の人生を歩む子ども達、孫達に負の遺産を遺してはいいと思ひます。日本人は政府の腐敗にすぐれていると思ひます。再生エネルギーに転じてもらいたいです。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 _____ FAX _____

メールアドレス _____

意見/理由

① 90p

該当箇所② 152p 頁 行目

② 49p

① 原発施設は、東北電力株式会社第一原子力発電所の廃炉完了が公表された後に、月に増設計画である女川原子力発電所の審査が実施されています。

② 住民の避難計画と審査の対応として、避難計画は自治体に現行で行われています。審査もまた安全性の観点から、原発の発電所の安全と対応するべきです。住民の安全と確保を目的として、再稼働の条件と対応するべきです。また、同じ自治体の避難計画と審査の対応とすべきです。

③ 女川原発の発電計画に於いて重大事故が発生した場合の処理方法が、住民の安全と確保を目的として、再稼働の条件と対応するべきです。

以上、女川原発の発電計画の再稼働に賛成です。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 27p.

<内容>

○女川原発の基準地震動は、東日本大震災を踏まえて1000ガルまで引き上げられたが、島崎邦彦・元原子力規制委員長代理は「将来起る地震は、自然が決める」と、地震・津波の予測の限界を指摘している。

福島・相馬で暮らす友人は、小高区の家を避難先4度も転居し、思いもかけない人生を送っている。

女川から30km圏の石巻では、具体的な「原発事故の避難方法」など無く、確かなツールも何も無い。

避難方法の無い、原発再稼働など考えられず、許される答も無いと考える。

意見送付の宛先

住 所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 如添葉は東日本震災の際に発生した深刻な事態となった。福島原発や津波の127台高に達した2号機E3炉の2018年度の運転再開は、東日本震災の教訓を踏まえ、安全対策は元々他炉の運転再開の前提条件として、2018年度に実施された。2019年度に実施された安全対策は、元々他炉の運転再開の前提条件として、2018年度に実施された。2019年度に実施された安全対策は、元々他炉の運転再開の前提条件として、2018年度に実施された。

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 2号機E3炉の運転再開は、元々他炉の運転再開の前提条件として、2018年度に実施された。2019年度に実施された安全対策は、元々他炉の運転再開の前提条件として、2018年度に実施された。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p><該当箇所> 頁 行目</p> <p><内容> 女川原発が重大事故を起こさず運転終了を早くしたい。処理済み汚染水が「核のゴミ」を増やさないため、反対である。</p>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

2019/12/17/水 18:18

200785

P.001/001

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- ・ 女川原発が「重大事故を起こす」に運転終了を迎えたとしても、処理する方法がたい「核のゴミ」を増やすだけである。(499p)
- ・ 原発が稼働すれば、1リットルの水で60ベクレルまでトリウムを海に放出することが許されています。トリウムは「膀胱癌」や「前立腺癌」の原因です。(イギリス王室医学院) また貝や魚で3千倍濃縮されます。(イギリス食品基準局) カナダではトリウムの放出でがん症の患者が8割増えたことが確認されています。(カナダ原子力委員会)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8460
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-6114-2179

1217F10

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

〔東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案〕に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発は東日本大震災を以て何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」です。多数のセシウムが入った建屋の剛性低下、設備、機器類の被災の検証も不十分です。(32p)

原発を動かせば必ず「核のごみ」が発生します。その処理のメドが全くたっていない。(p.499)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450

1/2

住 所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-6114-2179

1218F1

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話		FAX
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>原発に固執している安倍政権政治であり、 「原発ゼロ」法を制定し、再生可能エネルギー の普及による希望ある未来にふみ出す ことが直ぐ必要とすべきことである。 「核のゴミ」をこれ以上ふやすことは犯罪である</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

- ・ 大地震がいつどこで起こるか分からないのに古い原子炉を稼働させるのはとても不安です。
- ・ 核の最終処分場が中途半端なままです。これ以上核のゴミを増やさないで絶対反対です。
- ・ 自然発電を第一と考えて危険な原子炉は不要
- ・ 避難計画が全く見えません

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項

連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所	
氏 名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

No.

Date

原発再稼働は反対です

① 避難ルートの説明が分かりにくい

② 他県に市にどの様な避難をさせるか分からない

③ 周辺自治体への説明が不十分

④ 車での避難のほかに渋滞が起る

1218F4

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 頁 行目

2. 予口対策は5年の猶予を与えるとしているが、5年間の間に予口にあわない保障がどこにあるのか (494P)

2. 女川原発は2.11の地震で津波があつた少して福島がより爆発するところだった事、地震でひびがらけの建屋は安心出来ない (32P)

3. 何故「避難計画計画」と審査の対象としないのか、と不安である (152P)

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499P

<内容> 端的な核の**母題**が、etc 母題
高レベル放射能廃棄物の処分場は国内のどこに30年以上に渡るつもりか？ 国が決めたいとして引き受ける自治体があるか？ 決めたいか？
使用済核燃料から取り出したウランの処理はどうか？
現在4号炉も5号炉も云々か？ どうか？ どうか？
再処理をしない、フロンティアオンカミナリに、地層深く何年か地盤大層日本に比べましてと云々して、湯の骨処理のあと、それぞれ何年単位で人数がコントロールできるか？ etc
ウランは兵器に簡単に転用でき、現在の政治状況を考えれば、核兵器と日本が持つべき国是も危うい。
避難の母題
国道1本が、その他道路もかなり狭く、かなり弱く、少し敷地の角でも、どこか、崩れかかれば、発生し難く、かなり、その国道も同じ。
高層、物、障害物は、どう？ 本道家路に内部避難の見込み？

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

 FAX

 メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
395p、499p

<内容>

- 新規制基準は 世界ALNILには程遠い。
EPRやファクト代わり
溶融炉心対策で 水蒸気爆発の危険は全い(20%)と
検討すべき。(395p)
- 「核の22」の処理はどうか。ALNILはどうか。20%以上(20%
9%以下)
- 避難計画は 実効性がなく 不安な計画である。
- 廃炉にかわる 再生可能エネルギーへの転換を^{強く}願います。
(499p)

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
 FAX
 メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
 499p

<内容>

水蒸気爆発が発生したら、どのように
 すればよいですか
 核のゴミを増やすだけだからやめてもら
 いたいです。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499p

<内容>

- 最近の自然災害(豪雨、大型台風)は巨大化しているが、女川発電所地帯としては巨大津波の降下化して毎日の生活が不安で仕方ありません。
- 課題だらけの遊莫^如計画は実効性は~~低い~~で1日も早く将来の子供達のため廃炉の検討が以下より切実なお願いです。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

- ぶたり前のように原発を推進しようとする政策が利解に苦しむ。地震・火山地帯の日本国において原発を推進するは正気とは思えない。
- 核廃棄物の最終処分は世界中のどこでも確立された方法がないまま、どんどんと蓄積されていくばかりで、見通しをだれ一人説明できない現状は異常と云うしかない。
- 原発廃棄物の最終処分を地球上でおこなう事が可能という考え方は、原発の新しい神話である事は、もはや事実として認めなければならぬ。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
449p

<内容>

3/11以来、原発は止められているが何も不自由しない暮らしをしているのであれば、もはや原発は稼働しなくてもいいと思う。稼働して福島のように、いやそれ以上の被害を女川町民だけでなく日本国民がおろのろが目に見えている。今日地震だけでなく自然災害が多い中、自然にはかたはりの部分が多い。なのであれば、リスクを減らす事から進めて行ってほしい。未来のために!!

又、事故を想定して避難距離、何キロと言われても移動している最中に被ばくするし、高齢者には無理。事故を想定する前に、原子力自体が事故の産物なので、~~安全~~ 災害があっても安全な暮らしを保障してほしい。(499p)

FAXは03-5114-2179へ

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>① これまでに新規制基準適合性審をクリアし、与原発9基の原発を再稼働させた原子力規制委員会の行為は極めて納得が得られないと思いません。</p> <p>福島原発の事故の原因も不明のまま再稼働を認め、これは国民の生命・財産を守る国の機関としてあるべきではないと思えます。</p> <p>② 原子力規制委員会がなぜ「避難計画」を審査対象としないのか最も図上の計画をしかるべき作成した自治体は、住民の安全確保ができず、再稼働に同意したと思われるかもしれませんが、再稼働ありきの規制委員会の責任は極めて大きいと思います。</p> <p>③ 原子力発電をなくし、国民・住民の安全を確保し、電力は太陽光などの自然エネルギーを普及させるべきではないでしょうか。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1218F12

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

まず、世界の潮流から見て、脱原発はありえない

私たちは福島原発の3.11の事故の重大な経験している

新しい大事故がおこれば100年単位の処理を経なければならない

人間と原発は共存が100%は不可能

コアコールドな原子炉はより危険 水と油を混ぜた爆弾

水蒸気爆発のおそれがある

危険なものを避難計画などから再評価することは必要

新規制には反対です

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1218F13

(様式2)

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話：

FAX：

メールアドレス：

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である。

新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。

また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。

住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることはいうまでもない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > 人類は "原子の火" を利用する技術
術と持っており、
従って 原発と人類は共存出来た。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

どうして、住民の「避難計画」を審査対象としないのか。
避難計画の責任は自治体に押し付けられているのは、
大変問題だ。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152頁

< 内容 > 住民の「遊離計画」は机上のプランで、責任が自治体
に押し付けられている。
そもそも燃料廃棄物の有効な処分方法が何もない
に増やして置くことに賛成できません。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1219F4

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 頁 行目

・女川原発の再稼働は、^{安全}どんな対策を講じよるとも、
 やるはいけないことだと思う。
 福島のが「今」が証明しているではないか。
 原発再稼働よりも、自然エネルギー・再生可能エネルギーへの転換に
 CPに望むべきである。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1219F5

原子力規制委員会 殿

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出

住 所

氏 名

連絡先 電話&FAX

携帯

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

① <該当箇所> 181頁 17行目

<内容> 「に整備するとともに → に整備するとともに」と改める。

理由は、表現の適切化。

② <該当箇所> 189頁 i) 21行目 ii) 24行目

<内容> i) 「流電源が機能を喪失するため、」の次に「プラント状態の把握に齟齬を来たすとともに」を挿入する。 ii) 「…、代替直流電源を確保し」の次に「プラント状態の把握環境を改善しながら、」を挿入する。

理由は、次の通り。東日本大震災に被災した福島第一原子力発電所(1F)と福島第二原子力発電所(2F)は共に原子力緊急事態に陥ったが、その後の経過は全く異なることとなった。その大きな理由の一つに直流電源確保によるプラント状態の把握の容易性の違いがあったものと思われる(2Fは、外部からの交流電源の1ルートが生きていたこともあり、直流電源の確保は1Fよりもかなり確実に出た。)。1F最寄の女川原子力発電所については、この辺のところを東海第二原子力発電所の適合性審査書よりも丁寧に説明することが、地元の方々をはじめとする関心のあるの方々に対して、より丁寧な審査書となるものと思われる。

以上

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発2号機の再稼働をさせないで下さい

< 該当箇所 > 150頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)の女川原発の審査が十分にできるはずがない。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 日韓関係、北朝鮮との関係が悪化する中、テロやサイバー攻撃といった可能性は否定できない。テロ対策は果たして充分といえるのだろうか。(110p)
- COP25が開幕したが、日本は化石燃料に依存した対応をしているがために、世界から非難を浴びている。今この環境問題に向き合っていくため、原発をやめるという選択が必要なのではないのか。

意見送付の住所

住所: 〒108-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-6114-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
(32p)・女川原発は、多数のヒビ入り原発です。被災の検証も不十分なままです。			
(6p)・女川原発は、これまで数々のトラブルを引き起こし続けています。直近でも、技術や知見不足によるトラブルが相次いでいます。全く、信用できません。			
(152p)・「避難計画」を審査せず認可することは、許されないとだと思っております。住民の生命・安全をどうでもよい、どうも無責任きわまりないものです。			
(392p)・改ざんした資料を使った審査が行われたという点が明白に列挙された実験データ改ざん(水蒸気爆発に関して)は重罪です。信用は完全に失われました。やり直すべきです。			
(152p)・「原子炉立地審査指針」が今後は適用されなくなり、実質、住民の被ばく限度が無くなりました。住民がいくら被ばくしようか? 問題ない、責任の所在も無いという、全くひどいものです。			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査案」に対する意見

【住所】

【氏名】

【連絡先】電話/FAX

【意見/理由】以下、全体を通じた意見を申し述べます

◆ そもそも規制委審査の運用に関して（内容に入る前に）

女川原発2号機が規制委員会の「新基準」に適合した(させた)とされる本件。田中前規制委員長は自ら「(「新基準適合」とはいえ)安全とは申しません」との趣旨の発言をしている。一方で現首相はじめ政権側は「世界一厳しい基準」と無根拠にもち上げ、その言葉が一人歩きする形で世間に流布し、その後の手続きを経て、実際に原発再稼働につながっているとと思われる。原発に関する策定判断の基本の段階に於いて、いわば相互に責任を回避する姿勢を疑わせるものだ。

かかる運用実態、(規制委の見解に関わらず?)事実上原発再稼働の「お墨付き」に機能している実態を不問に付した上で、手続きが進められることは、大いに正当性を欠くと言わざるを得ない。その基本的位相付けについて、規制委自らが政権側(延いては国民全般)への「誤解」を解く努力を積極的に行う必要があると考える。

◆ 科学技術を過信した「人間の迷妄」を問わなければ

本意見募集の表題が「科学的・技術的意見の募集」であることにも関係する。すなわちそれは、困難な課題が「科学技術」でクリアされると信じようとする「科学技術信仰」が背景にあることを疑わせるものだ。特に原子力の場合、放射能の挙動やその扱う時間の長さからしても、これら未解明なる分野に対して、より謙虚かつ抑制的(真の科学的)態度で臨むことが求められるはずだが、あたかも人間が放射能の問題を管理できるとするような傲慢さが見受けられる実態があることを、悲しく思う。

0 基準地震動の引き上げ値は適正か

建設当初の耐震基準に比較して格段に引き上げられた。とはいえ1000ガルが十分な値か、には合理的説明を要しよう。2号機に関しては、その臨界から『3・11』停止まで17年に渡って「欠陥」状態で運転されてきたわけであるが、今般の1000ガルの適合性についても「欠陥」の可能性が高い。東日本大震災はじめ、今世紀以降4ケタのガル数の地震動が女川近辺も含めて頻発し記録されたことに鑑みれば、敢えて1000ガルに抑えたことは、科学的知見よりは経済的妥協の産物であることを強く疑う。巨大地震の震源域にあることと併せ見ればこれを越える地震動は起こらない、との見立ては無謀、と言わざるを得ない。

0 火山対策は現実性がない

火山噴火の予知は著しく困難であり、その際の火山灰の到達状況を含め、それを前提とする対策は現実性を欠く。かかる未解明の領域に対して、人間の限られた知見のみを以て判断する態度は傲慢性に満ちたものであり、科学的とも到底言えない。

なぜなら、巨大な火山噴火は歴史上確実に経験しており、今後も必ず起こることを念頭に考慮するならば、放射能の時間を扱う原子力の立場からはなお、一層の慎重さが求められるところであるからだ。

0 津波対策でも同様に

『3・11』を踏まえて29mの防潮堤となったわけだが、将来的な津波到来に於いて規格的にも質的にも充分だという保証はどこにもない。科学的知見としてではなく、再稼働を前提として経済的に可能な水準で決定したと思われる。

女川原発はその立地上、津波常襲地域であることを大いに配慮し、その建設に当たっては、十分に余裕をもって建てられた。にも拘わらず、『3・11』に於いては結果的に1mに満たない極めてスレスレの状態で、辛うじて浸水を免れた経験を踏まえればなお、これで充分、と言えないことは明らかだ。

◆ 避難計画を審査対象外とすることの不合理

規制委「新基準」の最たる欠陥というべきものだ。プラン策定は自治体に丸投げされ、到底実効性を望めない内容となっている。半島部の付け根に位置する女川の場合にも該当するが、原発に向かって避難させる計画となる。渋滞を避けるためとする段階的避難は、むしろ混乱を拡大させることは必定で、両餅たることはもちろん、弱者切り捨ての実態を露呈させるものだ。そもそもバスの手配や集合場所までの移動手段等、計画通りの想定は皆無と言っていい。それらは住民が最も実感しているはずだ。

単発の過酷事故でも大混乱は必至だが、複合災害ではさらに絶望的な情況に陥るであろうことは明白だ。実は、これを実体験し証明したのが女川だったのだ。『3・11』では、道路が著しく損傷し、付近の住民は原発に逃げ込まざるを得なかった。避難や救護自体が極めて厳しい情況におかれることを、体験的に学んだのだ。

こうした現実離れした机上プランを、規制委含め審査検証するしくみがない、ということとは、「住民の安全は守れない」ことを認めた上で再稼働ありきで進める姿勢を端的に示すものだ。到底容認できるものではない。

◆ 被災した原発、という特有の事情は

女川原発は、『3・11』はじめ何度も大地震に遭遇し、建屋や設備、また機器や配管等が深刻な痛手を被り、安全余裕を蝕んでいることは明らかだ。こうした劣化損傷したプラントを10年ものブランクを経て(事業者の技術力や人的エラーのリスクに目をつぶって)、敢えて稼働させることは冒険的選択と思われる。これらの慎重な検証がどれだけ進められ、絶対的安全が確証されたのか、甚だ疑問と言わざるを得ない。

しかも、BWRのマークI改良型。福島第一原発過酷事故の原因や経緯の究明がなされていない中で行われた同型炉の審査自体の説得性が、まずは疑わしい。最低限、事故究明で明らかになった事象を照らし合わせ、それらを逐一確認した上で、現場の実証的な審査を行うべきだ。前のめりの姿勢は強く批判されるべきだ。

◆ 「世界一厳しい」は偽りか

この現首相や政権側が言い触らしている言葉に真実性があるとは思えないが、願望と見ることは可能か。少なくとも規制委は、技術的に可能な措置は念入りに講じて、その言葉に応える努力をすべきことは確かだ。

最新の原発に装備されているコアキャッチャーを不要としていることへの疑問、また格納容器に水を張ることによって生じる溶融時の水蒸気爆発の危険性等、技術面からの指摘が寄せられている。

これらを含め、「安全とは申しません」と最初から安全確保の責任を回避する姿勢をもつ規制委の判断や言動に、どれだけ信頼性を獲得できるものか、根本的な疑念を禁じ得ない。福島の過酷事故を防ぎ得なかった保安院とは、機構組織としても決別し、いかなる反省のもとに進化を遂げたものになっているのか、との基本的あり方も含めて。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> ¹⁵² 頁 行目

<内容>
 住民にとって事故が起きた時に安全に避難できるかが一番大きな問題です。しかし、規制委は、「原子力災害対策指針」を策定しているながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性を全く検討していません。稼働前提としているIAEAでさえ「深層防護」の考え方により、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとしています。
 広域的な避難行動は国が統括すべきであり、重大事故時に住民の被ばくを防ぐことができずの場合、規制委は稼働を認めない措置をとるべきです。

FAXは03-5114-2179へ

1219F13

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 499頁
< 内容 > 原発は全部止めてしまえ。 人類の生存に反する行為です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1219F15

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

女川原発が自壊事故を起さず、運転終了を促したとして
 原発の運転を止むべき「安全」を確保するべき
 正すべき原発に固執しては政治的「原発ゼロ」法を制定して
 再生可能エネルギーの開発、普及により希望の未来に近づきたい
 が求められています。
 自然エネルギーが豊富な日本は、必ずしもエネルギーの地産地消
 に向うべきです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1219F16

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 頁
< 内容 > 152pの意見 仙台より直線にて40kmしか離れていないのに 避難が難しいと 思っています

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1219F17

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 > 女川原発の重大事故を起すに運転終了を促す
たとしても 処理方法がない「核のゴミ」を増やす
た方がよい

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 27 頁

< 内容 >

女川原発の基準震動は、東日本大震災を踏まえて1000ガルまで引き上げられました。新崎邦彦、元原子力規制委員長代理(地震学)は「将来起こる地震は、自然が決める」と地震、津波の予測の限界を指摘しています。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出 用 紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> P59, 32行~33行 III-3.2 耐津波設計
 審査書案は「津波防護施設として、湾に面した、D.P.+13.0mの敷地前面にD.P.+29mを天端とする鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構成される防潮堤を設置する」とあり、全長800mの防潮堤は、10mおきに1本を「硬い岩盤」に達しており、他の鋼管は達していない構造と書くが、この様な構造で本当に津波による浸水を防げるのか、3.11東北地方太平洋沖震災で釜石湾の高さ60mの巨大な防潮堤が壊れる様子から疑問である。
 潮

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 原子炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

1219F21

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 女川原発再稼働反対。核のゴミ、とんやすし危険だから。

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島第一原発事故は大被害を招き被害は続いている。放射能汚染は拡散、核のゴミ、の焼却も問題になっているが、福島の水処理に困っている現状(海洋放出は地球規模で汚染拡散)。

女川原発を再稼働させれば更に処理できない核のゴミ、とんやすしことになるし、水蒸気爆発を起した福島第一原発と同じ沸騰水型の女川原子炉は、3・11で被災して居り、危険。たびたび大地震や津波発生している震源域にも近く、東日本大震災再発の恐れがある。核発電は危険だし系々にまでツケを残すことになる。原発はテロの標的にされる恐れもある。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11, 48⁷⁰ 頁

< 内容 > 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。
地震、津波の予測には限界があり、策定された
基準地震動・基準津波で「十分」とは言えない。
火山噴火の予知はできない。噴火予測に前提とした
「火山がイド」は不合理であり審査は無効だ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 -- 5114 -- 2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499頁

< 内容 >

こんなに地震の多い日本に、危険な原発は
 ありません。最終処理方法がなく、子孫に
 残せよものではないです。
 知山は、知子ほど、実行性のない「避難計画」って
 何ですか？ 机上の空論。
 再稼働はしないで下さい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> P/52頁 行目

<内容>

避難計画を策定するということは、原発の重大事故を前提にしているからである。しかも今後原発事故が発生したら世界における日本の信頼度は「ゼロ」になり信頼は地に落ち世界に相手にされなくなってしまう。女川原発の再始動がなければその危惧は必要なく避難計画も必要ないのである。今後日本は被曝事故国として世界に「原発に頼らない再生可能発電」を示していかなければならぬのである。まず脱原発である。日本の未来はこれにかかっている。

FAXは 03-5114-2179 へ

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

1. 女川原発は、巨大地震に幾度も見舞われているので、建屋の剛性に対する不安ばかりでなく、設備や機械の被災状況への検証が、十分なのか心配である。(22P)

2. 女川原発は、巨大地震多発地帯の日本海溝沿いに最も近い原発なので、次の原発事故は、女川ではないのか、との不安をおびえています。(33P)

3. 我々が最も不安視するのは、施設、設備の技術的安全性ではありません。女川原発の30km付近には、自衛隊松島基地があり、そこを飛び立つ飛行機が、原発上空で落下したり、テロによる大事故が発生したり、不測の事態に備えての「設計上考慮する必要」があるのではないかと、この不安は残ります。(110P)

2019.12.20

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1220F4

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発である。宮城県
 の検討会でも再稼働に耐えられるかどうか繰返し議論になってきた。
 しかし、審査では議論が原子炉建屋の剛性の問題が中心になり設
 備・機械類・計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分なままである。
 女川原発は、繰返し巨大地震と大津波を発生させる日本海溝沿い
 の震源域に最も近い原発であり、私たちは、「次の原発事故」に不安を抱かざるを得ない。
 (再稼働しても処理できない核のゴミを増やすだけ。世界の遅しをとっている日本、とて
 も恥ずかしいと思う。未来の人たちのことを考えて下さい。再稼働しないでください。)

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 - 5114 - 2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁499行目

<内容> 事故時道路寸断対策を避難者へ変更するのは、女川原発から5キロ圏内寄礁地区の東日本大震災時の体験から、避難計画は実現困難との意見を述べた。また、指定避難地区では車の駐車スペースが10台しかないなど計画は杜撰な部分あり。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

1220F6

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>(6P)の女川原発においてこれまで数々のトラブルを引き起こし、その都度対策を講じてきたとされたが決して解消されることはなかった。2019年に限っても、2号機燃料プールのホリコ停止、モニタリングホストの伝送異常、果ては3号機における放射線モニタの数量が満たしていないとして保安規定違反を受けると、技術や知見の不足によるトラブルが相次いでいる。これで果たして女川原発を安全に運転できる技術があるといえるのか、むしろ疑問であり、万が一運転員の技術では対応できない事態が起き大事故につながる場合、規制委員会の責任が問われる。</p> <p>(79P)の防潮堤の一部のくい岩盤に達せず、地盤改良し、さらに置換コンクリートを設置するとのことだが果たしてそれで防潮堤は安全なのか？ また防潮堤地盤改良工事による地下水の影響をどのように考慮したのか不明。そこに福島事故の汚染水の知見はどのように生かされているのか。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1220F7

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する意見書案

意見/理

<該当箇所> 494 頁

<内容>

○2019年9月14日、サウジアラビアの製油所がどこかの「ドローン」の攻撃を受けて爆発炎上した。女川原発もテロ対策を5年も先に延ばして稼働しようとしています。いつ「ドローン」に攻撃されないとも限らないと思う。万一、稼働中に「ドローン」の攻撃を受けたら猛烈な濃度の放射能汚染により関東以北迄、全域全滅になると予測されると思いますので少なくともテロ対策を実行してから稼働を検討すべきと思います。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきますことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入して下さい。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号:03-5114-2179

郵送先:〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する意見書案

意見/理

<該当箇所> 32 頁

<内容>

○女川原発は東日本大震災をはじめ、何度の強い地震に見舞われている。東日本大震災では1000箇所以上の被災箇所があったと聞いています。そのような原発を再稼働させたら、即、爆発炎上が起こるのではないかと危惧しています。再稼働を是非やめるべきだと思いますので再考をして中止する勇氣も必要と思います。必ず再稼働をやめて良かったという反省の日が来ると思います。又、今は再稼働ばかりに目が行ってますがあと、5年もすると廃炉の時期が来ます。その費用に1基当り3000億円の費用と30年の月日が必要になると思いますので是非、再稼働をやめて下さい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入して下さい。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号:03-5114-2179

郵送先:〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する意見書案

意見/理

<該当箇所> 152 頁

<内容>

○女川原発からの各市町村の避難計画について、2019年12月10日付、河北新報では国道は混雑するので車で県道を通行し、牡鹿半島から避難先を割り振る「避難所受付ステーション」に指定されている県大崎合同庁舎を目指したが平日の夕方にも関わらず県道で500m走行するのに20分もかかってしまった。このような状況では避難計画そのものが絵に書いた餅同然であり、例え、福島原発より早く非難したとしても全員が被ばくしてしまい提出された避難計画の検証をして、原発の再稼働が無理で有ることを実証して、断念してほしい。又、どうしても安全というのであれば、東京電力の副社長クラスの重役の現地常駐を実行してほしい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきますことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入して下さい。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号:03-5114-2179

郵送先:〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する意見書案	
意見/理	
<該当箇所>	頁
<内容>	
<p>○重大事故は絶対起きないといって作った福島第一原発事故が起きた。女川原発は稼働前に重大事故を想定して周辺住民全員の甲状腺ガンの検査を実施して福島原発の様に被災しても甲状腺ガンの発症を認めようとしないうる現況を打破する事。</p> <p>又、稼働前に測定地点を決めてセシウムの濃度を測定し公表するべきである。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきますことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入して下さい。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する意見書案

意見/理

<該当箇所> 頁

<内容>

○宮城県各地で福島原発が爆発してから8年も経過しているのに未だに爆発により放射能汚染された
稲わらや牧草、たい肥、ほだ木等のセシウム濃度が8000ベクレル以下の汚染廃物が国からの指示で
行われる試験焼却で処理各地の住民が試験焼却の中止を求めて訴訟を起こしている現状を規制委員
及び電力関係者は理解しているのか不信感で一杯です。これは試験焼却をした周辺地域のセシウム等
の濃度が高くなって居る為だという事を規制委員会及び電力関係者は理解して下さい。

以上を考慮して女川原発の再稼働をやめるべきと思います。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせて
いただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入して下さい。記入していただいた情報は、
今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号:03-5114-2179

郵送先:〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

如く、原発が重大事故を起こす前に運転終了を迎えたとしても
処理する方法がない「核のゴミ」を増やすだけである

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
	(3通目)

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

392
 <該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島第一原発事故の被害は想像を絶するものでした。

女川原発で新たな心配が増えました。水蒸気爆発の危険です。

熔融核燃料に水が接触すれば、水蒸気爆発が起きます。岡山県総社市のアルミ工場の爆発で、現実に見せつけられました。

水蒸気爆発対策に対する IAEA の認識、IAEA-TECDOC-1791 (2016) では「容器バリアに損傷を与える可能性のある蒸気爆発をなくすために、考えられる事故シナリオで熔融炉心が水に落ちないようにすることが好ましい方法である」と、見解が示されています。

女川原発では格納容器の下部に水を張り、落ちてきた熔融燃料を冷やすことになっています。そして、「水蒸気爆発が起きる可能性は少ない。爆発規模も小さい」と断言しています。しかし、韓国の TROI の実験では何度も自発性水蒸気爆発も起きています。そこで、韓国では直接熔融燃料を水に触れさせない対策をとっています。

女川原発の審査にあっては、水蒸気爆発を絶対に起こさないために、熔融燃料と水が直接触れない対策をとるべきです。それができなければ、「合格」を出すべきではありません。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
	(4頁目)

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発は、2003年5月26日、2005年8月16日、2011年3月11日、同じく4月7日の4回それぞれの地震で、ことごとく基準地震動を超える揺れが記録されています。このことは、東北電力が策定し、安全・保安院が妥当と認めた「これ以上の地震の揺れは来ない」といわれる基準地震動が間違っていることになります。現代の地震学では、地震予知が不可能なように、サイトごとの地震の基準地震動を定めることはできないことを示しています。今回1000ガルの基準地震動と言われますが、それ以上の地震が女川原発を襲ったら、だれが責任を取るのですか。規制委員会はどのように責任を取るのですか。少なくとも、現在日本で観測されている最大の地震動を基準地震動として策定すべきではありませんか。今回の審査書案は住民の安全を考えた場合、絶対に認めることができません。

FAXは03-5114-2179へ

1220F10

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 32 頁 行目

<内容>

女川原発は、東日本大震災はじめての何度も巨大地震に見舞われ、「被災原発」。世界で一番危険な原発とも聞いている。多数のEPCが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。

1220F11

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> P499
 原発を動かせば、必ず「核のゴミ」が発生するが、その処理のメドが途切れていない。

意見送付の報告

住所: 〒108-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

1220F12

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>科学的・技術的意見とおっしゃいますか、 可なり也。周辺地域で地震が続いて いるわけではありませんか。</p>			
<p>しかも圧倒的に東北の人は原子力行政に不信と不安を持っていきます。反対をいいます。女川原発原子炉設置審査書案に反対です。</p>			

FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> ⁵⁵⁰ 頁 行目

<内容>

←
炉心の操作も、事故の究明能力も不十分です。
能力
12-マ散逸の言葉を肝に銘じておく。
人間の能力を超越し、わが国でも事故の
再発の危険性があり、炉心の再稼働
は絶対禁止のべきです。
それの人間としてとらえて道です。
経済より人の命です。

1220F14

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話		FAX
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	11 32 頁 48	行目
<p>・被災原発の女川原発は、多数のヒビ等、耐性が低下して います。巨大地震の震源地に近いし、地震・津波の予測 ができるかどうかも不安です。 策定された基準地震動・基準津波は充分ではない。</p> <p>P150</p> <p>・福島第一原発事故の原因究明がまだ終了して11年11の 同じ沸騰水型である女川原発の審査が充分とは 思えません。</p> <p>P499</p> <p>原発を稼働させることによって出される“核のごみ”の 処理について、全く計画が決まっていないうちに、 稼働させることは反対です</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1220F15

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

住民の避難計画が審査の対象になっていないのが
気になります。今出ているのは誰でもわかる実効性のない
ものです。せめて再稼働の条件として「実効性のある避難
計画」が「サブイシュー」へ追加...

対象 かにごさていることとつけ加えてください。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1220F16

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499A0-シ

<内容> 「もし、事故が起きたら...」のときの、避難方法、避難経路等を、万全の準備をしておいてほしいのに、また、どこかから確認してはいるのに、規制規準を満たすと判断するのは、問題かあると思います。福島第一原発事故の経験から、聡明な委員の方には、ひとたび事故が起きれば、人間の命に負えないことを十分、ご承知だと思います。日本の国土と、子孫を守るためにも、規制規準はとことん厳しくし、廃炉作業に軽減は

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:
03-5114
-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発再稼働反対

<該当箇所> 頁 行目 499p

<内容>

原発の核廃棄物の処分方法が未解決の
ままに、いかに再稼働すれば、核のゴミは
溜まる一方です。ゴミを溜め続ければ、
子孫に、地球環境を破壊する負の遺産を
残すことになります。

子どもたちのために良い地球環境を保つのは
私たち大人の責務です。

私は女川原発の再稼働に絶対反対です。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-6114-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 再稼働許可に反対、再稼働反対。

< 該当箇所 > / 52 頁

< 内容 > なぜ、事故が起きた場合の住民の「避難計画」が審査の対象からはずれているのか。避難計画は自治体に押し付けられているが、本来は東北電力が作るべきではないのか。また貴委員会はその内容を吟味して許可を出すべきではないのか。(アメリカでは審査対象になっている。)

自治体の避難計画は絵に描いた餅で役に立たない。私は実際に石巻市の避難計画に従って動いてみたが、「鷹来の森」という所に集まり検査と除染を受けなければならぬ。万人単位の人々を混雑させるのは不可能である。貴委員会は住民が避難できない原発の再稼働を認めて、事故が起きたとき責任を取れるのか。取れなければならぬ再稼働すべきではない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

新規制基準自体が始めから「合格」ありきの基準だとしか考えられません。

「絶対安全」が存在しないことはあの日の震災による事故で一般的認識になったはずです。

科学的、技術的に考えて、制御できていない現実をよく見て下さい。

電気は足りています！

バタ-ミ切-の-に-ク-ニ-ソ-を使うのは阿保の所業と考へます

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項

連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

避難計画, テロ対策, 不十分のまま稼働させる
のでしょか. 事故の絶対ないとして核のゴミは
どう処理するのたしよか.

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1221F1

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499頁

< 内容 > アメリカのように、周辺住民の避難計画を
 審査対象にあつべきと考えます。
 日本では避難計画は、その責任は、自治体に
 丸投げされ、およそ実効性の高い机上の方と
 なっています。
 住民の安全を確保するために、(避難計画)
 の策定も再稼働の前提条件に入れるべき
 です。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁19, 20
2

<内容>

福島第一原発事故の原因は未だ不明な点あり。
同じ沸騰水型の水型原子炉の審査が十分に出来ていない
と思われ。
また水型原子炉は東日本大震災で被災した。特別な原子炉
では。タービンやクレーンも破壊されている。
設備や機械類、計器、配管などの検証は進んで
いるのか。
強い巨大地震と大津波を起す震源の最も近い
原子炉の水型原子炉は稼働すべきではない。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 152

<内容>

福島第一原発事故後、立地審査指針を適用しない
 ことになりました。この^{立地審査指針の}新しい指針は作らされて
 住民の被ばく限度が低くなっています。
 私たちは事故のあった「止める、冷やす、閉じこめる」ので
 安全と言われつつありました。
 今は「止める、冷やす、放出する」の避難指針、避難
 計画と作り直しも言われています。
 住民を被ばくさせるような再稼働は認められ
 ません。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 4 頁 / 7 行

< 内容 > 2011年 6 月の

東京電力福島第一原子力発電所の事故の後は、高放射線量のたのしみの
による実地検分が出来ない状況です。

今般に事故全容の科学的調査、分析、考察等が終了している状況
態で、「事故と踏まえて新たに要求された」科学的、技術的条件
を定めているとは理解できません。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 494頁 8行
< 内容 >
テロ対策施設の設置の新規制基準には含まれていないが、 九電は工事の遅れを理由に原発停止を決めたばかりで、 東北電力に対しては同じ基準で審査すべきです。 この件についてはおかし。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

2/2

(様式2)

1221F4

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>499頁 行目

<内容> 再稼働、絶対反対。

- ・女川原発が重大事故に付た原子力事故は、核のゴミは増えただけで、行政先は追って決める? 冗談じゃありません。
- ・福島の方達の心情を察していない。
- ・再生可能エネルギーの開発、普及に切りかえて下さい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>27頁 行目

<内容> 同意しません。

女川原発の基準地震動は、1000ガルまで引き下げられたが、島崎邦彦「元原子力規制委員長代理は、将来おこる地震は、自然が決める」と地震と津波の予測の限界が女と指している。その通りだと強く思う。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

1222F1

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

。福島第一原発事故の原因究明がなされていない。
同じ型である女川原発の審査が十分に行えるはずか
ない

万が一、事故がおきの場合、避難計画が実用性
良好かと思える。

福島原発事故が、9年近くたつが、今でも
事故以前の生活を自由にせよといふ人たちが
大勢いるから、再度認識し、対応
欲しい。

FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所> 頁

< 内容>

宮城県女川町の漁業者です。
東日本震災による福島原子力発電所の事故により、福島、東北
全国、世界の人々に深刻な迷惑を与えました。それでも再稼働を
言っている非常識さ、今回の事故も想定外と言っていますが、今後
想定外の事故は起るとも思います。
防潮堤をいこう高くしてもそれ以上の津波が来ると可能性があり
再稼働は絶対反対です。

< 記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会様

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所 〒

氏名

連絡先 電話

ファクス

メール

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見

東京電力福島第一原発の事故はいまだに事故調査は終わっていません。それどころか被害はいまだ、食い止められず、台風被害でますます広範囲に広がっています。住人の健康調査も継続的な経過観察がなされていません。女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉です。福島第一原発事故のきちんとした調査結果を踏まえ検討すべきです。また女川原発がある宮城県沖は、この80年のなかで、マグニチュード7規模の地震が6～7回発生しています。今後30年以内の発生率は90%と予想されています。大変危険な地震帯の上にあります。事故を起こした場合の対応、対策が何もされていない現状での再稼働はあり得ません。福島原発事故調査を検証し、事故の場合の安全対策、放射能被害の回避の対策が取られなければ、原発の再稼働はあり得ません。住民の命、健康を守るための対策を検討してほしいと切に思っています。

東北電力女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可
申請書に関する審査書案に対する化学的技術的意見
パブリックコメント

住所
氏名
連絡先
メールアドレス

意見の対象となる案件

意見
理由

- 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震津波の予測には限界があり、策定された基準地震動、基準津波で十分だとは言いきれない。
(11P、48P)

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 22頁 行目

<内容> 女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見新された「超常稼働」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備、機器類の被災の検証も不十分だ

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

1222F6

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

・新設用のみ?

・予比電源

< 該当箇所 > (図表1面頁)

< 内容 >

-
- ① バス (原研時 路線バス etc ふたつ) 2台か 36台不足する
経路計画の欠点。私個人としては、FAXの車の空母2隻以上必要。
 - ② いくら オナ予比電源 (魚油、灯油 に 対する) 津波のハイ高所でも
『ガケくずれ』か 『おこれは』タマ。また 雷が 落ちて も タマ。
 - ③ 自家発電 (予比) の中、及び 夜間電力が 多い 節電 の 為 に 工業用
蓄電池 (90cm x 50cm の バッテリー、ポット軒家の TV での 50W の 発電所
には 30ヶ位 あり (30軒 配電 できる) と言う。その 変換 (交流) に する
インバーター etc の 装置 装置 が 『雷』 etc で こゆい とき。対策 が ない。
又 交流 の 変換 所 に 雷 が 落ちて も タマ である。主に バッテリー の 対策 が ない。

< 記入方法について > 外毛 (女川市街地から 沿道 隠れ 柱 の 小原 経由 の 電柱) と 瀬田 からの 遠く
 ○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただ
 くことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見
 募集以外の用途には使用いたしません。
 ○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

電
が
あ
り
ま
す

1222F7

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 再稼動に反対します。

<該当箇所>29頁 行目

<内容> 東日本大震災では大きな余震があつて女川原発は2回目の危機に陥じた筈です。

規制委員会では1回目の地震しか考慮してないと思ひます。余震も当然考慮に入れ安全制を確保すべきではないですか。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所

頁

行目

原発は事故が越えろと取り返しがつかない。
 福島原発事故が起きたときおかしな隠ぺい体質と責任体質が
 あり、東北電力も引用資料の改ざんも明らかになり、審査書案
 以前にその体質が変わらなかり恐ろしくなります。
 福島の避難者は仕事を奪われ、土地家屋の価値は0になりローンを
 残り、避難先では家賃が発生する。それを考えると夜眠れない。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

今回のパブコメはそもそも基本的に問題がある。審査書案について「科学的・技術的意見」を求めているが、この内容を 100 パーセント理解したとは言いきれない市民は意見がいない、それでもって市民が承認したことにするのはとんでもない欺瞞である。地震・津波・火山噴火の予測の限界が言われ、水蒸気爆発という恐ろしい可能性に言及する科学者も居る。そのなかで私たち専門家でない市民はおろおろするばかりである。ただ 8 年前の大震災の時は専門家の長である班目委員長が「絶対に爆発しない」と言ったことは決して忘れない。絶対にこれで女川原発は安全だとは言えない、確率的に低くなるだけと規制委員会の方々も自覚しているはずだ。だとすれば少しでも危険の可能性のある原発は再開すべきではない。規制委員会の方々も核のゴミの始末、避難計画という重大な 2 つの問題が解決できてから専門家として異なる意見の専門家の意見を広く求め、市民公開の場で意見を戦わせてほしい。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見理由

該当箇所 / 52 頁

行目

「原子炉立地審査指針」について

① この中の(原発の敷地境界での最高被ばく)について
今までは、「甲木線に対してはSV, 全身に対して 0.25 Sv」と決まっていたようですが、「今後は適用しない」と今回決める理由が、わかりません。

② これに代わるものがどういった事に決定したのでしょうか?
どこに書いているのでしょうか? はっきり回答して下さい。

結局「止める. 検査. 測定」方針を.



「止める. 検査. 放出」に変更して

住民は、不安がらけになるわけではいなか

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 49 頁 行目

新しい規制基準に「テロ対策」の実施が入っているのは、一定評価できるとして、疑問点があります。

①「テロ対策」の実施を「審査後5年以内」として理由が、理解できません。

5年間のテロに合わせた保証は、どこにもあり得ないかと回答して下さい。

今の世の中、一般高校生が、ネットでウランを購入する程、危険な状況が現実です。

テロ対策がまたしても、実施されるのか、再稼働の条件だと、私は思っています。

意見送付先 住所 〒108-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 33頁 行目

審査書案中の「施設のコンプリートヒューズ」
についての記載について、ごめんがあります。

- ① 「東北地方太平洋沖地震等の地震及び、軽核収束
の影響により、発生したヒューズに伴う影響を
適切に考慮する方針であることと雖も、
が、ごめんに具体的に確認して、1,000ヶ所ほど
あるがヒューズ について考慮されているのか?

回答をお願いします。

被災して、傷ついて、原発を再び動かすには、
ごめりの、手当が、見えないと、辛いではないか。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1223F2

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

性別	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所 440頁 行目

<内容>
 コーメンエラーが頻発し、現在の東北電力社員の技術力の劣化が顕しい様で問題だ。非常事態に対応できるのか

(様式2)

1223F3

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499p

<内容>

女川原発が重大事故を起す前に
運転終了を迫られたとしても、処理する
方法がなにより「核のゴミ」を増やすだけ
である。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1223F4

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 地震大国日本においてまた原発事故が起きたら...福島原発で思い知らされているのに身近な女川原発が稼働はばらばらとんでもありませんやめて下さい。原発に頼らないエネルギーのあり方を追求してほしいです

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 499

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

事故あった場合体が悪く歩く事
出来ません 避難する事出来ません
原発は、有りません

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 499

< 内容 >

女川原発が重大事故を起さずに運転終了を迎えたとして
処理する方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1223F8

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 > 女川原発が重大事故を起す前に
運転終了を迎えたと(2も
処理する方法がなし(核のごみ)を
増やさなければならぬ。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 > 女川原発の重大事故を起す前に
運転終了を迎えた(2日
処理する方法が不明(稼)AI"を
増やす必要の有る。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499頁

< 内容 >

女川原発が重大事故を起こす"に運転終了
迎えたとしても処理する方法がない
(核のゴミ)を増やすだけ"有

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 > 女川原発が重大事故を起さずに運転終了と
迎えたとしても、処理する方法がない「核のごみ」を増やすものであると思われ。
等

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島原発事故の原因が、まだわかっていない中、同じ形の女川原発の審査が
 十分に行きわたっているか、
 事故が起きたら誰が責任をとるのか。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499
 <該当箇所> 頁 行目

<内容>

3月19号の時浦宿駅を冠水し、女川町は陸の島になりまし。うんときた。女川原発の事故の時、避難先を知らせる避難計画をきちんと検証して下さい

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島原発事故により、ホヤ養殖が打げ棒を受けています。規制委員会はトリチウムを海に流そうとしています。漁民に犠牲を押し付けています。女川原発でも事故が起れば、漁業はかいめつします。だから、子、孫の代まで、責任を取ってほしいか？

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	_____
氏名	_____
連絡先	電話 _____
	FAX _____
	メールアドレス _____

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> ⁴⁹⁹ 頁 行目

<内容>

原子力規制委員会が未だに（安全）を確認されていない原発を再稼働することになります。現在まで保管された1・2・3号機の使用済み核燃料及び核廃棄物を処理する事が出来るのか。福島原発事故以来、常磐物と三陸物の魚価が低迷を続けて回復の兆しが見えません。平和な暮らしと、健やかな命を守る為に原発は廃止を、と考えます。

1223F16

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉 汚染水事故に対応できません。

適合性審査では、福島が原発で現在大きな
問題にあって、汚染水について検討していません。

これは 格納容器が破損した場合でも
放射能の大量の拡散を防止する 策を講ずる
よう要求する 新規制基準に違反します。

よって女川原発 2号炉を動かすことはありません。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

(該当箇所) 頁 行目

(内容)

全般的な意見

福島第1原発事故は、その原因の検証が
終わっていません。

新潟県の柏崎刈羽原発の再稼働についても
同じ理由で、県の同意が得られていないと
報道されています。

福島第1原発と同型で老朽化している 女川原発
2号機 を動かすべきではありません。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-8-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1223F17

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 109 頁

< 内容 > 人為的に航空機等がつかないで
どうなるのか。原発ができて時 貝学へ行、た時
係の人に質問したら 困ったように「まず そのようなことはありません」
と声を小さく 答えていました。 こんど あいまいな姿勢で 今日まで
語らぬのは 経済優先で きています。 未来の子のために やめて
ください。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 廃炉審査部門 宛

1223F18

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

放射性物質の特性の科学的にも最終処理が不可能な上
 人体に及ぼす計り知れない危険性を考え、目の前の
 便利性、経済性に目と奪われて、子孫にこの負の遺産を
 残すべきではないと考えます。福島原子力発電で明か
 になった事故のように、想定外であったと理由を言いつれ
 は許されないので、人命や障害は、その危険性
 を矢の先から断行する再稼働の責任は何においても
 負うてはなりません。特に女川原発については特種事島の
 事故の際の逃げるルートも保障できない現状では
 再稼働はすべきではありません。よって再稼働には
 反対いたします。

152p. 499p

意見送付の宛先

住所: 〒106-3450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

1223F19

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 150 頁
< 内容 > 福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、 同じ沸騰水型である女川原発の審査が十分に出来て いるのではない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1223F20

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

再稼働には不安です。安心安全な生活が番です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F21

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島原発の事故を経験し、原発は、大変危険なものだと痛感しました。原発再稼働は絶対反対です。再生エネルギーに力をいれれば電力は十分だと思います。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F22

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島原発事故を以ても、規を以ての被害となり
再稼働には、反対です

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F23

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案の再稼働は不要です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F24

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

再稼働しかいではない、不安です、

<内容>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F25

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

稼働は「ごく不安定」なので反対します。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

1223F26

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島がまだ原発事故の
収まりがつかないで再稼働が
この間にもなると思いますが、

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記録の上、送付してください。

1223F27

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 p152

<内容>

安全にとみに手を尽くしても、想定外のことが起り、原発事故は起きる。避難計画と言っても、放射能という目に見えないものをどう避けることができるのか。

住民の避難計画を審査の対象としないのは何故か。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、おおよそ実効性のない机上のプランとなっている。本当に住民の安全を確保することを再稼働の条件とすれば、アメリカのように周辺住民の避難計画を審査対象としてほしい。

福島原発の事故で、気仙沼も放射能に汚染された。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1223F28

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>

頁

災害や事故等で放射能がまき散ら
行目されることか恐怖です。

<内容>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F29

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>

頁

行目

事故が、こわいのぞ反対です。

<内容>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F30

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

私達の健康と平和のためにも

稼
再稼働

<該当箇所> 頁 行目

反対です

<内容>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F31

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

危険 (福島が例です)

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F32

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 2頁3.4行目

<内容> 絶対、事故がないとは言えないと思います。
福島の場合がみりまのので、今まで事故が立って居る通りです。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1223F33

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第1原発事故の原因もはっきり解明されていないのに、
同じ沸騰水型(BWR)の女川原発が、どうして安全と
言えるのか。再稼働OKというのは無責任だと思います。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 - 5114 - 2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1223F34

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> // 頁 行目

<内容>

女川原発の立地は、巨大地震の震源域に近しい。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分とは言い切れない。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FA

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

① 11, 48

< 該当箇所 > ② 90 頁

< 内容 >

① 女川原発は巨大地震の震源域に近い。地震・津津の予測には限界があることが、阪神・淡路、東日本大震災で明らかになった。策定された基準地震動・基準津波で十分だろうか。新たな「安全神話」を危惧する。

② 火山噴火の予知はまだ十分ではなく、過去50年余でも「想定」を超えた噴火で犠牲者があつた（雲仙普賢岳、御嶽山など）。噴火予測を前提とした「火山ガイド」は不合理であり、審査は信をおけるか疑念が残る。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

再稼働に3400億円もの費用がかかるため、女川原発の発電単価は
上昇しています。経済的にも意味のない原発再稼働を許して
いいのでしょうか。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32 頁

< 内容 >

女川原発は東日本大震災の揺れが何層も巨大地震に見舞われた
被災原発が軒のロビが入った連発の剛性低下
詳細. 投着類の被災の検証が不十分

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

日本の規制委員会は「避難計画」を審査しているのですか？
本当に住民の安全を確保することを再稼働の前提
条件とするなら、アメリカのように、周辺住民の避難計画
を、審査対象とすべきです。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 499 頁 行目

- 女川原発が重大事故を起こさずに運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。
- 福島第一原発のようないきなり事故が、女川で起こる場合、東日本は壊滅するに想定される。それにも関わらず、自己政権は私利私欲のため、原発に固執している。「原発ゼロ」法を制定し、再生可能エネルギー発電の普及による希望ある未来に踏み出すべきである。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>火山について、藤井敏嗣元火山噴火予知連絡会会長は「地震の場合は、13万年前頃に活断層が動いたことがせよればその上に原発施設は建設できなると指摘し、1万年前に起こった「可能性は十分に高い」として巨大噴火を考慮の対象外にした『火山影響評価ガイド』を批判している。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 150 頁 行目
152

- 福島第一原発事故の原因究明がなされていません。
それなのに同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が出来るはずがなく、福島第一原発の事故原因の究明が先に行われるべきか。
- 何故、米国の審査機関のように住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、その内容は定量的な計画工のプランとなっている。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11.48 頁

< 内容 >

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、発生される基準地振動・基準津波は十分だとは言えない。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32.42 頁

< 内容 >

- 女川原発は、東日本震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」である。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。
- 巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本来に完遂できるのか。それによつて十分な地盤強度が得られるのか。検証せずに審査は終わらぬ。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 305 頁

< 内容 >

新規規制基準は、欧州で認証された最新の原発に標準整備されればコアキャッチャーを要求せず「世界で最も厳しい基準」(字倍音相)どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として格納容器下部に氷を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を巻き起こす懸念がある。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499p

<内容>

地球温暖化は想定以外の災害加害している。二枚完全な対策は有り。福島と原発事故は事故加害と限り有り。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499p

<内容>

津波の多い地域に原発があること
自体問題だと思ふ。

台風19号の様な災害と福島原発の様
事故が同時にあったら女川町は全滅
すると思ふので再稼働は反対です。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

414P

<内容>

里山と海に囲まれた女川、原発と町作りが共存共栄できるのかとさう思っもあつた。しかし誘致後の町は、人口18,000人から10,000人まで減少、今は6,000人である。福島での原発の危険性がはっきりした。再稼働は絶対許せない

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

- 夏
- 。原発は爆入の放射性物質をばらばらしている。
災害の多い日本では、危険なことは
 - 。女川原発の事故発生時交通渋滞のため避難所には人が着けず不安がある。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

東日本大震災で何を学んだのか! 本当に疑問に思う。
 時間が経つと忘れてしまうのではなか?
 万が一では遅いと思います。
 何かあったら謝罪はいいのですか?
 お金を払えばいいのですか?
 絶対に反対!

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
 499p

<内容>

日本は地震多発地帯といわれ2113が、福島のももあ、たに、
 再稼働が、大々たな不安だ。地震にさへ耐えられぬと、
 して、と、危険なものを何故？
 危険だと分かっているのに、解決策なく推進する事は考え
 られません。事故発生時のリスクが高すぎるので、今は反対です。

FAXは03-5114-2179へ

1223F46

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 392 頁

< 内容 >

格納容器下部に水を溜めて溶融炉心を受け止める対策は水蒸気爆発を招く大きなリスクがある。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499P

<内容>

女川原発の近くで生活している私にとっては、震災后原発は、怖い物ではありません。

県民や原発で働いている人達にとっても安全と再稼働を願う人はいません。避難区域、30km圏内とかよく聞きますが家族がいる時であればいいですが、歩人のかちかちと大変な私にとっては、不安です。

水力、風力、火力、他、発電する物があります。研究により原発に愛する物が早く来ると希望します。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499p

<内容> 女川原発2号機の再稼働は絶対反対です。
 福島のおそれだけの大きな事故の時は想定外と云われてますが
 想定外ですまされる事ではないと思ひます。
 又避難訓練と云えば五割^強は通だけ一般市民は自宅待機
 又は避難は自家用車で隣近所乗り合せてと云う事。隣近所は
 高齢者ばかり誰に乘せてもらえば良いのでしょうか？
 又行き場のない核ゴミこれ以上多くしては将来子供や孫
 その先達も残るのでは無いでしょうか。
 地震津波対策だけでもテロに合ったら一たまりないでしょう。
 北朝鮮のミサイルが飛んで来たらどうしますか。
 再稼働の事はよくもう一度考えなおして下さい。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

~~原発再稼働は反対です~~

女川は原発があるため若い人達はもって来ません、又他所から移住する人もいません。人口は減る一方です。
稼働にも使用済燃料はどこも引受け所がありません。
女川町にたまり一方です。子供達への負担が大へんです。
あの子方は皆一緒に死ぬんだからいいじゃありません。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容> 女川原発について心配です
 社屋所から女川にきたのか15本できて19本で女川の入と結増
 しました。でもいまは1本からしえますが、
 いままで女川でたのしんで来たのに原発のために死に
 たくな。な女原発のためにたのしみがたなるのがいやです。
 事故がおきたらどうします。ほしうできますかどうしたらいいですか
 原発事故がおきてからではおそい。

女川ではにげるところない。

女川原発はせうたいにゆるさない。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

福島のような事故が本場におきないのたゞも子孫の事を考えると
心も不安です。

核のゴミの行き先が決まらないうちにこれ以上、ふやすべきでは
ない

こればかりも電気は足りているので原発にF5Sが自然エネルギー
に切りかえしてほしい

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499p

<内容>

また地震がきたら怖いと思う。
逃げるにしてもどこに行ったら良いかわからない。
避難計画を出してほしい。

FAXは03-5114-2179へ

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 29 頁 行目

今もなお、東日本大震災の余震がある。
 規制委員会では1回の地震で1
 号炉の仕度で済むのか？
 余震も1号炉の仕度で済むのか？
 反映できているのか？

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-6114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

福島第一原発を見て知るにつけ女川原発の再稼働は反対です
 原発に固執せず再生可能エネルギーの開発普及に
 カを込めてほしい

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

テレビ、新聞で原発の合格をみました。合格しても安全とは思いません。8年前の震災で東北の沿岸で命を失った人が多く聞きました。津波は高台に逃れば命は助かりますが、

原発事故は何十キロ遠くには逃ないためです。誰か助けてくれるのでしょうか。

私たちが住む地球も少しは狂って来ている。想定外の災害が多く、老人ばかりで、若い人も不安を言っています。

原発に頼らなくとも生活できる町を考えて下さい。

電力で働いている人たちも絶対大丈夫と心の中では思っているけれど、私には思いません。福島の方には怖いと思います。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499p

<内容>

福島のおきな事故がおきたら高期高齢者の1人ぐらしが全員、安全に住んでいけるのか、女川に住めなくなるのではないのか心配です。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 499

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

私は90才です。もしも福島の原発事故が
世間で起きたら、子供達がどうなるのか
それが心配です。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川発電所で震災時にトラブルがあったと現場で
 伝聞をしいる方から話は聞いております。福島での
 事故があったので女川の件は報道をされなかったように
 供連の将来の為、原子力発電を続ける事はやめ
 致すたく思います。

FAXは03-5114-2179へ

1223F59

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の
 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書職案」に対する意見提出

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の
 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査職案

意見/理由

該当箇所 頁 行目

- II ページ 10 まで 基本的な項目の検討がなされていまい。原子力発電は人類の生存と共存できない放射能を扱う(しかも原発を動かせば動かすほどの持っている製造される)なのにその有害な放射性物質の管理処分の方途は一切検討されていない。検討したのであれば明記してほしい。検討しないのであれば「なぜ検討しないのか」応えてほしい。
- IIIについて少し述べます。基準地震動を 1000 ガルに引き上げたからいいとなっているが、3.11 の時に 2 号機は、屋上で 1386 ガル、3 階で 1002 ガルが観測されていますから見直すのは当然ですが、想定値を超した振動を受けた女川原発に「どんなひずみを与えたのか」見直した中で「どんな耐震補強を行ったのか」明らかにしていませんそれでは、1000 ガルにしたからいいではないですまされないこと明らかでないでしょうか。
 しかも大地震が再度襲う可能性を持っている地域に設置されている原発です。地震の起きる時期や強度は今の科学では想定できません。起きることだけははっきりしています。ならば地震の巣の近くに危険な原発を設置しないことが選ぶべき選択肢ではないでしょうか。規制委員会が科学に謙虚であるならば「女川では原発を動かしてはダメ」というべきではないでしょうか。
- 10 ページの判断基準及び審査方針に戻り述べます。13 項目を挙げ検討したように書かれていますが、被曝の評価を行いながら、重大事故が生じたときに住民がどのように避難するのかの検討はされないのはなぜですか。実行性のある避難計画でなければ原発の稼働はさせるべきでないことは明らかではないでしょうか。
 各自治体の責任のように取り扱われていますが、規制委員会はそれでいいと判断したのですか。人間がつくり、人間が動かす原発です。事故を起こすまいとしても起きることを覚悟しなければならぬものです。事故が起きたときに最善を尽くした避難が不可欠です。その検討をしないのであれば、規制委員会の役割放棄ではないでしょうか。(断っておきますが、法律がどうきめているかではありません)

真面目に検討・回答して下さることを願っています。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152頁 行目

< 内容 > 現在の避難計画は災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法に基づき、立地県及び原発から概ね30km圏内(UPLZ)の地方自治体に策定する責務が課せられています。

国には避難計画の策定の責務はなく、地方自治体に、助言、指導、勧告をするにとどまっています。しかし、自治体の自己責任では、実効ある避難計画は策定できませんし、実態は机上のプランとなっています。原発は、いったん事故を起こせば、被害は市町村、都道府県、国境を超えて広範囲に拡大します。放射線スクリーニング検査など、原子力に関する科学的・専門的知識を持った職員の配置と必要な機器の配備が必要ですが、自治体任せでは十分な体制は確保できません。

また、避難計画だけでなく、大量の避難者を長期間にわたって安全な地域で受け入れる避難者受け入れ計画もセットで策定する必要があります。

市町村・都道府県・ブロックの枠を超えた避難計画と受け入れ計画は、国の責任で策定されなければなりません。

米国の原子力規制委員会では、原発の新設段階から、避難計画の策定が求められ、審査対象となっています。なぜ、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか、実効性のない「避難計画」であることを承知しているから、審査の対象としないのであれば、原発の周辺住民の安全確保を考えていない背信的行為と言わざるをえない。

改めて要求します、「避難計画」は審査の対象として下さい。

< 記入方法について >

(1) 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 395頁 行目

< 内容 >核燃料が、溶け出すメルトダウンが発生した場合に備えて、欧州の原発には溶けた核燃料が、すぐに冷める構造の受け取り容器の「コアキャッチャー」が設置されていますが、新規制基準はコアキャッチャー設置を要求しておらず、安倍首相の言う「世界で最も厳しい水準」どころか、世界のレベルには程遠いです。

女川原発では、コアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念があります。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設備変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話番号
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設備変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発の立地は巨大地震の震源地に近い、地震・津波の予測には限界があり、策定された基準・地震動・基準津波で十分だとは言えない。(11p, 48p)

何故住民の「避難計画」を審査の対象としたのか、避難計画の責任は自治体に押し付けられ、その実効性の高い点に疑問がある。(152p)

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>地震津波新規制基準、設備機械類、計器類、安全弁の検計
不十分なまで、原燃事故の不安と避難を抱かざるもえない

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 > 2011年3月まで、日本の原子力政策は原子力規制委員会の安全神話のもとに進められてきました。事故後は世界最高の規制のもとで「原発を点検しているから」と「新たな神話」が作り出され、原発推進政策が進められています。福島事故の原因は「また不明で、使用済核燃料の処理も廃炉作業も未知の中で、しかも世界では原子力反対の大きな流れの中で原子力推進政策の要(かなめ)を担う規制委員会の役割は日本国民の命を左右する重大なものと自覚し欲しいです。事故は必ず起きるといふ福島事故、チェルノブイリの事故の教訓だと考えます。女川の認可は撤回

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 395pおよび499p

<内容>

地震が少ないヨーロッパ・レベルのコアキャッチャー設置基準ではないのは大いなる欠陥ではないでしょうか。

さて、技術的な問題もさることながら原発再稼働の決定が「安全」ではない「規制基準」になっている点です。原発の近くに住む住民にとって100%安全が基準です。それは起こって欲しくなかった福島第1原発事故という経験が安全100%という水準を要請するのです。多くの被災者の人生を狂わしたのですから当然のことです。それまで築き上げられた地域共同体などは、いくら賠償金を積み上げても元に戻らないことは、どのような立場の人にとっても明白なことです。

原子力規制委員会の方々は、事故が起きた際「安全への責任」は問われないでしょうが、法的形式でなく「人間としての責任」はあるのではないのでしょうか。

意見送付の宛先

住所: 〒108-8460
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1224F7

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 152ページ

<内容>

規制委員会は、「原子力災害対策指針」を策定しているが、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の实效性をまったく検討していない。IAEAで採用されている「深層防護」の考え方によれば、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広範囲放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の被曝を回避することができまい場合に規制委員会は稼働を認めない措置をとるべきである。福島第一原発事故で帰還困難な住民がいるのに……本当に規制委員会なのか、推進委員会のまちがいはないかと思ってしまう。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1224F9

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499頁 行目

<内容>

事故は絶対に起きないという保証がない以上、万一の場合の避難については万全の対策を講じておかなければならない。なのに、事故時の避難計画について、審査書がほとんど取り上げていないのは問題だ。私の居住地は、いわゆるUPZ自治体だが、まったく机上の避難計画と言うしかないものしか作られていない。

女川原発の周辺の現状を見れば、海岸沿いの道路 1 本しかなく、事故時に周辺住民全員が安全に避難することは極めて難しいと言わざるを得ない。先日の台風でも道路が通行不能になったばかりだ。大地震の時にも、道路は普通に通れるし、何十台のバスもすぐに集められる、といった非現実的な避難計画しか出来ていない状況での、原発の再稼働は到底認められない。いったい、事故が起こったときの責任は誰が負うのか。

FAX は 03-5114-2179 へ

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所	
氏 名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 152 頁 行目

<p><内 容> 事故が起きたときの住民の避難計画について、審査の対象にしていないのは納得が出来ない。規制委員会として、責任を持って審査すべきである。</p>
--

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499頁 行目

<内容>

いわゆる「核のゴミ」の処理方法も、いまだに決まっていない状況で、これ以上、原発を運転して「核のゴミ」を増やし続けるのは、まったく無責任である。いまこそ原発から撤退して、別の道を歩むべきである。

FAXは 03-5114-2179 へ

1224F10

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 152 頁 行目

<内容> 避難が必要になったとき、「避難計画」通りに全員が無事に避難できるのか、誰が考えても無理だと思う。住民の命に直結する重要なことなので審査の対象にすべきだと思う。

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

<内 容>

事故は急に起きる。そんなときでも通信網が途絶えることなく、道路や風向き、汚染状況などを的確に把握し、より安全な避難場所へ住民を移動させる方法を考えることが出来るのか。さらに移動手段のバスや人の手配など確実に出来るのか。自力で動けない人たちや病人、けが人、幼児たちも大勢いるが、その方々への避難はどうするのか。

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所
氏 名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

<p><内 容> たまり続ける「核のゴミ」はどう処理していくのか、今までの分さえどう処理すべきが明らかにされていない。事故で発生した核のゴミだって処理出来ていない。再稼働すればその量は確実に増えていく。安全に処理できる方法が確立するまで再稼働すべきではないと考える。</p>
--

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 33 頁 行目

<p><内容></p> <p>女川原発は東日本大震災をはじめ、何度も何度も大地震に見舞われている。考えたくはないが再び東日本大震災級の地震が起きても耐えられるだけの安全な構造になっているのか、はなはだ疑問である。</p>
--

FAXは 03-5114-2179 へ

1224F12

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>	頁	行目
--------	---	----

<内容>

炉心損傷により、水蒸気爆発が起り、大量の放射能が飛散するおそれがある。東日本震災時の福島原発の前例を必ず為す。

1224F13

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先
電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>	頁	行目
--------	---	----

<内容>

炉心損傷により、小蒸気爆発がおり、
 大量の放射能が飛散するのでは……
 とても心配です！

1224F14

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

<内容>

- 「原発ゼロ」法を制定して、再生可能エネルギーの普及、普及や省エネの徹底に努める必要あり (P499)
- 福島第一原発事故究明がなされていないのに、同じ沸騰水型 (BWR) である女川原発の審査が十分出来るはずがない。(P150)

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>	頁	行目
--------	---	----

<内容>

福島事故で見られる様ないかに汚染、それに伴う生活全般に複合災害、自然生命の危険が大きい。未来に安全な生活と地球を守り下さい。

今のあなたの利益ではなく地球の利益
子、孫のため未来の安心と生命のため！！

登米市に60km圏内です。

1224F16

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見書用紙

住所

氏名

連絡先 TEL
FAX

題の好事と存る案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置
変更許可申請書に関する審査書案

題/理由

<該当箇所> 全頁

<内容>

H30.7ふけに委員の指示による試験の

保安課員が女川原発2号炉に18人で査察を行った際、
2019.

9/2 TBC(東北放送)Nスタが「故きに写った際東北電力側
の仮熱量計がTV上2,000を示していたと
ひそひそ言われている」審査書案である。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙 No 1.

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

「再稼働の同意が30km圏内の自治体のみではないか。」

< 該当箇所 >

福島事故にみられるように、放射能は30kmの

< 内容 >

範囲にとどまりません。当地瑞穂市は40km以内に入ります。また、「女川町」と「石巻市」それぞれ県のみでよしとすべきか、

命にかかるとのことです。少なくとも、県内すべての自治体の判断を仰ぐ必要があるとします。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

No.2

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

人一人を殺しては、殺人罪に向われます。

< 該当箇所 >

ところが、東電の裁判では1日釜蒸のトツア三人共

< 内容 >

無罪です。福島災害対策本部によると、災害関連死

者は、2,279人と推定されている。人を殺しては誰か

責任をとらねば(向われます)。それなのに数千人

の人が故郷を奪われ帰れなくなっている。

誰も責任をとらねば(向われます)。それなのに

再稼働をどうもせざるを得ないです。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙 No. 3.

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

かつ2. 女川原発の近く、自他陸機が墜落したことが

< 該当箇所 > あり。今年11月20日の参院経済産業委員会で行われ

< 内容 > 電力事業者が施設付近で航空機が通ったこと報告する

「航空機飛行確認要領案」により、2013年間で57件あったと

あり。青森県六ヶ所村にある東通原発の上空で2機の航空

機が墜落したことが明らかになった。

また、原発立地地域の知事らが会長等を務める団体協議会が

原子力施設周辺上空の飛行禁止等の法制化を求めている。

こうした危険のある原発の再稼働を認めずに行われたい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙 No. 4.

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

東電裁判の判決文の中に、「行政機関や専門家の説

< 該当箇所 > 東京電力の外部がこれに明確に否定し、再考を促し、

< 内容 > する意見が出たという事実の方があつた」とあります。

これは事実と全く違います。外部からの意見はあつたのです。

① 2006年3月、日本共産党の副委員長は予り津波や、38mの津波が襲つて明日三陸地電に言及し、津波対策を提起しました。

② 福島県でも、日本共産党県委員会、及び県議団が07年7月津波による過酷な事故に至る危険があり、東電に対策を求め中に入っていると

いふ。

事実と異なる認識が誰一人責任を問われず、こんなことが繰り返つては社会の再稼働を促さなければならない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙 No 5.

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

原発は安全というけれど(笑)か。

< 該当箇所 >

ア×刺刺のスリーマイル島. ロ×ア×フェル/ブレイ. 以上2

< 内容 >

福島原発の爆発です。この地球上で三回目の大事故です。そして日本は地震国です。昨今の地震のニュースは毎日のようにあります。

太平洋側でも今後マグニチュード7~8クラスの地震の起る確率は、この30年で9割とされています。予知とはいえず来るこのリスクは間違ありません。これを中での再稼働に絶対反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙 **No.6**

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

12月23日のテレビニュースで東電が出る汚染水が

< 該当箇所 > 2022年度頃と保管用タンクが満杯に達すること。

< 内容 > この汚染水について、政府の専門家会合は五つの案も検討。

希釈して海に流す「海洋放出」が最も安価とされ、

公聴会では反対意見が続出し、

9月10日原田環境相が「海に放出して希釈する方法が正しい」と発言。母漁協をはじめ多くの組合等が反対の声が。また大阪府が「大阪湾への放出、受入はあり得ない」と発言。漁業協同組合をはじめ多くの団体から、反対・抗議の声明が出されている。

再稼働はこの汚染水を増産するもので、またトイレやキッチン

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙 No. 7

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

< 内容 >

日本では福島第一原発は1号炉24基が廃炉で作業が進められること。日本で最初に閉鎖工場の日本原子力発電の東海原発は当初2011年度から解体を18年度に完了の予定でした。しかし、いまだに解体に着手出来ません。解体後の放射性廃棄物の処分場が決らないという点。原子炉内の構造物など放射能レベルの高い「シ1」廃棄物は10年以上人が近づけず必要とされ「シ1」は地下70mより深く埋設し、300~400年の管理が必要とされます。日本では処分場のメドが全くありません。また、トシ子マンションです。絶対に再稼働は許さない。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1224F18

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 494頁

< 内容 > 原発から放射線物質を厳密に制御（難しい物を扱う装置であり、一旦事故が起ると他国への放射線攻撃により原発の地下にまで放射線が伝わり、その放射線は本能的に人類と共存できず、装置を破壊し、放射線を放出し、審査書は、過去の安全神話の一角を打ち破り、正常性を示すことが出来たことが、読者の心に深く刻み込まれる。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 - 5114 - 2179

郵送先: 〒106 8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499

<内容>

非常事態に文が読めるのか不安です。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499

<内容>

子供が小さいため予知できない自然災害など起きたときの安全面が不安である。

意見送付の宛先

住所:〒106-8450
 東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499

<内容>

福島原発の未解決事柄に女川原発はどうかの
理解出来ない。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499

<内容>

福島の状態をみるにつけ、女川原発が被災したら、石巻住民は、また避難道路がなく車が渋滞しにぶる事が出来ずい。
子供達も高齢者は不安で暮らせない

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-6114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出 用 紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499

<内容>

全体を考えるとこの全員の進行率は困難
とします。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出 用 紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499

<内容>
 復興も始まりつつあるのに、爆発したら意味がない。
 これ以上 七千人も増えたら、それはいいじゃない

意見送付の宛先

住 所: 〒106-8460
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499

<内容>
福島県民になったし、たすけい。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499

<内容> ・全体的にメリットがない。
 ・福島のように、石巻に住めなくなるのは嫌だ。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

11P

頁

< 内容 >

地震のたびに原発が心配です
福島のようにほったらと思うとおそろしいです
大まな地震が必ずやります
女川原発は再稼働はしないで下さい

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1224F28

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > _____ 頁

< 内容 >

① 再生可能エネルギー中心に方針を転換すべきです。

避難計画の作成や冷却水の処理、汚染物質の処理に頭を悩ますことより、再稼働をやめ、再生可能エネルギーに転換したほうが安心ではないですか？

事故がおきれば広範囲に放射線物質が飛散し、多くの住民が避難先で苦勞するのは見えているではないですか？

② 再稼働のための数千億円の経費は県民である利用者に見え、この経費は県知事が負担してください。

③ 再稼働の是非は石巻、女川町だけでなく、周辺自治体にも広げるべきです。「避難先は協力してください。再稼働の是非はこちらだけで承認します」ではすまないでしょう。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

1 / 2

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1224F29

(様式2)

原子力規制委員会 宛
御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

私はこの貴委員会からの審査書案に反対の意見を表明します。
その理由は、

- ① 12月19日に青森県東方沖を震源とする震度5弱の地震がありました。そのことについて気象庁の発表は「東日本大震災の余震と見られる」とした。その後も最近宮城県沖を始め全国各地で地震がありました。言うまでもなく日本は地震大国であり、三陸沖には巨大地震のマグマがあるとされています。東北電力は2011年の大震災後、防潮堤の高さも高くしました。しかし、津波の高さを予測するのは無理ではないのでしょうか。自然現象は想定外がつきものです。(82P)
- ② 地震の揺れに対して原子炉本体は耐えられるのでしょうか。コンクリートのひび割れは、分かっているだけで1000か所以上にのぼると報告されています。小さな揺れが積み重なると大きな揺れがあったとき原子炉に大きな影響が及ぶのではないかと懸念します。(33P)
- ③ 使用済み放射線廃棄物の処分の見通しが立っていないなかで、原発を再稼働させることは危険です。(499P)
- ④ 避難計画が考慮されていません。自治体がまかせになっていますが、地震発生時の通行止め、送電線転手確保、高齢者の移送等困難がらげます。(152P)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛
FAX: 03-5114-2179 御中

1224F30

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

巨大地震とそれに伴う津波が発生し、女川原発に何らかの異常が生じた場合、避難が必要となりますが、そのような状況下では避難ルートそのものに何らかの異常（崖崩れ、倒木等）が起きている可能性が大きいと思われます。そうなれば、机上で想定していた避難計画は何の役にも立ちません。「適合」との判断はあまりにも楽観的です。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

1 / 2

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
御中 申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 90 頁

< 内容 >

日本は地震が多発する火山大国だということが、国民がわかったはずだ。火山噴火の予知が出来る人はいない、不可能であると思います。おと「火山ガイド」は不合理であり、合格はあり得ないと思います。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>152 頁14 行目

IV-1 重大事故等の拡大の防止等(第37条関係)

<内容>

規制委員会は「原子力災害対策指針」に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性を全く検討していない。IAEA(国際原子力機関)での「深層防護」の考えによれば、「原子力規制機関」による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で拡散する放射能への対応、広域的で実効性のある避難計画の検討は国の責務である。女川原発原子力防災避難計画に基づく避難ルートで、交通渋滞で30km圏外に避難できるのか、退城時検査所や受付ステーション、避難所までたどり着くことができるのかなどを検証すべきである。女川原発は、フィルターベントとともに、直接ベント管も温存されており、重大事故時の原発外への放出がありうるわけで、十分な避難対策が求められているのは当然である。住民の被ばくを回避することができないのであれば、規制委員会は、稼働を認めない措置をとるべきである。

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所> 395 頁 15 行目	
IV-4.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び手順等	
<内容>	
安倍首相は、「世界で最も厳しい水準」と新規制基準と評しているが、欧州での最新の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、世界最高基準には程遠いものである。女川原発では、溶融炉心対策として、格納容器の下部に水を張り、溶融炉心を受け止める「対策」がとることになっているが、それは安全どころか水蒸気爆発を招くことが指摘されている。福島事故を全く教訓にしていない審査であり、再稼働は認められない。	

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
	東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	
	<該当箇所> 499 頁 2 行目
	VI 審査結果
	<内容>
	関西電力高浜原発に関わるヤミ献金事件は、原発マネー、原子カムラの実態が明らかになったが、中立公正な原子力行政は期待できない。
	女川原発は安全対策費 3400 億円もかけている。今後のテロ対策費、処分方法が決まっていない「核のゴミ」の処分費用など、コストが最も高い原発になるのは明らかであり、経済的にも成り立たないお荷物を稼働されるべきではない。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

この度の審査結果の報道で不安が増しています。
福島原発事故の原因究明もまだなのだから。

女川原発は、建設されてから長時間が経過し、
しかもこの3.11で大きな揺れと津波を被って
います。地震の多い地域で、老朽化したものを
動かすことはまた大きな事故になるのではない
でしょうか。

又、避難計画もまだまだ不十分だと思います。
一度事故が起きたら、戸や壁は建てられませんか。
外国では、福島事故後、原発廃止に動いてい
るようです。日本も止めてほしいです。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用伊審査部門

FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

・女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分とは、言い切れない。

・福島第一原発事故の原因究明がとれていないのに、同じ沸騰水型である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。大変不安である。

意見送付先 住所 〒108-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-6114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1224F36

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 頁 行目

女川原発 2号機の再稼働はすべきではありません、
 福島原発と同じ型であり、それゆえにこのとらで
 大事故にいたらばかなりの問題が多いと見えますから。
 福島原発事故から学ばれたかのように、規制委員
 会の判断、とりわけ大事故が起きたときの
 住民の避難計画も現実的ではなく、とくに
 納得できません。福島や住民、女川原発周辺の
 住民の心のうちを思いやり、必ずしもこのとらで下す
 規制委員会の名にかけて...。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

1224F37

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32.150頁

< 内容 >

女川原発は、東日本大震災をはじめ巨大地震により被災した原発であり、多くのヒビが入っており、安全性は低下していると思います。設備や機器の状態の検証も不十分です。福島原発と同じ沸騰水型であり、福島原発事故の原因が未だ明らかにされていない中で、審査については、信頼性の高いものとはならない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

1 / 2

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1224F38

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社 女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査意見」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

Eメールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発の敷地は巨大地震発生域に近い、安全上が確立して
いない(資料48)
又、福島第一原発と同じ型(炉心溶融型)であり、女川原発
の審査からいって30年(150年)
事故が連続した町の自力避難手段が乏しい(空襲被害防止
今を待たず地震がおこる可能性がある)に一切も変わっていない。
廃炉へ。再稼働反対。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。審査を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず明記してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の欄に記入して、ファックスで提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-XXXX

通信番号 03-5114-2

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-1 ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制グループ 実務管理部門 宛

1224F39

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 150 頁
< 内容 > 福島第一原発事故の原因究明がなされて いないのに、同じ沸騰水型(BWR)である 女川原発の審査が十分に出来るはずが ない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1224F40

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32 頁

< 内容 > 女川原発は東日本大震災や以前にも
何度も巨大地震にあった「被災原発」。
多数のヒビが入った建屋の剛性低下、
設備、機器類の被災の検証も不十分
なのにどうして新規制基準に適合すると
認めるのか。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の

発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査審議案」に対する意見提出

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の

発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査議案

意見/理由

該当箇所 頁 行目

1、 II ページ 10 まで 基本的な項目の検討がなされていまい。原子力発電は人類の生存と共存できない放射能を扱う(しかも原発を動かせば動かすほど放射性物質が製造される)なのにその有害な放射性物質の管理処分の方途は一切検討されていない。検討したのであれば明記してほしい。検討しないのであれば「なぜ検討しないのか」応えてほしい。

2、 III について少し述べます。基準地震動を 1000 ガルに引き上げたからいいとなっているが、3.11 の時に 2 号機は、屋上で 1386 ガル、3 階で 1002 ガルが観測されていますから見直すのは当然ですが、想定値を超した振動を受けた女川原発に「どんなひずみを与えたのか」見直した中で「どんな耐震補強を行ったのか」明らかにしていません。それでは、1000 ガルにしたからいいではないですまされないこと明らかでないでしょうか。

しかも大地震が再度襲う可能性を持っている地域に設置されている原発です。地震の起きる時期や強度は今の科学では想定できません。起きることだけははっきりしています。ならば地震の巣の近くに危険な原発を設置しないことが選ぶべき選択肢ではないでしょうか。規制委員会が科学に謙虚であるならば「女川では原発を動かしてはダメ」というべきではないでしょうか。

3、 10 ページの判断基準及び審査方針に戻り述べます。13 項目を挙げ検討したように書かれていますが、被爆の評価を行いながら、重大事故が生じたときに住民がどのように避難するのかの検討はされないのはなぜですか。実行性のある避難計画でなければ原発の稼働はさせるべきでないことは明らかではないでしょうか。

各自治体の責任のように取り扱われていますが、規制委員会はそれでいいと判断したのですか。人間がつくり、人間が動かす原発です。事故を起こすまいとしても起きることを覚悟しなければならぬものです。事故が起きたときに最善を尽くした避難が不可欠です。その検討をしないのであれば、規制委員会の役割放棄ではないでしょうか。(断っておきますが、法律がどうきめているかではありません)

真面目に検討・回答してくださることを願っています。

2019.12.25

「昨晚提出した文書で、意味不明な所がありましたので修正しました。よろしく！」

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > ① 150 頁 ② 499 頁

< 内容 >

- ① 女川原発は、東日本大震災時に水蒸気爆発を起し甚大な被害を及ぼした福島第一原発と同じ沸騰水型(BWR)です。事故の原因が未だ明らかにされていないのに女川原発の審査が十分に出来るはずかと思いません。
- ② 「核のゴミ」の処理方法が決まっていない段階で原発の可動はすべきではない。子や孫、次世代に負の遺産を残さないよう、今こそ「原発ゼロ」で、再生可能エネルギーの開発、普及に踏み出すべきである。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1225F3

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 奥用炉審査部門 御中

Fax 03-5114-2179

2019年12月25日

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社 女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉
設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

Fax

E-MAIL

意見の対象となる案件

東北電力株式会社 女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉
設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 以下の3件について意見を述べます。

1. 153頁、IV-1.1 事故の想定
2. 425頁、IV-4.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制する
ための設備及び手順等
3. 494頁、V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の
衝突その他のテロリズムへの対応

<内容>

1. 「事故の想定」について、「地震時の原子炉容器内冷却材密度分布の変動に伴う反応度投入事象」及び「LOCA時の緊急炉心冷却水注入に伴う反応度投入事象」の2つの事象が欠落しているので、追加が必要があります。

この2つの事象は BWR 特有であり、注意深い丁寧な検討が不可欠と考えられ、これまでにも、柏崎刈羽6・7号機及び東海第2発電所に関する審査書案に対してコメントを提出しましたが、貴委員会の「考之方」では、納得しきれない理由により、いずれも考慮不要とされました。以下に、理由を付して再度コメントしますので、厳正に検討していただくとともに、判断の根拠となる実証的知見を示して下さい。

(1) 地震時の原子炉容器内冷却材密度分布の変動に伴う反応度投入事象

炉容器内には冷却水と蒸気が混在する BWR では、地震時に、炉心内の減速材である水の密度分布が変動して反応度が投入される可能性があることは否定できません。従って、その反応度の大きさや投入の速さについて実証的な検討が必要とされます。「考之方」では、炉心全体でのスロッシングのような流動振動の発生が必要であると断定して、スクラムが間に合うので著しい反応度の投入はない、との見解ですが、その断定の根拠が不十分です。特に検討すべき地震動は、水平方向に横スリ断層を生成するような変位型の地震動だと考えられます。2016年の熊本地震では中約2m、1990年のアリピノのIVY島地震では中約5mの横スリ断層が発生しています。このような

断崖運動に乗って炉容器が動くと、内部の炉心上下部が炉心内及び炉心チャンセルボツ又圍の水が同一方向に加速度を受けて片方の半炉心側の水の量が瞬間的に増加する可能性があると考えられます。オニに検討すべき地震動は、加速度型の上下動です。炉心チャンセルボツ内にて燃料棒表面から発生している蒸気泡の離脱が燃料棒の上下動によって促進され、流動抵抗が減少して沸きの開始点が押し上げられ、熱水中での突沸や気泡の巻き込みが生じて、水塊が制御棒挿入率の小さい炉心上方へ移動することも考えられます。以上の事象は、流路の複雑さや気液二相流の加振特性などを考慮すると、実験を含む検討が不可欠と考えられます。此、現在までに必要な実証的知見が得られていない場合は、どのような知見を整備することに先行させるべきであり、世界有数の地震地帯における原子力安全を担保するべき我が国の責務であると考えられます。

(2) LOCA時の緊急炉心冷却水注入に伴う反応度投入事象

LOCAが発生し、緊急炉心冷却系(ECCS)による注水が遅れて、燃料棒からのβ線及びγ線による発熱で燃料棒と制御棒が昇温する場合、「考之方」では、制御棒が約 1200°C で溶け落ちる時々の燃料被覆管温度は、伝熱条件やジウロイ-水蒸気反応により 1200°C を大中に上回っているため、炉心の幾何学的形状が維持されるとは考えられない。従って、その時々のECCS水が注入されても著しい反応度が投入されることはない、この見解です。又、DF-4の模擬実験と参照しておきます。

しかし、この見解が当てはまるのは、十分多量の水蒸気の

発生があり、その流動による炉心の冷却や著しいシカロ-水蒸気反応が起り得る場合に限定されたと考えらる。大口径配管破断 LOCA 等で、急速に炉心内の冷却水が喪失する場合、水蒸気の発生が殆ど無い真の空焚き状態となり、燃料棒と制御棒は著しい温度差を昇温し、制御棒が約 1200°C で炉心下部に落下した後、燃料棒はふくみや破裂を生じつつもほぼ炉心の幾何形状が維持される状態がかなりの範囲で起り得ると考えらる。その状態で大容量の ECCS 水が急速に炉心内に注入されると、制御棒が存在するため低水位で臨界になるので、その後の水位上昇による反応度投入率が極めて大きく、ドブロー効果やボイド発生による負の反応度効果が相に合わずに、燃料ペレットの融解温度に達し、水中に噴出した溶融燃料が大規模な水蒸気爆発を生じて大きな破壊力が発生する恐れがあります。福島事故で、消火系統から炉心に注入する冷却水にほう酸を混入したのは、この事態を避けるためだったと考えらる。これを教訓として、全ての ECCS 水にほう酸とあらかじめ混入することは、最低限の安全対策として実施すべきです。なお、ECCS は、破断口からの水の流出を浸蝕して、シカロ-水蒸気反応を抑制しつつ、短時間で炉心を再冠水させる能力を持つています。また、DF-4 は、水蒸気による冷却が存在する条件下の試験を思っています。

2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するため、放水設備などと装備するとされていますが、その保管する個数や作動に要する時間等が記載されていないのみであり、その効果は

関する評価が示されていません。重大事故時に公衆の放射線被曝を低減する最後の砦のはずですから、最も厳しい事故条件と気象条件を設定して、公衆被曝の上限値等と評価するには、貴委員会が最終的な使命だと考えられます。この評価結果が示されてこそ、国民は当該施設の立地の肯否を判断し、あるいは、地方自治体が避難計画を作成する際に実効的な住民の被曝低減策を検討するための指標とすることが可能になると考えられます。この評価結果を、審査書案に付録のような形で追加していただくようお願いします。その評価では、気象条件として、接地逆転層を考慮に入れる必要があります。というのは、被曝量が最も大きくなり、年間発生日数が^(注)2割にも及ぶ高頻度にも関わらず、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」では考慮の対象からはずされていると考えられるからです。

(注) 横濱市での測定例

3. テロリズムへの対応については、まず、悪意を持った集団や国家が標的とする可能性の高さ、せい弱性が大きい、かつ破壊効果の大きい設備を選定することが重要です。その最たるものは炉心ではなく、使用済燃料プールだと考えられます。この設備は炉心の数倍も放射線物質を内蔵しているにも関わらず、原子炉建屋の最上階に位置して、上方からのテロ攻撃に対して薄い天井のみが存在する極めてせい弱な状況にあります。テロ対策と実効性のあるものとするため、この設備を特定して、破壊を防止するための設備対応と事業者に取り組みさせる。

(以上)

1225F4

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」
に対する意見書

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する意見書

意見/理由

<該当箇所> 499頁 審査結果

<内容>

今回、女川原発2号炉は「原子力規制法」に適合しているとの発表があったわけですが、適合イコール安全といえるのか、疑問です。

以前、規制委員会の委員長が「審査適合」は「安全性を保障するものではない」と話すのをきいたことがあります。

新聞では事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型の女川原発の審査合格、と大きく報道していた。福島第一原発の事故原因の解明がなされないうちに、女川原発の「審査適合」をだすのは納得できません。

私は、審査には、安全であることを最優先にすることを望みます。

女川原発が設置されている牡鹿半島の道路事情を考えると、過酷事故がおきた際の避難経路の確保は絶望的と言える状況です。

これまでの規制委員会の審査において、住民の避難について審査対象にしなかったが、住民の生活が安全かどうかは大きな審査対象であると思う。

その観点から、今回の審査合格は不十分と思われます。

1225F5

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 > 福島第一原発事故の原因究明とシミュレーション(CBWR)の
女川原発の審査が十分に実施されているのか。
事故が起きたらどうなるのかという情報を提供している
という。原発セコロの日本に付いてある

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号： 03 - 5114 - 2179

郵送先： 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先 電話	

1 / 2

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32頁

< 内容 >

女川原発は東日本大震災以前も大きな地震に見舞われており、多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備、機器類の被災の検証も不十分です

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499頁

< 内容 > 後、女川原発が重大事故を起すおそれにより運転が終了を迎えるとして、処理方法の「核のゴミ」を増やさない、次世代に膨大なコストを要する。再稼働の止めをすべきである。審査書案には何と述べているか
いなり

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 > 規制委員は「原子力災害対策指針」を策定して1070から、審査では指針に基づいて、策定された自治体の避難計画の実効性を全く検討して117011。短時間で広がる放射能への迅速な対応、地帯送電中、にわたる広域的な避難行動は、国の責を正しく統括すべきである。この審査書では上記について全く触れていない。福島原発事故が全く教訓化されて117011と云える。再稼働時事故(人災、天災)に際して住民に深刻な被害を及ぼす恐れがあり、看過することはできない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 > 女川原発2号機の安全対策費は3,400億円以内、全国一コストの高い原発と認識されている。また、今後5年以内、特定重大事故等対策施設」の建設を義務化されている。総合大学の大島塾一教授は、女川原発2号機を再稼働した場合の発電コストを独自に試算した結果、1キロワット時あたり18.6円と石炭火力やLNG火力を上回ると言及し、評価対象の全国29基中最も高いと述べている。経済性の観点から再稼働するべきではないことは自明である。再稼働は東北電力の経営を圧迫するだけでなく、消費者にツケを回すことになる危険性がある。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 33頁

< 内容 > 女川原発は東日本大震災で被災した特殊な原発であり、県の「女川原子力発電所2号機の安全性検討会」にて、再稼動に耐えられるかどうか繰り返し議論になっている。しかし、審査では議論の原子炉建屋の剛性の問題を中心に、設備・核種類・計測類の被災の検証と安全性の検討が十分に行われていない。地震多発地帯にある女川原発2号機の再稼動に不安を抱いている県民が多いことを再提起する必要がある。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	電話
	FAX
	メールアドレス
意見/理由	該当箇所 頁 行目
<p>◎女川第2原発は廃炉にして下さい。(意見)</p> <p>(理由)「事故が起きれば仕事どころか住む場所さえなくなる。原発はいらない。女川町に住むカキ養殖道を営む方の発言です。事故が起きなくとも何万年以上何十万年以上も放射能の消えない、人間の手におえない核廃棄物がふえ続けます。原発は直にやめて下さい。日本のエネルギー政策としては石炭も望みとする事。選択肢としてはもう、自然エネルギーしかありません。税金は自然エネルギーのため使い、一日も早く自然エネルギー100%を実現して下さい。九州では電力があまって自然エネルギーの発電を止めて原子力発電を動かしている」と報道されています。女川原発は2011年3月の東日本大震災で被災した原発です。震源地に最も近い原発です。強い激震によって女川第2原発の原子炉建屋には1130ヶ所のひび割れが見がっています。福島第1原発は収束しておらず、ますます困難な状況に陥っています。このような危険な原発で発電してはいけない。原子力規制庁が審査しても信用されません。審査しても安全は保障出来ないからです。なぜ危険な原発を動かそうとするのか？ 答えられますか。新規制基準の「適合」による原発再稼働は多くの危険被害が起ると予想される。女川第2原発は廃炉にして下さい。</p>	
	2019.12.24(日)

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1225F9

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 頁
< 内容 >
福島原発で避難し、もどかないお年寄りなど、どう思われますか。 対応もできず、ヒビい、ほわの女川の原発、再稼働 絶対 やめて下さい。 避難方法も十分には、ありません。 日本は地震国です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 > 福島原子力事故から8年経っているのに廃炉はまだ原因究明できておらず、誰の責任ととっている。住民は今の地元に帰らず、このような状態で再稼働など言語道断。明らかな原因究明をすること、"絶対に事故は起きない"の迷信から学ぶは福島事故で"絶対に安全"とかが証明されたので再稼働はありえない

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1225F11

**「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙**

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 82頁

行目

防潮堤が壊れた場合を想定したの対策はとられているのか。津波が何波にもわたって襲来し、東日本大震災では、岩手県宮古市田老の防潮堤が粉みじんになるなど想定外の事象が起こったが、それらの知見はいかされているのか？ また、あらゆる可能性を排除しないことを考えれば、停泊する燃料等輸送船も漂流物と考えるべきではないのか。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

**「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙**

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 110頁

行目

女川原発の半径30km付近に自衛隊松島基地があり、以前にはブルーインパルスが牡鹿半島に墜落したこともある。また、将来、最悪のテロとして、ミサイル等の高速飛行物体の意図的落下も考えられ、これを「設計上考慮する必要はない」とはいえない。

**「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙**

住所			
氏名			
連絡先	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	152頁	行目

住民の被ばくを前提とした女川原発の再稼働は認められない。原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv」と決めてあった「原子炉立地審査指針」を、今後は適用しないと決められた。福島第一原発事故で、立地審査指針の約1000倍の被ばくがあったため、適用を続ければほとんどすべての原発が立地を失うからである。立地審査指針に代わるものが制定されていないため、住民の被ばく限度が無くなっている。女川原発ではフィルターベントともに、直接ベント管も温存される。立地審査指針の事実上の廃止と、「止める、冷やす、閉じ込める」から「止める、冷やす、放出する」への転換は、制度の改悪である。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

**「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙**

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 152頁

行目

何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。規制委は、「原子力災害対策指針」を策定しているが、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっています。IAEA（国際原子力機関）で採用されている「深層防護」の考え方によれば、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされています。本当に住民の安全を確保することを再稼働の前提条件とするなら、アメリカのように周辺住民の避難計画を審査対象とすべきです。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時に住民の深刻な被曝を回避することができない場合に規制委は稼働を認めない措置をとるべきです。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

**「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙**

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

該当箇所 395頁

行目

意見/理由

つぎはぎだらけの対策では女川原発の重大事故は防げません。新規制基準は、欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているコアキャッチャーを要求しておらず、「世界で最も厳しい水準」(安倍首相)どころか、世界のレベルには程遠い。女川原発では、コアキャッチャーに代わる熔融炉心対策として、格納容器下部に水を張って熔融炉心を受け止める「対策」がとられることになっているが、これは安全どころか水蒸気爆発を招いて東日本壊滅の事態を引き起こす懸念がある。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

**「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙**

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 494頁

行目

規制委員会は「テロ対策」等の実施を審査後5年以内と認めるのは何故か？ 5年間テロや重大事故等
が起らないという保証はどこにあるのか。せめて、「特定重大事故等対処施設」（いわゆるテロ対策施
設）の速やかな設置こそ、原発再稼働の前提条件とすべきです。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

**「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙**

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 499頁

行目

原発は、もうビジネスとしても成り立たなくなっている。女川原発2号機の安全対策費だけで3400億円かかり、全国の原発で最もコストが高いという計算もでている（大島堅一・龍谷大教授の試算）。果たしてそれで収まるかどうか不確定の上、今後、再稼働から5年以内に、「特定重大事故等対処施設」（いわゆるテロ対策施設）の建設も義務化されていると同時に、処分方法の決まっていない「核のゴミ」など経費を考えると、女川原発はもはや完全にコストパフォーマンスを失っている。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 2頁

< 内容 > 女川原発は東日本震災はじか何度か巨大地震に見舞われた被災原発多数のヒビが入った遺産の剛性低下、設備機器類の被災の検証も不十分だ
意見として、
女川原発は東日本大震災又巨大地震(宮城県沖地震)に見舞われた被災原発である事
将来福島第一原発事故の二の舞になる事も予想されなくも女川原発をなぜ再稼働
させるのか?
再稼働を考えている者に実際被災された他の地方に現在も避難生活とされている
被災者と一言者に生活して生活して見てその苦しみと平気で見ては如何なのか?
私は福島第一原発の二の舞をふみたく無い者として、女川原発再稼働には絶対反対
心で強く書いていたの、絶対反対の再稼働

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

ニ度と福島原発事故を起すまいと努力を怠らぬことを望む。誰れも原発事故の責任を取らぬのはおかしい。

< 該当箇所 >

< 内容 >

① 160A-Z... 福島原発事故の原因が「BWR型」の女川原発の調査が十分で「安全」でない。

② 395A-Z... 新設計基準で「300A-Z」を要求している。福島原発下部に木を張って「燃焼炉」対策を「500A-Z」で「これ」は、木蒸気爆発を招くでしょう。

③ (11A-Z, 48A-Z, 32A-Z)... 女川原発の土地は、巨大地震の震源に近いが、基本地震動「基本津波」十分とは考えない。女川原発は、地震と津波の対策・設備・機器の検査が不十分だ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきます。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1225F14

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 152 頁 行目

<内容>

避難計画は実効性のない机上のプランと
なっている。

避難者の受け入れ自治体は「複合災害」に
ついては想定外としている。

3月11日からは、女川原発において火災もあ
っている。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発は核のゴミを増やすだけだ。再生エネルギーの開発・普及に力を入れるべきである。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<p>に投資がなされてきた</p> <p><内容> すでに老朽化が進んでいる原発の再稼働は絶対反対 事故が起きない以上はこれ以上かかるコストは再生可能エネルギー</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発は東日本震災はじめ何度も巨大地震に見舞われ
た「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備
機器類の被災の検証も不十分です。又、女川原発の立地は
巨大地震の震源域に近いです。地震・津波の予測には限界が
あります。策定された基準地震動・基準津波で十分だとは
言い切れません。又、何故住民の「避難計画」を審査の
対象としないのでか、避難計画の責任は自治体に押し付け
らる。およそ実効性のない机上のプランとなっています。
再稼働ありきの女川原発は絶対に許せません。絶対に認めるわけには
いかないです。強く反対です。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 33頁と150頁 行目

- 女川原発はスリで被災した原発で、これまで県の「女川原発2号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に附えうるか、再々議論となってきました。又、東京電力が1号機と同じ「沸騰水型炉」であることから、今後、同様の巨大地震、大津波が発生した時、どんな状況が起きてしまうのか、とても不安です。原発に想定外の言い訳はないと思います。
事故

該当箇所 152頁

- 住民の「避難計画」を審査の対象から外す事は無責任です。住民の安全が最優先で審査される事が一番大事な事なのに、自治体に責任を押しつけるなど、まず「再稼働ありき」の姿勢は、理解できません。福島第一原発事故の様上、誰も責任を問われたい事態は、考えられな事です。
広域避難のあり方も含め、完全に対処できないのであれば、規制委員会には、稼働を認めないで下さい。

意見送付先 住所 〒106-8460 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-6114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 様 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出について

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 152 頁	
< 内容 > 何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのですか。 避難計画の責任は自治体に押し付けられ、おぼろげな実効性のない机上のプランとなっている。 女川原発が重大事故を起こさず、運転終了を迎えたとし、処理する方法がない「核のゴミ」を増やさず、原発はもうビジネスとしても成り立たなくなっているのに、何故、2号炉の設置をするのですか。再生可能エネルギーの開発、普及による希望ある未来にしてください。	

1225F20

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁

< 内容 >

「原子力規制委員会は「原子力推進委員会」であり、
東日本大震災の最大の教訓は、「人類は原発は其
意のままに」といふことです。女川原発再稼働
を承認することは、「新しい安全神話のく
り」にすぎません。人類を苦しめる原発には
絶対反対です。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

03 5114 2171

原子力規制庁 審査グループ実用炉審査部門 様

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

意見 / 理由

- 何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に任せ、実効性の高い机上のプランと付添い、住民の安全確保が再稼働の前提条件^{なら}、避難計画を審査対象とすべき。(152P)
- 水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料での審査は無効。(392P)
- 事故時に、道路が寸断、救急バスが来ない、人が来ない、放射能が強い等々の問題発生は予想できる。避難できなくする(499P)
- 原子力規制庁の職員は、電力会社や原発関係企業からの出向取組で占められており、中立・公正な原子力行政は期待できない。(関西電力のやみ献金ほか)(499P)
- そもそも原発は、動かしても作っても、「核のゴミ」を増やし続ける。それを処理する方法がない。それだけを見ても、原発を作り、動かす事は許せない(499P)
- 規制委は、審査にあたり、「原子力災害対策指針」に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性を全く検討していない。

REC

IAEAで採用している「深層防護」の考之方では、原子力規制料関による緊急時計画等の整備が必要とされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、広域的な避難行動は国が統括すべきである。

重大事故時、住民が深刻な被ばくを回避できない場合、規制委は稼働を認めない措置をとるべきである。(152P)

- 国が原発に固執している事が「間違」である。「原発ゼロ」法制定し、再生可能エネルギーにシフトする事が、国土の破壊を減らし、国民の健康をまもる。税金のムダづかいを減らす。医療費も減らす良策である(499P)
- ほぼ10年も止まった原発を動かす経験者や技術者が東北電力に居るのかどうが心配。(6P)
- 福島第一原発事故の原因究明ができてないのに、同じ沸騰水型の女川原発の審査が十人中七人ばかりは、再稼働OKの答を出するのは、間違である(150P)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

未来の子供たちに どれが責任をとるのでしょうか?
原子力規制委員会の一人一人が責任をもって
くれるのでしょうか? 何処に何を移しても
危険は変わりません。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 突用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2179

1225F23

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所 〒

氏名

連絡先 電話

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見・理由

はじめに、「科学的・技術的意見のある方」へのコメントが求められていますが、これまで専門家の方々や、日本政府が科学的・技術的に安全であると推進してきた原子力発電所が、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災において、福島第一原子力発電所はメルトダウンを起こし、周辺住民の故郷を奪ってしまいました。福島第一原発の事故は「想定外」のことだと繰り返し説明されてきましたが、自然災害が想定範囲内で起きると言い切れるものでないことは、この間の相次ぐ災害によって明らかになっています。この事故の原因究明も事故処理もめどが立っていないにもかかわらず、そして今なお避難生活を余儀なくされている方々がいる中で、同型の「沸騰水型原子炉」の再稼働を認めるということには絶対に許すことはできません。また福島原発の事故後の汚染水処理対策や放射能廃棄物の最終処分場も確保できない中で、なぜ再稼働させるのか、誰がどうそれらの責任を取られるのでしょうか。この間福島原発の事故でも、電力会社や政策を推進した政府、誰一人として責任を取られる方がいない中で、再稼働の結論はあまりにも無責任ではないでしょうか。

よって私は技術者でも科学者でもありませんが、この規制委員会の審査書案に以下の意見のとおり反対します。

①「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できません。

新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して 3Sv、全身に対して 0.25Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」(1964 年制定)の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム 137 で 100 兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再

稼働はあり得ず、廃炉が必然であると考えます。

②東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していません。

女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉(BWR)であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえることが必要不可欠です。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられるのではないのでしょうか。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきではないのでしょうか。急いではことを仕損じます。

③新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず、周辺住民は不安大です。

新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきです。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い地域です。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されています。

また、11月12、19の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されていました。

住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要不可欠であることはいまでもないことです。

④女川原発は地震による負荷を受けた被災原発です。

女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」です。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準値震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘(東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学)もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではありません。

国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6~7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも大きな問題です。

先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となりました。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題であり、次の巨大地震などで、同じように耐えられののかも疑問です。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

福島第一事故の再現は正しいとの見解はどうか？
それらのものを再検討を促すに役立ちたい。

反対

再検討 反対です。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p><該当箇所> 頁 行目</p> <p>危険な場所に建つ危険な原発はこわい</p> <p><内容> ぎっつエネルギー「なんでもなんでもい</p> <p>福島のことなんかはいいかい</p>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原案はいろいろ福島1号炉に比べて
 手厚いけれどもおかげで
 どうするのですか、厳しく対応です

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、添付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

福島原発事故の善処処理も終了していない、この先何十年かかかるかも

<内容> わからない状態を再稼働させるなんて考えられない

不承に付して不承を認めるよりなごはもうこれ以上はやらないでF30

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 原発は、なくても需要は足りているので
危険は原発はいらない。福島がまだ解決もしていないのに女川の再稼働は絶対に許さ
せん!!

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 32頁 行目

<内容>

女川原発は東日本大震災をはじめ何度も大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器の被災の検証も不十分だ。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことができますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

1225F31

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 27頁 III-1. 1 基準地震動

< 内容 >

意見 東日本大震災を踏まえて580ガルから1000ガルまで引き上げられタ基準地震動では極めて不十分です。少なくとも5000ガルまでの耐震仕様を、建物だけでなく配管等すべての設備まで行うこと。不可能であれば一日も早く廃炉を勧告することを求めます。

理由 私自身が3.11 東日本大震災で体験したのは、2983ガルです。さらに2008年6月には宮城内陸地震で4022ガルも体験しています。今日、民間の住宅メーカーでは、既に5000ガルに対応できる住宅ができてきています。将来起こる地震の大きさは、この栗原だけでなく女川原発においてもその規模を超えることは十分に予測できることです。

福島第一原発のメルトダウンの原因に関しても、津波による電源喪失以前に、地震によって引き起こされたという指摘が、元東電社員の木村俊雄氏等からされています。「炉心を困るように配列された配管が破損した可能性が濃厚」としています。

福島原発と同じ沸騰型の女川原発でも、私たち栗原市民が体験した3000～4000ガルもの地震になれば、ひとたまりもありません。これは、再稼働していなくとも現時点でも存在する危険性です。

5000ガル以上の耐震仕様を建物と配管等のすべての設備に行うことは、長期の期間と、天文学的な費用がかかり不可能だと思われます。一日も早く廃炉を勧告するよう求めます。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
御中
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11 頁
48

< 内容 > 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。策定された基準地
震動・基準津波で十分だとは言いきれない。

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 > 住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は
自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。
近隣の石巻市の住民の事を考えているのか。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1225F33

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	
<該当箇所>	頁
<内容>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(1) 「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できない

新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して3シーベルト、全身に対して0.25シーベルト」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」（1964年制定）の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然である。

(2) 東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していない

女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえる必要がある。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられる。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきである。

(3) 新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず不十分である

新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきである。女川原発は、村鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されている。

また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されている。

住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要であることはいうまでもない。

(4) 女川原発は地震による負荷を受けた被災原発である

女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」である。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準地震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘（東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学）もあることから、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではない。

国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも問題だ。

先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となった。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題だ。次の巨大地震などで、同じように耐えられのかがも疑問である。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

先の東日本大震災による東京電力福島第一原発事故で、福島より100キロ以上も離れた当地（加美町）では、事故後8年経過しようとしている現在でも、いまだにセシウム137に汚染された400ベクレル以上の牧草約4000トンが、仮置き場や農家の空き地に放置されたままである。

これらも含め、私は以下の観点から再稼働には反対である。

- 1、 大規模災害の多発など気候変動の激化。
- 2、 原発の安全神話の終焉。
- 3、 立地自治体への補助金・交付金漬けの弊害。
- 4、 使用済核燃料処理の問題。
- 5、 指定廃棄物最終処分場建設の問題。

福島第一原発事故の賠償や事故処理費用の顛末を見ると、東京電力だけでは賄い切れず、多額の国の税金をつぎ込み、さらに総ての費用を電気料金に上乗せしている。

東北電力は女川原発再稼働の審査基準をクリアするために、多額の資金（3400億円）をつぎ込んでいて、石油や石炭燃料による発電の是非を巡り、先日のKOP25で不名誉な「化石賞」の根拠とするCO2軽減のため、産学へ再生エネルギー発電のリチウムイオン蓄電装置の研究開発に投資すべきである。

県議会の住民投票条例案の否決も含め、県民の思いが通じない原子力行政に苛立ちさえ覚えている。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

- ※ 電源三法とは 電源開発促進税法・電源開発促進対策特別会計法・発電用施設周辺地域整備法の総称
- ※ 電源三法交付金（原発一基について、建設から営業運転開始までの10年間で449億円が立地自治体に交付され、その後も交付されているという）
- ※ 電源開発促進税（標準家庭で月額約110円が電力料金の中に組み込みこまれて、国税として上記の電源三法交付金となる）
- ※ 使用済み核燃料処理費用（使用済みプルトニウムやウランの処理に関する費用として電力料金に付加されている）
- ※ 再エネ発電賦課金（太陽光発電の買取り価格の差額分を、売電に関係ない一般消費者が負担させられている）
- ※ 原子力損害賠償保険機構負担金（同制度は11年の東電福島第一原発事故以降設立、膨大な損害賠償を引き受ける損保会社が存在しないため、原発がない沖縄電力を除く全国の9電力会社が加入、標準家庭で月額65円負担させられている）
- ※ 電力料金の設定方法（総括原価方式＝コストに一定の利益を上乗せする方式）
- ※ 電力会社の原発立地自治体への補助金漬けの常態化

参考文献

- ※ 「東電国有化の罠」（組織を守って、国を滅ぼす）経産省・財務省・政治家・銀行の実態に迫るノンフィクション、町田徹著 ちくま新書、【日本を破綻させる組織の「正義」】財務省「金は貸しても、与えない」経済産業省「自分たちのエネルギー政策に誤りはなかった」政治家「世論の批判を自分たちに向けさせない」東電「責任を負うのは国である」銀行「貸した金はなんとしても回収する」
- ※ 「日本はなぜ脱原発できないのか」「原子力村」という利権 この国に巣くう巨大な「ムラ」の正体産官政学……そしてマスコミ 小森敦司著 平凡社新書 日本の「原子力村」は、電力会社ばかりか、産業界・財界・官僚・政治家・学者・さらにメディアも含む巨大で強力な「原子力複合体」とも言える。こんな「原子力村」は他国に例を見ない、いまの安倍政権は、原発再稼働路線を歩んでいる。脱原発を求める世論が多数を占めているのに、脱原発に舵を切ることはない。それは、強大な「原子力村」が事故後もたおれず、そこにあるからだろう。原発のない社会を目指すのであれば、この「原子力村」の姿を正しく知らなければならない。－「はじめに」より抄録

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

再稼働については「想定外では」と言うことがない様に、常に最悪の事態を想定し、緊急事態と目処できる様、事前対策、避難道路の確保（冠水、土砂崩れ）などができなければ再稼働はできないと思います。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- ・台風19号の際は、17時間も孤立状態になった
 女川で"どうやって避難できるか?"
 規制委員会は、避難計画の現実性を念めた
 型で審査してほしい。
- ・事故がおきた際の責任の所在、被害者への
 保障も万全ではなく感じる。
 再稼働は現状、まだ"まて"はない。

FAXは03-5114-2179へ

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	人間か いいですか!! どんなに基準を設けても、自然の力の前では無いです!! この地球上で放射能よりゴワイものはありません!! 私は、原子力でつくられた電気を使いたくありません!! 東北電力様、お願いです...
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	再生可能エネルギーに100% シフトチェンジしてください!!

美しい宮城の自然、豊かな食べ物、きれいな水をこれから生まれてくる宮城の子ども達に残しましょう!!
 お願いします!! 女川原発再稼働、反対です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:
03-5114
-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11, 48 頁

< 内容 > 32.

地震・津波による被災地で「原発」をどう考えようか。

危険な「原発」以外に発電をくする安全な方法日本の技術で出来る
のには何故してやるのか？

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 42, 150頁

< 内容 > 人為的ミスとある

一度事故が起きたら人間の手にコントロール出来ない

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 美用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島第一原発事故は地震・津波が引き金にわたったため規制委員は自然災害の想定を大幅に引き上げた。女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海沿いの震源域に最も近い原発であり、また、過去の事故への不安が大きい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1226F5

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 AX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 頁 行目

- 女川原発 2号炉の再稼働に反対です。
- ① 女川は日本海溝沿いであり、巨大地震の懸念が、大津波に合し危険性が大きい。
 - ② 原発稼働電力会社の 12 年体制から 7 年体制への移行に伴い、信託性が危惧される。
 - ③ 被爆線量の拡散予備や避難経路の索定に重大な落ち度があり心配である。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

該当箇所

頁

行目

意見/理由

●日本の規制委員会は何故「避難計画」を審査しないのですか？。本当に住民の安全を確保することを再稼働の前提条件とするなら、アメリカのように周辺住民の避難計画を審査対象とすべきです。

●日本の規制委員会は「テロ対策」の実施を審査後 5 年以内とするのは何故ですか？ 5 年間テロに合わない保証はどこにあるのでしょうか。「テロ対策」こそ、原発再稼働の前提条件とすべきです。

●被災原発の再稼働の場合、本当に不具合がないかどうか、点検だけではなく、試験運転する必要があるのでは。再稼働したら怖くて眠れない日々が続くでしょう。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。

1226F7

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

< 女川原発を再稼働について >

- ① 福島事故に対する検証が不十分であり、
- ② 福島事故が地震と津波の複合的災害という点もあろうが、事故の原因の複合的災害に対する対策が新規制規準に不十分。
- ③ 住民の避難生活に対する計画を自治体任せは善悪なし。
- ④ 東北電力に対するリスクを認め、しっかりとした対策がない限り再稼働は中止こそ最善。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

該当箇所

頁

行目

意見/理由

●原発が稼働すれば、1 リットルの水で6 万ベクレルまでトリチウムを海に放出することが許されています。トリチウムは「膀胱癌」や「前立腺癌」の原因です(イギリス王室医学院)。また貝や魚で3 千倍濃縮されます(イギリス食品基準局)。カナダではトリチウムの放出でダウン症の患者が8 割増えたことが確認されています(カナダ原子力委員会)。

●再稼働に 3400 億円もの費用がかかるため、女川原発の発電単価は上昇しています。経済的にも意味のない原発再稼働を許していいのでしょうか？。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。

1226F9

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > Page頁

< 内容 > ① 巨大防振塊直下の地盤改良と地盤工事を本並 意図するものか？
 以下7つの点の地盤改良が得られるのか、検証をせよ
 審査は終了か(42P)

② 福島第一原発事故の原因究明が不明確なため、同様の対策
 (BWR) が必要か、審査が充分に実施されたか。(150P)

③ 水漏れ対策に関する実験データを改訂して資料を添付して審査は
 無効。とりやめすべき。(39P)

④ 防振対策を5年間の標準(仰角)で5年合理的理由がある
 間隔に合致する保証はどこにあるか(49P)

⑤ 30センチをなせ指標はないのか？(50P)

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> P.499 頁 行目

<内容>

原燃を動かせば、必ず「核のゴミ」が発生するが、その処理メドが全くなっていない!

FAXは 03-5114-2179 へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 11頁 ~~48~~ 行目

<内容>

また福島の際のように
女川原発で事故が起きるかもしれない。
あの時は放射線量そのことを考えれば息を止める必要が
たべものも安心して食べられてた。T2。
安全でたべものをたべたがまた使われてるのか。
中止してほしい。

FAXは 03-5114-2179 へ

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査審案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

私考シンドロームの連鎖が人間社会動物の心理

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査審案

意見/理由

原子力発電事故が人間社会と共存何(致し得る)を考へた
< 該当箇所 > 人の心理意不道路状態をへるのあり何自機出動せざるや乗車下
< 意見 > 国民の安全安心を地域毎説明しこそ人の命を守らる
動物養育の生命守らる人間と共存ストップするとき日本経済はガツラは
橋はボロ和、1千北越之る国債人口減少割合著すお金の難い様ぐ
人間生まれの事現金持た先人がどう以策をたは互国を大私
國也は事か尸史を知らることも、遣人は上々の人にも下の我等に数
の言葉は菩提生之れ金は賸かないやめ

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁
152

< 内容 >

- ・福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。
- ・何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。
避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F14

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発の再稼働に反対します。理由は、

「いったん事故が起こったら、逃げられない」機械設備であり、地域であるからです。

宮城県では、半径30キロ圏の地域で、原発事故の避難を計画しているようですが、数十万人単位の住民が、1-2時間で、30キロ圏外に逃げられると思っているのでしょうか。行政に携わる人たちの能力と意識を疑います。しかも、原発事故が起こってから数秒単位で、人間や動植物、空気、土地、水、などなど、地球を構成するすべてが汚染されます。

数秒単位で避難できないことは明らかですが、24時間単位でも、全員の避難は不可能です。女川町の人たちで、健康な人、障害のある人、高齢者、要介護の人、幼児・児童・子どもたち、働いている人たち、全員が避難できるわけがないです。2011年3月11日の大震災を考えれば、自明のことです。こんな非科学的なことを考える行政マンや政治家は、仕事をする資格も責任もないということです。

女川原発再稼働には、絶対に反対です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 突用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発の再稼働に反対します。理由は、

そもそも原子力エネルギーという、人間には「まだ制御しきれない」かつ「いったん事故が起こったらヒトの遺伝子まで破壊する」ものを、「発電設備として稼働させるのは、非科学的だということ」です。

その一番の証拠は、「廃棄物を処理できない」「トイレのないマンションを拡大する」ことです。放射能汚染物を海に放出したり、空中に放出したりする、「地球を丸ごと汚染する行為」は、人間のなすべきものではありません。

現在でも、地球、海洋ではプラスチックごみの汚染、重金属の汚染などで、貝や魚の生態系が破壊されています。もちろんそれを食べている人間も、生態系が破壊されている「はず」です。「はず」というのは、破壊の実態が、またまた明らかになっていないだけなのです。すでに生殖系の遺伝子や染色体の異常などが少しずつ指摘されています。

地球や生態系を破壊する原因となる、女川原発再稼働には、絶対に反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

村田町の「かわら版」 第371号

2019, 12, 26

発行責任者

女川原発2号機 規制委員会が「新基準」適合
パブリックコメント

「避難計画」が審査の対象になっていない、そんなものを「審査」と言えるのでしょうか？福島原発事故、双葉病院の避難の実態を見れば、そもそも、「避難」など論外です。海外では、発電所が完成しても「避難計画」ができず、稼働を中止したところがあるではありませんか。過酷事故を起こした日本が何の反省もなく再稼働など、とんでもない！到底「先進国」とは言えません。

〔(福島原発)事故直後の3月29日から5カ月と5日間、内閣官房参与を務めた原子力工学の専門家〕田坂広志氏の著書「官邸から見た原発事故の真実 (これから始まる真の危機)」(光文社新書)から引用します。(「かわら版」第352号 2019 2.21)

「首都圏 3000 万人の避難」という最悪シナリオ

端的に言えば、「最悪の場合には、首都圏 3000 万人が避難を余儀なくされる可能性があった」ということです。(23 ページ)

端的に言えば、「福島原発事故は、幸運に恵まれた」というのが、現実のその危機に対処した人間の実感なのです。(32 ページ)

… たしかに、原発事故という「最悪の事故」は起こった。しかし、幸運なことに、それが「最悪の最悪の事態」にまで行き着くことなく、収束に向かうことができた。… あの後、水素爆発も起こらず、再臨界も起こらず、ふたたび地震や津波に襲われることなく、原子炉と燃料プールの構造も崩壊することなく、事態は、収束に向かうことができた。(252～253 ページ)

我々が、もし本当に「未来への希望」を抱きたいと願うならば、その前に、我々がやるべきことがある。

「過去への深い反省」(257 ページ)

あの日から間もなく8年になります。原発事故は、ますます風化が進み、まるで「あったことが、なかったこと」にされてしまったかのようです。

いち早く、ドイツやイタリアは脱原発の道を歩み始めました。一方、事故を起こした当事国・日本は、再稼働の道を歩んでいます。結果的には失敗しましたが、原発輸出の政策さえおし進めようとしてきました。正気の沙汰とは思えません。

誰が考えてもわかることです。国民の代表である総理大臣や国会は、どうしてわからないのでしょうか。各種世論調査でも国民の大半は脱原発を望んでいます。どうしてその「国民の意思」を尊重しないのでしょうか。「民主主義ってなんだ?」と言いたい!

福島県では、200人を超える子どもたち・若者が、甲状腺がん・がんの疑いありの「県民健康調査」の結果が出ています。福島県外でも16人とのこと。その中には、丸森町の2人も含まれています。白石や角田は大丈夫なのでしょう。

県内各地で市民による甲状腺検査が行われています。いずれも予約でいっぱいのようなようです。県からは何の補助もありません。

ちなみに、自主避難した人たちは、唯一の支援・住宅補助がこの8月で打ち切られるようです。国からは何の補助もありません。自暴自棄に「棄民政策」と呼ぶ人もいるそうです。

これが自由と民主主義を標榜する先進国の実態です。

※12月26日、原子力規制庁原子力規制部審査グループ実用炉審査部門へ
FAX (03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>川柳 2句 トイレなき 溜まる一方 核のゴミ、 臭いばかりとあるんが 核のフン</p> <p>原子力規制委員会が「女川原発 2 号炉新規規制基準適合」として審査書案を公表した。私はこの決定に <u>反対の意見</u> です。</p> <p>理由、原子力規制委員会は公僕として(権力を行使する者として)国民の命と財産を守ることに公務員の特権がある。(その心情は、理想とは程遠い存在が散見される)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女川原発は 3.11 の大震災時、5 系統の冷却水ポンプが故障中、4 系統が破綻している。原発「安全」といって構造的な事故の大半が誰が責任をとったのか! このようは不信を国民に持たせるとしては、国家が腐敗する。 2. 「避難計画」を審査対象にすべきです。高齢者、障害者などのはじめの周辺住民の安全は確保されべきです。向題を解決 3. 使用済核燃料、狗島の事故による汚染水の処理問題は「解決」していません。子孫に負の遺産をいれたい工程はいつまでいけるか。 			

何処エネルギーに転換しよう。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-6114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1226F18

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所

頁

行目

川柳 2句

トイレなき、溜まる一方 核のゴミ、

臭いばかりとあるんが 核のフン

原子力規制委員会が「女川原発 2 号炉新規規制基準適合」として審査意見を公表した。私はこの決定に 反対の意見 です。

理由、原子力規制委員会は公僕として(権力を行使するのではなく)国民に奉仕する者として公務員の務である。
(国民の感情は、理想とは程遠い存在が敬見される)

1. 女川原発は 3.11 の大震災時、5 系統の冷却水ポンプ 70 台線中 4 系統が破損している。原発「安全」といって構造的に女川原発の事故で誰が責任をとったのか! この様な不信を国民に持つことは、到底が無意味。
2. 「避難計画」を審査対象にすべきです。高齢者、障害者をはじめの周辺住民の安全は確保されています。
3. 使用済核燃料、狗島の事故による汚染水処理問題は「解決」していません。子孫に負の遺産を、これ以上押し付けは、いかせん。

何照エネルギーに転換しよう。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか 1 つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1226F19

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島原発事故における廃炉の処理の見直しも、困難な
問題が解決していないこと
私々多くの人のほうでは時間の喪失と痛みを償うことが
できていない
このような現状では、再稼働を認めないことは正しい

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

<内容> 後世の世論調査で多数の国民が再稼働に反対している。福島の原発事故の被害が不可能ではない。と述べている状態の事を不安以外の何かを言いたい。処理方法の件「稼働」を確かな理由が反対。後世に責任を自分で負う事は出来ず。全世界の趨勢は原発ゼロ法を制定して再生可能エネルギーの開発普及に努めよう。来世に先世を叩く。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島原発事故の原因究明がなされていない。同じ沸騰水型であり女川原発の審査が、安全を保障できるようにしてほしい。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

NO. 0465 P. 1

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

異議あり。反対。

そもそも規制基準自体が、前田中規制委員長が「基準に合格したから」として安全を保障するものでは無い」と述べているようなものであり、^{自らが}たとえれば、~~規制基準そのものを~~ 国民の安全、世界、地球全体の安全を保障する基準に~~（これを）作ることは~~ 作ることは~~規制委員会の任務~~ 規制委員会の任務でしょう。真心原発事故が起これないような基準を作りなさい。
^{これを世界中が認めよう}

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 - 5114 - 2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

2019年12月26日 11時10分

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 1 / 頁 48 行目

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動基準津波で十分とはいえない。

世界眺にみても、地震帯(環太平洋)に日本は入り交り、その上に plant が建っている。ヨーロッパは、地震帯の上ではない。何を考えるのか?、もうけはか? 考えるのか?

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > P152 頁
< 内容 > 住民の避難計画について 実行不可能な机上の計画が作られている 交通渋滞とスクリーンで避難所へ行き着けず、人命にかかわる 事態が予想される。原燃の評価としては、設備・機能の安全性と 健全な住民・国民の安全性が全て評価されるべきである

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F25

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 > 救援 バスについて、

下記の問題がある

- ① 行政は、「バスの支配は民間バス会社」がやっていると、
- ② バス会社は「行政のやまこと」といって
- ③ 一般には「危険をおかして被災地へ行く運転手は少ないと見」（福島第一原発の例）— バンパー運転手がほとんど
- ④ バスの台数が足りない

緊急時に対応するのかが、弱名は見ぬか。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F26

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 33P

< 内容 >

女川原発は東日本大震災で被災した特殊な原発であり、宮城の「女川原発2号機」の安全性に関する検討会でも、再稼働に耐えられるかどうかの議論がなされました。しかしながら審査では、議論が原子炉建屋の剛性の問題の中にとどまり、設備・機械類、計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分なままである。女川原発は、過去に巨大地震および津波が発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、宮城県民は「次の原発事故」に不安を感じています。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 6p

< 内容 >

女川原発が稼働してから35年といても、宮城県沖地震やトウゲルなどで
実際に動いている期間は短く、特にF/E、2011年の東日本大震災以降止まった
事があり、運転の経験者は激減しているわけで、再稼働が2020年後半
たとして、今後10年止まった原発を動かすには経歴豊富な人は、東北
電力にどれくらいいるのでしょうか。"脱原発を願っている国民が11万人以上
をいふなかで、今後原発を適切に動かす毎年の管理に必要な人材確保は
(県民投票を参考) 困難だと思います。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 494 頁

< 内容 > テロ対策について、
北の狂気をもどっているのか。原発は稼働しているが、多少にかかめず、
シカト攻撃を受けると大惨事になる。防衛予算を増やして対応問題ではない。
5年間はテロが無と考えているのか。そんな根拠も示さず。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 392 頁
< 内容 > 水蒸気爆発について 東北電力が水蒸気爆発に間接実験データを改竄したと指摘されている。 原子力規制委員会は審査結果を凍結しやり直すと考へ、 この審査合格として放置する審査委員会が電力業界に軽く見られ 侮辱されたことになる

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 > 原子力規制委員会について

原子力規制委員会は定められた規程に対し、原子力発電所の機能・性能が適合しているか否かを審査するが、前委員長は「審査合格は、安全を保証するものではない」と発言していた。

しかし阿部首相は「世界一厳しい審査に合格した。安全だ」と明言している。また立地自治体の首長も「審査合格＝安全」としている。

原子力規制委員会は、自らの職務が「国家の発展と国民の幸福に貢献することと願うのであれば、規程に適合しているか否かを審査するが、安全を保証するものではない」とことごとく国民に知らしめる責任がある。

規制委員会の職務が国民を不安にしないよう、最低限を守ることが必要

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<p>< 該当箇所 > 499 頁</p> <p>< 内容 > 核のゴミについて 原子炉の廃炉に伴う汚染廃棄物の処理方法は全く見えていない 使用済燃料の処分方法も決まらず 福島第一原発事故では膨大な量の放射性汚染廃棄物が発生し、 焼却や農地封じ込めによる、大気・工場への二次汚染が広がっており 日本の国土を人間が住み続けられぬ状態に陥らぬため、原子力発電を全廃せよ と考え、原子力規制委員会は日本の将来の善悪を打さか考慮をせよ なるもの。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499
 <該当箇所> 頁 行目

<内容>

避難しなければいけな
 原発は動かさなけ下さ
 女川町民の本当の気持ち

FAXは03-5114-2179へ

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

＜ 該当箇所 32頁 ＞ 行目

- 女川原発は東日本大震災に見舞われた「被災原発」よりも多数のヒビが入った建屋の剛性低下や、設備、機器類の被災による劣化など 安全性の検証が不十分である。

＜ 150P ＞

- 福島第一原発事故の原因究明は 仮定のいまいちから同じ沸騰水型炉である女川原発の審査が十分に出来ているとは考えにくい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに
同じ沸騰炉型(BWR)である女川原発の審査が
十分に出来るはずがない

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁 11頁、48頁

< 内容 >

- ・福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。
- ・女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499p

<内容>

原子力規制委員会が女川原発2号機再稼働合格になりましたが本当にそれでいいのでしょうか？
安全 安心 出来るのでしょうか？
私達は第2の福島にはなりたくないです
福島の人々は いまだに風潮被害 自分の家にも
帰れません 大変な思いをしています
いずれ私達もそうなるのではと心配です
原発再稼働 絶対反対です

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499p

<内容>

女川原発再稼働には反対です。
事故がおきかたは怖いと思います。
福島第一原発事故で大変な住民が
たくさんいました。忘れはさなければいけません。
原発の無い町に早くして下さい。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499P

<内容>

内容的には再稼働反対です。原発が近一帯所にあるので、
 次は、(女川原発)に事故が...と常に頭から離れない
 のは事実です。電力会社に疑念はたふさぐありませんが、
 次の原発事故は、思えない、怖またくはないのが本音です。
 「原発ゼロ」と望みます。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

女川町民に対する再稼働は反対です。
 再稼働はしても、生活はできると個人的には思う。
 真実の説明不足、県民への不安はふえなければならず、
 福島原発事故の再来は絶対反対です。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

女川原発に対し、

この種の自然災害が予測できない状況の中で
将来最悪の事態に達した時は

真実の説明をすべき「根拠」として
地域防災を何層にわたって考えます

「原発押し」電気が足りなくなるから

一省の対策で、原発を止めるとは思いません

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499P

<内容> 福島の様を事付せたいにおきないとは
言えない。私の次男も大変な目に合いました
女川の場合も1本道なのでひるんが大変
だと思ふ。ひるん計画の亦はしかりと
かんがえてもさいたいです

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499p

<内容>

避難マニュアルがわからず不安を感じます。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499P

<内容>

再稼働中止を求める
知事一人の判断ではなく

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

499P

<内容>

福島のにの前になる様な気がしてこわいです。
反対です。女川では、原発が無くゆも気は
たります。思います。
その甲な きっかけな 原発はいらないです

FAXは03-5114-2179へ

1226F46

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

11 審査結果
499ページに付して

<該当箇所> 頁 行目

3・11福島原発事故の後、放射能にどれだけ多くの人々が苦しんできたことでしょうか。放射能によって汚染された土地では、農業もできない。子どもたちは外で遊べない。食べ物も安心して食べることができない。福島では、トリチウムを含んだ汚染水を海洋放出か蒸発させて大気放出かなど、いまだに解決できない状態が続いている。甲状腺がんの疑いがある子どもたちも増えています。ふるさとを追われ、ふるさとに戻れない人たちがまだまだいるのに・・・福島の事故から学んで、女川原発は絶対に再稼働してほしくありません。こんなに自然災害が多発している時に、絶対に安全とは言い切れないと思います。世界でも、福島の事故から学び、脱原発の動きが広まっているというのに、原発をベースロード電源とするなどという政府の政策には反対です。女川原発は、絶対に再稼働しないでください。

○電子メールにも提出される際は、申請書に準じてメールアドレスに記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 頁 行目

福島原発であのような事故が起こり、今もなお、ふるさとに帰れない人々がたくさんいます。女川原発は福島と同じ危険な沸騰水型とされています。

避難計画、テロ対策もない、又 処理方法もない核のゴミをどうするつもりなのでしょうか。

安全対策にかかるコストも高く、もはや原発に固執する政治はやめ「原発ゼロ」法を制定し、再生可能エネルギーに転換すべきだと思います。

安全安心、そしてきれいな環境を作る努力をし、次の世代に手渡していくことが大事だと考えます。

女川原発再稼働は絶対反対です。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

<内容>

③ 原発が稼働すれば、放射性物質が海に放出され、大きな環境汚染となり、人体にも様々な影響が起ります。責任は誰がとるのでしょうか。地震・津波・テロ等、影響は、はっきり知れず、その点での安全が保障されない限り、審査案を受け入れられません。住民への負担(経済的・社会的負担)となる再稼働は、反対です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記取の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499頁

< 内容 > ① 福島原発事故により、安全性は説得力を失いました。二度事故が起されれば、その影響はとてつもなく大きい事も実証をされました。福島を事故前と同じ状況に戻せない現実を目の前に、女川についても再稼働を賛同できるはあがりません。

② 福島原発事故後、住民の命や生活に対し、国も電力会社も最後まで誠意のある責任をどうという意志が無い事もわかりました。泣き寝入りするしかない人達を見、大変気の毒であり、その姿勢を女川にも、再稼働へ道を開く審査書案にも信頼は持てません。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきます。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F50

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所 〒

氏名

連絡先 電話

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見・理由

これまで専門家の方々や、日本政府が科学的・技術的に安全であると推進してきた原子力発電所が、2011年3月11日の東日本大震災において、福島第一原子力発電所はメルトダウンを起こし、周辺住民の故郷を奪ってしまいました。福島第一原発の事故は「想定外」のことだと繰り返し説明されてきましたが、自然災害が想定範囲内で起きると言い切れるものでないことは、この間の相次ぐ災害によって明らかになっています。この事故の原因究明も事故処理もめどが立っていないにもかかわらず、そして今なお避難生活を余儀なくされている方々がいる中で、同型の「沸騰水型原子炉」の再稼働を認めるということは絶対に許すことはできません。また福島原発の事故後の汚染水処理対策や放射能廃棄物の最終処分場も確保できない中で、なぜ再稼働させるのか、誰がどうそれらの責任を取られるのでしょうか。この間福島原発の事故でも、電力会社や政策を推進した政府、誰一人として責任を取られる方がいない中で、再稼働の結論はあまりにも無責任ではないでしょうか。

よって私は技術者でも科学者でもありませんが、この規制委員会の審査書案に以下の意見のとおり反対します。

①「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できません。

新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して 3Sv、全身に対して 0.25Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」(1964年制定)の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム137で100兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働

働はあり得ず、廃炉が必然であると考えます。

②東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していません。

女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉(BWR)であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえることが必要不可欠です。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられるのではないのでしょうか。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきではないのでしょうか。急いではことを仕損じます。

③新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず、周辺住民は不安大です。

新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきです。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にはがけ崩れにより避難が困難となった住民も多い地域です。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されています。

また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されていました。

住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要不可欠であることはいうまでもないことです。

④女川原発は地震による負荷を受けた被災原発です。

女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」です。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準値震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘(東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学)もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではありません。

国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6～7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも大きな問題です。

先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となりました。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題であり、次の巨大地震などで、同じように耐えられののかも疑問です。

1226F51

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > 福島第一原発事故の原因が究明されていません。セリ原発再稼働はありえません。日本中いたるところで災害が広がっています。地震国日本が再稼働に反対します。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F52

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 150P 152P 392P 395P 396P

<内容>

150P. 福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が妨げに出来るはずがない

152P. 阿波、住民の「避難計画」を審査の対象にするのか、避難計画の責任は自治体に押し付けられ、おまけに実効性のない机の上の計画と存している。本当に住民の安全を確保することを再稼働の前提条件とするならアメリカのように周辺住民の「避難計画」を審査対象とすべきである

392P. 水蒸気爆発に関する実験データを改訂した資料を使った審査は無効である。さらに格納容器下部に水圧張り、溶融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を招く大きなリスクがある

395P. 新規制基準は欧州で認証されている最新鋭の原発に標準装備されているエアキャッチャーを要求しておらず、「世界で最も厳しく水準」といふが、世界のレベルには程遠い。女川原発では、エアキャッチャーに代わる溶融炉心対策として、格納容器下部に水圧張り、溶融炉心を受け止める「対策」がとられていることになっているが、これは安全と云ふことが水蒸気爆発を招いて更日本環境の事態を引き起す懸念がある

396P. エアキャッチャーの審査が、電力会社は水蒸気爆発が発生した際の存在を隠蔽した。それを隠蔽した後は、実験データを改訂した資料を提出した。規制委員は電力会社の隠蔽しているデータ改訂を見破ることができず、規制機構に十分な専門性を持っていないことがどうにかにこの疑問が投げかけられている

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-6114-2179

1226F53

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁行目 499 P

<内容>

事故時に道路が壊れ、車が渋滞して避難できないのではないか

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11頁 48頁 494頁

< 内容 >

女川原発2号機再稼働に反対します。

○ 女川原発の立地は、巨大地震の震源域に近く、地震、津波の予測には限界がある。全てが解明されず、予測不能（予知不可能）である。策定された基準地震動、基準津波も充分とはいえない。（11頁・48頁）

○ 対応策に5年の猶予の合理的理由はない。（494頁）

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見書以外の場合には使用いたしません。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 499 頁

行目

女川原発は、先の東日本大震災で、修理すべき箇所が二百カ所を越えたという。修理して運転するということが、高温高圧で運転する原発が爆発事故を起こさないか懸念される。

また、女川原発が重大事故を起こさずに、運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。子孫に負の遺産を残すことになる。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項

連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

- 福島1号炉の事故原因が究明されていない。同じBWRである女川原子力発電所の審査が十分にできるはずがない。
- そもそも、原子力の「安全神話」はくずれた。100%安全の保障はない。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項

連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画がないこと。 ・核ゴミを処理できないこと。 			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.26

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (136 ページ) III-9 安全避難通路等 (第11条関係)
__全 2__ ページ

要約 : 審査漏れ : 基準規則第十一条 1,2号が未審査

その内、2号の不適合事例 は現実的であり、漏れは深刻

詳細説明 :

審査書 (案) のIII-9 安全避難通路等 (第11条関係) には、第十一条第3号を説明の後、申請者の方針を述べ、「申請者の設計方針が、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明及びその専用の電源を備える方針としていること、また、可搬型照明を時間的余裕も考慮し準備可能とすることにより、昼夜及び場所を問わず作業可能とするものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。」と規制委員会の見解を述べている。所が、第十一条には“第3号”のみが存在しているのではなく、第1号と第2号も存在しており、それぞれ個別の要求が展開されている。

審査書 (案) には、第3号以外の審査の経緯と審査結果その理由が記載されておらず、設置許可基準規則 第十一条 の要求の全てを満たしているとは断定できない。

従って、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼働に向けての厳正な再審査とを求める。

第十一条には重要な要求があり、例えば2号「照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明」の要求に違反の事例が、多くの原子力発電所で、近頃になって、発見されている。

この種の誘導灯の接続不備は、2012年の柏崎刈羽原子力発電所を発端として、2019年に志賀1,2号と浜岡1～5号機において発見され、更に、2015年に、既に対応済みであったはずの柏崎刈羽7号で、再度発見される経過を経ている。

最初の発見当時から消防法施行規則違反の事案として取り扱われた為か、設置許可基準規則第十一条第2号の要求に不適合である事は **問題視されず**、今に至っている。

消防法施行規則に対する違反は「電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること」であるが、設置許可基準規則に対する解釈第十一条では「非常用電源から供給されること」となっており、消防法から来る規制とは規制の範囲等内容が異なる

(分岐が存在しない専用配線であったら、非常用電源配線でなくとも消防法施行規則には適合だが、設置許可基準規則には不適合となる)。

一度ならず、二度も失態を見せた東京電力は、その理由として「一般照明の確認に見落としが生じた」等としている。現実には配線図が存在しないか、存在しても、それが頼りにならないと言うことも予想される。

「わが国の原発は絶対に安全だ」と決め付けてしまったら、いざと言う時の備えを、まじめに考える事は、変人である事を、“誉れ”に感じるほどの純粋科学者にしか出来ないだろう。今こそ国民全員で、科学立国日本への道筋を考えてみるべきではないだろうか？

1: 科学の最先端である原発を、何としてでも推進させる。それが科学立国へ向かう正道だ！

2: 現実をみつめ、原発全てを廃炉にすべきだ。それが科学者精神に沿った正道だ！

3: 所詮、人間は神ではない、思い違いを必ず起こす。おきた事から学ぶべきものを見つけ

それを自分のものにした後に、対象をどうするか？を議論すべきだ！

<思想より、科学（疑いを尊重）を優先せよ：思考を停止させるな！>

結論：設置許可基準第十一条1，2号の適合審査が欠落している。特に2号に

ついでの不適合な事例が、最近見つかっている（長い間、放置されていた）。

原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示

と、**原発再稼働に向けた再審査**とを求める。

以上。

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

事故が起きた場合を想定した女川原発避難計画だが、210人をスムーズに避難させるためのバス等の確保は、かつ、これこそ至難の業だ。机上のプランとなっている。これでは、副都庁及びの安全は確保できないと思う。したがって、再稼働は絶対反対である。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8460

東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル

原子力規制委員会 庶務課

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 494頁	
< 内容 >	
テロ対策施設に5年の猶予を与える合理的理由はない。 5年間のテロにあらゆる保証はどこにあるのか。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

私たちは未来に責任が降ります 利権・天下り許されない

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

すべての審査書案に反対

〈内容〉

首都直下は必ず起ると言われる中、再稼働は許されない。日本は壊滅。国のこゝと国民のこゝとを本気で考えているのであれば、日本中の原発は廃炉にすべき。取すかしてはいませんか！福島事故を見てドイツは30月がゼロにすると発表。日本は自然エネルギー大国(木国エネルギー学者) 廃炉技術と世界に発信することが賢い政策。愚かではない。原発は戸建の1/10の強度

誰か後をつぐのが 未来の子供たちが怒る 何政: こんな管理処分ではいもを強したんだ"と

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1226F62

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

①

該当箇所 150 頁

行目

福島第一原発事故の原因究明ができていないのに、同じ沸騰型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来る(ほかがない)。

② 該当箇所 392 p

水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料に基づく審査は無効。やり直さへす。

③ 該当箇所 395 p

炉心損傷により、水蒸気爆発が起り、大量の放射能がばら撒かれるのではないかと。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

03 5114-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所：

氏名：

連絡先： 電話：

FAX：

意見の対象となる案件：

■重大事故等の拡大の防止等：152ページ

規制委は、(原子力災害対策指針)を策定していながら、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の実効性をまったく検討していない。IAEA(国際原子力機関)で採用されている「深層防護」の考え方によれば、原子力規制機関による緊急時計画等の整備が必要だとされている。短時間で広がる放射能への迅速な対応や、他都道府県にまたがる広域的な避難行動は国が全面的に統括すべきであり、重大事故時住民の深刻な被曝を会費することはできない場合に規制委は稼働を認めない措置を取るべきである。本当に安全なら避難計画仕立て必要ではないか。避難計画事態現実的でない、石巻の住民が何万人と移動できない計画である。

■審査結果：499ページ

女川原発が重大事故を起こさずに運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。人間が処理できない核のゴミであり、廃炉しかない。

■審査結果：499ページ

正すべきは、原発に固執している政治である。「原発ゼロ」法を制定して、再生可能エネルギーの開発・普及による希望ある未来に踏み出すことが今こそ求められている。

03-5114-2179

1226F64

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<該当箇所> 頁 行目 <内容>

女川原発2号機再稼働への意見書 2019, 12, 26

女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震が発生している震源地域に近い原発です。

地震や火山の予知もできないのに安全合格など考えられません。

福島第一原発事故の原因究明もされてなく汚染水の処分方法さえ見通しもないのに再稼働など絶対認めないでください。

1226F65

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150頁他

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明ができていながらも、同じBWR
(沸騰水型)の女川原発の審査ができるのは、おかし。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	氏名 <small>≡CC</small>	1 / 2
----	--------------------------	-------

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

- 女川原発は東日本大震災はじめて何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」で、巨大な防潮堤直下の地盤改良の基礎工事を完了できるのでしょうか、また十分な地盤強度が得られぬが、検証しなくて審査は終わらぬし、4)の電源が破壊され1つしか作動しなかった事実はどう改善されたのか、
- 福島第一原発事故の原因究明ができていないのに同じ沸騰水型である女川原発の審査は十分にできているのか、
- 福島第一原発事故の責任を国も東京電力も負うとは、第一事故のときはどうするのか
- 事故避難計画を審査の対象としぬる2つの、住民の安全を確保することを前提条件に再稼働するから避難計画も審査対象にすべきではないか、

意見送付先 住所 〒108-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

現時点で、電気は十分に足りるに再稼働は不要であり、
~~審査書案~~ 新規制基準は、世界レベルと比べて
 厳しい。ゆえに思います。こんなので規制 ~~した事~~ ^は _{はつた}
 したくない。 ~~せ~~ 受けできない。
 再稼働には反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F68

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

①11.48

< 該当箇所 > ② 152頁

< 内容 > ① 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近づく大津波も想定する場合 十分な設計とは言いがたい。基準値震動も基準地盤も見直すべき。

② 原発事故が起った際の避難計画の責任が自治体に押しつけられている印象があり、東北電力がより主体的に住民への働きかけを行う様な対応を求めたい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出 用 紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 ① 499ページにおいて

<内容> 女川原発が重大事故を起さずに運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「木のゴミ」を増やすだけである

② 4152ページにおいて

何故、住民の「避難計画」を審査の対象としたのか。避難計画の責任は自治体に押しつけられ、おおよそ実効性への十分な検証には欠けている。本当に住民の安全を確保することを再稼働の前提条件とするならば、アメリカの様には周辺住民の「避難計画」を審査対象とすべきである。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-0 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-6114-2179

1226F70

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁行目 P59, 32行~33行 III-3. 2耐津波設計

<内容> 審査書案は、津波防護施設として女川湾に面したAP, +13.8mの敷地前面に、P+29mを天端とする鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構成される防潮流堤を設置する」とあるが、全長800mの防潮流堤のうち10mに1本だけが硬い岩盤に達しており、他の鋼管は単なる構造と南が、この様な構造で本当に津波による浸水を防げるのか、3.11東北地方太平洋沖震災で釜石湾の高さ60mの巨大な防潮流堤が壊れる様子から疑問である。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	女川原発の立地地域は、何かあった時、避難するのにも支援に行きも、困難な狭い道路。原発など、とんでもない。動かさないで。再稼働するな!

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>再稼働させないで下さい。 絶対に(100%)安全でないのに、稼働して、何かあったら、 どうするつもりですか。 私達の命と生活を保証できますか！ 福島事故が物語っているのに。もっと国民を苦しめるつもりですか。 原発は他の危険とわけが違ふと、わかっているでしょ！ 女川原発を絶対に稼働させないで！ 日本中の原発も稼働させないで下さい。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
	火山と地震の多い日本で原発は危険すぎます。
<内容>	特に女川原発は巨大地震域に近い。
	稼働させないで下さい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛で

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島の子の舞いにならない様に。
 原発は いらない。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

将来に涉り発電実施するならば一事故の事を予想し避難するための道路の整備を早急に
行ってほしい。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島原発事故をテレビで見ると、
 原発は全体反対です。国で再稼働決定を出
 したが、八束、掣の国停止といふ原発です。
 稼働力は本当に大丈夫ですか。表面は点検して
 の運転開始は反対です。福島は廃止決定を
 出しましたが女川も廃止の方向でみれば以下

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 東日本震災から早や9年 喉元 ずいぶん なんと だり
 で 忘れ ほう しない け 少 し づつ づつ 可 ぬ いて います 可
 避難所 肩 肘 せ ぬ い ラジオ を 聞 きた り 涙 を な か げ ながら
 可 ぬ えて なんと 千 年 に 一 回 今 日 の 日本 は 終 り なの
 い ろ ん な 事 を 考 え ながら 天 変 を 思 い 出 した
 今 女 川 と 日 本 各 地 に つ いて 建 物 道 路 港 湾 など 支 那 には
 整 備 され たい け 本 当 に 震 災 聖 地 だ け だ け の 山 崎 子 山
 だ け だ け 福 島 県 穿 通 する の を 考 え 原 発 の 怖 さ と 積 子
 小 山 黒 い 袋 毎 日 毎 日 ぶ ぶ ぶ とい っ た 光 だ け 考 え ず ~~と 言 っ て~~ 恐 れ たい
 未 だ 年 令 可 ぬ い ば 光 だ け 短 命 だ け だ け の 人 達 若 い 人 子 供 だ け
 生 きて 赤 ちゃん 絶 体 に 原 発 ば 違 反 対 可

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>
 女川原発が当所から大反対でした。
 あの頃地元の方が守り替成したの？(どうか?)
 今になって福島実態を見ても凄く恐い事です。
 テレビで知事さんの市民のみなさんが... と言って
 くれた。自身の本心が聞けない事が残念でした。
 昔でも市民の心を知らずに前日にOKをした(どうか?)
 圈内の人とはもちろん圏外の人でも原発の恐い事を
 語り合えます。しっかり住民、市民の声を聞いてほしい
 です。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発の事故が発生した場合避難する必要がある。
 会社
 であるので絶対に反対です。(避難訓練訓練必要)

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発の事故があった避難しなければなりません
 訓練もないし、道路もできていない
 福島の場合はなりたいくないので雨稼働を
 しないで、再生可能エネルギーを過めて下さい

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原案を動かさなければ「核のゴミ」が発生するか
 その辺りの理のメドが全くだてていない。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

炉原発に合格とごまかす余り?
 書類上の問題には存じない
 福島原発も不明な点あり
 炉原発再稼働し又事故発生した場合
 避難経路問題とごまかす
 不安な課題あり

FAXは03-5114-2179へ

1226F83

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>(P150) 福島第一原発事故の原因究明が完了している現在、同じ沸騰水型の女川原発が、どうして安全という判断ができたか、福島事故からの教訓を全く生かしていない暴挙であると受けとるべきではない。</p> <p>(P82) 東日本大震災時、女川原発は、18人の数メートルの差で非常用電源の喪失を免れた。この差を決して忘れてはならない。しかし人の予測、想定などその程度の余裕を、分速の津波の到来と未知事故の教訓として生かすことができているか。</p> <p>(P140) その蓄電池(非常用電源)の寿命が8時間しかもたないこと。このことは、全く危機意識に欠けると受けとるべきではない。型別審査員会は女川原発2号機の「新基準適合」を左右に撤回すべきである。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

細中

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1226F84

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目 申し訳なきにせしめ、下記の意見の如くを述べさせていただきます。

〈内容〉 詳しい技術的なことはわからない、一般的に国民のひとりです。女川原子力発電所の再稼働中止の決断をお願いします。申上げます。福島、原発事故は日本のためならず世界中の脅威です。国際的にもエネルギーは自然エネルギーにシフトしていきます。女川原子力発電所は福島原発に距離的にも近く、一般国民から見たら再稼働は恐ろしくて全く考えられません。危険な女川原子力発電所の再稼働を中止する決断をお願いしますようをお願いします。申上げます。

以上

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:
電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1226F85

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150頁

< 内容 > ① 女川原発は、大事故と起こした福島第一原発と同じ沸騰水型ですが、この事故の原因は未だ解明されたとはいえません。もし、これが完全に解明され、事故原因と克服する対策が示されたのであれば、その対策を講じた上で試験運転せし、その上で審査合格というのならわかります。でも、現時点では、まだ原因も確定できていないのに、それを要求するのは無理なわけで、当然に審査合格というのは納得できません。

② 住民の避難計画が審査の対象にされていないのは、大きな欠陥です。自然災害で原発事故が起こったとき、自然災害は原発立地場所だけでなく起こるのでありません。広大な地域が被災するのは常態です。女川原発から逃げたために、原発から離れるのではなく、逆に原発の近くを通らざるを得ない地域もあり、狭い一本道しかない地域もあります。道路は寸断され、自動車は渋滞と暴動がとれず、折角逃げても受け入れ先地も被災すれば、原発被災者を受け入れることはできなくなります。有効な避難計画がなくとも、稼働の長ということは、業民に前提とした審査基準といわねばなりません。「世界一安全な審査基準」というふれこみですが、真面目には程度という他ありません。「審査合格」は先取りです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F86

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32、33頁 152頁

< 内容 >

- ・女川原発は巨大地震・巨大津波を発生させた日本海溝沿いの電源域に近く、これからは何度も巨大な地震や津波に見舞われるのは免れません。ついで(12月19日)も北東北を襲った地震は青森県階上町で震度5でした。これは3.11大震災の余震だそうです。この地域に住む私達の心配は根拠があるのです。
- ・女川原発はふ11以前から何度も大地震にあり、その極めつけが、3.11被災でした。福島第一原発と同一状態になるの間一葉(生き残った電源体だけ)で運んだものの、爆発こそ起こさなかったが、建屋には無数のヒビが入り、多数の設備・機器類が壊れたと、事故当時聞いております。これらの修理が完全にされたのでしょうか、確信がもてません。試験運転もせずに審査合格とすべきではないと思います。
- ・自然災害のとき、放射能の漏れ、拡散を防ぐために「止める・冷やす・閉じこめる」と旨としていたのに福島島の事故以後、爆発を防ぐために「止める・冷やす・放出する」のが原則となりました。広範囲に放射能が拡散し、多数の住民が被曝すること前提とする原燃稼働はやめようと思います。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F87

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 494, 110 頁	
< 内容 >	
<p>北朝鮮の大陸間弾道弾など、盛んにテロの心配が煽られています、本当にその心配があるのなら日本に原発を置くのはやめべきだと思います。原発にミサイルが打ち込まれたら原発と同じで、言い尽くせない被害になると思います。でも政府が原発稼働に固執するのを見ていると、本当はテロ攻撃を受けるとは思っていないのではないかと考えます。</p> <p>もし、本気でその心配をしているのなら、テロ対策は審査合格後5年以内と元のばしにするのは許されせん。テロ対策は審査の対象にすべきです。対策を事前にテロ攻撃を受けたらどうするつもりなんだろう。</p> <p>またテロではなく、事故で航空機から物が落下したり、航空機が墜落することはないとは、誰も言えません。現状、近くに自衛隊松島基地があっていつも危険な訓練をしており、かつてブルーインパルス飛行をしていて、牡鹿半島に墜落した実績もあります。</p> <p>そのような心配にどう答えるのでしょうか。これひとつとっても、原発再稼働は許されないと考えます。</p>	

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F88

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

女川原発を再稼働させた場合にみる「核のゴミ」はどうするのですか。

フィンランドやスウェーデンでは地層処分をするとのこと、日本もこの方法に進めればいい、という議論もあり上りですが、これらの国は殆ど地震の心配がないのに対し、日本は世界有数の地震国です。地層処分をした所が地震に襲われれば、埋められた放射性物質はどうなるか、考えただけでも恐ろしいことです。「日本にも地震の起こらない場所がある」というかもしれませんが、日本列島の過去の経験と、現在わかっている地震のメカニズムとから考えれば日本列島周辺を見渡したならば、日本はどこでも地震は起こり得ると考えなければなりません。

核廃棄物の処理方法を考えない原発稼働は気遣い沙汰という他ありません。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX 076-468-2841

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

1. 女川原発は 何度も巨大地震に見舞われた被災原発であり、建屋がけがなく、各設備・機器類も被災の影響を受けていることは明らかだが、なぜ「検証もせず」に審査を終えようとしているのか。

2. 福島第一原発事故の原因究明はあるか、現場確認さえできていない段階で、同じ沸騰水型である女川原発の審査を終えようとするのは、理屈も科学的な順序も議論を無視するもので、認められない。

以上から、本件審査は間違っており、白紙に戻してやり直すべきである。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > あの大震災から10年近く動いていない傷だらけの原発が
試験運転もなしに動かして 何と安全といえるのでしょうか。
事故がおきたらすべて汚染されてしまいます。逃げ場がありません。
福島の大悲劇は今なお癒えることはありません。
故郷を追い出し、命を失い、生業を失い、家族がバラバラ
にされ、将来への希望をうばわれた人々の苦悩を
思い、こんな理不尽なことが許されるはずがありません。
再稼働には絶対反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
152	
< 該当箇所 > 499 頁	
< 内容 > 何としても原発を運転させたいという政治、 老朽化の全体を支配している。 再稼働までの費用、稼働後のリスクが多すぎる。 地震国の日本に原発はいらない。 避難計画、テロ対策は、原発を稼働させるから 必要となるのであって原発は必要ない。 人間がまじか、作り出したゴミとして封印して ほしい。	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁 152

< 内容 >

住民の避難計画を審査の対象としるのははるせぬが、
事故が絶対に起こらぬという保証はない。

住民が確実に避難できる計画であることが必要である。

牡鹿半島は地形的に道路状況が悪く、また内陸部に避難するため
原発に近づくルートを通ることになる。リスクが多すぎる。

「避難」としては現実的には不可能である。

安全な避難が保障されるければ再稼働は反対である。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F93

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意 見 / 理由

2019年10月の台風19号による被害のため、県道女川牡鹿線は道路が「全面通行止」され通行ができなくなりました。もし、原発事故と一緒に地震が起こった場合も同様のことが起こる可能性を否定できません。

その場合、原発近くに住んでいる人たちは避難通路を寸断され、逃げ場を失うこととなります。しかも、宮城県知事村井嘉浩氏は「最終的な責任は国が負う」とし、避難経路の道路の整備なしで規制基準に適合するかどうかを判断する危険があります。そうしますと、責任のなすりつけ、逆に言えば、無責任な判断になりかねません。

また、東日本大震災の時に女川原子力発電所は大被害を受け、爆発事故を起こさなかったのが奇跡的と言える、紙一重の事態でした。どこがぼろぼろに破壊されているのか把握されているのでしょうか。脆くなって壊れやすくなっている箇所は無くなったのでしょうか。完全に安全な状態に復元できているのでしょうか。それらの不安がぬぐえません。

最後に、村井県知事は「県民の皆さんの声を聞いて判断する」というような趣旨の発言をしておられます。ならば、11万筆を超える住民投票の署名者たちの声をしっかり聞いてほしいと思います。決して、形だけの、セレモニー的な「聞いたふり」ではなく、その重みを受けとめて「聞いてほしい」と要望します。

そのような理由で、審査書案の「適合する」という判断に反対です。

1226F94

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所 <u>11</u> 頁 行目 <u>48</u>		
<p>女川原発の立地は巨大地震の震源域に近いこと、 未来を担う子ども達の安全を再考し反対です。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1226F95

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> // 頁 行目

先日、どうしても常磐道(E6)を通らなければならない用件が出来て、あの震災後初めて車を走らせました。東北道(E4)はよく走りますが、E4とE6の車外の風景の違いに驚きました。相馬あたりから太陽光発電のパネルが所狭しと延々と続くのです。

恐らくこんなことはニュースでとっくに報道されていたのですが、不覚にも、このことを全く知りませんでした。運転する自分の目頭に涙があふれ出て仕方ありませんでした。耕作地だった田畑や山々が、その様相を以前とは全く異なった様を呈していたからです。

自ずと、「なぜ日本の脆弱な国土に原発のような一等危険な、かつ安全性に大問題を抱える原発を建設する必要性があったのか。外国の原発事故をなぜに学ばなかったのか」などなど。

そしてまた、愚行がなされようとしています。女川原発の再稼働の動きです。

女川原発の立地は、あの巨大地震の震源地に最も近いのです。現在の人類の予測能力には限界があることを知るべきです。詭弁を弄する事は、全人類を滅ぼすなものでもありません。計画を実行しようとする人間自らをも、又、子孫をも滅ぼしてしま

└─います。愚行を謙虚に改めるべきです。(11p, 48p)

FAXは 03-5114-2179 へ

1227F1

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発2号機再稼働に絶対反対です。

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震、津波の予測には限界があり、策定された基準地震動、基準津波も十分だとは言いきれません。

又、何故、住民の避難計画も審査の対象としないのでしょか？

避難計画の責任は自治体に押し付けられ、おとえ実効性のない机上のプランと成っていますよね。

福島の状態を考慮してどうですか！ 原発はいらない！！

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F2

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

No.1

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11 頁 48, 85, 140, 425, 494 頁
< 内容 > 再稼働に反対します。(以下次頁)

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

No.2

規制委員会は誰の利益のために「合格」としたのでしょう。福島であれほど悲惨な現実を見たのに(私も事故後に現地を視察したし、避難した人の話もたくさん聞きました。)。そして問題は今だに続いているのに。対策の計画が合格すれば再稼働ですか？同じ型の福島原発さえ今だ廃炉できる技術がないのにおかしいです。

今回自然災害の想定を大幅に引き上げたそうですが、地震・津波・台風・竜巻など想定をはるかに超える災害が頻発していることは、今では私たちの共通認識です。まして女川原発は大震災で相当な被害があり、危険な状態に陥ったではありませんか。私たちの地域は地震の巣の上にあり、これまでも大きな被害が度々ありました。

どのように防潮堤を高くし、建屋の剛性を高め、様々な施設・設備・機器を整備しようとも、それらは劣化したり誤作動を起こしたり、人的なミスも生じることがあります。だから「絶対安全」はありません。(元々安全ではないから都市には作りませんが。)

新基準で新たな安全神話ですか？安全も低コストも嘘だとみんな気づいています。そして一旦再稼働したら、審査書に述べられた対策は実際にすべて実行されることはないでしょう。コストがかかり過ぎるから。人々が「なれ」るのを待って、ばれなければとフェイドアウト・・・。

3. 11のような震災はもうないと言えますか？蓄電池があればもう電源喪失は起きませんか？建屋を丈夫にすれば災害にも事故にもテロにも耐えられますか？最悪の事態に住民は確実に安全に避難できますか？報道ではスムーズな避難は難しいと言っていました。「自分はたぶん避難などしない。」とインタビューに答えた人もいました。避難計画が審査の対象ではないというのも納得いきません。人命より大事なものって何ですか？

規制委員会は「合格」を出すだけ。再稼働決定は、県、立地自治体？。しかし知事は「原発は国の政策」と。みんなで責任逃れ。

「再稼働」はとてつもなく重大な決定なのに。

危険な原発は再稼働せず廃炉にしてください。原発がなくても電力は足りています。

1227F3

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	
<p>そもそも規制委員会とは「規制することを目的に審査する機関ではありませんか。」</p> <p>審査の項目に「テロ対策」があるのに、その整備を「5年後までに行えばよい」とするものはおかしくありませんか。</p> <p>審査基準どおり終了した(行った)からではなく、規制委員会設置目的に則した「審査書」を提示されたい。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F4

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F5

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 152 頁	
< 内容 >	
<p>なぜ住民の「避難計画」を審査の対象としているのか。 避難計画は自治体任せにし、それ以外見てもムリな避難計画。 本気で住民のことを考えているのか。 住民の疑問、不安を何一つ解決しないで「合格」と出するのは止めてほしい 私たちは「合格」を出していい!!</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11 頁 38, 40, 97, 150, 152, 392. ~~女川原子力発電所~~ ~~委員会~~ ~~意見~~

< 内容 > 福島第一原発事故の原因究明が終っていない中に、同型女川
 原発2号炉は格納容器下部に水と張り溶融炉心残骸が
 構造物であり水蒸気爆発を招く基本的リスクが大きい。当原発は
 地震で損傷し、コンクリートの心筒は1000トン、剛性の低下は割
 と診断されるなど絶対安全の科学的検証は不明。最
 悪に被災時の汚染水の海上及び大気への放出によるセシウム137の
 毒い人命・環境破壊は、その後核廃棄物の処理場となり、
 陸接する自治体・地域・全体を芥子の地にする。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただ
 くことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見
 募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F7

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	再稼働は 3400 億円費用がかかる為女川原 発の発電単価は上昇しています 経済的に 意味のない厚発再働を許して、いいでしょうか ?

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F8

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	ひとたび事故が起きたら、広い地域で何十年も汚染せられ続けるかもしれないと思うと心配でなりません。再稼働には反対です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F9

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	株の子供達のために女川原発稼働を反対します。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F10

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > 福島原発事故の汚水処理の方策を決めることも
あつかりたい問題等をニュースで知り、米代の問題を
残さずたいためにも稼働に反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F11

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 頁
< 内容 >
避難計画の責任は自治体に押し付けられ、実効性以上の 机上のプランだと思います。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F13

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	
女川原発再稼働反対です。	
「原発ゼロ」再生可能エネルギーの開発、普及で希望のある未来を。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F14

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発再稼働反対。
「核のゴミ」を増やさないで。再生可能エネルギーの開発
普及で希望のある未来を！

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発稼働に反対です。

「木のゴミ」を作る原発。未来のある子供達に残す物にはいきません。自然エネルギーで充分まかす可。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F16

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > / 52 頁

< 内容 >

地区で避難計画についての説明会を聞きましたが、全く
実効性がないと感じました。バスの確保にしてほしかりです。
全ての原発をやめて、そのお金を新しいエネルギーの開発に
使うべきです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

そもそも原発と人類共存できません。

<内容>

再稼働など百害あって一利無しです。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所> 頁

< 内容>

最近、日本列島いたるところで地震が発生している。福井川原発は巨大地震の震源域に近い。地震や津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。原子炉など主要設備は対策しているだろうが、付帯設備はどうか。地震でパイプなどが折れる恐れは大いにあるのではないか。非常に不安だ(11p, 48p)

何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。(152p)

安全対策の工事費は当初の想定を大幅に超えている。事故が起きても処理できない原発に希望はない。原発がなくても電気は足りてる。原発から脱却し、エネルギーの転換こそ、日本の必要なことだ。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発はこわいぞす
 福島のこともあるしね
 何かあった時は女川に怪なくなってしまうぞよね

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

地震が多い女川です
 地震がくるたびに福島事故のようになり
 ならないかと心配します
 女川原発2号機の再稼働はやめて下さい。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

地震が多い女川です
 地震がくるとは福島のように
 ならないかと心配します
 女川原発2号機の再稼働はやめて下さい。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499
 <該当箇所> 頁 行目

女川原発のトラブルで、私が一番印象深いのは美浜原発の配管破断事故後に、女川原発の配管を調べた結果、異物が入っていたり、配管の減肉が激しかったり、嘔然とする事態が続々出てきました。もし、美浜原発事故がなかったら、配管や原子炉に異物が入ったまま運転していたのかと思うと背筋が寒くなりました。そして配管に穴が開きました。私たちがその現象を調査し、配管の減肉の原因を突き詰めて、このような配管の管理ではまた配管の減肉が予想され、絶対に穴が開くと対策を求めたにもかかわらず、東北電力は放置したのです。そして私たちの指摘した通り、再び穴が開く事態になりました。東北電力の企業体質、住民のまじめな指摘にこたえられない体質だと痛感しました。

3・11からもう9年になろうとしています。女川原発2号機のすべての配管の減肉など調査しているのですか。異物の存在も調査しているのでしょうか。2号機では11回の定期検査を行っていますが、定期検査の業務内容はどのようなものですか。9年間で原子炉全体すべてを点検したと思うのですが、不具合はなかったのでしょうか。運転をしてから取り返しのつかない事態になるのではないかと不安です。女川原発2号機の再稼働に反対です。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

私は東北大学金属研究所の下平三郎先生から「現在、原発で使用している材料、ステンレスでは、応力腐食割れは防げない。死に至る病のようなものだ」と、電子顕微鏡で撮ったひび割れの写真を見せられ、教わりました。私は衝撃を受け、教職を辞して原発の危険から住民の安全を守るため町議会議員になりました。その後、町議会で「応力腐食割れは解決したのか」と質すと、当局から「東北電力は解決済みだと説明している」旨、答弁がありました。

ところが2002年8月、東京電力でシュラウドや再循環配管にひび割れが発生し、シュウドの交換など、国に報告せず行っていたとの「事故隠し」が発覚しました。そして女川原発でも同様のひび割れがなかったか調査が行われ、シュラウドの全周にひび割れがあること、再循環配管でも、以前の定検でひびの兆候を確認していたが報告していなかったことなどが続々発覚しました。「応力腐食割れは解決済み」どころか現在進行形の重大な問題でした。

規制委員会は女川原発の応力腐食割れをどう把握し、対策を取ろうとしているのですか。

8・11からもうすぐ9年になります。再循環配管や圧力容器の配管のノズルを含め溶接部分を徹底的に調査し、根本的な対策を立てるべきです。そうしなければ、重大な冷却材喪失事故がいつ起きても不思議ではありません。地震のたびに再循環配管は大丈夫か、ノズルが破損したら炉心の冷却材（高温の水）の流出を止める方法がない、と不安がいっぱいです。

紙の上ではなく、現実の女川原発のトラブルの歴史の上に立って、炉の致命的な欠陥を把握した審査が行われたのか、はなはだ疑問です。女川原発2号機の再稼働に反対です。

FAXは03-3114-6111

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499頁 行目

2005年8月の地震で女川原発は基準地震動を突破され、自動停止しました。その際、安全確認地震動を580ガルと設定し、耐震安全性が確認されたとして、2006年10月に運転を再開しました。女川で開催された東北電力と安全・保安院主催の説明会で、私は、内部告発を紹介し、「地震により、格納容器に作業員が出入りする扉で、親指が開けるくらいの隙間ができ、その事実を未公表のまま扉を修理し、事態を隠ぺいしていたのではないかと指摘、調査を要求しました。私は、格納容器の圧力バウンダリが破壊されたことを指摘し、耐震安全性が確保されているとした判断に疑問を示したのですが、安全・保安院から何の反応もありませんでした。

その後、東北電力から電動扉に不具合があったこと、加えて「地震のためではない」と報告がありました。そうした東北電力の対応も予想していたので、内部告発の中でもう一つ寄せられていた情報、「反対側の扉も不具合をおこしジャッキで抑えている」という情報をマスコミに伝え、確認していただき、事実であると確認がされました。

東北電力ははじめ「異物が挟まったのではないかと説明していましたが、その後、扉の設計に問題があったと公表しました。地震の為ではなく設計上のミスによる不具合だったとしたのです。私は、扉の設計にミスがあったとしても、二つの扉が同時に不具合を起こしたことが地震によるものと考えております。そう考えるのが普通です。

格納容器に隙間ができ、放射性物質が外部に漏れるような事が無視され、耐震安全性が確保されていると判断され、運転が許されるのか、安全・保安院の審査に疑問を感じています。こうした問題は、新規制基準の審査で克服されているのでしょうか。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499
 <該当箇所> 頁 行目

2002年の秋、女川原発2号機のシュラウドは全周にひびが入っていることが発見され、それらひびは貫通する可能性もあると東北電力も認めています。

東北電力はタイロット工法という工事を行い、4本の棒でひびの入ったシュラウドを支え、これまで運転をしてきました。そして安全・保安院も「妥当」と認めてきました。

しかし、タイロット工法での対応は女川原発2号機以外国内では見当たらず、他の原発ではひびが入ったシュラウドは新しいものと交換してきたのではないのでしょうか。

福島第一原発4号機もひびの入ったシュラウドを新品のシュラウドと交換のために、炉内の核燃料を使用済み燃料プールに移していたと伺っています。

私は、「炉心溶融は起こらない」として、福島第一原発事故を防げなかった原子力安全・保安院の審査を信じる事ができません。

このひび割れのシュラウドを交換もせず、女川原発2号機を規制基準の下でも、動かしていいのでしょうか。取り換えさせるべきではありませんか。

規制委員会は、シュラウドが破損し、シュラウドの破片が炉内を猛烈に動き回り、核燃料を傷つける異常事態が発生したら「想定外」と言い訳をするのでしょうか。

机の上だけの審査でなく、女川原発のトラブルと対応を調べその「妥当性」を検証すべきです。私は今回の審査書案を認めるわけにはいきません。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 殿

2019.12./27

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (144 ページ) III-15 安全保護回路 (第24条関係)
__全 2__ ページ

要約： 審査漏れ：基準規則第二十四条 4号が未審査 しかも

チャンネル間の独立性要求に不適合な事例 (女川を含む) が多く発生している。

詳細説明：

審査書 (案) のIII-15 安全保護回路 (第24条関係) には、第二十四条 6号を説明の後、申請者の方針を述べ、「申請者による炉心等の設計方針が、コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断」との規制委員会の見解を述べている。所が、第二十四条には“6号”のみが存在しているのではなく、1号から5号までと7号も存在しており、それぞれ個別の要求が規定されている。

審査書 (案) には、第二十四条 6号以外の審査の経緯と審査結果その理由が記載されておらず、設置許可基準規則 第十五条 の要求の全てを満たしているとは断定できない。

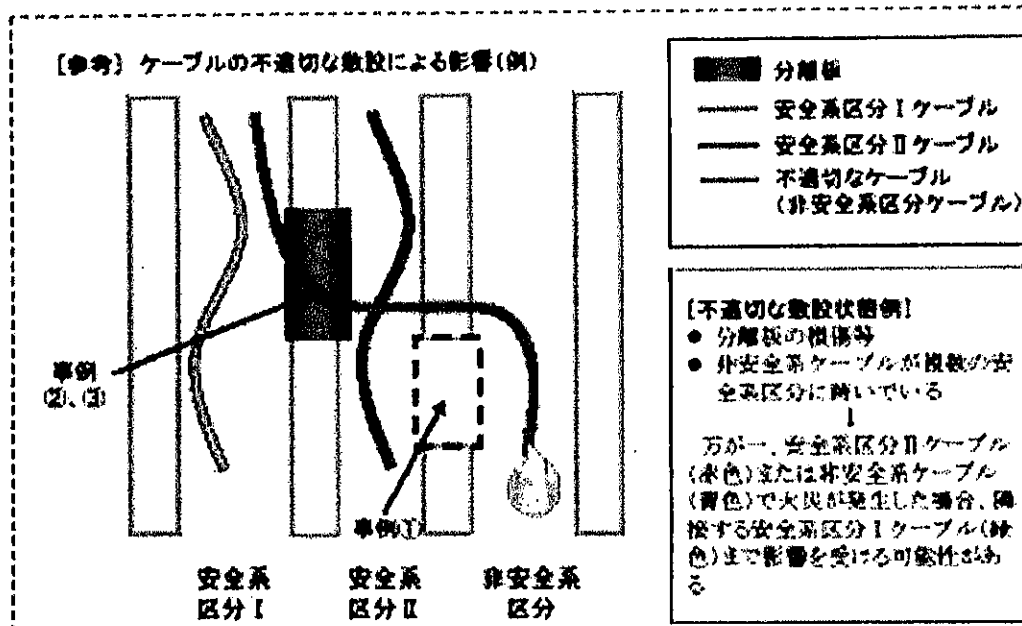
従って、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼動に向けての厳正な再審査とを求める。

第二十四条には重要な要求があり、例えば4号「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」との要求に違反の事例が、女川1,2,3号の中央制御室床下において、ケーブルの不適切な敷設状態が発見され、お知らせとして、公開されている。

その報告に添付された図を次頁に示す。

出典：<https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/icsFiles/afieldfile/2016/03/29/2b1191476.pdf>

当社原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設事例



【不適切な敷設状態例】 ・ 分離板の損傷等

・ 非安全系ケーブルが複数の安全系区分に跨いでいる

安全系区分Ⅱケーブル(赤色)または非安全系ケーブル(青色)で火災が発生した場合、隣接する安全系区分Ⅰケーブル(緑色)まで影響を受ける可能性がある。

これは、4号の要求「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、

それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」と違反している。

所が、肝心の規制当局は、「保安規定第3条(品質保証計画)の履行が十分でないとして、保安規定違反(違反2)の判定」とした、と報告されている。

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/_icsFiles/afieldfile/2016/06/29/1192179.pdf

本来の規制当局のあるべき姿としては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の中に許可基準規則第二十四条第1項4号と同等の規定を探し、原子炉等規制法第四十三条の三の十四に従ったか？を確認し、否の場合には処分を検討すべきである。

結論：現実に不適合を起こしている設置許可基準規則第二十四条4号が未審査であり、

原子炉等規制法第四十三条の三の六の、第一項4号に適合と判断する根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができない状況である。

申請者への指示と原発再稼動に不可欠な再審査とを求める。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.27

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (144 ページ) III-15 安全保護回路 (第24条関係)

__全 2__ ページ

要約： 基準規則第二十四条 3号が未審査、： しかも女川原発で、第二十四条 3号

に不適合のための事故が最近発生している。

詳細説明：

審査書(案)のIII-15 安全保護回路(第24条関係)には、第二十四条 6号を説明の後、申請者の方針を述べ、「申請者による炉心等の設計方針が、コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断」との規制委員会の見解を述べている。第二十四条には“第6号”のみが存在しているのではなく、第1号から第5号までと第7号も存在しており、それぞれ個別の要求が規定されている。

審査書(案)には、第1項第6号以外の審査の経緯と審査結果その理由が記載されておらず、設置許可基準規則 第十五条 の要求の全てを満たしているとは断定できない。

従って、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼働に向けての厳正な再審査とを求める。

第二十四条第1項には重要な要求があり、例えば3号「安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとする。」の要求に違反による事故が、女川原子力発電所で発生している。女川原子力発電所敷地境界の環境放射線を測定しているモニタリングポストNo.1～6(全台)の計測値が2019年10月26日2時40分頃に伝送されない状態となった。

上は http://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/1203727_1065.html のプレスリリース。

その後、2019年11月19日のプレスリリース

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/1204277_1065.html と、添付された、別紙

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/_icsFiles/afieldfile/2019/11/19/b1_1204277.pdf で、

- ・ 伝送ケーブルは、8本の芯線で構成されており、全ての芯線が断線した場合、他のモニタリングポストの伝送に影響を与えないような伝送システムを構築していた。
- ・ しかしながら、今回の事象においては、モニタリングポストNo. 1の伝送ケーブルについて、全ての芯線が断線するのではなく、そのうちの1本のみが断線した。
- ・ モニタリングポストの伝送システムでは、計測値を伝送する順番を管理する信号（トークン）が使用されており、モニタリングポストの計測値は、データ伝送の順番を管理する信号により、順番に中央制御室に伝送する仕組みとなっている。
- ・ トークンは、通常、伝送システム内に1つ存在するが、モニタリングポストNo. 1の伝送ケーブルのうち1本の芯線が断線したことにより、モニタリングポストNo. 1は、中央制御室からの信号（トークン）を受信できない状態となった。
- ・ トークンを受信できないモニタリングポストNo. 1は、No. 2以降のモニタリングポストから中央制御室への計測値の伝送を継続するため、新たなトークンを計測値とともに発信した。
- ・ これにより、伝送システム内に2つ存在する「多重トークン」の状態となったことから、同システムが異常と検知し、モニタリングポスト全台の伝送が停止した。と東北電力は、主張している。

基準規則第二十四条3号は、「安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルの多重性」と、「単一故障が起きても安全保護機能を失わない事」とを要求している。

起きた現象は「全ての芯線が断線するのではなく、そのうちの1本のみが断線した」であり、「単一故障が起きても安全保護機能を失わない事」の要求に抵触している。

トークンを用いたマルチアクセス通信方式は、6箇所のモニタリングポスト間で同一のリソースを共用する方式であり、共用リソースに不具合が生じた場合には、全システムが共倒れとなる（トークン・パッシング方式は、今から50年以上前に、ハワイ大学（蝟足大学）で実用化されたALOHA通信方式がルーツで、その後、マルチパス通信方式等をへて現在のインターネットへと発展してきている）。わずか6箇所であれば、各地点向けに、独立で二本のケーブル（埋設ルートを別々）と現用送受信機を二重に設置し、連続通信とした方が、経済的かつメンテナンスが楽である（故障時に、考えないで済む）。

格好をつけたがる技術者に金を使わせ、メンテナンスに苦勞する様では、「経営的基礎」が疑われる。なを、技術基準規則第三十五条2号にも抵触しているので、規制当局は、原子炉等規制法 第四十三条の三の十四への違反の処分も検討すべきである。

結論：現実に不適合を起こしている設置許可基準規則第二十四条3号が未審査であり、原子炉等規制法 第四十三条の三の六の、第一項 第4号に適合と判断する根拠が欠落し、かつ現実に不具合が発生しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができない危機的な状況である。申請者への指示と原発再稼働に不可欠な再審査とを求める。

1227F28

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> (頁53)行目

<内容>

住民の「避難計画」が何れも非現実的
だと思ふ。原発事故が起きたら
空路は当然無理、海路にしても
現在の状態では不可能だ。だから
と言って陸路の確保は誰か
が現実的ではない。

「避難計画」が審査の対象になって
いるといふこと、必要不可欠な条件で
はないだろうか、誠意をもって対処すべきだ。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見者十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>42頁 行目
 防潮堤直下の地盤改良は完了していると見做す
 <内容>地盤改良の工事の具体的な計画を明示
 しおかない。さらには工事後の検査とどのような
 方法であるのかも説明ができていないし、地盤の
 強度が確保されたことを証明するのかが、
 上記の点から、地盤改良については(言明)できない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:
03-5114
-2179

1227F30

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

①北朝鮮やその他の国からミサイルが飛んできて女川原発に落下する事も考慮が必要である。

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

②自然災害やその他想定外(飛行機や他国)

<内容>

も起る得子と想ひ。 物件の落下

①北朝鮮等絶対反対です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

2019.12.26.

〈私の意見〉 ① 「原爆」の人類の史が變₂も
 現在の世界の「原爆」の〇に向う流れ
 が、₁の日本の「原爆」依存は時代遅れと
 存った。先進的ドイツでは「放射線毒物
 は地下300m— ンコンクリートカウチンに100年
 以上埋没」が常識と云ってある。

② 安終政権は「原爆」71—20—ド政策で
 「原爆」大資本は邦国民~~的~~ 身固に
 存下つてゐる。日本の「原子力委員会」も
 政府の意向に導かれてゐるだけがある。
 高知知事も市民が云ふ見方、責任逃れを
 決めたい。山川等の自治体は「避難
 路の不備で、整備できると云ふ」
 我々科学者、医学者は明瞭な方針がある。

③ 豊原河川では「ゴアキャッパ—」に「水も強子」
 と云う。「水も強子、無視」の事は、国民
 長を愚弄するも云つた。「三ヶ津水」も
 「放水」になると云うのも幼稚な保存策で許せ
 ない。腐食は保存以外に云つて可い。

④ 以上、主存策の外を考へてはか— 結局
 「両手家動は絶対比理の—」
 と云ふことだ。國家的、人類的「犯罪」が、
 以上、

1227F32

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

北翔静也が他の口からミサイルが撃ち込まれ女川原発に落下可なりも考慮が必要である。

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

自然災害を他想定外(飛行機を他)

<内容>

も起す得ると思ひ。 物件の落下

北翔静也様へ宛てて可也。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

- ① 392p: 事故の際、熔融炉心を水で受け止める、という「安全対策」は、逆に水蒸気爆発を招くことは確実である。非常に危険である。少なくとも欧州などの設置安全基準の「コアキャッチャー」で受け止めるような「安全対策」を電力会社に求めるべきであろう。
また、東北電力の資料には「水蒸気爆発」に関する引用資料には間違いがあり改ざんした資料になっている。そのうえでの貴委員会の審査書案は全体の信用度を著しく削ぐことになっている。
- ② 152p: 「住民避難計画」を審査の対象にしていない審査書案は責任回避です。電力会社自体に住民の安全に大きな配慮と体制を促す意見を書き込むように勧告し実施させるべきである。
- ③ 150p: 「福島第1原子力発電所事故」の原因が正式に検討発表が無いし技術的検討もなされないままの、同じ原子力発電所タイプ沸騰水型 BWR の女川原子力発電所2号機の審査が十分にできたとの判断基準を示されたい。

1227F34

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 150 頁 26面 392	
< 内容 >	
<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発事故の原因究明ができていない。同じ炉心炉型(BWR)である女川原発の審査が予定されているが、事故原因の究明ができていないこと(1)。 ・先日ニュースで福島第一原発事故の炉心溶融を想定した建屋内での火災の発生した様子を写していたが、これも事故原因の究明ができていないこと(2)。 ・女川原発も同じような火災の発生が想定されていること(3)。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・再稼働はしんどいと思います。 	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F36

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

TEL and FAX

意見/理由

女川原発再稼働反対の理由と意見を述べます。

私の実家は石巻にあり、3.11震災の日は石巻にいましたが、何とか津波に襲われることもなく、私は石巻市立女子校に避難しました。門脇小学校の火災が、すぐ近くの市立女子校にも延焼しそうな勢いでしたので、私たちは凍てつく夜道を門脇中学校へと移動し、凍えるような図書室で肩と肩を寄せ合って一夜を過ごしました。2日目か3日目だったでしょうか。真夜中、福島原発水素爆発のニュースが誰かのラジオから流れてきました。女川周辺の放射線量が異常だとの情報も流れています。みんな恐怖に顔が引きつったのを思い出します。

石巻は女川原発の30km圏内。震災直後、津波の影響で日和山は水に囲まれ、避難している門脇中(日和山の西はずれ)からの道は寸断。身動きが出来ない状態で女川原発も爆発したらどうなるのだろうと、ひしめき合って避難している人たちのざわめきはなかなか収まりませんでした。その後、女川は大丈夫だと知りほっとしましたが、あの時の恐ろしい体験は二度としたくありません。

震災被害が徐々に明らかになるにつれ、女川原発も大爆発すれすれの状態であったと伝えられ、やはり原発は命を脅かすエネルギーだとの結論に至りました。

幸い、震災以来、女川原発を稼働せずとも宮城の電力は足りています。自然エネルギーにもっと投資していたならば、宮城の火力発電所はなくなっていたかも？世界の権力者は早急に取り組むように訴えたグレタさんたちの期待に応え、日本も再生エネルギーへの転換を加速すべきです。日本政府が二つの化石賞を受賞したなんて、全く恥ずかしい。もはや日本は後進国と言われても仕方ありません。日本政府はどうか素早くクリーンなエネルギーの確保に力を入れ、核のゴミ処理が出来ない原発やCO₂大量放出の火力発電等の輸出計画を止めるべきです。

宮城県知事は「原発稼働は国策だから…。CO₂対策？のためにも原発を…」と言いましたが、福島原発事故のため、どれだけの人がふるさとを、生業を、人生を奪われたことでしょうか。原発はいかなる電源よりも恐ろしいと思います。それに女川の原発は、あの事故を起こした福島の原子炉と同じだと聞きました。だれも責任を取らない福島原発のような事故が起こらないとも限りません。

どうか古い原子炉での再稼働は止めてください！

原子力規制庁原子力規制部審査グループ実用炉審査部門の方々には、日本国だけでなく世界中の人々の安全を考え、原子力に頼らないエネルギー転換に貢献して下さいますよう、よろしく願いいたします。

以上 (2019年1月27日 記)

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150頁 行目

< 内容 >

福島第一原発事故においては15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中で、この人数をはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。

福島第一原発事故と同様に生活基盤を破壊され、流浪の民のようになるのは絶対避けなければなりません。事故は8年9ヶ月が経過しましたが、「収束」どころか、汚染水が太平洋に流出し、原子炉内の状況も把握できておらず、危機的な状況もほとんど改善されていません。

福島第一原発事故は最大の公害・環境汚染となっています、事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型（BWR）である女川原発の審査が十分にできるはずがないと思います。

ひとたび事故が起きれば取り返しのつかない被害をもたらす原発は直ちに廃炉にすべきです。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 頁	
<p>< 内容 > ・ 東日本震災で被災し何千何万のこひ童(れが)があつたが、 その修理は売入主に完了したと思ふない。 ・ 地震も多く、いつ原発事故につながるかと不安。 ・ 避難生活(通)があつても、14万人市民が本当に 避難できるものになつていない。 ・ 命を犠牲にする原発の再稼働に納得できない。</p>	

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- ・ 女川原発の立地は、元は砂浜で鳴砂。ジュラ紀の地層である。ジュラ紀の地層はモロイ、その上に立つ。原発は極めて危険。
- ・ 格納容器にベントをつける、という時点で、原発の安全性は破綻している。
- ・ 高浜原発3、4号機がテロ対策遅れで停止するという。ならば、テロ対策を考慮に入れない審査は不合理である。テロに限らず、過去、女川原発の数キロメートル地点に自衛隊機が墜落した現実がある。
- ・ 10月12～13日の台風19号では、女川は陸の孤島化した。空も海も使えない状態で、このような時原発事故が起きたら人命軽視。
- ・ 細かい末端部分に限らず、本質的に放射能は危険である。これ以上、核廃棄物を増やすべきではない。

FAXは03-5114-2179へ

1227F40

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

- < 内容 >
- 福島原発の悲愴な実態にたどり着くにも関わらず、女川原発再稼働は認めなければいけない。
 - 人間が作る構造物の100%壊れない物はないにせよ、からず原子炉という危険な燃料を使って電力を発電するのは、人が生活しているこの世の中には全体タマゴと思う。
 - 2号機に合格サインを出した規制委員会ですが、一番大事な住民の命を守る事、避難道の整備、避難計画の実行性の高い対策等が改善される点があり、合格のサインはおかしいと思う。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F41

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	
電話	FAX
メールアドレス	
意見/理由	該当箇所 頁 行目
<p>原子力規制委員会は何のためにあるのでしょうか。</p> <p>読んで字のごとく原子力を規制するために設けられた機関であると私は理解します。</p> <p>何故に原子力を規制するか。原子力は危険なものであるから設置された。</p> <p>原点に戻して下さい。許可申請書を審議する機関ではありません。原子力は規制の対象です。</p> <p>今現に存在する原子力人智では制御できない放射能を排出し続ける原子力発電を安全に、速やかに終息させるために電力会社、各社を規制する機関です。</p> <p>是非、その観点から日本の原子力発電を規制して下さい。</p>	

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11p 48頁
P

< 内容 >

女川原発は近し破壊された宮城県沖の地震震源地に近い。
地震津波の甚大な被害、甚大な津波で十分とは言えない。
なお、塩釜市防災計画はフォームが来た上、自宅の*エドックX100で
なんと津波対策計画は全く対応が外れているとを申し上げます。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F43

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話
メールアドレス

FAX

意見/理由

該当箇所 頁 行目

福島第一原発事故の時、女川原発も
紙一重の状況でした。

ヒロモたんさんあつて、事故が起きた時の
経緯もあつていいです。

女川原発2号機、再稼働御中
もめでたさい。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

1227F44

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 V1審査結果 第499ページに対して

<内容>

女川原発の重大事故を起してから運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「核のゴミ」を増やしたけである。

正すべきは、原発に固執している政治です。「原発ゼロ」法を制定し、再生可能エネルギーの開発、普及による希望ある未来に踏み出すことが今こそ求められています。

アメリカのように周辺住民の避難計画も審査対象とすべきと考えます。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1227F45

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 > ① 避難計画がズレる。

② 規制委が合格を出すべき工事も何十億円以上の金額をかけた工事もしてる。不合格は及ばず、もともと茶番劇である。住民は動かしにくいのだ。

③ 東北電力は事故損傷(1号機を含め)詳細をかくしているのではない。いかに合格は得られない。
急内

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 美用炉審査部門 宛

1227F46

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 499 頁	
< 内容 > 発電コスト	
<p>福島第一原発事故により、原子力発電所の発電コストが明らかになった。今まで計上されていなかったコスト「地震津波への対策費、テロへの対策費、廃炉決定後撤去完了までの費用」をとして、2011.3.11により発生した数十兆円の被害。国民はウツに気付いている、原子力規制委員会 は原子力事業が日本経済への悪影響についても発言すべきだ 東芝、日立など日本を代表する企業が原発の為に大きな損失を受けている。原子力事業は日本を滅ぼす。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F47

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 33 頁

< 内容 > 震災の影響

女川原子力発電所の建物には、1000カ所以上のコンクリートのヒビ割れが発生しているとされている。震度6強以上の地震が再度発生したら耐えられようか。設備は耐えられたのか。10年近く動いている計器の精度は維持されているのか。

充分な検証をした合格判定したのではないかと

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F48

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > ^{318~328}
329 頁

< 内容 > 断層について
女川原発近郊には、F-6~F-9の断層があり、近くには長町、利府断層が
あり。宮城県北部地震のように予期せぬ断層の活動は常に起り得る、
このリスクをどのように考えよか、明確に示すべき。
安全と判断するのであれば、その根拠を明記すべき。
断層の動きを予測することか、可能とは考えらる。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F49

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 6p 頁	
< 内容 > 人材確保、教育	
2011年事故以来原発の稼働は停止している。その間、職員は設備点検等で訓練を継続しているとしても、稼働時とは異なり、再開できる体制は作れたのか、ケアレスミスの許せぬ現場であり。	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

住居避難計画について

なぜ再稼働の前提条件に住民の避難計画が対象とならないのか責任を弱い自治体に押し付けることは無責任で世界中からのわらいものになりますよ。いつまで三等国並なのですか。

県民をばかにするのはいかがかと感じています。周辺住民の避難計画も審査対象として下さい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされ、さらにこれと同じ沸騰炉型(BWR)である女川原発の審査が十分にできずはじかありません。信用できませんよ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

2019. 12. 27

女川原発に関する意見提出（その2）

〒

Tel.

1. 初めに

本書は12月9日付で書留・特定記録郵便物として送った女川原発に関する意見書のその2である。続きとしてご検討いただきたい。

2. 審査書の果たす役割（限界）について

意見募集のパンフレットにも記されているように、この審査書（案）は、女川2号機が原子炉等規制法や関連法規に適合し、規制委員会が決定した各種のガイドに適合していたことを示すものである。手続き上の要件を満たした事を証明するものである。別の言い方をすれば

原子炉を安全に運転できることを認定するものではない

規制委員会は審査書が安全証明書として一人歩きをしないように、国民に周知徹底させる義務を持っている、このことを重く認識すべきである。審査書が公表された後は、その果たす役割が逸脱されないように、常に監視し続けなくては行けない。

悪用されたまま放置されると、規制委員会の次なる審査書は国民から信用されなくなるであろう。

3. 単一事故を回避する方法について

審査書（案）を通して変更許可申請書の内容を推定するに、申請書では、考えられる単一事故を想定し、それらをいかにして安全側に収束させるか、多くのケースについてその方法が書かれているのであろうが、見落とししたケースがないと言えるのか。

大災害の極度の緊張感の中で、限られた時間内で、故障個所を適格に特定し、安全側に収束できるとはとても思えない。

災害時には単一事故のような事故が各所で多数発生しているであろう。周辺計測器も故障し、指示値が狂っていることもある。それらを確実に判断し、しかも限られた時間内で、安全側に収束させることは不可能であろう。

4. 安全性を数値化して評価すべき

現在の安全工学的手法を用いれば、説明の方法がどの程度の安全確率で達成できるかを数値で評価することができるのではないか。確率が低ければ確率が高い処理方法を東北電力側に提出させるべきである。原発事故の重大性を考えるに、数値による安全性の評価が是非とも必要である。

規制委員会は変更許可申請書の内容を鵜呑みするのではなく、本当に実行できるかの可能性まで踏み込んだ議論をすべきである。私が原子力規制委員会から送っていただいた審査書(案)には規制委員会の委員名は載っていなかったが、もしも安全工学研究者や精神分析研究者が委員に入っていなかったとすれば、そのような研究者も委員に加えて議論をやり直すべきである。

5. 自然災害や航空機テロについて

大規模な自然災害や航空機やテロに関しては、495ページに対応ができない旨の記載がある。しかし、九州電力の原発についてはテロ等の対策が不十分であるとの理由で審査が中断しているようだ。女川原発でもその対策を完備すべきである。

6. まとめ

原発事故は、一つ間違えれば、県単位を超えた大災害に発展する。原発事故は絶対に起こしてはならない。

規制委員会は独自のガイドなどを用意して安全対策に奮進している様子は伺い伝わってくるのだが、所詮人間の浅知恵、至るところ穴だらけであろう。そのような穴がほころんで重大事故に発展した責任は誰が取るのか、やはりここは原発廃止しかないのではないか。

規制委員会には、現首相が諦めるまで、時間稼ぎをしていただきたいのだが。

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32頁

< 内容 >

女川の原発は東日本大震災をはじめ、何回も巨大地震にあいました。被災原発でも、ECSのロビが入った建屋設備などの検証も十分ではないと思います。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島原発事故の様な事を考慮と
 不字を控えます。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<p><内容> 反対です</p> <p>住民投票した意味がないし勝手に決められては... ちと強引な再稼働等も決めてほしい。 とりなす現段階で電気は由に合はぬので再稼働の意味がない 原発に税金をかけるより再生可能の事によりなす方がいいのでは?</p>
--

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島第一原発と同じような事をくりかえしたくないから。
 いっかは、日本から原発はなくなってもいいと思う。
 他のエネルギーで安全な電力を作ていかなければなら
 ないと思う。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

蓄電池が8時間しかもたないのでは
不十分だと思います。

意見送付の宛先

住所:〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

事故があったら、これは安全のため反対です。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発はなくなるのは、こまりまうけど、福島のように
 何たらと見るとこわりです。
 りろは、水産をやっていまして、よけりに、じゆうです
 松葉は年ごとので、いりけれど、孫連か心配です。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

震災後の福島の様には、なってしまうのは、怖いので、反対です。
 原発の損傷して、人の命です。どうにもほらない事を。
 この先、どうするのだからと、思うと不安になる。
 原発でエネルギーを作らず、自然の物、太陽光を。
 もっと利用すべきだと思います。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

絶対反対です。

好心、原発の必要はないのか？

原発の ~~安全~~ 確保はいつまで 電気は足りるのか？

意見送付の宛先

住所:〒108-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

私には小学1年生と年長の息子がいます。
 原発再稼働には断固反対です。
 なぜかという子供たちを守りたいからです。
 もし、万が一の事があたら、誰が子供たちを守ってくれますか？
 万が一の事が無いと言い切れるなら再稼働してもかまいませんが、たった
 数年前に福島が大きな目に合われてまた別に危険な事を許さ意味が
 全くわかりません。
 「原子力のおかげで電気があふ生活をできていふらう」と言われれば
 それまでですが、もっと良い方法で電気を供給できるものを考えた方が
 反対されるに済むと思います。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

日本全部の原発稼働反対です。
安心して生活したいです。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>
 福島第一原発の原因究明がなされていないのに、
 同じ沸騰水型である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島第一原発のように原発事故が起これば、たら
どうするのか。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発が事故時。
 今、住んでる所で。
 暮せなくなります。
 そう思うと。
 日々の生活が
 不安になります。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所
氏名
連絡先
電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

現在の道路事情は交通渋滞を常時みまおしているのに進路路という特別な道路等も整備できてないのか? 話の外である。福島原発も8年経過しているのに建屋の囲いさえ、これから計画との事。家を建てるのに便所のない家を作る様な原状ではいい。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 各家庭としては必要なくともですが、反対と致します。
- 核入工を増やすつもりでなっております。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

1227F69

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉

- 一、福島原発事故の原因究明がまだできていない。究明が先であり、
終ってからであり、同じ沸騰水型の女川原発の設備、機械類、
計器類等の審査が十分できないうと見う。(P150)
- 一、原発は稼働する事によって、生物全般に害を及ぼす放射能や放射性
廃棄物を発生させる。無害化する技術が無く、現在、無事に事故が無く、
運転終了を向えても、廃棄物は何万年、何十万年も将来に引き継がれる。(P449)
- 一、女川原発の稼働はコスト的にも負担が大きい。安全対策と、汚染対策は、
将来の核のゴミをどの程度を考慮して、膨大な数字になる。その費用を再生エネルギー
に回すべきと見う。(P449)
- 一、重大事故が起きた場合の自治体の避難計画の実行性を審査対象におく。
(P152)
- 一、その他、ケーブルの問題 (P116P)、サイバー攻撃への対策の不十分さ (P110)、工場の4-
か無しの問題 (P395)、基礎地盤変動を考慮する不安 (P20) (P11, 48)、火山の危険
(P90)、多数のL2の検証は十分か (P32)、等々。自分達で解決できる核の
ゴミを将来に引き継ぐ原発の再稼働はすべきではないと見う。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:

電話: 03-3581-3352(代番) 03-5114-2111(直通)

1227F70

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目 全体に於して

(内容)

東電福島第1原発事故の検証が不十分で事故原因の究明も進んでいない。規制委員会としても事故の分析を行っている最中で、未だに不明な点が多い。
女川原発は福島第1と同じBWRで、しかも震源に近く津波の影響より地震による影響の検証が不可欠である。審査の中で十分検証がされたとはみえないので、事故原因究明と検証を先に行うべきである。

郵送先: 〒106-8460 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:

電話: 03-3681-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1227F71

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所				
氏名				
連絡先				
	電話	FAX		
	メールアドレス			
意見/理由	該当箇所	頁	行目	
<p>女川第二原発の再稼働に反対します</p> <p>理由</p> <p>東京電力の福島第一原子力発電所1~3号基について未解明問題が記載されています。</p> <p>未解明のままで同型基の再稼働を容認することは許さず</p>				

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-8-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F72

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所				
氏名				
連絡先				
	電話		FAX	
	メールアドレス			
意見/理由	該当箇所	頁	行目	
<p>女川第二原発の再稼働に反対します</p> <p>理由</p> <p>東京電力の福島第一原子力発電所1~3号基において未解明問題が記載されています。</p> <p>未解明のままで、同型基の再稼働を容認することは適切でない。</p>				

意見送付先 住所 〒106-8460 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F73

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川^新原発の再稼働に反対します。

< 該当箇所 >

頁

茨城県は、女川原発から30kmから40kmの範囲に反対

< 内容 >

茨城県には、避難計画は無い。事故時には避難者が殺戮し、交通は渋滞し、道路橋が破損すれば避難は不可能になります。24時間避難生活は24時間故郷には帰れません。アメリカの賠償は、日本の約30倍です。また、原発は96基です。六本木は土地を埋めてアメリカやロシアは原発事故の地を放棄します。(もし、アメリカの国をすべて所有する原発数で日本は2は多い)。日本の所有数は3基か4基減らす。原発事故が起るとは、移住の場は無い。原発は、日本で採りてはならない発電施設です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきます。連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F74

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話)
FAX)
メールアドレス)

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉10頁 行目 地震による損傷の防止

〈内容〉

女川2号炉は東日本大震災の際に地震により損傷を受けた。施設や機器がたぐさみあり。原子炉建屋の耐震性、1130ヶ所のひび割れが確認され、東北電力は建屋の剛性の最大70%低下を報告している。更田委員長も、剛性の問題については懸念している発言もしていたと記憶している。大地震で被災した原炉にはより一層の慎重な審査が求められて当然である。しかし、被災した施設や機器の補修の実施とその実効性の検証はしたかどうかの記載が審査書案には見当たらない。検証を行う再審査を求めます。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<p>< 該当箇所 > 152 頁 494</p> <p>< 内容 > 女川原発2号機の再稼働には反対である。 ① 事故を前提に作成義務づけの避難計画は 効果的でない、極めて不安である。 ② ティに対策実施の旨の指示を与え合理的理由はない。 5年間のティがあるという保証はない。</p>	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F76

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 女川第2原発の再稼働に反対します。

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > 震災直後に出生した赤ちゃんの事が心配していると助産院を頼りて来られました。可愛い顔も思い出すたびに、甲状腺ガンかとも安心しております。
女川第2原発の再稼働に反対します。

理由
日本は地震大国で、世界の地震の割が日本列島周辺で発生してる。
「その地震の大きさは現在の地震学では相定できない」が、
科学者の意見です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

1227F77

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 仙台に住んでいる者として再稼働に反対です。
福島原発事故でとびきり多くの方が苦しんでいることでしょうか!

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>貴取(規制委員会)の審査は「新規制基準」に限定しているように思われます。私は住民の安全、安心をおとすか否か全てについて検討してしかるべきと考えます。

また、原発を稼働させれば日々排出されるトリチウム水について真剣に誠実に検討をされ、その害害について国民に知らせるべきではありませんか。通常水とトリチウム水の区別が不明な生物は、体内にはトリチウムが、遺伝子へ入り込む危険があります。遺伝子に取られればトリチウムが、出る悪エネするとの認識がなされているのか。

福島原発事故で大量に排出されたトリチウム水は、多く貯蔵されてきました。先日「放出」案が示されましたが、どうなるか心配です。

原発は、日常的に公害(トリチウム水)を垂れ流すことにはなりません。SFPEが叫びかけている中、人類の生存をも左右しかねない現実を目をこらさずたまたまの女川原発再稼働は、認めるべきではありません。

意見送付の宛先

住所: 千106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-6114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

耐震安全性の評価ですが、女川原発2号機の基準地震動S2は950ガルだったと思います。こんど1000ガルに引き上げましたが、約3倍です。そんなに裕度があるのでしょうか。地震応答解析において、減衰係数をはじめいろいろなテクニックを駆逐して、基準内に収める工夫などしていないのかと疑いを持っています。ご検討ください。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 396 頁 行目

<内容>

水蒸気爆発に関する韓国の実験データを改ざんした資料を基に審査をしていたなど驚く事態が発覚しました。規制委員会の資格が問われる重大な問題です。こんな審査は無効であり、審査をやり直すべきです。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

水素爆発の衝撃がまざまざ。福島第一原発3号機の原子炉建屋が、規制委員会の公開された写真で明らかにされた。女川原発では19個の水素再結合装置とフィルターベント、建屋ベントなどを設置し水素爆発を未然に防ぐとしているが、900kgも一気に生成される水素を結合装置だけで取り除くことはできない。東北電力の試算は、数十時間で徐々に水素が漏れ出すというシナリオで、とても現実出来ではない。まして、建物ベントになれば水素ガスとともに大量の放射性物質が放出される。まさに格納容器の閉じ込める機能の喪失であり、住民の安全を考えると、女川原発2号機の再稼働は許されるはずがない。規制委員会の責任が問われる。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

110
 <該当箇所> 頁 行目

女川原発の近くに航空自衛隊松島基地があります。

2000年(平成12年)3月22日 航空自衛隊松島基地所属のT2練習機が女川町指浜山林に墜落。原発から約9km。一人死亡。

同年7月4日 同基地所属のT4ブルーインパルス2機が牡鹿町泊浜山中に墜落。女川原発から4.5km 3人死亡。

さらに同基地が自ら設定した飛行禁止区域、原発上空3.6kmの圏内に侵入し飛行していたことも判明しました。

今年、女川原発上空を4回にわたって飛行していたと国会で問題に。

これにテロ対策が加わります。

このテロ対策の重要施設に5年間猶予期間が設けられていますが、この5年間に飛行機が墜落したり、テロが発生しないという保証があるのでしょうか。

5年間猶予を与える合理的根拠はありません。

FAXは03-5114-2179へ

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

原発は現在人の力の知力を超えても制御出来ず、重大事故をふせぐ事は出来ず人
 でのみの、絶体には使用しないして下さい
 私たちの子孫のため、地球、宇宙のため
 にも使用しないして下さい
 お原宿いしあ お原宿いしあ お原宿いしあ

2019年12月27日

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

10月13日、台風が来た日、孫の誕生会の予定でした。女川のご両親も招待して頂いたのですが、浦宿も楢井も冠水して行って行きたりけど行かれないう連絡が入りました。

ゾーッとしました。もしも原発で事故があり逃げなくてはならないことになっても今のままではただ死ぬのを待つだけ。なんと恐ろしい。

避難対策、避難路の確保も視野に入れた「合格」をお願いしたい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F86

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 22 頁

< 内容 >

女川原発は、東日本大震災で被災した浜珠原発と同じ、宮城県「女川」原子力発電所2号機の安全性に関する検討会でも再稼働に向けて議論が繰り返されてきた。この中で、再稼働に向けた審査では、該機が原子炉建屋の剛性の問題を中心とした設備機械類、計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分である。女川原発は繰り返した大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最近の原発であり、宮城県民は、「次の原発事故」に不安を抱かざるを得ない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2170

1227F87

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 449頁 審査結果について 行目

- 女川原発は、日本有数の地震の巣の中にあり、想定外の災害に遭遇する確率が他に比べて高い。原子力の信頼性が揺らいている今、そんな原発を再稼働させるのは国民感情と無視していると言わざるを得ない。
- 避難計画は現実的なものではなく、安全な避難が保証されないままの再稼働はありえないこと。
- 避難についても、自治体ではなく、東北電力が責任を負うべき。
- 避難後の対応についても現実的な計画を作成すべきで（東北電力の責任で）、それらを総合的に考えた^上での再稼働議論であるべき。
- 許可を出す規制委員会及び国の責任も明らかにすべき。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F88

「東北電力株式会社玄川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 499 頁 行目

。使用済み核燃料の処理方法のメドもたっていない
現状で再稼働はあまりにも無責任である。
自然エネルギーが増えつつある中、原子力の必要は、もうない。その分を残しておきたいために、
自然エネルギーに「出力制御」を加えようとしている
政府、電カムラの考えは、世界の流りに逆行している。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つが佳でもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F89

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 499 頁

行目

審査結果について.

女川原発は、3.11東日本大震災で被災した原発である。巨大地震の震源域に近いという立地条件にある原発である。実効性のある避難計画も策定されておらず、再稼働を認めることは、あまりにも無責任であり、国民の安全を脅かすものである。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先	電話	FAX	
意見/理由	メールアドレス		
	該当箇所 152	頁	行目
<p>何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。 避難計画の責任は自治体に押しつけられ、おおよそ実行性のない机上のプランとなっている。住民の安全を確保するために周辺住民の避難計画も審査対象とすべきである。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F91

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
2019.12.27			
<p><u>女川原発再稼働に反対します</u></p> <p>原発はこれまで大事故を「け」でも 1979年スリーマイル島原発事故、1986年チェルノブイリ原発事故、2011年の福島第一原発事故と 3度も起きています。安全ではありません。この安全も保障されません。既存の放射性廃棄物の安全な処理方法も見つかりません。福島原発事故による被害状況は広範囲に深刻に存在しております。事故の責任も東電も政府も誰ひり取りません。原発を全廃し、再稼働すべきではありません。自然エネルギーに転換すべきです。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F92

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

女川原発が重大事故を起こさずに運転終了を迎えたとしても、
処理方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。

正すべきは、原発に固執している政治である。

「原発ゼロ」法を制定して、再生可能エネルギーの開発、普及による
希望ある未来に踏み出すことが今こそ求められている。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 6 頁 行目

女川原発の歴史はトラブルの歴史でした。これまで数々のトラブルを起こし、そのたびに対策を講じたはずですが、決して解消されることはありませんでした。あの安全・保安院でさえ、「品質保証体制はCランク」の評定をくださいました(2006年7月)。2011年の福島原発事故以降も、2015年 東北電力 女川1、2、3号機の地震後の設備健全性確認の点検記録について再確認したところ、計4188件もの記録不備が見つかったと公表しました。2019年に限っても、2号機の燃料プールのポンプ停止、モニタリングポストの伝送異常、3号機において放射線モニタの数を満たしていない保安規定違反など、技術や知見の不足によるトラブルが相次いでいます。これで女川原発を安全に運転できる技術があるといえるのでしょうか。万一、運転員の技術では対処できない事態が起き大事故につながった場合、規制委員会の責任が問われます。

女川原発は稼働してから35年たちますが、実際に動いた期間は短く、2011年の東日本大震災以降止まったままです。運転の経験者は激減しているのではないのでしょうか。仮に再稼働が2020年後半として、ほぼ10年以上止まったままの原発を動かす経験をした人は東北電力に一人としていないと思います。

ハインリッヒの法則がありますが、いつ大事故を起こしても不思議ではないほどトラブルを繰り返し、運転経験も少ない東北電力に、安全に原発を動かす資格を与える規制委員会の見識が問われます。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

何故 住民のヒヤン計画を審査対象とし
たのか、ヒヤン計画の責任は自治体に
押しつけておいて 実効性のない
机上のフロンティア (152p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-6114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

※女川の原発の地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり策定された基準津波で十分だとは言いきれません。(11p.48p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 発電炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島第一原発事故の原因究明がなされていっているのに同じ沸騰水型 (BWR) である女川原発の審査が十分に出来てはすかない。(150p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8460
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 奥用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見／理由

該当箇所

頁

行目

女川原発の再稼働に道を開く審査書案に反対する。

3・11の事故が起きた時、私たちは早く原発をゼロにしなければならないという思いを強めた。規制委員会は、それ以前の組織の弊害を取り除き、原子力政策を抜本的に変える役割を担って発足したはずだった。100%再生可能エネルギー社会への道筋をつけるという大目標を前提にして「規制」を進めてほしいと期待した。安全基準を作り、それに適合しているか否かを審査することだけが求められているのではないのだ。結果として再稼働への道を開き、再び原発依存社会に逆戻りさせることは許されない。

多くの項目を審査し新規制基準に適合したと判断したとしても「絶対に事故が起きない」と保証することはできないと言う。事実、何が起きるか想定できないのだ。仮に29メートルの防潮堤で津波が防げたとしても、「配管のお化け」と言われる設備が何十年も頑丈さを維持できるとは思えない。稼働することによって増え続ける核廃棄物はどうするのだ。せっかく緒についた女川の復興を妨げ、またも原発に依存する歪んだ経済構造を押しつけるのか。それらに対する規制（ブレーキ）役としての賢明な判断（「合格」撤回）を要求する。そして、1Fの事故処理とすべての原発の廃炉にエネルギーを集中してほしい。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出

住所

氏名

連絡先

[電話]

[FAX]

[メールアドレス]

意見/理由

該当箇所 91頁 下から11行目から92頁9行目

端的に言っの「火山ガイド」23頁の「基本フロー」で言う個別評価については、貴委員会の審査結果の結論は、91頁下から11行目から92頁9行目で述べられている。

ところで、「火山ガイド」の7頁に指示されている「火山学的調査」の内容としては、火山灰、火砕流、火砕サージ、火山性プラスト、溶岩流、火山泥流、土石流、岩崩なだれ、地殻変動が列挙されているが、そのうち審査書案の前記箇所においては、火山灰以外は上掲すべての事象について、曲がりなりにも言及されていると言えなくはないが、火山灰については言及は皆無である。

当該審査のこの審査段階にあつて、火山灰について審査した形跡が全く認められないのは重要な片手落ちで、この審査の粗漏は看過されるべきではない。火山灰問題は無視して済ませる問題では全くないからである。そのことについて下記2点を指摘する。

その第1点は、上記当該審査は「火山ガイド」に従っているまでであるとして済ませないと考えられることについてである。「火山ガイド」はあくまでも内規であり、貴委員会マターの基準であるから、不適当な面は随時すべからく改めて審査を行わなければならないことは言うをまたない。

第2点は、火山事象としての火山灰についての飛散想定や報告、記録されている文献は余りにも多い。そのひとつ国の機関である気象庁の発表している降灰の厚さからみた社会活動分野別被害を見れば、火山灰の危険な事象であることは瞭然である。たとえば、2004年の富士山ハザードマップ検討委員会による想定される被害として、交通分野では10cm未満で通行不能、さらに降雨があれば、数センチはおろかミリ単位の降灰で通行不能、停電発生が挙げられている。2011年の霧島山噴火で晴天下5cm 未満で通行不能の被害があったことが新聞紙上で報道されたことは記憶に新しい。

紙上で報道されたことは記憶に新しい。

91頁下から3行目以降の個別評価の記述にあるとおり「原子力発電所に影響を及ぼし得る火山(11火山)と敷地との位置関係」を検討し、前記のとおり火山事象について審査しておきながら、唯一「火山灰」については一切度外視されている。仮に検討対象火山として11の火山について、火山灰に関する文献調査上も不明で、地質調査(降灰層厚についてだけでも)を実施しても不明の場合、「火山ガイド」の9頁にあるとおり「国内既往最大到達距離を影響範囲」として火山灰降下の層厚を確かめ、その影響を必須としなければならないことは明らかである。

たとえば、文献上鹿児島県の恰良カルデラ火山Tn(AT)火山灰の等層厚線図(町田、新井、2003年)によれば、女川原発は5cmから10cmの降灰地域内に位置する。審査書案のこうした火山灰については原発施設設備、稼働上の危険性についての検討を一切ないまま「影響を及ぼす可能性が十分に小さい」という結論は断じて有り得ない。

冒頭で触れた「基本フロー」上、こうして「立地不適」は当たらないと強弁しておいてから「降下火砕物」について續々検討がなされても大いに信頼性を欠く。

意見送付先 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

1227F99

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見書

令和元年 12月 27日

住所

氏名

連絡先 電話・FAX

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案の再稼働案は撤回し、廃炉にする事。

理由

東京電力福島原発事故に見られるように、発電用原子炉による原子力発電所の事故や廃炉による放射能汚染処理対策は、確立されていません。従って、原子力発電所は、自然環境を悪化し、人間を含む生物の生存を脅かします。

社会生活に必要な電力やエネルギーは、太陽光など自然エネルギーを活用すべきです。

原子力規制委員会は、原子力発電所の事故による環境汚染や健康被害の責任を将来にわたり、取れるのでしょうか。原子力委員会は、原子力関係企業や誘致自治体の主張をうのみにせず、国民の圧倒的な声である再稼働は、中止すべきです。

地球温暖化で自然災害が強大化する今日、自然環境と健康を破壊する原子力発電は、即時中止させるよう、再稼働中止申請書に審査書を改めるよう、重ねで強く要請します。

以上

1227F100

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所 〒

氏名

連絡先 電話

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見・理由

日本政府が科学的・技術的に安全であると推進してきた原子力発電所が、2011年3月11日の東日本大震災において、福島第一原子力発電所はメルトダウンを起こし、周辺住民の故郷を奪ってしまいました。福島第一原発の事故は「想定外」のことだと繰り返し説明されてきましたが、自然災害が想定範囲内で起きると言い切れるものでないことは、この間の相次ぐ災害によって明らかになっています。この事故の原因究明も事故処理もめどが立っていないにもかかわらず、そして今なお避難生活を余儀なくされている方々がいる中で、同型の「沸騰水型原子炉」の再稼働を認めるということは絶対に許すことはできません。また福島原発の事故後の汚染水処理対策や放射能廃棄物の最終処分場も確保できない中で、なぜ再稼働させるのか、誰がどうそれらの責任を取られるのでしょうか。この間福島原発の事故でも、電力会社や政策を推進した政府、誰一人として責任を取られる方がいない中で、再稼働の結論はあまりにも無責任ではないでしょうか。

私たちは強く抗議するとともに反対の意見をお送りします。

①「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できません。

新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して 3Sv、全身に対して 0.25Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」(1964年制定)の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム 137 で 100 兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然であると考えます。

②東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していません。

女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉(BWR)であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえることが必要不可欠です。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられるのではないのでしょうか。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきではないのでしょうか。急いではことを仕損じます。

③新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず、周辺住民は不安大です。

新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきです。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にははげ崩れにより避難が困難となった住民も多い地域です。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されています。

また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されていました。

住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要不可欠であることはいうまでもないことです。

④女川原発は地震による負荷を受けた被災原発です。

女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」です。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準値震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘(東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学)もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではありません。

国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6~7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも大きな問題です。

先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となりました。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題であり、次の巨大地震などで、同じように耐えられるのかも疑問です。

1227F101

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置
変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理

<該当箇所> 494 頁

<内容>

○規制委員会は今年4月、テロ対策で原発に義務付ける「特定重大事故等対応施設」を期限内に設置できない場合は運転停止命じると決めた。そして(福井県高浜町)、高浜3号機は来年8月、4号機は10月を設置期限としていた。一方九州電力は今年10月、川内原発1, 2号機(鹿児島県薩摩川内市)の一時停止を発表。川内原発は特重施設の完成遅れに伴い原発を停止する全国初の事例となる等、高浜原発が2例目となる。そして、関西電力が高浜原発3, 4号機(福井県高浜町)の運転を来年8月と10月にそれぞれ停止する方針を固めたことが26日までに分かった。運転の継続に必要なテロ対策施設の設置が遅れ、原子力規制委員会の求める期限に完了できないと判断した。と12月27日付けの河北新報8面で報じているが、どうして女川原子力は重大なテロ対策の実施を5年も先送りして稼働させるのか万一、稼働中にアラブの石油施設がドローンで攻撃を受けて爆発事故が起きた様に、もし女川原発も同様の攻撃を受けて爆発事故でも起きれば東北一円だけでなく、日本全国が駄目になると思われます。この豊かな恵みを与える三陸の海・陸も全てが駄目に！
大事な日本を未来ある子供たちの為に残そうではありませんか！東北電力は是非、再稼働をやめてほしい！。福島第一原発が爆発炎上してからもう9年目を迎えようとしているが、今だに解体撤去も進まない。そして自分たちが作った原発を撤去できないばかりか行先さえ決まらないデブリ、撤去しても隣に移動するだけで処分先の無い燃料棒ばかり、もう原発をやめて下さい！

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきますことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入して下さい。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

〒

連絡先

電話・FAX

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 141 頁 12 行目から 231 行目まで

女川原発 2 号機が福島第一原発 1 号機と同じマーク 1 型格納容器を備えた沸騰水型(BWR)であることは周知のことである。その福島第一原発 1 号機の燃料溶融(メルトダウン)の真因は東電等が主張するとおり、津波による SBO にあるとすることには疑問が呈され、その疑問が解消されたとは到底言えない現況にある。なお SBO は地震後、約 50 分経過してから発生している。

今年になって、元東電の社員として福島第一原発の炉心管理を担当する、いわゆる炉心屋だった人から公にされた見解が知られるようになっていく。今年3月と5月の原発訴訟の証人としての証言や総合月刊誌「文芸春秋」2019・9月号のレポートがそれである。炉心の過渡現象記録装置のデータにつき、ローカットフィルタリング回路処理後のデータのみを公表し、冷却材の炉心流量が SBO 前は完全に止まることはなかったので炉心溶融が始まったのは津波による SBO によるというのが、東電の一貫した見解であるのに対し、ローカットフィルタリング回路処理前のデータから地震後、約 90 秒前後から冷却材の炉心流量はゼロになり、炉心溶融が始まったのはその時点からとの見解は無視しがたいものと言わなければならない。

後者は圧力容器につながる細い配管からなるジェットポンプ計測配管の地震動に伴う破損により、炉心の方が一に際しての装置である「自然循環」系がやられて燃料被覆管の表面にびっしり付着した気泡体が空気の層となって冷却材から隔離され、溶融の真因となった可能性が極めて大であるとする見解であるが、この見解に対する東電や規制当局からの反論等が公表されていないのではないかと。

この後者の炉心溶融の真因を地震動に見る具体的な見解の妥当性如何につき、何の検討もないまま、141 ページの「Ⅲ-12 炉心等(第 15 条関係)」の審査結果が示されていると解される。そうだとすれば、この審査結果はリアリティの外側の絵に描いた餅以上の何物でもないということにならないか。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門

FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

その1

住所

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 p93, p94, p98

降下火砕物の評価について

火山ガイドは「(降下火砕物は)広範囲な送電網の損傷による長期の外部電源喪失や原子力発電所へのアクセス制限事象が発生しうることも考慮する必要がある」と記しています。これに対する審査書案への意見を述べます。

① 降下火砕物について「最大層厚15cmと設定した(p93)」として「火山ガイドを踏まえたものであり妥当であると判断した(p94)」としています。しかし、気象庁の「降灰の影響及び対策」には道路は、2.5cmで通行不能となり、1~2mmで除行運転」としています。このような道路事情の中で、原子力発電所へのアクセスをどう確保できているのでしょうか。住民の避難計画も確認されておらず、交通網は寸断されている中でアクセス確保が妥当であるとは、断じていえないと考えます。アクセスの確保には、自治体との連携が不可欠であり、一企業の設計対応が不可能な程の重大な火山事象であると考えます。
(※ その2へ続く)

意見送付先 住所 〒108-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 P93, P94, P98

(※そのから続く)

② 非常用ディーゼル発電機の7日間の連続運転を可能とするものであり、火山ガイドを踏ませたものであることを確認した(P98)としています。しかし、2011年3月の福島原発事故の事故対応を踏まえると、7日間でこと足りとは考えられません。又、7日間の行動計画がみられず、確認することはできません。そこで、「設計再検討」が必要であると考えます。

③ 以上のように、このような重大な結果をもたらす「降下火砕物」が「個別評価」において評価されないのは不合理です。

したがって、火山ガイドを踏ませて審査するのであれば、「降下火砕物」を「設計対応が不可能な火山事象の中で個別評価すべきものである」と考えます。評価ガイドの基本フローを火山ガイドを踏ませたものにして審査するのが、原子力規制委員会の審査の根幹に関わるものと思います。

意見送付先 住所 〒106-8460 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F104

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<p>< 該当箇所 > 22 頁</p> <p>< 内容 > 女川原子力発電所は東日本大震災はいい。度重なる大地震に見まわれ、建屋、設備が損傷してきている。 東北電力はその状況についての情報公開が全く不十分で、住民の大半が正確な情報を得ていない。従って、信頼する状況で絶対とはいえない条件下、人間の能力でコントロールできる核物質を扱うにふさわしい環境整備を徹底したとは思いません。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11P 48頁P.

< 内容 >

東日本大震災を体験した者にとって、あの福島での原発事故は、
恐怖となって今でも鮮明に脳裏に刻りついています。
身近に女川原発があることは、なおさらのことです。
基準を満たしたからという、合サインには 区内線ではない、
こうして今も日々各地で地震が起きている。
巨大地震、津波の予報には 限界があり、女川原発稼働
には絶対反対です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 安全規制管理官様

女川2号機^の再稼働^に反対^{します}。

理由は、以下の通りです。

1. 震災により被災した施設や機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案に記載されていない。検証を行った上で、再度審査を行わなければならない。
2. 水~~蒸~~気爆発が発生しないことを前提にしているが、その前提に問題がある。
3. 福島第一-原発2号機に起きている汚染水事故について、検討しておらず、防止策もとられていない。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

何故住民の「避難計画」を審査の対象としないのか、
避難計画の責任は自治体に押しつけられ、おおよそ実効性のない
机上のプランとなっている。実効性のある避難計画が
なければ「原発を動かすべきではない」。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F108

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所 〒

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

- 福島第一原発事故の原因究明がなされる。終息の目途も立っていない中で、同じ沸騰水型 (BWR) の女川原発の再稼働には絶対反対です。(150p)
- 何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか？ 避難計画の責任は自治体に押しつけられ、実効性のない机上のプランとなっている。(152p)

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32 頁 女川原発は東日本大震災をはじめ
< 内容 > 何度も巨大地震に合った「被災原発」です。
多数のヒビが入った建屋で耐久性の低下、設備、機器類の被災検証が不十分
です。
150 頁 福島第一原発の原因究明がなされて
いないにもかかわらず、同じ沸騰水型
(BWR)の女川原発の審査が十分に
出来るはずはありません。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 899頁 行目

<内容> 日本は地震が多発し、数百年動かないと想定した地層が、再稼働しても「核のゴミ」を安全に保管できない。想定外の大地震で原発や「核のゴミ」が放射能が大量に発生する可能性がある。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 33頁 行目

<内容> 炉壳は地震を想定して設計されている。

原子炉内部や大量の配管の内部の安全性を
確認できないのに、地震の影響はなかったと
判断は怪しい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 買 行目

<内容>

女川原発は東日本大震災はいわゆる
巨大地震に見舞われた(被災原発)
多数のレビが入った建屋の剛性低下
設備、機器類の被災の検証も
不十分です(32p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発の事故に想定外は許される。
電力会社の経営陣は利益優先で
思考能力が悪い。頭をさげたくらいで許される
ものではない。人々の人生がやんでいる。
福島の人々をみたらいい!! (VI審査結果, 第499p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8460
東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2178

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

巨大な防潮直下の地盤改良という
難工事と本当に完遂できるのか、
それによって十分な地盤強度が得られるのか、
検証せずに検証せずに審査は
終わらせないです(42p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 処理が出来ない物作らないでほしい
- 今を1日処理を早くできず技術を開発してほしい。(Ⅱ審査結果第499p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

いまだに核のゴミを処分する方法がない。それを承知で女川原発を再稼働させるのは無責任だ。

福島原発事故を見るに、万一女川原発で同じような事故が起きても、だれも責任を取る人がいない。子や孫にそんなつらい思いをさせるわけにはいかない。

規制委員会は責任の所在をどう考えるのか。この際はっきり答えてほしい。何としても大人の責任として、女川原発の再稼働はやめさせたい。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

避難しなければならぬ
原発はいりません
女川に帰って来ますか
誰かが責任をとるのですか

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

150
 <該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島第一原発事故の原因究明が乏しいのは旧形式の
 原発の審査が十分に出来ていない

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 訓練は全市民で行なうべきである。
- 福島原発の汚染処理がまだ解決していない状況なのに又、そういう事故が起きる場合また福島での二の舞にはりかぬない

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 前は避難訓練に参加しましたがせっかく名だけの訓練で何ひとつも覚えていない。
- 避難情報が出た場合、いせいに車で避難は大混乱して避難場所へは、たどり着かない無理です、

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

今の時代は電力はなくてはならないと思えます
 福島原発事故があったから本当はこゝろ物だと思える様になりました
 私は身ばかり良しとして、孫達の事と考えると心配している日は有りません
 電力が今ので間にあうならば2号炉は必要ないのではないのでしょうか。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

2号機原発がメルトダウンした時どこにどのようにして避難すれば良いのか。

< 該当箇所 > 152頁

< 内容 >

石巻市の住民はどのように避難したらよいのか避難計画を、机上でなく、はっきり示して下さい。避難計画が出来てから原発を稼働するか考えて下さい。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F124

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 150 頁～ 行目

<内容>

重大事故の拡大防止については、まずは福島第一原発事故の原因究明と拡大防止対策の評価を徹底して行い、市民に公表すべきと考えます。それに加え女川原発の審査とすることはできないのでしょうか。

住民の避難計画を審査しないのは無責任ではないでしょうか。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> / 頁 / 行目
9行目

<内容>

- ①、女川原発の立地は巨大地震の震源域に近う。
地震・津波の予測には限界があり、策定した基準地
震動・基準津波で十分だとはいえ切れぬ。
- ②、福島第一原発事故の原因究明がなされていらないに、
同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に
できているとはいえない。

FAXは 03-5114-2179 へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>49頁 行目

<内容>

電力の不足のない現在の状況において、未来に
見、遺産しか残さず、原発は必要ありません。
再生エネルギーへの転換を図るべきであり、
福島の問題も解決できている状況において、
原発再稼働に対し国民の理解は得られません。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見書案以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所

氏名

電話

FAX

メールアドレス

審査の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

原発はもっとも安全で安い電力供給源であるという
神話は世界中で崩れつつあり、事故が起るとその
処置費、将来への安全対策費、廃炉費用の巨額な
費用を考へると最も高額の電力と言えよう。
しかも人間にとって危険な核のゴミをどうするのかと
いう技術は本当に確立できているか、それを考へると
なら、原発の再稼働はあり得ない選択だと思える。

< 記入方法について >

- ①上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の審査業務以外の用途には使用いたしません。
- ②意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 150 頁	
< 内容 >	
<p>チェルノブイリに学ばなかったから福島第一原発事故がありました。福島の事故が何ひとつ原因究明されていないのに、女川原子力発電所で同じ負の遺産を子や孫の世代に残すのですか？</p> <p>福島原発事故に学び、女川原発の再稼働を止めるべきです。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F129

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

〈全3ページ〉

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	別紙(2ページ分)を添付します。 〈該当箇所〉 頁 行目 よろしくお取り扱いします。
〈内容〉	

〈記入方法について〉

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

女川2号機、パブコメに依じて、2019・12・27

(コメント1) 配管系の塑性ひずみについて

審査書(案) p.33, 1行目「機器・配管系については、耐震Sクラス設備に地震による損傷はなく、観測波に基づく地震応答解析結果が弾性範囲内であること、・・・、復旧するため地震による損傷は残らないことから、機器・配管系の設計において、・・・、設計への反映事項はないとした。」とある。

()の意見) 原子炉用配管の変形が弾性範囲内にとどまっていたかは、計算上だけでなく実機について、どのようにして判断したのか、その説明が必要である。

2007年の新潟県中越沖地震(M6.8)で被災した東京電力柏崎刈羽原発で、同じ問題が新潟県技術委員会で詳細に議論された。目視検査、浸透探傷検査あるいは磁粉探傷検査、超音波探傷検査のいずれによっても、地震によって塑性変形したか否かを判定するのは不遑であることが合意された。特に、原子炉容器の入り口ノズル周辺の塑性ひずみは直に調べようがない。シミュレーションに頼るしかないと言うかもしれないが、しかし、それでいいのか? 大きな疑問と不安とが残る。もっと抜本的な、解体修復的な、検査と対策が不可欠ではないのか。

女川2号機は、M9.0の8・11地震によって、大きく揺さぶられた。次の大地震に充分の備えをしなければならない。今回の審査(案)の評価は、到底、受け入れることができないレベルである。

(コメント2) 水位計の脆弱性について

審査書(案) p.166, 1行目～p.169, 17行目まで、解析結果の記述を見ると、原子炉水位のレベルで判断し、以降の動作確認をしている。また、p.253には、「原子炉格納容器下部水位計及びドライウエル水位計を重大事故等対処設備として新たに整備する」との記述がある。しかし、それら水位計の原理と確実作動性についての記述はない。

p.450の表IV-4には、検出器の種類として、「差圧式水位検出器」、その重要代替検出器として「多重性を有する重要計器の他チャンネル」とあるが、その内容については記述が無い。

()の意見)

原子炉の中の水位を判断する装置が原理的に、また、実際的に、信頼できない。福島事故のさいに、水位計が正しく働かなかった。今回の審査(案)においても、その改良がなされたとの記述が無い。

福島原発事故時に、水位計の誤作動が大きな問題だった。水位計の不完全性はどうしても克服すべき課題だと考える。そうでないと、重大事故に関するほとんどの事故シーケン

スの検証が意味を失うのではないか。

東京電力柏崎刈羽6・7号機の審査において、明確な記述のないままに、今回の審査(案)と同じような記述になっていた。極めて解せないことである。「多重性を有」していることで、過ちを繰り返さないことができるのか。実証と論証が必要である。

(コメント3) 多数のひび割れの成る構造物について

審査書(案) p.32、下から7行目、「発生したコンクリートのひび割れに伴う初期剛性低下を・・・このひび割れは、2011年東北地方太平洋沖地震とコンクリートの乾燥収縮・・・示した」とある。

それを受けて、申請者とのやり取りが記述されているが、規制委員会は「申請者が・・・ひび割れに伴う影響を適切に考慮する方針であることを確認した」とある。

(の意見)

規制委員会は、申請者の方針だけを確認したのではないか。実際に、どのように確認したのか? 申請者が適切に考慮するというのは、どのよう「適切に」なのか、果たして可能なのか。是非とも、その内容を記述してもらいたい。それがないと、この確認は信頼性に欠ける。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- ・東日本大震災から8年9ヶ月が過ぎ、福島第一原発事故の原因究明がなされていない中、女川原発再稼働は反対です。福島からの避難先は四方をかしらねず大変な生活をしています。(150p)
- ・今回、女川原発再稼働が合格？。何故と思えます。そこに住んでいく人の暮らしや人間としての尊厳を大事にしてくださいとは考之にたい。
- ・事故発生時の「避難計画」を審査の対象としていないことから、私達住民を蔑ろにしていると思います。アメリカのように周辺住民の避難計画を審査対象とすべき(152p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1227F131

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 32 頁	
< 内容 > 宮城県は、ここ42年間に、何度も大きな地震にみまわれました。私の家には東日本大震災直後にはなかった壁のヒビが数年後に入りました。女川原発は被災原発です。今は大丈夫に見えても、数年後、数十年後に何が起きるかわかりません。地震で多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備の被災の検証も不十分です。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川 原発が重大事故を起こさず運転終了を迎えたとしても処理方法はない。「核のゴミ」増産させるだけである。ゆえに 反対

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

今世界は原発を建設せぬ方向に進んでおり日本企業の海外進出の道は無い。ヨーロッパではさえ拒否しているのに世界的な火山帯国・地震大国の日本でなぜ再稼働・新設の計画があるのか理解に苦しむ。福島でさえ処理終了するのは30年後ぐらい。地球温暖化の流れの中で発生する自然災害にさえ対応できぬ日本である。大都会、大企業で使用するエネルギーを自然豊かな地域がそれを破壊して建設し中央に送るなど地方を切り捨てたのと同じだ。避難方法さえ明確でないのに机上の空論では評せない。再稼働 絶対反対!

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

2019.12.27

03-5114-2179

1227F133

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設備変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

再稼働の結論が先に決まっているのではないかと、事故や破綻していることが、
<該当箇所> 頁 「絶対安全といふ字の如く」 4ページに説明は行われている。

<内容>

1227F134

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

III-1. 1 基準地震動について

「最新の科学的・技術的知見を踏まえ」「震源として考慮する活断層として」として

- < 該当箇所いくつかの断層名を挙げていますが、最近（阪神淡路大震災以降特に）それまで知られていなかった断層が動き、他にもたくさんの断層が隠れている可能性が指摘されているのを耳にしました。最近の地球環境を考えれば、「申請者が行った地震動評価」では想定しえない災害が起きることが十分あり得ます。福島第一原発事故を例に出すまでもなく、原子力事故は一旦起きると、時間的にも空間的にも他の事故とは比べようのない広範囲且つ長期間の深刻な被害の発生が避けられません。温暖化で地球環境はこれからさらに悪化し、地震や津波などの自然災害も今までの常識を超える規模になると思われます。そのため少しでも事故の起きる可能性がある限り再稼働しないのはもちろん、一刻も早く全炉廃炉にすべきです。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

1227F135

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 162.頁	
< 内容 >	
住民の避難計画の突如変更に対し、ためらい、 せり審査の対象としてほしい。 細部について十分検討して住民の不安にしっかりと応じてほしい。	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 114頁、
152

< 内容 > 女川原発の立地は巨大地震の震源地に近い
僅氏の避難計画なごの責任など、その自治体に
押し付けて、およそ実効性のない木上のプランにすぎ
ないので、東は女川原発2号機の再稼働には
反対いたします。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近く、地震津波の予測の
 限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言えない。
 < 該当箇所 > 11p. 48p 頁

< 内容 >

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただ
 くことができますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見
 募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案

意見/理由

499

<該当箇所> 頁

行目

VI 審査結果

<内容> 2011年地震被災の影響対策について不十分である。また
周辺住民の避難計画が不十分である。
よって、再稼働を認めざるべきである。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い地震・津波の予測には限界があり策定した基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。巨大地震がおきたら、石巻全域は壊滅状態になる事・まちがちなし、女川原発の再稼働は絶対許せません(42p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島原発事故処理も早く出た方がいい
 女川原発事故が起きたらとて不安です。
 これは年寄り家族なので避難が
 困難と思われれます。
 検査や道路の渋滞など7-24-24に
 行くほかはありません
 何ヶ所かにエレベーターを希望します。
 原子力発電所は廃炉希望 (VI審査結果
 第499P)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8460
 東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
 FAX
 メールアドレス

意見の対象となる案件
 東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
 1994年 運転中、マニュアル通りに行ったらマニュアル不備により
 安全保護装置が働いて、原子炉が停止した。

<内容> 2002年 KPN505 20X-1炉の付近で、火災が発生した。
 2006年 西配管に穴が開いていた。
 2007年 配管に穴を修理。以上の事からも安全面に不安がある。

不備あり
設置変更を求める。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容> 原発の安全性は確認できず。福島処理もできず、2013年11月 新たに再稼働はやり直しではないとセシウム ¹³⁷ を ¹³¹ セシウムと見なした。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所**氏 名****連絡先** 電 話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 42頁 行目

< 内容 >

巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか、検証せずに審査は終わらない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11・48頁 行目

< 内容 >

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32頁 行目

< 内容 >

女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 395頁 行目

< 内容 >

「テロ対策」の実施を審査後5年以内とするのは何故? 5年間テロにあわない保証はどこにあるのか。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 90頁 行目

< 内容 >

火山噴火の予知はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理であり、審査は無効だ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所**氏名****連絡先** 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 392頁 行目

< 内容 >

子育て中の母親達は福島のはしはしたくない、安心して暮らすことが親としての務めと思っている、原発の再稼働には反対です。

水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料を使った審査は無効。やり直すべきだ。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

そもそも原子力による発電を再興することには
大反対である。日本は73年前原子爆弾の放射能
により大きな被害を受けており、その恐ろしさは
どの国よりも知っているはずである。
又、ソ連のチェルノブイリ事故は大きな被害があつたにもか
わらず、その事実は隠蔽され、あの小さな村「ベラルーシ」は今地図
から消されたと聞くが……
そして8年前隣の県の東原が地震と津波に見舞われ、
その後仕事も出来ぬいのに女川なのか理解に苦しむ
風の向きにより県内でも農作物に被害が及ぶ山林の汚染はその
奥態すらつかぬといふのは？ 今たゞ家に帰れない人々、あちこちに
汚染された雑草やらなどか放置されていゝ奥態をどうするの？
今、こちらが聞きたい！！ 万が一の事故は起こらないか、起こった際

<記入方法について> 誰が責任をとるのか、必、電気は原子力以外の方法で

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただ
くことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見
募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 女川原発は自然災害に対して突発的な事故に対して何ら十分な対策はとられていないので再稼働には反対です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:
03-5114
-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 女川原発は、一番危険とされる沸騰型であり、まして一度100ヶ所もの破損と起しているものと再稼働する事は命と暮らして守れるとは思われない。

避難方法もありません。よって再稼働は反対!

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX: 03-5114-2179

1227F152

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

反対, 再審査

< 該当箇所 >

頁 III-1 地震による損傷の防止(2) (4) (関係) p.10.

< 内容 >

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震で、女川原発2号機は、建屋に1000箇所ほどひび割れが報告された。そのことにより建屋の耐震性は低下したことによる。尚且、補修することにより、耐震性が改善されたかどうかである。少なくとも2011年3月11日の地震以上の耐震性を持つようになっているか否かである。

通常、ビル、橋等は新たに作りかえる方が強度を増すことができるのである。しかし、2011年3月11日の地震が、将来にも最大キボの初であるという保障は科学的に証明されていない。取列島の取立を考えると、470レートの接点にあることを考えれば、「絶対にこわれない」、「想定外は許されない」強度の検討をすべき。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、
同じ沸騰水型 (BWR) である女川原発の審査が
十分に出来るはずがない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

何故、住民の「避難計画」を審査の対象としておられるのか。
 避難計画の責任は自治体に押し付けられ、おまけ実効性のない
 机上の707とやっている

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F155

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 > 福島第一原発事故は収束しておらず、原因も収束させる方法もわかっていない。原発というものをわかったような顔をして同じ型の原発を動かすことは愚か過ぎる。技術としては原発は安全性が確立しているが、政治的背景(民意)によって再稼働が難しいのではないかと先日マスコミが報じていたが、これは大きな間違いで「原発の技術は全く安全性がないということが事故ではっきりとした」というだけであり、同型の原発を動かすことに恐怖を感じない感覚がどうかしていると言えない。先週訪れた飯館村は今も空間線量0.5 μ Sv/h(車内)だった。私の子供は9才と6才です。まだまだ何十年も生きて行きます。何かあったら誰か役りを助けてくれますか。助けてもらえない事も福島ではっきりしています。再稼働はあくまで存在するだけで、燃料、使用済燃料がそこにあっただけで危険です。廃炉に向かうまで「触らず」「いじらず」、じっと天災やテロが起らないのを祈るのみです。こんな

< 記入方法について > 単純な危険を規制できない規制委員会は、無知の人の集まりでしょうか？

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 御中

FAX 計4枚

2019年12月27日

原子力規制委員会宛て

「東北電力株式会社女川原発発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

名前:

連絡先: 電話

FAX Email

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原発発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499頁 VI 審査結果

<内 容> 以下 (別紙2~4ページ) のとおり

対象案件へのパブリックコメント

2019年12月27日

原子力規制委員会（以下、規制委と略）委員のみなさまにおかれましては、「東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）」に関する審査を重ねてくださり、ありがとうございます。

私は2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島原発と略）事故により被災・被ばくされた住民への健康管理サポートのために甲状腺エコー検査や非汚染地域への保養プログラムを実施したり、東北電力女川原子力発電所2号機（以下、女川原発2号機と略）の再稼働に重大な関心を持ち活動している宮城県内の市民団体に籍を置く者です。

福島原発事故により、お亡くなりになられた方や避難せざるをえなかった方々をはじめ、おびただしい人々の運命が狂わされました。そして、今も深刻な放射能汚染が残る地域があること。事故初期の高濃度な放射性ヨウ素等の外部被ばくや、内部被ばくによる晩発的な健康影響は生涯におよぶ可能性があると考えられること。365日24時間、溶け落ちた炉心冷却のために、この瞬間も破砕した元炉心部分に膨大な量の水を流し続けなければならないなど、炉心溶融そのものが収束していないこと。長い歴史を経ても、核廃棄物処理技術が確立せず、未だに手に負えない負の遺産であるという事実を重大に捉える立場から、「東北電力株式会社女川原発発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案（以下、審査書案と略）」499頁の審査結果と密接に関連する事項について、私の意見を以下に表明いたします。

パブリックコメント受付の柔軟な対応への要望・意見

(=意見募集期間の延長や審査書に関する説明会・意見交換会開催の要望)

チェルノブイリ原発事故や福島原発事故により、10キロや20キロ圏内などというごく狭いエリアだけでなく、ひとたびシビアアクシデントや、サイト外への人工核生成物放出という事象が起きた場合、気象や地形などの条件によっては、何万、何十万、さらには何百・何千万人という住民が被ばくしたり、避難せざるをえない状況が発生することが誰の目にも明らかになりました。また、事故の規模が深刻なケースでは、事故サイト内外の放射線量が高線量のために収束作業もままならない、ことが生じ、福島原発では、事故から9年近く過ぎた今も、メルトダウンした炉心に誰も近づけない状態が続いています。そして、福島原発事故による放射能汚染の影響を避けるための避難者は

把握され尽くされていないほど多様な地域から生じており、汚染度合いにより、事故原発から何十キロ以上も離れた多数の住民に対しても健康影響を直接・晩発的に及ぼす可能性が懸念されています。原発事故との因果関係は議論されているものの、福島県「県民健康調査」における甲状腺検査による最新の結果では、総計 280 名もの甲状腺がん・悪性疑いの方が確認されています。

人工核生成物を無害化する処理技術は確立されず、ひとたび環境中に拡散してしまうと誰の手にも負えない放射性物質拡散による影響や範囲は机上で計算できる性質のものではなく、女川原発 2 号機の適合性審査や再稼働については、原子力発電の恩恵を受けない住民をも含めた広範な地域住民のいのち、生活にかかわる事案である。

にもかかわらず、審査書案公表からたった 1 ヶ月間しか、検討や意見を求める期間を設けられておらず、審査書案に関する周知すら著しく不十分で絶対的に時間が不足しています。まず、この意見募集手続きそのものの見直し、とりわけ、期間延長と、少なくとも、女川原発 2 号機の立地地域から 100 キロ圏内全自治体での住民への説明・意見交換会開催を求めます。

東北電力が規制委へ提出した申請書や資料などについて、専門的な知識を有する方々による審査ですら、2013 年 12 月 27 日の申請開始から約 6 年の月日を要しています。審査書案ですら、502 ページもの膨大な分量があります。単に一企業の営利活動にすぎない原子力発電所稼働について、国内、もしくは、世界中に甚大かつ壊滅的な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、意見交換の機会や審査についての説明等すら一切なく、資料を読み込んだ上で一カ月以内で意見を出しなさい、というパブリックコメント募集の手続き自体がアリバイ的に「住民の意見は聞きました」というように設けられている、としか受け取れません。

宮城県内においては、本年 3 月 15 日、住民から直接請求されていた『東北電力女川原発 2 号機の再稼働の是非に関する県民投票条例案』が宮城県議会で否決された経緯があるものの、条例制定を求める宮城県民による署名は 11 万人を越えました。議会と民意の差異を感じるものの、少なくとも、多くの住民・県民が関心を寄せる事案であることが明確に示されています。私だけでなく、福島原発事故による大惨事を目の当たりにした宮城県民の多くが、女川原発 2 号機の審査の行方や結果、今後の再稼働に大きな関心を寄せています。事故以前の「原子カムラ」のように、ごく一部の利害関係者や専門家、規制当局だけでなく、事故による影響がおよぶ可能性のある広域住民による合意、コンセンサス形成が何よりも必要かつ不可欠です。そのためには丁寧な説明やプロセスが必要であることはいまでもなく、審査書案についての意見募集や、周知に関する現行の手続きを見直すことが必要です。「施設の健全性や安全性」などという狭い科学・技術的領域についても広く理解を求めるための説明機会の実施や内容の了解をえることを要望いたします。

福島原発事故以降、人災であるこの事故を引き起こした東京電力の関係者をはじめ、国や行政、とりわけ、規制当局や原子力発電を管轄していた経産省など、事故責任を引き受けた方はいるのでしょうか？関係する機関において、事故による被害者に謝罪した責任者、政治家、官僚、地方自治体の首長や議員、科学者、技術者はいたのでしょうか？平時の稼働ですら、無害化できない核廃棄物を大量に産み出し、何百、何千、何万年という途方もない時間を核廃棄物管理に責任を持てるのでしょうか？誰も責任をとることができない、とろうとしない無責任体制が継続しています。

福島原発事故は今この瞬間も収束せず終わってはいません。未だ現場検証すらできず、福島原発事故の原因解明も途上です。徹底的な原因追及、事実の解明、住民防護体制の検証なく、過去の経験に学ぼうとしない表層的な対策や検証（適合性審査）だけでは、再び大惨事は繰り返されるでしょう。このような状況で、多数の地域住民、私たちのいのちや生活を根底から脅かす核発電施設（原子力発電所）稼働につながる手続きが形式的であることを容認することはできません。

規制当局や各電力会社をはじめ、「原子カムラ」と呼称されたように、慣れあいや不透明なもたれあいの中で稚拙な「安全神話」を構築してきた歴史を痛視し、根本的に改めるならば、本申請への適合性審査だけでなく、規制当局による説明責任を丁寧に果たし、広域住民への丁寧な意見募集、意見表明の機会提供保障が十分な時間をかけてなされるよう希求いたします。

以上から、審査書案に対する私の意見・要望は以下のとおりです。

1. 審査書案への意見募集期間延長を要望します。（少なくとも1年間の期間を確保してください。）
2. 意見募集期間中、もしくは、募集開始前、女川原発2号機から直線距離で半径100キロ圏内住民、全自治体に対し、審査書案に関する十分な説明機会、意見表明を保障する住民説明会開催を要望します。
3. 日本国内に居住しているのは日本語を母語とする方だけではありません。少なくとも、英語、ハングル、中国語、スペイン語での審査書案翻訳・公表、意見募集を受けつけてください。

以上

1227F157

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<p>< 該当箇所 > 32,150頁</p> <p>< 内容 > そもそも2号炉は震災前に配管の不備が発覚した原発で地震動による内部配管のダメージの有無を検証されていない。津波対策だけで不十分である。としてそれらの対策費や工事の延長を考えると再稼働には時期尚早で反対である。</p> <p>福島第一原発事故が示した様に一旦事故が起これば人間や自然に未曾有で甚大な被害を長期間に渡り継続する原発を一企業に任せる訳にはいかない。原子力規制委員会は第三者の目で府託なく厳しい審査をお願い致します。</p>	

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉 女川原発は2011.3.11時.辛うじて.過酷事故と
免れた原発です。福島第一が、防潮堤対策を
必要と判断していたながら先送りしたのに対し、女川
原発と、東海第二は海への掘り下げと防潮堤を
実施していたからです。女川も浸水し、非常用
電源も一部使えなくなりましたが事故を免れ、冷却
後非常停止したままの原発です。原因と結果が
明らかで科学的見地に立てば再稼働は非
合理です。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1227F159

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 > 福島第1原発事故の原因究明がなされて11年なのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分にできるとは、どうも思われません。

ページ32P

女川原発は東日本地震をはじめ、何度も巨大地震にみまわれた「~~福島~~原発」です。多数のセシウムが入った建屋の銅質性低下、設備機器類の材料の検査証が不十分。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499P.

<内容>

事故時に、道路が壊れ、救援のバスが来ない、人が来ない、放射能が強いなど様々の問題が発生し、避難できないのでははないか。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1227F161

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11. 頁 48頁

< 内容 > 巨大地震の震源域に近い立地で、号則以上の
ことが起きる場合を考えると、再稼働ではなく
廃炉に向かうべきです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F162

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11, 頁 48頁

< 内容 > 巨大地震の震源域に近い立地で、予選以上の
ことが起きる場合を考えると、再稼働だけでなく
廃炉に向かうべきです。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F163

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > どんな対策をしても、事故が起これば、とにかえしがつかないのが核エネルギーです。今、ひまかえることが人類の英知であり誇りです。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F164

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

我が故郷（南相馬市原町区）の父（大正9年1月生）は、現地の老健施設に入居中でした。

あの『原発爆発』により、急遽、自衛隊の車両で栃木県の施設に移動。取り急ぎ、面会に訪れた時の「表情」——口を真一文字に閉じ、瞬きもせず見つめる顔は、現在でも忘れません。（あの年の誕生日に見た、歯無しの口を大きく開けた笑顔の父とは、全くの別人でした。）

まるで「物置部屋」の如き部屋に、男女混合、スタッフの通行もママならぬ押し込み状態で、糞尿の匂いも強烈……。只々、妻と無言で帰る事態でした。

その後、二度程訪問するも、四人部屋に移動後、同室の入居者が戻られた折に礼をするも、視線を向けること無く自身のベッドに向かい、カーテンを思いっきり閉じてしまいました。（開いた口が閉じませんでした・・・）

その年の11月下旬に、元の施設に帰還するも、12月早々に肺炎を患い、原町区の病院に入院。即、見舞いに行くも、二人部屋に1人で、尿道からの管は装着されているも、心電計や呼吸器器具等は無し。廊下を見回しても看護スタッフ等も見当たらず・・・

数日後に死亡。

以上の如き経験から、地理的にも、人口密度からも、女川原発（安全性そのものも、納得出来ません。）の再稼働には、断固反対です。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

東日本大震災により、原発のおそろしさを真近に感じ、いまだに目に見えぬ恐怖におびやかされているのに、女川原発の再稼働など言語道断です。

女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に附えられるかどうか議論されてきました。しかし、被災の検証も安全性の検討も不十分のままです。

女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、すぐ近くに住む宮城県民は、「次の原発事故」に不安を抱ざるをえません。

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設備変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設備変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>	頁	行目
--------	---	----

<内容>

女川原発は、本当に「たいじょうぶ」？

津波であれだけ揺られたのに、なぜ「たいじょうぶ」と言っているのでしょうか。

人間がやることには、せいぜい「たいじょうぶ」ということはなし。

誰か「いっかげんた Go-サイン」を出すのでしょうか？

いつも被害に遭うのは、次の世代です。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見／理由

<該当箇所> 頁499 行目

<内容>

- ①上記の申請書は、新規制基準を満たしているかも知れないが、(前規制委員会委員長) 田中俊一氏、(同代理) 島崎氏等多くの研究者が指摘している様に、事故の確率は非常に小さいかも知れないが、この審査は絶対的安全性を保障するものではない。
- ②(立教大) 金子勝氏、(龍谷大) 大島堅一氏等が指摘している様に、¥3400億もの安全投資は2号機の建設費に匹敵するのではないか。その費用で廃炉も可能な筈だ。再稼働には経済的合理性が無い。
- ③これまでの、そして今後生成する放射性廃棄物の処分方法の見通しが無い。やがて行き詰ることが目に見えている。後の世代にリスクを回すべきではない。

以上から再稼働を許可するべきではない。

2019.12.2

2019. 12. 1

女川原発に関する意見提出

〒

Tel.

1. 初めに

1. 1 意見書の提出期限について

意見書提出の期限が一か月ではあまりに短すぎる。女川原発の変更許可申請書は、平成 25 年 12 月 27 日に提出されてから、長期間にわたって委員会の先生方によって審査されてきたのであろう。それを外部の人間がたった一か月でコメントできるはずがない。私は、とりあえずこの期間に合わせるべく意見書を提出するが、認識不足の点も多々あろう。より正確なコメントを発するには、さらに長い時間が必要である。

原子力規制委員会は、手順として、ただ形式的にパブリックコメントを求める、だけではいけない。

国民に、本当にコメントを求めているのであれば、少なくとも 3 か月ぐらいの期間が必要である。

1. 2 審査書の有効範囲について

意見募集のパンフレットにも記されているように、審査書(案)に対する科学的・技術的意見の募集である。従って、審査書が通ったとしても、審査書は女川原発 2 号炉が安全を担保されたことの証明にはならない。審査書は所定の審査基準に適合している旨のことが変更許可申請書に書かれていた、原子炉規制委員会は、その旨が書かれていた事を確認した書面でしかない。人間が考えること、想定外の事故や人的過誤による小さな事故は必ず発生する。小さな事故を解消して安全に収束させ、大事故(大事故とは何か、定義されていない)に至らしめない方法があるのか、そのことを確認するのがこの審査書の使命という認識でいいのか。(従って、その方法で本当に安全が確保されるのかについては言及されていないし、失敗した時に想定される大事故の規模や事業所外に及ぶ影響については全く触れられていない)

しかし、審査書が通ってしまうと、女川原発 2 号機の安全が証明された安全認定書として独り歩きを始める可能性が高い。宮城県知事及び関係市町村の長は、この審査書をよりどころに、女川原発の再稼働に GO を出すかもしれない。

規制委員会には、この審査書が安全であることを証明する書ではないこと、および過剰な安全宣伝に利用されないことがないことを明確にアピールされるようお願いする。

一方で、宮城県知事及び関係市町村の長などは、女川原発の再稼働問題に関して、原発の安全性や大規模事故に対する資料を切望している。現在、そのような資料のないままに（実践で機能するか不安なままに）避難計画が練られている。政府は大規模事故を想定した資料を、本審査委員会とは別の組織で作成し、開示提供する義務がある。

1. 3 審査中にも進む工事について

審査中にもかかわらず、女川原発 2 号機では、変更許可申請が許可されることを前提に、3,600 億円もの巨額の工事が行われているらしい。これは原子力委員会に対する、“許可申請を通せよ”なる、強力な圧力である。許可申請が通らなかつたら巨額の投資の責任は誰が負うのか、結局は電力を使用する我々の負担になるのであろう。そうなってはならない。工事は、申請が許可されるまでは中断しておくべきである。公正な審査を行うには、工事の中断は不可欠である。

放射線障害防止法のもとで行われる放射線施設の許可申請も、施設の建設と許可申請が並行して行われることが多いが、原子力規制法の下で行われる今回の申請は、その社会的影響の大きさが全く違っているのだ。

1. 4 審査書の性格について

審査書（案）について技術的・科学的コメントを求めているが、審査書が完成すれば、機械的に政府の印が押されて、宮城県知事や関係市町村長との協議に進むらしい。そういう意味では、審査書は科学書ではなくて政策書としての性格を大きく持っている。従って、今回のパブリックコメントでは技術的・科学的コメントだけではなく、原発反対の意見も含めた幅広いコメントが寄せられるだろうが、それらを門前払いすることなく、懇切丁寧に返答されるようお願いする。

審査書（案）について技術的・科学的コメントを求めているわけだが、本書が科学書としての様式を備えているかと言われれば、否と言わざるを得ない。審査書（案）の紋切り型の説明では

{申請者は、**のケースを設定して、不確かさを十分に考慮した評価をしている} として

委員会は{**の規定に適合していることを確認した}、{適切に評価を実施している}なる判断をしている。しかしこの確認は審査員の個人的確認であって科学的な評価とは言えない。その計算手法はどの程度正しいのか、各パラメーターの精度はこれこれで、従ってこの計算手法では、例えば、1000年に一度起きる

災害に対し不確かさを考慮しても60%防護できるなど、具体的数値で示される必要がある。判断は数値で示されなくてはならない。数値で示されない文書は科学書ではない。科学書でなければ科学的コメントも無意味になる。

2. 規制数値の根拠について

放射能に関する規制値で考えれば、国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告が現時点で考えられる最善の選択肢である。しかし、その数値も放射線障害を容認できるレベル以下に抑えるための数値であり、100%の安全性を示す数値ではない。このことを常に頭に入れておかねばならない。他の規制値についても適用範囲を理解して適正に使わなくてはならない。

地震、津波、火山等に関する評価で使用されているのであろう各種の数値は国際的にはどの程度評価をされているものなのか。それらの数値を使った計算手法 (計算ソフト) は確かなのか、この審査書 (案) からはほとんどわからない。入力データの不確かさを認識しつつ、出力データはその精度を考慮して数値として評価しなくてはならない。文章中には妥当と判断できるとか、有効性を確認したとか定性的な説明が多用されているが、極めて非科学的で、公文書の要件を欠いていると言わざるを得ない。

3・CPU ソフトについて

SAFER, CHASTE など、各種のソフトが使われているのはやむを得ないが、ソフトの有効範囲は何処までか、入力データの数値とその精度、次元の確認、さらには出力データの妥当性には十分注意しなくてはならない。

4. 変更許可申請について

変更申請は、前回の申請で許可された項目について繰り返して述べるものではなくて、①東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた新たなる対策について、(内容としては重複するが) ②規制委員会が新たに提示したガイドやその他法令についての新たなる対策について、必要十分に示されていなくてはならない。この審査書 (案) を通して見る限り、前回の申請書で承認されていた内容と今回の変更申請部分が混在して書かれていて、今回の変更内容がわかりにくい。新たに施設の性能や手順が変更された場合には、最終的に評価すべき安全にかかわる数値も変更されよう。変更された条件での再評価がほとんどされていない。数値で安全性を再評価すべきである。重要な要件が欠けているのではないか。

5. 審査書案に関する項目ごとのコメント

○4 ページ~9 ページ

ここは前回までの申請では欠けていて、今回の変更申請で新たに申請したものが。欠けていたとすれば、驚くばかりだ。

審査書(案)について全体に言えることだが、今回の変更申請部分をはっきりさせて、法令等への適合性を議論すべきだ。

○4 ページ 3 行以下

ここで述べていることは、「東北電力は事故が起こらないように設備と体制を整えると言っている。規制委員会はそれを信ずる」と言っているだけである。委員会としては、設備と体制が第三者の立場から見て実行可能なものか、事故対策に有効なものか、さらには、有効可能であるとした場合に、原子炉が稼働中に長期にわたって途絶えることなく安全を担保できるかどうか、独自に評価・確認しなくてはならない。東北電力の言を転写するだけでは審査書にはなりえない。

○6 ページ 7 行以下

東北電力が 35 年間でやってきた保守点検と改善を述べ、さらに国内外のトラブル情報収集と活用を委員会が適切であると認めたものである。委員会は本当にこれを適切と認めるのか、とんでもない認識不足である。福島原発事故の全容はまだ解明されていない。解ったのは、端末の目視可能な計器類が例えば水没や電源遮断によって機能しなくなったような部分で、そのような部分は今回の変更申請で改善が図られていよう。しかし、肝心の、重大事故に至った過程はまだほとんどわかっていない。現状では情報収集が適切であるとは言えない。従って、変更申請書で福島原発の教訓が生かされているとは言えない。

事故の全容が解明されぬまま稼働を始めることは許されない。

○24 ページ以降

委員会は {*の規定に適合していることを確認した} とした上で {適切に評価を実施している} なる判断をしている。これは科学的判断と言えるのか。パブリック側はこれに対してどう科学的なパブリックコメントを出せばいいのか。

計算手法はどの程度正しいのかを委員会として評価した上で、各パラメータの精度はこれこれなのでこの計算手法では、例えば、1000 年に一度起きる災害に対し不確かさを考慮しても 60%防護できるなど、具体的な数値が必要である。そうすれば我々も 10,000 年に一度の災害でも安全が担保できるようにせよとかコメントが出せる。

○52 ページ 7 行

地震規模を Mw9.04 としたとあるが、委員会がこれで十分安全側の評価ができるとして認めた値か、申請者の想定した値を鵜呑みした数値か。この箇所以外にもパラメータをどう評価して使っているのか不明なものばかりである。

○76 ページ7行

{燃料輸送船等が挙げられるが、津波警報等発表時に緊急避難するため漂流物になりえない}、とあるが、本当にこれで対応できるのか。すべての船が緊急対応の教育訓練を受けていて、常時緊急対応できる体制になっているのか。体制だけでは現実の事故を防ぐことはできない。防護柵を設けるなど、まず物理的に対策を施した上で体制に頼るべきだ。

14行以下、過去における漂流物について評価したようだが、技術の進歩が速い昨今、さらに大きな漂流物が現れよう。そのような漂流物には対応できないと言うことか。

○82 ページ

津波防護設備は 19t の漁船の衝突に十分耐える構造としているが、設定の船の大きさはこれで十分なのか。

さらに作業船などについては、束縛や緊急離岸を的確に行って漂流物を発生させないとしている。説明に窮すると最後は精神訓に頼るのは非科学的で、危険で、納得できない。当然、物理的に防潮堤を保護する対策が取られていなくてはならない。

情報連絡が取れない船舶が原因で防潮堤が破損し原子炉事故が起こった場合に、事故責任はどこまで及ぶのか。原子炉が稼働するおかげで、女川湾に出入りする船舶が制限を受けるとなると。女川 2 号炉の再開は県知事、関係市町村長のみならず全国の船舶関係者や、それ以外にも制限を受ける各種団体からも合意を取り付ける必要が出てくる。

そもそも、作業船の束縛や緊急離岸を的確行わなければ安全が保てない地理的環境に原子炉を作って良かったのか。

精神訓で事が解決できるのであれば、変更許可申請を膨大な資料付きで行う必要もなかろう。{事故を起こすことがないよう原子炉を運転する}なる一行の変更許可申請で事足りるのである。

○158 ページC

福島原発事故では炉内圧力が高くなって給水冷却が出来なくなったようだ。その後は連鎖的に故障が広がって重大事故になったのだが、その全容は解明されていない。

配管に繋がる各種弁の耐圧性能は大丈夫か。そもそも圧力容器の耐圧性能はいくらか(記載なし)。{実験的研究と専門家による物理現象分析では、発生確率は極めて低いとされている}(159 ページ1~3行)とあるが、数値で示されるべきである。発生確率は低くても、発生した場合の影響は、官城県全域だけでなく東北地方全域に、風評被害まで含めれば地球規模で広がる。確率は低くても被害の大きさをかけ合わせれば大きな数値になる。確率が極めて低いだけでは済

まされぬ。

さらに 159 ページ 4 行~9 行では、

{機能の確認は手順書に基づく確実な操作を実施すること、・・・隔離弁の閉止状態を確認する手順となっていることなどにより、人的過誤による発生確率は極めて低いと評価した} とあるが、見当違いもはなはだしい。確実な操作と確認する手順を踏むのは当たり前前の作業である。そうしていれば人的過誤による事故は発生しないであろうし、そもそも発生しない作業手順書でなければならない。この当たり前前の作業手順をうっかりミスで実行しなかったこと、これが人的過誤ではないのか。

委員会は、人的過誤を想定し、その発生確率を数値で示して評価しなくてはならない。

○164 ページの表

Ⅲ (設計基準と対象施設) は、単一事故を想定しコンピューター解析して事故を安全に収束させるルートがあることを示したに過ぎない。そのルートで、本当に安全に収束できるのか、人為的誤操作も含めて、その確率の見積もりも示されるべきである。

想定にかからずシミュレーションできなかったケースも多々あろう。東京電力の事故が詳しく解明されれば、シミュレーションしなくてはいけない事例が出てくる可能性が高い。単一事故が複数の事故を連鎖させて重大事故に拡大することも想定されていない。

繰り返すが、Ⅲ省は、単一事故を想定しコンピューター解析して事故を安全に収束させるルートがあることを示したに過ぎない。

○168 ページ下から 11 行

最高約 7.69MPa とあるが炉の耐圧はいくらか、数値で示してほしい。

○168 ページ下から 7 行

{燃料被覆管の酸化量は酸化反応が著しくなる前の燃料被覆管厚さの 1%以下となっている}、この部分は、日本語として意味不明だ。

ジルコニウム被覆管の使用前の規格厚さはいくらなのか、使用中の腐蝕厚さは幾らまで許容されるのか。

おそらく、腐蝕は不均一に進行し、ピンホール状に腐蝕している部分もあろう。いま、許容される限界まで腐蝕していた被覆管に、{酸化反応が著しくなる前の燃料被覆管厚さの 1% (意味がよくわからない)} が腐蝕したとした場合、安全が保たれると言えるのか。東北電力の変更申請を鵜呑みにしてはいけない。審査委員自ら調べて、根拠を示して判断すべきである。

○169 ページ 8 行、221 ページ下下から 1 行

{敷地境界での実効線量は約 8.3×10^{-2} mSv となり 5 mSv を下回る} とある

が、ベント系から放出される核種とその数量を想定して今回新たに算出した値なのか。委員会はそれを検証しているのか、申請書の数値を鵜呑みしているだけではなのか。

法令上で評価されるべきは実効線量等量率である。Sv/h と Sv/3 月では数値が大きく違ってくる。入力数値と出力数値の単位の確認をすべきである。さらに事故時には放射線の発生源が多数できる。それらを合算してもなおかつ敷地境界では安全が担保されるのか。

今回の変更申請では、当然のことながら多く施設に多くの改善が図られているので、従来とは異なる事故からの回復作業が図られていよう。たとえば炉の圧力を下げるベント装置についても、新しい装置が使われていよう（審査書（案）には出てこない）。その装置の性能や駆動条件なども変わっていよう。そうすると、装置を通過する核種と数量、放射線量率も変わっているはずである。フィルターでの除染係数が 10 倍（？）高くなれば、排気口での放射能濃度は下がるものの、ベント装置周辺の線量率は 10 倍高くなるはずだ。除染係数もその核種の化学形によって大きく変わるはずだ。管理区域内の各地点での線量率、事業所境界での線量率、さらには核種の空気中濃度などを新たに算出し直して評価しなければならぬ。復旧作業中の従事者の外部被ばくや内部被ばくについても評価し直すべきである。

○171 ページ 12 行

{復旧作業に必要な要員は 30 名である} として、{中央制御室の運転員、発電所対策本部要員および重大事故等対応要員は 30 名であり対応が可能} としている。わずか 3 行の説明で、重要事故の対応説明をつくせるわけがない。

事故の対応には、幾つもの復旧作業班に複数の作業員を配分されねばならない。運転員も多数必要になるだろうし、全体を統括する責任者や補佐員も必要とされる。人数は計画配置してから議論すべきである。

審査書（案）では、必要人数と準備要員数が同じなので、事故時に落下物などで怪我人が出ると、たちどころに復旧作業が停滞してしまう。余裕のある人員の準備が出来なくてはいけない。

○178 ページ下から 12 行

必要な要員は 13 名であるとあるが、171 ページの必要な要員 30 名との関係はどうなっているのか。

○178 ページ 16 行

極めて非科学的表現である。これに対してどのようなパブリックコメントを期待しているのだろうか。影響はどの程度の大きさか、数値で示し、その数値が妥当なものかをパブリック側に判断させてはどうか。

さらに、{操作が遅れた場合でも一定の余裕がある} と続くが、例えば、操作

が 10 分遅れても炉内温度の上昇は 20 度ぐらいであり、その後の操作で回復できるとか、具体的に数値での説明が必要である。

審査書(案)全体に言えることだが、申請者が安全であると言っていることを(審査員は)確認したと言っているだけで、審査員が自ら積極的に安全の確認をしたと思われる事例が少ない。申請書に書いてあることを確認しただけでは責任ある評価ができたとは言えない。委員会は、委員会の責務を全うすべきである。

○184 ページ下 3 行、210 ページ 1 行

必要要員と対応要員が同じではだめだ。余裕のある人員を配置すべきだ。原子炉事故の重大性の認識が欠けている。

○236 ページ f.および 241 ページ d.

Cs-137 だけでなく Cs-136 や放射性ヨウ素についても考慮すべきではないか。炉が緊急停止した時点では、Cs-136 の評価の方が重要ではないか。

○211～256 ページ

事故時における網渡りの対応について書かれている。このとおりに事象が進めば良いのだが、予測通りに進む確率は小さいのではないか。現状の把握が間違っていたり、時間どおりに進まなかったり、計器類が誤作動したり、誤作動かどうかの確認も必要になろう。事故が想定外の方向に進んでいくことも排除できない。

審査書(案)を繰り返し読めば読むほど、不安が安心より大きくなっていく。現実には発生した事故を乗り越えられるとは、とても思われない。

机上の空論ではなく、精神分析学者も入れた安全対策の見直しが必要ではないか。そのうえで、変更許可申請すべきではないか。審査委員会にも精神分析学者を入れてのやり直しをすべきと思う。

○269 ページ (3)

窒素ガスの供給は大丈夫か

以下の 8 件ではまとめて述べる。

○217 ページ上 2 行

原子炉停止機能喪失時：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対応可

○238 ページ下 2 行

格納容器破損防止時：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対応可

○242 ページ下 12 行

雰囲気圧力・温度による静的負荷：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対応可

○269 ページ下 15 行

溶融炉心コンクリート総合作用：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対

応可

○275 ページ (3)

貯蔵槽燃料喪失時：必要な要員は28名に対し運転員他28人対応可

○283 ページ下2行

崩壊熱除去機能喪失時：必要な要員は11名に対し運転員他28人対応可

○293 ページ (3)

原子炉冷却材の流出：必要な要員は11名に対し運転員他28人対応可

○297 ページ下4行

反応度のご投入：必要な要員は1名に対し運転員5名

以上8件に関し、事故時には多くの場所に分散して人員を配置しなくてはならない。30名で足りるのか、整合性をつけて説明すべき。制御室には最高責任者(?)がいて人員を配備し行動を統一するのであろうが、東電事故の場合には最高責任者が中央官庁からの電話で釘付けになり指揮をとれなかったようだ。

○460 ページ下から8行~次ページ3行

人員と作業時間は十分か

○466 ページ11行、下から9行

変更申請で再評価してるのか。

○477 ページ中央

サーバイメーター類の台数は大丈夫か

○479 ページ

緊急時対策について記載されている。どのような事故がどのくらいの規模で発生するのか、それすらも見積もられずに、緊急対策を立てること自体が、滑稽だ。

IV-4. 18はコメントする気持ちも起こらない。

○494 ページ表の下

大規模な自然災害や航空機やテロに関しては、495ページに対応ができない旨の記載がある。女川原発にかかる市町村及び県では事故が起こった時の対策に真剣に取り組んでいる。その時に、重大事故を起こさない対策書(今の審査書(案))では全く役に立たない。

国は女川原発が稼働した際にどのような重大事故が発生するかを、いくつかのレベルに分類して示し、それぞれのケースについて避難計画の指針を発表すべきである。女川原発の再稼働の判断はそれからでも遅くない。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 全 頁

< 内容 >

運転上の安全を尽すことの困難をいちいちあげつらうまでもなく、運転そのものに伴う放射性物質の排出と、人間基準といえども永遠とも言える期間の管理を要する放射性廃棄物を産み続ける核炉を運転しては行かない。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発2号の再稼働に反対します。

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島原発(東京電力)で原発が人間の手にあてないで
だめになったのは、なぜ日本は原発を続
けるのか。電気事業が半ば公的な事業ではあるが、
事故の起きた時の人民への被害を「公的」とする今更
の「公的」と何ら変わらない。放射能の被害はこれから
何十年と続く。未来の人々の責任はどうするのか。廃棄物
処理も再処理も廃炉も放射能が怖いのに何をやるのか。
国民に説明すべきだ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11 頁

< 内容 >

女川原発は 巨大地震の震源域のすぐ近くに
立地している。地震や津波の予測も基準が
あまりにも非科学的で、とうとう容認できない。
現実に巨大地震や大津波に遭遇した場合
またしても「想定外」などと言いかねするつり
なりのか？

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

プレリミングコメントします。女川原発2号機は
 原子力規制委員会は女川原発2号機と同一
 再稼働は必要新規制基準に適合することを承
 知した。大震災時、外部電源と系統のうち4系統を失い、
 原子力炉建屋に海水が流れ込むなど重大事故と
 判断された。火災も発生し、2号機建屋は130カ所の
 亀裂が認められた。再び大地震、大津波がおし寄せれ
 る危険性がある。
 女川原発は重大事故のおきる危険性がある。
 女川原発の防潮堤を設置するといふが、これを安全と保証は
 できない。防潮堤を100メートル高にすれば、
 2号機の問題点として①事故時の避難計画の実効性が不明
 である。②使用済み燃料の貯蔵が不明である。③使用済み
 燃料の保管場所が不明である。女川原発2号機は再稼働し
 たら、石巻市を含む多数の住民が安全に避
 難することは困難である。女川原発再稼働に反対します。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	
	<該当箇所> 107 頁 行目 Ⅱ-Ⅳ, 2, Ⅳ
	<内容> その他自然現象に対する改訂箇所

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

新現制基準に「適合」しているかどうかの
前に、原発を再稼働させていることに反対で
ある。あれだけの事故を起こしてあまなから
既に六基も稼働していること自体おかしい。
日本は核を持たない国だ」と言いつつ、原発
を何基も造り、保有し、稼働してきました。その
結果、事故が起こり、これに懲りたかと思いた
ら、あれだけかゝるようにならると再稼働稼させている。
確かに、更迭で核と原子力は同じ単語を使うと
思いますが、もしまた事故が起これば、日本は

なめないう国になるだろう。こんな輩が委員会
のメンバーになつてゐるかほ知らなうが、こ
の団体自任、不必要であり、住民の了解が諸
手を拳つて達成する訳がない。現制委員会な
るものも即刻廃止し、すぐに廃野へ全ての原
発のしつないといふ。こんなことが起さる大判
りない。特に九州は活火山が連なつてあり
又飯、高汽原発は、琵琶湖に近い。
以上の又まかな理由から、今後この原発の
再稼働にも反対である。空気や水、土壌まで

汚染するような物質でエネルギーを作り出すのは間違っている。今の科学的技術などは福島第一原発の汚染水をまわらして海へ戻すのではなく貯め池のように貯水し農業等へ使ったりたうが恐らく効率がいい。福島の人達か自分達の身に入らない場所へ戻れるようにするにはその他に空気を元に戻さないといけない。空気中の二酸化炭素を吸い込むのは植物が加え、もしかしたらサボテ系の植物が人間の身体によくない物質を取り込んでくれる

るかもしれない。たぶん、木や花（一年草や
 多年草等）より、水分をあまり必要としない
 植物のうちが適しているような気がする。植え
 えも事故を起こした場所から遠い所から植え
 た方が、身に負担がかからない等だ。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

< 内容 >

審査対象外のことですが、お利他不善な避難計画
 のまま、知事や市長は「毎幹部に同意するつもり」の
 仮処分を仙台地裁へ申し立てている立場から一言。
 この1年有志が集り、石巻市の避難計画について、実際に
 避難コースを検査所から交付ステーションまで走らせた。
 15万市民を仙台市内27自治体へ無断矢張り振り分け
 たための全体的机上計画。
 検査所や交付ステーションの設置も「被曝を最少限に」には
 程遠いものがあり、全く実効性に欠けており、計画の
 大本に考へ方の誤りがある。一度自治体へ避難計画に
 目を通して欲しい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所				
氏名				
連絡先				
	電話		FAX	
	メールアドレス			
意見/理由		該当箇所	頁	行目
<p>福島での東電の未曾有の原発事故で、原子力発電がたいへん危険なものであることが明白になりました。と同時に、その後の事故処理等を見るに、我国のみならず世界においても、原子力の技術やそのものの理解がまだまだ不十分な中で、利用されているのだということを知りました。</p> <p>我国の電力需要を原発に拘る合理性が破綻しています。事実を事実としてしっかり認めて下さい。</p>				

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.18

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所
氏名
連絡先 tel
fax
e-mail

意見提出箇所（141ページ）Ⅲ－12 炉心等（第15条関係）
（第15条第6項に於ける不適切な表現）

__全 3__ページ

指摘内容： 不適切な表現

審査書案のⅢ－12 炉心等（第15条関係）に、

「なお、申請者が本申請以前から運転時の異常な過渡変化時における荷重も
考慮した評価を行っていたことは、過去の申請から確認できる。」

との記載があるが、バランスを欠いた不適切な文章であり、「専門的知見に基づき
中立公正な立場で独立して」許可を与える立場にある原子力規制委員会、の審査書
としてはふさわしくない。

（参考）関係法令等

原子力規制委員会設置法 平成二十四年法律第四十七号

（目的）**第一条** この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

昭和三十二年法律第百六十六号

(許可の基準) 第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

国家公務員倫理法

平成十一年法律第百二十九号

(目的) 第一条 この法律は、国家公務員が国民全体の事仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

国家公務員法

昭和二十二年法律第百二十号

(平等取扱いの原則) 第二十七条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第四号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第二十七条の規定に違反して差別をした者

原子力規制委員会の組織理念

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

(1) 独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

(2) 実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

(4) 向上心と責任感

常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。

科学者の行動規範

日本学術会議 平成18年（2006年）10月3日制定

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

日本国憲法

昭和22年5月3日施行

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	11頁 14行目
<内容>	地震や津波は学問的に確立されておらず、それを もとにした安全基準は疑問が残る。よって再稼働には反対である。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p><該当箇所> 495頁¹⁶ 18行目</p> <p><内容> 被害範囲が不確定なことに対して手順書の整備で対応できると見えない。よって女川原子力発電所2号炉の再稼働に反対です。</p>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力（株）女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書
にかんする審査案」についての意見書

電話

意見・理由の該当箇所

11 p、32 p、42 p、48 p、152 p

意見・理由

別紙

地震による女川原発の剛性低下の危険性について

■ 熊本のような繰り返す地震

熊本地震をめぐって、現在の建築基準法などが繰り返し強い地震に見舞われることを考慮していない問題が指摘されています。原発の規制基準でも同様の問題が指摘されています。

特に、原子炉建屋などコンクリート製構造物では、地震の揺れで構造物の硬さ（剛性）が低下するため、原発の安全上大きな問題であると専門家が警鐘を鳴らしています。

■ 剛性低下は、当初と比べ5割以下に

地震による剛性の低下は、2011年の大地震の被害を受けた東北電力女川原発2,3号機（宮城県）の原子炉建屋でも、実際に問題になりました。

2号機原子炉建屋の場合、建屋内に設置された地震計の記録から、運転開始直前の1994年の北海道東方沖地震と2011年3月11日の地震時を比べると、建屋の「固有振動数」が7割以下に低下していることがわかりました。構造物の剛性は、固有振動数の2乗に比例することから、女川原発2号機建屋の剛性は、建設当初と比べ全体で5割以下に低下したことがわかります。

11年に開かれた旧原子力安全・保安院の意見聴取会で、東北電力が「剛性低下の理由を度重なる地震の影響」との見解を示しています。女川原発は、東北地方太平洋沖地震以前に、03年、05年に宮城県沖地震などに見舞われてきました。

「一般に鉄筋コンクリートの構造物は、震度7のような強い揺れでなくても内部に小さな割れ目が生じ、剛性が低下する。剛性低下により、固有振動数が小さくなり、設計で考慮していた揺れ方が大きく変わる」と話すのは、元原発設計者の〇〇さん。「耐震裕度を評価する際、材料強度や剛性などを設計基準値ではなく、実力値（実際の強度など）を用いて十分な強度があると説明している事例が多々あるが、コンクリートの実際の剛性は地震動の増加とともに全く反対の傾向を示していることが危惧される」としています。香川県にかつてあった多度津工学試験所では、8分の1サイズの鉄筋コンクリート製格納容器のモデルで加振試験がおこなわれました。実験の結果は、最大加速度562ガルの揺れを加えると、固有振動数が71%に低下。さらに加速度を増減させて加揺を繰り返すと、固有振動数は19%まで低下しました。

■ 機器、配管も損傷する可能性

この固有振動数の変化は、コンクリート構造物そのものの耐震性評価に大きく影響します。建屋などの揺れ方（応答）が変化することで、中にある機器や配管の揺れも変化します。

問題は、こうしたことを考慮せずに強い地震が、繰り返し原発を襲うとどうなるかです。それまでの地震で剛性が低下したところに、再び地震が襲うと、建屋の変形が設計想定より大幅に大きくなり、損傷の可能性が大きくなります。

また、固有振動数の低下にともない、使用済み燃料プールや原子炉格納容器の圧力抑制プールの水面動揺（スロッシング）が大きくなる可能性があります。

基礎に伝わる地震の揺れが想定範囲内であった場合でも、建屋の機器、配管は想定していない揺れとなる可能性があるのです。

原発が停止しても、炉心は崩壊熱を出し続けます。強い揺れで原子炉が緊急停止できても、短時間に再び強震が襲い、「冷やし」「閉じ込める」機能がそこなわれれば、事故につながります。福島第1原発事故も停止後、冷却機能を失って大事故に発展しました。

さんは、「熊本地震のような場合や、強い余震の可能性を考えれば、剛性が低下し、固有振動数が低下した場合の耐震性を事前に確認しておく必要がある。現在の規制基準にはこの問題がまったく考慮されていない」と、指摘しています。

固有振動数

物体に衝撃を与えた場合、その物体ごとに決まった振動数で揺れます。このときの振動数を物体の固有振動数といいます。建物の場合、一般に高さが高いほど固有振動数は小さくなります。建物の硬さ（剛性）が低下すると、固有振動数も小さくなります。

* この「しんぶん赤旗」の記事は、女川原発の再稼働について、とても重要な問題を提起しています。宮城県沖地震や3, 1 1の巨大地震、その後の大きな余震など、度重なる地震によって、原子炉建屋などのコンクリート構造物がもろくなっている、建屋の中にある機器や配管が弱くなっている可能性があるのです。また、大きな地震が来たら損傷してしまうかもしれません。

ほかにも、原子炉の厚い鋼鉄の壁が、中性子によってもろくなっている可能性も指摘されています。そして、なによりも、事故が起きたときの避難計画がきちんと作られていないし、訓練もなされていません。こんな状況での再稼働などは、たとえ規制委員会がOKしたところで、認めるわけにはいきません。

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

(住所)

(氏名)

(連絡先) ☎

(意見の対象となる案件)

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

(意見/理由)

<該当箇所> 232頁～241頁 および392頁～400頁

<内容> 格納容器破損防止対策の妥当性

1 格納容器破損防止対策の比較

重大事故時における格納容器破損防止対策として、代替循環冷却系を用いる対策(以下、対策Aという)と格納容器圧力逃し装置を用いる対策(以下、対策Bという)の2通りがある。

重大事故時における両対策の解析結果を下表に示す。

	対策 A	対策 B
必要な主な機器		
①初期対策	<ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ ★ガスタービン発電機 ★軽油タンク & タンクローリ ・復水貯蔵タンク 	同左
②安定化対策	<ul style="list-style-type: none"> ★代替循環冷却ポンプ ★原子炉補器代替冷却系 ★ガスタービン発電機 ★軽油タンク & タンクローリ ・サブプレッションチェンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ ★原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) ★フィルターベント系 ★大容量送水ポンプ ★軽油タンク & タンクローリ
(★印は新設機器を示す)		
解析結果		
<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器最高圧力 ・格納容器最高温度 ・環境への放出量(TBq) (Cs-137: 7日間) (放出量基準は 100 TBq 以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・約 0.536 MPa ・約 178 °C ・約 9.9×10^{-1} 	<ul style="list-style-type: none"> ・約 0.640 MPa ・約 178 °C ① 約 $9.9 \times 10^{-1} + 8.0 \times 10^{-1}$ ② 約 $9.9 \times 10^{-1} + 3.2 \times 10^{-1}$ (①はドライウェル経由、②はサブプレッションプール経由を加味のケース)

上表より、対策 A および対策 B のいずれの場合もほぼ同じ結果であり、設置基準を満たし、環境への放出量も基準値を大幅に下回っている。

従って、両設備を重複設置する必要性について検討が必要と考える。いたずらに安全システムを複雑化し、コストアップを招くということであれば、重複設置を避けなければならない。

2 今後の格納容器破損防止対策

本原子炉は審査の迅速化という観点から、事業者は先行炉を踏襲して、対策 A および対策 B を重複設置せざるを得なかったのではないかと推測される。

対策 A と対策 B の重複設置の必要性については、規制当局として明確なスタンスと位置づけを示す必要があると考える。

たとえば、対策 A の代替循環冷却系は、原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備としても、原子炉格納容器下部注水系や原子炉格納容器代替スプレイ系などと同様に位置づけられていることから、対策 A の方が対策 B より優先度が高いという考えもある。この場合、原子炉格納容器フィルターベント系は不要となる。

このように規制当局が、格納容器破損対策は対策 A または対策 B のいずれかのオプションで、重複設置は不要である旨の見解を打ち出すことにより、今後、設置変更許可を控える原子炉の安全設計の効率化や再稼働工程の迅速化に資することが期待される。

以 上

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499頁 1～6行目

<内容>

狭いので別紙に記載します。(添付)

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て
審査書案に対する意見（別紙・添付）

住所：

氏名：

連絡先：TEL

Mail

意見 その1

今回の審査書案は、原子炉等規制法等の基準に照らしての女川原発再稼働の適合を評価したものです。巨大システムの原子炉の技術的審査の500頁余に及ぶ検討の経過や結果を、1か月間で読み込んで理解し、その上で意見を述べることは至難の業です。

行政関連の諸政策案やガイドラインについてパブコメを求める場合、その本文と同時に解説的要約や図表を作成添付するのが通常で丁寧なやり方です。まず、審査書案のわかりやすい一般住民向けの図表を含めた要約を作成し、それをもとに住民説明会を開催することを要望します。

「適合している」という結論に至った経過、特にどのような規制基準に対し、東北電力側がどのような対策をとり、それら規制委員会がどのように判断したのか、専門用語を散りばめるのではなく、一般住民にもわかりやすく要約・解説を作成して下さい。その解説を改めて公表し、少なくとも県内各行政単位でそれらをもとに、規制委員会が主導し住民説明会を開催することを求めます。

規制委員会が、本当に住民の理解を深めることに主眼を置くのであれば、形式的な1カ月のパブコメ募集ではなく、最低でも説明周知に1年以上の期間をかけるべきです。それは、「適合している」という、住民の生殺与奪に関わる極めて重大な結論を出した規制委員会の道義的責任だと思います。

意見 その2

私たち住民が原子力発電に求めるのは、女川原子力発電所 2 号機の「相対安全」ではなく「絶対安全」です。これは福島第一原発事故からの教訓です。原子炉破壊やメルトダウンを伴うような過酷事故は、長期間に及ぶ広範な国土と生活の喪失を伴うものであり、同じ巨大システムであっても通常の火力発電所事故や飛行機事故とは全く異質のものです。

規制委員会では事故を引き起こす、自然現象としての地震や津波に対しその規模に一定の基準のもと基準地震動、基準津波を想定して検討しています。また人為的な飛行物墜落についても 10^{-7} 回/炉・年など確率的手法を採用しています。しかし、確率はゼロではありません。言い換えれば、1000 ガル以上の揺れや 29m 以上の津波、飛行体衝突など想定基準超えは起こりうることです。人為的なテロ攻撃は、国際情勢からみても杞憂とは言えない状況です。

例えば地震について、その規模と頻度はべき乗則に従い（グーテンベルグ・リヒター則）、確率は少なくなっても超巨大地震は発生しうるものであり、地震学会も認めたようにその「規模と場所と時間」を特定して予測することは原理的に不可能であり、あくまで確率的な予測しかできません。

審査書案の結論に、基準に照らして「適合している」ということを表記していますが、その基準を超えることはありうるし、その意味で「絶対安全」ではないことも、結論に併記すべきです。前回の田中委員長も「審査は安全を保障するものではない」と発言しています。

意見 その3

「相対安全」ということは、原子炉の事故は発生しうることであり、それが過酷事故の場合は、原子炉三原則「止める」「冷やす」「閉じ込める」が破綻します。その場合、周辺住民の生命を守るために避難が必要になります。

周辺自治体は非難計画を策定し、その訓練も行っていますが、計画そのものが机上のプランであり、その実効性が乏しいことはすでに明らかになっています。また、実際の原発事故は単独よりは複合災害の中で発生することが想定され、その実効性はますます困難なものになります。

今回の審査書案は、あくまで原子力発電所の設計や運用上への評価であり、事故発生時の周辺住民への影響や避難計画についての言及はありません。規制委員会として、あまりに「技術的な」片手落ちな審査であると思います。絶対安全はない状況で、「避難計画には関与しない」という姿勢では、規制委員会の「人間性」「倫理性」が問われます。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>32頁 行目

<内容>

・女川原子力発電所は2011年3月11日の東日本震災をはじめ、これまでも何度も大きな地震に見舞われ、"被災に原発"です。1100ヶ所以上の多数のヒビが入った建屋の安全性や設備・機器類の被災の検証は十分なのでしょうか。どうか2号機の再稼働は中止していただきたいと思っております。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 150 頁
< 内容 > 2011年の福島第一原子力発電所水素爆発事故の原因究明が完了して いながらも、同じ沸騰水型(BWR)の女川原子力発電所の審査が十分に 出来るとは考えがたか。 どうか2号機の再稼働は中止して下さい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 498 頁

- < 内容 >
1. 原子力規制庁が審査書案(1000015/150115)の 原発関係企業からの意向を踏まえて、規制中核炉に正号原子力行政は期待している
 2. 女川原発が重事故を起す前に運転終了を避けること、処理が可能な範囲で対応を促す
 3. 原発はいつまで必要と見做されるに依り、安全対策を公け、3400億円の追加費用が必要と見做される
 4. 原発がなくても再生エネルギーで十分需要をまかなえる
 5. 規制委員会が申請書の更新、建築物の構造規制に関し、2011年以降の地震被害の被害を踏まえて、規制に何の影響もなさず、客観的に論議する原子力発電の特性、問題の中心にあり、設備、技術、規制の相違を踏まえて、規制を不十分とする

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

個人小情報、流出のおそれがあることを記入しません。

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉

どうして女川原子力発電所が必要なのでしょうか？
福島事故は収束していません。福島の子ども達の
甲状腺がんも疑いも数200名以上。恐ろしい。
そして日本全国で二山だけ地震がおきていられ
ないで考えられているのでしょうか？二山以上汚染日本に
するべきではないと思います。数年前の試算では、水力発電
で日本の電力がまかなえる資料もあります。
東京は、放射線量6番目にたかい。どう思いますか？
いかに減らしてほしい。愚かな原子力規制庁!

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

ドイツを見習うべき!

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉 申請書に関する審査書案に対する意見を科学的、技術的に意見はのべることはできません。
フランス教員が訪日の際の原子力発電の使用についての見解を聞いてください。
原子力発電所について、教員は東京では日本四国が2011年の福島第一原発事故の
炉心溶融と水素爆発、放射性物質の放出を受け16年経たず廃止を訴え
ています。教員はさらに踏み込んで「核エネルギーの使用には安全上の限界があり
私自身は、いかに安全な確信を持てているか、安全な限り
核エネルギーは使わない、大事故を起こさないと保証できる十分な安全を
なしている、原発事故は決して他の発電手段と事故の危険はあり
核エネルギーの使用を肯定する意見がある。原発事故の影響は他の事故のものを
はるかに大きく、1986年旧ソ連ウクライナのチェルノブイリ原発で起った炉心溶融と
溶融して、いまもなお大規模な地域に居住不可能な状態です。
福島での原発の事故で今なお多くの人が苦しんでいます。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	別紙に記載

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

<内容>

1.女川原発2号機は、2011年3月の地震、津波で原子炉建屋に1130個所の多数のひび割れが確認された。建物や設備機器の補修とその実効性の検証結果が審査書案には記載がない。検証したのであればその内容を記載すべき。もし検証していないのであれば、規制機関として重大な不作為であり、審査のやり直しを求める。(P.10)

2.設置許可基準規則における耐震基準に、熊本地震(2016年4月14日、16日)で発生した短期間における激しい地震の繰り返し(繰り返し地震)を新たな知見と経験として取り入れて、審査をやり直すことを求める。(p.10)

3.女川原発は過去3度、想定を超える地震の揺れに見舞われている。私たちは地震現象の理解が不十分であることを受け止め、原発に求められる最大限の安全性を追求すべきである。従って、基準値振動が過小評価になっているおそれがある。最大水平加速度を少なくとも国内原発での既往最大記録値である1700ガルにすること。(p.27)

4.何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。30キロ圏内の避難対象は21万人。避難先の確保や避難経路に現実性はあるのか。住民に対して明快で安心できる計画が出来上がっているのか。住民の安全を確保することを再稼働の前提条件にするのなら、アメリカのように「避難計画」を審査対象とすべきである。(p.152)

7.格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を招く大きなリスクがある。少なくとも「溶融炉心は水プールに落として冷却すべき」と積極的に支持する、国、機関、研究論文は見当たらない。(p.392)

8.テロ対策施設に5年の猶予を与える合理的理由はない。5年間テロにあわない保証はない。「テロ対策」こそ、再稼働の前提条件。見直しを求める。(p.494)

9.原発は、もうビジネスとしても成り立たなくなっている。龍谷大の大島教授によれば、2号機の発電コストは石炭火力やLNG火力を上回り、全国29基で最も高くなったという。安全対策費は3400億円。テロ対策施設を含めると4000億円を超える。廃炉費用や再稼働で増え続ける核のゴミの処分費用も未知数である。女川原発はもはや、コストパフォーマンスを失っている。(p.499)

10. <意見：事故の賠償責任保険> 田中前規制委員長が「審査を通過しても安全とは言わない」という主旨の発言をした。本当にそう思う。この世に実装されている工業プラントは、基本的に事故に備えて第三者損害賠償保険を付保しているという。そうであれば原発も事故規模にあった賠償責任保険を付保する必要がある。現在原発事故の賠償責任保険は1200億円に据え置かれている。必要とされている22兆円に対して0.5%である。経済倫理上も十分な金額を賄う保険を付保した上でなければ、安全確保のための企業責任が果たされない。

11. <意見：立地審査指針> 福島事故において過酷事故を起こした結果、「立地審査指針」を守れないことが明らかになった。そのことは、原発立地の大原則を守り得ないことを示している。周辺自治体との間に、改めて地元合意を求めなければならない。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<該当箇所>>2頁 行目 <内容> 被災により、多数のヒビが入り、建物の強度も危殆といえず、設備等の検証も不十分だ。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

- ・ 避難経路がある場合 女川一渡波渡間の道路が大混雑になる事が予想されるので不安です。
- ・ (景aせむいも知れぬか"...) 地震情報が出ると、女川近辺が震度が低く報じられている様な気がする。
震度計の場所とかの地質とかはどのようか？ 平均値だと^正正確だと思わぬですか"...

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 殿

2019.12/.23

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (ページ) 当該記載 無し

__全 4__ ページ

要約： (審査漏れの指摘：基準規則第十三条を審査していない)

審査書(案)には、設置許可基準規則 第十三条の審査の経緯と審査結果その理由が記載されていない。そのために、設置許可基準規則 第十三条 の要求事項を満たしているとは断定できない。

原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と再審査とを求める。

詳細説明：

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
(以下、設置許可基準規則と表記する) の第十三条第一項には二つの号が有り、それぞれの号に、イロハニ、イロハニホの規定がある。この内、2号のニに絞って、法令上の関係を精査する。

1：第十三条第一項第2号ニ

第十三条第一項第2号ニ には

「原子炉格納容器バウンダリにかかる 圧力 及び

原子炉格納容器バウンダリにおける 温度 が

最高使用圧力 及び 最高使用 以下となること」との規定がある。

第十三条第一項第2号に、

「設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすものであること」とあり

第十三条第一項に、

「設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない」とある。

従って、設計基準対象施設全体の性能として、原子炉格納容器バウンダリでの、圧力と温度の設計基準事故時の最悪値を、第十三条第一項第2号ニが規定している事となる。

規制当局の状況を推察すると、「今回の変更申請に係る適合審査を、規制基準規則の中から、新規規制基準規則として新規に制定された箇所のみを制限」している様なので、次に、「従来から規制されてきた内容か、否か？」精査する。

2：従来から規制されてきた内容か？

原子力規制委員会が発足する以前は、経済産業省の審査の後、原子力安全委員会による二重チェックを受けて、設置許可が与えられていた。この審査で使用されてきた原子炉力関係の基準として、原子力安全委員会が決定した、以下の二つがある。

- ・ 発電用軽水炉型原子炉施設に関する安全設計審査指針（以下、安全審査指針と表記する）
- ・ 発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針

この内、個々の性能を規定した、安全審査指針の中から、設置許可基準規則第13条に近い記述のある、指針を抜き出して、以下に示す。

指針 29.

原子炉格納容器バウンダリは、

通常運転時、保守時、試験時及び異常状態において、

脆性的挙動を示さず、かつ、

急速な伝播形破断を生じない設計であること。

指針 29 の規定は、「原子炉格納容器バウンダリ自体」の「脆性耐性」と「伝播型破断耐性」であるが、

第十三条の規定は、「設計基準対象施設、全体」としての性能規定であって、原子炉格納容器バウンダリで観測される「圧力」と「温度」を制限するものである。

以上の様に、両者は大きく異なっている。この規定は新規に追加されたものであり、第十三条中、少なくとも第2号ニを審査しない事は許されない。

では、基準が従来と同じであったら、「原子炉等規制法に規定された判定を行なわなくて良いのか？」の疑問が生じる。

過去に、審査した内容を再度審査する事に、その必然性があるのか？ 無駄なのでは？ と言う、批判の声が聞こえてきそうですが、一方、東京電力、柏崎刈羽原子力発電所が発端となった、ケーブル敷設の不適合を思い起こすと、不具合を見つけるには、一度や二度では不十分であって、常に、「自分達は絶対に過ちを起こしているはずだ」と、自己を見つめなおす努力を繰り返すべきだとの考えも浮かんでくる。

「わが国の原発は、絶対に安全だ！」と言いたくても、原発に関与する公務員は、是非「我々に見えていないものが、原発には まだまだある。」と、探究心、科学者魂を、持ち続けてください。

3：ケーブル敷設の不適合は何故見過ごされてきたのか？

発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に、「分離及び隔離の原則」が記載されており、「適切な配置を保ち、壁、せき等の物理的障壁を設ける事等」を求めている。

福島事故時点に原子力発電事業者の義務を規定していた電気事業法の第四十八条 第一項には、「電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない」と規定していた。（福島原発事故後、通商産業省令の主務省令への変更があるが、維持義務の存在は、昭和 53 年 5 月 23 日改正版まで遡って確認できる）

一方、通商産業省令で定める技術基準である「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」には、第八条の二 の第 1 項に「安全設備は、二以上の原子炉施設に併用するものとして設置してはならない（平成 10 年 3 月 30 日改正版）」とあるものの、第八条の二 の第 2 項に多様性、独立性が導入された時点（平成 20 年 2 月 27 日改正版又はそれ以前？）でも、安全機能の重要度に配慮する様子は見えない。

この様に、自分達は安全だと、思いたがるのは、多くの人々に共通する人間心理であろうが、中には、無駄、無謀にみえても、ひたすら、あちこちの土を拾い上げる事を繰り返し、ノーベル賞を受賞された方もいる事を忘れてはならない。

「美しい国、日本」を作り出そうとする官邸の、尖兵であるべき職員が能率優先をかけ声に、スピード感を優先させ、手抜きをするならば、国民にあきらめ感が行き渡ってしまう。

刑事訴訟法第二百三十八条第 2 項に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とある様に、内部通報の義務化を進めなければならないご時勢である事を重く受け止め願います。

4：ケーブル敷設不適合の水平展開の実績

東京電力、柏崎刈羽原子力発電所で不適格なケーブル敷設が見つかり、志賀原子力発電所では、中央制御室床下のケーブル等の敷設状態の調査を開始し、不適切な状態のケーブル3本を見つけています。その後、原子力規制委員会からの指示文書に従い、更に不適切な状態のケーブル4本を追加発見しています。原子力規制委員会の指示の前に調査を開始した事は、我が国の原発の現場は、まだまだ捨てたものではないのかもしれませんが、むしろ、現場を見たこともない官僚が急いで結論を出そうとする事がまずいのかも知れません。

その他の不具合件数：

浜岡原発：不適切な状態である分離板	合計 292 箇所	
不適切な敷設状態であるケーブル	合計 236 箇所	
東通原発：分離板の損傷等	合計 14 枚	
不適切なケーブルの敷設	合計 9 本	
女川原発：分離板の損傷等	合計 177 枚	
不適切なケーブルの敷設	合計 41 本	件数の出典：ニューシア

不具合を忌み嫌う方が多いでしょうが、よくよく考えれば、
これだけ多くの危険要因を除去したのだ！
より安全に近づく事が出来た！ と言う事では無いでしょうか？

我々人間は、神では有りません。所詮、やる事には欠陥も伴います。
ちょっとしたはずみで、ひどい事となる可能性が伴う原発に関係する方々は、
大いに悩み、悩みを糧とする科学者魂を持ち続けてください。

安易を振り捨てる冒険心、こう言う様相を青春と言うのだ。
年を重ねただけで人は老いない。理想を失う時に初めて老いがくる。

Samuel Ullman

「我々に見えていないものが、原発には まだまだある。」

「例え 無理、ムチャであっても、続けるゾ」

と安易を振り捨てるチャレンジ精神をお持ち下さい。

以上。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.23

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (137 ページ) III-10 安全施設 (第12条関係)
__全 2__ ページ

要約 : (ECCS系動的機器の多重性欠落)

審査書(案)のIII-10 安全施設(第12条関係)には、「静的機器の多重性」と「共用又は相互接続」について、申請内容と規制委員会の確認事項が記載されているが、第十二条で要求されている、動的機器の「多重性又は多様性及び独立性」については何も記載されておらず、設置許可基準規則 第十二条 の要求事項の全てを満たしているとは断定できない。

そこで、申請者の提出資料を調査した結果、HPCS,LPCS 系等の動的機器を、単系統としてのみ設置する計画が判明した。これは、第十二条第2項の「多重性又は多様性」の要求に不適合であり、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に不適合となるため、このままでは、同法同条第一項の規定により「許可をしてはならない」事になる。

新審査基準に適合させ再稼働を実現させる為に、申請者への指示と再審査とを求める。

詳細説明 :

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下、設置許可基準規則と表記する)の第十二条第2項の規定は、重要度が特に高い安全機能を有する系統に対して、多重性又は多様性の確保及び独立性の確保を要求している。

更に、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」を準用した第十二条第2項の解釈で、「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の具体例として、

- ・ 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能
- ・ 原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能
- ・ 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能

- ・非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
 - ・非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
- 等が列挙されている。

申請者は、

原子炉内高圧時における注水機能の機器として HPCS を、
 原子炉が隔離された場合の注水機能の機器として RCIC を、
 原子炉内低圧時における注水機能の機器として LPCS を、
 設置するとしている。

これらの系統設備の実計画を、申請者の資料から抜き出し、以下に示す。

第3.1.1.a-2表 系統設備概要

系統設備	概要
高圧炉心スプレイ系 (HPCS)	電動ポンプ1台 ポンプ容量：約320～1070m ³ /h/台
原子炉隔離時冷却系 (RCIC)	タービン駆動ポンプ1台 ポンプ容量：約90m ³ /h/台
低圧炉心スプレイ系 (LPCS)	電動ポンプ1台 ポンプ容量：約1070m ³ /h/台

上表から、これらの系のポンプは、それぞれ1台のみ設置する計画である事が読み取れる。

従って、

- ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能
- ・原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能
- ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能

のすべてに於いて、

「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものに当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保せよ」との、設置許可基準規則第十二条第2項の要求に反する施設の設置を申請者が計画しているのが実状である。

結論：

再稼働を実現させるため、申請者への指示と再審査とを求める。 以上。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.23

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (447ページ) IV-4. 15 計装設備及びその手順等
__全 15__ ページ

要約： (第43条に適合との判定を覆す事実を発見)

申請者の提出資料中に、審査書(案)の「IV-4. 15 計装設備及びその手順等」に記載された確認を覆す記述を、発見した。更に、審査書(案)の中に、規制委員会の見解を覆す記述(申請者の提出資料とほぼ同じ)を、発見した。

原子炉水位(広帯域)も原子炉水位(SA広帯域)も、差圧式水位検出器を使用している点、及び、原子炉水位(燃料域)も原子炉水位(SA燃料域)も、差圧式水位検出器を使用している点で、設置許可基準規則 第四十三条 第二項 第三号の要求事項を満たしておらず、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に不適合であり、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への変更指示と再審査とを求める。

詳細説明：

1：水位計の誤表示

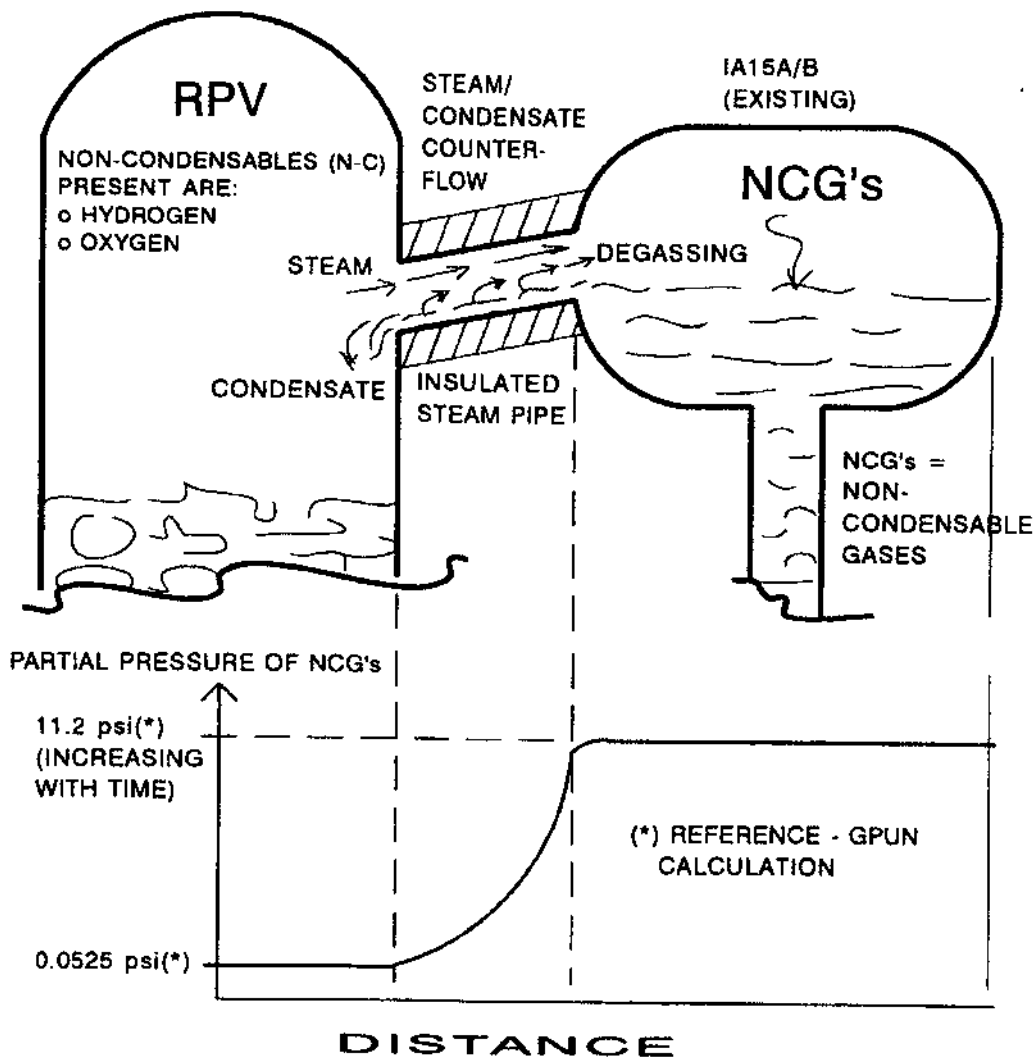
BWR型原子炉の水位計測に標準的に使われている、差圧型水位計では、実際には水位が低下しているにも関わらず、水位を高く誤表示する事がある。(危機の時に安全と表示する)

TMI事故の10年近くの後、NRCは、アイダホの小規模実験設備でウェスティングハウス社の差圧型水位計等での研究を続けた<Transaction of the American Nuclear Society 45(1983) p.865-866>。これに刺激を受けてか、米国ニューイングランドにあるミルストーン発電所(PWR型原発)の運営会社 Northeast Utilities が1991年4月、NRCに向けて licensee event report 「減圧時の非凝縮性ガス(Non Condensable Gases:水をγ線が分解して発生させた酸素・水素)による泡の発生による水位誤表示問題」を送り、これを受けたNRCは、1992年7月に Information Notice No. 92-54 を全原発保有者に送った。

その後、非凝縮性ガスの泡により水位を高く誤表示する問題は、BWR 型（福島原発と同じ形式）で、より深刻な問題であると認識されるようになり、NRC は 1993 年 5 月に「長期にわたり高い信頼性を実現するのに必要なハードウェア修正」を BWR 型原子炉保有者に要請した<Bulletin 93-03>。

NRC のアイダホの小規模実験（PWR 型）では、差圧型水位計の誤表示量が 2m であったが、BWR 原子炉を保有する米国事業者の報告では、4.6m～6m と大きく、しかも事故で、炉水の喪失と共に減圧が生じると、実際よりも高く誤表示し、事故の拡大を見落とす危険性が指摘された。

アイダホの小規模実験での誤表示改善を断念した NRC は、BWR での誤表示問題の解決努力を、BWR 保有の事業者の努力に任せた様である。例えば、ニュージャージー州の電力会社である GPU Nuclear 社は、米国原子力学会の論文集で、図を用いて BWR で広く用いられる差圧型水位計での誤指示の原因についての見解を述べている



GPU Nuclear 社が、米国原子力学会の論文集に掲載した説明図

図の右側にあるタンクは基準面器（凝結器）と呼ばれるもので、ここに溜まる水の水位を一定に保つために、炉内から蒸気供給を受け続け、基準面器が設置されている格納容器内の気温が低い事を利用して蒸気を凝縮し、継続的に水を補充する（ウェットレグ方式：<松山裕一著 工業計測、日刊工業新聞社 1999 年>）。

余って溢れた水が炉に近づくと水温が上昇し、戻り水に含まれていた非凝縮性ガスが気化する（ガスの溶解度は高温で低下する）。そのガスを、炉内からの上昇蒸気が凝縮槽へ押し戻し、槽内の非凝縮性ガスの濃度を高める。その結果、非凝縮性ガスが基準面器の下の水柱(Leg)に過飽和状態で溶け込む。

ガスの飽和溶解度は圧力によっても変化するので、急減圧時には、シャンパンの栓を開けた時の様に泡立って、水柱内の水を押し上げ基準面器から炉内へと追い落とってしまう。

1994 年に Oyster Creek 原発で、非凝縮性ガスの濃縮を防止しようと戻り水専用の配管を用意する等、米国の BWR 炉保有事業者は工夫を重ねたが、全ての炉に共通して有効な対策は見つからなかった様である。一方、米国の BWR 炉の保有事業者は、少なくとも「事故時には、水位計はあてにならない」とあきらめに近い“悟り”を開き、事故時には、とにかく満水処理と決心した事であろう。

なを、政府事故調も、基準面器の水位が低下すると水位を高く誤表示すると（政府事故調最終報告 資料Ⅱ-1-3）述べているが、基準面器の水位が低下するのは、水の沸騰によると決め付け、他の要因まで、思考が及んでいない。1 つ理由を見つけると、他を探す意欲を失うのは、“不確定性回避志向 <確証バイアス>”と呼ばれる一般人が持つ欠陥。

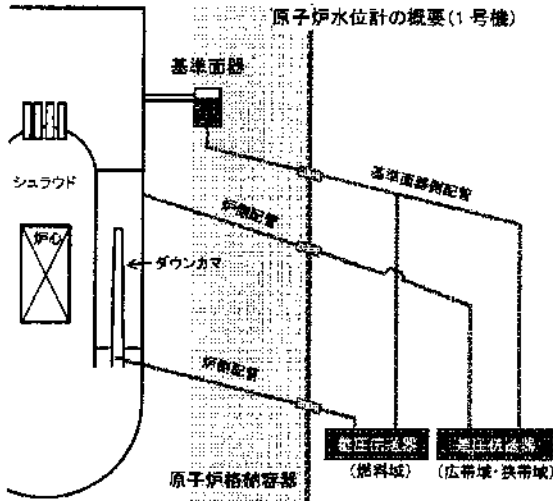
時々、少年時代に立ち返り、“科学者の探究心：未踏で不確実性が高い難問への挑戦”<滝純一著 科学者の思考停止が惨事を生んだ 日経サイエンス 2011 年 6 月号>を思い起こすべきである。

科学者らしく真実を見極めよう（現実的には大変に困難）と願うのなら、ソクラテス流に深く考えねばならないだろう。それが無理ならば、少なくとも、自己の心理を第三者的に見つめる習慣をつけるべきではないだろうか？

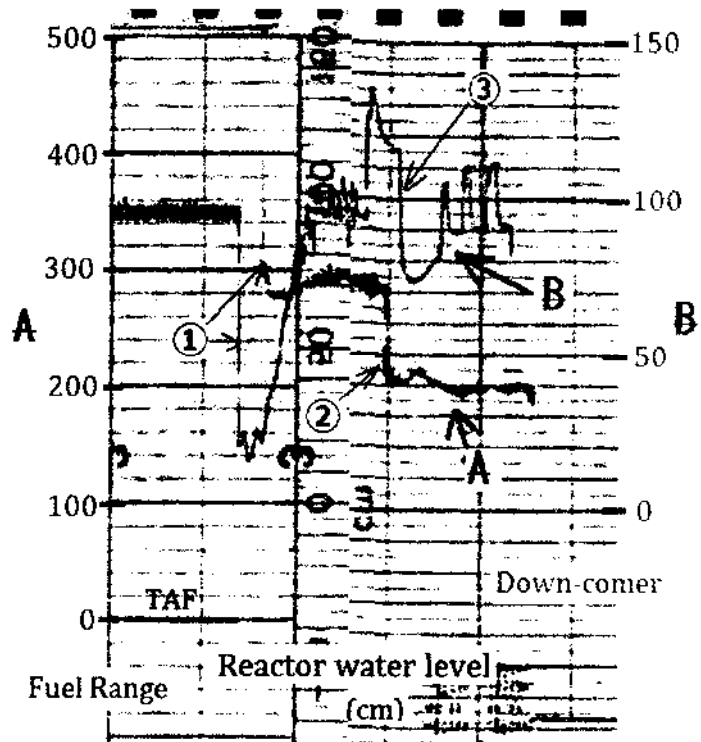
2：福島第一原発 1 号機での炉水位の現実

福島第一原発 1 号機では、津波到来の遥か以前に炉水位が TAF（燃料棒の頭の高さ）を下回っていた事が、政府事故調の報告書から読み取れる（この事に、作業に当たった政府官僚も気が付くはずであるが、“津波が原因だ”として、思考を停止したのであるだろうか？）。

政府事故調中間報告から、資料IV—8「原子炉水位」を右下に示す



↑ A ↑ B
AとBとの計測点を示す図



水位計側データを示す図

右の図はペンレコーダーによる記録であり、人為的に修正を加える事が困難である。右図におけるAとBとの測定箇所を、左図に示した。Aは燃料域水位と呼ばれているもので、炉心の水圧と基準面器側の水圧との差から、炉心の水位を計算して求めた結果の表示である。Bは炉水位と呼ばれているもので、現実にはダウンカマ（シユラウドの外側）の水圧と基準面器側の水圧との差から、炉心の外側の水位を計算して求めた結果の表示である。

右の図において、AとBとでは、横軸にずれがある。これはペンレコーダーの構造上の都合によるもの（ペンが衝突しないようにずらしてある）で、①の時点と記録が途絶えた時点（DC電源喪失時）を重ねるようにして読み取ると、②と③とは同時刻ではなく、②はBの急上昇時点（一回目のIC起動時）より少し経過した頃に起きている事がわかる。

更に、Bの記録の右半分には、2, 3, 4回目のIC起動によると思われる、凸形状が認められる。しかし、Aの記録には凸形状が認められない。

この事から、「2, 3, 4回目のIC起動時には、IC系からダウンカマに水が供給されたが、その水はダウンカマに留まり、燃料域には届かなかった」という仮説が浮かんでくる。

つまり、②の変化後にも、燃料域水位はTAFよりも、2m高い位置であるとの表示だが、このとき既に、TAF以下に低下していたと言う事となる。水位計の表示が2m以上狂っていた。しかも高く誤表示する様に（安全であると誤解を与えるように）狂っていたと言う事となる。

つまり、左図でも判る様に、福島第一原発1号機の炉水位計測系は、燃料危機水位計、広帯域水位計、峽帯域水位計ともに、同一の基準面器を使用した、差圧型水位計測系であり、基準面器の水中の非凝縮性ガスが泡立てば、水位を高く誤表示する癖のあるシステムであった。

福島第一1号機では、激しい地震による振動(スロッシングと衝撃による泡立ち)、スクラムからMSIV閉鎖までの急減圧、IC起動による急減圧、により、基準面器及びその下の水柱内の非凝縮性ガス(炉心の γ 線で水が分解されて発生した水素と酸素)が泡立ち、泡が水を押上げ、炉内に吹き溢すことによって、水位を高く誤表示していたとの説を否定する根拠は見当たらない。

この高く誤表示の規模は、米国の事業者の報告、NRCの報告(4.6m~6m 高く誤表示)に比べれば、起きて当然の数値であり、米国の事例(おそらく原子炉停止による減圧)と比較し、福島第一1号機では緊急スクラムにより急減圧を掛け、その後しばらくして、ICを起動し急減圧をかけているのだから、例え5m以上高く誤表示していたとしても、あり得ない事では無い。

つまり、政府事故調中間報告、資料IV—8「原子炉水位」の燃料域水位データ(前頁)で、Aの最低水位がTAF+2mであって、その時に、BにはIC稼働による凸形状が認められるが、Aに凸形状が認められない事を説明出来ない。

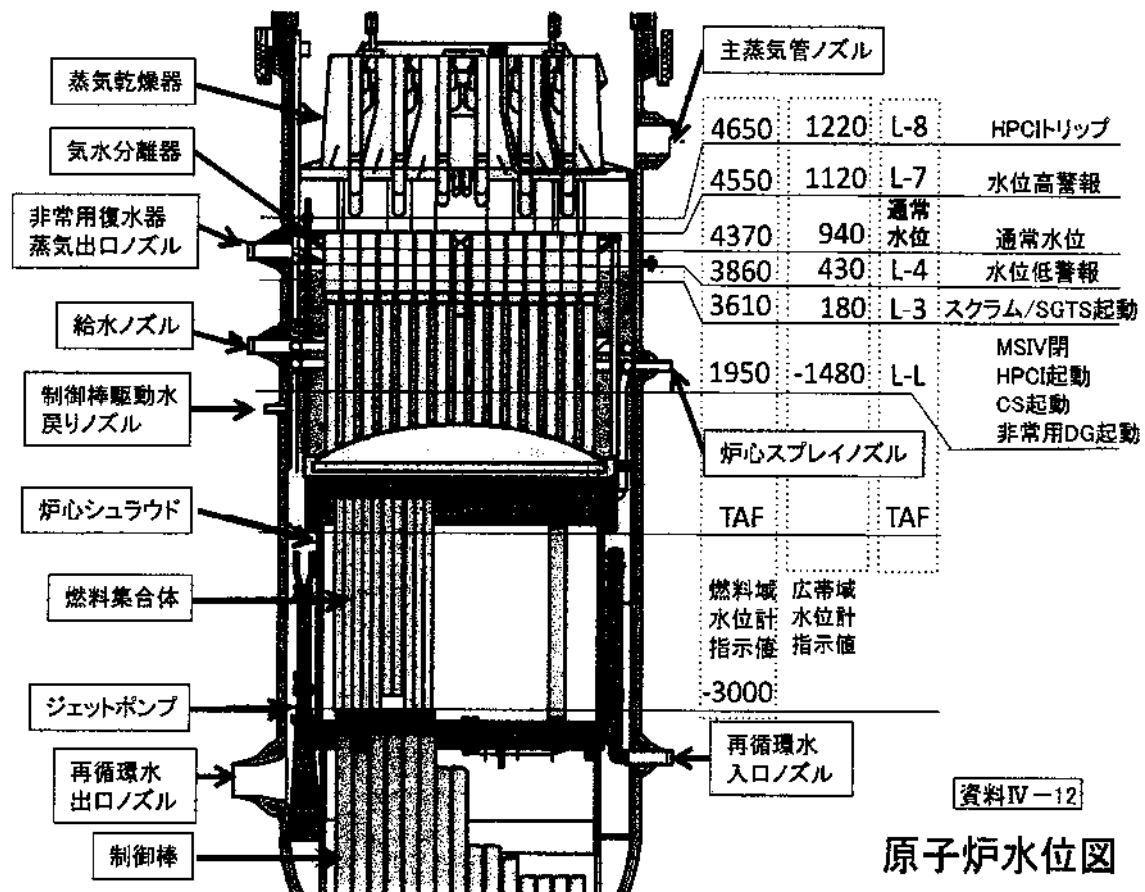
次章で、TAF+2mであれば、Bに凸形状が認められると、Aにも凸形状が認められる事を説明します。また、論理学で、命題「AならばB」の対偶は「BでないならAでない」であって、対偶が常に正しい事が証明されている。Bに凸形状が認められないのだから、TAF+2mでは無いと言える。

参考：論理学では“逆”、“裏”が常に正しいとは限らない事が証明されている。津波が来るとメルトダウンが起こるとのストーリーが存在しても、津波が事故の原因だとするのは論理学上否定される。

「ある事象が別の事象の後に起きたことを捉えて、前の事象が原因となって後の事象が起きた」と判断する事を多くの人々が普通に感じるが、「ある・・・起きた」は、前後即因果の誤謬(post hoc ergo propter hoc)と呼ばれ、事象の順序だけに基づいて結論を導くことで、因果関係を否定するような他の要因を無視してしまうので、科学的とは言えない。因果関係を論ずるには関係しうる他の全ての要因について、起こりえない事を照明しない限り、原因と断定し得ない。

3：ダウンコマと燃料域間の水の流通

政府事故調中間報告から、資料IV—12「原子炉水位図」を次頁に示す。



原子炉水位図

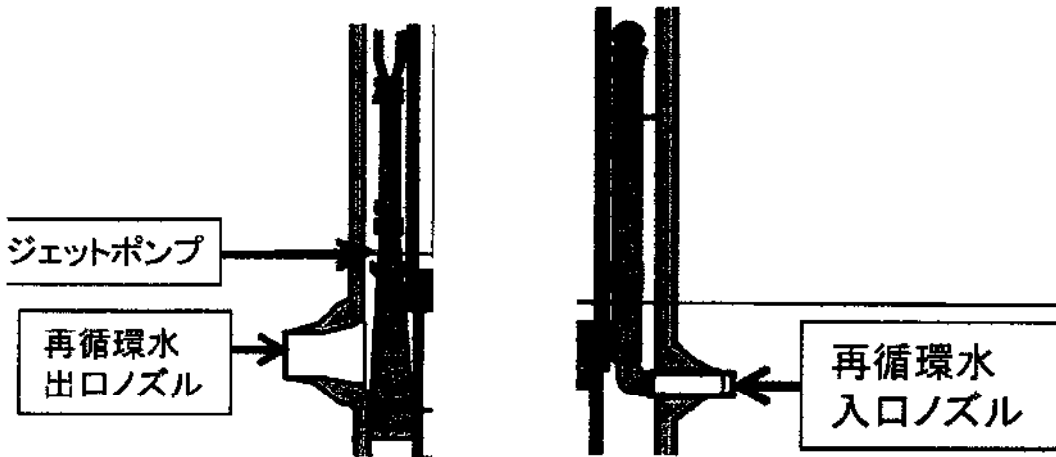
炉の重要部分を示す図（福島第一1号機）

図の下部に出口ノズルと入り口ノズルとが1個ずつ示されている。実際には2個ずつ存在し、2系統の再循環系が存在しているのだが、図は、説明用として一系等分が表記されている。

再循環系に存在する（上図には示されていない）再循環ポンプが、図の左下に記載された再循環水出力ノズルから、ダウンカマ内の水を引き込み、図の右下に記載された再循環水入口ノズルへ高圧で送り込む。再循環ポンプの駆動電源は、中間にトルクコンバーターを挟み込んだ交流モーターと周波数可変型交流発電機が使用されていて、出力交流の周波数を変えることによって、再循環水入口ノズルに送り込む水量を調整できるしくみとなっている。

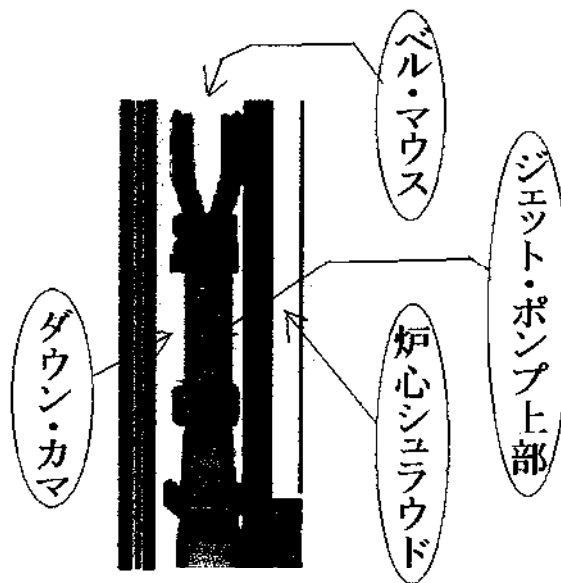
正常運転状態では、規定の周波数の電力が再循環ポンプに加わり、規定量の水が、ダウンカマから燃料域へと送り込まれている。スクラムをかけた後は、再循環ポンプの運転を規定の20%~30%に低下させる（ラン・ダウンと呼ばれる操作）。福島第一1号機でも、ラン・ダウンが行なわれたのだが、その後、わずかな時間で、外部電源を喪失したために、再循環ポンプを駆動する電力源が途絶え、再循環ポンプ停止信号が送出されている。

以下に、再循環ポンプ停止後のダウンカマと燃料域間の水の流通を説明する。



炉の重要部分を示す図から、ジェット・ポンプの部分抜き出した図

左図のU字型はベルマウスと呼ばれるもので、円筒条であって、その上から右図最上部に○で示すパイプが下向きに曲がっていて、U字の内側に急速流を流し込む構造となっている。



ジェット・ポンプの入り口部分の拡大図

ベルマウスの内径よりも、下向きに曲がっているパイプの外径が細くなっている、その隙間から、ダウンカマ内の水を引きずり込んで、大量の水を燃料域に送り込む仕組みとなっている（細いパイプからの高速流によって、大量の水を脇から引きずり込む。つまり、高速ジェットが源のポンプ：回転羽等、能動部品が無い事が特徴 <圧力容器内に能動部品を持ち込まない思想>）。

以上の様に、再循環ポンプが停止した後には、ベルマウスとジェット流注入パイプとの隙間を経由して、ダウンカマ内の水と、燃料域内の水とが、出入りする（事サイホンの原理に従う）となる。

先の図で「B のみに変化が見られ、A には変化が見られない」と言う事から、サイホンの原理に従えない状態（ダウンカマの水位が、ベルマウスの高さ以下に低下した）が読み取れる。

炉の重要部分を示す図で、ベルマウスの高さと、TAF とを比べてほぼ同じ事から、この時に TAF を下回っていた（つまり、燃料棒の少なくとも頭は水面から出ていた）事を示している。

水位計側データを示す図の②で燃料域水位だけが急減少し、ダウンカマ水位には大きな変化が起きていない事から、この時点（1回目の IC 起動からしばらく後）に TAF を割り込んだと見るべきであって、1号機が、いち早く水素爆発を起こしたのは、津波到来の遙か以前に、ジルコニウム・水蒸気反応が生じていたからだと言う事となる。

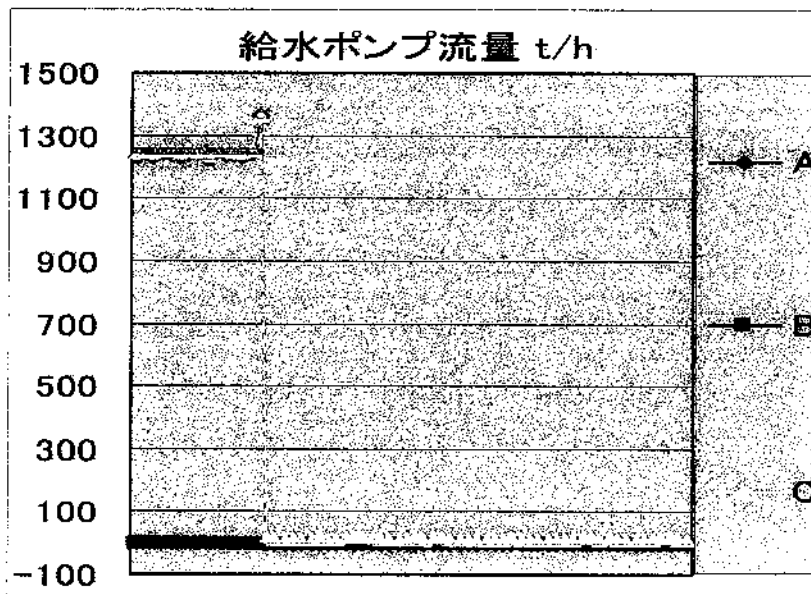
NHK スペシャル「メルトダウン」取材班は、最近まで、福島原発事故の原因を追究し続けている。講談社から 2017 年に出版された“福島第一原発 1 号機冷却「失敗の本質」”では、1号機の水素爆発が起きたのは、ジルコニウム・水蒸気反応による水素が主役ではなく、メルト・スルーした熔融炉心がサンプルピットのコンクリートを溶かす（MCCI）反応で発生した水素が主であるとした（187 頁～）。この事から、メルト・スルーが当初の予想より早く起きたという事となり、1号機では、依然考えてきた状態よりもかなり早く、燃料棒の溶解が始まったと考えなければならなくなる（2 回目の IC 起動の前に燃料棒の溶解が始まったとする、本書の見解をサポートしている）。

“福島第一原発 1 号機冷却「失敗の本質」”には、他にも重要な記述がある（259 頁～）。つまり、「1号機が運転を開始した 1971 年には、トラブルの際、最初に IC が働くように設定されていたが、1981 年には、“別の装置”が最初に働くように設定が変更された。ところが、事故の 8 ヶ月前の 2010 年に、再び、最も早く働くように設定を変更していた」。

事故当時の対応マニュアル AOP には、最初に HPCI を使用してから、圧力は SRV で、水位は HPCI で調整する手順となっていて、IC は全く使用しない規定になっていた事から NHK が言う“別の装置”とは、HPCI であると思われる。何かの理由で、HPCI を嫌い、根本設計を精査することなく、思いつきで、IC を使用する設定に変えてしまったのだと考える事もできる。この事には、NHK 取材班も気づいていない様であるが、「MSIV を閉じたら、すぐに満水にする」と言う米国事業者が得た悟り（多くの苦労を経て始めて取得できる）を無視した、驚くべき暴挙なのでは無いのだろうか？

4：では、炉水はどこから逃げていったのだろうか

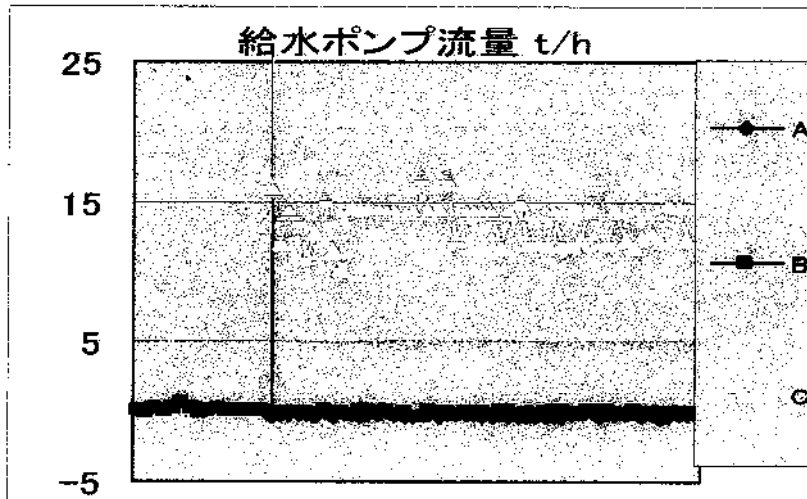
福島第一原発のプラントデータを、東京電力本社に出向きコピーする事が可能であり、Excel ファイルとしてのコピーを入手してある。その中には、一分間隔の瞬時値が DC 電源喪失時期前後まで残っており、10mS 間隔のデータが1回目の IC 起動のしばらく後まで残っている（10mS 間隔のデータはデータ量が多く、1回目の IC 起動期間のしばらく後に記録容量の制限に達したようだ）
その中から、給水ポンプ3台の流量（一分間隔の瞬時値）を、14時33分59秒～15時36分59秒について下図に示す（A,B,C各64点）。



給水ポンプの流量 スクラム前から、津波到来前後までの図

給水系には3台の給水ポンプが用意されていて、内1台は非動作でバックアップとして待機状態となっている。3台の内2台は蒸気駆動のポンプであり、高圧タービンを回した後の蒸気を動力源としている。スクラムをかけた後にMSIV(主蒸気隔離弁)を閉じたので、高圧タービンへの蒸気供給が停止し、給水動作も停止となった。残りの1台は、電源駆動のポンプであるが、こちらも発電中止、そのわずか後に起きた外部電源喪失により稼働出来ない状態となった。

福島第一1号機では給水ポンプAと給水ポンプCとが現用で、給水ポンプBが待機状態となっていた事が、上図から読み取れる。現用であったAとCとも停止した様に見えるが、停止を確認する目的で、縦軸を拡大し、次図に示す。

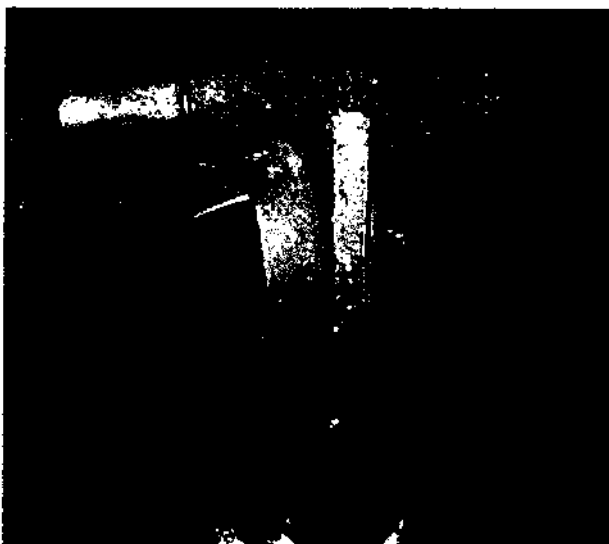


給水ポンプ流量 縦軸を拡大した図

給水ポンプ C に、運転時の給水量の **0.6% 程度** の残量が認められ、しかも変動している様に見える。給水ポンプを駆動するエネルギー源を全て失った状態での給水系を流れる流体の量であるのだから、給水時に流れる流路を逆に流れて、炉から復水器へ向かっての流れが生じていたと見るべきである。

運転時の給水量の 0.6% というわずかな量とは言えども 14 t/h であり、スクラムをかけて、**MSIV** を閉じた炉にとっては、貴重な水を急速に失っていると言う事になる。

給水ポンプの出力側には逆止弁が取り付けられていて、逆流をプロテクトできているはずなのだが、この逆止弁のシートリーク不良と言う不具合の報告が数多く認められる。極端な例を下図に示す。



軸割れで弁体が脱落した逆止弁の写真 東海第二 (2008 年)

逆止弁は上の図の様に、万一、逆流が生じた時には、丸い蓋が穴を閉じる構造となっている構造が多い。原子炉運転時には順方向の流れしか起こらず、閉じる事が無いので、閉じた時のシートリーク不良

(蓋が閉じた時にリークする) が起きる状態になっても気がつく事が無い。順方向の流れに対して、旗の様にはためく。上の図では、はためき運動によって、丸蓋とアームとを連結する軸が折れてしまったのであるが、この様な極端な障害であっても、順方向の流れを阻害する量は大きくないので、気が付きにくい。この様な状態のまま、逆流が生じる場面に出会うと、逆流もほとんど阻害されること無く流れてしまい、甚大な事故を招く事となりかねない。福島第一1号機の給水ポンプC系の逆止弁では、弁体が落ちてしまう程の異状ではなく、“はためき運動”により、軸とアームとの間が磨り減り、弁体が閉じた時に、正規の位置に閉じず、その“ずれ”によって当り不良が生じている様に思える。

軸が磨り減ったとしても、通常運転には何の障害も無く、その様な事まで気にかかる運転員は、寝た子を起こすな！と規制をかける、原子力安全保安院ににらまれる事になるのであろうか？

運転時には給水ポンプ2台で2,500 t/hの水を流し込んでいる。その系統に14 t/hのリークが有るといって、誰が問題視するだろうか？ 所が、いざとなって、給水を止めてしまった後の14 t/hのリークは、無視できず、甚大な問題を引き起こす。

直感的な因果関係だけで物事を判断しようとする、裏に隠れた重要なものを見落としやすい。効率優先、経済発展優先、お金儲け優先、早く！ 早く！の現代の風潮の下では、確実には結果に直結しない「縁起」のようなものの考え方は、いかに日本古来の文化であると言っても、否定される事となる（美しい国 日本を目指している、はずなのに、醜い国 日本へ向けて、ひたすら猛進している様に思える）。

原発の様な総合技術に係る者は、時に、科学少年であった時代を思い返し、非効率であっても、無駄の様に思えても、自分本来の見方を試してみる必要がある。人間は、“不確定性回避志向<確証バイアスがその代表例>”と呼ばれる欠陥を持っている事など、自分の心理を第三者的に批判して見るべきである。

5：中間まとめ

ここまで、以下の章

- 1：水位計の誤表示
- 2：福島第一原発1号機での炉水位の現実
- 3：ダウンコマと燃料域の間の水の流通
- 4：では、炉水はどこから逃げていったのだろうか

で、述べてきた事柄を総括しておき、その後に、東北電力株式会社の提出資料と、審査書（案）に記載された内容とを分析したい。

- ・ BWR 型原子炉の炉心水位の計測には、伝統的に差圧型水位計が用いられてきた。BWR 型原子炉では、気水分離器、蒸気乾燥器の稼働条件を良好に保つ必要があり、この為には、なじみの深い差圧型水位計を使いたいと言う気持ちは理解できる。しかし、スクラムをかけた後に、水位計測の目的は急変する。

- スクラムをかけた後は、水位を cm 単位で厳密に把握する事よりも、燃料棒がしっかりと冷却水に浸かっているのか？を知る事が重要であり、偽表示から逃げられるのなら、誤差が大きくとも、0.5m 単位等の離散的な水位把握であっても、圧力急変と言う環境変化に耐え得る計測原理による水位計が望まれる。
- 福島第一原発 1 号機に関するペンレコデータ (Excel データよりは人為的修正が困難) によると、ダウンカマ水位は、IC の稼働に同期して、水位の変化が見える。しかし一方、燃料棒が冷却水に浸かっているのか？と言う、桁違いに重要な燃料域水位のデータが、IC 稼働によって変化していない。
- 更に、燃料域水位が急減したのは、最初に IC を起動して間もなくの頃である。
- 以上の状況は、実際の水位が、この時期に TAF を割っていて、肝心の燃料棒が、冷却水面から頭を出し始めたと考え以外に、説明できない。
- 炉水が現実減少したとすると、炉水が漏れ出したルートを知りたくなる。漏れるルートは、色々と考えられるし、それぞれを検証すべきである。本書では、数値的なデータの存在する、給水系の逆流のみを示した。NHK 取材班の報告にも、せっかく苦勞して行なった消防車からの給水が、炉心に届かず、復水器に流れ出してしまった例がある様に、思いがけ無い状況がしばしば起きる。本書の説 (給水系の逆流) は、あくまで、エポックメイキング的な視点での例示であって、この他にも、多くのルートが存在している可能性がある。
- 福島第一原発 1 号機が、早々と、炉水位を失った、とすると、1 号機が早々と水素爆発を起こした事、その爆発の規模からして、コンクリート起因の水素であろう、との諸見解にマッチする。
- つまり、福島第一原発事故で学ぶべきは、「*fere libenter homines id, quod volunt, credunt.*」(人間は自分たちが望んでいることを大抵勝手に信じてしまう):『ガリア戦記』第 3 巻 18 であって、この格言を、畑村委員長も、委員長所感として述べている。(畑村委員長がご自身の行動で示された様に、口で言っても、身につくとは限らない; 身につけるには、失敗体験等、辛く、非効率な実体験が必修科目となる<佐藤智恵著/世界のエリートの「失敗力」; 中曽根陽子著/成功したいなら「失敗力」を育てなさい 1 歩先いく中学受験>。(非効率でお金にならない行に重要なものが潜んでいる)
- 原子炉の水位計測系には、スクラムをかける等の緊急時に水位を高く誤表示する癖があり、それを改善しようと各国 (日本を含む) のメーカーが努力したが、抜本的に解決する事に成功していない。
- 福島第一原発 1 号機では、津波到来のはるか以前に炉水を失う事故が起きているが、この時、水位計は誤って正常水位だと表示した。
- 「水位計はあてにならない」、が常識であれば、1 号機の事故が防げ、それによって、2,3 号機も重大事故へと拡大しなかったかも知れない。(米国事業者は水位計改善努力が実らず、逆に知恵を得た)
- 運転時と、緊急時とで、水位計の目標を変えて設計すべきである (時代は複雑系の科学等の基礎研究を求めている: オールマイティを求めがちだが、実際には別のものを神は与える)。

- 差圧型水位計の誤表示問題程度の事さえ見とおせない、我々日本人が原発を再稼働しようとするのだから、他にも想定外が埋もれている事を覚悟し、計測原理が異なる等、多様化した計測系を準備し、普段から、「その程度の多様化で十分なのだろうか？」と、運転員に問いかけ、緊急時の心の準備を訓練しておくべきである（技術者の火事場のクソ力は、非効率で苦しい連続作業で、平素どれだけ多くの汗と涙を流してきたか？で決まる様だ；つまり、失敗力がかなめ；寝た子は起こすべし！）。

6：東北電力株式会社等の資料

東北電力が女川2号機の設置変更許可申請の一環で、提出した資料の中に下記のものがある。

女川原子力発電所2号炉審査資料	
資料番号	02-NP-0073(改73)
提出年月日	令和元年5月8日

女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処設備について (補足説明資料)

令和元年5月

東北電力株式会社

注：実際のものから空白部分を抜き取る修正を施してある。

この資料集の中に、下記を表紙とする資料がある。

58-13

重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ

この資料の中に、下記の表 56-13-1 が存在する

表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (1/8)

重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器 (代表) (※ ¹)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)
原子炉压力容器内の水位	原子炉水位(広帯域) (-3,800~1,500mm (※ ⁵))	差圧式 水位検出器 (※ ⁷)	<ul style="list-style-type: none"> ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (SA 広帯域) (-3,800~1,500mm (※⁵)) (※⁹)、原子炉水位 (SA 燃料域) (-3,800~1,300mm (※⁶)) (※⁹) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120m³/h) (※⁹) ・原子炉圧力 (SA) (0~11MPa) 及び圧力抑制室圧力 (0~1MPa[abs]) (※¹⁰) 	重大事故等時において、原子炉水位(広帯域)及び原子炉水位(燃料域)にて、原子炉水位制御範囲から有効燃料棒底部まで監視可能。
	原子炉水位(燃料域) (-3,800~1,300mm (※ ⁶))			

(※¹) 複数ある重要代替計器の代表を記載。

(※²) 計測範囲を超えない場合は、その理由を記載。

(※⁵) 基準点 (0mm) はドライヤスカート底部付近 (原子炉压力容器零レベルより 1,313cm 上)。

(※⁶) 基準点 (0mm) は有効燃料棒頂部付近 (原子炉压力容器零レベルより 900cm 上)。

(※⁷) 隔液ダイヤフラムにかかる原子炉圧力 (凝縮槽からの水頭圧を含む) と原子炉压力容器下部の差圧を計測。

(※⁹) 原子炉水位 (SA 広帯域) は他の広帯域の原子炉水位と、また、原子炉水位 (SA 燃料域) は他の燃料域の原子炉水位と同じ基準面器で計測器が異なる。

上の表から、「原子炉水位(広帯域)も原子炉水位(SA 広帯域)も、差圧式水位検出器を使用している事と、原子炉水位(燃料域)も原子炉水位(SA 燃料域)も、差圧式水位検出器を使用している事」が読み取れるのだが、文字が読みにくいだろうから、この表を元に、作成した表であって、審査書(案) <https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000194906> の 450 頁に記載された表 iv-4.15-1 から、水位計に関する項目を抜き出して次頁に示す。

元の表中、原子炉压力容器内の水位 の行のみを切り取ってある。意見提出者の主張に沿った記述が、太線で囲った検出器の種類と、下部の註書に太いアンダーラインを引いた部分にある。

つまり、検出器の種類は、本意見書の前半で述べた問題のある差圧式水位検出器であり、凝縮槽の水頭圧を含む原子炉圧力と、原子炉压力容器下部の圧力との差圧を計測し、凝縮槽の水頭圧が一定である事を条件として原子炉水位を計算している事が示されている。また、凝縮槽の水頭圧を含む原子炉圧力を測定する基準面器を原子炉水位(広帯域)と原子炉水位(SA 広帯域)とで共用し、別の基準面器を原子炉水位(燃料域)と原子炉水位(SA 燃料域)とで共用している。

表IV-4.15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ

重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹¹⁸)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ¹¹⁹)
原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) (-3,800~1,500mm (※ ¹²²))	差圧式 水位検出器 (※ ¹²³)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (SA 広帯域) (-3,800 ~ 1,500mm (※ ¹²³)) (※ ¹²⁴) ・原子炉水位 (SA 燃料域) (-3,800 ~ 1,300mm (※ ¹²⁷)) (※ ¹²⁴)	重大事故等時において、原子炉水位 (広帯域) 及び原子炉水位 (燃料域) にて、原子炉水位制御範囲から有効燃料棒底部まで監視可能
	原子炉水位 (燃料域) (-3,800~1,300mm (※ ¹²⁷))			

(※¹¹⁷) 申請者は、「当該パラメータの他チャンネルの「重要計器」と記載しているが、本節では分かりやすく「重要計器 (他チャンネル)」と記載

(※¹¹⁸) 複数ある重要代替計器の代表を記載

(※¹¹⁹) 計測範囲を超えない場合は、その理由を記載

(※¹²²) 基準点 (0mm) はドライヤスカート底部付近 (原子炉圧力容器零レベルより 1,313cm)

(※¹²³) 隔液ダイアフラムにかかる原子炉圧力 (凝縮槽からの水頭圧を含む。) と原子炉圧力容器下部の 差圧を計測

(※¹²⁴) 原子炉水位 (SA 広帯域) は他の広帯域の原子炉水位と、
また、原子炉水位 (SA 燃料域) は他の燃料域の原子炉水位と
同じ基準面器で計測器が異なる。

(※¹²⁷) 基準点 (0mm) は有効燃料棒頂部付近 (原子炉圧力容器零レベルより 900cm)

運転用と SA (シビアアクシデント対策) 用とで、基準面器を共用しているの、基準面器とその下の配管 (Leg) 内の非凝縮性ガスがあわ立つ事による誤表示は (新規制の目玉である) SA用に精鋭部隊として準備した機器を眠らせたままメルtdownを迎えるという悲劇をもたらす可能性もある。

結論：

原子炉水位 (広帯域) も原子炉水位 (SA 広帯域) も、差圧式水位検出器を使用している点、及び、原子炉水位 (燃料域) も原子炉水位 (SA 燃料域) も、差圧式水位検出器を使用している点で、設置許可基準規則 第四十三条 第二項 第三号の要求事項を満たしておらず、原子炉等規制法 第四十三条の三の六の、第一項 第4号に不適合であり、同法同条第一項の規定により許可する事ができない、ので、再稼働の為に、申請者への変更指示と再審査とを求める。

以上。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>私は、1978 年の《宮城県沖地震》を経験しています。その際、長町一利府間に断層がある、と言われていました。この断層と女川原発の敷地との関連は、どのようになっているのか。許可申請書での F6、F9 断層は、原発敷地に近づいていないか、不安を感じる。【P11~14~15、18、24、29】</p> <p>河北新報 12/4 付で、宮城県が実施した 11 月 12、13 日の原子力防災訓練の内容が報じられていた。そのなかで、訓練に参加した東松島市の方の感想が掲載された。</p> <p>曰く、【大津波が来れば道路は、使えなくなり、バスは動かない、計画は複合災害に対応していない】この現実はどう対応するのか。</p> <p>また、避難を受け入れる自治体の職員の意見も報じられている。</p> <p>【震災級の複合災害があれば、まずは岩沼市民への対応を優先する。協力はするが、避難者を受け入れる状況ではなくなるだろう】</p> <p>まったく実効性のない非難計画である。</p> <p>何故、住民の《避難計画》を審査の対象としないのか。規制委員会審査そのものが、形骸化している。《東日本大震災》の教訓がまったく活かされていない。【P152】</p> <p>《火山噴火》の予知はできない、というのが常識である。その予測を前提とした『火山ガイド』は不合理であり審査は無効である、と考える。【P90】</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 _____ FAX _____
メールアドレス _____

意見/理由

該当箇所 頁 行目

女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、宮城県内の「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に耐えられるかどうかを繰り返し議論になってきた。しかし審査では、議論が原子炉建屋の剛性の問題の中心になり、設備・機械類・計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分なままである。

女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、宮城県民は「次の原発事故」に不安を抱かざるをえない。

「核のゴミ」は 増やしてはいけない!!

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

まず率直に申し上げたい。「世界-厳しい安全基準」「福島原発事故後の危険は完全にブロックされている」とする安倍首相のことは全く信用できなく、大きなウソを日本国民と世界に発したと思っています。電力源として一定やむをえないと考えている国民であっても、これをまともに信用している人はごく少数である。これは深刻な不信感だ。この度の貴委員会の審査書案はまずは再稼働ありきの安倍内閣の意向に無批判に従ったものという観がぬぐえない。福島原発事故の原因が究明されておらず、ふるさとを追われ、帰れぬ人々の厳しい現実を眼のあたりしているのに情けないことで、後世への取組となすものと怒りを禁じえません。貴委員会には原子力の専門家として、日本の未来に向けて賢明な見識を発揮していただきたいと切に願うものです。

- ① 避難計画が全審査されていない。私は女川から50km圏の気仙沼ですがこれは考えられません。この一事のみでアウトです。
- ② ヨロツパで標準装備されているコアキャッチャーがなぜ要求されていないのですか。「世界-」はこれでアウトです。まだまだありますがこの2事だけで十分アウトです。以上

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出

住所：

氏名：

電話：

意見の対象となる案件：東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案

意見（意見／理由）：下記の理由で審査書案は納得できない。女川原発2号機は欠陥原発であり、廃炉にすべきである。

理由（意見／理由）：＜該当箇所＞252頁～256頁

圧力容器から溶融燃料が噴出した場合に起こり得る水蒸気爆発についての認識が甘すぎる。水蒸気爆発は文字通り「爆発」であり、瞬間的に発生した水蒸気の巨大な圧力で高温の溶融金属が爆発的に吹き飛ぶ。小さな格納容器は一瞬にして破壊する。水蒸気爆発が起きないように当該原子炉を改造することも、水蒸気爆発が起きても原子炉が破壊しないように改造することも実際問題として不可能である。そこで「関係者」は「水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低い」と宣言することによって、水蒸気爆発に対する備えをしなくてもよいことにしている。（「都合の悪いことは起きないことにする」という、福島第一原発の津波と同じ始末の仕方。）圧力容器の下に水を張り、また格納容器が絶望的に小さい当沸騰水型原子炉は設計思想が誤っている。事故はこの誤りを突いて起きる。当原発は欠陥原発であり、廃炉だけが唯一の可能な道である。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > /52 頁

< 内容 >

避難計画は事故が起きる可能性があるため作成され、その訓練も実施している。原発事故は防ぐことはできないのに再稼働に合格の判断はおかしい。原発という危険物を稼働するのは「犯罪」である。事故が起これば「犠牲を強られるのは過疎地の住民である。人口が密集する都市部に危険な原発はつくれないからである。過疎地の原発は危険なことは明らかなのに、稼働するのは住民に対する差別である。国による差別を原子力規制庁は見ぬふりをしている。勇気をもって「No」と言うべきである。国民のために、子どもたちの未来のために…。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 3ページ	
< 内容 > 女川原発は東日本大震災を境に、何度も巨大地震に見舞われ「被災原発」。多数のヒビが入り建屋の剛性低下、設備、機器類の被災の検証も不十分。④舎にも強い揺れが伝わっており、⑤にアヤマシはかぶるまい。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

2019.12/.24

原子力規制委員会 殿

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (137 ページ) III-10 安全施設 (第12条関係)

__全 9__ ページ

要約 : (ECCS系非常用電源の多重性欠落)

審査書(案)のIII-10 安全施設(第12条関係)には、「静的機器の多重性」と「共用又は相互接続」について、申請内容と規制委員会の確認事項が記載されているが、第十二条で要求されている、動的機器の「多重性又は多様性及び独立性」については何も記載されておらず、設置許可基準規則 第十二条 の要求事項を満たしているとは断定できない。

そこで、申請者の提出資料を調査した結果、ECCS系に電力を供給する非常用電源を、単系統としてのみ設置する方針が判明した。これは、第十二条第2項の「多重性又は多様性」の要求に不適合であり、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に不適合となるため、このままでは、同法同条第一項の規定により「許可をしてはならない」事になる。

再審査基準に適合させ再稼動を実現させる為に、申請者への指示と再審査とを求める。

詳細説明 :

实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下、設置許可基準規則と表記する)の第十二条第2項の規定は、重要度が特に高い安全機能を有する系統に対して、多重性又は多様性の確保及び独立性の確保を要求している。

更に、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」を準用した第十二条第2項の解釈で、「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の具体例として、

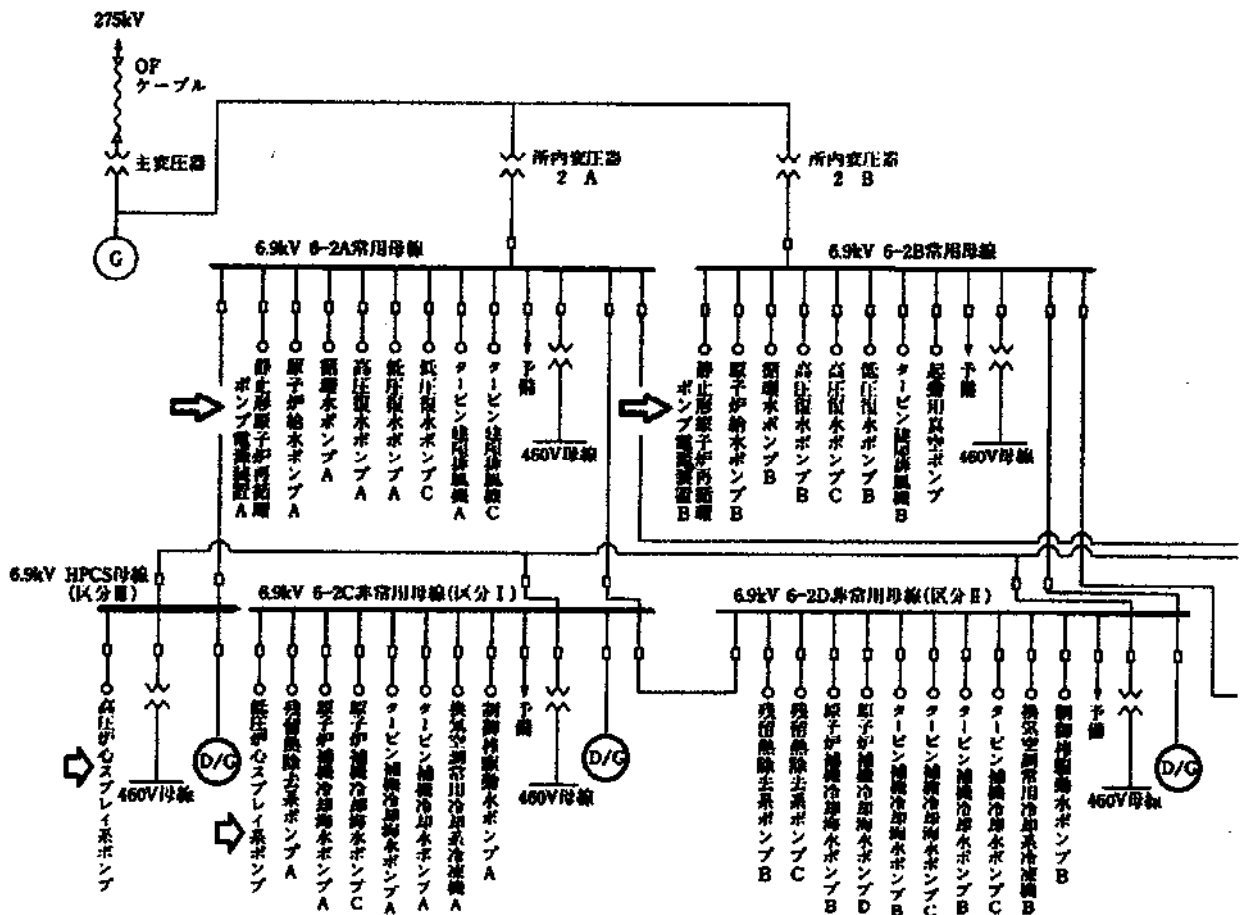
- ・ 非常用の交流電源機能
- ・ 非常用の直流電源機能

- ・非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
 - ・非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
 - ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能
 - ・原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能
 - ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能
- 等が列挙されている。

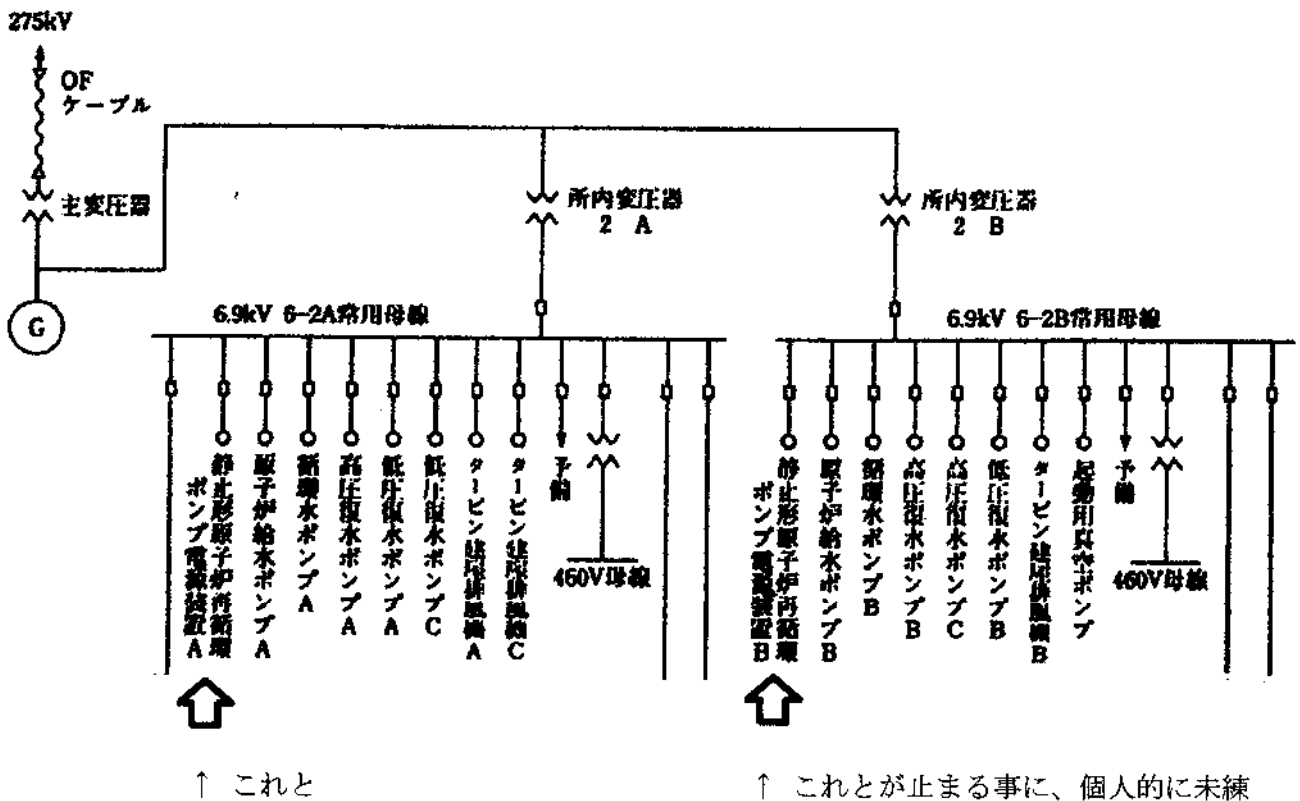
申請者は、非常用交流電源からの電力を供給と、非常用直流電源からの電力を供給のどちらも、3区域に分け、それぞれの区域ごとに、非常用の交流電源（ディーゼル発電機）、非常用の直流電源（蓄電池）を設置するとしている。

以下、これらの設備の実計画を、申請者の資料から、抜き出し議論する。

AC 給電系路



元の図は、右に AC 給電経路は延びていたが、原子炉起動時等、本意見書の主旨に遠いので削除した。その結果、2号機で発電した電力の供給ルートである 225 k v OF ケーブル以外の外部回線は欠落している。原子炉を運転中は禅頁の図左上にある G で発電された電力が本図の全てに供給される。地震等で外部回線が断線した場合には、図の下にある三つの太丸に G の記号の非常用ディーゼル発電機を起動させ、図の下半分の部分に電力を供給する。つまり、図の上半分の機器は停止してしまう事に注意が必要で、非常用ディーゼル発電機 3 台で、原子力発電所内の全ての AC 電力をまかなう事になってはいないのである。念のため、止まってしまうルートを抜き出し拡大して以下に示す。

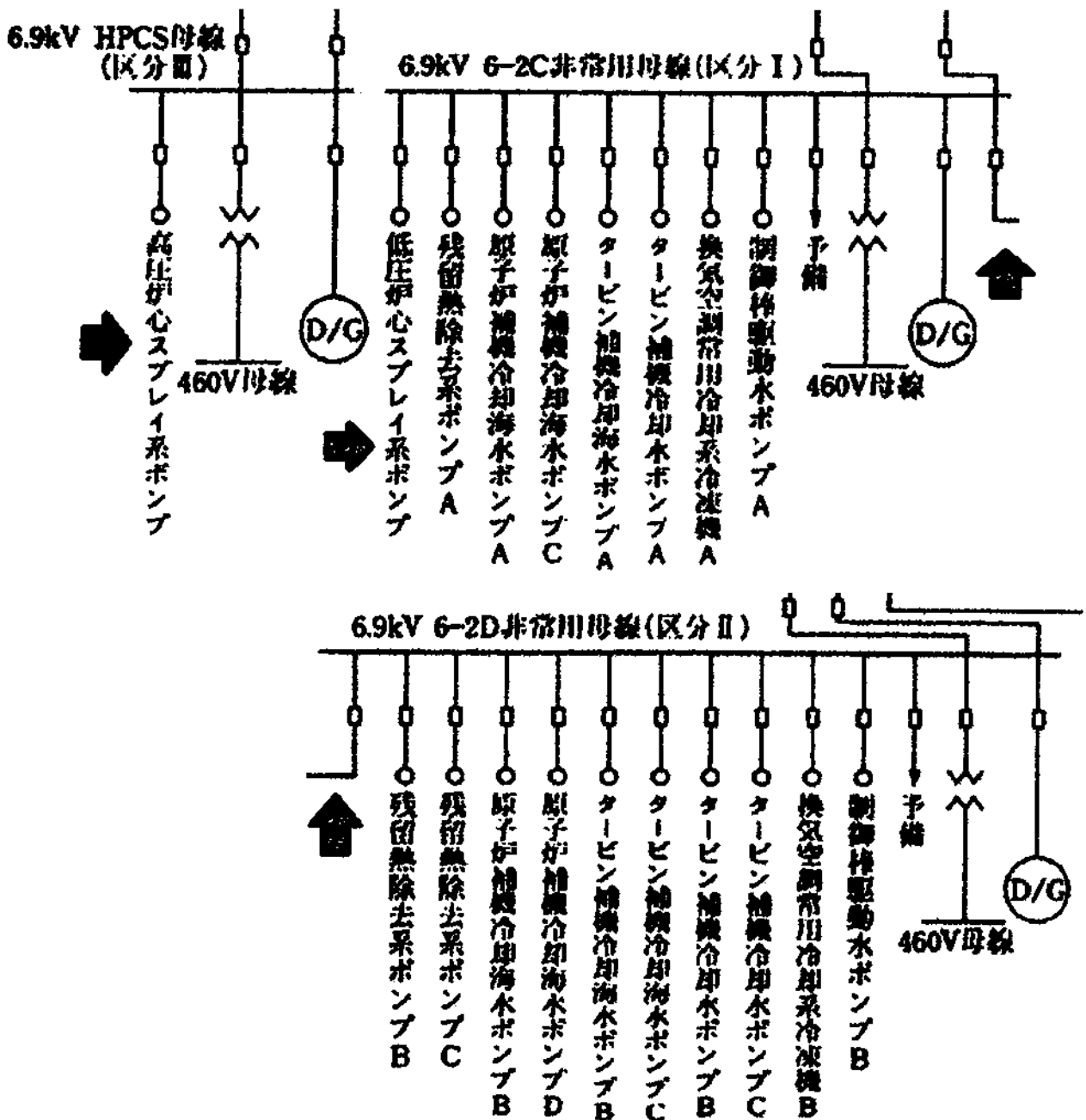


福島第一ではスクラムをかけた直後に、再循環ポンプが停止したため、炉への注水（ダウンカンマーへ水を注ぐ事となる）をおこなっても、肝心の燃料棒にまで水が届くのか不明であった。福島第一、特に1号機ではスクラムをかけた時に、既に不健康な状況となっていた。スクラムをかけた後、再循環ポンプを運転時の10%、15%に回転速度で運転する計画になっていたが、全く止まってしまったのである。この危険は予知されず、対策立案も行なわれていなかったと思われる。

外部電源を失った女川2号機は福島第一と異なり、ECCS である HPCS（原子炉の燃料棒の上から注水する）を使用しているので、再循環ポンプが停止しても、意見提出者の知識レベルでは、怖い話は思いつかない。しかし、ダウンカンマーから炉心中央への水の循環が止まる事には、未練がある。私は原発関係の仕事をした事は無いが、電子機器の設計のたびに後ろ髪を引かれる思いをした経験がたびたびあった。そのたびに、あれかこれかと悩み、通勤電車の中等で、色々思考実験を繰り返した。

思考実験で描いたとおりの想定外が起きた事は無いが、まさしく想定外の不具合に遭遇したことがある。この時、一見無駄な思考実験の効果が発揮される。発生した事は、全く考えてみた事もない事であったが、色々と考え悩んだ経験から自分が設計した機器の詳細が頭の中になんかしっかりとあり、どの様に対応策を見つけるべきか？等、俯瞰的に考え、急がば回れ（結果的に最短）の手順を取る事ができた。

非常用機器への給電図（全体図の下半分）を左右に分割して、下に示す。



図の左上から右下にかけて、区分Ⅲ（HPCS系を収容）、区分Ⅰ（その他非常用機器とLPCS系を収容）区分Ⅱ（その他非常用機器を収容）となっている。横向きの矢印が二つ有るが、非常用炉心注水系であって、福島第一の様にスクラムをかけたすぐ後に外部電源を失った場合に、直ちに使うべき機器である（福島第一特に1号機では、これを使わなかった、あるいは使えなかった）。同じく外部電源を失った東海第二ではスクラム後、直ちにHPCSを稼働している。LPCSは炉圧力が下がってからでないと使えないのでLPCSの矢印はHPCSの矢印よりも細く（後で使うものと）表記した。

3台の非常用ディーゼル発電機の仕様を以下に示す。

前頁の右側上下の2台が7600kVAであって、左上の1台が3750kVAとなる。高圧の炉内に注入するHPCSはかなりの電力を必要としている。

第3.1.1.a-2表 系統設備概要

系統設備	概要
非常用ディーゼル発電機 (D/G)	非常用発電機 2台 発電容量：約7600kVA/台 HPCS系発電機 1台 発電容量：約3750kVA/台

多重化の状況を理解する為、前頁の2図から、各区分への配分を系毎に、下表にまとめた。

機能系別の 配分表

系(機能毎)	各区分への配分		
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
制御棒駆動水ポンプ	B	A	
高圧炉心スプレイ系ポンプ	X	X	単独
低圧炉心スプレイ系ポンプ	単独	X	X
原子炉補機冷却海水ポンプ	A, C	B, D	
残留熱除去系ポンプ	A	B, C	
タービン補機冷却水ポンプ	A	B, C	
タービン補機冷却海水ポンプ	A	B, C	
換気空調用冷却系冷凍機	A	B	

例えば、制御棒駆動水ポンプの系はA, Bの二つの系があって、区分Ⅰの非常用ディーゼル発電機からの電力を受けるものと、区分Ⅱの非常用ディーゼル発電機からの電力を受けるものがあると言う事を示している。

三つの、非常用ディーゼル発電機の内、区分Ⅱのディーゼル発電機の立ち上げに失敗したとしても、区分ⅠのBポンプが稼働する事ができる。

原子力規制委員会は新規制基準をやさしく解説したものとして、以下のものを発表しています。

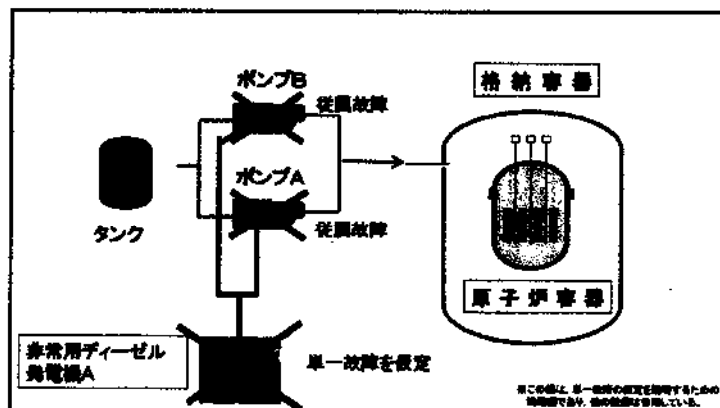
NREP-0002

実用発電用原子炉に係る新規制基準の
考え方について

平成28年6月29日策定
平成28年8月24日改訂
平成29年11月8日改訂
平成30年12月19日改訂
原子力規制委員会

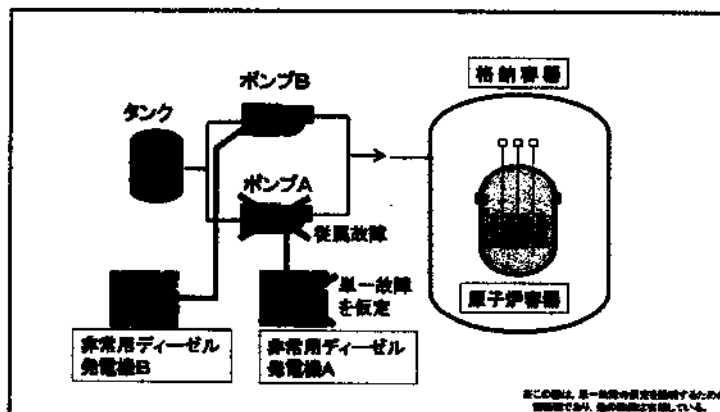
この中で、以下の対比が行なわれています。

新基準に違反



単一故障の結果、安全機能が喪失する例

新基準に合格

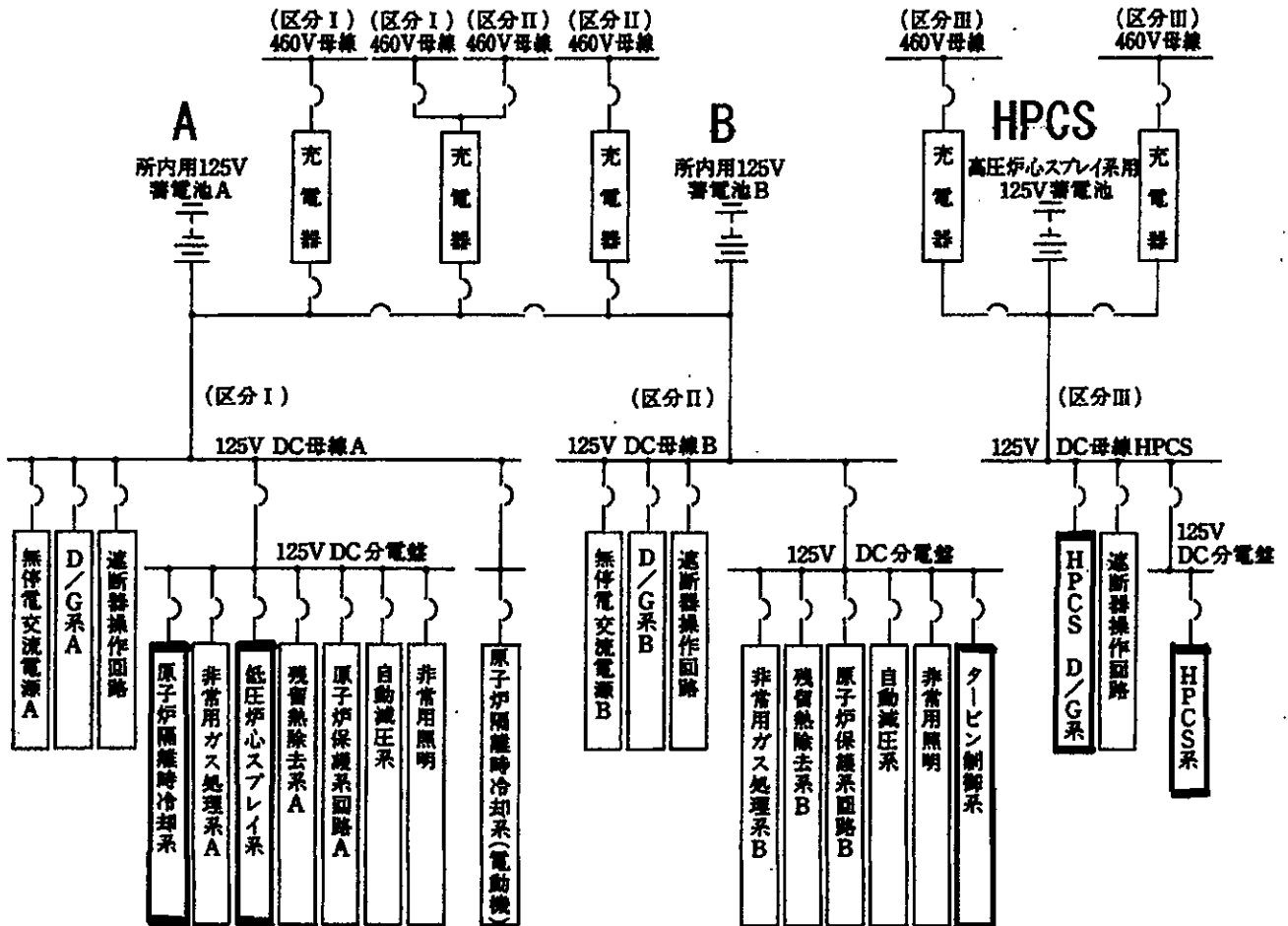


単一故障しても、安全機能が維持される例

ここで、前、前頁の評を見直してください。上から、二、三行目の単独の意味がお分かりでしょう。
 高圧炉心スプレイ系ポンプ と 低圧炉心スプレイ系ポンプ とが、新規制基準に違反している。

DC電源

DC電源系の図表を以下に示します。



第3.1.1.a-17図 直流電源単線結線図

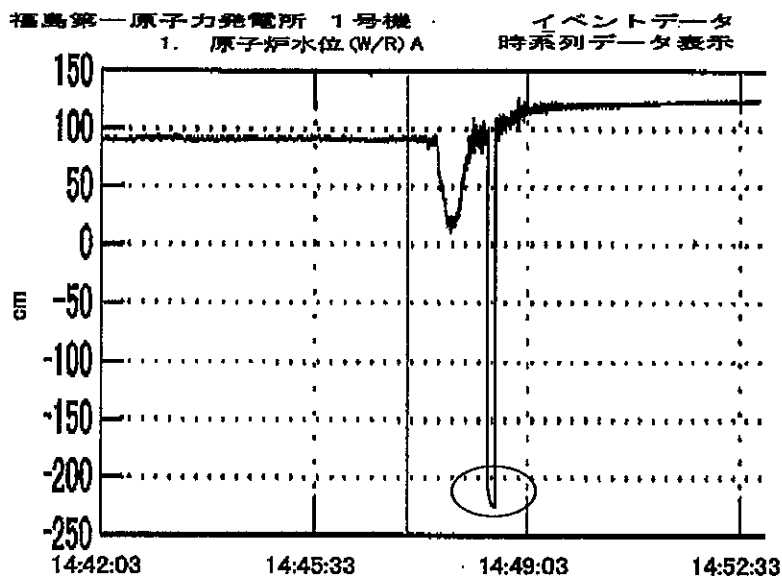
HPCS系、LPCS系以外に、原子炉隔離時冷却系、タービン制御系も規制基準に違反しています。

第3.1.1.a-2表 系統設備概要

系統設備	概要
直流電源設備 (DC)	所内蓄電池 2組 容量 約4000Ah/組 HPCS系蓄電池 1組 容量 約400Ah/組

HPCS系蓄電池の容量は、A、Bのものの10分の1となっています。(無停電化は高コスト)

前頁の図に、無停電交流電源A, Bが記載されています。非常時に炉の状況を確認するために必要な計測器の電源は切れてはなりません。そこで無停電化をはかる為に、4頁に上下二段で示した交流系に、計器を直接接続せず、蓄電池の直流を元に作った無停電交流系に接続します。この仕組みをどの範囲にまで広げてあるのか？ が大変に気になります。申請者が提出した資料の中から、これに関するものは見つかりそうに有りません、そろそろ意見公募の期限になりますが、気になって仕方がありません。何故ならば、福島第一で以下のデータが観測されているからです。下図はスクラム直後のデータです。津波が来る遙か以前にこの様な不思議が起きていたのです。



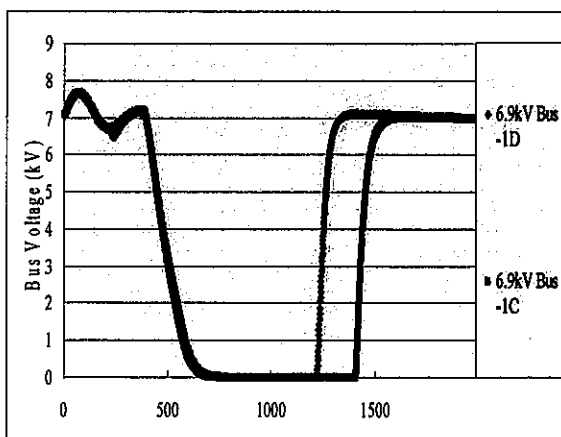
福島第一 1号機の広帯域水位計のデータ



出典：政府事故調報告書

14時48分頃に急速な落ち込み。(計測範囲の ±1.5m 超え)

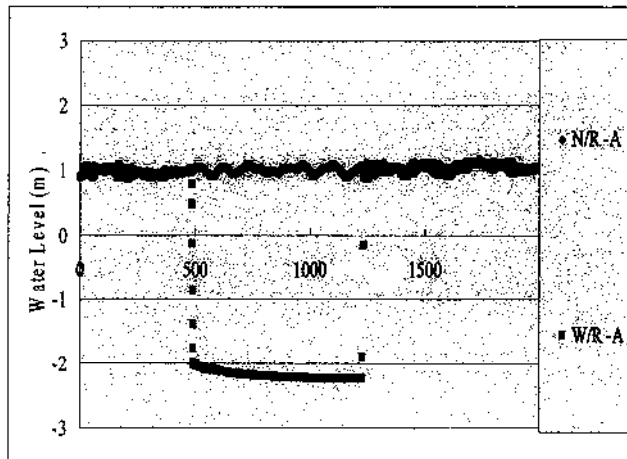
なぜこのようなデータとなったのでしょうか？ 諸先生方は「誤表示であろう」で終わりにしてしまう様ですが、何故なのか？ と考えるのが、本来の科学的・技術的な考え方では有りませんか？



上と同じ時刻

福島第一 1号機 非常用ディーゼル発電機出力点の母線電圧 (右側が立ち上がり)

更に、下図の様なデータもあります。

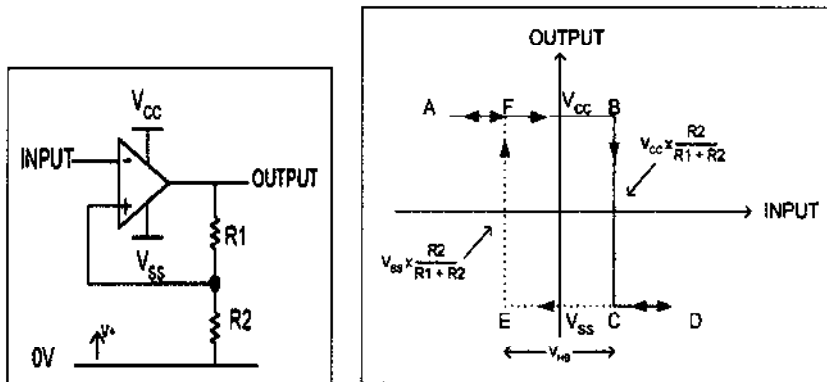


水位計の過渡現象記録 (狭帯域 平坦 と 広帯域 凹)

つまり、平常時に計測する狭帯域水位計は誤指示していない（無停電電源から給電）のに、ECCS 系等に起動をかける大役の広帯域水位計、は差別待遇で停電が起こり得る AC 配線で給電してあった。

「わが国の原発は絶対に安全なんだから、必要もない非常時用機器に無停電電力をまわすなど馬鹿げている。そんな余裕があるのなら、普段の作業で見つめている狭帯域の方を大事にしたまえ！」と。

また、前頁の常用ディーゼルの立ち上がりには 2 秒ほどの差があります。HPCI の電子機器は、どちらか一方の常用ディーゼルに接続されていたのではなく、機器毎に二台の常用ディーゼルのどちらかから AC で給電を受けていたとすると、HPCI の制御が狂う可能性があります (いくつかの仮定が入りますが)。



雑音防止のために用いる回路 (左) と その特性 (右)

専門的になりますが、前の機器の電源が落ちている時に、こちらの機器が先に立ち上がると、間違っ た信号を受け取って、雑音防止回路（正確にはヒステリシス回路）がその情報を大事に抱え込んで、次 の機器に間違っ た情報を送り続ける。現在のデジタル機器では、リセットをかけるのが常識。しかし、 原発の様な、アナログ技術に多くを依存する場合には、簡単にリセットをかける！ とはならない。

原発には関係の無い機器設計を行なってきた経験から言うと、アナログの機器では、電源機器に いやと言うほど注意を払っても、注意が十分となる事はめったにありません。今は、

せめて、新規制基準に適合させてから、原発を再稼働させて下さい。

以上。

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (144 ページ) III-12 炉心等 (第15条関係)

__全 2__ ページ

要約： 審査漏れ：基準規則第二十四条第1項第1, 2, 3, 4, 5, 7号が未審査

その内、4号には 不適合

詳細説明：

審査書(案)のIII-12 炉心等(第15条関係)には、第二十四条第1項第6号を説明の後、申請者の方針を述べ、「申請者による炉心等の設計方針が、コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断」との規制委員会の見解を述べている。所が、第二十四条には“第1項第6号”のみが存在しているのではなく、第1号から第5号までと第7号も存在しており、それぞれ個別の要求が展開されている。


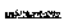

審査書(案)には、第1項第6号以外の審査の経緯と審査結果その理由が記載されておらず、設置許可基準規則 第十五条 の要求の全てを満たしているとは断定できない。

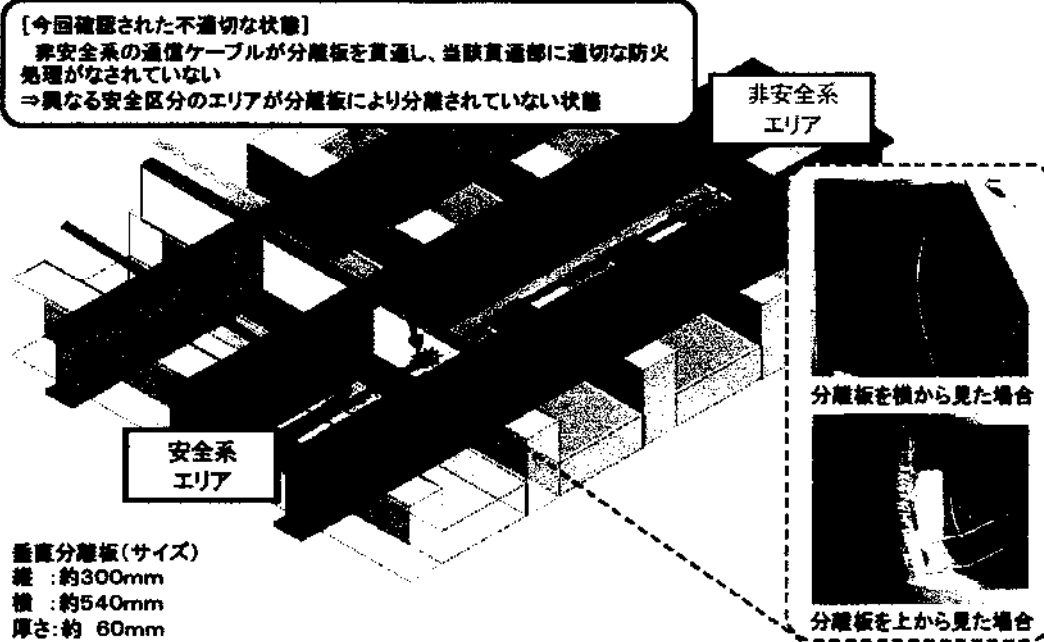
従って、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼働に向けての厳正な再審査とを求める。

第二十四条第1項には重要な要求があり、例えば4号「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」との要求に違反の事例が、女川1,2,3号の中央制御室床下において、ケーブルの不適切な敷設状態が発見され、ニューシアに、通番12365として、公開されている。

(<http://www.nucia.jp/nucia/kn/KnTroubleSearch.do?reSearchFlg=1> で通番に12365と入力)

その報告に添付された資料を以下に示す。

凡例：  安全系ケーブル
 非安全系ケーブル
 今回確認された非安全系ケーブル



女川原子力発電所3号機 ケーブルの不適切な敷設状態(概要図)

安全系ケーブルを収納する安全系エリア内に、非安全系エリアに収納すべき非安全ケーブルが混入し、しかも、安全系エリアと非安全系エリアとの間の分離板に穴が空いており、両エリアが分離されていなかった。

これは、第四号の要求「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」とに違反している、と意見提出者は判断する。

所が肝心の規制当局は、「保安規定第3条（品質保証計画）の履行が十分でないとして、保安規定違反（違反2）の判定」とした、と報告されている。

本来の規制当局のあるべき姿としては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の中に許可基準規則第二十四条第1項4号に類似の規定が無い（許可基準規則と技術基準規則とはかなり内容が異なっていて、意見提出者にとってはかなり厄介な作業となっている）調査したうえで、原子炉等規制法 **第四十三条の三の十四** に違反していないか審査すべきである、と意見提出者は考える。（しかし、意見提出期限が近づいているので、この作業の結果を本意見書に記載する事は出来ない）

結論：原子炉等規制法 **第四十三条の三の六** の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼働に向けての厳正な再審査とを求める。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 ⑤

< 内容 > 福島原発も処理も終り、211の1と同じタイプの
女川原発を再稼働させる必要はない。
原発は人間の多大なリスクを背負ってまで使用可能なものではない。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 ⑤

< 内容 >

福島原発も処理も終、ていはいのと同じタイプ
 女川原発を再稼働させる必要はない。
 原発は人間の必要可でま物ではない。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁 ⑤

< 内容 >

福島原発の原因究明ができていないのに、福島の
審査が十分に出来ないと思う。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁

5

< 内容 >

福島県のある煮稼働には、賛成出来ません。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 ㉔

< 内容 > 何度も巨大地震に見舞われているのに
建屋の剛性に不安を感じる。
設備や機器にもしっかりとした検証も不十分
今の電力的に原発の必要はない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 頁 行目

〔基準地震動1000ガルは果して安全か？〕

基準地震動 S_a は審査書案(1)のいう“震源を特定して策定する”の S_a は、過小評価と S_a の懸念が生じる。震源を特定せずに策定されることより信頼性が生じる。何故なら、震源と活断層を関連づけることが困難な内陸地殻内地震や活断層が地表に見られぬ潜在的断層や未知の断層があり、こうした不確実性を考慮せよして安全な基準は策定し得ぬだろう。規制案による厳しい再審査を求めたい。加えて耐震安全評価に於ては、計算方法が S_a の正確さをどう考慮するかで異なるだろうが、“安全リスク”が十分に考慮された基準地震動 S_a の策定こそ、規制案に求めたい最も重要なことの一つである。

最近では地殻変動を人工衛星から観測する技術が進歩したことで、地殻変動は従来考えられていたより S_a と複雑なことがわかってきたり、活断層の規模や地震の頻度は見直しをせまられているといふ。女川原発重要施設の下を通る9本断層も、将来動く可能性は皆無とは断言できぬだろう。又、大きな断層に誘発される動く“おつき合い断層”が今後頻繁に活動する可能性が指摘されている。

内陸の活断層で発生した地震に711で言えば、2008年11月岩手・宮城内陸地震(M7.2)。この際防災科学技術研究所の巻盤強震観測網の観測点(一巻盤)、深さ260mの最大加速度は S_a 成分合成で1077ガルであったといふ。

又、現在長野-利府線断層帯は地震の予測に困難とされるが、一説ではM7.5の地震が30年以内に発生する確率がかなり高いとも言われている。

問題は、こうした大きな断層帯に誘発されて、内陸直下型の地震が女川原発の近くで117起こるとも限らざらぬということである。果して基準地震動1000ガルは十分安全といえるのか。それとももう一歩神話とすべきか。

相峰川断層帯、基準地震動2300ガル(1-4号機) / 2090ガル(5-7号機)

浜岡断層帯 1200ガル、一部2000ガルと策定された。 以上

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>〔<u>排気筒の耐震安全性. 竜巻等による倒れや落雷の防止対策は万全か?</u>〕</p> <p>排気筒(地上高さ160mの鉄塔)の耐震安全性は信頼に足るものではないかと、又、竜巻等により倒れた場合、2号機原子炉建屋1:子で連立の可能性のある排気筒があるようです。(内合せてところ2号機子との距離はそれぞれ150m位の排気筒と200m位の排気筒とがあること)。高さ160mの排気筒の倒れ方次第では、建屋を以て重要な諸設備、機器等を備えた他の建物や事務新館、にも被害を及ぼす可能性があると考えられます。</p> <p><u>排気筒の安全対策について、信頼性を徹底しての審査を期したい。</u></p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>[[重大事故時の避難計画無しでは規制庁は再稼働を認めざるべきではない]]</p> <p><u>避難計画及びこれ、救済に住民の命・守れる住民の健康。</u></p> <p>規制庁の究極の目的はここにこそある。</p> <p>国際原子力機関(IAEA)のいう「深層防護」の第5層(原発施設外での緊急時対応)が、日本では全く無視されたままである。</p> <p>又米国原子力規制委員会の前委員長ヤツエ氏が「避難計画が不十分なら米国では原子力規制委が原発停止を指示するだろう」と述べたこと。</p> <p>日本でも原子力規制庁は、避難計画の策定を自治体の責務とし、その策定なしの場合には再稼働は認めないこととして頂きたい。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11P.409頁

< 内容 >

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近しい。地震津波の
予測には限界があり、策定された基準地震動、基準津波で
十分では言い切れない。
つまり、これも怖い。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 - 5114 - 2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > (頁

< 内容 >

I はじめに

II. 本審査書の位置付け

(2) 同項第3号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要を措置を実施するため必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること)

の④ 重大事故の発生とは今回の東日本大震災のような被害のことであり、気象観測が始って100年程度では、どのような災害が発生するかは予想出来ない為、「必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」を備えることは出来ない、よって本審査書に於いて審査することがおかしい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > | 頁

< 内容 >

はじめに

1. 本審査書の位置付け

(2)に「重大事故」とあるが、7年前の東日本大震災は誰でも予測できなかったため、またどの程度の災害にみまわれるかは、予測できないため、その備えはできないため、本審査書に於いて審査しても意味がない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > | 頁

< 内容 >

1. 本審査の位置付け

重大事故（例えば東日本大震災）のような災害は
世界の誰しもが予想しなかったのに
更なる災害が起きても対処できるとは言い切れ
規程の 十分に
ないため

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

I はじめに

本審査書の位置付け
女川原発の立地は巨大地震の震源域に近く、7年前の東日本大震災をはじめ
40年前他にも宮城県沖地震という巨大地震があったので何時また巨大地震が
あつ福島原発のようになつたら大変なことになると思うので本審査書に於いて審査しても
意味がない

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島原発事故はまだ全く解決できなにも かがあらず
女川も再稼働させるのは どういう 神経してるのか 理解できな。! (金?)

防潮堤ができたみたいだが、何年でできたか知らないけど

~~国民の意見~~ 最新から稼働させる気だった?

それに税金使うなら 廃炉にするために税金使うのが正しい使い方なの!

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所

氏名

連絡先

電話：

メールアドレス：

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

1. II 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

2. 技術者の確保 5～6頁

[意見]

重大事故時には、多くの作業員は放射線量の高い環境の中で、過酷な作業に従事しなければならない。そのような作業は、警察・消防・自衛隊など生命の危険を伴う作業と同等である。そういう職業に従事する人々に対しては特別の労働契約が必要である。そのような労働契約を行わない状態では審査内容に実効性は期待できない。

[理由]

現在の審査書は重大事故対処を全面的に電力会社従業員に要求している。労働安全衛生法第25条は、「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない」と規定している。また、それを補完する通達（昭47.9.18基発第602号）には、「本条は事業者の義務として、災害発生の緊急時において、労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業場から退避できることは、法の規定を待つまでもないこと」と記載されている。原発の重大事故対処作業として審査書の中で想定されている労働条件はまさにそのような環境であり、通常のプラント運転に係る労働条件とは格段に異なる。当然現場の労働契約を改めなければ審査書が予定している重大事故対処作業は実現不可能である。

4. 品質保証活動体制 6～8頁

[意見]

品質マネジメントシステム（QMS）を最上位に置いた社内体制の構築を行なうべきである。

[理由]

品質管理、品質保証等の活動はQMSの一環としてマネジメント対象となるべきものである。現状の「品質保証活動体制」を「品質マネジメント体制」に変換し、社内体制の全面的な見直しをおこなう必要がある。

6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置8～9頁

[意見]

原子炉制御システムのサイバー攻撃に対するセキュリティ専門家の選任を行うべきである。

[理由]

原子炉制御系へのサイバー攻撃は設備の安全操業に直接関わる深刻な事態を引き起こす可能性がある。脆弱性の検討と防護への対処にはコンピュータに関する高度な知識と技術が必要である。

2. III 設計基準対象施設

III-1 地震による損傷の防止（第4条関係）

4. 基準地震動の策定 27～29頁

[意見]

敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動として東北電力が策定し規制委員会が容認した基準地震動Ss-D1 からSs-D3、Ss-F1 からSs-F3 及びSs-N1の値を全て2倍とするよう求める。

[理由]

2016年4月に熊本で28時間という短期間に震度7の激震が繰り返された。このような「短期間に繰り返される激震」は現在の地震動策定法では想定されていないため、計算法は存在しない。そのため上記7種類の基準地震動は過小評価となっていると考えられる。提示されている全ての基準地震動を2倍とする根拠はないが、規制委員会が容認した基準地震動の最大水平加速度Ss-D2の2倍は2000ガルであり、中越沖地震の際に柏崎刈羽原発1号機で経験された国内原発の最大記録値1699ガルを少し超える妥当な目安値と思われる。

以上

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

ビジネスとしての原発は 成り立たない
 来ていることは誰もがわかっている
 経費がかさね 安全はもはや 期待できない
 ため
 税金の無駄 使いはやめてほしい

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきます。ご了承ください。連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 92 頁 11 行目～12 行目

92 頁 11 行目の「既往最大規模の噴火を考慮しても」の文言は、「検討対象火山の過去最大規模の噴火」なのか、「国内既往最大規模の噴火」なのか不明瞭で大問題である。この文言の意味が「火山ガイド」の 23 頁に示されている「基本フロー」で言う「個別評価」の「立地不適」に該当するか否かを左右することを考えれば、決定的な評述を孕みかねないことになるからである。

そもそも「火山ガイド」の 8 頁 24 行目から同 10 頁中段に及び「女川原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価」の項の叙述は、晦渋に逃避していると言わざるを得ないほど、極めて分かりにくい表現である。このことは原発訴訟中火山の危険性が争点になった高裁レベルの二つの判例（2016 年 4 月 6 日の福岡高裁宮崎支部決定、2017 年 12 月 3 日の広島高裁決定）に見られる真逆の解釈を生み出していることから明らかである。ここで二つの判例に比入することはできないが、ちなみに前者即ち福岡高裁宮崎支部の決定は、その決定要旨の 17 頁で、「立地に使用する火山ガイドの定めは、…（中略）… その内容が不合理であると言わざるを得ない」と断じている。

百歩譲って、「既往最大規模の噴火」を「検討対象火山」についての「既往最大規模」の謂だとし、ここでの 91 頁下から 11 行目から 92 頁 9 行目までの評価のみで同 11 行目から 12 行目即ち「設計対応不可能な火山事象が本発電所に影響を及ぼす可能性が十分に小さい」と断ずるのは早計にすぎず、貴委員会がチェックした当該問題についての申請者の「個別評価」は 91 頁下 4 行目から 92 頁 9 行目までの (1)、(2)、(3) の記載内容にすぎない。即ちここでの 11 火山の「溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊」、「新しい火山の開口及び地殻変動」、「火砕物密度流」のみであり、「火山灰」については審査した形跡はないのは大問題である。

なお、個別評価の結論を「可能性は十分に小さい」と断じてしまってから、この審査書案で 92 頁 F から 12 行目の項目「3. 個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価」で（→添付2枚目に続く）

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「降下火砕物」(「火山ガイド」2頁の定義によると、「大きさ、形状、組成もしくは形成方法に關係なく」(ただし明らかに「火山灰」も含まれる。)のチェックに取りかかっている。これは「火山ガイド」の定めに従っているだけのことと読めなくもないが、「火山ガイド」は内規の性格のものであり、貴委員会マターのものであることは明らかであるから、「火山ガイド」を改めて当該審査に附随すべきであるが、ここでは、火山灰問題が、個別評価にとって必須の重要事項であることを指摘するにとどめ、措くこととする。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 94 頁 10 行目から 16 行目まで

火山灰の危険性についての実際の被害報告や記録等については、文献上の情報は数多くある中で、特に我が国の機関たる気象庁の「降灰の影響と対策」に基づいただけでも、100m未満の降灰（降雨を伴えばミリ単位の降灰）で通行不能の事態が発生する。2011年の霧島山噴火に際しては50m未満で通行不能との記録もある。

「火山ガイド」の23頁の「基本フロー」で言う「個別評価」で、火山灰については一言も触れず過度外視したまま「影響を及ぼす可能性は十分に小さい」と断じ、却「立地不適」の結論を回避しておいてから、22頁下から12行目以降 94頁 16行目までにおいて、「3.個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価」を審査し、その結論を、94頁 10行目から16行目までのとおり断じている。

そして審査のこのプロセスに至って始めて降下火砕物（これには火山灰が含まれることを、「火山ガイド」2頁の定義は明示している。しかも「火山灰」という判然とした文言表現は審査書案の論旨、文脈上を通じても慎重に避けていくことが見てとられる。）に触れることになっているが、貴委員会マターの内規たる「火山ガイド」を改めた上で審査が行われるべきである。それなしに原発が再稼働に至るここがあるとあれば内題である。

原発への通行上のアクセスが不可能であれば、仮に設計対応は可能であったとしても、運転対応はできないことは自明である。車輛使用による外部からの原発への通行

(→添付2枚目へ続く)

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

アクリルや原発なしの周辺からの従業員や住民の避難や連絡が不可能なまま、
万が一のシリアクシド対応が不可能となることは言えない。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 141 頁 8 行目から 11 行目

福島原発の事故についての代表的な四つの事故調査報告書中、法的裏付けのある調査は「国会事故調査報告書」(平成27年9月30日付)のみであるが、これは事故原因との関連で「いくつかの未解明問題の分析又は検討」として6項目に亘り、規制当局や東電に実証的な調査、検討を求めている。

その(4)に事故の進展を決定的に悪化させた全交流動力電源喪失(SBO)について、津波による浸水が真因であると断定する前にこの基本的な疑問に筋の通った説明が必要との指摘がある。

140頁の下から4行目から141頁11行目まではSBO対策設備(オ4系制圧)の審査結果の内容であるが、141頁8行目から11行目までの貴委員会の判断は不十分に過ぎ信頼できない。

「申請者の設計方針が、重大事故等対策設備から電力供給が可能となるまでの間、原子炉停止等のため必要な設備に対し、電源供給が可能な容量を有する蓄電池(非常用)を備えるものであることを確認した」とするが、上記国会事故調査が指摘し要求すること、現在なお、「筋の通った説明がなされた」は、福島原発1号機と同型のBWR原発である女川2号機のことであるだけに、現に福島原発1号機だけでなく3号機が炉心溶融を引き起こす状況確認できない現状を前にして「8時間以上の電源供給が可能な容量云々」程度で、8時間以上何時間かをカバーできるのかにも言及がない曖昧模糊とした審査結果は全く説得性を欠く。

「適合する」と断ずる「設置許可基準規則」が貴委員会マナーのものの分らないが、規制当局に貴委員会としては、同型BWR基の許可に係る審査に当たっては、SBOの真因究明を踏まえた当該基準規則のゼロベースの見直しの有無は喫緊の課題であることは理の当然である。この基準規則のゼロベースからの見直しが行われているか否かを明らかにした上での審査でなければならぬ。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

原発の再稼働は絶対反対です。

① 3.11の女川原発は、ろウレタンでミルトガンに閉じ込められたものの100%が新工場のダメージを受けた。その修復の他に、事故対策や住民の避難、汚染の対策など問題は山積。と、原発業界は隠蔽、技術不足、事故の被害が住民の生命に及ぶと訴えている。

② 稼働するだけで、トリウム、他の核物質を海に排出しています。世界中で行われている。その証拠は、白血病など多発。処理の困難さから世界中を汚染している。

③ 東電福島事故の原因は明らか。責任を明らかにし、再稼働は許さず。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所	頁	行目
女川原発は福島原発に一番近い原発です。			
福島原発の事故により、8年経った現在も、多数の人が避難し、精神的、身体的に不安をかかえ、放射能におびえながら生活しています。事故を起こした原発の処理や廃炉についても先の見通しはたっていません。			
福島原発事故を真近に見た女川原発立地の人達の不安は、計り知れません。			
福島原発事故を見つめ 学んでください。			
再稼働に向けての許可なんて、考えられません。			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

これから、巨大地震、自然災害が「必ず」と言っている程おこると言われているのに
再稼働するのが理解できない。

日本にゴースタウンをたくさん作るつもりなのか？

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > ② 頁

< 内容 >

2号炉が稼働しなくても電気がまかなわれているのに
危険を思いもして動かさなくていいと思う

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

原発は危ない物なので、稼働させなくてもいい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > / 62 頁

< 内容 > 広域防災訓練の必要性は2011年3.11の大震災を契機し、実感している。従って、原防訓練には積極的に参加、個人的に自家族と併せて、指定避難所(栗原市若柳体育館、火田岡公民館)ルームを運転体験した。福島第一原発事故で浪江町から館坂に避難した私の妻の友人家族が、避難時に、行き先が何卒となく変更ゆい不安が増幅し、混乱した避難実話を語るかたに語った。

① 行政からは緊急時の避難は各自、車両で避難のこと、住民の命を守るのが行政の役割である。可成りか実証は見て下さい。平常時こそ避難が目的に、緊急時に混乱発生は火災見事り明らかです。交代中に欠けています。

② 事故発生時の風向が南東方向からでも避難指定地の栗原市に避難する様、指示する方が、私は、^別緑量の低い地へ避難したい。私は家族と守りたい。御教示願います。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁

< 内容 > ~~女川2号機~~ 再稼働は絶対だめです >
 日本列島や世界で発生する大地震、巨大地震は原発の耐震性を
 はるかに超えています。大地震、巨大地震が原発直下で起きると瞬間的に
 全機が崩壊し制御不能になるのは火を見るより明らかです。人間の知能
 最大の対策をとっても自然の持つ巨大な力にはたちらちできません。地震
 津波、火山、台風、大洪水、竜巻、落雷等自然現象が引き金になる原発事故
 原発の突然の部分破壊から起る巨大事故、原発操作ミス、運転ミス、
 機器類の故障、テロ攻撃、人間の死傷は多々存在します
 現在、フクシマ事故前の最大1000倍もの放射能汚染食品が摂取する破目に
 なってしまいました。これ以上の自然界への放射能汚染はこの国土から脱出しな
 ければなりません。原発は核兵器開発・製造のために必要としています
 日本国憲法による小国平和の国民の平和的生存権順守すること、全原発全廃すること

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の
発電用原子炉設置変更申請書案、に対する意見

住所：
氏名：

意見
「科学的、技術的意見」に限って意見を求めることは、社会的
歴史的な議論を排除し視野を非科学的に限定し、市民が「広く
参加して議論すること」をせわめて困難にするやり方である。
国や自治体が「真実の情報を全面公開し、市民の声を真実に
受けとめるようになり、市民が」るいいで出た諸問題を、ギクシャク
気味、押し寄せる議論で済ませようとするならば、再稼働の是非を論じる
ことはできない。

理由
1. 意見募集のやり方の非科学性と非民主性

- ① 原発の安全性の問題は、たんなる「自然点科学」や「技術」の問題
ではなく、社会的、文化的要因による「リスク」大きい。それを「(自然)
科学的、技術的意見」に押し寄せる「意見」募集することは、あまりに「非科学的」
である。(このことは、いわゆる「人口削減」や、住民避難計画を考へ
れば、明らかである) たとえば、人口削減を始める65歳以上の21万人
の高齢者が、リニア東海岸の牡鹿半島からどこかの安全かつみや
かに避難させるのを考へればよい)
- ② このような「科学的」にのみ見る限定は、市民の大多数も意見表明を排除
するようになり、かつ月内に否決し、意見を求めたことが、一般市民にとり
いふに作られる。ついでに、多数派による、数回ページにおよぶ、かたくな
い主張を1か月以内に否決し、意見を求めたことが、一般市民にとり
どれだけの負担に、なりか考へる
ることである。

2. 意見募集のやり方の非民主性の基礎としての政治的非民主性
上述の非民主性は、国と自治体の非民主性を反映している。
① 安倍首相は、2013年10月、ILO総会が、アムステルダムに演説
をしたが、処理水の処分問題をケリがつかない存在。安く処分する
存在。世界の論や空を括して「いい」というのは、安んじ心願「原発・石
炭発電議論」内閣の本心であるとしても、前述演説は「市民の意見」問題に
みられたように、自分や仲間にとり都合な情報をおくし、消滅している。

このような情報、モノ、コントロール政権の下で、全市民的である
問題の検討が、行われず、行政が、

- ② (国)ではなく自治体はどうか
① 宮城県知事と議会とは、再稼働の是非を問う県民投票
案、作りだす11万人以上の声を否定した。また、県知事、石巻
市、女川町長は、再稼働について、賛否を明らかにしている。
このような態度をみると、自治体が、市民の声を正しく表明
する、大きな疑問がある。

3. 議論の前提としての民主主義

3.11における「X-100」の地盤沈下。原子炉建屋の壁1100カ
所以上のひび。同地下への浸水。外資電源5回線のうち4回線
の停止。その後をくり返された大地震などによる強度劣化...。
女川原発は福島と同じ地層水型軽水炉であるだけに、若くは、
危険性や問題点はあまりに多い。規制委員会が審査に6年をす
けたといふ、それだけで十分だが、福島原発は、まさか十分だ
(十分な歴史の記録と反省は、戦争をいっけもうたてたこと)
2号炉の安全対策費は、当初の想定より、約3400億円(他の原発
施設も約300億4000億円)膨らんだと伝えられている。(他の原発
では1基1300~2300億円程度)。これを女川の危険性が、他の
原発より、いかに大きいかを反証していることである。数量
面からは、「公営電源」よりも、増やせば、増やせば、市民の
規制による「貯蔵」的な発想法「専門家」の専門性を疑い、市民の
常識と委員会の上で議論を求め、いかに受け入れられる存在
へのための前提が、正直な政府と情報公開である。(2019年12月24日)

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発再稼働不可。

< 該当箇所 >

頁

< 内容 >

東京電力福島原発の事故の原因も明確に
してない。住民が生活できないところに戻し
事故が収束したかのようにうそをついて事故を
隠し、オリエントを開催する。責任をとらない
東電を政府はなぜ罰せらぬのか。住民の
命を第一に考え下さい。私たちの税金で政府は

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 92頁下から12行目から94頁16行目

端的に言及の「火山ガイド」23頁の「基本フロー」上の「個別評価」で、火山灰については一切度外視し、また、「影響を及ぼす可能性は十分に小さい」と判断し、「立地不適」の結論を回避し、92頁下から12行目以降「3.個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価」を審査するという当審査書案の審査プロセス自体に論理の飛躍なし補償があり、承認できない。

それが、「火山ガイド」に従ったまでのこととする論理が沈められているとすれば、貴委員会の審査内規による「火山ガイド」を改めた上で審査すべきであり、現「火山ガイド」に従った当審査書案の審査成果品は、この部分に関する限りは、基本的に無意味な成果品と言わざるを得ず、当該原発の再稼働に繋がることのあるとすれば、規制当局の落度であることは明らかであり、許容されないことである。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明が
なされていないのに、審査が不十分
ではないか。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 5 頁

< 内容 >

福島第一原発の原因究明が今までに解明
 できていないのに、同じ沸騰水型である女川原発
 が十分に出来ると思えてない。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 2 頁

< 内容 >

建屋の漏れなどか心配です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

(5) 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がされていないから

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p>＜該当箇所＞ 頁 行目 VI-499 福島でさえ核のゴミの処理が問題になり、処理方法も不明な状態である。汚染水の処理も海洋に流すとか空中に散布するのは世界の海や空を汚染することになりゆりせない。 3-33 <4> 巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い女川原発は絶対に再稼働させてはならない。</p>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 全 頁 全 行目

「安全」とは言えない「規制委員会」が意見公募するのは
烏合の衆がいい。「~~全世界~~の最良の基準」とは笑止千万
「ちんちんら」がいい。

最初の「被爆国」が「被曝」に「収束」して、「旧
型~~被爆~~被爆~~原発~~原発」を「再稼働」する。ふじの震源地
に最も近く、「福島原発」の最も近くを「炭坑の熱さ」
を忘れぬ内、再稼働。「国民」「東北」を馬鹿にする。
忘れぬふじ = 収束。

東電再稼働。ふじは収束。汚染水を海中放棄して海上
海中で何の競技をしてもかまわない。予備後理と規制
会メンバーが号泣を鳴らしみこは。予備再稼働は、
これ検討、執行するのだから。使用済み燃料も「表不明」。
廃炉に莫大な金と時間と健康被害と。 途

おれ自身の黒い内「原子ムラ」巨アバクど。

● 適当に合わせ規制委員会 一読み人知シテ
の

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

そのうち地球にのりこり別島(0.25%)災害25%
と報ある日本。原発は絶対不可。アバの暴発
外資はすべて失敗。ドイツを真習え。小単に統一
で「さあし私は好きでなにか」言っている。車も傾けさ。

テロ対策、避難計画、~~水蒸気~~爆発対策
煙炉対策----- 完璧にそのものを公幕せよ！

107:7X

<該当箇所>全般

女川2号の稼働を容認してはならない。その理由を述べる。

(理由1) 事故を二度と繰り返してはいけない

広島、長崎、福島の被ばくを経験した日本で同じ過ちを繰り返してはいけない。特に東電福島第一原発事故により、多くの被害者からふるさとと生活と仕事を奪ったばかりか被災者の救済は不十分なまま放射能によるとみられる疾病も増加し、未だこの事故は収束もせず放射能汚染水を太平洋に流し続け、廃炉への道も全く見えていない。おまけに、イチエフ事故の検証も不十分なままであり、再稼働は、同じ過ちを繰り返すことになる。

(理由2) 「核のゴミ」をこれ以上増やしてはいけない

使用済み核燃料が18000トンも貯まりその保管・管理の仕方も場所も決まっていない。これらは10万年以上も放射能を持ち続け、未来の人たちに取り返しのできない巨大な負債を与える。おまけに、原発再稼働によりさらに使用済み核燃料が増えている。プルトニウムも日本は既に47トン(世界第4位)も保有し、他に使用済核燃料内にプルトニウムを164トンも保有している。また、高レベル廃液が東海に338立法メートル、六ヶ所に223立法メートルあり、中・低レベル放射性廃棄物のドラム缶が200万本以上ある。

また、もんじゅ廃炉のみならずASTRIDも中止、もともと無理であった核燃料サイクルの破綻も誰の日にも明らかになってきている。

(理由3) 原発が放射能をまき散らす

電力会社の思惑通りに原発が稼働できたとしても、原発は、被ばく労働を強要し、大地も空も川も海も放射能汚染し、核分裂で発生したエネルギーの2/3を温排水として排出する「海温め装置」だ。海水よりも7度以上高温の温排水の量が多大であることは、例えば女川2号機の排水量が毎秒約60立法メートルで、阿武隈川の平均流量(毎秒117立法メートル)の半分近くであることで分かる。おまけに、原発による発電は、ウラン採掘から製錬・濃縮・加工・原子炉・廃物処分と原子炉の建設の為に膨大な化石燃料が使われ二酸化炭素を排出している。

(理由4) 国が嘘をつきながら誤った原発推進政策を続けている

経産省・資源エネルギー庁原発が安全・安い・無いと電気が足りない・ゼロエミッションでクリーンなどなどの嘘をつき続けてきた。東電福島原発事故で、これらの嘘が明らかになったにも拘らず、パリ協定・CO2削減を口実に未だに「原発がクリーン」と言っているがこれが大嘘であることは先述の通り原発が死の灰を排出することから明らかです。以前からの方針を踏襲して第5次「エネルギー基本計画」を立てたが、原発を維持・推進する矛盾だらけの計画で私たちはこの案を厳しく批判している。

(理由5) 原子力規制委員会が全く信用できない

国も自治体も事業者も原子力規制委員会が安全を担保するから稼働と言い訳しているが、原子力規制委員会の「新規制基準」もその審査も全く信用できない。既存の原発を稼働させる為の「緩やかに過ぎ合理性を欠く」世界最低水準の「新規制基準」を作り、甘い甘い審査

をしている。

「新規制基準」と審査の甘さの典型は、例えば基準地震動にあり、柏崎刈羽原発敷地で2000ガルを超える地震動を観測し一関で4000ガルを超える地震を経験しているにも拘らず、稼働原発の基準地震動は1000ガルとあまりに過小だ。原子力災害対策も審査対象外としてIAEAでさえ推奨している深層防護も満たしていない。

それ故、原子力規制委員会の規制委員長自らが「安全は保障しない」とずっと言い続けている。本年11月にも、茨城県東海村の山田修村長の「規制庁が、十分に安全性は高まっている、と言うべきだ」との発言に対して、更田委員長は「絶対に申し上げるつもりはない」と否定した。

以上の理由で、未来のため地球のため総ての命のため、女川2号炉を稼働させてはならない。

さらに、女川原発2号炉は、被災した原発であり建屋の剛性低下ほか多くの損傷が危惧される。780回も原子力規制庁との審査会合を要したのだから。

また、毎日の様に起こる地震が女川周辺で起こることも危惧される。地震動予測地区2019等を見れば、東日本大地震の2011年以前の発生確率よりも今後の地震の発生確率が高く「日本列島では地震はいつでもどこで起きても不思議ではない」。また東北沖アウターライズ地震の発生と巨大津波の再襲来も心配だ。

さらに、東北の大都市仙台市に約50kmと近く住民投票条例制定の11万人以上の署名など、地元・周辺住民の理解は得られない。

何よりも、東北電力はこの9年間原発稼働無しで住民に電力を潤沢に提供してきた。女川や東通を稼働させる必要は全くない。

関電と同様に原子力マナーの還流が女川や東通でも起こっているのではないか？

女川2号機は廃炉にするべきだ。

以上